秋田叢書

第一巻

秋田藩祖佐竹義宣公文書

（秋田縣平鹿郡里見村佐藤利兵衛氏藏）

秋田藩主第二代義隆公文書

秋田藩主第三代義處公文書

秋田叢書序

今や聖代の餘澤は文運の興隆を促し、文運の興隆は一躍圖書の刊行を促進する事となれり。則ちこの傾向たる、主として古來の祕書珍籍を長く現在の如く放置するに於ては、年を經るに隨ひ次第に散佚堙滅に歸せんとするを憂ふるの現象に外ならざるべし。これ近時各都市を通じ陸續として叢書刊行の氣運を醞釀し、現に東北にありても宮城、岩手の如き、既に仙臺叢書、南部叢書發刊の魁をなせる所以乎。

然るに、本縣の如きは仙臺、南部に劣らざる東北の雄藩にして、佐竹義宣公遷封以來三百餘年間治化を布き、文化の興隆に努め、殊に天樹院義和公の如き一代の名君を以て夙に力を文敎に注ぎ、學館を建て、人材を育し、中山菁莪、瀨谷桐齋、野上椷山の如き名祭酒を出し、金岳陽、小川鷗亭、

落合東堤、益戸滄洲の如き碩學鴻儒相繼ぎ、蔚然として文運の素地を造りしに係らず、この文質の彬々として、而かも東北文化の淵叢を以て稱せらる、本縣にして、古賢名士の苦心に成れる幾多未刊の祕書珍籍の刊行に思を致されざるは、これ豈に文敎の爲めに慨すべきに非ずや。

秋田叢書刊行會深澤多市君は文壇の老雄にして斯道の先覺なり。君日夕載籍を涉獵し、秋田に關する鄕土史資料の散佚せんとするを慨し、敢然起ちて秋田叢書刊行の擧あり、予に序文を需む。而かも第一輯を羽陰史略の刊行より始め漸次他に及ばんとすと。

君は壯時秋田縣屬より宮城、京都の郡宰となり、晩年官を辭し、今現に自治に參し横手町にあり。好學の餘、縣人の未だ成し能はざる快擧を君が手腕に依りて斷行せられしは、轉た空谷に跫音を聞くの感に堪へざるものあり。如此にして秋田文敎國の名、また徒爾ならずと謂ふべし。

この擧や、獨り本縣の爲めに萬丈の氣を吐くに止まらず、國家の爲め、將

た學界の爲め其貢献する所甚だ大なるべきを信ず。乃ち數言を錄して之が序となす。

昭和三年四月十六日

秋田縣知事從五位勳五等　鯉沼巖

凡例

一舊秋田藩を主として、鹿角郡及由利郡を合せたる縣地內に散在せる史書、並に古文献等を撰序して公刊したならば、世を益すること甚大なるべしとの考を懷いたのは決して最近の事ではない。而かも、これを決行するには多額の資金を要するのであるから、止むを得ず袖手傍觀の外なかつた。

一予は此の事業を實現せんがために、縣の當局に進言したること一再に止まらない。然かも、終に目的を達することが出來なかつた。這回、一般社會の同情によりて此の事業を敢行することを得たのは、恰も名花を手折りて領頭に飾るの感がないでもない。

一校訂に關しては畏友沼田平治、細谷則理、大山順造、須田勇助の諸氏に囑し、不肖も亦其の驥尾に付して、最も嚴正に原著書の意圖を尊重し、極力異本を求めて之を對比し、出來得るだけの努力を傾注すべきことを誓盟した。

一叢書に採擇すべきものゝ簡撰に關しては、第一文献保存、第二鄕土史編纂の要用といふ標識に向つて進みたいと思ふ。其の書目に付ては、文學博士喜田貞吉先生の指示を仰ぐことゝした。

一書中の作字、當字、略字等は努めて原本に依ることゝしたが、其の中に於て特に必要ありと認むるも

のは之を訂正した。例へば戸村十太夫の十の如き、或は重、或は拾等の字を慣用せられつゝあるが、是等は皆原本を其のまゝ踏襲して敢て改訂を加へず。また原本不明にして意義通ぜざる所には、或は「マ、」の二字を添加し、或は缺字を置きて私擅の修正にあらざることを明にした。

一本叢書は、昭和三年五月を以て第一巻を發行配付し、以下逐次刊行して所期の目的を達成せんことを期せり。

一本叢書の第一巻を發行に當り、特に舊秋田藩主の裔孫なる佐竹侯爵閣下の題字、並に鯉沼本縣知事閣下の序文を得て、是を巻頭に飾ることを得たるは讀者と共に感喜する所である。

一本叢書の發行に關しては吉村定吉、山本啓三、中道等諸氏の指導誘掖に負ふ處甚だ多い。又謄寫及校字に關しては國本善治氏の助力を得たる點甚大なり。併記して感謝の意を表す。

昭和三年五月　　深澤多市識

編輯顧問

文學博士　喜田貞吉

編輯及校訂

沼田平治
細谷則理
大山順造
須田勇助
深澤多市

題簽　赤星藍城

裝幀　原田聚文

代表者　深澤多市

秋田叢書第一卷目次

羽陰史略卷之二

羽陰史略卷之三

羽陰史略卷之四

◇

梺山峯之嵐

卷頭寫眞版

羽陰史略

前篇

解題

羽陰史略の著者は、傳ふる所によれば中村光得である。光得、通稱を與助といふ。加藤光當第三子で、中村又右衞門廣光の養ふ所となりて其の姓を冐した人である。

舊秋田藩の史學は、其の端を元祿九年藩主義處が其の家臣大和田内記、中村與助の二人を常州に派遣して佐竹氏に關する古文書を調査せしめしに發した。翌十年七月二十八日、岡本又太郎元朝を登用して御文書改奉行に任じた。元朝、史方に長じて士庶の間に散在せる古文書を蒐錄し、兼て諸士系圖並に御家譜を調査した。此の事本書に詳なり。

中村光得は元朝の僚屬にして、元朝を輔けて能く集大成した人である。本書羽陰史略は其の一家の史記なるべきも、蓋此の間に得たる材料によりて撰次したるものなるべし。されば、私史と謂ふと雖も實は公撰と異なる處なし。

本書は、此の如く舊藩時代より貴重視せられたる史書なるを以て、書寫流傳して何れが其の原本なるべきか、今得て考へがたし。然かも其の間魯魚の誤り非常に多く、錯簡攙入も亦尠くない。故に這回本書の發行に當りては、六種の異本を對比して是を校訂し、極力その完全を期せり。予は圖書の校訂に初

めて指を染めて、初めて豫想以上の苦艱を體驗したり。然かも尚ほ完全なりといふべからず。切に群賢の是正を祈る。

昭和三年五月

校訂者　深澤多市識

羽陰史略　巻之一

○慶長七 壬寅

【補】四月朔日　薩摩大隅安堵之御判嶋津龍伯に賜。

一四月十日　義宣公常州水戸より御上洛御供人数大津草津に被差置。

一五月八日　家康公命を下して榊原式部大輔康政、花房助兵衛道兼をして義宣公え羽州に於て替地を賜の間常州より移らるへき由。　葦名盛重、岩城貞隆、相馬義胤の所領常州、奥州、野州等の地を没收せらる。　廿一日、京都より水戸え義宣公飛脚を以羽州え國替の事を告と云々。

一六月九日　花房助兵衛、島田治兵衛水戸に到る。

一同十五日　義重公、太田を披ひて八槻に到、江戸え赴んとし田中越中守隆定を其息女に扈從せしめ秋田に赴かしめんとす。

家康卿、松平周防守康重、松平五郎左衛門一生、由良信濃守某、菅沼與五郎、藤田能登守を常州に遣し水戸城を衛らしめ武井右衛門も赴かしむ。　和田昭爲等義宣公の命を受、水戸、太田及ひ常州所々の

城を開き渡さしむ。且、奥州平の城岩城貞隆居城は皆川山城守廣照をして守らしむ。貞隆臣佐藤大隅守これを拔き渡す。本多佐渡守正信、大久保相模守忠隣をして國事を監しむ。制法を定、松平伊豆守信一を江戸崎城の支輔とす。

【補】○院内　矢田野安房守。
○大曲　梶原美濃守。
○淺舞　茂木監物。
○能代　大窪參河守奉行たり。
○檜山の城受取は今宮攝津守とあり。
○秋田郡米内澤の城に赤坂下總守朝光。
○湊の城は秋田實季の臣湊兵右衛門、岩倉左近上下四十人斗にて居り八月二日巳の刻に和田安房・川井伊勢、白土大隅請取。
九月十七日義宣公御着城。其以前は赤館士二十五人長倉士と代り合五日五夜つつ城番勤む。
○金澤の城　東將監、梶原美濃守受取。
○御家譜の内に桂雲院様え梶原美濃守政景、根本紀伊守里行被附置、金澤の城に五六年御座なされ其後江戸淺草え御登。
○十二所　鹽谷伯耆義綱。

一七月廿七日　家康卿御書を義宣に賜て曰「出羽國之内秋田、仙北兩所進置候仝可有御知行候也」と。慶長七年七月廿七日御日付にて佐竹侍從殿とあつて御居判なり。

【補】六郷高屋は兵庫頭正乘居城たり。義宣公しはらく住したまう。

一九月十七日　義宣公、秋田郡湊城に到る。義重公を仙乏郡六郷城に居らしむ。北又七郎義廉を仙乏郡長野紫嶋城に、葦名平四郎盛重を仙北郡角館城に、東將監義賢を平鹿郡增田城に、南左衛門義種を雄勝郡湯澤城に、多賀谷左兵衛宣家を山本郡檜山城に、小場式部義成を秋田比内城に或は義成をして初檜城に居しめ後北

内城に居しむと云。後鵜谷伯耆をして北比内を守らしむ。今十二所と云。南比内を義勝に守らしむ。今大館と云。伊達參河盛秀を平鹿郡横手城に置、これを守しむ（或は須田美濃を盛秀に副て守むと云々。）

【補】或書 □ シカト不見 横手御城守被成候根岸七人衆中久保田御勤にて □ 後久保田え御引越。
小瀬越中　宇留野源兵衛　眞崎兵庫　根本紀伊守　大塚權之助　好間兵庫（部か）　信太太郎右衛門。其後須田美濃　向右近
茂木儀右衛門　今一人號と不見え伊達三河守盛重か。
横手の城受取の人數松野上總　和田安房　河井伊勢守　白土大隅守　桐澤久右衛門。

○慶長八 癸卯

一五月より久保田神明山に新に御城御普請あり。（此年江戸え御登。初、山の名神明山又矢留の森或は河尻山とも。）

一五月三日（一に九月三日と有） 人見又右衛門通國兄弟に命して宿老川井伊勢守忠遠を横手城にて誅せしむ。梅津主馬介政景刺してこれを殺す。

一八月 秋田の殘士二千人一揆す。比内の押赤坂下總朝光攻るを討捕。

一十月 大阿（仁の字落か） 一揆起、朝光馳向て退治す。

一十月 仙北六郷義重公御館え百姓一揆合戰あり。

今年家康卿從一位に叙し右大臣に輔任征夷大將軍賜ふ。

○慶長九 甲辰

一二月　家康卿命を下して東海道及越後、奥州等の諸國に一里塚を築しめ卅六丁を一里と定、五月下旬其功を終と云云。

一七月十七日　若君（後、家光卿と本稱）御誕生。

一八月廿八日　久保田御城御普請成就し義宣公移賜秋田城と稱。此年秋江戸え御登也。

○慶長十 乙巳

一秀忠公御上洛四月廿六日。任内大臣に（爲征夷大將軍）同日參內。（叙正二位、爲兩院別當駕牛車出入宮中被聽。）義宣公扈從の列にあつて塗輿に駕す。

一四月七日　家康公與奪（マヽ）將軍秀忠公。

同十三日豐臣秀頼公、任右大臣。

一七月十七日　下野國御領地御拜領。伊奈備前守殿御引渡。（下野河内（かつち）都賀（つが）郡御拜領之儀大島助兵衞久渴（稱任宰）覺書に「義宣公當藥師寺五千石餘の處慶長十乙巳年七月十七日伊奈備前守殿御引渡。先年は結城領に有之、慶長六年辛丑年五月結城御國替之由同年五月伊奈備前守殿結城領支配被成候。同十一丙午年二月より御當家樣御領分被仰付候由。但河内郡七ヶ村都賀郡三ヶ村都合十六ヶ村にて御高五千八百拾八石に御）

定候故、上菅橋村の内餘地御他領に成文挾村と唱候。慶長十一丙午年より寛永年中まて信太兵部少輔當所支配之由。其外往古納手形等所持の由。但野州御當領十ケ村は惣名薬師寺と申候、菅橋村も薬師寺之内之趣書付あり。并菅橋村上下の字の事も書付あり。又上菅橋村名主茂兵衛永傳候趣は慶長七年中五千石御領分に成其節御鷹場御拜領御住所御鷹局とも茂兵衛屋敷之内に被建置候。」義處公迄御代々被爲成候よしなり。

○慶長十一 丙午

一秀忠公諸國え命を下して江戸城を改築て大都と云。

一今年朝鮮國の僧松雲來朝して和を請。

一此年江戸え御登「十月四日」

○慶長十二 丁未

一家康公命して駿府城を築しむ。閏四月二日小野右衛門義雅卒。同八日權中納言結城秀康逝三十四。

【補】閏四月八日 權中納言結城秀康逝す。三十四歲。

一今年朝鮮國三使來艘 閏四月廿四日。

一九月院内銀山御運上銀此年より始る。駿府え御使者、信太兵部少輔。

○慶長十三 戊申

一正月　義宣公江戸より御下り。十月御登。

此年秋田仙北御藏高合七萬千五百四十九石九斗三升三合。此拂の内米五十石好間三郎殿御合力横手にて須田美濃より渡切手有。同百十一石三斗八升五合夢庵様女房衆十人の御扶持方、同御北家中六十三人の御扶持方十三年九月より十四年八月晦日迄大小引。同五十石大塚信濃御合力分檜山に渡。同七十六石二斗九升二合惠齋様御扶持五十人同十三年九月朔日十四年八月晦日迄。同七石六斗三升馬場忠兵衛五人御扶持方日數右同斷。同十二石六斗三升三合院内銀山奉行人見九右衛門、沼井權右衛門扶持方慶長七年より十二年迄。野代大窪三河、中田駿河、同御米藏方眞崎豐後同年九月より。十月二十二日秋田にて鶴二御調御成御用と有御臺處岡大隅此年御藏高右同斷。右拂の内米五十石好間三郎御合力。同大塚勘十郎、同大塚信濃廿人御扶持十四年十一月朔日より十五年八月晦日まで。其外ともに被下候分、同八石三斗二升五合馬場忠兵衛五人の御扶持方同斷。同百七十六石海上御普請人足二十二人に下さる分、但一人八合つゝ。同十四年御金藏山方對馬、關民部。同十九年御藏入拂の内米三十四石九斗九合和田安房守二十人御扶持方。同三十四石九斗九合大塚信濃二十人扶持。

○慶長十四 己酉

一義宣公、春江戸より御下。正月十四日義隆公生。

一三月八日　横手に於て大塚權之助某、須田大藏（美濃盛秀子）を殺戮し權之助自殺す。（大塚權之助は東義久五男にして御當家古來よりの舊臣大塚を嗣く。於玆斷絶す。大藏は横手城代須田美濃盛秀嫡子なり。仍盛秀、玉生八兵衛武宗を養ひ、大藏娘を娶せ須田八兵衛盛久と稱すと云々。）

一四月十六日　御領内村え御合判出。御判紙無之者町送傳馬歩夫不可出。公用人縦次宿に馬無之可乘通由申候はゝ其者押置披露可仕由。

【補】横手御城御掟。但板へ認。

掟

一武具こはた馬鞍道具以下分により可□之時によらす可相□候條油斷仕ましき事。

一分領中において衣裳之事知行高によらす紬もめん布なきへし。道服も右同斷之事。皮きぬ皮はかまは不苦候。此外きぬ類惣別ゐり斗にかけ候てもき候はゝ可爲曲事候。人によりうらにはかた色付候てくるしからす候。但他所之時の用所に候條分により小袖なとも持へき事。

付、町人は何なき候てもくるしからす候事。

一振舞の事二汁三菜之外出す間敷事。大酒停止候間三へん外出すましき事。但さかつきは常の如たるへく候。是は町人迄も同前の事。

右於相背は聞付次第に人によらす可爲曲事者也。

慶長十四年卯月朔日

外に壹枚有之　同十九甲寅記。

一六月　命せられて廿二日より海上（うながみ）御普請御手傳あり。六月二十二日より十一月五日歸る御取掛。奉行山方能登重泰。十一月五日其功を終ふ。

一七月七日　島津家久琉球國を征伐す。將軍其功を賞して彼の國を賜ふ。

一九月五日　仙臺政宗公え眞崎兵庫御使者にて御馬被爲進。

一十月　義宣公江戶え御登。御供御家老澁江内膳、騎馬廿九騎、駄輩廿五人、御膳奉行二人、御茶屋坊主六人、御茶や十人、御馬添三十人、江戶詰御鷹匠九人、立歸十九人。

一十二月十二日　常州水戶を中納言賴房公に賜ふ。廿五萬石を領す。

○慶長十五　庚戌

一二月十七日　大山永鐵卒。八月琉球國王駿河幷に江戸え來朝島津氏同伴。

一此夏義宣公御下國。考。四月廿一日御城より馬代銀百枚御拜領。今御暇之節御拜領銀なり。信太兵部少輔より梅津半右衛門受取之手形在。同年御下に付山形まて御迎の事あり。

十一月江戸え御登。御供一騎二十九騎、駄賃三十三人、御馬添三十人、御茶屋十五人、御鷹匠四十貳人御足輕御小人百四十貳人、御臺所附者十九人。江戸御臺所御勘定十一月十一日より。十六年五月廿六日まて日數百九十六日とあり。

一今年江戸神田御屋敷御門御長屋御普請。信太伊豆勝正、小野崎淡路通堅、山方藤右衛門某奉行たり。

一此年御北樣閑信樣御事なり御在江「春より」同冬御下。考。閑信樣春御登、冬御下國。御馮飼料勘定御馬數二百九十二匹と有。

○慶長十六辛亥

一正月五日　山々御運上銀十箱駿府え御上納。御使者羽石内記高道勤之。右銀箱駄賃一貫受取。

一此年五月江戸より御下なり。

一九月廿五日　小場式部大輔義宗卒六十一。閑居し幽庵と云源義公第三子也。

一同年秋又江戸え御登。御供一騎御合力旅籠代銀八貫廿八匁五分傳馬代乘馬飼口共にこれは冬て增銀か駄賃同四貫九十四匁五分、御馬添三十人、御足輕百八人、御小人三十人、御中屋十八人、御馬屋十六人、六尺六人。

一此年義宣公御妹高倉大納言藤原永慶卿（マヽ）（爲右衛門督ともあり）え御婚禮。小田野刑部御祝儀御勘定あり。

○慶長十七 壬子

一四月十九日　義重公於六郷逝す、御年齢六十六。御幼名、徳壽丸次郎常陸介。御母、岩城左京大夫重隆女。御法名、智足院殿通庵闐信大居士。

一五月三日　義宣公江戸より院内迄御下着也。夫より久保田御着城。此節田崎相模「信太新左衛門」新城領金山迄御迎に出。

一七月「六月とも」十七日　眞壁右衛門房幹卒、四十四、雄山道英と號。知行高千五百石沒收。其弟又十郎重幹以八百石爲遺跡（後改右衛門。）

一十月廿八日　江戸え御登。下野藥師寺え御立寄。閏十月十二日御上着。

一十二月　明年大樹御成被仰出。右御用に付澁江内膳政光江戸え登、上方え被登。同廿九日到院内。
【補】右に付左衛門久保田御留主居。

○慶長十八 癸丑

一正月三日　義宣公駿府に到て登營。

一三月二日　大樹秀忠公、義宣第に入御（伏見にて入御なり。）

一三月晦日　義宣公駿府に到登營。家康公に謁し白銀千兩時服十領賜。

一七月十一日　江戸御發駕。（十七年子十月より藥師寺え御寄。夫より栗橋迄一日引七月迄日數二百六十八日半。此内兩度の御成御用迄押込御米入用御臺所分とあり。）

○慶長十九 甲寅

【補】正月十九日　梅津主馬政景駿河え御運金銀に被差登。

一三月三日　山縣掃部を御使として越後國氷河より來て江戸え着。今年東國の諸大名に命して越後國高田の御城御普請を仰渡さる。依て義宣公二月秋田御發駕氷河に到る。然とも奥州の諸大名御掛合一人も未到らす。依て氷河より秋田え御立戻り。

一四月六日　義宣公秋田を發して高田に到れり。葦名主計義勝（初平四良盛重）南左衛門義種、東將監義賢、小場式部義成、石塚大膳義辰、茂木筑後治良、眞壁右衛門重幹、今宮攝津守道義、梅津半右衛門憲忠等扈從す。

一五月廿三日　御旗御仕立。御勝截岡本藏人宣繼、墓目小野崎内藏頭（「源三郎とも」）宣政、御仕立指揮金澤長右衛門宗貞、御仕立芳賀彌左衛門某。

一高田御城御普請成就。七月始御歸國。

【補】横手御城御札寫。

諸給人知行所務相定條々

一物成之儀相定候外取へからさる事。

一水損旱損其年々に見分候て可致宥免事。

一升之儀新升にて有樣に取へく候。若非分候はゝ百姓可有訴訟事。

一口米之儀物成一石に二升宛之事。

一郷關普請二月二十一日より三月十日迄致候間人足召使間敷事。

一人遣之儀物成六十石に付て年中に二百人迄は可召仕此扶持方一日一人に付て拂一升宛可出候。雪垣薪取抔は右之人數之たるへき事。

但用所なくして二百之人仕不仕候とて前之書付し外の役申かけ取へからさる事。

一公儀之普請人足は可爲人數之外候。其時は一日一人に付て納一升二合可取事。

一傳馬之儀物成六十石に付て年中に三十疋、此手間一疋一人に付て納二升宛可出事。

一江戸遣之儀物成六十石に付て使一人宛百姓可相立候。

但此手間六月分に納二石五斗可出之、此外は給人百姓可爲談合事。

一はしり候百姓跡の田地之物成殘百姓に申かけ取候儀有間敷事。

但品によるへき事。

一分領中百姓通し之儀當給地之時有付次第に可相定事。

一山河野役如相定藏入可出候事。

一糠之儀物成六十石に付て年中に五斗入三十俵可取事。

一わら草之儀物成六十石に付てわらのうらもと打違兩方掛て中なしめて可取事。

右條々寫候間諸給人手前々々に可指置候。其上違背之者於在之は可爲曲事者也仍如件。

慶長十九年九月廿三日。

一九月廿五日御立江戸え御登。御家老澁江政光御供。

一十月七日　奥州矢吹の驛え御執老本多佐渡守正信、酒井雅樂頭忠世、土井大炊介利勝、去二日附連署の奉書到來被仰觸之趣別にあり 大坂御陣觸あり。

十日　巳の刻家康公御上洛。今日駿府御進發向右近宣政御直書有十月十五日飛脚參着 急に政景を招て其兵を點檢せしむ。各三百石一騎たり。三百石以下の士は百石に償三人銀百四十目を出さしむ。政景其功成て明日是を觸催す。

十五日　梅津憲忠、其嫡長三郎廉忠秋田を發して江戸に赴く。憲忠弟政景馬を贈にす唐犬と云 其外十六、十七、十八日御人數連々に出足す。

廿三日　秀忠公御上洛として江戸御進發。

廿四日　義宣公千五百人を卒して江戸を發して大坂の役に赴き御出陣前銀千枚於江戸御拜領の事あり 十一月十七日大坂に到る。臺命に依て玉造口に發向す。

二十五日　義宣公兵を京橋表に發して鐵炮せり合あり。晩に八代越中守、安藤治右衛門、伊藤右馬允臺命を告て曰「今福の地を以附城とすへし。義宣、景勝、明朝同時に兵を出し今福出張の敵を逐拂へし。其刻限は三使明朝これを告ん」と也。

廿六日　朝義宣公命して澁江政光を軍將として今福出張の敵を追拂はしむ。鐵炮足輕の將信太伊豆

勝正、沼井正右衛門某、川井權兵衛賢忠、鑓足輕の將大塚九郎兵衛賓卿及騎兵步兵相從しむ。梅津憲忠敵六人と相爭ひ二ヶ所の疵を得遂に敵を追拂ふ。政光月劒の鑓を以敵を一人衝て其首級を得。笈川南右衛門敵の將矢野和泉首を得、小川刑部右衛門、江尻軍兵衛、小野崎織部並に政光下近藤奥右衛門、荒井甚兵衛、憲忠下梅津彌左衛門各首級を得たり。義宣公自ら馬を馳て指揮す。敵兵遂に敗走す敵の柵を取つて堀切之內一番に伊達參河盛重、二番石塚大膳義辰、三番に戸村十大夫義國、小野大和義繼各三段に備これを守る。政光此に在て足輕を下知し鐵炮を放しむ。三使來て義宣公と同く首實檢し其功の速なるを感て歸る。

未の刻大坂の城兵鐵炮を放ち鑓を振て衝出步卒已に衝立られ敗北す。政光自ら鑓を衝て衆を勵まし奮ひ戰ふ。遂に鐵炮に中て死す。足輕の將高垣兵右衛門、中村信濃及小野崎源左衛門、町田小左衛門白土嘉右衛門、小田部五郎右衛門、塙治部左衛門、宇佐美三十郎並に政光下戸祭十兵衛、來栖修理、鈴木正左衛門、黑川傳左衛門、濱野平左衛門、駒野目六兵衛各奮戰して命を殞す。茲に於て戸村十大夫義國、大塚九郎兵衛賓卿、信太內藏介勝久鑓を衝て戰功あり。其餘加藤主鈴、高屋五左衛門、滑川八右衛門、小室內匠（八右衛門內匠相討の高名）吉成彌右衛門、小助川正左衛門、高橋源太左衛門、大和田源左衛門等首級の功あり。敵兵遂に退散す。再ひ其柵を取てこれを守らしむ。

夜に入て義宣公玉生八兵衛武宗を使として今日討取所の首十五級を秀忠公平野御陣處え獻す。石川

三右衛門某検使としてこれを改む。武宗、秀忠公に拜謁、時服二領を賜ふ。島田治兵衛利政これを執す。

今夜榊原式部大輔康政、義宣公陣處え來謂て曰「城兵若くは夜討せん、往て是を援くへき由臺命を蒙來る」と。義宣公固辭して康政を本陣に歸らしむ。

一十二月十四日　大坂よりの飛脚秋田え到來（十一月廿六日大坂を發と云。）義宣公書を向宣政に授て曰く「去廿五日大坂京橋表あをやの居候かたはら町まて陣場をよせ候其一日鐵炮仕合あり。さりなから手負一人も無之候其處に付城の仕度候間大鐵炮三十日より六匁玉の筒まて殘なくさし上へしと云々。」

廿日　向宣政大坂え鐵炮を遣す。和田藤右衛門使たり。

廿二日　江戸より飛脚秋田に到來、信太兵部書を宣政に寄て曰「大坂小口玉つくり口、屋形樣御陣場之由、然處に此處内よりとりてにをいたし持候處を去る廿九日（按に廿六日ならん）の朝に彼のとりてを推破御取被成候處にて半右衛門鐵手を負候由、晩に敵三千計にて彼處を取歸し候由、其處にて内膳殿討死の由又々其處を屋形樣御人數にて其夜に御取歸、于今御持被成候由、一日之内に取つ取れつ三度のしあいに手負討死數多御座候得とも于今誰も兩人の外は知不申由。右之樣は大坂より將軍樣御旗本衆江戸御留守居衆え去月朔日の御日付にて被仰越候同六日に參着の由、就是島田兵四郎殿我等を御城え被召寄右之通被仰聞候に付飛脚差越候」と云々。（平野氏在所狀に曰「十月廿日殿樣江戸御立、某等ともに秋田より罷登面々大津、伏見、竹田御泊、廿五日大坂近邊え御出廿六日御合戰」と云々。）

考ふ。九月廿五日秋田御立、十月九日頃江戸御着、同廿日江戸御立大坂御進發、霜月十七日大坂御着と御傳記にあり。日數廿七日、御旅行之内十二日伏見まて日數廿三日とて御出也。御道中込合し事と見ゆ。

○慶長二十 元和元年 乙卯　七月十三日改元

一正月十七日　戸村十大夫義國（肩書一門とあり）梅津半右衛門憲忠（同家老脇とあり）信太内藏介勝久、大塚九郎兵衛資卿、黒澤甚兵衛道家（肩書以上三人物頭とあり）召に依て登營。將軍家に拜謁、御感狀及御刀（青江次直）を義國に、御刀（信國）を憲忠に、時服二つ羽織一宛を勝久、資卿、道家に賜ふ。御感狀左に記。

今度於攝州大坂今福表一戰之時合鑓被疵之條粉骨之至感思食候也

慶長二十年正月十七日　秀忠公御居判

戸村十大夫とのへ。

今度於攝州大坂今福表防戰之刻合鑓剩數ヶ處被疵之條無比類働粉骨之至感思食候也

年號月日御判同上

梅津半右衛門とのへ。

今度於攝州大坂今福防戰之刻合鐵鋦粉骨條感思食候也
年號月日御判同上

信太内藏助とのへ
大塚九郎兵衛とのへ
黑澤甚兵衛とのへ。

各相傳て家寶とす。但資卿に賜ふ所年號なし。

一正月廿八日　秀忠公江戸え還御。

一義宣公御下國。二月三月の内御着城と見え不詳。考に、二月三月の内御下國と見えて従秋田、駿府え御使者向右近上下四十一人乗馬二匹旅籠渡事有。江戸え御使者梅津半右衛門上下二十三人(三十三人とも)乗馬二(一とも)匹行歸廿二日分同斷。同所え戸村十大夫御使者御用上下廿六人乗馬二匹行歸同斷。右御金藏目錄に在、實事不可疑。又三月十五日片野源助、出村又右衛門、山口清右衛門、十九年十一月より大坂御陣處御扶持渡一紙有。屋形様御陣處御立の前後に秋田え下り右三人の御米拂一帋さし出か。然らは秋田御着三月下旬か。

一北又七郎義廉、大坂歸陣之筋遠州掛川に卒、年二十三月日不知。

一四月四日　前將軍家康公駿府出御。

一同十日　秀忠公師兵江戸出御。

一同十八日　前將軍二條え御着城。

一同廿一日　秀忠公伏見御着城。於二條御城權現樣御對面。

一四月　大坂御陣觸。

一同九日　秋田御發駕。

一同廿四日　江戸御出陣。

考。御金藏日錄大坂御草打之時、一騎駄荷三十八人、御扶持方者三十八人、御馬添百廿人、御茶屋十人、御臺所の者十六人、御足輕御小人御厩者合七百十人、御陸尺八人、金山より江戸迄と步夫六千八百十二人。〇此節蘆名主計殿手勢二百三十人、乘馬二十三疋、御傳馬四十五疋。四月九日御荷物廿駄金山より江戸迄。銀一貫二百目安藤多郞兵衞、福地五郞左衞門受取。四月廿一日江戸にて御鐵炮玉藥二萬八千五百放、藥二十二貫五百目。五月五日大津にて藥四貫五百目受取。右兩人玉藥役被仰付勤之、道中十二日ほとにて上着。五月四日より右玉藥拂方玉二萬八千五百、藥二十四貫七百八十目、同口藥一貫八百三十七匁、外に藥二百目御前え大津にて差上る。此所にて足輕將兩人に相渡。

右御陣之節御臺處御用金銀錢小野崎吉內、根田四郞勤之。右本銀向右近、梅津主馬御前より受取、御取次玉生八兵衞、信太兵部少輔信太主水、小野崎太郞左衞門也。銀六十二貫七百五十三匁三分一厘、金百三十七兩、三步錢十五貫八十一文。從江戸大坂迄十二日分御扶持米三十六石、但九百人銀にて四百五十目、此米十八石（一匁に付四升）。五月五日より同晦日迄廿五日分米百九十八石、銀にて二貫四百七十五匁此米九十九石、同銀四貫八百目此米二百十六石（一匁に付四升五合）。右は膳所御藏にて、六月朔日より同晦日まて米六十石大津にて、同百二十石佐和山御藏にて。

一五月六日　平岡兩將軍御同陣。

一同七日　將軍家大坂表御發向。卯刻前將軍茶臼山の邊御進發。巳刻安部野合戰城兵奮戰未刻に及やや敗軍す。將軍自ら指揮し諸軍競進て討戰し城兵遂に敗潰す。討るゝ者凡二萬三千六百九十二人。城陷。今七日義宣公、平岡（大坂城を去ること六里計と云々）に到る（秋田を發るの日諸書に脫。）大坂落城の火を見る（同處御止宿。八日大坂え到り京伏見御逗留。）

一八日　秀賴公及母堂自殺。其餘近臣二十四人自殺す。廿三日義宣公、書を梅津憲忠に賜て曰、

「上を略」昨二日安藤對馬殿上使手前宿え御越如被仰出は此度之御陣に間もなく早々罷上俄之儀に候處入數抔多召連參候由御祝着に被思召候由被仰出候。其上遠國に候て在京も大儀に候條先罷下休息可仕由被仰出候て御暇被下銀百貫目拜領候。無殘處仕合にて下國候。爰許廿八日相立候て北國通を可下候間其元え來廿日前に可打着候間其心得可仕候。

一七月十五日　伊達三河盛重卒。

【補】〇九月廿五日　梅津主馬、大和田近江を南部御境え被遣、森田治右衞門、用心新右衞門同道、近江は御免。

〇十月　南部大光寺喜大夫、內堀伊豆守、毛馬內三左衞門え文通等の事あり。

一十一月十一日　今年大坂陣中に於て古內下野義貞、前小屋右馬介勝直、赤坂兵部光賢故あつて所領を沒收せられ、寶鏡院に在住持の僧赦を乞によつて今日恩免あつて謁す。向宣政これを執す。

〇元和二　丙辰

【補】〇正月七日　男鹿え御渡野。同十九日虻川より御歸城。

〇同廿三日　向右近え御成。

〇同廿八日　梅津半右衞門え同。

〇二月朔日　戸村十大夫江戸より下。

〇二月八日　澁江彌五郎え御成。

〇同十一日　男鹿え御渡野。

一二月十八日　秋田城を發して（此時御供騎馬十七騎と云々）廿八日江戸に到。

【補】小場小傳治　小野右衛門　佐藤雅樂丞　玉生八兵衛　岡市右衛門　田中豐前　同杢　川井左大夫　黑澤正大夫　久賀谷外記　川井傳吉　和田牛四郎　岡半之丞　川井角助　鹿子畑正助　梅津主馬介　八木作助　其外馱輩數多。

一家康公御不豫の事島田治兵衛に問、黄昏に及江戸を發して駿府に赴く。

一三月二日　駿府に到。五日登營、前將軍家康公を拜謁す。御諚に曰く「去々年大坂堤に於て自身手を碎き御辛勞今に御禮申さす候。病中も忘申さす候。將軍えも委く申渡し候間如在あるましく候。又去年も遠國より急き御登候處兩條ともに少も失念申さす」との御諚あり。

【補】〇三月八日　大御所樣御不例之御祈禱南光僧正樣にて被成候に付川井嘉兵衛、太田三右衛門被附置。〇十日　御祈念五段の法こま二夜三日今日かち願に付御布施僧正樣え銀子貳拾枚、護麻の人數常座衆迄同三十五枚貳拾五包はしりめくり候うち衆へ代物五貫六百也、御小性衆に小袖壹つつゝ七人に被下候はしりめくり候。善光坊覺□坊に銀の外小袖一つ宛。

一三月十二日　於秋田石塚大膳義辰卒、年四十二。

一同十七日　兩御所樣より江戸え御下御休息あるへき由御暇に付、十九日駿府御立。廿二日江戸え御歸府。

一同廿七日　家康公、大政大臣に任せらる。

一四月四日　家康公より御形見として牧溪筆豊干の繪、寧一山讃御掛物御拜領。島田淸左衛門殿より江戸え御飛脚を以達。

一同十七日　午の刻家康公薨御年齢七十二。同廿四日御精進上。

一五月朔日　爲上使安藤對馬守殿御出、白銀五百枚、御時服三十御拜領。御歸國御暇被仰出。同九日江戸御發駕、同廿二日御着城。

【補】諸事御法度の新御札、右近名前御安紙にて六枚鹿子畑正助に爲書。四枚は刈和野、神宮寺、大曲、六郷之簗民部に渡候。壹枚横手須田美濃、壹枚湯澤左衛門。以來鶉雲雀は不申及雀の子たりとも取候はゝ可爲曲事御意。

【補】六月　本多佐渡守殿死去によつて御使者平塚强左衛門被差登。

一七月十七日　葦名平四郎盛泰卒廿二。

一八月五日　須田美濃盛秀孫婿名代玉生八兵衛出仕。

【補】〇八月二日　石塚源一郎え御成。

一同十日　義宣公、江戸え御登。

一同十四日　岩城貞隆え信州高井郡川中島一萬石を將軍家より賜る。依て義宣公より扶助する處の增田一萬石を被相返此旨向右近に御直書有。

【補】〇九月十日　長野路地あしく太町にて馬揃。

〇九月十三日　長野にて二番見の馬揃。

〇同十四日　三番に右同。

〇同十八日　四番見揃等五つとり也。

右何も梅津主馬、向右近、小田野刑部等也。

〇九月廿一日　江戸御立。江戸近處御鷹野不足に付爲御登の事申來。

一十月朔日　秋田より白の御鷹被差登。同廿日、秀忠公え御獻上の所甚御喜悦にて義宣公御鷹御拜領、御鷹場として栗橋、古河、矢木橋、山川、結城「下館あたりまて」下妻あしりまて御免許あり。

【補】政景日記に「霜月十日上酒一升代廿四錢、餅目方廿目一つ一錢、酢二合五勺六文、濁酢二合五勺三文、濁酒二合五勺三文、豆腐四寸四方十二文に被定置」とあり。

一同廿七日　澁江彌五郎宣光妹、南淡路義章え嫁す是ハ光聚院様の御母儀なり。

○元和三丁巳

一正月十一日　六郡御運上金銀、昨十日返賜ふ。爲御謝禮御登營の處に御歸國御暇被仰出、數寄に御用あるへきの由御花入御自愛の御鐵炮十首哥の象眼御筒御拜領。歸國の上鳥を打て慰勞あるへしとの御諚あり。因て十七日江戸御立、栗橋、古河邊御遊獵、二月二日御着城。古人の説に此御例を以今に至るまて御歸國爲御禮白鳥御獻上ありと云々。

一二月十日　慶長十九年御領内山々御運上銀大御所様より、元和二年御運上金銀將軍家より於江戸御拜領之分、御國替之節御供之面々及其年中常州より引移る面々え被下之、其外慶長十九年大坂の役に戰死の者父子等に御知行え被添下。右銀都合五千四百枚餘と云。

一三月七日　毎年諸士に秋菱喰御料理被下候處、御在江故今朝人數百九十八人、同八日三百卅人、同九日御馬添、御茶屋、御鷹匠、御掃除坊主まて貳百三十人餘。

一同十九日　御上洛御供觸あり。
一四月十四日　義宣公秋田御發駕。廿九日江戸御着。
一六月十四日　秀忠公御上洛。八日義宣公江戸御發駕、廿三日日野え御上着。
一七月朔日　義宣公伏見登城、秀忠公に拜謁。
一同三日　京都に於て米二千俵御拜領。
一同廿一日　秀忠公御參內。九月十三日秀忠公御出京。
一九月十五日　義宣公御出京。廿九日江戸え御着。
一十一月十九日　御鷹場え御暇にて御渡野あり。十二月七日江戸へ御歸。
一同月廿七日　御袋樣在とえ將軍家より御鷹の雁一御拜領。
一十二月八日　御鷹野鶴御拜領。翌九日、御老中御出頭衆御招請。

○元和四戊午

一二月五日　江府御發駕、御鷹野の爲に總州關宿え御出。廿日、下妻の內川尻に御遊獵。
一閏三月廿三日　江戸御立。四月三日御着城。

一同廿五日　向右近宣政卒。或云。宣政先に飛驒國の主たり。小鷹刈飛驒守政宗と云。秀吉公、金森五郎八郎法印長近に命して伐しむ。茲に於て政宗流落して常州に駈來奉仕す。公一字を賜、向右近宣政と稱し執老に命せらる。飛驒の主たるを以先道具免許すと云々。

一五月三日　佐藤源右衞門光信御加增二百石被下、都合五百石になさる。

一同五日　秋田にをひて將軍家より賜處の金鑭緞子を諸士に分ち賜。

一同十三日　將軍家より返し賜ふ處の去年運上金銀を以、秋田御遷封の時御供の輩及大坂戰死のもの二男三男諸牢人足輕小人に至るまて分ち賜ふ。但去年分賜ふ輩の外銀都合百三十貫目餘と云々。

一六月五日　御城下馬揃あり。凡八百騎と云々。昨六月四日川非備前卒。

一八月六日　和田安房守昭爲卒。常州より御家老、後閑居して卒。行年八十七。

一今年於春樣江戸より御下。東源六郎義直え御婚禮。

一九月廿三日　小野大和守義綱卒六十八。

一十一月九日　多賀谷修理大夫重經、近江國佐和山に卒。法名道雨。或云。重經總州下妻の城主たり。天正十八年太閤秀吉公に沒收せらる。御當家え寄寓す。是義宣公御舅たるゆへなり。其男左近某、父子不和にして越前國え流牢す。茲に於て慶長三年、公の季弟宣家を聟養子とし左兵衞と稱す。薙髮して道雨と云。御國替の節供奉。公の勘氣を蒙、佐和山に閑居す(大壽院殿の父なり。公の御後妻)。

一此年江戸蓮沼御門御橋御普請御手傳あり。

○元和五 己未

一正月元日　義宣公御上壇御着座、御一族、宿老、家子諸士盃酒の儀あり。御在國の年々同。今年及寛永二年を記。此日須田美濃盛秀一代武年老且須賀川の事被思食御一門末席被仰付。

一番座

主計葦名義勝　式部小場義成　惠齋宇都宮宗安　源一郎石塚義全　治兵衛大山義則　十大夫戸村義國　右衛門小野義從　攝津守今宮道義

下野古内道舩　藏人岡本宣綱　源兵衛宇留野〻

二番座

六郎小場義易　左兵衛多賀谷宣家　筑後茂木治貞　右衛門眞壁房幹　五郎伊達宣宗　源五郎松野綱廣　源五郎武茂重綱　彌六鹽谷貞綱

安房箭田野義正　美濃須田盛秀

各下段に着座。御吸物膳出、義勝に御一禮在て盃酒を賜ふ。其餘列座の面々是に准す。退去の節下段まて御送、各拜伏す。三番座家子宿老、下段次の間に着座、一人充出席、盃酒を賜。其餘諸士次第不同に盃酒を賜。須田盛秀、須賀川二階堂盛義の宿老たりといへとも御當家に忠あり、且年久しく勤仕老人たるに依て盛秀一世一族に列して盃酒を賜と云々。

夜に入御佳例の十炷香會あり。

一同二日　朝、南左衛門義種、其子三郎義章父子登城。晩、北中若丸、東將監義賢各盃酒を賜ふ。近年此例なし。今年より先年の佳例に復せらると云々。

一二月十九日　常陸より御供の御歩行、御茶屋、御馬添に知行被下置。

一同廿日　御發駕。三月六日江戸御上着。但御上洛に付栗橋より御急直々御上着と言ふ。

一三月七日　上使永井伊賀守樣御出。
同十一日御登城御目見、綿二百把、御太刀金馬代一枚御獻上。
一同十一日　島田治兵衞殿御出。山々御運上金銀去年分被返置、御拜領。
一同日　向清兵衞、於横手死。弟庄九郎に右近知行二千石被下、羽黑寄騎足輕支南久保田に罷在差引可仕由、清兵衞知行五百石は右庄九郎に被下、三百石被召上。
一四月廿一日　津輕越中守樣より信太兵部少輔、梅津主馬方え御書被下御上洛に付御借金被成度由、則申上候へは判金百枚被遣御手形御前え差上る。
一御上洛に付御足輕、御中間羽織二百四十八人分出來。
一四月廿八日　江戶御立、五月十七日日野え御着。御供騎馬三十騎、鐵炮百挺、弓二十張、長柄五十と云々。
一五月廿七日　秀忠公伏見御着城。
一同廿八日　京二條御城え御出仕。此時御刀持小貫大藏、御退出之砌有間違御科被仰付。
一六月四日　米二千俵御拜領。
一七月廿五日　御參內。
一八月四日　御登城、御刀持戶村十太夫。右御能有。翌五日御禮御登城、御刀持大山六左衞門。

一九月朔日　今宮攝津守道義、於日野卒（永義孫なり。）

一十一月（一に六月とあり）朔日　南左衞門義種卒（年五十三）同三郎え御悔御名代小野右衞門、御香奠御使者小田野刑部。

一十二月七日　御城御番人一組四十九人。

○元和六　庚申

一正月廿七日　秀忠公江戸神田御屋敷え御成在、御服五十、白銀千枚御拜領。御太刀馬代金五十枚、御夜物二十御獻上。

一二月下旬　御暇にて鹽原邊御渡野、梅津半右衞門御供。同廿六日江戸え御歸府。

一三月四日　角館城、十二所城、檜山城、湯澤城を破却す。（今般一國一城の御定被仰出儀を御承知湯澤、横手、角館、檜山、十二所、大館六ケ城破却被成へき儀御伺之次第、宜被聞召御勝手に可差計旨被蒙仰候に付、仙北に横手、比内に大館此兩城を被殘置、外四ケ城破却被成屋敷になさる。院內は元來よりの屋敷構なり。依て久保田城ともに三城と云。）

一四月四日　江戸御發駕。同十三日大曲より御着城。

一同十五日　小貫半四郎御勘當御免、親大藏跡目無御相違被仰付。

一同廿一日　今宮攝津守跡式大嶺出仕、又三郎被仰付。

一同廿二日　南三郎義章出仕、名改修理介。御取次山方內匠（政豐）御腰物下さる。

一六月十八日　女御（秀忠公皇女東福門院）御入内。義宣公、梅津政景使として上京せしむ。

一九月八日、九日　御足輕鐵炮上覽。七組充六十間にて中る者九人、銀一枚宛被下。同十日向庄九郎門前にて弓廿人充四組上覽。

一十月十九日　岩城忠次郎貞隆卒。（三十八歳。是義宣公御弟にして左京大夫常隆え御養子なり。法名靈宗龍圓成院と謚す。）

一同廿八日　佐藤源右衛門江戸え被爲登置、岩城の御跡式無御相違所化丸様え被仰出。依之右爲御禮十二月廿日梅津半右衛門御使者江戸え被差登。

一今年一ッ橋二階御門御普請御手傳あり。

○元和七　辛酉

一正月十四日　須田美濃父子横手より御年頭に罷登。

一同十八日　御軍割帳、一騎、馱輩、歩者、夫丸まで御帳の内人替之分、又は身上侯分御帳改直被仰付、今日より梅津半右衛門宅にて調之。

一同廿三日　御運上判金四十七枚、銀三百十貫目（三十、一箱にて）御獻上。

一二月十二日（或廿日とあり）御發駕、萱橋御遊獵。晦日御上着。翌三月朔日上使永井伊賀守様御出。御參覲爲

御禮同二日御登城。

一六月十七日　猿若丸君（義重公御末男、北義廉嗣となる）秋田より御登。（此節北家知行二千五石長野村今泉村黑（マヽ）村とあり）義宣公御養子となさる。七月七日御元服、彥次郞義繼と稱す。十一月十四日初て將軍家え御目見、御時服五、判金十枚、御太刀馬代御獻上。

一十月二日　公方樣、當冬初て御鷹野出御。翌三日雁一、白鳥一、屋形樣御拜領。則爲御禮御登城。

一同十三日　明十四日御茶御口切に付御老中御奉書到來。則御禮御登城。翌十四日御數寄御饗應。召之御方仙臺宰相政宗公、會津宰相景勝公、屋形樣、日野用心樣右御四人。

一同十五日　汲湯爲御湯治被仰上萱橋え御出、海上にて隼三居御調有。

一十一月五日　栗橋より御歸府。同六日御登城。將軍樣上意に「鷹野御暇被遣候處早々被歸御禮御祝着被思召候追付御鷹野御成被聞其節又可被參」とあり。

一同十一日　御鷹野御手柄之由。上使渡邊半四郞殿を以鶴御拜領。則御禮御登城。

一同廿日　御塒之弟鷹二居御拜領。即御禮御登城之處御鷹野御暇被仰出。同日暮六ツ時俄に江戶御立粕壁迄御出、處々御渡野、十二月四日御歸府。翌五日御登城、雁五ツ御獻上。又上使渡邊半四郞殿を以御鷹鶴御拜領に付御老中御勤有。

○元和八 壬戌

一正月廿二日　御鷹野鶴御拜領。

一四月廿四日　江戸より日光御參詣。同廿九日江戸え御歸。御供十五人。内十人戸村十大夫始一騎御臺處役二人、御茶屋の者五人、同坊主二人、御走三十六人、御小人五十五人、御馬三疋、御厩の者五人、御中居五人。

一六月七日　眞壁安藝氏幹卒、八十二。

一此年六月より御殿御繕御普請。又表御門長さ十三間、横五間二階御門御材木槻、去暮御請合八百三十兩。御普請方信太兵部、久賀谷五郎兵衞、田崎善助。十二月成就。

一七月　屋形樣御股之御痛達臺聽、島田治兵衞殿上使にて御知行處にて汲湯御養生可被成被仰出。

一七月廿一日　雲雀御拜領。同青山大藏殿爲上使御痛處御尋。

一同廿三日　御袋樣雲雀御拜領。

一同廿五日　萱橋え御發駕、廿七日御着。

一八月八日　伊達左門宣宗改易せらる。右屋敷根本彥八に被下、同人屋敷石塚源一郞に被下。又伊達左門屋敷根本彥八郞(郞の字誤りか)屋敷石塚源一郞拜領にて御移被成候。彥八郞は掃部介屋敷え罷移候へと梅津半右衞門處え被仰遣候政景日記に在。此年十月二十九日根本彥八𣲽掃部介跡二百石指南足輕共に下され候。

一八月廿七日　江戸廿二日立飛脚秋田え着。梅津半右衛門憲忠えの御書之趣は「最上源五郎家信家中訴狀臺聞に達といへとも出羽守義光駿河守家親舊功によつて御宥免の處に其家中御請に及はさるに依て源五郎所領被召上依て人數を遣し由利領を請取へし。上杉景勝伊達政宗松平蒲生下野守忠郷人數を以山形庄内を請取しむ。仍て爲御檢使本多上野介正純、宇都宮城主三十萬石を領す永井右近大夫直勝及御使番等山形に下向。由利領の御檢使として水野河内守、石川八左衛門下向に候間佐藤源右衛門光信及ひ梅津政景早く山形に赴き由利領を受取人數遣候事等本多正純永井直勝差圖を受へし」と云々。

一九月五日　主馬、源右衛門山形に至る。同日河内守八左衛門山形到着。

六日　上野介右近大夫山形に到る。河内守八左衛門、明日山形を發して十一日由利郡本庄に到るへし。依て主馬、源右衛門内由利え同伴すへきのよし。源右衛門由利に至る。相馬義胤、酒田城を請取んか爲め同日山形に到る。

七日　河内守八左衛門及源右衛門、山形を發して由利に赴く。

十一日　梅津半右衛門憲忠、久保田より山形に到る。

同日本庄城受取に由利領に着の葦小場式部義成一隊四十六騎内九騎大館給人、同十三騎十二所、同六騎檜山、同四騎旗本、同十三騎義成家中鐵炮足輕六十五人、鑓足輕六十七人、人數合五百廿五人。戸村十大夫義國一隊六十七騎内十二騎旗本の士、同十五騎湯澤、同十八騎東義賢家中、同十三騎多賀谷宣家家中、同八騎向豐前重政家中、同一騎義國家中鐵炮足輕八十五人、鑓足輕四十一人、人數合六百八十二人。小場小傳次宣忠

一隊五十九騎内二十三騎旗本士、同五騎刈和野、同八騎角館、同二十騎蘆名家中、同一騎宣忠家中鐵炮足輕百十人、鑓足輕五十人、人數合六百九十六人。須田八兵衛盛久一隊三十五騎内二騎旗本士、同廿八騎横手同四騎茂木筑後治良家中鐵炮足輕八十人、鑓足輕四十人、人數合四百人、外扶持方渡弐人、總騎馬二百七十騎、鐵炮三百三十二挺、鑓百七十一本、御人數都合二千三百三人二千二百人ともと云々。後詰梅津半右衛門人數八百人、都合三千人由利表引取。右人數御扶持方勘定、九月廿日より十月十五日迄日數廿四日半と有〇江戸公儀より御扶持請取手形九月十八日梅津主馬差出す。

今度鳥居左京亮忠政公、山形御拜領。

九月十三日　梅津憲忠由利に赴く。本多正純、由利え御國替。

十月六日　梅津政景久保田を發、大風雨に依て赤宇津今龜田と云に到、七日本庄え着。八日本庄、隴澤兩城破却す。

一十月六日　御歸國御暇御拜領。同十日御發駕、同廿五日刈和野より御着城。

一十月十六日　秋田の人數歸參す。

一同十七日　永井直勝、山形を發して江戸え歸る。政景これを送て上の山に到る。

一十二月八日　來御年頭御使者佐藤源右衛門被爲登置。

一今年寡上源五郎殿領知御改之砌義宣公御在江、由利百三段御當領に入候得は御勝手に候故御替地差上られ被仰受度旨御願相濟、幸ひ寡上え被遣候御檢使河内殿、石川八左衛門殿百三段御調以後伊丹喜

之助殿、近藤勘右衛門殿右の地形被相渡候。此節梅津憲忠被仰付御替地被差上候。此時永井直勝より去五日山形を發飛脚到來、河内守八左衛門え由利の内百三駄を相渡へき由嚴命在たりと云々。今日正純由利に到着。十二日憲忠、百三駄の地を受取。十四日久保田え歸ると云々。

○元和九　癸亥

一三月十一日　江戸え御登。

一七月十三日　家光公御上洛、義宣公も同。依て五月江戸御立、六月九日京都日野御旅館に御着。七月十一日より御人數賀茂に被差置、閏八月廿七日日野御立。此節御供東將監南□□□小場式部始五十騎、下騎馬廿五騎、御小性十九人、御醫師壹人、御茶道五人、駄鞏侍十八人、御馬添百人、御茶屋者二十人、御足輕五百人、御小人百人。

今年岩城四郎次郎吉隆貞隆長子由利郡二萬石を御拜領。御在邑赤尾津今號龜田此時信州川中島一萬石は被召上所替なり。

○寛文元　甲子　　二月晦日改元

一正月二日　西丸家光公去年御上洛將軍に任、西御住居登營、御服しゝら綛子白綾一重御拜領。御齊座の次第政宗様(後中納言)　義宣様(後左中將)　上杉彈正大弼定勝様　松平美作守様　毛利甲斐守様　丹羽五郎左衛門様(宰相とあり)　□源少將様　織田兵部大輔様　森右近様　御引渡出、上段にて御盃の由。

一同二日　御本丸え（御座敷昨日い遣）御登營。彦次郎義直公（長袴着）西の丸登營（御熨斗と云々。）

一同四日　義直公御本丸え登營。

一同十六日　大御所樣より將軍樣え（家光公）御馬印御讓。天下之御仕置御任被成之旨御大名え被仰出。

一二月五日　大御所樣より御鷹の白鶴御拜領。

一四月十五日　御歸國御暇御拜領。大御所樣上使土井大炊頭樣御出縮珍百卷、銀五百枚、將軍樣上使酒井雅樂頭樣御出御時服三十、銀五百枚御拜領。右御禮明日御登城被仰出。

一同十八日　江戶御發駕。同廿六日金山より岩崎まて被爲入。（五月朔日二日の內御着城。）

一五月九日　去年御參府以來當年迄御飛脚往來仕候內、江戶秋田片道日數六日着候者小判壹兩、七日に着候者銀一枚御褒美下さる事定。

一同廿二日　三番之番乘上覽有。

一六月廿一日　手形侍弓興行の處上覽。

一同廿七日　於御城手形中兩根小屋侍之鐵炮上覽。人數百四人、十三間半星八寸角、二放中る者銀百四十二枚被下。

翌廿八日右同斷、人數百八人、中る者六十二人、御褒美銀百四十八枚。

一七月五日より同十三日（御鷹野か）御歸城。鶉雲雀三千九百九十四。

一今度本多上野介正純、同出羽守某御預け被仰蒙、正純父子五月朔日大澤に入、同二日横手に到る。須田美濃盛秀、同八兵衛盛久に命してこれを守らしむ。（主馬政景苅和野迄被召連、同廿八日同處にて上野介殿御父子御預の儀被仰含、大澤口え御迎に參、横手え御同道申由。）

一七月廿四日　岩城吉隆家人居所見分として梅津半右衛門憲忠を由利に被遣、佐藤源右衛門光信も同行す。屋敷割濟、廿七日歸る。

一九月廿日　大平下苅被仰付、御足輕九百人無殘、町人足千三百人餘兩日出る。一日三度支度被下。

一十月朔日　江戸より御馬買衆着に付梅津半右衛門遣さる。

一同十九日　茂木筑後閑居御暇。嫡三郎、名改掃部。嫡孫をちこ出仕、名改三郎。

一十一月廿五日　佐竹將監義賢卒四十一歲。（義賢は中務大輔義久嫡子也。母は山能義昌の女、宗鏡尼と云。）

一十二月八日　大廣間御番頭御前伺公御夜詰仕候儀無用之由被仰出。

一同十日　寶壽院樣御合力三千石の內多賀谷左兵衛御讓なされ度御願すむ。

一同廿三日　去年中より之御勘定一紙入、御覽御判出る。

一十二月九日　大御所樣より御鷹の眞鶴御拜領。土井大炊頭、井上主水、永井淡路守宿繼御奉書、今中刻到來。同十一日御禮御使者佐藤源右衛門差登。

一同十九日　岩城吉隆公從五位下叙し修理大夫に任す。

一同廿日　猶山天德寺燒失。（一本二十七日とあり）

○寛永二 乙丑

新年の御賀儀あり。

三種御手掛（昆布、梅干、山椒、三方に積、箸を置。）

御茶（臺天目。）

御土器三組（三方。）

御初獻（三方、菱五、餅五、内二は白、削物、昆布五、箸。）

御二獻（三方、あかうの煮物、鮑、燒鳥、青ぬた。）

御三獻（王餘魚さしみ、ひれのもの、青酢鳥の吸物。）

銚子提子出三々九度に及、次に七五三の御膳酒肴、次に素麪の御膳御汁、次に御力飯の御膳御湯、次に常の御膳出。

一番座

義勝（幼名主計） 式部（小場義成） 源一郎（石塚義全） 治兵衛（大山義則） 十大夫（戸村義國） 又三郎（今宮義賢） 右衛門（小野義從） 茂右衛門（古内義通初號雅樂）

二番座

修理南義乘　惠齋宇都宮宗安　左兵衛多賀谷宣家　六郎小場義易　眞壁房幹　武茂源五郎重綱　矢田野四郎左衛門行正　好間兵部太輔。

熨斗鮑三方出、着座面々え引渡、膳出、土器三方銚子提子出、各上壇にて土器を賜。次に小野崎源三郎宣政初號彌市和田掃部助重爲、初十三郎と云小貫半四郎賴忠。坐上として家子及浪人の歷々下壇に於て土器を賜。其餘の諸士次の間に於て塗盃にて賜ふ。晩に御香會あり。

大御所様より御拜領鶴御披あり。

一同二日　御歩行、御茶屋、御鷹匠、御掃除坊主に至迄盃酒を賜。

一同三日　去年分六郡御運上金十六枚、銀百廿貫目と云々。

一同四日　御初野として鷹狩初あり。夫より直に男鹿え御渡野、九日御歸城。

一同十五日　東源六郎義直繼目御禮。御吸物御盃一度之御辭儀有弟、酒出九郎三郎出仕、御一字被下號義長。同十六日、寺院登城御禮。

一同廿一日　梅津半右衛門憲忠奉にて横手御足輕廿八人御國替の節御供仕候に付侍に被召立。湯澤にて渡邊理右衛門右同斷。二月十八日又御足輕十五人侍並被召立、右合四十六人。同日より御足輕の節知行え一人御加扶持可相渡梅津半右衛門證據出る。

一同日　江戸え御發駕。二月八日御上着。同十日、兩御所様より上使井上主計様内藤伊賀守様御出。同

十一日御登城、両御所様御目見。

一二月十一日　大御所様より上使永井淡路殿を以御鷹の鶴御拝領。

一四月廿九日　梅津政景等をして岩城吉隆所領由利二萬石元和元年分の物成役銀等を吟味せしむ。

一五月　泉村を天徳寺の境内に吟味あり。猶山引皆地見分濟。

一八月晦日　須田美濃盛秀卒九十二。十一月廿六日美濃跡目八兵衛に家屋敷ともに被下置候。

一此年小場源左衛門宣忠御家老被仰付。考に。此年御番懈怠源左衛門開濟と云事有。同三年正月梅津半右衛門、小場源左衛門と有、同役と見ゆる。

○寛永三　丙寅

一正月十五日　御鷹野御暇にて御遊獵。

一三月九日　御歸。同十日御登營、雁三御獻上。

一同十一日　御本丸え御登營、雁三御獻上。

一同十三日　島田彈正殿上使にて去年御運上金十三枚、銀百六十貫目御拝領。爲御禮則御登營。

一三月十九日　義宣公被仰出趣は「御上洛供奉の面々今年は猶美麗たるへきの唱あり。依て相從ふ一騎の輩、先年は銀二百目を賜と云へとも今年は三百目に増賜ふあいた、繻珍の道服、切袴を着すへし。

四百石以上の輩虎豹の皮の鞍覆、朱塗の鞍、熊皮の障泥を用へし。但、虎豹の皮の鞍覆用意成兼候輩は朱塗の鞍一道具を用へし。三百石以下の輩朱ぬりの鞍一道具を貸下さるゝの間熊の皮のあをり、手綱、腹帯、輿請、面掛を用意すへし。駄輩の輩は金一兩充を賜ふ。但途中の用意には非す。京都に於て駄輩は御供のとき、小姓は宮仕の時帷子、肩衣、袴見くるしからさる様相計ふへし」と云々。

一同廿二日　江戸御本丸に御能御興行あり。義宣公義直公共に御登營。義宣公御下の上御立腹。仰に曰「彦次郎様御事、兼々御見屆不被遊處に於殿中の有樣御見限なされ候間早々秋田え御下り可被成」由梅津主馬を以被仰達。

一同廿三日　夜御立、秋田え御下向。右之趣島田治兵衛殿を以酒井讃岐守殿え御屆あり。義直（或は義繼）君は義宣公御末弟にして中若丸と申時北又七郎早死に付北家御繼候處、義宣公の御養子に被爲成此節御登城、御能御見の內しきりに御いねむり被成處、伊達政宗傍に在て義宣公の膝を推てこれを告と云。仍て義直君御勘氣を蒙り秋田え御下りの後京都え御登御出家遂られ仁和寺の末寺小室尊壽院御再興、後ち芳楊軒阿證と號し奉るなり。

一四月廿五日　岩城貞隆公の御嫡子修理大夫吉隆君、義宣公の御養子に御願之通相濟、爲御禮御登營。

一同廿六日　義隆公に御名乘の文字御改。

一同廿七日　兩御所樣え御目見、御時服十、御太刀御馬代銀二百枚つゝ、御臺樣え御時服三つゝ、銀五十枚つゝ御獻上。

別錄に。四月廿五日島田彈正殿御出、梅津主馬政景及び信太兵部に被仰候には養子の儀、大御所樣御目先を以名字相續之儀御願候

成、大御所様御諚には古き家に候間氏族家従たりと云とも義宣目先次第仰付らるへき由被仰出處に、重て氏族家従に養子なさるへきもの無之、但岩城修理大夫義隆なりとも仰付らるやの旨申上候處、大御所様重て御諚には、義宣律儀たる間臺命を以養子仰出さるゝに於ては或は心に叶はす、或は實子を生とも變改すへからす、義宣目先を以願はゝ其事に任すへきの間遠慮なく願はるへきの由。御諚によつて吉隆君を御願候處同日無御相違被仰出と云々。憲忠云、吉隆公御養子相濟候後龜田二万石を被差上候處に、龜田をは義宣え被下候間岩城の名字を可立置も又小性の者成とも遣差置可申にも勝手次第に致候様にと秀忠公被仰出候。土井大炊頭殿御申には修理殿御年若に候間何之御奉公も不被成候得共、一倍の御加増にて龜田を被下候得は畢竟修理殿の儀御自分可爲御差引、信州は遠方にて御不勝手に可有之との御積にて、御自分えの御加増と最前より被思召たる儀に候間御遠慮有間敷由御差圖被成候。依佐竹源六郎を岩城の御名跡に可被成と思召候處、源六郎死去に付佐竹主計幼少の時分京都より御下り岩城の御名跡に被立置度旨島田幽也を以大炊殿え被仰入候は、公家之子武家に被成候事公儀不濟候間御無用の由大炊殿御內意に付、左候はゝ多賀谷左兵衛と申候て手前弟御座候。尤忠次郎にも弟に候。左兵衛儀律儀成者に候間御奉公なと疎略に致間敷候得共物言惡鋪候。左兵衛子共いまた幼少に候、成長致候まては左兵衛爲致番代を左兵衛子共を岩城の名跡に立置申度と御願なされ候得は、大炊殿一段可然旨御挨拶にて御披露事濟候と云々。

一同日　梅津主馬政景御養子、同苗外記願之通被仰出。

一閏四月十六日　小場源左衛門處え御奥中次表調其數可申上被仰遣。

一五月朔日　梅津半右衛門江戸え着。

一同十八日　從西御丸爲上使井上主計頭殿を以御帷子三十、銀五百枚御拜領。則爲御禮御登營。

一同廿二日　義隆公にも御上京に付御登城の處、御帷子三十御拜領。

一同日　兩御所様御上洛。義宣公、義隆公御發駕。

御先道具、御鐵炮二百挺猩々皮袋入御足輕繻子道服、御弓五十張御足輕右同、御鑓百筋唐木綿の道服、御走二百人黑繻珍道服、騎馬百廿騎、千石以上徒侍十人、其下壹人馬口取、草り取、鑓持計と云。

若殿樣御供、東源六郎始三十騎御鐵炮三十挺、御弓二十張、御鑓五十筋。

一同日　晩、金川に御泊。義隆公かたひらに御泊。六月九日義宣公、義隆公と同く山科の內東野村に御泊

同十八日　爲上使長谷川正右衛門殿、馬野佐左衛門殿、馬場治左衛門殿御越、明後廿日將軍家御京着候間政宗景勝同然可有京着と云々。

一六月十九日　義宣公御入洛、四條の宅地にあり。義隆公は白川にあり。

一同廿日巳刻　大御所樣御上洛。

一八月二日　將軍御入洛。義隆公粟田口に至て迎奉る。

一同十一日　將軍より米千俵を賜る。

義宣公腫物御出し候に付、去る十日從大御所樣青山幸成を爲上使御入湯御暇御拜領。但馬え御入湯梅津憲忠從ふ。御入湯中義隆君四條の第に移る。

一同十八日　將軍家御參內、義隆公供奉。

一同廿五日　大御所樣左大臣、將軍家光公右大臣に御轉任。

一同廿八日　義宣公但馬より御歸洛。同日義隆君白川え御移り。

一同廿九日　二條え御登城。御太刀御馬を獻して御目見の處に、義宣を中將に義隆を侍從に任せらるゝの由御諚あり。則御太刀御馬を獻せられ御目見。或書に。屋形樣御入湯に付諸大名御官位相延と仍若殿樣より被仰遣、則御歸翌日御官位左記。

前田家老年たるにより
加賀従二位大納言宰相當従一位
佐竹義宣左近衛中相當正四位

正四位下中將

松平肥前守利長前田嫡子正三位加賀中納言也

従四位中將

松平陸奥守伊達政宗　仙臺中納言也
松平讃岐守賴房　又正三位中納言也
井伊掃部頭直孝　又正三位左中將也
松平大隅守家久　又従三位中將也

従四位下侍従

松平大學守　細川越中守
松平出羽守　有馬中務太輔
松平大炊守　宗　對馬守
御家督にても侍従の内定御座　佐竹修理大夫

松平右近將監　　松平筑前守
酒井左衞門亮　　上杉彈正大弼
松平伊豆守　　松平中務太輔
黑田豐前守　　伊達遠江守
松平駿河守　　松平土佐守
松平右京大夫　　（蜂須賀）松平淡路守
牧野駿河守　　（鍋島）松平信濃守
本多中務大輔　　藤堂和泉守
松平左兵衞佐　　松平大膳大夫
松平播摩守　　阿部豐後守
小笠原遠江守

從四位下少將

松平下總守　　（池田）同　相模守
（紀伊）同　左京大夫　　（越前）同　越前守
（尾張）同　但馬守

四品

松平備後守　立花飛驒守
松平若狹守　松平出雲守
同　大和守　同　丹後守
同　隱岐守　土岐丹後
松平主殿　酒井雅樂頭

此書本書雖無之戶村十大夫義國書すと云記錄の內に有之、仍著す。

一九月朔日　義宣君義隆君從の御城え御登營。御父子御昇進の御禮。

一同三日　傳奏より告て曰、義隆四位の侍從たりと云々。

一同六日　二條の御城え行幸。將軍家御迎として參內。行幸の御行列、中宮御車、女院御車、八龍御車、將軍の先陣諸大夫數百人（各騎馬）三大納言（尾張義直卿、紀伊賴宣卿、駿河忠長卿各諸大夫貳人つゝ）四中納言（水戶賴房卿、仙臺政宗卿、加賀利光卿、薩摩家久卿各布衣四人充）三宰相（越前忠昌卿、備前忠雄卿、會津忠鄉卿各布衣四人つゝ）美作中將忠政（森氏）秋田中將義宣（中將より以下二行）少將十八人、侍從二十三人、四品八人たり。義宣は伊達秀次義智上たりと云々。則將軍還御、其後鳳輦二條の御城え行幸。

一同七日　義宣公、義隆公登城。伶人樂を奏す。

一同八日　義宣公、義隆公早朝より登城。未刻退散。今日和歌の御會と云々。諸侯御太刀馬を獻して

天子を拜すと云々。

一同九日　義宣公、義隆公登城。猿樂九番あり。

一同十日　還幸行列、女院御車（御供車二輛）鳳輦、關白御車、中宮御車、女御御車、姫宮御車（御供の車四輛）彼供奉とし て三大納言、四中納言、三宰相なり。其餘二條御城伺候、兩御所供奉なし。

一同十一日　行幸御賀として諸大夫兩御所に拜謁、太刀馬を獻す。御受納に及すと云々。

一同十三日　兩御所參内。大御所樣大政大臣に、將軍家左大臣に轉任、御拜禮あり。任官叙位の諸侯拜禮として今日參内。御太刀（金劍、銀劍、平作正銘、古身と在）獻上。

一同十五日　夜、將軍家御乘船大坂に入御。十六日（午刻）大坂着御。

一廿五日（午刻）將軍家江戸え還御として御出京、諸侯諸大夫二條の御城に於て拜謁。同日小場義成御名代として江戸え下向。

一同廿七日　義宣公、義隆公、官位昇進の口宣出つ。

一十月六日　大御所樣御出京、江戸え還御なり。

一同九日　義宣公出京。義隆公白川を發す。

一同廿四日　義宣公、江戸神田御屋敷え御到着（平塚より）。

一同廿五日　義公隆、先神田御屋鋪え到淺草の御屋敷え移らる。（或人日記に。「十月九日大殿樣京都御立、壇御泊。若殿樣白川よりや石まて御出。廿四日大殿樣平塚

より御着。廿九日着替様にとかくより御着一とあり。宇都宮光綱出仕（貫、眞壁半座重幹の二男にして宇都宮入道養子となる。）

一同廿六日　御上洛御供の面々江戸を立、秋田え下る。

一同廿七日　大御所様より爲上使井上主計頭殿御出、御歸國御暇、銀五百枚、八丈縞百端、將軍樣より上使内藤伊賀守殿爲上使蜜柑一箱千入御拜領、御禮に不及由。

一同晦日巳刻義宣公江戸御發駕。草荷御寓。夫より栗橋御鷹野。十一月五日總州琴寄に至、石下御鷹野として御逗留。同十一日萓橋え被爲入、同十三日御立、同廿六日久保田御着城。

一十二月　鶴御拜領とあり。

○寛永四丁卯

一正月元日　義宣公御在國。御廣間上壇御着座、御左葦名義勝公、下段小場式部、御右石塚大膳、大山治兵衞、戸村十大夫、小野右衞門、今宮又三郎。御盃始り義勝え一と度御辭儀あり、何も上段にて御盃頂戴。」二番座、御左下段左衞門、御右宇都宮惠齋、多賀谷左兵衞、小場六郎、眞壁右衞門、茂木筑後、矢田野四郎左衞門。」御次の間小野崎源三郎始宿老其外御召出有之、同日晩御香會。

一同二日　源六郎出席。同日御走より御掃除坊主まて被召出。

一二月五日　諸士菱喰料理被下、出人貳百廿三人、同六日貳百三人、同廿日御走、御茶屋、御鷹匠、御掃除坊主まて貳百六十人。

一七月十六日　御誕生御祝儀あり。

一同廿二日　於手形御足輕鐵炮上覽、十四組。同廿五日、廿六日小筒十四組上覽。

一九月十五日　朝より諸士菱喰鮭料理被下貳百五十八人、同十六日貳百三十五人、同十七日御走以下貳百五十五人。

一同廿三日　江戸より御飛脚着。當十六日朝西の御丸え義隆公御數寄にて御登營被遊之由申來。九月十三日於京都澁江宣光卒。右は爲病養五月廿五日秋田出足在京に依て也。宣光、子なし、舍弟光康を願と云々。

一十月廿日　義宣公江戸え御發駕、境村御泊。此節何も御見送に罷出間敷被仰。

一同廿六日　御城下夜中提燈にて往還可仕旨被仰渡。

一十一月十八日　御參府。同十一日東源六郎義直卒二十九。

一十二月五日　江戸より被仰出、澁江内膳知行貳千五百石荒川惣十郎光康に跡式可被下由、殘千石澁江善太郎に可被下由、小場源左衛門奉之申渡候。東源六郎義直は義隆公の御姉聟なり（法德院殿の御子なり）。無嗣子、舍弟九郎三郎義長繼、間もなく卒。仍て小野崎源三郎宣政の男義長を以東家を繼しむと云々。

一此年秋田仙北御知行調あり。高八萬六千六十三石九斗五升七合秋田御本田、同十三萬三千百五十石

六斗八升五合仙北御本田、右二口合六ツ成にして貳十三萬三千五百三拾石六斗壹升二合、内二千二百七十石六斗一升二合内一萬二千四百五十一石給人被下分、右成不定とあり。

古老の說に。御國移以前は七つ八つの免多在、之を平均六つ成に被仰付候に付百姓歡て收納に勤候と云々。

○寛永五 戊辰

一正月　御在江なり。

一同十九日　義隆公西の丸え御數寄に御登營。

一二月十日　西御丸より御鷹の鶴御拜領。

一同日（或は三月七日）　小野大和卒（義從、五十七。）

一四月二日　梅津憲忠嫡子長三郎廉忠卒。

一同三日　宇都宮惠齋朝勝卒。養子新二郎光綱嗣たり。

按に。惠齋は宇都宮左衛門尉廣綱の二男にして下野守國綱の舍弟なり。母は源眞公の御女、義重公御妹にて義宣公御叔母なり。初、結城晴朝の養子となり故あつて宇都宮え歸、薙髮して號惠齋。慶長二年宇都宮沒收せられ御當家え來寓すと云々。

一四月十三日　宇留野源兵衛勝忠橫手より移る。

一同廿日　江戸より梅津外記忠國被差下小場源左衛門奉にて梅津主馬に被仰渡候は、同氏長三郎相果

候間外記を半右衛門方え返置、半右衛門知行五千石之内三千石外記にゆつり、二千石半右衛門子共多候間勝手に分知可仕由。且長三郎七百石家屋敷ともに唯今外記え被下候由、主馬儀は孫を守立名代に可仕旨被仰出。

一七月朔日　東源六郎義直跡目小野崎源三郎宣政嫡子に被仰付、右成人まて源三郎東家名代可仕由。知行高六千石の内三千石被召上。

一同廿四日　高倉永慶卿御次男重丸君、江戸御出足。八月十一日秋田え御着、北家家跡被立置。是、闇信公御孫なり。後、主計義隣と改む。義隣御母堂、天英公御妹、自性院殿の御事なり。元和七年中若君御養子より以來の八年の間北家斷絶なり。

一同十九日　兩御丸より爲上使永井信濃守殿御出。當廿二日御茶可被下の由、其砌御登營處に下乘橋え御走衆被附置、義宣公御足痛達上聞玄關まて御乘輿可在之旨被仰出。

一同晦日　義宣公御登營之處御足痛達御聽御玄關迄御乘輿御免被仰出候得共、二の御門内にて御下乘あり。

一九月十四日　島田治兵衛殿御賴藥師寺御知行帳無之に付御借用被成度旨土井大炊頭殿え被仰入處、將軍樣え御披露可在之由。

一同十九日　岩城左兵衛、將軍家え御目見御登城、金十枚、御時服十獻上。從五位下に叙し但馬守に任せらる。十月朔日御在處御暇。

一十月七日　義宣公御本丸え御茶の湯御登營。御相客政宗公、景勝公、松平新太郎樣、右御四人と云。

一同八日　西の御丸え義隆公御茶の湯に御登營。此節織田常眞御登城之由。

一同廿五日　義宣公御歸國御暇。御本丸より爲上使酒井淡路守樣御出、銀五百枚、御時服三十、從御西丸爲上使永井信濃守樣御出、銀五百枚、御小袖五十御拜領。爲御禮則御登營。

一同廿七日　卯刻江戶御立、處々御鷹野。十一月八日萱橋え御着。同十三日本宮御晝休え土井大炊守樣、永井信濃守樣、青山大藏少輔樣、吉川出羽守樣より御奉書到來。西御丸より以宿繼御鷹の鶴御拜領。爲御禮沼井權右衛門江戶え被差登。御道中より秋田え被仰遣御雪車引人足貳百人差上可申由。

同十九日、從金山岩崎まて御出。

一十一月廿二日　刈和野より御船にて夜中久保田御着城。

一同廿四日　戶村十太夫義國家督嫡子八郎義宗（後稱左近）に讓り、二男を守立多賀谷名代被仰付。今朝八郎家督御禮申上。（是、彥太郎隆經と云、早死す。其弟隆宗を嗣しむと云々。）

一同廿五日　北家重丸、又四郎と名改被仰出。

一同廿九日　沼井權右衛門、江戶御使者相勤下着。土井大炊頭樣より來年神田橋石垣御普請可被仰付旨信太兵部少輔より申上候に付、先つ岡三郎兵衛、信太內藏介、來月三日江戶え可差登旨被仰渡。

一十一月十九日　島田彈正書到來、來年神田橋石垣御普請の臺命在り。

○寛永六 己巳

一正月元日　御廣間引渡。一番座　義勝　北又四郎　小場六郎　石塚大膳　大山治兵衛　戸村八郎
今宮又三郎　古内三七　小野右衛門。
二番座　岩城左兵衛　眞壁右衛門　宇都宮新治郎　多賀谷名代戸村十太夫　武茂源五郎　矢田四郎左衛門
鹽谷彌六　眞崎又十郎　大山孫次郎。
一二月晦日　石垣御用爲御名代小場式部義成、御家老梅津半右衛門江戸え出足。
一閏二月十四日　仙北え御渡野。梅津主馬に被仰付候は半右衛門居不申候間は自分御米の差引仕出に
て拂殘米大津え可相登段被仰出。
一同十八日　門野目村え義隆公より將軍家御不例之段申來。翌十九日宍戸左門え奉札にて江戸御供書
付到來。騎馬五人、駄輩御小性五人、駄輩貳人、御金荷え付候駄輩二人、御歩行貳十人、御中間三十人
今日出足。義宣公、門野目村より直々江戸え御登に付天堂御泊より御歸に極り候得共八丁目まて御
登被遊、同所より廿五日仙北え御歸、御鷹野。
一三月十四日　仙北より御歸城。

一閏二月廿三日　御普請御取附。（右御場所、神田橋石垣糀町後虎口通なり。閏二月廿三日より八月十六日まで御扶持渡在之處、七月廿九日御普請成就と云。此節銀六十貫目御入目御本立御國許より御百姓共人足に被差登候處御勘定目錄に在之、右銀少々相殘候と云々。）

一三月廿二日　手形、中城、長野、兩谷地町、兩根小屋町、百部野町諸士菱喰朝御振舞。御手前之御茶迄頂戴、人數三百十八人。翌廿三日古河町、長町、龜丁諸士同斷三百五人。廿四日御走、御鷹匠、御茶屋御免衆坊主まで同斷貳百九十三人。

一四月十六日　江戸神田橋石垣御普請場え相國樣被爲成、見事に出來之由御諚有て義隆公御目見。小場式部、梅津半右衞門御普請場にて御前え被召出、大炊頭樣御執成被仰出趣秋田え被仰達に付廿二日立御飛脚到着。

將軍樣日光より還御之節石垣御普請場上覽、人足御軍役一倍御拜領被仰出由。

一六月十七日　從西丸樣人足共え香需散四千包被下置、其上當十三日御能在之御相掛奉行共西丸え被爲召拜見被仰付。式部、半右衞門登城、丹羽播磨殿御馳走被附置、御酒中大炊樣御出被成候由。

一同月より江戸中辻番始る。

一同廿八日　芳樹院樣、從西御丸雲雀三十御拜領。

一七月二日　御臺樣、從西御丸大猷源三郎殿爲上使御鷹の雲雀三十御拜領。

一八月十三日　義宣公、長野沼え御船にて御出。八つ頃御歸城。

一同十八日　江戸より御飛脚、去る八日神田石垣御普請成就に付從將軍樣小場式部義成、梅津半右衛門憲忠始、菅谷隼人　岡三郎兵衛被召出、御時服拜領右奉行同十一日十二日頃江戸出足の由。御普請成就下向の面々え御城にて九月五日御料理被下。

一十一月朔日　義宣公江戸え御登。翌二日岩城左兵衛樣御出足。同十七日義宣公御上着。同十九日御登城。

一十一月十六日或は十七日　茂木掃部卒。

一此年八月より十月迄御走衆御足輕屋敷割あり。

〇寛永七庚午

一正月廿七日　於江戸從大御所樣弟鷹二居御拜領。御鷹野御暇御拜領、同日晩江戸御立、石毛え御出。

一四月十四日　義宣公御數寄に西御丸え御登營。御相客正宗公、島津公、上杉彈正公。

一同十五日　義隆公御數寄に御登營。御相客細川三齋樣、甲斐守樣、左馬頭樣。

一同廿日　古内茂右衛門卒五十一。或人曰。古内茂右衛門義道は下野守義貞嫡子。母、戸村攝津守義廣女と云々。

一五月十日　御預人本多出羽守殿橫手に卒。依て言上、從江府爲御檢使半岡多左衛門殿、大窪甚右衛門

殿御下。廿三日御出足、御案内宇垣長兵衛被附置。

一五月廿五日　御本丸山櫻桃一籠御拜領、上使中野傳七殿。

一七月三日　從御本丸雲雀廿五御拜領。上使川勝丹波殿。

一同五日　義宣公御不快に付從西丸爲上使内藤外記殿。

一同六日　以上使御袋樣、御臺樣、若殿樣雲雀三十御拜領。從御本丸以上使御臺樣雲雀三十御拜領。

一同九日　從御本丸屋形樣え爲上使内藤伊賀守殿を以熟瓜御拜領。從西御丸大河内新三郎殿を以雲雀御拜領。

一同十一日　於秋田御家老梅津半右衛門卒。憲忠、法名萬雄、長子外記忠國嗣。

一同廿六日　從御本丸上使神尾内記殿を以、屋形樣雲雀御拜領。

一同廿八日　若殿樣え德山五兵衛殿以上使雲雀御拜領。

一八月十六日　西御丸より鮎酢二桶御拜領。上使大河内平三郎殿。

一同十八日　從西御丸御菓子はい鷹一一御拜領。

一同廿日　從御本丸鮭一尺御拜領、上使土屋市之丞殿。

一九月二日　從西御丸御鐵炮の菱喰御拜領。

一同八日　淺草御殿出來。義隆樣御移徙。

一同十一日　義宣樣御饗應あり。

一同廿六日　從西御丸柿御拜領。上使加々爪民部殿。

一同晦日　從西御丸若殿樣御鐵炮の鴈御拜領。

九月廿二日主馬政景調灰吹銀三百六拾貳貫九百四十九匁、此小判六千九百十一兩。一步判金九十二枚、此小判六百九十兩。同小判八千七十二兩。壹步右小判直合壹萬五千六百七十五兩二步。右は去霜月より今月まで大殿樣江戶にて方々え御遣金高。

一十月四日　西御丸え御茶に御登營。正宗樣、薩摩樣、造酒樣、上杉樣。

一同五日　御同所樣え若殿樣御茶に御登營。

一同十三日　從御本丸上使井上筑後守を以美濃柿御拜領。

一同廿七日　公家衆御馳走御能在。義宣公、義隆公御登營。

一十一月二日　西御丸え黃鷹御獻上、內一居白。

一同九日　御本丸え御茶に御登營。翌十日、御本丸え義隆公御茶に御登營。

一同日　西御丸より義宣公御鷹の鶴御拜領、上使渡部圖書殿。

一同十二日　御歸國御暇、上使酒井讚岐守樣。御時服五十、御夜物三、銀五百枚御拜領。從西御丸上使青山大藏少輔殿、吳服五十、銀五百枚御拜領。右爲御禮御登營。

一同十四日　江戶御發駕。來月五日六日之頃六田まで御轄引人足可差上、須田八兵衞方え被仰遣。

一同廿五日　廿四日宇留野源兵衞勝忠御勘當。勝忠は源十郞義長の男也。是まで御一門なりしに恩免の後御支流となる。

一十二月二日　御本丸より義隆公蜜柑一籠御拜領、上使徳山五兵衛殿。

一同五日　從西御丸御鐵炮鳥一御拜領、上使跡部民部殿。

一同六日　從相國樣、芳樹院樣、御臺樣白鳥一宛御拜領。

一同廿八日　梅津主馬（於秋田）御町奉行被仰付。（本、老中支配、此時より町奉行被仰付。）

○寛永八 辛未

一正月元日　御廣間上壇義勝樣、岩城左兵衛樣御左右に御着座、其他御一同他家ともに御座、奉行小田部刑部、佐藤源右衛門、向帶刀、澁江宗十郎、梅津外記（外記忠國、此時廻座被仰付父憲忠勤功に依てなり。）同晩御香會。

一同四日　御初野。舊臘廿八日上會八右衛門御使者罷登候處大御所樣、公方樣御前え被召出候由信太兵部方より申上候。

一三月九日　宇留野源兵衛在寺御免。

一同十日　公方樣御不例に付羽石又右衛門御使被爲登置。

一同廿九日　鹽谷伯耆貞綱（七十三）閑居願濟。

一四月五日　諸士え菱喰御料理被下朝晝兩度四百餘人。同六日二百六十四人、御走、御鷹匠、御茶屋、御

掃除坊主まて都合二百九十六人。

一同七日　岡本藏人宣綱閑居御暇、願之通被下置。

一同十日　鹽谷彌六家督御禮、名民部に改。

一同十一日　岡本助太郎家督御禮、名玄蕃に改。

一同廿一日　北の丸御城、御番處御廣間御臺所、御柱立御棟上御祝儀在。

一六月四日　於角館義勝樣御病氣申來、田代隼人、川井玄蕃被遣。

一同六日　蓮沼内記角館より參着、昨七日申の刻義勝樣御卒去の段申上る。依て戸村十太夫御代官被遣、御家老小場源左衞門御用のため被遣。義勝樣御年齡五十七。按に。蘆名主計義勝は義重公御二男、義宣公御舍弟なり。童名喝食丸と申時白川義親御養子となり義廣と號す。夫より會津城主芦名三浦介盛隆の繼となり芦名平四郎盛重と稱す。天正年中伊達政宗の爲に沒落、常州龍ケ崎に蟄居、主計義勝と號。慶長七年御國移の時秋田に至、角館に住。御嫡子平四郎盛俊樣一萬六千石被仰付。

一同廿五日　御城北の方土居御普請、奉行大山金大夫、宇留野源兵衞、小田野刑部、船尾靭負。右四人の内靭負人足遣の儀に付無調法在て御改易被仰付。

一同廿六日　久保田一騎馬在合三百三十騎の内江戸詰無役を引貳百六十九騎十四組義宣公上覽晝前濟

一同廿八日　江戸神田橋龍口漏候に付御普請御手傳被蒙仰段江戸より申來に付、梅津外記、黑澤角右衞門、岡三郎兵衞小奉行被召連爲登置、人足も被遣。

一七月十九日　船尾靱負御勘當御免。

一八月六日　相國樣御不例に付義宣樣御發駕、刈和野御止宿。昨五日被仰出御留主御代官小場式部、南左衛門交々三ケ月充可相詰由。御城御番調戸村八郎、小野右衛門、武茂源五郎、向帶刀被仰付、土居御普請相濟候はゝ大山金太夫、宇留野源兵衛加可申由被仰渡。

一相國樣御不例御快被成御座候はゝ淺舞にて御鷹野可被遊段被仰出候處に、又御登に極り十三日御發駕。廿二日萱橋え御着の上江戶表え御窺の處、當暮御詰前に無之候間御延引可被成由。廿八日彼地御立、九月九日卯刻御着城。御迎に罷出間敷御觸あり。

○此年十月御藏入物高七萬六千四百八十五石七斗五升と在。

一閏十月十九日　從江戶芳樹院樣御不例申來。同廿四日義宣公江戶え御發駕。

一同廿三日　御判紙被改下面々、高六百石眞崎兵庫、同三千石内千石御本田梅津主馬、同二百石小野崎九兵衛、同二百石小田部六左衛門、同百五十石鈴木清兵衛、同斷後藤七右衛門、同五百石鹽谷民部、同五百石人見又右衛門（昨廿二日日附に直る。）

一十一月十日　從江戶御飛脚着、芳樹院樣先月廿九日晩御逝去之由。當四日八丁目え御用狀差上直々御登。

一同廿一日　御遺體御下、天德寺え御着棺。（義宣樣當十日江戶御上着の由廿六日秋田え達す。）

一十二月十二日　於天徳寺芳樹院様御送葬、在々給人迄色衣着。御年齢八十一廣山宗陽大姉。是、天英公御母堂様にして伊達左京大夫晴宗御女なり。

一同月　鹽谷伯耆卒。

○寛永九 壬申

一正月三日　南左衛門久保田出足。小場式部交代湯澤え歸る。

一同廿四日　於西の御丸秀忠公薨御の段、二月四日秋田え達す。

一二月十日　芳樹院様御百ヶ日御法事於天徳寺御執行。將軍家より臺徳院様爲御遺物銀五十枚御拜領。

一二月廿三日　御代替に付御國廻被仰出趣、晦日秋田え達す。

一同日　江戸より被仰出趣は、北丸御破損御繕人足江戸三組の御供諸役の外貳百石一人つゝ申付、其奉行岡三郎兵衛、平塚强左衛門、森川權右衛門、信太内藏助可申渡由。

一同廿六日　於江戸小場源左衛門宣忠、中風にて卒。

一四月二日　伊達左門宣宗御勘當の内卒。卅九也。是、東中務大輔義久三男にして三河盛重の養子なり。

一同廿九日　小場式部久保田詰に登る。

一五月二日　人見又右衛門（本、羽石氏、後人見と被仰付）江戸より被差下。右は小場源左衛門跡目幽庵より讓之知行千石、其後間高無殘小傳次に被下、源左衛門千石御加增は返上可仕由被仰出、幷代官所過分に被仰付候と御意被遊候間、何高成共一二ケ所小傳次に被預置外は差上可申、御走百人の指南之儀不相替可被仰付由。

按に。小場源左衛門宣忠、野州小山氏族臣荒川筑後守秀景の男にして澁江内膳政光の弟なり。小場義宗養て女を以是に妻せ、小場氏を授け隱居跡とし小傳次と稱す。後に源左衛門に改、御家老となる。無嗣子、兄内膳政光の三男宣利を以嗣とし小傳次と稱す。

一五月廿六日　信太兵部少輔病氣、代岡三郎兵衛可能登旨被仰出。

一六月三日　兵部少輔江戸出立秋田え下、同廿七日卒。

一同廿五日　久保田大洪水。俗に白髭水と云。

一同晦日　南左衛門久保田え着。小場式部交代して比内え歸る。

一七月十九日　信太兵部少輔知行千五百石の內千石嫡子太學に被下、同五百石は次男又六に被下。（兵部少輔）其先き常州小田城主讃岐守氏治入道天庵の家臣なり。小田氏亡落の後御當家え歸すと云々。

○寬永十　癸酉

一正月廿日　江戸より御飛脚着。義宣公當七日より御疝氣御煩被遊、道琢法印御藥被上候由、梅津主馬

方え申來。廿四日爲御機嫌窺上曾八右衛門被差登。同廿一日御飛脚廿八日着。義宣樣御氣色于今難と就不被遊御座戸村八郎、向帶刀、須田主膳、佐藤源右衛門、梅津外記奉にて梅津主馬方え御遺命御書付被仰出（別紙あり。）

一二月三日　御飛脚着。去る廿五日（亥刻）義宣公御逝去之旨申來。左衛門、式部則主馬宅え參、義隆樣御機嫌爲窺守留野源兵衛差登せ、御遺體爲御迎信太内藏助、黑澤角右衛門、岡内記、大久保民部、淸水織部、御足輕三十八申渡、道中御出合次第御供可仕由申渡。

一二月十五日　御遺體秋田天德寺え御着棺。（正月廿九日江戸御立なり。御年齡六十四）御法名、淨光院殿傑堂天英大居士と奉稱、御道師天德寺松欣和尙。（御遺骨四月四日御立、高野山え五月九日に御着。御石牌高さ一丈八尺五寸、石の鳥居立、此奉行岡内記、江戸長左衛門、下奉行御走篠田及右衛門、大野勘兵衛。）

一三月朔日　御葬禮、從將軍家光卿稻葉丹後守樣を以御香奠銀五百枚御拜領。

一同十日　梅津主馬政景卒。

一同十五日　義隆公御忌明。

一同廿六日　御登城、御供小場式部、佐竹南左衛門、戸村十太夫。爾時御老中酒井雅樂頭樣、伊井掃部頭樣、酒井讃岐守樣、土井大炊頭樣御列座、御遺領無御相違被仰出上意之趣被蒙仰。

一同廿八日　御本丸え御登營。御家督御禮被仰上御時服五十領、御太刀雲生、御馬代黃金五十枚獻上。將軍家光卿え御謁、佐竹淡路義章、小場參河義成、戸村十大夫義國右三人御目見、御太刀馬代獻上。天

英様爲御遺物長光の御刀室、居士の革籠、宗喜肩衝御茶入被差上。

一四月廿一日　義隆公、淺草御屋敷より神田御上屋敷え御引移。

一五月八日　爲上使三浦志摩守殿御出、義隆公御入部御暇被仰出。依て御時服五十（同二十御帷子同三十御袷）銀五百枚御拜領。則爲御禮御登營。（此節御遺物之宗喜肩衝御茶入被相返と云々。）

一同十三日　江戸御發駕。同廿七日久保田御着城の處、御城今年金神子丑に付中島御假屋立被爲入。

一六月朔日（辛酉）　卯刻、中島より御城え御移。同日御入部御祝儀御引渡、廻座獨禮。同二日諸士獨禮。同三日御歩行、御鷹匠以下御目見被仰付。

一七月朔日　下筋御巡見、檜山、比内、八森御境迄御見分。同十日御歸城。

一同廿七日　於江戸諸化丸様御誕生。

一同廿八日　義隆公御婚禮。南左衞門義章息女（母は澁江政光女なり光聚院様の御事也。）八月三日左衞門宅え被爲成。（八月十日大風吹。）

一八月十七日（或は十八日と在又、七日と在。）　義隆様江戸え御登。同廿六日御上着。

一同廿九日　御臺様久保田御立江戸え御登。九月廿日御上着。則島田治兵衞殿御賴御老中土井大炊頭様え御屆有。

一九月廿一日　亥刻、久保田御城燒失。（翌十月廿日表御門立初、右の御門より一間大きく候。）

一十一月五日　御城下町家丁數十六丁燒失。

此年、須田美濃盛久、佐藤源右衛門光信、梅津外記忠國、御家老戸村十大夫義國、寛永十一年より萬證據狀自筆にて出す。

一同廿一日　甲斐守殿下屋御姫樣御嫁入。同廿三日甲斐守殿御出。同廿六日殿樣甲斐守殿え被爲入。

○寛永十一 甲戌

一二月廿二日　於江戸竹中筑後守殿父子御預。三月九日久保田え御下也。

一六月廿日　將軍家光公御上洛に付江戸御立。供奉大名御先え御出立に付、義隆公六月四日江戸御立御上京。白川に御旅館。御供騎馬六十二騎、下騎馬三十八騎、御小性廿人御醫者一人ともに入駄輩侍廿一人、御右筆貳人、御茶道貳人、御膳奉四人、御馬乘三人、御茶屋坊主貳人、御茶屋の者十人、御歩行百人、御足輕五百九十三人、御厨屋御陸尺拾貳人、御中間百人白川御旅館え九月廿一日御着。御供御家老梅津外記、須田主膳、佐藤源右衛門此三人、去る十月より諸證據裏判等出す事あり。

家光卿御參濟。八月四日京都御立、同廿日江戸え還御。義隆公八月十二日御立、同廿六日江戸え御着旅館、洛外白川に被構、因て白川御上洛と云事前に同。

一十一月十日　古内一溪齋義康嫡子下野義貞卒。八十二、母は小野崎山城通載の女。

一同廿七日　小場式部義成卒。六十六、幽庵義宗の嫡。或は十二月廿六日とも又十二月廿七日とも云。

一十二月廿七日　彦次郎様江戸え御下り。御法號阿證と稱し奉る。

○寛永十二 乙亥

一正月　御在江。

一二月　寛永元年より御預り人本多上野介正純卒。依て御眉在之處江戸表より爲御検使本城伊兵衛御一人御下りに付、道中眞壁崎ともより七兵衛被付置横手え下着。則御歸府、同所正平寺え葬る。従久保田鱗勝院被差遣、御道師法名、續顏宗和。

一六月廿八日　御歸國御暇御拜領。七月三日江戸御立、同十六日久保田御着城。同廿五日御町より踊御城え上る。

一七月廿五日　切支丹於湊火あぶり。同四日草生津にて成敗。十一月十四日同斷火あぶりともに在。

一本、切支丹湊火あぶりは九月三日同四日草生津にて成敗とあり。

一十一月十五日　御旗御仕立。此日御姫君様御逝去。

一十二月十五日　久保田御城御殿出來に付御移徙あり。

一同廿七日　太田孫左衛門、菅谷隼人江戸御普請に付下奉行に被差登、高七十五石に一人の部役なり。

○寛永十三 丙子

一正月十二日（十三日とも未の日也） (御旗)八幡寶殿にて御仕立に付寶鏡院勤行、御勝裁戸村十太夫義國 御臺目小野崎内藏頭宣政 地取配分信太内藏介久勝 御紋繪書小貫右馬允調之。

一同月於江戸表御堀浚石垣御普請御手傳被蒙仰。依て大奉行戸村十太夫「二月朔日出足、御家老梅津外記正月廿九日出足被差登。」二月六日、七日、八日人足被差登御藏給分ともに人足登る。 御普請所間數貳千六百四十五間、二月廿三日より御取付。

一三月廿六日　義隆公御參府。（御發駕の日不詳。）

一五月廿四日　仙臺中納言政宗公逝す。

一七月廿九日　御普請出來、八月十六日御人數引。

一九月始保科肥後守正之、奥州會津御拜領。（江戸より最上爲仕置松平右衛門殿松平伊豆殿御下り、右御兩人え御使者眞崎兵庫、森川安藝被遣。）

一十一月十九日　石塚大膳義全卒。（三十七、義全は義辰の嫡子なり。嗣子なし、依て南淡路義章三男源一郎義里を養て嗣とす。後、市正と更む。）

一十二月六日　朝鮮人江戸え着、上下四百三十八人。 同十三日登城、諸大名衣冠にて御登城。 同十七日日光參候、御出馬十匹。 同廿四日歸府。 同廿九日江戸を立。

○寛永十四 丁丑

一正月　御在江。

一同廿三日　大山因幡義則卒。義則は義景の嫡子。母は月光、義爲公の御母なり。

一閏三月廿二日　御歸國御暇爲上使三浦志摩守殿、御袷五十、銀五百枚御拜領。同晦日御登營御禮。

一五月廿日　江戸御發駕。六月四日御着城。

一七月五日　東義久後室卒。小野崎山城義昌、或義政女。

一八月廿一日丙巳　巳刻江戸神田御屋敷に於て若君樣御誕生初、德壽丸義處君。御母佐竹南義章女光聚院樣の御事なり。御産湯眞崎兵庫即、戌刻。御蟇目小野崎甚三郎後、大藏。箭扱小貫喜兵衛勤之。

一此年冬於肥前國吉利支丹宗門賊徒蜂起、同國天草に籠城固く守之寄手及難儀。依て江戸表え十一月末森川隱岐御使者筑紫え田代重右衛門被遣。

○寛永十五 戊寅

一二月晦日　淡路殿江戸え御使者に被指登。是、姫君様尾張様え御縁輿に付て也。

一三月十二日　江戸表より去る二月廿八日天草の城落、賊徒男女合三萬七千餘人を殺す由申來。

一同十五日　義隆公江戸え御發駕。

一八月廿九日　御預人竹中筑後殿嫡子死去。江戸表え御届、九月廿日久保田大悲寺に葬る。

【補】江戸より御検使御下り。死骸大日寺にて御覧並に葬ると在。

一八月晦日　遊行上人龍泉寺え着。

【補】十一月朔日より時の鐘御勘定所の脇角やぐらにて御つかせ成さる。

一十二月十八日　大壽院様御逝去。同廿三日江戸御出棺。是、天英公御臺様。従五位下多賀谷修理大夫重經女なり。恵林祥智大姉と號す。

○寛永十六己卯

一正月九日卯　千松様御誕生。御蟇目赤津久三郎、矢扱小野崎作十郎。

一同十日　大壽院様御遺體御着棺。二月朔日御葬禮。

一四月　御留主居人見又右衛門無調法在之、知行七百石改易。嫡子羽石權兵衛貳百五十石被下御膳番の處同罪に被仰付、父子共御勘當の内病死に依て人見主膳跡斷絶。

一二月八日　小場式部嫡子、戸村十大夫嫡子二男ともに江戸え證人に被爲登置。此年より證人始ろか。今年梅津利忠も三歳にて被爲登。

一五月二日　江戸御發駕。同廿八日御着城。

一同十六日　千松樣御卒去。

一六月二日　多賀谷彥太郎戸村義國二男卒。十五。

一七月廿六日　又四郞殿江戸え被差登。是、尾張樣御輿入御悅御使者也。

一同廿八日　御預人竹中筑後守殿卒。八月十一日從江戸御檢使岡田六郞右衞門殿御下り。依て於御城御料理御振舞。

一八月七日　岩瀨御臺樣御逝去。

一同十一日　己午の時江戸御城燒失の由、同十六日江戸より申來る。依て爲御使者向豐前重政被差登。

【補】八月　十二所給人南部え被遣候處さん〳〵にうたれ大小なと取られ參候。仍て梅津外記、山方織部を江戸え爲御登御披露の處御老中より鶴田幽居なと御申色々御さくはいにて南部侍兩人切腹、けまない權の介身上果候。久保田より御檢使大澤彌五兵衞、黑澤角右衞門。此方給人三人逃參候者翌春切腹。

一十一月十五日　於江戸德壽丸樣御髮置御祝儀あり。此又四郞先達御使者に罷登候處被留置勤之、介添赤須後、改太田內藏允手代眞崎善四郞、川井正右衞門、御搾方菊地信濃被差登。

一十一月朔日より御居城二の丸にて時鐘を撞しむ。

一十二月廿七日　南部御境の儀に付梅津外記江戸え登。此年、寬永通寶錢鑄らる。

○寛永十七 庚辰

一正月元日　御本丸一の御門御番所當番大番勤之。

一二月十三日　佐竹三郎爲證人江戸え登。

一四月五日　義隆公江戸え御登。

一東源六郎義長病氣爲保養江戸え登、八月十九日道中にて卒十五。於是高倉右衞門佐永慶卿御三男於七永晴を以爲嗣、山城に改稱義寛と知行高四千五百石の内千五百石被召上三千石にて被立置。

【補】屋形樣御供にて下ると在。

【補】四千五百石の内五百石は北、五百石は小野崎内藏正え。

【補】向豐前、後谷地御埋屋敷に割下さる。

一九月朔日　大番組十番に成。

一同五日　酉刻秋田大風。翌六日巳の刻に至、甚稻を損亡す。毛引多し。

一同月中旬　二の丸鐘裂破。依て於矢橋村是を鑄さしむ。根本作右衞門鑄之、奉行大山又右衞門「源五左衞門とも」信行、岩間新之允久親。十月廿六日成就。

【補】九月　寺内古四王内神建立、細工人かさりや兵左衛門。

○寛永十八 辛巳

一五月廿日　義隆公江戸表御發駕。

【補】仙北淺舞御渡野。

一六月廿八日　故あつて小貫權之助頼忠死罪。

一八月三日　竹千代君将軍家綱卿也御誕生。御歡御使者戸村十大夫江戸表え被差登。御獻上御刀包宗御脇指新藤五國光。

一右同日より秋田御城二の丸御舞臺被建置、御能あり。大身の面々棧敷にて拜見、諸士陪臣町人に到まで御能拜見被仰付。

【補】江戸大火御火けしの事あり。

一同月　稻、霜下に成大に不熟。依て、新酒造御停止被仰渡。

【補】安樂寺の前にて御能、初日、二日は十壹番、三日めは十參番。シテは屋形樣、大澤左吉、深見勘左衛門、大山傳四郎、牛丸關助。ワキ中田杢助、野崎藤馬、半田佐左衛門、同傳十郎、同山三郎、田所三左衛門、助川彦之丞。つゝみは大越門十郎、岡本市十郎。

○寛永十九 壬午

【補】○不作にて御家中迷惑致に仍て百五十石より上には二百目つゝ貸しおかる。籾拾石に付壹石つゝ御足輕にも壹石五斗、御扶持兄かゝり家持には其者の取分、五月五ヶ月に御貸被成候。知行千石よりは御かし不被成候。在々は銀斗御かし被成候。

一正月十一日　戸村十大夫知行二千石下され谷地町居屋敷被下置。

一二月廿一日より廿三日まで諸士に御料理被下。

一四月五日　義隆公江戸え御登。

【補】將軍家日光御社參に付延。

一今年より久保田御城下夜中往來提燈持候樣被仰渡。

一去秋飢饉に付諸士え米穀及銀子被貸下。

【補】九月二十五日　江戸にて御老衆御振廻被成候。御出の衆は安部豐後守殿、伊井掃部頭殿、松平伊豆守殿。土井大炊殿は御氣色にて御出不被成候。
同廿六日に御諸見の御能七番被成置候由。わき〳〵よりも御仕舞よく御座候とて何も御褒美被成候由に御座候。屋形樣御仕合能御座候由。
右酒奇日記にあり。吉成傳兵衛後に藤治右衛門。

一閏九月廿日　御領内酒造る事を被禁。今年又不熟に依てなり。

一五月十日　於江戸舟尾靱負勝光卒。是四月德壽丸君御傳被仰付と云々。勝光は舟尾兵衛尉義綱の二男にして淸兵衛勝有の父なり。慶長七年御國替の

時義綱、天英公の御勘氣を蒙り流落す。其男庄司隆廣竪勝光仙北角館に蟄居す。同十九年大坂の役隆廣素肌に白き鉢巻をし公の御馬先に討死す。故に公、其弟勝光に食邑三百石を賜り被召出宿老の席に被着。勝光卒後梅津與左衛門忠雄御傅被仰付。

一十月廿二日　眞壁少庵重幹卒。嫡右衛門幸幹嗣く。

一細井金太夫、小野寺桂之助、同早之助、同十一郎御預。承應二の條下精。

○寛永二十　癸未

【補】○二月初旬　赤田銀山見立ほと無く止む。

○若殿様新造え御移に付七月戸村十大夫江戸登。

一二月十四日　於江戸德壽丸君御袴着。北河内義親後、主計義隣に更介添、赤須太田なり内藏允乾康役之。

一義隆公御歸國御暇被蒙仰、五月十五日江戸御發駕、同晦日御着城。

一九月十七日　東山城義寛を京都え被爲差登。右は今年十一月三日　今上帝後光明院御即位御歡として御進獻あり。此御事に因て澁江内膳光康を江戸え被差登、後藤七右衛門祐道を京都に被差登、御用掛松平伊豆守信綱、安部豐後守正秋え御使者被仰付。

一十月　御領内海邊え唐船見御番所を被建置。男鹿の内渡鹿、小濱物頭一人つゝ北浦、船川、山本郡八森、河邊郡新屋扶持方の侍二人つゝ。

一十一月朔日　於天徳寺芳樹院様天英公の御母堂、伊達左京大夫晴宗の女十三回御法事あり。此節小貫右衛門頼仲權之助頼忠の嫡子恩免あり。

一此年御町奉行太山今の酒出なり孫左衛門、赤須今の太田なり内藏允長町に御役所二軒隣合居宅御普請被移置。但足輕六十人御町相廻す。世に横目と云。今の町同心なり。

【補】江間藤四郎、鹽谷正左衛門、吉尾谷掃部右衛門御立と。

【補】十一月の頃南部に切支丹多在之由、訴人江戸えやす市と申座當引登され拷問に御かけの處、此御地北河内家中矢野主殿、七左衛門、半兵衛老母、太田新兵衛なと切支丹の由申來の處、何もころひ候由。正月廿二日被差登新兵衛は江戸籠舍中病死、主殿七左衛門、十郎右衛門は發元え罷下北家え御渡。同六月發元にて訴人罷出、水野了徳、大森二郎兵衛切支丹の由にて御せんさく、子供與惣兵衛さたなく腹切候に付二郎兵衛は座敷籠に入、一町の者番致候。北組の石井嘉左衛門親子、益子新□□、小澤正八改易。九月廿六日二郎兵衛切腹、了徳は後御免。考ふるに當時類族は此子孫なるへし。

○正保元　甲申　十二月廿三日改元

【補】寛永年中正月御座列之次第（端書を以私に記）。按るに正保元なるか。

蘆名平四郎平盛俊　河内守源義親　式部大輔源義易

石塚源一郎源義里　大山治兵衛源義休　戸村右近源義宗

右一番座

山城守源義寛　淡路守源義章　三郎源義著
六郎源義績　眞壁右衛門平幸幹　宇都宮帯刀藤原光綱
多賀谷左兵衛平隆家　茂木宮内源治貞　武茂權太夫藤原重綱
矢田野四郎左衛門藤原行貞・鹽谷民部藤原綱貞　伊達又三郎藤原隆家「宗」

右二番座

廻　座

小野崎内藏頭宣政　和田掃部助　小貫清三郎
大山相模守　松野治郎右衛門　早川兵治郎
宇留野源兵衛　眞崎兵庫　小田野刑部
小場又治郎　小野崎大藏　茂木監物
澁江内膳　向豐前　須田美濃守
田代隼人　澁江左近　前小屋辰之助
向八十郎　赤坂忠兵衛　大山惣治郎
福原忠三郎　佐藤源右衛門　舟尾清兵衛
松野治郎兵衛　中川宮内　小野崎大學「頭とも」

茂木又八郎　　鹽谷孫七　　矢田野藤三良
佐藤助十郎　　小野彦三郎。

一三月十三日　義隆公江戸え御發駕、同晦日御上着。
一四月十四日　若君樣御傅眞崎兵庫宣昌出足。廿八日江戸え着。
一五月　天德寺住寺臨渚奥州餌刺郡正法寺と訴論の事ありて登、十二日江戸え着。
一同廿五日　將軍家光卿より揚梅子を御拜領、上使林丹後守殿。
一六月十六日　江戸御屋敷にて下部の者共賭の勝負角力御長屋にて小唄を禁らる。
一同廿五日　秋田よりの御飛脚着。當十九日南淡路義章卒去の段申來。是、光聚院樣御父なり。
一七月廿一日　將軍家より御鷹の雲雀御拜領。則爲御禮御登營。
一同廿七日　寺社御奉行松平出雲守勝隆御宅にて正法寺、天德寺臨渚と對決被仰付處に、天德寺理訴に依て正法寺雌伏せらる。
一八月廿日、廿七日　御領內大風。
一九月十八日　秋田大地震、地裂け水湧く。又十月九日地震。
一同廿六日　將軍家より上使を以大和柿御拜領。
一十一月十六日　御老中より御奉書到來。明日紅葉山え御參詣可有之旨被蒙仰、御束帶にて御豫參あ

り。此節赤坂忠兵衞光賢、田中勘兵衞定秀森川隱岐常吉布衣にて御供。

一同廿四日　從將軍家上使松田善右衞門殿を以御鷹の鶴御拜領。爲御禮御登營。同廿六日以上使御鷹之鳫御拜領。

一十二月十七日　竹千代君御名乘、家綱と初て稱せらるゝに依て翌十八日爲御歡御登營。

一同廿三日　御奉書到來御登營の處、正保と改元の儀被蒙仰。

○正保二乙酉

一正月二日　御登營。同四日御登營、竹千代君え御目見。

一同十七日　御東帶にて紅葉山え御參詣。

一二月二日より德壽丸君御疱瘡。十七日御笹湯、秋田より御一門御家老以飛札御機嫌窺申上る。右同樣に大山孫左衞門、赤須內藏允、山方能登、信太大學、信太內藏介、同主水御守獻上。眞崎兵庫迄達す。

一同十九日　赤坂御堀浚御普請御手傳被蒙仰。依て戶村十太夫、御家老佐藤源右衞門光信御國許より登る。

一三月廿六日　證人交替として小場六郎義績多賀谷一學隆家上着。廿九日登營御目見。同日證人向八十郎廣政澁江左近隆家登營右二人は去年より江戶に在り　御小袖二、御羽織一拜領。

一四月　竹千代君（家綱公）御元服、任大納言。依て廿六日御大名方御登營。義隆公御太刀馬代を被獻。

一五月　御歸國御暇被蒙仰、同廿九日江戸御立。

一五月十二日より御堀浚御普請初、十月廿八日終る。

【補】五月十二日　御鍬入にて同廿日より御ふしん。赤坂御堀一番御丁場イカ丁糀町の土橋間は破損計繕、糀町土橋より吉祥寺前際まて浚石垣共に御ふしん。十月廿八日に究る。

一六月廿五日　小野崎內藏頭（宣政）卒（四十六）。

按るに。宣政は東中務大輔義久の末男にして母は山能義昌の女、臺顏宗鏡なり。然るに山能義昌天正十三年十一月十四日卒、其室（義昌養父山城守成通の女）胎姙なり。后生男子、號兒丸。兒丸早死す。於玆山能の家斷絶す。山能小野崎は佐竹の舊臣にて代々忠功の家なり。且東義久は義昌の聟たるに依て暫く山能の家を嗣しむ。彌市又早死す。於玆又斷絶す。慶長六年十一月廿八日義久卒、同七年御國替。嫡將監義賢秋田供奉、後年其母宗鏡尼、山能小野崎の嗣とし舍兄將監義賢知行の內五百石を分地し下の御一字を賜り宣政と稱し宿老第一番の席を賜ふと云々。宣政一子源六郎義長、東家を繼く。故に無嗣子向豐前重政の二男伊織を以爲嗣、義隆公御一字を賜り隆政と稱、后、隆通と改む。

一九月　御二男松之助樣御誕生。

一御堀浚御普請手傳御組合南部山城守樣、眞田伊豆守樣、水野隼人正樣、松平萬助樣、鳥井主膳樣なり。

御當家爲御名代戶村十太夫（義國）御家老佐藤源右衛門外に信太內藏介（忠勝）宇垣典膳（秀政）小野崎杢兵衛（通信）黑澤伊兵衛（道重）加藤主鈴（久勝）小野崎太郞左衛門（通憲）中村十兵衛（光弘）山縣淸右衛門（隆泰）淺利五左衛門（盛次）右御用懸り被仰付。

一今年諸國え國繪圖就被仰付候に付霜月廿日梅津外記、菅谷隼人、根本庄右衞門江戸え着。出羽國十二郡の御繪圖本被蒙仰。

【補】秋田中繪圖に可被成由にて瀬谷孫右衞門出、一郎右衞門に御掛可被成にて江戸へ爲御登被成候。

○正保三 丙戌

一三月廿一日　久保田御發駕、四月六日御上着。同七日上使阿部豐後守樣御出。同廿八日、御參勤爲御禮御登營。

一同廿五日　久保田鍛冶町城町燒失。

一五月廿二日　御檢地役十四組被仰付、六郡御竿被入置。

【補】六月朔日より地震にて破損あり。二百石壹人若輩長病御奉公不致者百石壹人、十五日は手前十五日百姓可仕由。

一六月六日　德松君山王御宮參、爲御歡御登營。

一七月廿日　御鷹の雲雀御拜領、上使蒔田數馬殿。

一同廿八日　德壽丸樣御元服、次郎義處公と稱し奉る（干時御十歲。）御加冠北河内義親（後改主計）御理髮赤須内藏允乾康。

一八月十日　葡萄御拜領、上使川口勘右衞門殿。

一同十二日　德壽丸樣初て將軍家え御目見御登營。御供梅津外記、宇留野源兵衞、眞崎主殿。

一此年秋田郡飯嶋村山王、矢橋村の地え遷宮。

【補】春中、山王權現之屋敷町人御申受ふしん仕候。山王の本屋敷は久草津、橋向は法華の大塚を立とあり。

○正保四 丁亥

一三月廿八日　又御檢地役七組被相增廿一組に被成、秋田仙北の田地え御竿を入らる。

一四月十一日　夜秋田霰降り御城中え雷墮。

一同廿五日　御歸國御暇御拜領。五月六日江戶御立、同廿三日御着城。

【補】御曹司樣御番に澁江内膳、一騎駄輩共に五月六日出立登。

一六月四日　御領內にて小鳥を畜事を被禁。

一八月四日　仙北筋え御渡野。同廿四日御歸城。

一同日江戶立御飛脚同十三日下着。龜松君大猷君の御二男御逝去五歲告在。依て信太又左衞門爲御弔御使者被差登。同十五日まて御鷹野被止。

一十一月　天德寺住持臨渚、上州双林寺に移住す。關東より玄英を召て天德寺住持に御招待。

【補】十一月廿九日　山方能登死。

【補】十二月十七日　奥様御産被成御曹司御持とあり。

一十二月十六日　御姫様法流院様の御事なり。黒田甲斐守長興公え御婚禮。

【補】御乘物渡小貫宇右衛門、梅津兵部其外、大越賴母、物頭眞崎七郎兵衛、黒坂伊兵衛、御足輕共に差登さる。

【補】十二月晦日　信太又左衛門、物頭上會小右衛門、茂木主水、神生波負、清水織部、後藤七右衛門、澁江正兵衛御供番に被仰付。

○慶安元戊子　　二月十五日改元

一三月三日　仙北御渡野。

一四月朔日　御檢地役被相增、猶田地御吟味被仰付、秋田三郡二十組、仙北え十一組と云々。

一同月　馱鞏の侍番乘御免の旨被仰出。

一同十日　義隆公御發駕。

一五月十八日　御登營、銀百枚、綿三百把御獻上。家光君え御目見、御參覲御禮被仰上、家綱君え御目見、綿二百把御獻上。

一六月廿日　家光將軍より御菓子御拜領。

一此年梅津兵部忠雄若殿樣御守役被仰付。

一今年正月御家老梅津外記忠國嫡主馬利忠宿老席を被免。正月、忠國宿老の座列御免、忠國御家老故利忠爲名代列すと梅津家傳に在り。按るに。忠國、寛永八年正月宿老に列せらるゝか、小田野、佐藤、向、澁江ともに座奉行を勤む。然とも其年閏十月より同九年義宣公御在江、同十年正月於江戶御逝去の年より忠國御家老となるゆへ其列席不定、依之嫡主馬利忠十二歳にて親忠國の席に列するか。又寛永八年より宿老の勤被仰付といへとも親半右衞門憲忠、同姓主馬政景の如く宿老の席は無御免此年まて御家老を勤、今年始て宿老席御免にて嫡主馬を爲名代列せらるゝか。未深く不考。

【補】十月　萬うり物役御取被成タバコキザミは壹年に銀十五匁、ふれうりは拾匁、鹽御役町人百姓壹人に付五分つゝ七ツより五ツ迄に貳分五りん。

○慶安二己丑

一正月二日　御登營。年始の御拜禮、御時服御拜領。

一同廿五日　於天德寺天英公御十七回忌御法事御執行在。

【補】春中萬物に役かゝり申す。

一三月六日　御登營被遊候處諸御大名え儉約を守るへき由の被仰渡在。

一五月八日　義處公、野州日光山御參詣の御暇御拜領。

一同廿九日　義隆公、御歸國御暇御拜領。六月江戶御發駕。義處君御同道日光山御參詣、于時銀三十枚御進獻濟。

義處君は江戸え御歸府、義隆君は秋田え御下向。同廿三日御着城。

一六「七なるへし」月廿日　四郎三郎義寘公始て將軍家え御目見、御太刀金馬代、綿二百把を家光卿え、御太刀金馬代、綿百把を家綱卿え御獻上。

【補】或は七月とす。同日夜江戸大地しん。

一八月廿三日　南部御境柏木峠え御當方より信太内藏介、後藤七右衛門、瀬谷助右衛門參候て南部御家中え立合、夫より菅谷隼人、信太内藏介江戸え登、神尾備前守殿、朝倉石見守殿え書付差上る。

○慶安三　庚寅

【補】正月十日虻川、同廿三日御歸城。

一二月四日　仙北え御渡野。三月五日御歸城。三月八日より十日迄諸士に御料理被下置。

一三月十四日　江戸え御發駕。四月二日御上着。

一同廿三日　久保田町五丁目火本、四丁目、茶町、寺町、通丁、保戸野、足輕町まて下は六丁目、十人衆町、鐵炮町まて凡二千軒餘燒失。

【補】三月廿八日　大風霰ふる。

一同廿九日　西御丸御普請に付て漆二百貫目獻せらる。

一同晦日　證人石塚市正、梅津外記、澁江左近、向八十郎登城。左近、八十郎太刀、馬代獻上御目見、此度罷登に付てなり。市正、外記御暇被下、御小袖二、御羽織一拜領。

一五月五日　御登營、家光將軍え御太刀、銀百枚、綿二百把、御馬一匹、家綱卿え御太刀、綿二百把、御馬一匹御獻上。于時家光將軍御不例に付爲御名代家綱卿え御目見。

一九月十九日　明廿日家綱卿西丸御新殿え御移徙に因て御登營。蒔繪御廣蓋五枚、梨子地盤銅五組御獻上。

一十月　菅谷隼人、信太内藏助、其外「大館給人二人、據人三人」同道江戸え登。閏十月廿二日御境目の儀目安を上る。「南部御論地に付。」

【補】十月始に在々物成新免に被仰付。閏十月末に御馬貰來下る。

○慶安四　辛卯

【補】三月十六日　鶴賀大津にて御米拂。駄賃同十九日上乘每度の如く。

一四月廿日　將軍家光卿薨御。大猷院殿と稱し奉る。

一六月十日　於角館蘆名主計盛俊卒二十一。初名平四郎。

一七月三日　爲上使松平和泉守樣御出、義隆公御歸國の御暇、銀五百枚、御時服五十御拜領。同十二日江戸御發駕。（考。廿五日御着城。）

一同四日　戸村右近義宗卒（四十三。十太夫嫡子。）

一同廿二日　北河内義親秋田發足。將軍宣下御祝儀爲御使者なり。八月五日上着。廿七日登城、御太刀馬代を獻す。九月七日又登營、阿部豐後守樣御奉書被相渡、御袷五拜領。

一同廿七日　小貫宇右衛門頼仲御歸國御禮爲御使者被差登。八月十二日登城。蠟燭千挺、鹽白鳥五、御太刀、金馬代御獻上、御前え被召出。

九月二日　又登城、御内書幷御袷三、御羽織一頂戴之。

一九月十二日　義處君え、芦名千鶴より以使者實父主計跡式被仰付爲御禮御太刀、馬代、御小袖二獻上

一同十八日　於御城將軍宣下爲御祝儀諸大名御禮義處公御登營。

同廿二日　御能あり、諸大名御登城。

一今年澁江内膳光康御家老被仰付。

一今年萱谷隼人、信太内藏介去年差上候目安え御裏書出、南部百姓目安差上候に付江戸御評定所にて對決あり。

○承應元 壬辰　九月十八日改元

一正月　義隆公御在國。梅津外記事、御意に依て半右衛門に名改。

一同二日　年始爲御祝儀於江戸表南美作御使者、御太刀、馬代を被獻。

一同月　笈川南右衛門國助 滑川八右衛門通雪 吉成彌右衛門助良 慶長年中大坂にて戰功あるに依て各祿百石を加ひ賜、横手より久保田御城下え被移武頭とす。

一同廿四日　證人奉行衆より證人代りの御書付出、證人佐藤忠左衛門、梅津主馬、向八十郎三月廿四日登營、太刀馬代を獻す。小場式部義繼 多賀谷左兵衛同斷。

【補】正月廿六日　下筋御渡野、二月廿四日御歸城。
同廿七日朝御振舞。

一二月十日　大山治兵衛義林 卒。繼嗣は茂木筑後治貞 二男平八義武。後、因幡に改。

一同十二日　信太大學を江戸え被差登。御代替初て御内書御拜領。爲御禮廿三日上府。廿六日登城。

一三月六日、七日　御能御興行、御家中諸士拜見被仰付。

一同十二日　秋田御發駕。四月八日御上着或は二日と云。同三日爲上使松平和泉守樣御出。同八日御登營、御

參府御禮、御太刀一腰、御馬一匹（黑毛六才）廣綿二百把、銀百枚御獻上。綿百把は御袋樣えとあり。

一五月二日　端午御帷子御獻上（數五、内三御單物。）御使者根岸惣内。

一六月十三日　遊行他阿上人回國、秋田え下る。「聲躰寺」

一同廿三日　將軍家綱卿、去年八月將軍宣下に依て神田御屋敷え御老中御招請あり。

一七月四日　二度目御饗應。

一同十二日　御鷹の雲雀三十御拜領、上使石河彌右衛門殿。

一十月廿六日　御鷹の雁二御拜領。

一此冬戸村十太夫（義國）に命して義處公、義寘公御小旗を製せん事を被仰渡。

一霜月十五日　義處君御袖留。

○承應二（癸巳）

一正月十二日　若殿樣御旗二流戸村十太夫（義國）被仰付、御仕立の分秋田より到來。（舊臘廿六日秋田を發、後藤又左衛門賴忠持參。）

一同十四日　江戸にて被進之、義寘公えも被進之。

一二月十八日　御鷹の鶴御拜領。

一同廿一日より御所勞の處三月四日御尋の爲上使津田平左衞門殿御出。爲御禮義處君御登營。

一三月十八日より廿日迄於天德寺、大猷院殿大祥忌の御供養あり。依て江戶表上野塔中元光院今月十三日下る。伴僧廿三人「共か、共にか。」と云。同廿二日登る。

【補】四月初、半右衞門上橋御かけ替。ぎぼうしになる。

一此春、遊行佗阿上人秋田聲躰寺に遷化。

一五月十日　御歸國御暇、上使阿部豐後守樣。御拜領物御先例之通。同十七日江戶御立、同廿日下野國日光え御參詣。

一六月十一日　久保田御下着。右爲御禮御使梅津圖書後、五郎右衞門に改む。同廿五日上着、同十八日登營御目見。

同十九日又登營、御奉書出る。御帷子二、御羽織一拜領。同廿三日江戶出足。

一六月十三日　角館にて蘆名千鶴丸夭す于時四歲蘆名家斷絕。

一同十八日　小場式部義繼於大館卒す三十三。三河義易嫡なり。義易無子、舍弟勘解由隆房の嫡六郎義房を養子とす。

一同廿四日　今年四月、大猷君御法事大赦に依て寬永十九年より被預置細井金太夫光信初は臺德君に仕、後駿河大納言忠長卿に仕。忠長卿あるとき堀丹後守に命して越後村上に御預なり。小野寺早之助道國、同重一郎道俊其祖父刑部道元、最上義光に仕。義光卒後、元和年中臺德君、道元か武勇の聞え有を以駿河忠長卿に仕しむ。寬永年中、道元駿州に卒す。其子桂之助道白も又忠長卿に仕。忠長卿故ある時、道白及道國、道俊五歲二歲にして共に越後村上に幽せられ後事光信に同し。道白父子三人雄勝郡湯澤に御預。慶安四年、道白湯澤に病死。寬恕あつて義隆君に賜、家臣とすへしと。依つて今井三右衞門忠能を江戶え遣、御禮被仰上。

一閏六月四日　小貫宇右衞門江戸え登る。是、六月廿三日內裏炎上に付てなり。同十一日江戸え着、同十三日御老中え出る。同日阿部豊後守様より御奉書到來。

一同廿二日　佐藤傳之助江戸出足上京、內裏炎上に付て禁裏え綿二百把御獻上但、百目結。

一七月五日　若殿様御鷹の雲雀三十御拜領、上使松平與右衞門殿。同七日若殿様御登營、御供澁江內膳後藤七右衞門、信太內藏助。若殿様雲雀御拜領爲御禮山方杢之助被差登、同廿三日上着。

一同八日　川井新九郎江戸え出足。同十七日上着。爲御氣嫌伺同廿二日登營、熊皮十枚、串鮑三十連入一箱御獻上。同日阿部豊後守様より御奉書到來。

一八月朔日　太刀金馬代御獻上、御使者根岸惣內。

一同七日　初鴻御獻上、御使者同人。同八日初鴻御獻上の御奉書松平伊豆守様より到來。

一八月十二日　將軍家綱卿從一位右大臣に御轉任。同廿二日諸大名三千石以上の旗本御太刀馬代を獻す。依て爲御名代御使者東山城義寬義寬、七月廿七日秋田出足、八月八日江戸え着。九月七日江戸出立下向。　九月五日登城、御袷五拜領。

一九月三日　重陽の御時服三御獻上、御使者根岸惣內。

一同廿二日　若殿様日光え御參詣、同廿六日御拜禮濟。同廿七日萱橋に御逗留、十月三日御歸府。

一十月八日　白鳥二御獻上、御使者後藤七右衞門。同十日右御獻上に付阿部豊後守様より御奉書到來。

一同日虻川邊御渡野、同廿二日御歸城。

一十二月二日　若殿樣御武具出來。

一同日、年頭爲御使者赤坂忠兵衞光賢秋田出足、同十六日上着。

一同十五日　歳暮の御服御獻上、御使者後藤七右衞門。

一同廿六日　來正月廿四日、台德君廿三回御忌就御法事、爲御名代南美作義著湯澤出立江戸え登。

○承應三甲午

一正月　年始の御規式及引渡宿老席御盃を賜次第例の如し。又諸士盃酒を賜次第始て御記錄に見る事左の如し。

元日

一番頭　二廣間番一番より五番まて　三大小性一番より三番まて　四町奉行　五勘定奉行　六物頭　七兵具奉行　八使番　九物書　十醫者　十一鷹役

二日

一廣間番六番より十番まて　二大小性四番より五番まて　三宮仕番　四役人　番外者　六厩別當　七茶道　八料理人　九中間頭

三日

一歩走　二茶屋者　三鷹匠　四諸細工人　五馬乘　六伯樂　掃除坊。

一正月二日　年始爲御賀儀赤坂忠兵衞光賢東都に於て登營。御太刀馬代黃金一枚を御獻上。

一同三日　將軍家御謠初に付御當例之通御奈良臺、御土器一、御押爲御酒代銀一枚御獻上。御使者根岸惣内。

一同九日　南義著江戸え着。同廿四日、義著爲御名代增上寺え參上、御香奠銀廿枚御進獻。

一同廿六日　虻川御遊獵。二月廿八日御歸城。

一三月十二日　爲御參勤御發駕、四月二日「或は七日とも」御上着。三日、爲上使松平伊豆守樣御出。同九日御登營、銀百枚、御太刀、御馬一匹、綿二百把御獻上。

一同廿四日　證人北又四郎、多賀谷左兵衞、須田主膳上着。

四月二日右三人登營、御太刀馬代獻上す。同日、去年の證人石塚市正、茂木三郎、澁江左近登營、御暇各御袷二、御羽織一充頂戴。

一五月三日　端午の爲御祝儀御帷子三、御單物二御獻上、御使者根岸惣内。

一七月六日　上使を以御鷹雲雀御拜領。

一十二月廿六日　義處公從四位下に叙、四品に任、右京太夫と御名改。

一同廿七日　御庶子四郎三郎義寘君、從五位下に叙し式部少輔と御名改。

【補】今年天德寺御立替、同四年度之頃究り申候。

羽陰史略　卷之二

○明曆元 乙未　　四月廿二日改元

一正月二日　年始御禮御登營、御時服御拜領。

【補】正月五日　義處君御前髮被爲取。

一二月六日　義處公、義眞公御登營。舊臘御仕官御禮被仰上、御小袖十、御太刀金馬代御獻上。式部少輔樣には御太刀馬代御獻上。

一三月中旬　證人交代として向八十郎廣政、佐藤忠左衛門盛信、梅津主馬利忠江戸え上着。同廿五日登營御目見、御太刀馬代獻上。北又四郎義明、多賀谷左兵衛隆長、須田主膳盛品も登營御暇被仰出、各御時服二、御羽織一充拜領。

一四月十日　義隆君御歸國御暇御拜領、銀五百枚、御袷五拾領御拜領。同廿一日御發駕。五月十日御着城。御歸國爲御禮御使者東山城義寛江戸え登る。同廿八日登營、蠟燭千挺白鳥五御獻上。又六月二日登城、御時服二、御羽織一拜領。

【補】上杉喜平治殿御人部に付御使者小貫宇右衞門、保利肥後殿若殿同に付山方主殿。

一七月十日　熊皮十枚、串海鼠三十串御獻上、御使者茂木監物治種。

一同十三日　爲御使者宇留野源兵衞發足、同廿四日着。八月朔日登城、御太刀馬代被獻。

一同廿二日　義處公御鷹雲雀御拜領、上使齋藤左源太殿。

一八月朔日　眞崎五郎左衞門廣房秋田出足。同十日着、則老中え出る。右者義處公雲雀御拜領爲御禮なり。

一同廿六日　初鴻御獻上。同十九日初御鷹御獻上。

一此年秋田御城下茶町え御使者宿二ケ所建置る。

一九月四日　千代松樣御誕生。（後、左近義和と稱し壹岐守義長と御更、出仕して兵部少輔と稱す。）

一同廿二日　御歸城（義隆君八月十五日より角館え御入湯。）

一此年始て東海囘船通用。

一十月四日　江戸え朝鮮人來聘。

一十二月十九日　年頭御使者小田野刑部上着。

一同廿七日　北河内、梅津圖書上着。河内、御即位に付て上洛、圖書は江戸え登る。

一今年秋芳揚軒阿證、灌頂尊壽院中興と成。

一十二月　來年頭御盃御記錄被仰出。承應三年の通にして二日四五六七の役になし、三日馬乘なし。

【補】此年横手御城御廣間五間に九間、御番所五間半に八間御建替。御臺所六間に八間。是義重公六郷に被成御座候節御家と云々。

御建替年號不知。

○明暦二　丙申

【補】横手御城御本丸御造營

御廣間御番所　　明暦二申年御建替。

御書院御茶屋　　万治元戌年御建替。

御臺所　　關信樣御家にて六郷より御引越之由、年號不知。

御番所　　五間半に八間。

御廣間　　五間に九間。

御書院　　四間半に八間(半也、吟味之事。)

御茶屋　　五間に三間。

御臺所　　六間に八間。

一正月二日　年頭の御使者小田野刑部正興登營、御太刀金馬代御獻上。

一同日　北河内江戸發足、御即位に付爲御使者上京。　今上皇帝(後西院)御即位也。

一二月五日　梅津圖書登營、御樽肴被獻。御即位御祝儀二種一荷。

一同廿八日　諸士え御料理被下。

一三月三日　證人向右近、梅津主馬、佐藤忠左衛門登營、御太刀馬代獻上。

一同四日　上曾小右衛門登城、子籠鹽引二十尺御獻上。

一同九日、十日　久保田御城にて御能あり。

一同十三日　久保田御發駕、四月二日未明御上着。右は公方様御疱瘡の段道中芦野え達し、同處より夜通しにて御着。御機嫌爲御窺御登城。

一同廿四日　上府の證人石塚市正、茂木三郎、澁江左近登營、御太刀目錄獻上御禮濟。同日在府證人右近主馬、忠左衛門御暇被下。

一四月七日　御洒湯爲祝儀二種一荷御獻上。

【補】諸大名にて御振回あり。屋形様にて四月廿六日七日。

一同十一日　就御參府爲上使阿部豐後守様御出。

一閏四月八日　於京都尊壽院芳揚軒阿證上人御遷化。

一同十三日　義處様え松平出羽守様御姬様御緣組、御願之通被蒙仰。

一五月六日　松平出羽守様御姬様え御結納御祝儀被進。御使者梅津半右衛門忠國。

一同十一日　御登營、御參覲御禮被仰上（将軍家御疱瘡に付是まで延引）銀百枚、綿二百把、御馬一匹御獻上。義處公も今日御登營。御國許え初て御入部御暇被仰出、御時服三十御拜領。

一同廿七日　義處公江戸御發駕。御供御家老梅津半右衛門忠國、御傅小瀬縫殿助、御物頭宇垣正太夫一人外に平塚治右衛門（一本、平塚治郎右衛門とあり）差添、御近處中村舍人、前澤主水、岡谷伊織、御小性宇垣新三郎、森川清九郎、信太重藏。六月十六日御着城。同十九日於御廣間諸士獨禮、御歸國御禮御使者被差登。十六日御夕御膳、本一二三向詰まで白木具、御引物五通、御茶菓子御後菓子後段蕎麥切御相手衆九人名不知。

○御臺所日記拔書之內。同十八日御入國御祝儀太刀馬獻上、於御廣間御目見。御一門、御家老、御相手番。千石以上引渡衆十六人馬代銀一枚充、千石以下御引渡衆四人御廻座十九人鳥目一貫文充酒代差上。同廿一日、御入部御祝儀於御廣間御振回被下候人數御一家宿老衆五十六人。同廿二日、松平越前守樣より御使者那次野左五右衛門、金之間にて御料理被下候。同廿四日、岩城但馬守樣より御使者栗原三左衛門御料理被下、御座鋪不知。同廿五日向豐前御代官所寺內村より新米差上候、駒木根數馬披露。同廿六日、黑田甲斐守樣より御使者田代金右衛門御料理被下、御座鋪不知。同廿七日下筋え御渡野。七月廿二日御歸城。同廿八日御入部御方祭御祈禱、寶鏡院御料理被下候。

一七月二日　御城下上米町より出火、下米町、鱗勝院、西善寺燒失。同三日大風稻に當る。（八月十六日丈大風。）同六日御鷹の雲雀三十御拜領、上使能勢小十郎殿（一本、能勢與十郎とあり。）

【補】七月　義處公、舟越天王御渡野。

一御臺所日記書拔之內。同廿三日松平大膳太夫樣より御使者勝良長兵衛、於御書院御料理被下候。同

廿六日神尾備前守様御使者竹谷市郎右衞門、金之間にて御料理被下候。同八月四日仙北御渡野。同十七日御歸城。同日尾花澤御宿、外記御座之間にて半右衞門指南にて御目見。同十八日金山御宿、兵部御座之間にて御目見、二種一荷指上候。梅津半右衞門指南にて同廿八日御舞臺にて御能、朝五つ時より暮近九番有之候。九月九日、當日菊の御酒前澤主水御酌、御膳本二三白木具。九月十日、八幡稲荷諏訪御參詣、御供戸村十太夫、須田美濃、佐藤源右衞門、梅津兵部、前澤主水、岡谷伊織、信太九郎右衞門、八木作助。御歸城以後吸物出る、白木具。同十三日、御月見御祝儀御料理有之。同十五日、松平越後守様御使者村田彈右衞門御料理被下候。同廿二日下筋え御渡野、湊網引上覽。

一十月廿九日　御鷹野鶴御拜領、上使栢植右衞門作殿。一本、栢植左衞門と有り。

此年北河内義隣、角館所司代被仰付、引越後主計に更。

○御臺所日記より拔書。十月廿七日、岩城但馬守様御見舞、御城にて御料理御饗應。町宿え若殿様御見舞。同十一月廿六日御能有之、老中御相手番寺院方も登城。同十二月四日虻川え御渡野。同十六日御歸城。同四日舟越より鯨十駄納る。同廿二日節分御祝儀岡谷伊織差上候。

○明曆三丁酉

【補】正月元日に細井長兵衛總座並長袴にて罷出候によつて十太夫咎之。

一正月二日　御登營。同三日御謠初、御獻上御常例之通。

○元朝御祝之御膳岡谷伊織勤。御膳本二三白木具、御相手塗折舗二三白木具。同日四ヶ寺寺院三獻竹筒被下候。御米藏役御料理被下候。同二日晩御相手十八人と云、臺之物三面押十膳。同四日目長崎え御出。

一同十八日　江戶本鄕より出火、廿三日まで五日の火災。十八日神田御屋鋪御類燒。義隆君御馬にて淺草御下屋敷え御引取。此節御什代御刀三條義家備前守光其外太閤より御拜領の牧溪筆江天暮雪御掛物御燒失。

江戶御城御殿天守多門御長屋共に御類燒に付、西御丸御殿え御引移。

右三日の出火に御大名屋、町屋ともに八百十九丁、家數八萬軒餘、男女十一萬八千人程燒死と云々。

右に付西國御大名御參覲の分大坂より御暇にて御歸國と云々。諸大名御門御家等花美之處此時燒候。而神田御屋敷表御門元和八年御普請、二階御門五間梁行間十三間結構な盡せりと云。

一同廿五日　天德寺にて天英樣廿五回御忌御法事御執行。

一二月四日　御歸國御暇御拜領、銀五百枚、御時服五十御拜領。三月二日義隆君御着城。二月九日江戶御發駕と在。

一二月六日　大殿樣御迎御雪笹谷迄參候。右者正月十八日十九日江戶大火事、御屋鋪類燒・御城炎上に

付御下り。同十日、明十一日若殿樣御發駕に付御相手不殘御料理被下候。御前白木具御相手塗膳。

一同十一日　義處君久保田御發駕、道中にて義隆君え御對顏。同廿六日義處君御參府。三月朔日御登營。

一三月三日　義隆君能代え御渡野。

一四月廿日　大猷院殿七回御忌御法事に付上野より元光院御呼下し、十四日着。十八日より廿日まで天德寺にて御法事御執行。同廿二日元光院發足。

式部少輔義眞公秋田え御下向御願濟、御時服十、白木御臺にて御拜領。六月九日江戶御立、同廿六日御下着、安樂院に被成御座。

一六月十四日　義處公鶴五御拜領、上使川口孫兵衞殿。

一七月五日　義隆公御鷹の雲雀御拜領、上使水野正左衞門殿。

一七月廿九日（系圖に廿三日とあるよし）　梅津半右衞門忠國卒（四十七（五十七の誤）金風）法名梅岩。　嫡子主馬家督に付八千三百石被下、末弟藤太敬忠え高千石を分地、後依命又千石分地、玆に於て都合二千石を領。（両千石分地のこと寛文三、七月に出。）

一八月朔日　御使者眞崎兵庫隆紀御太刀目錄御獻上。

一同十一日　初鴻御獻上、御使者根岸惣內。

一十月十六日　白鳥二、鮭鮓一樽御獻上、御使者信太藤三郎定安。

一十一月朔日　天德寺新住寺薰貞秋田え到着、同三日に移る。同日舊住持玄英、闐信寺え退く。

一十二月　義處公御鷹野屋二御拜領、上使佐藤平内殿。

一此年須田美濃、伯耆に名改。

○萬治元　戊戌　七月廿五日改元（秋田は八月朔日か）

【補】此年横手御城御書院四間半に八間、御茶屋五間に三間御建替。同所御殿坪數明暦二年の條下と可合考。

一正月二日　年頭御太刀目錄御獻上、御使者小田野刑部正興登營。

一同四日　御初野あり。

一同十日　江戸表本郷より出火、大風大火に及神田御屋敷御類燒。

一同廿四日　台德院樣廿七回御忌廿日より御法事に付、爲御名代北河内罷登。同十日上着、増上寺え參上。同廿五日御香奠銀十枚を收む。

一二月晦日　御家中の諸士え御料理被下。朝、中城、長野、谷地町、兩根小屋町、手形。同晩長町、保戸野、六日町。三月四日朝、龜丁、楢山、同晩御歩行、御茶屋、御鷹匠え御料理被下。

一三月晦日　證人佐竹六郎、向右近、佐藤忠左衛門上着。

一四月三日　秋田御發駕。同廿一日御參府。同廿五日上使として松平伊豆守樣御出。

一同廿六日　阿部豊後守（忠秋）様え御留主居後藤七右衛門御呼出被仰渡候は御參覲の獻上物の節女中方え銀子被遣候儀無用、御進物も例年の通は御無用、御袷三重金馬代にて可有之、御馬の儀は在所の物に候間格別の由御差圖なり。

一同廿八日　御參府御禮、御獻上右之通。

一五月四日　端午御帷子御單物一御獻上、御使者根岸惣内。

一同六日　御鷹の鶴五御拜領、上使石川彌左衛門。爲御禮則御登城。

一同十五日　義處公御歸國御暇。六月九日江戸御發駕、同廿六日御着城。

一六月十八日　若殿様御部屋火防御祈念有之寶鏡院。同日遊行上人金の御書院にて御振舞白木具。同廿三日御部屋御移徙、一番水、二番火、三番御馬、四番御太刀、五番御下衆、六番雜物其後未剋。若殿様御移御振舞之次第有り。同廿六日若殿様御官位御祝儀御振舞被下候。廻座引渡役人御料理にて御囃子有り。

一七月廿二日　御家中踊上覽。

一九月朔日　大殿様御拜領之菱喰御披き御振舞被下候。

一同廿七日　岩城伊豫守様御出、金之間にて御振舞有之候。御家老大平新右衛門、御廣間にて御料理被下候。

一同廿六日　修田え御出、同廿八日御歸。

一十月三日　御家之併、金之間にて御家中え被下候。人數三百七十二人。

一十二月十三日　小場參河義易卒五十八。嫡六郎義房嗣。義房代万治年中佐竹の御名字を賜と云々。（一本十一月十三日小場三河卒とあり）

【補】八月中江戸上御屋敷御作事あり。

〇萬治二 己亥

一義隆公御在江。年始御登營、御拜領物等御常例之通。御臺所日記無。

一三月七日　義處公御發駕御參府、御供御家老梅津兵部忠雄此年御役被仰付、後與左衛門と更む。

【補】春、江戸下御屋敷御作事在。

一四月十四日　義隆公御歸國御暇御拜領。同廿八日江戸御發駕、式部少輔樣御同道。五月十五日御着城。

一五月朔日　證人石塚市正、茂木將監、澁江左近登營、太刀目錄を獻して御目見。去年之證人小場六郎、向源左衛門、佐藤忠左衛門登營、御袷二、御羽織一宛拜領。

一六月八日　御暇御禮御使者梅津圖書上着。同日白鳥二、百目掛蠟燭五百挺御獻上、御目見。十日、圖書

登營の儀御奉書に依て登城の處に御時服三拜領。
一七月十日　義處公御鷹の雲雀三十御拜領、上使荒川十左衞門殿。
一同十三日　先頃梅津圖書御前え被召出候爲御禮、御使者鵜沼宮内登營。同月串海鼠一箱御獻上。
一八月朔日　八朔御太刀馬代御獻上、御使者山方主殿。
一九月五日　江戸御城御殿御普請出來、御移徙爲御歡御使者戸村十太夫義國被差登。同六日登營御太刀馬代を被獻。同十六日、義國登營あるへきの旨御奉書到來登城、御時服三頂戴。
一同晦日　御移徙相濟候爲御祝儀鮭鮓二桶御獻上、御使者桐澤久右衞門。
一十二月朔日　去年江戸神田御上屋敷御類燒、御殿御普請御入用として、御家中高百石に付銀二百匁宛被借置。此節御代官附口米役所免を被召上、因て衣服振舞等儉約致可き由を被仰出。
一同十四日　寒中爲御機嫌伺鮭鹽引二十尺御獻上、御使者佐藤傳之助。
一同廿七日　御鷹の雁二御拜領、上使田中三左衞門。
一今年の春、天德寺住持薰貞寂す。依て九月、野州宇都宮より道策を召て住持とす。

○萬治三　庚子

一正月二日　歳首之爲御賀儀御名代御使者小野右衛門登營、御太刀馬代御獻上。御臺所日記無し。

一二月六日　子籠鮭二十尺御獻上。

【補】二月六日　野代大窪丹後代に大窪八右衛門被仰付、在府屋井上藤治左衛門代に片岡又左衛門。

一同廿八日、廿九日　御家中え御料理被下。

一三月十二三の頃　義隆君御發駕、式部樣御同道。四月五日御參府。同六日爲上使松平伊豆守樣御出。

一同廿一日　證人多賀谷左兵衛、須田主膳、佐竹又四郎上着。同廿九日登城御目見、太刀目錄を獻す。去年の證人石塚市正、茂木將監、澁江左近御暇、御袷二、御羽織一宛拜領。

一四月十三日　御登城、御參府御禮御太刀、御馬一疋、御袷三御獻上。御馬代は無之、式部少輔樣御太刀馬代御獻上、同日御目見。

一同日義處公御歸國御暇、御時服三十御拜領。五月十二日江戸御立、同廿九日御着城。御歸國御禮御使者小貫右衛門六月十一日上着。

一五月六日　御鷹の鷂五御拜領、上使水野正左衛門殿。則爲御禮御登城。

一六月十八日　大坂御城番岩城伊豫守樣御在番の處に御城御貯鹽硝、雷火にて燒飛、天守御殿ともに燒失。倉、石垣崩る。土岐山城守樣御家來數多怪我あり。鹽硝二萬斤、鐵炮玉十萬程、火繩ともに燒失。町家二千百軒程燒失。

【補】六月始に御機嫌伺として長山助左衛門を江戸え被差登。

一七月八日　義隆公御實母、桂雲院樣御逝去。是、岩城貞隆公奧方樣。相馬大膳亮義胤御女なり。相總泉寺にて御草燒、七月十三日御拈總泉寺御出棺、梅津圖書、小田部六左衛門、川井五郎左衛門、田代助左衛門供奉。同廿九日天德寺え御着棺。八月十三日御葬禮。御法名、月庭清心。

一同十日　爲御悔上使堀田備中守正俊樣御出。爲御禮御老中え澁江內膳、其外は山方杢之助御使者勤之。

一同廿三日　義處公より八朔の御使者菅谷甚五左衛門江戶え着。

一八月廿五日　於江戶松平陸奧守綱宗公御不行跡に付御一門衆の訴御蟄居。御嫡龜千代君御二歲にて御家督被仰付。

一八月廿八日　御忌明に付御登營。御忌中上使御禮被仰上、八朔の御太刀目錄御獻上。

一九月朔日　秋田より到來の鴻御獻上。

一同四日　千代丸樣御誕生。

一同五日　重陽御時服一重御獻上、御使者後藤七左衛門。

【補】十月　野代御材木のことに付大雀丹後改易。

一十月廿七日　義隆公御鷹の鶴御拜領、上使嘉藤平內殿。則爲御禮御登營。十一月十一日御披あり。

一十二月　義處公來年頭爲御使者戶村一學被差登、同廿一日上着。

一此年義處公男鹿え御入湯被遊、龜田岩城伊豫守樣え御出、御一宿有り。

○寛文元 辛丑　四月廿五日改（秋田え七月中申來ると云）

一義隆公御在江。正月二日御登營恒例之通。

一同日　義處公御使者戸村一學登城。

一同三日　證人北又四郎義明、多賀谷左兵衛隆家御留守居同道にて登城、自分太刀馬代獻上。此節須田主膳病氣にて不參之御斷あり。

一內裏炎上に付江戸より信太主水爲御使者被差登、正月廿五日上京。

一子年分御運上銀、後藤七右衛門祐道御金藏え收む。一歩判三粒、吹金六兩二歩、灰吹銀六貫七百十五匁六分也。

一同十六日　小瀨縫殿助伊常卒。越中守義行養子。實、松野上總二男と云。

一三月　義處公御參勤。御供小野崎藤馬、伊藤三右衛門、高柿彦右衛門兄弟、藤井五良右衛門子共三人、大越久兵衛。

一四月五日　實德院出し御書院にて御振舞有之候。

一同廿一日　義隆公え御歸國御暇被仰出。

一同廿六日　義處公御婚禮。雲州の太守松平出羽守直政の御女。

【補】右御用に秋田より戸村十太夫登。

一六月　義隆公江戸御發駕、同廿六日御着城。戸村重太夫處え御立寄、式部樣御同道御下也。御膳本二三白木具。

一七月八日　天德寺に於て御母堂小祥忌之御法事御執行。

一八月朔日　土崎湊に御遊獵。六日、湊より天王村に御遊獵。

一同八日　江戸より御飛脚天王村え到着。水戸黄門頼房卿逝去訃あるに依て翌日御歸城。

一同廿二日　又天王村に御遊獵、閏八月三日御歸城。

一閏八月三日　御鷹屋にて十座十萬遍御祈禱有り、御料理出る。山方主殿出る。同十五日御能有之、寶德院樣御登城、御供女中共六人。御能十二番有り。同廿二日、大殿樣龜田え御出被遊候。同廿四日御歸城。

【補】八月　御城御廣間前え御舞臺建御かさり、酒奇日記委。

一九月四日　佐竹式部少輔義寘公御婚禮。北主計義隣の女なり。

一同八日　南美作義箸卒三十九。依て爲御香奠銀五十枚被下。爲御名代宇都宮帶刀光繼、小貫彈右衛門御香奠持參。

一同十日　岩城伊豫守樣御出、御座間にて御振舞有之、白木具。御供の衆御料理被下、相伴上會小右衛

門、清水八兵衛。

一同十一日　虻川え御渡野、同廿七日御歸城。

一同廿一日　鮭鮮五尺入二桶御獻上、根岸惣内持參罷登。

一十月五日　御亥子八木作助勤之、金の間にて被下人數三百廿九人。

一同九日　虻川え御渡野、同廿三日御歸城。

一同廿四日　義處公御鷹の雁御拜領、上使渡邊筑後殿の由御飛脚を以申來る。

一十一月四日　朝五つ時過より御能十五番有之、御廻座金の間、外に實鏡院、一條院、天德寺、鱗勝院、圓信寺登城。役人共に同十五(マヽ)日江戸より參候拜領之雁御料理有之、御相手衆計り。

一同廿六日　御家老須田伯耆盛秀宅え諸役人を招て誓紙を促す。

一十二月十六日　御家老佐藤源右衞門光信宅え諸役人を招、誓書せしむ。

一同十七日　寒中御機嫌伺御使者として信太十左衞門殿、同日鮭鹽引二十尺御進上。

○寛文二　壬寅

一義隆公御在國。正月二日、於東都歳首の御賀儀として太刀馬代を獻せらる。御名代御使者小野右衞門

登營。

一同三日　證人向源左衛門、佐藤忠左衛門、梅津茂右衛門登營、太刀馬代を獻す。

○正月元日、二日、三日例年之通御規式菊地新藏人相達し八木作助勤之。同九日佐竹三郎出仕、三方御銚子加へにて出る。馬代吳服三獻上、御腰物拜領。同十日下筋御渡野、同廿三日御歸。

一二月十六日　子籠鮭二十尺御獻上、御使者嘉藤主鈴。

一三月十三日　證人爲代佐竹源六郎、澁江左近、茂木將監上着。同廿三日登營、太刀馬代を獻す。在江の證人如恒例登營、御時服二、御羽織一拜領。

一同廿日　宇都宮帶刀光綱、向豐前重政、大越甚右衛門則國御家老被仰付。（豐前重政辭之。）

一同廿一日　義隆公江戶え御發駕、四月十日御參府。御同氏式部少輔義寘公御同道（義寘公去年御下り之事未考。）同十一日爲上使阿部豐後守樣御出。同十五日御登營、御參府御禮御太刀御袷三重御馬一匹御獻上。同日式部少輔義寘侯御目見、御太刀馬代獻上。此節御供登御家老澁江內膳。

○三月五日朝御家中え御料理被下候人數二百四十八人、同晚二百六十八人、同六日朝三百七十人、晚二百八十八人、同七日朝五十四人。同十三日六つ半より御舞臺御能十二番有り、寶鏡院、式部樣、同奥樣、山城殿、同奥方外に御料理被下候者有り。同十四日昨日之通り。同十五日津輕樣湊御一宿。御進物二種一

荷、鹽引十尺、杉重四段物、御使者舟尾清兵衛。此末度々有定式故不記。

同廿一日、御發駕の節多賀谷左兵衛所え御立寄。

一四月廿八日　御鷹の鶴御拜領、上使嘉藤平内殿。則爲御禮御登營。同五日義處公御鷹の鶴五御拜領、上使能勢治右衛門。

一五月朔日　義處公御歸國御暇御拜領。六月廿一日御發駕、七月六日御着城。右爲御禮御使者小野崎伊織出足。七月廿一日伊織登城、御酒一荷、肴一種御獻上。

【補】酒奇日記に所々御ふしんの事あり。

○五月　御城西大やくら、南の方御長や。

○夏、男鹿眞山本山。

○大平寺中堀内八幡。

○安樂寺え家御立添、松之助様御座所になる。

○松之助様は同暮御下り。

○御立具蔵二ッ御造り替。

○三月　御入御番所の立替。

一七月五日　義隆公御鷹の雲雀三十御拜領、上使荒木十左衛門殿。

一同十九日　御拜領之鶴二羽御披御料理有、御拍子有。

一同廿日　能代え御渡野、八月十四日御歸城。

一八月朔日　御登營、御太刀馬代御獻上。

○八月廿一日　御具足之餅被下。

一九月朔日より諸役人受取物の手形え老中裏判を加ふ。此以前は御證據もの等老中白筆直判にて御金藏役え差出す。

一同五日　重陽御服御獻上。

一十月十日　御鷹の鶴御拜領、上使溝口源右衛門殿。則爲御禮御登營。一本、源左衛門。

一十一月六日　飛根え御渡野、御歸不知。

一十二月十八日　天德寺に於て大壽院殿天英公の繼室多賀谷氏二十五回忌御法事あり。

一此年岡本玄蕃元弘卒。又太郎元朝幼少にて家督を賜ふ。

○寛文三　癸卯

一義隆公御在江。義處公御在國。年始の御式恒例之通御膳番勤之。二日晚御謠初有。

一正月十四日　大殿樣分御具足の餅せんへん被下。

一二月三日　下筋え御渡野、同廿日御歸城。

一同廿一日　東源六郎義直後室寶德院殿岩城貞隆御女卒義隆公の御姉、鱗勝院に御靈屋あり。同廿八日於鱗勝院葬る。

一同廿五日　向豊前重政卒。

一三月七日　義處公御發駕、戸村十太夫處え御立寄。

一同十八日より廿日迄て天德寺に於て大猷君将軍家光卿十三回御忌の御法事御執行。東都東叡山塔中元光院今月、十五日到着す。

一同廿九日　二の御門御幕御仕立。

一六月九日　義隆公江戸御發駕、七月二日御着城多賀谷左兵衛所え御立寄。

一七月十九日　京都に於て高倉大納言永慶卿御簾中御逝去御年齢八十三。御法名號自性院殿。是、闔信公御女、天英公御妹、北主計義隣、東山城義寛の御實母なり。

一同廿八日　湊え大殿樣御渡野、八月四日御歸城。

一八月廿八日　仙北え御渡野、九月十七日御歸城。

一九月廿六日　虻川え御渡野、御歸不知。

一十一月十四日　若殿樣御機色御快然被遊候御祝儀御能御座候。御料理被下候人數三十人程有之候。

一十二月三日　御鷹屋にて御祈念有之候、一乘院御出。

一同廿一日　雷火にて庚堂暮以後燒失。

一同廿一日　佐藤源右衛門閑居の御暇を賜ふ。休也と號す。

一同月、梅津主馬利忠病に依辭し閑居暇を賜ふ。知行、家屋敷ともに差上候間跡式、上の思召にて被仰付被下度旨申上、命して大越甚右衛門秀國養子半藏國當は實、利忠弟なり。故に本姓に返り利忠の繼嗣とす。國當忠宴にあらたむ。采地八千三百石を忠宴に賜、千石を分ち季弟藤太敬忠に加、都合二千石を敬忠拜受し

大番組を勤む。

一今年初て裏判奉行を被仰出。諸士の請取物え裏判を加ふ時に黒澤甚兵衛、同太左衛門、信太又左衛門山方杢之助勤之。

【補】八月　根本掃部に家被建下、十二月廿三日御成。

○寛文四 甲辰

一正月　今年より裏判奉行勘定奉行の並物頭の上に列す。

一大殿様正月御規式前之通、式部様戸村十太夫於御座之間引渡出る。同九日虻川え御渡野、同十七日御歸。同十四日御具足餅被下。同廿八日木綿にて綿入五つ組兎の紋付御鷹匠山田新右衛門に渡す。三月三日御膳本二三白木具、御料理御臺所にて鷄合せ上覽被成置候。同七日朝御家中え御振舞人數二百九十四人、同晩二百三十六人、同六日朝二百三十二人、同晩二百四十二人。同十三日御能十四番御座候。式部様奥様御見物御料理白木具、外に五十人餘幷御茶道、御掃除坊主、横目共に被下候。但何に御祝儀と言事無し。

【補】○二月　保戸野諏訪御立替。

○四月　正八幡御建替。

○夏、野代御休御立替。
〔此夏能代御休御立替、奉行小泉藤三郎、木内彌右衛門。
○五月　御兵具御鐵炮藥藏御建替。

一三月廿二日　久保田御發駕、向源左衛門所え御立寄。

一閏五月十日　義處公久保田え御着城、戸村十太夫所え御立寄。

一閏五月十日　宇都宮帯刀光綱卒五十二。勝鱗院に葬。

【補】同日澁江内膳千壽に死。

○若殿樣御在國。五月五日、御相手幷御側外役人迄御料理被下、御座之間にて踊有之候。同廿二日下筋え御渡野、六月十五日御歸城。

一六月二日　稲葉美濃守殿より御奉書到來に付翌三日御登城。御領知御判物於御前御頂戴。此節御判物御頂戴に付て格段に御擔役被仰蒙、御吟味委き次第大略左に記す。

按るに。黒澤太左衛門覺書に、三月十一日阿部豐後守殿え被呼出多左衛門罷出候得者被爲逢、御朱印可被下に付小笠原山城守、永井伊賀守御奉行に被仰付御書付の通被相意得、向後尋度儀候はゝ右兩人え可被尋候書付受取候得と被仰渡候。一萬石以上の面々御留守飛川　御書付面々受取申候。

覺

一壹萬石以上の面々は今度領地の御朱印可被下旨、因玆小笠原山城守、永井伊賀守奉行被仰付候事。
一御代々御朱印所持の面々は御朱印に寫を差添、右兩人御朱印拜見之上寫しを可被相渡候。勿論國郡郷村高辻注帳可被差

之、又御朱印無之衆は國郡鄉村領知之高委細書注之、兩人え可被相渡事。

一御朱印の外御加增拜領、或御朱印有之面かはり候面々、或は御朱印高の內領地わかり候面々、其旨趣具書注之兩人まて可被差上之事。

右之外可被相伺儀は兩奉行え可被承者也。

一豐後守殿より罷歸、御書付豐後守殿被仰渡候通共若殿樣義處公え申上候得は山城殿、伊賀守殿え爲御使者參候得と御意候間多左衛門申上候は領地之御朱印御座候歟と御兩殿御尋可被成候。何と可申上候哉と申上候得は御朱印御座候も無御座も御存知不被遊候由。權現樣より出羽國之內秋田、仙北被進候御知行可有之由御朱印には無之結構なる御文言にて有之樣に古者共咄承候と申上候得は大猷院樣御代戌年御大名樣方へ御朱印被下候時より二十五萬石之御役被成度と被仰上候處相濟不申御朱印も不被指出と承候。又申上候は御役高之事御兩殿御尋被成儀可有之候。猿樂配當米二十萬石之御高に御座候。是も及承候は權現樣御證文に御高附無之に付本多佐渡守殿え何程之御役可仕歟と淨光院御尋御申被成候得は權現樣え被得御意候歟御自分御差圖歟十八萬石之御役被成可然之由被仰候に付十八萬石之御役被成其後台德院樣御代に領分之高二十萬石餘有之候間二十萬石之御役仕度と土井大炊頭殿え淨光樣御申被成候得は台德院樣え被得御意歟御自分之御差圖か二十萬石の御役被成候樣にと被仰候故夫より二十萬石之御役被遊候樣に承傳候と申上候得は與右衛門も左樣に承候と申上候。依之御尋に御座候はゝ此儀をも可申上候哉と申上候得は左樣に仕候得と若殿樣被仰付候事。

一山城殿伊賀守殿え御使被仰付相越候。伊賀守殿は御留守に候間豐後守殿え被召出御朱印之儀被仰渡候。修理太夫在所に被罷在候間早々申遣候。委細修理太夫方より可申上候。此通可申上參候由瀧川七郎兵衛と申衆賴置罷歸候。

一山城守殿え參候得は被爲逢候間右之通申上候得は御先代御朱印之事御知行高之事御尋被成候間若殿樣え申上候通御挨拶候得は承屆候。修理殿より申來候はゝ重て可承候。寄合之日限定候はゝ從是可申候。御朱印修理殿より被差越候はゝ御家來衆を以て可被差越候。高付之帳は急に不被成候はゝ追て成とも不苦候と被仰候。拙者申上候通帳に御留被成候て被歸候事。

一三月十六日伊賀守殿え拙者參候得は被爲逢候間郡鄉村之帳作やうの事書付を以御尋申候得は是にて能候由被仰候間御朱印之儀は修理太夫方申遣候由申上候得は參次第可指上由に被仰御朱印はいか樣に候と御尋被成候間私共拜見不仕候。權現樣御證文にて候と及承候由申上候事。

一豐後守殿被仰渡候御朱印之儀若殿樣より御飛脚にて秋田え被仰遣候處、鑑照院樣御參勤に途中にて被聞召、權現樣御證文之御寫被成桐澤久右衛門を以被差越候。其文云

出羽國之內秋田仙北兩處雅置候歟可有御知行候也。

右御證文之寫山城殿え桐澤久右衛門致持參拙者同道仕候。山城守殿被爲逢候。鑑照院樣御口上久右衛門申上候。御證文之寫山城守殿御覽被成結構成御文言にて候と被仰戌年には御朱印不出候歟と御尋に候間拙者申上候は先日も如申上候戌年に二十五萬石の御役仕度と修理太夫申上候得は左樣に仕候得共無用とも不被仰出御朱印も不被出と申候得は左樣之事も可有之候。此方に合點有之由被仰候。伊賀守殿には御留守にて申置候。

一鑑照院樣御參勤被成山城守殿伊賀守殿え御使拙者被遣候。御口上「親右京太夫に被下候權現樣御證文致持參候。領地鄕村之帳同然に可指上候得共帳は在所え申遣調申候間近々は參問敷候。御證文斗先つ差上可申候哉、遲成候得共帳同前に可指上候哉御差圖承度」と被仰出候。伊賀守殿は御留守にて永田織部に申置候。山城守殿被爲逢「被仰越候通承屆候。來る十三日伊賀守處にて寄合申候間御家來衆に爲御持御證文可被指越候。余方とは違ひ申候間帳同然に無之候共拜見可申」由御返答に御座候。

一四月十三日權現樣御證文本書寫ともに梅津與右衛門に爲御持拙者同道にて伊賀守殿え參候。御口上には「私親右京太夫に被下候御證文寫なとも指添指上候」と被仰遣候。伊賀殿え御寄合之衆は山城殿、久保吉右衛門殿、同五兵衛殿、同金右衛門殿、林春信老、人見友元老にて候。兩奉行え御口上之通與右衛門申上御證文寫ともに差上候得は御拜見御戴き結構成御文言にて候由被仰大猷院樣御證文は何として無之候と御尋候。先年御上洛の時分御朱印御改に此御證文御老中樣迄差上候處に四五日被留置何之御沙汰なく御返被成御證文も不被出候由與右衛門申上候。御證文吉右衛門殿御覽候而仙北郡と云文字違候。是は秋田仙北二郡にて候と被仰候間拙者申候は六郡にて候。惣名なと秋田仙北と申候由申候得は南部の一の部二の部と云樣之事にて候わけと被仰候間又申候は先年出羽一國之繪圖修理太夫に被仰付候にも出羽十二郡之內修理太夫領分六郡書上申候と申候得は吉右衛門殿無言山城殿被仰候は其繪圖にて高も可知候と御申候故拙者申候は大體知申事に候得共詳細なと調可申にて在所え申遣候と申候得は大抵は可知よし被仰候。兩御奉行衆御返答に權現樣御證文寫なとも被成被差越拜見申候。寫なと留置御證文則返進申候。鄕帳之儀は何時にても不苦候間參着次第可被差越由被仰候。

一四月廿一日與右衛門同道にて山城殿え參候得と被仰付參候得は伊賀殿も同座候而御兩人被爲逢先日之御證文之通御老中え申候得は御知行高無之候間御朱印に可被遊付樣無之候。御知行高帳面に被遊付可被指上候御役高は何程に候と御尋被成候間二十萬石にて候と申候得は分限帳にも其通りにて候。猿樂配當米抔は何に程に被指上候と被仰候間二十萬石の高にて指上候と申上候得は帳面其通りに被遊外に出目新田可有之候間夫れは別に御書付可被成候。今度御高上り不申候得とも以來之爲に候間左樣に可被成候。是は兩人心得にて申遣候由被仰候事。

一四月廿日久保吉右衛門殿六ヶ敷被仰候間先つ吉右衛門殿え郡分之儀なと被仰遣可然申上候得は神尾市左衛門殿御輕被成候得は御家來被遣候と被仰候由にて十八日罷越御知人に相成郡分之事なと承今日又參修理太夫領分之郡付秋田郡、檜山郡、戸島郡、山本郡、平鹿郡、雄勝郡此六郡に候と申候得は夫れは節用集にて見候歟和名にて見候かと被仰候間前々申來候郡にて先年出羽一國之繪圖にも書上申候郡之由申候得は違候間今度可直候。檜山郡戸島郡と云ふは出羽に無之郡に候。是を山乏郡に直し候得と被仰候故拙者申候は東鑑なとにも御座候仙北金澤と申所此山本郡之内に御座候。檜山郡か戸島郡を山乏郡に仕候得は古來申傳に合不申候間迚も直し可申候はゝ山本郡を仙北郡に仕、檜山郡を山本郡に仕、戸島郡を河邊郡に可仕候哉と申候得は其通にて一段可然候。何方にても郡之違有之を今後改候由被仰候事。

一五月廿三日高辻之帳伊賀之守殿え大越甚右衛門被遣拙者同道申候（昨廿二日山城殿へ夕過持參御内見に入、明日伊賀殿へ可爲持參御差圖也）拙者え御意被成候は御高何とそ可罷成候はゝ三十萬石之御役に被爲成候樣に兩御奉行衆え申候て見申樣にと被仰付候。伊賀殿え參候得は山城殿にも御座候而御口上之通甚右衛門申上候。拙者申候は高三十萬石餘御座候有高之通に御朱印拜領仕度由修理太夫願候と申候得は下野國之内御知行はいつ頃御拜領被成候と伊賀殿御尋候。久敷儀ゆへ私共存候事に無之と申候得は山城殿吉右衛門殿も久敷事に可有之と被仰候。帳面伊賀殿御覽候て下野御知行所之儀御老中え可申候。相濟次第御左右可申候間其時分御判被成可被差越候。目錄は御判無しに受取申候由にて御帳は御返し被成候。

一五月廿九日伊賀殿山城殿より御手帋にて御領分高辻之帳、晩程伊賀守所え可被指越由被仰越候に付御書判被成拙者を御使にて伊賀殿え帳被遣伊賀殿御受取候て一段能候間留置申候。若存當りも候はゝ是より可申候由御返答御座候。

出羽國之內六郡領地之高目錄

惣高合三拾壹萬九千八百四拾七石

內貳拾萬石　御役高

同五萬九千四百六拾六石　古田之過

同六萬參百八拾壹石　新田

下野國之內二郡領地之高目錄

惣高合五千九百四拾六石
内五千八百拾八石　古田
同百貳拾八石　新田
高都合三拾貳萬五千七百九拾三石
内貳拾六萬五千貳百八拾四石　古田
同六萬五百九石　新田
以上
五月十七日　佐竹修理太夫

一五萬九千四百六拾六石　古田之通
内三萬石は新田を古田にして入申候。實は貳萬九千四百六拾六石古田之通御座候。
一六萬三百八拾壹石　新田
外に新田三萬石本田にして古田之通の内え入、實は新田九萬三百八拾壹石に御座候。
一本田に八斗九升七合、新田に壹斗五升五合端御座候は目錄に書出不申候。
一下野國都賀郡河内郡二郡之高
五千八百拾八石
内四百石は新田を古田にして入申候。實は古田五千四百拾八石に御座候。
百貳拾八石
外に新田四百石本田にして古田之内え入申候。實は新田五百貳拾八石に御座候。
一本田に貳斗六升二合、新田に六斗五升九合端御座候は目錄に書出不申候。
一下野之國之内御領地之御高は五千石之よし申傳候。然は四百拾八石貳斗六升貳台之竿之打出に可在之候。又新田四百石本田にして入申候事も所替之時新田之分は潜地御拜領無之故澁江内膳に拙者直段いたし出目をも御拜領高に書出し申候。新田一

圓無之はいかゝ歟故百貳拾八石新田と書出し申候。

右之次第は御判物御拜領之時之控有之候へ共覺書までにて書揃不置向後爲御用書改置候。拙者御使致し候事故覺書を子孫に於御尋に可指上者也と有之　天和三年三月八日　黑澤多左衞門居判。

○

外、黑澤助十郎先祖味右衞門覺書左之通

覺

一寬文四年辰年御朱印被直置候に付秋田仙北の高帳目錄被成可被指上由鑑照院樣御國に被成御座候内に江戶より申來御帳目錄拵申樣被仰付候。

一鑑照院樣四月之内江戶え御着被遊高辻御改被成候。永井伊賀守樣小笠原山城守樣より御帳目錄早々可被差上由度々御催促に候得とも御國より出來不參御飛脚を以每日の樣に被仰付候得とも不參に付内膳申上候は唯今の御高とは相違可申候へとも出羽十二郡之御繪圖高村附御座候間是を寫し御帳目錄拵差上可申歟と得御意書寫仕立差上申候。

一内膳申上候は先年御拜領之御判之物に御高附不申候間新田之内古田に被遊可然由申上三萬餘石古田に被成候歟と覺申候。

一秋田山乏古田新田ともに三拾壹萬九千八百四拾七石とし御帳目錄仕立被差上候處右御役人御兩殿被仰候は御役高廿萬石に御座候間御役高之通被成可被指上候。御役高より過分は目錄〆外可被成よし被仰被返置候故御差圖之通被指上候。

一秋田山乏之名先年之通に書上候處右御兩殿郡之名違候由。

四月三日　黑澤味右衞門。

右兩人覺書譯あつて寫之。

○

右之次第は嚴有院樣御代に諸大名え御判物御朱印被相改候節義隆樣御判物御拜領に付鄕村帳初て被差上候上此節の御判物御文法格別に相改り六郡之郡付下野御領は一圓に無之故下野之國河内郡、都賀郡之内五千八百石餘と有之、權現樣御判物とは格別に具に有之候。台德院樣、大猷院樣御代々は權現樣御判物御拜見被成候迄にて御拜領無之、嚴有院樣御代替に至り權現樣御判物以來初て御拜領。其後貞享元年常憲院樣御代替り、正德二年有章院樣御代替に付□御拜領。有章院樣には御八歲にて薨御の御事ゆへ御拜領無之、享保二年有德院樣御代替之節御拜領、尤其度每御高二十萬石下野御領にて五千八百拾八石之御領知御添、目錄

御用掛御奏者御名にて被相渡候。（次第末に在、延享三年御代替之節御拜領なり。）當將軍家治卿。

式書に、大猷院公の御代を継かせ給ひし時諸侯伯の面々を悉く呼せ給ひ仰には東照宮天下御草創各助刀を以平均におよひ台徳公も同しく昔は各同僚の傍輩なり。仍てあひしらひも客分之様にて參節之砌も丁寧品川千住口まで上使等を遣せり。然るに某か代におよんては申さは生なからの天下にして今まで二代の格式とは替るへき事なり。向後各も譜代の大名と同しく某か家なり。仍て諸事のあひしらへ家來同然のおもむきたるへき間其旨を心得らるへし。若夫れともに會得せさる事におゐてはいか様とも了簡有へし。在處へ御暇の節三年まで能有分は苦しからす。其間に疾と考ひ思ひ立事あらは勝手次第にせらるへし。然し參府の節屋敷までは上使を遣すへしとありければ各あつと平伏せしとなり。夫れより御勝手へ御入御一人平座なされ扨有之諸侯の面々を壹人つゝ御呼出し御腰物拜領せさせ給ふ。則頂戴有之時上意には直にそこにて抜き中身を見申さるへしと有之各拜見せらるゝに御腰物をも御側によせられす御丸腰にて膝さし合せられ御座有りしとなり。如此壹人つゝ銘々に拜領被仰付候事誠に大度の御器量と云々。

一此節御判物の御文書には「出羽國秋田、山本、河邊、山之、平鹿、雄勝六郡貳拾萬石、下野國河内、都賀兩郡之内五千八百石餘、都合貳拾萬五千八百石餘（目錄在別紙）事如前々充行之訖全可領知之狀如件寛文四年四月五日」とあつて御日附の下え嚴有院様御居判、御充所は秋田侍從とのへと有之、御頂戴同日御懸小笠原山城守殿長賴永井伊賀守殿尙庸奉之郡村之〆高御添目錄被相渡候。

（但御添目錄はまにあいの紙なり）

一此節初て被差出候郷村高辻帳六郡〆高

高貳拾萬石　　村數六百貳拾八ヶ村

外

高五萬九千四百六拾六石　　出羽國之內六郡　　古田之過

高六萬三百八拾壹石　　同國之內六郡　　新田

都合三拾壹萬九千八百四拾七石也

（但下野國之內河內、都賀兩郡之高は略之。）

一御判物此節より有之趣にて將軍家御代替每度御判物拜領、以前に前々御拜領之御判物御寫之方より御沙汰有之、御家老を以御本書と御寫被差上御引合之上御本書は則被返置御寫を被留置候。多くは御朱印之由に候得共御當家様にては御居判の御判物御頂戴之儀權現様より結構之御證文御居判にて御頂戴故、嚴有院様御代に至格段に被相改候得共右之趣と申唱候。

故老之說に。御國移以前は七ッ八ツの免多く有之を平均六ッ成に淨光院樣御代被仰付候に付百姓歎候て收納に勤候由。按に。往古は富饒ゆへに戰國の折節高免を課候村多可有之候。御國移之砌山野いまた闢す、地氣全く厚く百姓よろしく相暮し候事他邦に勝れ候故、諸國に稀なる平均六ッ成の高免被定置、其大請を以所に應し增減有之候も約まる處の實は往古百姓の身上に應しては收納物甚輕く成り豪强の百姓も連々心服し奉るものに可有之候。夫れより百年餘に及ひ山林荒田野ひらけ或は川澤變し地氣衰へ候得とも今以古田の免多く減せさる事此故に候歟。爾後各考の書面に相見得候。

但此一件に付私言。御國の檢地一足踏掛竿を打候にて百姓心服仕たるよし故老の傳說に有り又御用檢地の竿他邦に無之六尺五寸にて五寸之延有之試間竿にて壹尺の延立なから一足運ひ打候にてなはへ候處差引有之坪數增候而米取餘分の考あるよし。

然るに小役銀之事御藏入高百石に付三百八拾目、給分高百石に付四百七拾八匁に被定置薪萱、春垣、冬垣、糠藁、詰夫、詰馬等物成之物差引之次第有つて御開高は半役に被定之、其外御臺所御用物を始諸普請入用之品々御疊裏菰等之類まて百姓に隨ひ候品は引米引銀御定有て在々へ被仰付、御物成之內鄕役銀之內を以御差引被下候。材木は御城下近山に有之候得共野代川上村々山林は良材も有之御用御拂木ともに多分右山より杣取致候に付下筋村々え御入付百姓收納之內御差引に成候得は收納運送之難儀も無之譬之餘勢に相成、惣して鄕役之御定に有之品々も最初は村々より納被辨候事に可在之、以後糠、わら、繩、炭等受負相立又は岩見山內十步一薪御臺所御用并御拂にも相成、遂後添川薪、眞木山御拂材木村々御入付始り候事等も右に御基き候樣相見得候。殊に久保田町地子の物成無之茶町、大町六町夫傳之勤、又は御城內御普請、其外御用之人足は惣町より出し御藏入村々より詰夫は千石に壹人當にて江戶、秋田御臺所に相詰、御兵藏、御廐等の役處への詰人足も御藏鄕より出し、惣して御領中諸普請人足は給分村々鏈當り人足を以被相辨御藏入之御物成納米は御城米として上方御回米の積を以在々より造俵にて納り候處に以後平俵にて納候に付、今以造俵賃上納有之候得とも悉皆淨光院樣御指揮に御基き被定置候由。

一淨光院樣御國移以後、常州より追々に相越候御家中も有之、被召立候歷々高祿に及候も有之、兎角御人は追年相增候得とも面々小祿にて御加增等の御手當思召之通に難被爲成ゆへにや新田開發取立次第差紙被下候に付連々高結ひ足し大祿に成候面々も不少又新田を以被召立候も段々有之候事ゆへ既に寬文二年の高目錄新田壹萬四千七百貳拾石餘之內壹萬貳千四百五拾石餘最早給分に被下候分と有之、段々前條に相見得候通之御開高に相成候事。

【補】五月　御兵具御藥藏建。

一六月廿七日　御鷹之雲雀三十御拜領、上使佐々木又兵衛殿。則爲御禮御登營。

○同廿七日　下筋え御渡野、七月十一日御歸。同十四日踊上覽被遊候。通町、米町、茶町、下魚町より上る。同十八日踊大町、茶町、馬苦勞町より三組上る。同廿三日北丸川にて白菱喰若殿樣被遊候。八月朔日、御前白木具役人抔御料理被下候。

一七月九日　御家老澁江内膳光康卒。別本に江戸出足秋田に赴、千住にて卒と云。南淡路義章二男。隆光嗣、光康姉の子なり。

一八月下旬　御次男松之助君江戸より御下着。

○同十三日　松之助樣御下に付院内迄追々遣申候。御下着之日無之候。

【補】○大曲橋掛る、春也。
八月十六日より裏判役人うら判致。

一九月廿七日　鮭鮓二桶御獻上。

一十月七日　御鷹の鶴御拜領、上使渡邊筑後守殿。則爲御禮御登營。

○同十六日　下筋御渡野、御歸不知。

一十一月四日　證人石塚源一郎上着宇都宮帶刀代なり。

【補】○ほうき星出る。

一同十三日　故の相佐藤源右衛門光信卒。去春閑居して休也と稱す。年七十九、或は八十有餘と云。

一此年京都にて大佛を造る。

○寛文五 乙巳

一義處公御在國に付年頭爲御使者宇留野源兵衛勝明被差登、正月二日登城。

一同三日　證人石塚源一郎、梅津茂右衞門、佐藤文七郎登營、太刀馬を獻す。

○同元日二日三日御料理被下候事有り。御祝之御膳は御納戸衆、町奉行、御納戸小性迄二十人。元日朝二日朝は御相手之外に御膳番、御納戸小性迄被下候。二日晩御相手衆二十三人、外町奉行、屋敷奉行御勘定奉行、御茶屋、御取次にて被下候。御拍子初り櫻大臺(四尺壹寸)中臺(二尺八寸)花梅鶴龜押物三膳三峯肴足打肴五膳煮肴出る。

私言。二日晩御謠初、引渡廻り座御料理被下事此日記に無之候。前々の日記にも例年の通りと計有之候得者近來御料理被下歟。又言。櫻之臺の事は何の頃より相止候哉不詳。

○同五日　御相撲取初有之、御酒御肴被下候。同十六日八幡諏訪え御參詣。

一同廿五日　於天德寺先君三十三回忌の御法事御執行。

○同廿五日　若殿様え御香代銀五枚。

一同廿七日　子籠鮭廿尺御獻上。

一此月大坂天守雷火。

〇同廿七日　下筋御渡野、二月十九日御歸。

一二月廿一日　鱗勝院にて保德院殿三回忌御法事御執行。

一三月七日　若殿樣御發駕、梅津外記所え御立寄。

一同十一日　證人佐竹源六郎義秀、梅津茂右衛門、茂木將監（後、儀右衛門）多賀谷梅千代（後、將監、又主馬に更）上着、同十六日登城。梅千代（六歲）幼年故爲名代根岸惣內（御留守居）登城、各太刀馬代を獻す。去年より在江の證人如恒例御時服二、御羽織一充拜領、御暇被下。

一同廿八日　義處公御上着。四月朔日御登城、御參府御禮被仰上。

一四月十七日　於日光東照宮五十年忌御追福に付爲御名代御使者佐竹河內を日光え被遣。十七日江都に於て紅葉山え御束帶にて御豫參、式部少輔樣には御衣冠。

一同廿一日　御歸國御暇御拜領、上使阿部豐後守樣。銀五百枚、御袷五十領御拜領、則爲御禮御登營。式部少輔樣御登營、時服十御拜領、御暇被下。

一五月六日　義處公御鷹の鶴五御拜領、上使川口源兵衛殿。

一六月十九日　義隆公、式部少輔樣江戶御發駕。七月十日御着城。

一七月十三日　昨日阿部豐後守樣より御奉書にて義處公御登營の處諸大名各登營、於御前以來家來の

證人免許の被仰渡在。

○同七日　御幕仕立之事在。

【補】○七月　江戸深川に勸進能。今春太夫、四日興行。諸大名棧敷をかけ御覽。若殿樣は御かけ不申候。

一同廿日　義處公御鷹の雲雀御拜領、上使嘉藤右內殿。同廿三日右爲御禮御登營。

一同廿六日　多賀谷左兵衞隆家、梅津外記（後、半右衞門と更む）忠宴を相とす。（出し御書院にて被仰付。）

【補】奉行に被仰付左兵衞は板札に判御免とあり。

一八月二日　鶴一羽觀心樣え被爲進候、御使者桐澤久右衞門。同日下筋え御渡野、御歸不知。同廿七日御初鳥御振舞被下候。御拍子九番在り。私言、此事此以後不相見得。

○同廿五日　天德寺、闐信寺、鱗勝院、永源院御振舞被下候、白木具。

一八月朔日　御太刀馬代を獻す。使者佐藤忠左衞門。

一同日御歸國御禮之御使者石塚市正義據上着。同十八日登營、蠟燭五百挺、白鳥二御獻上。廿六日御奉書に依て市正登營、御帷子二、御單物一拜領。

一九月朔日　仙乏御渡野、同廿七日御歸。

一同十四日　御使者船尾清兵衞登城、箱肴一種御獻上。

一同十八日　市正御目見爲御禮御使者平塚治部右衞門登城、箱肴一種御獻上。

一同廿一日、式部少輔義眞秋田にて逝す三十三歳號本源院殿。

一同廿四日　於江戸深川、諸化丸様御誕生。御母、北河内義隣女長敎院様の御事也。

一此年松之助様江戸より御下、安樂院に被成御座大和田六右衛門被附置。

一十月六日　黒田右衛門佐様より御使者大岡七郎兵衛參候。御留守故左兵衛處にて御振舞被下候。同廿三日鹽菱喰一羽充廻座衆へ被下候事有、人數二十人。同廿九日下筋御渡野、十一月十六日御歸。

一十一月廿六日　大越靭負御使者白鳥二御獻上。

【補】〇十一月十三日　佐藤休也死。

〇十一月　大山六左衛門、根本正右衛門、大縄市之丞御横目被仰付、五人に成る。

一十二月十九日　御機嫌伺御使者桐澤久右衛門登城、鹽引二十尺御獻上。

一同廿日　梅津外記處え御夜咄に御成。同廿三日、御廣間にて御能十一番有之候。松之助様も御出、惣様貳百人程有之、御祝儀の品不知。同廿四日、來正月着用可仕由にて熨斗目裏共に中綿貳百目充添被下戸村十太夫、須田伯耆、多賀谷左兵衛、梅津外記、大越甚右衛門、平元隼人、梅津内匠、大越五郎右衛門、根本掃部、井口織部、岡藏人主、八木作助、信太伊右衛門、信太九郎右衛門、小野八九郎、生田目喜内川又吉三郎、松本三郎兵衛、瀬谷源五郎。

一同晦日　御家老須田伯耆致仕す。盛秀閑居して二十人御扶持被下と云々。

〇寛文六 丙午

一正月二日　年頭之御使者宇留野源兵衞登城、御太刀馬代を獻らる。

一同三日　御例之御奈良臺押御酒代御獻上。

〇同元日　屋形樣御祝儀御前御上分御四人前朝御料理、御相手之外御側廻り也、御膳白木具。同晩は御相手之外町奉行、勘定奉行も見得候。同二日朝元朝之通。同晩金之間にて七十人、御勝手にて三十人と有之候。引渡、廻座と云事は無之候得共何も御料理被下候と見得候。御膳被召上御相伴山城、左兵衞、十太夫、又四郎、伯耆、甚右衞門、半右衞門、圖書。同十四日御具足之餅被上、何れにも被下候。大小性御番にも被下候。

一二月三日　松平出羽守直政少將逝。仍爲御使者細井長兵衞登、同廿七日より雲州松井え赴く。同月仙北え御遊獵。

【補】〇新城高倉觀音別當松高院、妻を持候事あらわれ川口本と渡し場にてすまき始。七條院、後安樂院也。女共に壹丁目六丁目橋にて二日さらし。

一同十三日　子籠鮭二十尺御獻上、御使者黑澤伊兵衞。

一三月十四日より御振舞町割左に調。同十四日朝長野、中城、兩谷地町、兩根小屋、手形谷地町、同上町同御休下、本六勺町、長野下新町、合二百九十三人。同日晩古河町、堀端町、長町、御鷹匠町、保戸野町、中嶋、御鷹匠、歩行居御免衆、兩天秤屋、松本三郎兵衛、深見太兵衛、小豆長兵衛、森島清三郎、嶋谷長左衛門、合二百七十人。同十五日朝龜町、同堀端新町、御大工御免、金岡庄左衛門、合三百二十八人。同日晩御大工衆、御茶屋衆、坊主衆御鷹匠衆、合二百六十四人。同十六日朝歩行、細工、御馬乘、伯樂、御扶持細工、御壁塗、御塗師、白銀細工、鑄物師、染物師、鵜屋權右衛門、左近士筑前日野杢之介、合四十九人。惣人數千二百六人。

一三月廿八日　久保田御發駕、四月十六日御上着。御供御家老梅津半右衛門、大越甚右衛門。同十八日上使板倉內膳正樣、即日御登營御參府御禮被仰上。

〇三月廿五日　御手酒とうち金十郎御稱美米五石被下候。黑澤釆女裏判。

一四月廿二日　御鷹野鶴五御拜領、上使安藤九郎左衛門殿。爲御禮則御登營。

一五月朔日　義處公御歸國御暇御拜領。同廿三日江戸御發駕一本、同廿三日御着城とあり六月十一日御着城梅津半右衛門處え御立寄。

一同廿六日　下野栗野妙見寺鐵鷹を以て天德寺住持とす。今年四月晦日、天德寺住持道策寂す。

一七月八日　天德寺に於て御母堂桂雲院樣七回御忌御法事御執行。

〇六月十一日　若殿樣御着城日、御城御膳白木具。御相伴山城、十太夫、市正、左兵衛、伯耆、源右衛門迄御臺所にて御膳番一人。同廿一日在江衆、御老中、御相手番御料理被下候。御勝手三十人、御夕御膳過松之助樣え御出とあり。七月九日能代御渡野の時被仰付御帷子一、御單物一、小山縫殿に被下候。

岩見殿留守居番に相渡候。

一七月廿三日　御鷹の雲雀御拜領、上使新庄與惣右衞門殿。

【補】七月　御番所御玄冠幷安樂院庫利御立替。

一八月朔日　御登營、御太刀馬代を獻せらる。

一十月廿五日　鮭鹽引二十尺獻せらる。

一同廿七日　御鷹の鶴御拜領、上使渡邊筑後殿。即爲御禮御登營。

一十二月三日　禁裡御築地料として白銀御上納。忠宴日記に。十一月廿四日(一本、十一月廿五日とあり)土屋但馬守殿より御奉書に付、北條右近殿え根岸惣內罷出候得は、禁中御普請に付惣銀廿二貫八百四匁三分、壹萬石に付壹貫百拾壹匁九分七厘充(或は十九匁とあり)御金役衆え可被相渡由。十二月三日御上納、二十萬五千八百石餘の御割なり。

一同廿八日　御登營、少將に御轉任。依て口宣御奉書御使者船尾清兵衞勝有命せらる。

一是まて江戶詰の諸士半年交替の處、今年より是を止らる。

○寛文七 丁未

一正月二日　御登營、御時服二領御拜領。

一同五日　故の御家老須田伯耆盛秀卒。八十二歲。初、美濃盛久、後、伯耆盛秀と更。實、玉生美濃守高宗の男にして八兵衞武宗と云、慶長七年秋田に至る。後年須田大藏横死。盛秀無子依て武宗を養、孫女を以妻之、號盛久。父子相繼て横手城代たり、後御家老となる。嫡子主膳盛次も同横手城代たり。武宗、須田え養子の時其甥六郞兵衞を以玉生氏爲繼の子出走す。於玆斷絕、後年盛久佐藤忠左衞門盛信二男五郞八を養、玉生氏の嗣として後號八兵衞。法名常山。

一同十日　少將御升進口宣の御奉書、京都御所司代牧野佐渡守親成え御老中御連名にて土屋但馬守より到來。同十二日舟尾淸兵衞上京す。

一同廿六日　御任官爲御禮御登營、御太刀、金馬代、御時服十領を獻せらる。御簾中え銀二十枚御獻上。

【補】閏二月　江戶本庄に金剛太夫勸進能仕候。正面左棧敷仙臺龜千代樣、其次屋形樣、外略。

三月五日　義處公秋田御發駕。

一三月十四日　明十五日、御城にて公家衆の蹴鞠臺覽に依て御登城可被成旨、土屋但馬守殿より御奉書にて御登營。十五日御登營。飛鳥井大納言某、正親町大納言（右は年頭之勅使として下着）園大納言某（院使）平松宰相某（副院使）等蹴鞠在。

一同十八日より二十日迄東叡山塔中元光院にて大猷君十七回御法事あり。（十八日御導師日光御門跡、十九日元光院、廿日毘沙門堂門跡。）

一同廿二日　御鷹の鷂御拜領、上使櫻井正之助殿。

一同廿六日　義處公御參府（今月五日御發駕。）廿八日御登城（將軍家御不例に依て拜謁なし。）

一四月廿日　野州日光山にて大猷君十七回御忌の御法事御執行。仍て御家老梅津半右衞門忠宴を日光山え被遣、爲御香奠銀十枚御進獻。

【補】上野にて源光院え金五百兩にて渡しにすむ。源光院は下らす。

一同廿三日　御歸國御暇御拜領。上使稻葉美濃守（正則）樣御出、御袷五十、銀五百枚御拜領。即爲御禮御登營。五月十日江戶御發駕、六月三日御着城。

一五月朔日　端午之御帷子三、御臺樣え銀五枚御獻上。

【補】五月廿三日　江戸御立、六月三日御着城。

一六月四日　諸國御巡檢使佐々又兵衞某、松平新九郎某、中根宇右衞門某由利より大澤を越、雄勝郡西馬音內に到り十七日秋田郡白澤より奥州津輕領え移る。

【補】今度諸國囘覽雖被仰付國繪圖城繪圖無用之事

一人馬家數改無之事。

一御朱印之外人馬は御定之通、駄賃錢取之人馬無滯可出候事。

一何方を見分仕候共使者飛脚音信物一切可爲無用。但案內之者入候所は其斷可在之事。

一掃除等可爲無用。但在來道橋往還不自由之所は各別之事。

一泊々之宿、作事等可爲無用。幷茶屋新規に作之申間敷事。

一囘國之面々泊々にてつき米、大豆、以其處之相場可賣之、其外賣物常々其處之値段に賣可申事。

右條々國主、領主、御代官方へ先達而可相觸候也。

寬文七年未閏二月十八日　　但馬、內膳、大和、美濃、豐後、雅樂。

○

一宿々疊表替無用、古候共不苦候事。

一湯殿、雪隱、若無之所は成程輕々可被致事。

一たらい、柄杓、鍋古候共無之所は輕々可被致支度事。

一宿に可成家一村に三軒無之所は寺にても又は村隔にても不苦事。

一其所に無之物、賣物脇より遣置□賣せ申間敷事。

右同日　　能登。

○

一御馳走人宿々に付置申間敷事。

一道之案内は足輕侍は無用之事。

一つき木、宿々宿々にて御買可被成由被仰付候間、相調差置可申事。

一鹽噌も右同斷。

一薪右同斷。

一其歳になきさかな賣物に指置申間敷事。

一宿あいた遠き所には水二三荷指置可申候。かならす茶屋なと立候事無用の由。

一畳の表替仕間敷事。宿々掃除結構に候はゝ其宿には御留被成間敷候事。

一三頭にて人數百人程に可在之候。乘馬は無之、所之馬にて御通可被成由。

閏二月廿一日

右九ヶ條は佐々又兵衛殿より被仰遣候。

六月四日に由利より仙北大澤越被成西馬音内へ御移り、五日に岩崎、六日に大曲、七日に刈和野、八日に豐島、九日に湊、十日雨にて御逗留、十一日一日市、十二日森岡、十三日野代、十四日日井野、十五日綴子、十六日白澤、十七日に津輕え御越被成候。

一同五日　天徳寺え少將の御裝束にて御參詣。

一同九日　御巡檢使久保田御通行に付、牛島末入口え御町奉行出十間程隔て　御家老多賀谷左兵衞、梅津半右衞門、大越甚右衞門出る。御案内として大縄彌五左衞門被附。同人爲御知有之御三人ともに御下乘、彌五左衞門御取合在、義隆公新橋まて被爲出御一禮あり。當御町にて御晝休之内、御家老三人ともに御見舞申置、町末迄御見送。

一同十一日　御歸國御暇御禮御使者澁江宇右衞門上着。同廿八日登營、將軍家御目見、白鳥二、蠟燭千挺

御獻上。同廿九日又登營、御奉書被相渡御時服三拜領。

【補】六月十五日　御舞臺にて御能あり。

一同廿三日　山本郡能代に御遊獵、七月十二日御歸城。

○六月十二日　舟越網引十二人參り御堀鮒爲御取らせ候。三日罷在候。同十五日屋形樣御官位之御祝儀御能在之候。御料理被下候人數御一門在江衆、廻座五拾貳人、役人等罷出候。芝居にて御能見物被仰付候。同廿一日天德寺鱗勝院御料理被下候。同晦日、御座敷明日御立初御祝儀、半右衛門差圖にて御酒十具、御肴五種被下候。按に。今の新書院と云ならん。

一七月五日　義處公御鷹の雲雀御拜領、上使千本兵左衛門殿。

【補】七月　始て老中局建。

一同廿日　出し御庭にて御足輕鐵炮上覽。

一同廿三日　朝半時於長野番乘三組上覽、半右衛門、甚右衛門責馬御免被仰出。

一同廿五日　御初鳥櫻田勘兵衛長野にて打留、則江戸え爲御登。今は七月打留候は御獻上に不被成。

一同廿七日　於御城御能御興行、御家中暨陪臣まて拜見。同廿九日同斷、御町之者にも爲御見候。千八百人。

一八月朔日　御太刀馬代御獻上、御使者梅津藤太登營。

一同日河邊郡戸島に御遊獵、同五日御歸城。

一同三日　御機嫌窺熊皮五枚入一箱、御肴御獻上。御使者大越靱負。

一同四日　義處公雲雀御拜領。爲御謝禮御使者清水八兵衞を以板倉內膳正殿え御達狀被遣。同五日右之御奉書出る。

一同六日　御使者田代新右衞門發營箱肴獻せられ、澁江宇右衞門御目見の御禮被仰上。

一同廿二日　瀨谷源五兵衞宅え御成、御家老御供。御時服三、銀三十枚被下置、源五兵衞御太刀銀馬獻上。左兵衞披露之。

一八月廿六日　仙北え御遊獵、九月廿七日御歸城。八月廿八日御渡野先にて御鷹山祭銀被下候。御用極印銀壹貫目御金藏より請取、御中屋に遣候。

一九月五日　重陽御小袖三、御臺樣え銀十枚御獻上。御使者根岸惣內。

【補】九月廿六日　夜、戸嶋御一宿の處出火にて無殘燒失、御休は無事。

一同廿九日　鮭鮓二桶御獻上、御使者同人。

○九月六日　御物仕家棟上御祝儀有り、御酒遣候。十月四日、御猪子餅御家中え被下候。御座之間相濟、御書院にて被下候人數四百十五人。

【補】○春夏へかゝり御城御堀回りえ駒除け御立替。
○十月七日　大越甚右衞門へ御成。

一十月九日　秋田郡蚯川に御遊獵、廿九日御歸城。

一同廿六日　京都より御物仕御三人夜五ッ時着、會田久左衛門、松山市郎右衛門同道直々御入え御通り
御料理遣候。御物仕上下九人御留守の內也。

一十一月六日　白鳥二御獻上、御使者高垣新兵衛。

一同十八日　於御城御能、寺院え拜見被仰付。

一同廿日　義處公御鷹の雁御拜領、上使千本兵左衛門殿。

【補】十一月末十二月始御加增。

三十石つゝ　細川兵右衛門、川井文右衛門
五十石　秋山宮內左衛門、片岡掃部
五十石　山崎藤兵衛
同　小栗與惣右衛門
三十石　田中淸右衛門
三十石　杉田一郞右衛門
林玄札と云醫者十人ふちにて御抱。

一十二月六日　寒中爲御機嫌伺鹽引二十尺御獻上、御使者中田彥太夫。

一同廿一日　御用番板倉內膳正樣え、義處公雁御拜領爲御禮御連狀御使者飯塚傳右衛門。〇十二月二日
五日、十二日、廿一日、惣御番人雉子御料理御酒段々被下候。

一同日歲暮御服三、御臺樣え銀十枚御獻上。

○寛文八 戊申

一正月二日　年頭爲御使者箭田野四郎左衛門行光登營、御太刀馬代を獻せらる舊臘上着。

○同元日、二日、三日之御祝之御膳御四人前豊間勘右衛門立る、八木作助勤之。元日晩御料理御相手之外に役人御料理被下候。二日晩御料理之處、紙切候て不得見候。御拍子有之、鶴龜梅の臺二、押二、藤の臺押二、糸櫻の臺押二御取肴色々出る。櫻の臺の事、毎の御格式にて出ると見得たり。寛文五巳年日記、寸法委く見得たり。外の日記は略すか稀に見得たり。藤の臺の事は前の文に見得候、時々出候か。

一同三日　御謠初に付御盃臺、御樽代御獻上。

一同十六日　大番所湯無之迷惑之段沼井四郎兵衛、小野崎藤馬を以中立御前え披露之處、火鉢可被貸置被仰出。

一同廿八日　虻川御遊獵、二月四日御歸城「義處公」。

一二月朔日　江戸牛込より出火、赤坂、芝濱屋敷、辻の通まて。本郷よりも出火にて神田御上屋敷御類燒。忠寳日記。惣御假屋入札貳千百兩程とあり。

一同四日　淺草御屋敷御類燒。

一同七日　稻葉美濃守樣より御呼出にて根岸惣内罷出候處、御上下御屋敷燒失達御聽、七月中參覲可仕

由御奉書を以被仰出。右爲御禮小野右衛門被差登、三月二日御老中え御留守居同道。

一當朔日四日火災に付、爲御機嫌伺御使者大山六左衛門同廿二日上着御連狀御用番え差上、同日從美濃守様御奉書被相渡。

一同六日江戸大火に付同斷爲御使羽石又右衛門被差登、御連狀御用番御老中美濃守様え持參。

〇三月三日　御料理御前白木具。今日御臺所前にて鷄合上覽。同四日仙北え御渡野、同廿七日御歸城。

一四月九日より十一日まて御家中え御料理被下。

〇同朔日　雁一羽宛老中、御相手番等大勢被下。同四日羽切菱喰一羽充被下、引渡廻座大勢也。同日闐信寺山御狩御遊山に御出被遊候。

一同十二日　秋田森岳御遊獵、五月朔日御歸城。

一今春江戸兩御屋敷御類燒に付御家中より知行之内御積を以差上度旨願申上。依て六月朔日三十石以上小役銀之内可被借置、高百石に付四百目可差上旨被仰出。

一同十四日　義處公御鷹の鷭「梅首鷄と云か」御拜領之由申來る。右爲御禮岩堀造酒被差登、五月十日上着、御用番久世大和守様え御連署持參。五月廿三日於秋田御披御料理被下候御相手外に役人也。御拍子在り。

【補】五月五日於御廣間被仰出個條左の通。

衣ろいもめん紬節□朔日十五日肩衣袴ついに無之共着可申候。家作は三間張に被仰付候か、此方はむれわりにすまい候間五間梁より大に仕間敷候。奉加諸勸進に入候とも首尾斗に可仕候。振舞は銘々より被仰付ことく馬鞍御番乘なとに結構に仕間

勤儉。綸子繻御法度、熨あはり無用、たしなみには覺悟次第各別の由。女房着物百目より上、帷子は五十目より上無用、下はいかほどにても不苦由。惣て皆に物こと不仕內はくるしからす。

一五月廿四日　眞壁又十郎充幹家督御禮申上、家來御目見被仰付。

一六月十五日　兼て御觸被成候御物仕え御歩行板本圓左衛門娘、御鷹匠石川小左衛門娘兩人罷出候。小野崎藤馬指南致候。帷子一、櫛道具櫃、木綿袷帶、一ヶ月鼻紙代銀五匁宛被下候。

【補】六月十三日　梅津半右衛門江戸より下る。

一同十九日　御座之間御能八番御座候。御料理被下者も在り、何に御祝儀か不知。（屋形樣御出產）

【補】六月下旬　江戸上御屋敷御作事奉行に小川九右衛門、小介川正右衛門、三嶋惣兵衛、村上八右衛門、輕部治部左衛門。御金役人に横倉多郎兵衛、根本權之丞被登候。

一七月朔日　高百五十石より九十石迄（一本に、九十九石迄とあり）馬立候儀御免之旨被仰出、御番乘は不時に上覽之旨被仰渡。

一同七日　北又七郎義明左衛門に、東源六郎義秀將監に、南三郎義徽淡路に名を改む。

【補】同日、岡內記代り中根九左衛門御勘定奉行、黑澤伊兵衛裏判奉行、野代在府也中村十衛。

一同九日　久保田御發駕、同廿六日御上着。翌廿七日爲上使土屋但馬守數直樣御出。同廿八日御登營、御參府御禮御太刀、御馬一疋、綿二百把、銀百枚御獻上。御發駕之日、戶村十太夫宅え御立寄。七月七日夕出し御書院にて御料理、其後御座之間にて御拍子在。是、御發駕御祝儀なり。九日朝、常之通。

一同十一日　義處公御鷹雲雀御拜領。爲御禮同廿二日御途中より大山與市左衞門被差登上着、則日御用番但馬守樣え御連署持參。右御拜領之節上使能勢治左衞門殿。

一同十五日　江戸深川御屋敷御臺所より出火、不殘燒失。

【補】○七月十五日　夜、石塚市正燒失。

○右同日夜、江戸深川御屋敷燒失。

一同晦日　御鷹の雲雀御拜領、上使佐々又兵衞殿。

一八月八日　義處公御歸國御暇、御時服三十御拜領。同十六日江戸御發駕、九月七日御着城。右爲御禮小野崎伊織被差登。

一同廿九日　鮭鮓二桶御獻上。

一九月廿二日　御三男千代松君御名乘、義和と稱す（後、義長に更めらる。）

○九月九日　菊の御酒、岡谷伊織上る。御酒、御銚子にて出る。白三方（私言、常は德利也。此時いかゝ御銚子出る）　紺十枚、銀五枚玄蕃樣え爲御土産被爲進、御使者岡谷伊織（同日か、日附なし。）

一十月三日　若御前樣御平產、姬御誕生。右御三日目爲御祝儀年寄女中以上銀三枚充、中老銀二枚宛、惣女中え合て三千五百匹御目錄被下、武藤七太夫え銀壹枚被下。

【補】蟇目御用八月四日梅津茂右衞門被指登、御蟇目拵御用御大工大黑傳右衞門、差圖今村喜右衞門。

一十月廿二日　若御前様御平産の御祝儀に金の間にて御料理被下候。御廣間にて役人、御側廻、御醫者御臺所役人御料理被下候。金の間え御奈良臺、鶴龜の臺出る。御拍子七番在之候。御流御座敷にて御茶道、御茶屋迄被下。

一十一月三日　御鷹之鶴御拜領、上使蒔田八郎左衛門殿。即爲御禮御登營。

一同十三日　御祝儀の御振廻在之、御相手五人と計在之候（私云、何御祝儀と云事無之候。）同廿八日松平出羽守様より御使者山岡彦右衛門御料理被下候。

一十二月二日　右御禮飛脚を以申上候。御引渡、廻座外に梅津藤太、澁江十兵衛、信太主水獻上物在之、御廻座以上被下物在り。

〇同十八日　仙臺え御下着、二つ一箱鹽雉子五一箱御飛脚にて被進候。何故と云事不知。

一同十二日　義知君（千代松様、義降君御同道）　巖有君に拜謁、初て御目見。左近と稱す。

或人の日記に。七月八日御留守中御番調戸村一學、小野右衛門、伊達外記、武茂權太夫、石塚市正、向源左衛門、澁江宇右衛門被仰渡。同九日屋形様久保田御發駕。御簡略に付御鐵炮五十之内三十挺、御弓二十張之内十張、御長柄三十筋之内二十筋被爲揃。戸村十太夫宅え御首途、此處にて梅津茂右衛門忠貞、當秋若御前様御産之節之御暮日被仰付、御帶小野崎大藏妻獻上。同十七日尾花澤御立山形迄御出、天堂原御鷹御遣。十九日川崎御立被遊候處江戸より御飛脚着、當十五日深川所化丸様御臺所より出火、不殘燒失申來。當二月兩御屋敷御類燒後、上々様深川に被成御座候處右出火に付淺草え御引越。道中勝田の宮御泊より江戸え金五百兩北村新之丞に被預置、夜通に被指登。同廿三日那須野御鷹野被遊、同廿六日粕壁より淺草御屋敷え御上着と。草荷迄若殿様、千代松様御迎に被爲出、御老中え御留守居御使者を以御參府爲御知在り。

○寛文九 己酉

一正月二日　御登營、御太刀馬代御獻上。

一同三日　御謠初、御獻上例之通。(此末略之。)

一同日、左近君初て年始爲御禮御登營、銀馬代を被獻。

○同元日、二日、三日、例年の通り櫻の大臺之事此年の日記にも見へる。前々より御格にて出しと相見得候。同元日玄蕃様御年始に御出、御引渡御吸物にて御盃事在之候。若殿様にも御太刀馬代にて御禮に御出。同三日二種一荷岩城觀心様、同斷伊豫守様より被進候。御使者不知。

一二月四日　子籠鮭廿尺御獻上。

○正月七日　御初野、四日天氣惡敷今日に成候。朝、御料理元朝の通り。同日二種一荷岩城觀心様、同伊豫守様え被爲進候、御使者澁江十兵衞。同十日、舊冬若御前様御平産に付御振舞被下候得共相殘候衆御座の間にて被下候。主計、左衞門、淡路、其外常の御相手なり。御拍子五番在之。同廿六日下筋御渡野、二月十九日御歸。二月五日御勘定衆御料理被下候。右者御渡り野先きより被仰遣候。岡谷伊織、中村藤右衞門、島田惣左衞門參候。同廿日、行者講御札塗樽二指上候(此事前の日記不見得。)

一三月七日　義處公御發駕、廿六日御上着、御供御家老梅津與左衞門。四月五日御登營御參府御禮。

〇三月三日　晩、金の間にて寺院え御料理被下。何故と言事不知。同五日御廣間にて草鹿弓上覽。同六日、明日御發駕に付御相手十八人、其外役人御側廻御料理被下、御拍子在之候。四月四日、明五日八幡神樂堂柱立御祝として色々遣候と在り。

【補】〇四月十日　澁江宇右衞門始一騎駄罷御留主詰江戸え登。
〇同十五日　寶鏡院くはんちやう在。
〇五月　遍照寺にて同。

一四月十八日　御歸國御暇御拜領、上使久世大和守廣之樣、御拜領物御定例之通。同廿八日江戸御發駕五月二日太田原御立御鷹野、御拳にて鶉一ッ御捉飼。同十六日御着城、御歸國御禮爲御使者戸村內藏允義連（初名大學）十八日出足、六月三日上着。七日登營蠟燭千挺、白鳥二御獻上、嚴有君え御目見。翌八日又登營、御奉書美濃守樣被相渡、御服三拜領。

一六月十二日　山本郡野代え御遊獵、七月十日御歸城。

一七月十一日　大塚九郎兵衞上着。內藏允被召出候爲御禮翌十二日登營、箱肴被獻、翌十三日右御奉書被差出。

一同廿一日　御物頭大越靭負組足輕廿六人、小頭と諍論。小頭利運に付廿六人繩下にす。

一同廿三日　義處公御鷹の雲雀御拜領、上使渡邊孫三郎殿。

一同廿六日　中川宮内八朔之爲御使者上着。

一同日、土屋但馬守樣え御連署根岸惣内（御留守居役）持參。　松前蝦夷蜂起し松前兵庫家人少々被討殺由の御注進あり。

一八朔之御太刀馬代を獻せらる。　中川宮内御使者登營。

一八月二日　松前より、此度蝦夷蜂起に付鐵炮百挺御借被成度之旨申來處、江戸表言上之上可被御用立旨御家老より松前御家老え返答す。同五日、蝦夷蜂起に付自然御加勢として御人數可差遣旨臺命あるへきや爲御心掛侍大將一隊は石塚市正義里、戸村内藏允義連を將とし遊軍の將宇留野源兵衛曉明、山方主殿泰朗、御物頭信太主水定安、高垣新兵衛重春、宇垣正太夫秀延、笈川南右衛門助忠、大塚九郎兵衛貞祐、河井平右衛門忠成、桐澤久右衛門盛長、御目附田中三右衛門定賴、大縄市之進久秀、斥候駄輩より四人、兵粮役二人、矢役二人、鐵炮玉藥役四人、御醫師外科共三人、馬醫一人、大工二人、都て騎馬三十騎、御足輕二百十八人。（内鐵炮九十六人、弓廿六人、鑓六十人、御足輕番差小旗被相止、頭は手前小旗御紋の小印付可申、但二百石以下御貸馬とあり。又は羽織手前貸羽織可仕、御足輕弓、鐵炮の者御紋絹羽織爲着、歩具足被相止、波笠可爲着。）太皷役四人、法螺役二人、大筒鐵炮五人、御陣屋割役二人、御中間廿人、雜人五百餘人御軍令を習はしむ。　右に付御飛脚被差立、舟尾清兵衛勝有を被差登、松前の一件言上。（八月十五日上着、右御連署稻葉美濃守樣え差上之、翌十六日右の御奉書差出さる。一本、清兵衛廿三日出足道中七日に可罷登被仰渡と云、御奉書宜被仰出とあり。）

一八月十五日　義處公雲雀御拜領、爲御禮澁江十兵衛上着。　同十七日御奉書出。

一小川九右衛門某を松前え被遣、具さに被相尋江戸え被仰達。上。八月十二日出足松前え被遣、九月三日歸来て言九月五日出足江戸被差登、仔細を被仰上。

一松前兵庫頭様え米二百俵を被進。九月四日舟にて被遣と云々。

一九月十一日　熊皮五枚御献上。御使者北村彦兵衛、同十二日御奉書出。

一同廿七日　於一乗院御旗御仕立戸村重太夫被仰付、御墓目山方主殿泰朗、右擔根田治部之助。同廿九日御旗出來、一乗院持參登城。上覧之上爲御祝儀十太夫、主殿え御時服一重充被下之、治部之助御目見銀子被下、一乘院え御時服一重、銀十枚以主殿被下之。

一十月十日　松前より申來候趣は先月十三、十四日下蝦夷集所を生捕討取分とも五十五人、酋長シャクシャインヲピホクまて討取申爲御知あり。松前御家老蠣崎内藏、同主殿攻伐と云々。

【補】十月九日　江戸上御屋敷御方高瀬治部左衛門、飯塚傳右衛門、石井文左衛門、丹仁右衛門、清水波負、御大工石橋杢、石川孫右衛門、小奉行御扶持方五人。茂又金右衛門は閏十月[illegible]十一月六日に下着。

一同廿一日　鮭鮓二桶御献上。

一同廿六日　義處公御鷹之雁御拜領、上使天野彌五左衛門殿。

一同廿七日　土屋但馬守様より御留守居御呼出根岸惣内罷出候處、御奉書を以御鷹の鶴、宿次の御引捲（まくり）ともに被相渡傳馬町え申達、宿次の夫御屋敷え詰秋田え赴く。大關半三郎被差添。右爲御禮須田主膳被差登、始て御國許え御拜領に付佐竹主計、同淡路罷登候様に被仰出久保田え登る。主膳十一月廿三

日江戸着、同廿五日登營御禮被仰上、御肴御獻上。翌廿六日御奉書被相渡。

一閏十月廿六日　義處公御鷹の雁御拜領。從義隆公爲御禮白土助兵衛被差登十一月廿二日着、廿三日御用番美濃守樣え御連署持參差上之。

一十一月九日　寒中爲御機嫌伺鮭鹽引二十尺御獻上。御使者茂木監物。

一同十四日　今月廿一日御入内眞崎兵庫被差登、今日江戸を發上京。但、小野右衛門兼て御入内御使者被仰付、同十六日江戸え着延引に及候に付兵庫被差登。

一同十五日　御拜領鶴御披爲御祝儀、於御廣間御廻座、奉行、御物頭、御目附等御料理被下、御囃子五番有之。

一同廿二日　來年始爲御名代箭田野四郎左衛門上着。

一同廿三日　御入内御歡御使者小野右衛門、御用番秋元但馬守樣え御連署持參。同廿五日、右御奉書被差出。

一十二月廿五日　義處公被任侍從。

一同廿六日　和田十三郎、小貫又三郎後改、彈右衛門　小野吉十郎後改、權太夫　正月元日着座御免、松野源太、武茂新九郎大越五郎左衛門、梅津藤太、梅津賴母後改、喜太夫　右五人廻座御免。

按に。寛文七年梅津五郎左衛門、山方主殿、荒川彌六廻座御免なり。然るに、五郎左衛門嫡子賴母、甚右衛門嫡子五郎左衛門今年

[illegible]仰付候に、且右衛門、寛文二年より御家老職被仰付御側より被召立、梅津、荒川、山方は以前より廻座格ゆへ御免、其節御免難被成候故今年御免と云々。

○寛文十 庚戌

一義隆公御在國に付、年頭爲御使者箭田野四郎左衛門行光正月二日登營、御太刀馬代御獻上。

一正月三日　御謠初、御獻上例之通、御使者根岸惣内。

一秋田に於て年頭之御規式八木作助務之。畢て御服紗御膳、御手前之御茶老中え被下、畢而御盃多賀谷左兵衛え御引渡出梅津半右衛門え御盃計、畢て御側廻八木作助御盃濟。五つ時過御廣間え出御、御引渡、御廻座御盃濟。局住は明二日三番座御盃可被下由、其外諸役人、御番組御召出被下。

一同二日　於御廣間引渡、局住、其外御番組被召出、同晩御一門始御料理被下。御拍子七番御酒盛有て同晩御香會。

一同三日　御歩行並御召出。夜五過濟。

一同四日　御初野、御所領を始何も御供。御町奉行、御勘定奉行、裏判奉行は一人充御供。

一同七日　舊臘義處公被任侍從に付御禮爲御使者從義隆公北主計被仰付、銀三十枚被下、外に願によつ

て銀二貫拜借濟。同廿一日上着。同廿三日登營、御太刀、黄金馬代、御時服五、御簾中樣え銀十枚御獻上。惣女中え同五枚、三枚、二枚充差等あり。

一同七日　小田野刑部正興嫡彦三郎正安、同次男能登初て御目見、御肴獻上。

一同十日　義隆公舊臘御任官爲御祝儀於御城御能御興行、院家まて被召出。

【補】正月十一日　北主計登のことあり。

一同十三日　龜姫君御誕生（御母、直政公御女。）

【補】山方主殿被差登。

一同廿二日　今度御官位京都え口宣御奉書持參御使者、菅谷甚五左衞門從江都被差登の由申來。

○同日、當十三日若御前樣御平産之段申來候。

一從秋田御機嫌窺爲御使者田崎善助被差登。

一同廿六日　秋田郡虻川御遊獵、二月五日御歸城。

一二月九日　仙北に御遊獵、同晦日御歸城。

一同日　小野右衞門、宇都宮帶刀、茂木筑後、武茂權太夫、小場勘解由、向源左衞門、佐藤忠左衞門、澁江宇右衞門、須田主膳乘物御免被仰出。神吉道甫、田代三喜、神保荷月、信太丹後、大久保睡也、上曾二三金光主水駕籠御免被仰出。

一同廿七日　登城、子籠鮭二十尺御獻上。

一同日　若殿樣御小座地祭柱立御祝色々、大山與市左衛門、岩堀造酒相渡候。未明に寳鏡院御門下小屋え御越御祭御祝儀在之候。小野崎七右衛門、島田惣左衛門も御馳走に出る。大山岩堀は御普請奉行、小野崎嶋田は御臺所奉行。

一三月二日　御物頭、何も菱喰一羽充被下置。

一同十一日より十三日迄諸士に御料理被下。惣合、千二百四十四人。

一同十二日　多賀谷梅千代出仕、名改彥太郎經隆御取次山方主殿。

一同十三日「或十五日」　御加增、新御知、增御扶持等被下面々御步行御免共に合て百人餘に及ふ。

【補】百石　今井三郎右衛門　同　山方杢之助　五十石　北村新之丞
五十石　太縄彌五左衛門　同　片岡又左衛門　同　吉成文左衛門
同　池田才兵衛　同　相間眞助　同　櫻田勘兵衛
同　棚谷兵右衛門　同　小田内勘左衛門
御勘定所十人ほと。
三十石　關伊平治　同　高根彌惣兵衛　同　齊藤仁兵衛
二十石　根本四郎右衛門　同　松元久右衛門　同　岸　忠兵衛
同　川野彌兵衛
其外略。高倉牢人、田中兵左衛門百五十石にて御抱。

○三月三日　前の通り鷄合せ上覽。同九日於御座之間御能在之候。御料理御相手衆、御側衆、町奉行勘定奉行、裏判役罷出被下候。同十四日御料理、御拍子在之候。御突山にて蕎麥切被召上候但御膳塗木具、鶴の御

料と在り　同十六日若殿樣御小座御棟上御祝儀色々遣候。同廿二日、若殿樣御拜領之雁御披き、御相手御側廻役人罷出御料理被下、御拍子在之候。私言。前々御發駕前より御料理在り、此度兩樣の御祝儀と見得候。

一同廿三日　御發駕。四月十三日江戸御着、翌十四日、爲上使稻葉美濃守正則樣御出。同十五日御參勤爲御禮御登營御太刀、御馬壹匹、綿二百把、銀百枚御獻上、御臺樣え銀二十枚御獻上。

一四月十二日　義處公御鷹の鶴御拜領、上使櫻井三之助殿。依て早速爲御知、義隆公御途中より爲御使者信太主水十三日上着、御月番御老中え御連署被差遣。

一同廿二日　義處公御歸國御暇御拜領、御袷三十御拜領。

○四月二日　明六つ前より御町出火、追囘迄燒失。同日忠宴日記。卯上刻、下肴町出火家拾四五軒、十人衆町、四十間堀町、城町六丁目、鍛治町、酒田町、馬苦勞町家十四軒、橋も少し燒申候。黑澤甚兵衛指南御足輕九人、仰信寺一軒、不動前當屋鋪、向源左衞門下屋鋪迄、澁江宇右衞門下屋鋪之内家拾一軒、戸村十太夫下屋鋪米藏迄。但、下之者屋鋪六軒、龍昌院燒申候。一本、下之者屋鋪二軒、新昌院と在る。

○同五日　二の丸御小座御門、御柱立御祝儀被下候。同八日同御門御棟上御祝儀被下。

一五月五日　梅津與左衞門え爲御加增高五百石被下。

一同廿三日　久保田え遊行他阿四十二世上人着、龍泉寺に御逗留。御馳走駒木根數馬。

一同廿三日　二の丸御小座御長屋御門、御棟上御祝儀被下候。大山與市左衞門、岩堀酒造相渡。

【補】五月廿六日　大雨仁、小河仁洪水。田畑家材木橋等損候。

一六月六日　義處君秋田御到着。

一同七日　舊臘御昇進爲御祝儀老中鮮肴を獻す。

一同八日　天德寺え侍從之御裝束にて御參詣。

一同九日　義處公御局二の丸え出來、當廿三日御移徙の吉日を寶鏡院言上。

一同十八日　於御城遊行「四十二世」上人え御料理御饗應在り。

一同廿一日　上人之旅宿龍泉寺え義處公御見舞。

【補】晒二十反御持參、其後御城にて御料理被下。

【補】六月廿五日　駒木根數馬、所々にて振回致候由。又和久彦左衛門、杉山與一右衛門右同斷。

一同廿六日　於御城舊臘御昇進且御拜領之鶴就御披、御引渡、御廻座、奉行、諸頭之面々え御料理被下。

一七月十二日　八朔爲御使者岡半之丞被差登。

一同廿二日　於御小座、侍踊上覽。忠宴日記。　七月六日、宮村權左衛門、水野善左衛門六月廿八日江戶御城え御供參り。權左衛門御腰物番にも無之、善左衛門初登にて御玄關前見不申由申に付同道にて御城御玄關前まて參見物致候を御耳に立、兩人共御改易被仰付。

一八月十七日　岩城伊豫守樣二の丸御局え御見舞、御料理被進、其夜伊豫守樣二の丸より町屋御一宿。義處公にも御旅宿え御見舞。

一同十九日　上人御出足、庄内え御通行。

一同廿一日　御具足餅御披、老中御相手番登城、其外共に登城次第在。

【補】〇九月五日に黒澤味右衛門京え被差登。

〇此日南部御論地に付渡部彌平左衛門江戸え被差登、又追々黒澤釆女、小川九右衛門同。

一同廿六日　義處公、岩城伊豫守様え爲御見舞龜田え御出、御供梅津與左衛門、眞崎兵庫、其外御側廻、御物頭二人、御小性十八計、御醫者一人、御臺所役、御茶道、御鷹匠、御馬乘、御歩行廿四人、御茶五人、御掃除坊主、御足輕十八、御中間四十人なり。松ヶ崎迄御出被遊候處大風雨にて御途中より御歸城。

一同廿九日　秋田に於て今年十月十日より新法の升を用ゆへしと命す。古升は今の新升より三勺餘小し。共に諸國一同の升なり。是より先、當方に納升と云あり、今新升より六勺大く古升よりは一合大なる、此後は納升を用ひす。

一同晦日　伊豫守様、觀心様より爲御禮御使者被遣。

一十月三日　若殿様御本丸え御出、御猪子の餅被下候人數三百六十二人。

一同七日　鮭鮮二桶御獻上。

一同廿九日　御鷹之鶴御拜領、上使嘉藤平内殿。則爲御禮御登營。

一十一月朔日　今年御領中洪水、或は米穀不熟に因て御儉約の事を命せらる。諸士も專儉約を守るへしと●忠宴日記。十一月五日、松平出羽守様より若殿様え御飛脚を以、おきの串鮑御進上被成候處、神内と舟ヵ澤の間にて矢槻三左衛門、平元長左衛門、赤尾關主税、仙北へ御検見に參候而罷歸り、右馬上之

御飛脚一人三左衛門申付下人共に爲打候。出羽守樣御飛脚と申に付三人共に樣々申分其場は事濟候得共、其沙汰隱無之に付披露、三左衛門切腹、長左衛門、主税其通りに被仰付候。同廿三日、野代長崎村橋掛奉行小助川專右衛門、小高根金三郎脇道を付け本道は結切御普請爲致候處に檜山松野治郎右衛門差南給人吉田八右衛門、結切道を破り馬乘參候故專右衛門咎候得者、馬上より刀を拔專右衛門切掛參候。棒にて刀を打落外候處、人足共追掛捕らへ候。右之段秋田より申來不屆に被思召、八右衛門切腹被仰付、兄吉田三郎左衛門、甥田口伊左衛門、專右衛門、金三郎打返し可致由申に付、是も不屆被思召切腹被仰付候。

一十二月二日　來年頭之爲御使者梅津藤太出。

一同十八日　天德寺に於て大壽院殿先公の繼室多賀谷氏三十三回御忌御法事御執行。

一同十九日　戸村十太夫義國卒年八十、西國院と號す。義處公、屋地町屋敷迄被爲成、無是非之旨上意あり。

【補】久保田追廻し龍昌院に火葬。後、龍昌院は横手え引越す。

一同廿八日　江戸に於て御次男左近將監義知君後、義長に更らる從五位下「諸太夫」に叙せらる。

○寛文十一 辛亥

一正月元日　義處公、二の丸御局より御本丸え御出。年頭之御規式御舊例之通、同晩御香會。
一同二日　御廣間御召出、畢而於御座間岡本和泉、須田伊勢松、同虎松御目見。
一同四日　御本丸え御出御酒盛有之、太平え御初野御出。同日大番に雉子御料理被下。
一同五日　院家御禮。
一同十七日　戸村十太夫死去に付、爲上使宇留野源兵衛屋地町屋敷え被遣、大窪傳兵衛を以御香奠として銀五十枚被遣。
一於江府同二日年始の御賀として義隆公御登營、御太刀馬代を獻せらる。御盃暨御時服御拜領。同三日御獻上例之通。
一同十五日　紀伊大納言様御逝去に付則御見舞。尾張様、水戸様えも御見舞、御機嫌伺御使者として根岸惣内登營。
一同十七日　紀州え御使者として赤坂忠兵衛被差遣。
【補】正月廿八日　義處公より白土助兵衛江戸え被差登。
一二月七日　子籠鮭鹽引二十尺御獻上。
○正月廿日　若殿様え左近様より御官位御祝儀二種一荷被進候。同日戸島え御渡野。
【補】三月上旬に沼井四郎兵衛町奉行、今井三郎右衛門同役に被仰付、四月上旬四郎兵衛町奉行屋敷え引移。

一三月廿日　於天德寺大猷君廿七回御忌御回向在。東叡山塔中元光院今月十五日到着。

一同廿二日　義處公御發駕、四月九日御上着。

同十五日御參府御禮として御登營○右同意御發駕御本丸にて御料理、御相手山城老中御相手番。四月九日御上着、同十五日御參府御禮。

一當廿日日光山にて大猷君御法事に付戶村內藏丞義連を日光え被遣、御香奠を獻らる。或る日記に。江戶より此度元光院下に付四月七日義處君より道中まて御書を被遣。老中書狀を以安否を尋、岡牛之丞を院內迄被遣出家三人被差下、先達て僧三人下候に付御足輕二人附置。十五日元光院久保田に着、町宿に被差置。十七日義處君旅宿え御見舞、十九日より天德寺にて御法事。義處公御裝束にて御詣、御家老熨斗目長袴御小性熨斗目半上下着す。

一同廿五日　義隆公御歸國御暇御拜領上使板倉內膳正重知樣、銀五枚御袷五十領御拜領。則爲御禮御登營。于時義隆公、義知君相從つて御登營之所、義知君え下國之御暇、御袷十御拜領。此年、左近義知公御國許え御同道の儀御願之通被仰出に依て也。右之段、五月二日秋田え達候。家老より山城將監え御書物を以爲御知、御相手番より役人迄以手紙爲御知在之。五月六日江戶御發駕、義知公從ふ。同廿三日久保田御着城。義知君二の丸御小屋え御入、即御歸國爲御禮須田主膳盛品（かつ）、從横手被差登。六月五日上着、同廿八日登營、蠟燭千挺、白鳥二御獻上。左近樣箱肴獻らる。主膳御目見、即美濃殿御奉書被相渡御時服三被下。

【補】○四月十六日　江戶御留主詰石塚市正、田代助左衞門、簗治部左衞門、大野五郎右衞門、樋口權平、石川猿助、佐川理右衞門、御金役高根縫殿右衞門。

○四月六日　從江戶御書有（三月廿九日立）三月廿七日松平陸奥守殿家來伊達安藝出入之儀、酒井雅樂守殿え御老中御會交御尋の處に安藝、原田甲斐、柴田外記、古內志摩罷出段々申上る。右之者共陰之間相詰候節甲斐事、安藝を切殺、外記も手負、志摩も手負、甲斐をは即座に討留る由。御隣國の事故仙臺え忍差遣承可申由被仰出。五月六日陸奥守殿御指控御免御登城之所、自分儀幼少故伊達遠江守、立花左近將監相談可仕旨被仰出。

【補】五月六日　江戶御立、同廿三日御着。左近樣御同道、始義知公、後義長公なり。御下國御禮之御使者須田主膳、橫手より爲御登被成候。左近樣は二の丸に。

一五月八日　義處君御鷹之鶴御拜領、上使千本兵左衞門殿。此旨白川屋形樣御止宿え申來に付、同所より爲御禮清水八兵衞被差登。

一同九日　秋田城破損修理御願に付御奉書土屋但馬守樣より御呼出にて梅津與左衞門に被相渡。

一五月廿三日　東將監、主殿と名を更む。

一或記錄に。五月廿七日、澁江宇右衞門、向源左衞門兩人申立には森川元仙（元祿年中赤田に改む）兩人の開高の內百石分地仕被召出被下度旨願に依て被召出と云々。

●忠宴日記。五月晦日、吉田善右衞門事沼井四郎兵衞、生田目庄助御裏判役致候に付右兩人の判似候て御米五百石餘盜取候に付獄門場にて御成敗被仰付候。子共十一に罷成候を善右衞門屋敷にて打首致候。女房共には御構不被成候。兄弟之金枝甚左衞門、山田孫右衞門、同主水、細谷五兵衞御改易被

御付候。

一六月九日　手形御休にて侍鐵炮、御足輕弓、鐵炮を上覽あり。大筒二丁五反御足輕一丁五反と三十間弓十八間。

一同十四日　義處君御鷹之雲雀三十御拜領、上使久保吉右衛門殿。

一同廿三日　野代え御遊獵、七月十一日御歸城。

一同廿七日　明日玄蕃樣江戸え御登に付、信太九郎右衛門御使者にて金子五十兩被進、御供桐澤久右衛門、大和田六右衛門。

一七月　河邊郡戸島え御遊獵、八月四日御歸城。

【補】○義知君從。

一八朔之爲御使者小田野刑部正興登營、御太刀馬代を獻せらる。

一八月五日　於御城御能被遊。

一同晦日　所化丸君、玄蕃君、左近君御幕、御次男幕に命せらる。

【補】九月二日　義知君御同道大曲へ御渡野。同廿八日御歸。

一九月三日　森川金兵衛被差登。是、御歸國御禮御使者須田主膳御目見御禮也。

一此秋小川九右衛門御使者被差登、九月十一日登營、熊皮五枚御獻上。

一同廿一日　於闐信寺式部義眞公七回御忌御法事御執行。

【補】○九月廿一日　宗語式部樣闐信寺にて御弔。

一十月八日　御領内寺院、社家、神領、寺領被附置分は寺社奉行支配、町寺は町奉行支配、在々は所持支配の處、向後御分國中神社、寺院、寺社奉行支配可致旨命せらる。

一同九日　宇留野源兵衛勝明中川宮内重頼始て郡奉行被仰付。

【補】大越靱負裏判奉行。

一同十八日　眞壁右衛門重幹病身に付院内所司代訴訟に依て免され、代として小田野刑部正興被仰付廿九日院内え發足。十一月十五日歸る。

一同日晩、於長野番乘上覽。

一同廿日　秋田郡虻川え御遊獵、十一月六日御歸城。

一寒中御機嫌伺御使者澁江十兵衛、來年頭御使者茂木宮内知恒被仰付。

一十月十七日　御座の間御能在、御相手十一人、外御側廻、役人、御目附御料理被下。同廿日下筋御渡野十一月六日御歸城。同晦日、公方樣被爲進候白鳥三羽、明日江橋善兵衛江戸え爲登申筈。

一十一月十五日　來春江戸御供觸あり。

一同十六日　大越甚右衛門定國閑居御暇被下。

一同廿一日　今晩より火用心暮六つより明六つ迄拍子木爲打可申由被仰出。

【補】歳暮御代官澁江十兵衛、年頭同茂木宮内江戸へ被差登。

一十二月四日　宿次御奉書を以御鷹の鶴御拜領、因て福地治右衛門勝久を添て發せしむ。

一同五日申刻　義隆公御近習平元隼人、信太内藏助奉御看病、大小性平塚惣兵衛、梅津半右衛門宅え馳これを告く。則半右衛門登城、御三男左近將監義長公御出、御膳番信太九郎右衛門、生田目喜内奉御看病、多賀谷左兵衛追々登城。即江戸え以御飛脚義處公え言上、同刻御目付太山六左衛門當番之處御醫者御願として江戸え被差登、從左近様は大小性寺崎彌左衛門被差登。

酉の上刻に至り御療治不被爲叶御脉絶御逝去。佐竹山城、多賀谷左兵衛、梅津半右衛門より江戸え御逝去之趣を申上る。

申刻、御不例之趣相觸、御家中之諸士連々御廣間え相詰、山城、左兵衛、半右衛門申渡趣は、今日御急病にて御遠行、御家中無貴賤之隔可奉愁傷、仍追善御供可仕心掛之者自然於有之は先年於江戸表諸大名遠行の時、家中の輩供仕者於有之者、其跡目二品可被仰付之旨被仰出所也。萬一、其覺悟有之候は却て當殿様え可爲不忠之間、愈以可相守御下知之旨、御近習外様不殘申渡之。當番之輩は於御番所傳之、且、御歩行は佐藤忠左衛門、大越五郎左衛門兩人御歩行支配相傳之、御足輕、御中間は其頭宜下知之と云々。

一御跡目御願として五日當番之御相手番澁江宇右衛門、御病氣の御模樣能存知候條、同人を以て江戸表え申上んか爲に被爲差登、翌六日明六つ時過出足。義長様より宇垣庄太夫被差登。

一義隆公御年齢六十三、御法謚、鑑照院殿天山良應。十二月七日天德寺鐵鷹和尚登城、御棺檢御式あり。

同日申刻天德寺え御入棺。天德寺にて御警固等の次第略之。

一同十日、十一日御家中より使者或は飛脚を以て江戸表え御悔申上。

一同十一日　御葬禮の御名代佐竹主計、佐竹山城兩人之内可被仰付歟。其外、御葬禮之御規式大小性小野崎刑部左衛門を以江戸え申上、刑部左衛門え銀五枚被下之。

一同十二日　今月四日江戸發足之御飛脚到着。同日、上使天野彌五右衛門殿を以義處公御鷹之雁二御拜領之旨、御家老梅津與左衛門より申來。

【補】十一日江戸にて雁御披。

一同四日、久世大和守樣え御留守居根岸惣内御呼出之處、少將樣御拜領之御鷹之鶴、御奉書、宿次の御證文御ひきまくりのことなるへし稻葉美濃守殿、久世大和守殿、土屋但馬守殿御三判にて被相渡候由。同日、福地治右衛門被差添、宿次を以被差下所舟形にて御遠行之儀承候。如何可仕由飛脚を以て窺ふ處、早々御當地え持參可致旨半右衛門方より返答す。

一同十三日　宿次之御證文、御拜領之鶴共福地治右衛門御城え持參。此節左近樣、佐竹主計、佐竹淡路、佐竹主殿、戸村内藏允、小野右衛門、宇都宮帶刀、多賀谷彥太郎、小場勘解由、向源左衛門、佐藤忠左衛門登城。此節佐竹山城病氣に付不參。多賀谷左兵衛、梅津半右衛門上下着御玄關迄出、川井左太夫、

田中六兵衞（大小性）鶴請取、御座間にて佐藤忠左衞門、向源左衞門受取之掛置。

一同十四日　御拜領之鶴鹽にし箱に入、御奉書、宿次御證文ともに今日赤須金右衞門（乾堂、大小性。後太田氏に改む）を以江戸え被差登。依て同人え銀五枚被下。

一同十九日　少將樣御不例御大切之旨、五日申刻發足御飛脚今朝卯の下刻着。義處公より左兵衞、半右衞門連名の御書被成下、且御醫師の儀土屋但馬守殿え被仰入之旨申來。同日追々御飛脚到着、御醫者平鹿玄順と申衆御下りに定り候由申來。

義處公御下國可被遊御內々御暇被仰上儀、爲御相談十二日朝御直々土屋但馬守殿え御出之由申來る。

一義處公より大小性大越八之助被差下。去る十二日酉刻江戸發足、同廿日申下刻到着、左兵衞、半右衞門え御書被下置。大御前樣より大和作左衞門、御臺樣より川井五郞兵衞、法流院樣より下山田治左衞門、第二男玄蕃義尉樣より橋本宮內、右何も御機嫌伺として被差下同日到着。

一黑澤釆女、藪臺御論地に依て先頃江戸え罷登候處十一日江戸發足、御遠行之儀半途にて奉承知同日下着。

一同廿一日　御袋樣より御機嫌伺として梅津定右衞門被差下、今日着。

或人の江戸表日記に。十二月十一日御飛脚着、當五日大殿樣御病氣御大切之由申來候に付十二日朝土屋但馬守樣え若殿樣被爲出、秋田え御暇の御願被仰立。同日晚御飛脚着、五日晚御逝去之由申來。同日大山六左衞門、寺崎强左衞門上着、明日眞崎兵庫を以土屋但馬守殿に申之、則神尾市郞右衞門を以御月番久世大和守殿え御訴あり。同十八日御悔爲上使稻葉美濃守殿御出、義隆

公御物故今朝達上聞無心許被思召候、年頃にて一入御殘多被思召旨被仰蒙上使御禮は御門前にて被仰置候。同十九日本多長門守忠則寺社御奉行爲上使御香奠銀三百枚御拜領。同廿四日先達御鷹鶴循次を以秋田え被差下候得とも御逝去に付御奉書、鶴幷御證文ともに赤須金右衛門を以被指登、土屋但馬守殿え根岸惣内附添可差上哉と伺候處、鶴は義處忌明以後可頂戴之旨、奉書幷御證文被差上旨に付惣内を以差上候。右御證文は稲葉美濃守殿正則久世大和守殿廣之土屋但馬守殿數直御三判にて被指出と云々。

一廿三日　天德寺に於て茶毘す御草燒のことなり。

一廿四日　黑田千之助樣御孫樣なりより爲御使者吉村宅兵衛、岩城伊豫守樣より三浦傳左衛門爲御悔被差遣到着。

一廿五日　岩堀造酒、先頃藪臺御論地公事に依て江戸え被差登處去る十五日江戸發足、今日着。御葬禮之御道具直々泉え持參御用の御書付被差遣、且御家督御禮被仰上刻公方樣御目見御用に候間、佐竹主計、佐竹山城、佐竹淡路、戸村内藏丞罷登用意可仕、多賀谷左兵衛、梅津半右衛門儀御用在之、御葬禮過御左右次第可罷登御國御留主居之事誰成共可被仰付由被仰出。

一天英樣御逝去之時公方樣え之被獻御遺物、鑑照院樣御家督公儀御勤之次第、大越夢人覺書今日御飛脚を以て江戸え左之通申上之。

公方樣え御遺物

一長光御腰物

一寶居士御華籠

一宗無肩衝御茶入
此御茶入は鑑照院樣御目見之時分御返し被成候。
以上三品。
一御尊樣え之御遺物御進獻一圓覺不申候。
一從公方樣御香奠御拜領、是又覺不申候。
一酒井雅樂頭殿え御遺物
一墨蹟 一山之筆、大文字三行物　一幅
一御刀　一腰
右御受納御返禮に吳服十、正恒御腰物鑑照院樣え被遣。右之御刀は御妹樣御祝言之時黑田甲斐守樣え被遣。
一酒井讃岐守樣え御遺物
一新藤五御脇差　一腰
一葉茶壺　一つ。
右は十四五日被留置御返進。
一土井大炊頭殿え御遺物

一御腰物　一腰

一蓮華王葉茶壺　一つ

右は十四五日被留置御返進。

一島田彈正殿え御遺物

一光忠御腰物　一腰

右は御受納。

右之外御遺物被進候處覺不申候。

一鑑照院樣御繼目御禮被仰上時分吳服五十、御馬代黃金五枚、御太刀、赤銅造り葵御紋金之彫物御鞘梨子地蒔繪葵御紋右之通御調なり。吳服五十は多候間三十に被成可然と土井大炊殿御差圖被成候。

一御老中樣え御小袖十充御馬代員數は覺不申候。

一御役人衆まで被遣候儀も覺不申候。

一天英樣御書付に被成鑑照院樣え御渡被爲成候御掛硯、酉の年大火事に燒失、有之間敷と奉存候事。

亥十月廿五日　大越夢入

右夢入、最初御納戶勤より御家老相勤候甚右衛門事にて候。

一同廿五日　御三七日に付御位牌天德寺御佛壇え奉安置、諸士之拜禮被仰付。引渡、廻座は長袴、役人、物頭迄は半袴着之。

御燒香

佐竹主計　佐竹山城　佐竹淡路

拜禮左之通

御引渡

佐竹主殿　多賀谷左兵衛　戸村內藏允　宇都宮帶刀

小野右衛門　伊達外記　矢田野四郎左衛門　石塚源一郎

武茂源五郎

御廻座

和田重三郎　小貫又三郎　大山小傳治　小野寺桂之助

早川治太夫　宇留野源兵衛　小場勘解由　小野崎吉十郎

茂木監物　向　源左衛門　田代隼人　福原彥太夫

佐藤忠左衛門　梅津半右衛門　玉生八兵衛　船尾治兵衛

中川宮內　細井傳右衛門　佐藤文七　小野寺十一郎

小場喜平治　舟尾三七　澁江彌五良　梅津圖書
山方民部　荒川惣十郎　小田野彥八郎　梅津藤太
大越五郞左衛門　梅津賴母

役人物頭兼裏判奉行

黑澤甚兵衛　黑澤釆女　大越靱負　町奉行今井三郞右衛門
町奉行沼井四郞兵衛　勘定奉行小野崎藤馬　同上桐澤久右衛門　信太主水
大塚九郞兵衛　小野崎正左衛門　大澤彌五兵衛　田中勘兵衛
佐藤傳之助　小川九右衛門　高垣新兵衛　大和田源兵衛
川井平右衛門　小助川庄左衛門　森川金兵衛　田中三左衛門
高瀨治部左衛門　片山四方之助　御兵具奉行嘉藤團右衛門

御近習物頭兼

信太內藏之助　梅津內匠　平元隼人　井口織部
瀨谷源五兵衛　川又六右衛門　御膳番岡藏人主　信太九良右衛門

○

黑澤浮木傳（多左衛門元重）

元祿十二卯年九月日子時七十八歳書上之。

黑澤浮木（華押）

鑑照院様御在世

御公儀御大切に被思召候事

一有る年輕き御祝儀有て諸御大名様より御使者被差上候に御並承合候得は今度は番頭之者可被指上と何も申合候由江戸より沼井四郎兵衛申上候て其通り披露仕候得は御意被成候は上様え差上候使者はたとへ月次の御機嫌伺成りとも毎度一門の者なとも可差上事也。此度は云合せたるとなれは番頭之者可差上手前覺悟は此通りなりと心得候得と御意被成候。

一明暦三酉年江戸大火御本丸不殘炎上此方神田御屋敷なとも燒失淺草御下屋敷は不燒其翌戌年御參勤淺草御屋敷に被成御座候。ある時御用在りて御前に拙者一人罷有候に御下屋敷に有候御器具との御沙汰有に御意被成は去年御城燒候時器具可差上かりしを氣不付候と御意有し御尤至極の御事私式深可存付儀無之と申上候。

一諸國御順見之御衆組々あまた被仰付秋田へは佐々又兵衛殿中根宇右衛門殿なと御下し之時鑑照院様御在江戸御留守之內此方にて老中相談在て御國廻衆御下ならは何儀も申上間敷由御領分百姓ともにふれられたり。此儀江戸にて被爲聞以之外御腹立被成衆て非分と思ふ事有らは百姓とも可云出それを難儀ならは非分すへからす。其善惡を可被聞召とての順國也。何儀にても云出度事を云候へとふれ直し候得と御意にて御分國中ふれ直したり。老中之あやまりを爲御訴訟滑川與一左衛門を被爲登候則御赦免也。其時の御國廻り衆え御國抔の御方より御使者御音信物被進候と承候ゆへ其通り申上候得は御意被成江戸御立前には御使斗り被遣御歸り之上御音信物被遣候。

御仁心深事

一御領分院內杉峠より比內御境目迄海道左右に有之柳御きらせ被下候はゝ銀子七十貫目可差上と拙者方へ申出候者有之大分之銀目と云其上柳落葉之時はあたりの田畑の障にも罷成候。柳伐候跡へ漆植候へは御用に可立と老中へ申候得は尤とて御前え被申上たれは被爲聞銀子も出柳伐候跡へ漆植候もよかるへけれとも柳は淨光院様御植させ被成候をきらせ候事はいかゝ敷被思召候

自今以後は柳枯候跡へは漆植させ可然と御意なれは老中を始拙者式奉感候。

一或年朝御目見に出候者とも濟候跡に朝目見に出ろもの共は朝食喰出候か飯前に出候かと御意也。拙者罷在合飯被下罷出者も可在之候へとも大方は飯不被下可罷出と申上候へは飯を給罷出候得と段々可言四ツ程よりは出しの書院へも出候。其前なれは苦しからす目見に出候もの有ときけは手前も急き表え出候と御意有りしを御傍之ものに語らへは御目見の者とも罷出詰罷在候と被聞召候へは御袴を御急き被爲召被爲出候。夜も又御夜詰の者共罷出候と申上候得は御急き被爲出候と申候。

一誰によらす以の外御腹立の事在て被爲召に罷出候はゝ强く御しかり可有と存る處に其者罷出御目通りはいかゝの事御次に罷有り御使を以なりとも御腹立之儀御しかりの時御意を承り至極御尤之由謹て申上候へは大方御免被成下科に被仰付候とても輕く被仰付候。

一ある年川井五郎八飼犬と後藤新五郎飼犬屋鋪裏隣なれは裡にて喰あひたる事云事になる老中え披露有りしに詮議の上五郎八歩行之者あやまり有りとて追放に被申付其儀を御耳へ老中立られけれは以の外御腹立にて其夜拙者御夜詰番に出たりしを陰の御間へ爲召大越甚右衛門（後、麥人）と拙者兩人に御意被成は何れも召仕候下のもの致成敗候は達御耳追放之者達御耳候事は御覺不被成候。何と覺申候かと御意被成候間拙者申上候は爰元にては成敗仕候者も品御座候はゝ格別常の儀は家老共方迄申立候までにて候。御前へは不申上候。追放之者は公儀より拂申時は家老とも申付候其人主追放に申付候分は家老共方へ不申達關所の通手形斗取申候而拂申候。江戸御屋敷にては成敗之者は御耳に達し追放之者は御家老とも方まて披露仕候と申上候得は夫れを五郎八歩行者追放致候らわんとて今日年寄とも披露したり。是は五郎八儀近仕者故聞候はゝ何と歟おもひ候はんと我等を依怙者とおもひ候ての事と見へたり。何と存披露候か戸村十太夫處え御使に參可承由甚右衛門拙者に被仰付候。其上に是は十太夫處にて用を達し壹岐とやらん云者の子共新五郎犬と五郎八犬喰合し本なりと云。是分の事は年寄共方へ云までもなく内事にも濟可き儀也。一町にも人なきと見えたりと御意有之甚右衛門と拙者兩人十太夫宅え參御意之通具さに申渡たれは私共あやまり是非を可申上様無之御腹立至極仕り候と謹て御前之儀は兎も角も兩人に任入之由也。罷歸り候て其段申上候。殘之年寄とも方えは御使無之翌明老中何も御茶屋に集り拙者罷出候得は御前え出候て苦間敷かと尋故夜前罷歸候て申上候得は何之御意も無之間御前え被罷出くろしかろましきと申候へは何も罷出候得とも御機嫌かわる事無御座候。

御名譽御才智之事

一寛文八申年夏土屋但馬守様より被仰越南部と御論地御老中様御相談被成御申策可被成候間繪圖山形等爲御登可被成由にて候迚

御使者に拙者被仰付候。發足可仕前日陰の御間え拙者を被爲召御論地三判の繪圖箱に入御封印有之を大越甚右衛門夢人持參外之者皆御退御意被成候は今度御老中御相談にて諍地御中策可被成と但馬殿より云來候。御老中御中策となれは何程にても及異儀間敷候。されとも是より是迄にて堪忍すへきかと御尋候とて夫ならは可罷成とも成ましきとも不可云。其いはれは此所は皆此方領分なるを南部より云かけられ論地に成りたる所なれは何程なれは堪忍すへきと云事になし此處に杉材木在と御老中及御閉論地にては御用に不立と思召ならは夫は上樣御用とならは南部へ被仰付候ても手前へ被仰付候ても御用之分取可差上御用不立事にはあらす。又此杉山御中策にて南部へ御付候共材木野代川を通し候事は成間敷候。野代川上の者とも諸色を此川一筋を下し候に他國のものと入會たらは云事絶間敷と御意被成此思召共也承届候歟と御尋有之候間如何にも承届候と御請申上候。始御使者被仰付候までは御口上何と可有之歟は不知候へとも江戸にて何と御尋可有かも難斗致氣遣候處此御意承濟闇夜の明たる樣に心安く罷成候。其上に此三判之繪圖汝にも見する事にあられとも今度使に爲登候故爲見候。江戸え持參候はゝ與左衛門には可爲見其外の者には爲見間敷由御詞なれは右京に可言旨御意也。又神尾若狹殿同市左衛門殿え參樣子申候て但馬殿えの御案內申候へと被仰付候。江戸え着梅津與左衛門に具さに御意之通物語若殿樣御前え與左衛門同道罷出御意之趣委申上御封印在之三判之繪圖箱人を御退御覽被成候。翌日神尾若狹殿市左衛門殿え參候へは若狹殿は御留守にて市左衛門殿御逢被成候間曲に申上候へは市左衛門殿被仰候は杉有山南部へ付候ても野代川御通し有間敷とは個樣の例餘方には有間敷かと被仰候間拙者申候は例之有之も不存候得共大方有之間敷かと存候。尾張樣之材木金森飛驒殿の御領分通候得共少しはかりの間にて末は又尾張樣御領分へ罷出候と申候。野代川の儀は此川を通り船積仕野代も此方も領分に御座候。第一此川一筋を野代川の川上の侍町人百姓共に諸色下し申候へは南部の者入會にては云事絶申間敷と申事に候。大坂敦賀天下の津にて商所に候へとも海上を參候故道之障無御座候と申候得は御聞届被成但馬樣え御案內被成候。但馬樣被爲逢繪圖山形御覽被成繪圖と山形と違候樣に見得候と被仰候間逢は不仕候得共繪圖は横に書申候故一方斗見得申候。山方は裏表見へ申故別之樣に見得申候。夫れ故山形に致候と申候得は被聞召届候。繪圖山形共に被留置候。山形は江戸に有之故此方よりは持參不仕候。四五日過候而但馬樣へ被爲呼候間參候得はお評定處何も被見慥成證據之由いはれ候と斗被仰繪圖山形御返し被成候。荒木十左衛門處へも一圓沙汰なしには如何に候間皆々仕舞候而參候へと秋田にて被仰付候儘十左衛門殿え參候得は御逢候而被仰候は此儀は修理樣え但馬殿より御沙汰なき前に拙者は存候間論所の山形御覽可有と美濃殿被仰候間南部殿衆へ其通云候へは用處候とて申來候間國本へ遣し申候。取に遣可申かと申候間其段美濃殿え申候へは南部殿參勤可有間取に遣るまて無之と被仰候。南部殿衆云候は此儀は御先代より度々不濟事に候間濟間敷と云候と被仰候間夫は南部殿衆何と存候而申事哉日本國中に上樣之被仰付濟間敷處は有之間敷儀に御座候と拙者

申候へは南部殿の衆分もなき云分にて候。美濃殿え其通り云候へは南部殿の衆不合點に候。不濟處ならは御公地に被召立替地を可被下御申と被仰候間又拙者申候は美濃の守樣御意とは御座候得共御公地に被召上替地可被下とは替地を又論地に可仰與と申候得は十左衛門殿御詰り候と見得南部殿衆分もなき事斗云候とまきらかし被仰候。拙者罷登前光聚院樣へ十左衛門殿御出此論地御公地に可罷成と沙汰御座候と云驚し被成候よし夫れ故こそ拙者には美濃殿被仰候旨申候。鑑照院樣御參覲之上品々申上十左衛門殿え參り被仰候事御挨拶申上候通をも委申上候。個樣にさし出たる事とも不は恕して御意に不入候得とも是は左も不被思召御樣子にて其後も十左所へ行たる時十左は何と云れし汝は何と云しなとゝ御尋有之候也。何の御沙汰もなく御返し御中策の儀もなかりし。鑑照院樣御意御尤至極故と奉存候。御論地はろか後當屋形樣代に御檢使被下江戶にて御老樣中御役人中御吟味にて相濟候事は何も御存之事候。

右卯年書上候控を寫其末に左之ヶ條有り。是は家傳之書なる故に書繼して寶曆之初傳書御尋有りて御用處へも指上たりし由也。

御禮深事

一或年の正月年始の御禮に方々へ御出被成時御供に拙者召連らるゝ故御太刀御目錄御持參被成處とも御書付被相渡候內松平信濃守樣え金御馬代同上野之助樣へ銀御馬代同右近樣へ銀御馬代と在り。御三人樣ともに赤坂御屋しき御一處に被成御座御見舞故御書付通に御馬代金銀遣候而御歸候へは手前氣不付銀馬代進たり。上野殿は出羽殿の二男なから但馬殿の嫡子也。金馬代可遣事也。取かゆる事は可成かと御意故安き儀に御座候。方々故拙者取違申候迚取替可申と申上けれは汝誤にてなし手前氣不付書付にまてなし云付たりと御意有間かやうの取違は幾度も御座有る事にて候。拙者取違と申取替可申と又申上たれは汝取違にてはなし我等あやまりたりとて取替よと御意ゆへ左樣にも可申とて御跡え罷歸れは又被爲召必汝誤と云へからす手前あやまり也と御意故畏しと斗御受仕上野樣え立歸右之御取次衆へ逢申候。拙者取違申候と申分御目錄御馬代銀も金子に取替相渡罷歸奉追付御馬代金子に取替申候と斗申上たり。かりそめ事にても御手前樣の御あやまりを御下のものになりとも御かけ不被成御心入也。夫れ故御下の者僞かましき儀を申上我科を人にかへる樣の事は以の外御立腹在りし也。

男女之別の事

一淨光院樣は御行年六十四寬永十酉年正月廿五日江戶神田御屋敷におゐて御逝去被成鑑照院樣御年廿五御家督則御□領の年五月始て秋田え御入部被成同年七月光聚院樣御輿御城え被爲入候。始法壽院樣に被召仕候小少將と申女中御供に參候。其日は御祝

儀之御盃等濟し候而鑑照院様御衣え被爲出翌日奥に被爲入候に小少将申上は昨夜は是へ不被爲入候。態と御祝儀にて候間今夜は此方に御寢被成可然と申上候。右其夜奥へ被爲入御寢被成其後は爰許御逗留中も江戸にても一夜とも奥に御寢被成候事は無之と也。御逝去之近年御物師とて京都より女中被召下御納戸より廊下有之夫れえ御出被成候得ともそれに一夜も御寢被成候事は無之と也。

一江戸にて光樂院様御家え御出被成寒暑の時なと御衣服被召替候に御次の間へ被爲出候て斗被召替候と也。

一右之儀とも光樂院様御奉公之女中物語慥に承御物師へ御出之儀は御傍御奉公の者物語承候。御逝去は寛文十一亥年極月五日御行年六十三於當御城の御事也。其日も御物師へ御出少の間御座被成御歸則無御正氣被爲成候と也。さめて御物師に被成御座候内御氣色與數事も可在御座候得とも所惡と被思召候歟はろ〳〵の御廊下を御歸御頓死也。諸人の愁傷限りなし。

御眞實深御事

一或年御禮日御登城御歸被成御咄に陸奥守殿(仙臺少将忠宗)被出候時は上意の御請をまかせて居候。陸奥守殿不被出時は手前にて御請申上と御物語被遊候。忠宗公は御同前御詰方の内にて御年も御官も御知行高も鑑照院様よりまさり被成御座候故御請御讓被成御座候となり。上意之時分鑑照院様御名言の御請共も有たるへけれとも御物語なけれは知るものなしおしき御事也。

當上様(綱吉公、天和元年將軍宣下、寶永六年迄御在世)將軍宣下御祝儀御能諸御大名御登城在其處え被爲成御祝ひの上意有之候と也。當屋形様(義處公)御歸御咄に上意之御請不申上して不叶所也。定て松平加賀殿可被申上ひかへ居候得とも何とも不被申上はや遲成候故不申上松平陸奥殿松平出羽殿鑑照院様御存生之御時は御請被仰上たり。今は御請被申上大名もなしと御意有りしと也。

一御參勤御禮御國え御暇御拜領之御禮に御登城之時も定て大猷院様嚴有院様共に御懇の上意有之たるへし。よその御大名右の通りの御登城被成候時御附人に參候御返事に御懇の上意身にあまり難有仕合なとゝ御返答被成候御方御座候。鑑照院様にも左様之上意有之たるへけれとも御附人への御返事にも首尾能御目見仕致大慶と斗にて御歸被成候ても御身ふけりのよふにも被思召候歟。何とも御咄不被成大猷院様御代御國え御暇御禮に御登城御歸りにきりしたん宗門改の儀彌無油斷申付よと御暇被下度毎上意之よし。是斗御咄何ににても外の儀は御物語なし。今存合すれは假初の上意にても御口より御もらし被成ましくと被思召ての御事と見へたり。御大名御間殿中にての御咄は度々御物語被成候。

一少將に被任候翌正月十五日御登城御歸御咄に殿中にて松平伊豫殿いはろゝは正五九月上野增上寺へ參詣には官位の裝束にて可

然候。此通何もへ申傳候へと久世大和守殿（于時老中）御申候との儀なれは松平越前守いはるゝは左樣ならは大和殿何もに御觸可有儀也。手前一門は越後守始無男にて裝束ふりも見苦數候得は毎度之通にて參詣可申候。此儀修理殿は何と思召候と也。我等云候は手前は舊冬少將に被仰付候後始て參詣之事に候得は官位の裝束にて可參拜居候由云たりと御咄なり。何方えも無御障御名譽の御挨拶と乍憚奉存たり。御大名衆御心々の御裝束也。越前樣は御一門中皆御長袴にて正月は上野增上寺え官位の御裝束なり。其以後正五九月は諸大名官位の御裝束也。

一江戶より御下りに御着之時御城に罷出候者共に被爲向江戶御靜謐上樣御機嫌能被成御座候と毎度御意被成候。一人々々に何たる事を御意にても其者は獻別人は悅も無之事有るへし。江戶御靜謐上樣御機嫌能御儀は下々に至るまて悅の事なれは唯御一言を以諸人えの御意御大人の御詞に乍憚御尤至極也。何に儀も御心に有事斗直に被仰出外を御求御意被成儀はなきの思召と奉存たり。

一（外二）寛永三寅年京二條御城え行幸其時諸大名官位被仰付淨光院樣は侍從より中將鑑照院樣は諸太夫より侍從に御昇進伊達政宗公なとは宰相より中納言に御昇進なり。淨光院樣中將に被爲成候をさのみ御悅と見へさせられさる御樣子にて太閤の時中納言に成候へ共私侍從に可罷成と中務云ひしを不入儀とおもひ居たり。其時分中納言に成へかりしをと御意御下にも氣の毒にも奉存たりし處に其二三日過御座敷え慈眼大師御見舞に御出被遊被仰は今度諸大名官位の中に御手前樣には別ての御仕合也。將軍の依怙にて御手前は侍從より少將を一階越し中將修理殿は諸太夫より四品を一階越侍從に昇進御父子ともに一段之事に候。政宗なとは宰相にて候間中納言になられたるは尤の儀なりと御申故淨光院樣にも御悅ひの御樣子に見へさせられ御下にも奉悅たりとなり。臺德院樣寛永十一戌年御上京にも諸大名御官位なし。たゝ行幸の時斗なり。其後江戶にて官位被成たる御大名は有り鑑照院樣にも寛文八申年極月廿八日少將に御昇進被成當屋形樣にも元祿十一寅年極月九日侍從より少將に御昇進被成候。惣して今時少將に被任し御方式は御一門樣或は故有りては格別外樣之御大名方には御當家程之御知行高にて少將に被爲成候は覺無御座處に御兩代樣共に御官位乍憚御手捌と奉存候。御末に萬々歲彌目出度かるへし。

一同晦日　當月廿日江戶發足御飛脚到着、左兵衞、半右衞門え。義處君、去る十八日爲上使稻葉美濃守殿御出御悃之上意の趣、且翌十九日本多長門守殿（忠則、御奏者兼寺社御奉行）爲上使御香奠銀三百枚御拜領。難有被思召之旨具さ御書載、御家中承之安堵可仕之由被仰出、佐竹主計、佐竹山城、大越夢人えも御書被成下。

成之日罷上、江戸御上屋敷え之御悔箱并美濃守殿、久世大和守殿、板倉内膳正殿御出、御下屋鋪迄酒井雅樂頭殿、土屋但馬守殿御出と云々。

一同廿九日　於江戸御曹司様御誕生。初、徳壽丸、次郎、後、修理大夫義林、又改、義苗。御母、雲州松江城主松平出羽守源直政公の御女、是資明院様の御事なり。

○寛文十二壬子

一正月九日　久保田諸士天德寺にて御帳に付退出。

一同二日　宇垣正大夫、舊臘廿一日江戸を發し今日下着。大御前様御剃髪光聚院様と稱奉る是、佐竹淡路義章之女なり御袋様を隆清院殿と可申の由。

一仙臺、津輕よりの御使者、院内、大館にて留置。

一同四日　茂木宮内爲年頭御使者舊冬罷登處、御逝去に付舊臘廿一日江戸を發し下着す。大山六左衛門寺崎彌左衛門、廿三日江戸を發し下着、澁江宇右衛門同日江戸を發し六日着。

或の記錄に。主計、山城、淡路、戸村内藏丞、多賀谷左兵衛、梅津半右衛門、梅津與左衛門、右七人御家督御禮之節公方様御前え被召出被下度旨御書付を以土屋但馬守殿え被仰入之條御葬禮相濟早々可罷登之旨被仰出。宇右衛門事、當夏中御下國の上御暇御禮可被差登間其心得可仕旨被仰出、且左兵衛、半右衛門此度罷登に付御國許御留主居宇右衛門、梅津圖書相談を以可相勤、江戸御上屋鋪御留主居佐藤忠左衛門御相手番なり御下屋鋪御留主居山方民部寺社奉行被仰付之間御左右次第可罷上之旨をも被仰出。

一舊冬爲御使者澁江十兵衛被差登處就御逝去臨引不相納、十兵衛九日下着。

一舊臘晦日巳上刻發足御飛脚十日に着、御臺様廿九日朝丑の上刻御平産、御曹司様御誕生の旨申來。左兵衛、半右衛門天德寺え罷

越被仰出通御佛前え申上、義長公も御佛參。

一同十日晩、右爲御祝儀江戸表え主計、山城、淡路、左兵衛、半右衛門銘々梅津與左衛門え申達、宇右衛門 圖書は連名を以申上之と云々。

一同十一日　天德寺にて鑑照公御葬禮。辰の下刻始り午の上刻終。御名代佐竹主計義隣、左近將監義長君御燒香、岩城伊豫守殿爲御名代中山右衛門御代香。

一佐竹山城、佐竹淡路、佐竹左兵衛、佐竹主殿、小野右衛門、石塚源一郎、今宮攝津守、古內茂右衛門、大山因幡、戸村內藏允、多賀谷左兵衛、梅津半右衛門役儀に依て御燒香。

光聚院様御名代　大和作左衛門

御臺様御名代　川井五郎兵衛

法流院様御名代　下山田治左衛門

黑田千之助様御名代　大越靱負

藤堂佐渡守様奥様御名代　信太長十郎

小笠原能登守様奥様御名代　岡　半十郎

隆淸院様、長孝院様御名代　蓮沼助左衛門

諸化丸様御名代　蓮沼縫殿助

玄蕃様御名代　御膳番　橋本宮內

右面々御代香、御引渡御廻座之面々拜禮（次第略之）

一同十三日　御忌中祓に依て寶鏡院登城、御祈禱を修す。

北主計御名代を勤候に付御拜禮の日より御法事中色衣を着す。今日御忌中祓にて天徳寺より直々登城、御玄關にて色衣を被、上下ケ着御座敷え出、御盃出る。多賀谷左兵衛、梅津半右衛門登城、御祈禱畢る。

一赤津金右衛門、今十一日江戸より下着。

一同十五日　多賀谷左兵衛久保田出足。同十六日梅津半右衛門發足。同十七日佐竹山城、戸村内藏允發足。同十九日佐竹主計角館より發足。同廿一日佐竹淡路湯澤發足。同廿九日左兵衛、同晦日半右衛門各江戸え着、二月朔日主計、山城、淡路、内藏允上着。

一二月三日　御忌明に付御老中え御勉あり。

一同八日　御執老御内證を以御留主居御役北條右近大夫殿より明九日御登營可被成之旨申來。

一同九日　辰の刻御下屋敷え被爲出、岩城伊豫守御同道先つ土屋但馬守樣え被爲寄御登營。御遺領無御相違御拜領之趣酒井雅樂頭殿被仰渡御下り。直々御執老、若御年寄、御側衆まて御回勤。

一同十日　御遺領無御相違被仰蒙、何も可奉安堵之旨澁江宇右衛門、梅津圖書え申來。

一同日　戸村内藏允事、今度大樹御目見の列に付十太夫と名を更へき由命せらる。即日名改。

一同十二日　但馬守樣え根岸惣内同道にて左兵衛、半右衛門參上、御遺領御拜領之御禮、且舊臘より右京大夫え御悃之旨御禮をも申上。

一同十五日　今日、御登城之儀御月番稻葉美濃守殿え御伺之所、御家督御禮以前不及御登城の旨御挨拶なり。

一鑑照院樣御遺物、義處公御獻上物、同十七日酒井雅樂頭殿、土屋但馬守殿え被遣被入御內見。

一同廿日　土屋但馬守殿より御奉書到來、明廿一日登城御家督御禮可被仰上、且御伺之通家來七人御目見被仰付之旨申來。

一同廿一日天氣よし　岩城伊豫守殿、神尾市左衛門殿御同道、辰下刻御出、先土屋但馬守殿え被爲寄御登城。於御黑書院御目見、御披露酒井河內守殿御取次にて義隆公の御事迄被仰出御悃之上意あり。此節義隆公御鷹之鶴御拜領之御禮、井伊掃部頭殿、酒井雅樂頭殿於御前御執成あり。

此節御獻上左之通

一御太刀　利恒、代金五枚　一腰

一黃金　五拾枚

一綿　三百把

畢て御次之間に稻葉美濃守殿、久世大和守殿、土屋但馬守殿、板倉內膳正殿御列席、御遺物左之通被獻。

一御太刀長光代金廿五枚　　一御茶入宗無肩衝

但、宗無用衛御茶人、鑑照公御目見之節被返置候を又御遺物として御獻上と云々。

御簾中樣え

一御屛風官女、彩色、雪村筆
代金二十枚

御家來御目見左之通

佐竹主計義隣　佐竹山城義寬　佐竹淡路義倣

右各御時服二領充、御太刀銀馬代を獻す。

戸村十太夫義連　多賀谷左兵衛隆家　梅津半右衛門忠宴　梅津與左衛門忠雄

右各御太刀銀馬代を獻す。

右七人長袴を着し於御黑書院御目見、御奏者小笠原山城守殿、安藤對馬守殿、戸田伊賀守殿、御目附森川小左衛門殿萬御差圖。

一同日　御簾中え銀拾枚御進獻。御城女中えも白銀被遣、員數次第在。

一午下刻御下り。直々御囘勤、七人之御家來御跡に付根岸惣内同道御執老、若御年寄え御見舞。同日晚土屋但馬守樣、同相模守樣爲御歡御見舞御對面在り。

一同晚爲御祝儀義處君え御臺樣、光聚院樣鮮肴御樽代被進、今日御目見之面々申合せ御肴獻上。其外御用相擔候面々御肴御獻上。

一御國許に能在面々は御下國之上獻上あるへき旨與左衛門より申達。

一此度爲御目見御家老不殘登候に付御國許にて澁江宇右衛門、梅津圖書御家老代勤之。

一同廿一日　高田樣御逝去（巖有院樣御姑樣、前の越前宰相忠昌公の御室。）　暮時御登營。

一同廿三日　鑑照院公御石塔高野山え御建立御用、御徒目附長山彦兵衛上着。當十一日久保田出足。

一鑑照公御遺骨二月十一日久保田御出駕。御近習平元隼人、一乘院塔中今藏院、登根田治部之助、小役人は川野重左衛門、川尻源五左衛門北國通御供、依て天德寺より川口渡まで御供。梅津藤太、大越五郎左衛門、小野崎吉十郎、梅津內匠、井口織部、瀨谷源五兵衛、川又六右衛門、川井吉彌、生田目喜內御見送の趣江戶え達す。長山彦兵衛二月下旬江戶發足、高野え登山。

一二月廿四日　增上寺御佛殿え御參詣、銀五枚御進獻。御家督後初て御參詣。

一同廿五日　大樹御精進除に付鯉三御獻上。

一同日東叡山え御參詣、御佛殿え銀五枚御門主え銀五枚。

一三月朔日、三日御登營。同二日、主計、山城、淡路、十太夫、左兵衛、半右衛門、生田目庄助案內にて小笠原能登守殿え初て御見舞。同日右六人松平出羽守樣、小笠原山城殿、北條右近大夫殿え御見舞。出羽守殿、右近大夫殿え太刀目錄御受納、能登守殿、山城殿には御返却、出羽守樣御料理被下、直々松平右近大夫樣え御見舞、太刀馬代進上。

一同四日　主計、山城、淡路、十大夫、左兵衛、半右衛門、與左衛門太刀馬代持參、稻葉美濃守樣、久世大和守樣、土屋但馬守樣、板倉内膳正樣、若御年寄土井能登守樣、堀田備中守樣え御見舞。何もえ被爲逢御ねんころの御意在（各太刀馬代を進上、美濃守樣には不被爲逢但馬守樣御從行備中守樣には太刀馬代御返却。）同日申刻、美濃守樣より爲御謝禮御番所迄熊木孫兵衛御使者として被遣、左兵衛、半右衛門爲御禮參上。

一今度御家督御祝儀御饗應まて主計、山城、淡路、十太夫、左兵衛、半右衛門被留置如何之儀、神尾若狹殿を以但馬守樣え御内々御問合さるゝ所に、御留主の事に候間御家老兩人其外共に被差下、江府には兩人斗被差置可然之由に付主計、十太夫被留置、山城、淡路、左兵衛、半右衛門近日可罷下之旨被仰出。

一同九日　左兵衛江戸發足、同十日山城、淡路發足。

一同十日　左近義長君江戸え御着。

【補】三月廿三日久保田御立、御供細井傳右衛門、田中勘兵衛、岡半左衛門、八島源太左衛門。

一同日　多賀谷左兵衛江戸出足、同廿三日久保田下着。御用向宇右衛門、圖書より請取勤之。

一同十一日　半右衛門江戸發足。

一同十二日　御曹司樣御誕生御祝儀、於江戸表御整（御忌中に付、是まて御七夜御祝儀相延候に付て也。）德壽丸と御名被進、備前長光御刀、守景御脇差、梅津與左衛門を以これを授けらる。同十六日神田明神え御參詣。

一同十四日　左近君御登營、時服五領御太刀馬代を獻らる。

一同十五日　天德寺にて先君御百ヶ日の御法事在。

一同廿二日左兵衞、同廿三日山城下着。同廿三日佐藤忠左衞門江戶御留主居として久保田を發す。同廿四日半右衞門下着。

一松平出羽守樣より御國使者平野甚兵衞三月十四日下着、御使者宿にて御馳走。大山六左衞門、同十五日於天德寺御代香を勉む。御香奠黃金三枚被差遣、翌十六日發足。

一四月十日　御家督爲御祝儀御老中御招請。御客酒井雅樂頭樣、稻葉美濃守樣、土屋但馬守樣、戶田伊賀守樣、松平備前守樣、大久保右京亮樣、瀧川長門守樣、高木伊勢守樣、大岡佐渡守樣、杉浦內藏丞樣、青木遠江守樣、大井新右衞門殿、本鄉正三郞殿、大久保甚左衞門殿御出、其外御斷。御老中御出之節御勝手詰共に御白洲え御出迎、主計、與左衞門を始御門外え出る。

一御着座御熨斗鮑（白木三方）御膳出御吸物之後松竹御臺出御拍子三番在。御盃事畢て御家來へ雅樂頭樣御盃可被下之由南之方御緣え御出、御盃主計え被下御肴被下返盃被仰付。次に十太夫、眞崎兵庫、佐藤忠左衞門、梅津與左衞門、根岸惣內（開番）鷲尾權右衞門（同上）生田目庄助（裏判奉行）右順々に御盃返盃共に次第同斷。

一後段被差出節光聚院樣より折御菓子被進。

一御勝手詰松平出羽守樣、小笠原山城守樣、松平上野介樣、松平右近大夫樣、藤堂佐渡守樣、小笠原能登守樣、黑田千之介樣、岩城伊豫守樣、岩城權之助樣、其外略之。

一御囃子高砂（観世太夫）東北（北七太夫）祝言（観世太夫）御跡後羽衣（七太夫）江口（観世太夫）祝言（七太夫）。御跡祝之節御勝手詰御書院え御着座

一御飾附左之通。

御書院

床 三幅一對 左、芦雁 牧溪筆
中、達摩 顔輝筆
右、芦雁 牧溪筆

香爐 獅子

卓 青貝

次之間

床 虎之繪 周山筆

違棚 讃、後京極義恒筆
繪、土佐光信筆

軸物二卷

食籠同盆 堆朱

料紙硯箱 蒔繪

香爐 爵牛

盆 四方 堆朱

御座之間

掛物　渡唐天神　雪舟筆

砂物

香爐　鶴

青貝印籠

堆朱盆

伊勢物語　姉小路基綱筆

硯屏　筆　筆架　墨

一御客御歸後雅樂頭樣御出、則御歸。

一四月十八日　山方民部江戸爲御留主居久保田發足。

一五月朔日　御鷹之鶉御拜領、上使蒔田八郎左衞門殿。

一同二日　仙北郡强首村藪臺御境論に付從江戸表爲御檢使御手洗傳左衞門殿、中山武兵衞殿被差下由、同八日告來。

一同十四日　土屋但馬守樣爲上使御歸國御暇御拜領、御袷五十、銀五百枚御拜領。即爲御禮御登營。同十五日爲御禮御登營。

一同廿七日　御發駕。六月十三日御着城（御供、梅津與左衛門、眞崎兵庫、梅津茂右衛門、梅津内藏允、疋田齊之助、外略之。）山城、左兵衛、半右衛門召に依て戸島御晝休迄出、御先え歸。久保田在々の諸士、御所野臺まで御出迎○五月十七日、津輕越中守様新屋より船にて湊え御通り、御馳走大塚九郎兵衛。具末に在。

一六月十三日　天德寺御靈屋え御參詣、御燒香不被遊、左兵衛、半右衛門、圖書御供。

一同十四日　御入國爲御祝儀岩城伊豫守様より佐藤左門御使者二種一荷、觀心様（但馬守様御事）より鴻二つ御進物。左門に時服二つ被下。

一同十五日　諸士登城御禮。同日、御歸國御暇爲御禮澁江宇右衛門隆光發足。

一同廿日　御長袴にて天德寺え御參詣。紺紙金泥御自筆御經一部、御茶銀拾枚御奉納。今年御靈殿御造營成就によつて御覽在。

一御入國爲御祝儀松平陸奥守様より佐伯數馬御使者被遣、廿一日着。岡半之允、羽石又右衛門御馳走、御廣間專ら御修復によつて翌廿二日梅津半右衛門宅に於て御逢可被成旨被仰出。辰の刻半右衛門宅え被爲成、巳の上刻佐伯數馬長袴を着し黄金、御太刀馬代、羅紗十間御進物、自身進上之太刀目錄持參之御取次眞崎兵庫。於廣間御料理被下、相伴梅津與左衛門。畢て書院え被召出御直答。但、御吸物、御盃、道永御腰物被下之、梅津圖書持參。退去之後根本庄右衛門を以御鐵炮之靑鷺被下、梅津茂右衛門を以御返書被遣、時服五被下。

一同廿六日　於御廣間御家督爲御祝儀御引渡、御廻座之面々御樽代獻上。多賀谷左兵衞、梅津與左衞門出席、梅津半右衞門病氣。

一御引渡一番座左之通。

御祝儀江戸にて獻上 佐竹主計　金百疋 大山因幡　江戸にて濟 戸村十太夫
金百疋 今宮攝津守　同斷 小野右衞門　同斷 岡本又太郎
同斷 古内茂右衞門。

二番座

江戸にて濟 佐竹山城　同斷 佐竹淡路　二百疋 眞壁宇右衞門
金二百疋 宇都宮帶刀　三百疋 茂木筑後　百疋 伊達外記
百疋 矢田野四郎左衞門　同斷 鹽谷民部。

三番座

百疋 佐竹左衞門　同斷 佐竹主殿　同斷 石塚源一郎 御家老、後孫太夫と改む
同斷 多賀谷彦太郎　同斷 茂木宮内　同斷 武茂源五郎。

御廻座座次左之通 但、二千石以上は御樽代三百疋、千石以上二百疋、其以下百疋宛と被仰渡。

百疋 和田重三郎　同 小貫又三郎　同 大山金太夫

同松野治郎左衞門　同小野寺桂之助　同早川治太夫
同宇留野源兵衞御家老になる　三百匹小場勘解由　百匹小瀨長三郎
同小野崎吉十郎　同今宮織部　同茂木監物
同向源左衞門　同田代隼人　同前小屋市右衞門
同赤坂忠兵衞　同福原彥太夫　同玉生八兵衞
同中川宮內　同舟尾淸兵衞　同鹽谷九左衞門
同武茂縫殿助　同小野重一郎　同今宮九郎左衞門
同古內三郎兵衞　三百匹梅津圖書　同梅津藤太
二百匹大越五郎左衞門　三百匹澁江宇右衞門江戶え御使者就龍登使者以獻之　同戶村長丞依若輩同上
二百匹小野崎伊織病氣に付以使者獻之　百匹小田野刑部同上　三百匹須田主膳同上
百匹松野五郎兵衞同斷　同荒川惣十郎同斷

御引渡　御家督之內

五百匹佐竹石見　二百匹石塚市正　百匹武茂權太夫

此三人依病氣以使者獻之、石見使者山田藤左衞門御前え被召出御目見被仰付。

御引渡一番座より三番座迄座次を以壹人充被召出、御時服被下、主計、山城、淡路えは御帷子貳、御單

物一つ充被下、外は御帷子一つ御單物一つ充被下之（但御引渡は臺 御廻座は廣蓋）石見様御時服三つ、市正、權太夫え同二つ充被下、依病氣源一郎、源五郎罷出頂戴之。

右御取次眞崎兵庫、梅津茂右衛門。

一同廿七日　御家督爲御祝儀御引渡、御廻座、局住まて於御廣間御料理被下之。

佐竹主計　佐竹山城　佐竹淡路　佐竹左衛門
佐竹主殿　大山因幡　戸村十太夫　今宮攝津守
眞壁右衛門　宇都宮帶刀　小野右衛門　茂木筑後
伊達外記　岡本又太郎　古内茂右衛門　矢田野四郎左衛門
鹽谷民部　石塚源一郎　多賀谷彦太郎　茂木宮內
武茂源五郎　和田重三郎　大山小傳治　松野次郎左衛門
小貫又三郎　小野寺桂之助　早川治太夫　宇留野源兵衛
眞崎兵庫　小場勘解由　小瀬長三郎　小野崎吉十郎
今宮織部　茂木監物　田代隼人　向　源左衛門
前小屋市右衛門　赤坂忠兵衛　福原彦太夫　玉生八兵衛
舟尾清兵衛　中川宮內　佐藤文七　鹽谷九左衛門

武茂縫殿助　　小野寺十一郎　　梅津茂右衛門　　前小屋龍助
小場喜平次　　鹽谷權七　　鹽谷庄九郎　　舟尾三七
今宮九郎左衛門　　澁江彌五郎　　古内三郎兵衛　　梅津圖書
小田野彦八郎　　梅津藤太　　大越五郎左衛門　　松野源太
武茂新九郎　　小野崎源三郎　　梅津頼母　　今宮源三郎。

右面々登城、多賀谷左兵衛、梅津與左衛門罷出、梅津半右衛門病氣。

此節御拍子左之通。

弓八幡太郎兵衛　　東北小源太　　養老太郎兵衛
後龍小源太　　江口正之助　　猩々亂太郎兵衛

一御料理相濟裏判役黑澤甚兵衛、勘定奉行小野崎藤馬、桐澤久右衛門、町奉行今井三郎右衛門、沼井四郎兵衛、野代奉行山方杢之助、醫者三宅道的被召出、御料理被下。大越靭負、生田目庄助依病氣不罷出。

一閏六月朔日　諸士登城御禮、畢て御家督爲御祝儀寶鏡院、天德寺を始諸寺院諸神主に至るまて例年御前え被召出輩御目見、幷久保田町庄屋六人、大町、茶町、丁代六人、湊町庄屋御目見。是は御代替一度被召出と云。及町醫者例年御目見仕輩は被召出之。

一同三日　相馬長門守様御使者石川助左衛門、於御城御料理被下御太刀目錄持參、御取次梅津圖書。御

料理後御吸物出御盃被下、信國代金二枚五兩御腰物被下之。於御使者宿大小性矢野平右衛門、桐澤又兵衛御馳走。翌四日長門守樣え御返書、眞崎兵庫を以被遣之、御帷子二、御單物一被下之。

一同五日　鑑照院樣御勘當の輩、天德寺依御訴訟御宥免。或は御領中御免許在。

一同七日　江戸御祈願所谷中西光寺、由利より參着、御入國御歡申上九月十三日御料理被下。

一同八日　津輕越中守樣御使者牧只右衛門登城、御太刀目錄、黄金馬代、御時服十、栗毛御馬一匹被進。自身進上之太刀目錄持參、御取次梅津圖書。只右衛門え御料理被下。越中守樣より左兵衛、半右衛門與左衛門えも時服三之內單物一つ充被下之。翌九日、御返書梅津茂右衛門を以被差遣、只右衛門え銀拾枚、時服三被下之。

一同九日　岩城伊豫守殿御家督御祝儀爲御見舞龜田より御越、御登城。御太刀目錄、黄金馬代、時服五御持參。於金御書院出し御座敷御馳走。金御書院にて御拍子在。

龍田　太郎兵衛　大、正三郎　小、清七　大、長兵衛　笛、甚左衛門

井筒　太郎兵衛　大、傳三郎　小、清七　大、長兵衛　笛、甚左衛門

猩々亂　太郎兵衛　大、傳三郎　小、清右衛門　大、長兵衛　笛、新之丞

小舞　喜三郎

一同十日　伊豫守樣爲御馳走添川え御同道、川狩鵜、御鷹等御催御馳走在。左兵衛、與左衛門、兵庫、圖書

半右衛門、御町奉行二人御供、半右衛門は病氣に付不罷越候。同晩、龜田え御歸。〔參〕忠宴日記。五月廿九日、須田主膳横手御城代器量に不相叶候間御□を以横手御城代代被仰付可被下由、宇留野源兵衛、中川宮内を以御訴訟被申候。閏六月朔日、主膳御訴訟御叶候はヽ御暇可申上由申に付宇留野源兵衛、中川宮内、黑澤甚兵衛、今井三郎右衛門、拙者共三人方より異見申候。十二日主膳御暇之御訴訟相止、横手御城代御訴訟計可被申由、源兵衛、宮内、甚兵衛、三郎右衛門今日參り被申候。

一同十四日　黑田千之助殿より御入國爲御祝儀牧九右衛門被遣今日着、於御使者宿小野岡彌助御馳走。

一右御使者同十五日登城、御太刀、黃金馬代、時服十被進、御取次梅津圖書。九右衛門え御料理被下御直答。千之助殿より佐竹主計、佐竹山城、佐竹石見、佐竹淡路、戶村重太夫、多賀谷左兵衛、梅津半右衛門梅津與左衛門、石塚市正、須田主膳、澁江宇右衛門、梅津圖書、眞崎兵庫に御太刀目錄被下、大越夢人に曝布壹匹被下之。

一同日　午刻御發駕下筋御渡野、梅津與左衛門、眞崎兵庫御供外略之。同晩湊より以御飛脚を御鷹之雲雀二十、牧九右衛門に被下之。

一同十六日　京都東本願寺より御入部爲御祝儀御使者被遣、今日參着。翌十七日本願寺より御太刀黃金馬代曝布二十匹被遣旨御渡野先え申上、多賀谷左兵衛、梅津與左衛門、梅津半右衛門え時服五充、寺社奉行梅津圖書、山方民部、町奉行今井三郎右衛門、沼井四郎兵衛に時服三充被下之。

一同十八日　御渡野先より青鷺一、侍鐵炮根本長之丞打留候を千之助殿御使者牧九右衛門え被下に付平塚惣兵衛、九右衛門所え遣之。

一同十九日　東御門跡御使者粟津玄蕃、於御使者宿御料理被下、相伴梅津圖書。此節御返答被相渡銀拾枚、時服三玄蕃え被下之。

或之記錄に。五月二日　仙北郡强首村藪臺御境論所に付從江戶爲御檢使御手洗傳左衛門殿、中山武兵衛殿被差下候由、同八日申來。

一同十七日　津輕越中守樣荒屋より船にて湊え御通りに付爲御馳走大塚九郎兵衛、後藤理左衛門被遣、沼井四郎兵衛湊え被遣。

一同廿二日　岩城伊豫守樣御出、天德寺え御詣。御止宿え左兵衛、半右衛門御見舞。直々天德寺え相詰、御香奠として銀三枚被指上書院にて御料理被指上、直々龜田え御歸り。

一六月十六日　松平越後守樣（三位中將也）より御飛脚を以白鳥一、越後布二十反御進物。

一同廿九日　土用御機嫌伺御使者半田佐左衛門江戶え被指登、箱肴御獻上。

一同月藤堂佐渡守樣より御飛脚を以御進物在り。

一閏六月九日　五時前岩城伊豫守樣町宿え御着、四ッ過御登城御進物有。同時に谷中西光寺御登城、金之間にて御兩所え御料理。畢て御座之間新小書院え御同道、普通より出しにて御馳走。伊豫守殿御家老町田內藏之助、栗原三左衛門も被召出、御茶被下。夜に入金之御書院にて御拍子三番有之、夜九ッ時御旅館え御歸、則御使者被遣、青毛御馬被進。翌十日手形御休え伊豫守樣、西光寺御同道、北丸馬場にて御馬事。其夜も御一宿、御旅館え御見舞之儀達て御斷に付御延引。同十一日朝御歸、右爲御禮疋田齊之助、龜田え被遣。

一七月朔日　澁江宇右衛門下着。右は、御歸國御暇爲御禮御名代御使者被仰付江戶え被差登候處、閏六月十五日公方樣御前え被召出御目見、畢て御時服三頂戴、同十八日江戶發足、今日下着。御渡先え相越候由、半右衛門宅え見舞爲相知候。

一高野山御石塔御建立奉行根田治部助、小奉行川尻源五左衛門、川野重左衛門被差登處、彼地無異儀相調七月朔日下着。平元隼人、高野え御骨之御供致能登候處、道中より相煩、高野山御用首尾能相調於京都病死。

一同三日　義處公下筋より御歸城●忠宴日記。七月三日御所野にて艸刈候儀鑑照院様御代より御法度に御座候處、何方の者成共勝手次第に刈取候様にと今晩被仰出候。四日、鑑照院様御代虻川潟回鯉川より新關迄潟之漁八月より三月迄御法度被仰付候處に、當年より御免被成候間其段可申渡旨被仰出候。中島新橋より川口迄鮎取候儀は年中より鑑照院様御法度に被仰付候處、是も御免之由被仰出候。鑑照院様御代より今以御小人三百人有之、然處至て當代御人數多入不申に付右三百人之内百人、此度御扶持被召放候。此旨片岡平左衛門、石川角助に申付候。

一同六日　今度御入國爲御祝儀澁江宇右衛門罷下に被仰進、御臺様より時服三つ、光聚院様より鳥目三百匹充左兵衛、與右衛門、半右衛門え被下之。

一今年より天英様御施餓鬼之御法事被相止、年々鑑照院様御施餓鬼御執行可被成旨被相定。

一同八日　慶雲院様十三回御忌御法事、於天德寺御執行。

一同十八日　須田主膳盛品、病氣且器量に不相叶に付横手御城代、與力ともに御訴訟に依て翌十九日願之通御免。右代として戸村十太夫義連被仰付。十太夫横手え不參内御目付中村八左衛門、太繩市之進

御徒目附木内易右衛門、猿田德兵衛被遣之。

一鑑照院様御代、院内の所司眞壁右衛門充幹代に去十月小田野刑部正與被仰付候處、病氣に依て願之通御免。矢田野行光に御加恩百石被下、刑部代被仰付、院内え當分御目附被遣（四郎左衛門、八月十一日發足、院内え移る。高二千三百石餘之所被仰渡。）

一鑑照院様御代より宇留野源兵衛、中川宮内郡奉行就被仰付候、御用筋八月朔日より老中局に於て令相談（兩人、寛文十一年十月九日被仰付。）

一戸村十太夫指南横手島崎給人、今度差上度由御訴訟申上候處、跡々の如く十太夫與力に被仰付。

一戸村十太夫御代官所久保田邊豐卷村、山谷村、黒澤村、寺庭村高三千四十八石九斗六升二合。右處々差上度旨十太夫就御訴訟、彼御代官所須田主膳に被仰付。主膳御代官所關根村、八幡村、横手前鄉、西馬音内、前鄉堀囘之内横手三内、金澤中の村共に六ケ村、高合五千五百三十六石八升五合。

一川井新九郎、高垣新兵衛熊毛の具足出入酉の年より今に落着無之につき今日遂披露候。新九郎儀亂心にて差入罷在、其上親主水代之證文證據に不被思食候。依之御取上候儀に無之、新兵衛無氣遣具足着用可仕旨被仰出。若又、新九郎處に慥成證據於在之は其品に依て可被仰付候。新九郎、新兵衛口上書入御披見候。熊毛母衣着具足共に誰に不寄着用可申旨被仰出。

一鑑照院様御代御宮仕指南岡藏人主、信太九郎右衛門え被仰付候。今度兩人の者御訴訟仕候に付、御宮

仕之者共指南を頼、支配は御膳番之者可仕旨被仰出。

一信太九郎右衛門、岡藏人主御金役唯今迄仕候。依之訴訟申上候處、先兩人之者可相勤旨被仰付。

一唯今迄大越五郎左衛門指南御茶道、御茶屋坊主、御掃除坊主指南差引共御膳番岡藏人主、信太九郎右衛門、岡谷伊織、前澤主水被仰付。

一八月朔日　梅津藤太敬忠爲御使者登營、御太刀馬代を獻らる。

一今度龜田領、矢島領、御當領御境藪臺御百姓共論地有之、百姓訴に依て從江戸爲御檢使御手洗傳左衛門殿、中山儀兵衛殿御下、論所御見分、三方百姓の口事被爲聞。八月十九日御出立。

但、此節黑澤甚兵衛、生田目隼人御迎中迄出、清水八兵衛御使者にて御菓子、鮎鮓一桶被進。御論所御裁許次第は末に見。

城之日記に。今年七月廿六日東山城宅え御成、銀三十枚時服五、山城妻に銀拾枚肴看被下之。御相伴老中。山城、御太刀御馬（川原毛、三歳）獻上、家來三人、醫者井山道說御目見。

一八月十三日　多賀谷左兵衛宅え御成。老中御相伴、家來貳人御目見。

一同廿一日　御誕生御祝儀、御具足餅御披あり。

【補】此節御慰に鞠御上覽。人數東主殿、多賀谷彥太郞、梅津茂右衛門、同內藏丞、一向宗眞經寺、何も裝束、後茂右衛門に小貫又三郎拌る。

一同廿六日　江戸御參覲御伺御使者羽石又右衛門罷下、御奉書差上候。

一同廿七日　岩城親心樣御遠行（但馬守宣隆御再叔父なり。）即大越靫負を爲御悔御使者被遣。御葬禮之節多賀谷左兵衛爲

御名代被遣、半田佐左衞門をして御香奠白銀五十枚被差遣。

一同廿八日　江戸にて市姫君御逝去。（總泉寺に御葬、御年五ツ、涼月院樣と稱す。）

一同廿九日　松前八左衞門殿、同八兵衞殿御父子御漁獵、虎の皮壹枚御進物。戸島御止宿え二種一荷、八兵衞殿え杉折一つ被遣、御使者矢野平右衞門○八月二日戸村重太夫差上候御代官所男鹿北磯、澁江宇右衞門被仰付候○同四日、荒屋にて取候鮭壹尺梅津半右衞門處より差上候。上覽被成、則同人に被返下候。右鮭寸法長、五尺五寸（口觜より尾先き迄）、掵壹尺三寸。厚さ六寸。同六日、御座之間にて元光院御振回被下、御袷三、白銀廿枚被下、御使者梅津內藏允。同廿九日、土岐山城守殿御使松本長右衞門御肴、手樽被下候。九月八日、御臺所役金澤七左衞門、島田惣左衞門に御加增六十石宛被下候。

一九月二日　眞崎兵庫、梅津圖書乘物御免（先達、御相手番被仰付候に付てなり。）

一同三日　山城御暇申上、龜田え御見舞。

一同三日　寺館尻引村、九升田村百姓爭論に付江戸え被差登。依て田所縫殿丞被差添百姓一人に付銀二枚充六人に被下、外に駄賃を被下。

一同十三日　御先祖樣御靈屋、鑑照院樣御在世被仰付今度御造營成就に付、奉行田崎善助、淺原惣右衞門え爲御褒美銀子被下、其外小奉行、御大工等え爲御褒美銀三枚、或は二枚被下之。

一同日　梅津半右衞門宅え御成。同十五日南淡路宅え御道途、家來三人御目見。

一同十六日、十七日　御家中え御料理被下。

一同日　茂木宮内家督御禮、名儀右衛門に改（或云、澁江宇右衛門指南）武茂源五郎、名權太夫に更、小場喜平治、名を勘解由に更。（同月初、茂木筑後、行歩不自由に付閑居。武茂權太夫、小場勘解由同斷。）

一同十九日　梅津半右衛門宅え御成。

一同廿日　戸村十太夫發足横手え引移。依て中村次太夫被着添。

一同廿三日　御歩行以下御料理被下〇十六日朝夕、十七日朝、廿三日朝夕人數合千二百八十三人。酒四石九斗五升、御菓子かん二百二十本、まんちよ三千四百、鮭百七十八尺。

一同廿六日　主計、山城、淡路、左衛門、主殿、老中御相手番御料理被下、御拍子在。（外に役人山方李之助等御料理被下。）

一同廿七日　義處公御發駕、御供御家老梅津與左衛門、仙北邊御遊獵。十月九日院内御山越。同廿二日御上着。同廿五日爲上使久世大和守廣之様御出。同廿八日御登營、御參府御禮御太刀御馬（代）綿二百把、銀百枚御獻上。御臺中様え銀二十枚獻せらる。

〇十月七日　横手御馬買衆、秋山六左衛門殿上下三十八人、門桑助右衛門殿上下五十一人、段々御馳走人御臺所役人等具在り。

或之日記に。今年九月中、郡奉行宇留野源兵衛、中川宮内に命して秋田郡山本郡を巡行せしめ芳賀圓左衛門、川尻舍人、武石角之丞、北條長左衛門從ひ、紅花楮木苧を新地に補しめ是か爲に運上を不召上、漆之實を明年より其在處にて是を取り賣買すへしと被仰出。

一十一月四日　御鷹之雁御拜領、上使渡邊筑後殿。

一同五日　矢田野四郎左衞門より當朔日、眞壁右衞門に院内移替の由訴あり。

一同廿八日　藪臺御論所、當十二日江戸御裁許濟の由申來。

【補】夏中御檢使御下、秋中江戸え三ヶ國百姓三四人御よひ、御當地御利運なり。龜田井矢島肝煎は江戸にて籠舍也。やしま肝煎は翌日御免。

一同日　吉辰に依て巳の刻初て評定所寄合在。

一十二月三日　所領の面々、其外共に在々諸士久保田え登。右は四日より於天德寺、鑑照公御法事御執行に依てなり。

一同日　藪臺上野の論所に付寺館、尻引、九升田、强首之百姓六人江戸表え被差登御裁斷之所、公事に勝繪圖え御裏書被成下。御列席之御老中御奉行之御印なり。十一月十八日江戸を立、今日參着。小田部縫殿右衞門御百姓共召連罷登候に付此度同道到着。

○御臺所日記之内。

一十一月十七日　今朝御評定所火伏安樂寺御越御料理被下。

一同廿八日　御評定所御寄合初、御役人御料理被下。

御家老 多賀谷左兵衞　同上 梅津半右衞門　郡奉行 宇留野源兵衞　同上 中川宮内

寺社奉行 山方民部　御勘定奉行 桐澤久右衞門　町奉行 今井三郎右衞門　同上 沼井四郎兵衞

與判奉行 大越靭負　同上 黒澤勘兵衛　同上 生田目隼八　御膳番 信太九郎右衛門
御膳番 岡藏人主　吉成文左衛門　吉宇田半左衛門　太縄源五左衛門
今泉竹右衛門　武石索左衛門　和田藤右衛門　鯨岡文右衛門
大山文右衛門　上松三右衛門　小野崎伊左衛門　辻　杢之丞
清水忠兵衛　芳賀金兵衛　御小人頭 石川角助　同上 北條又右衛門
與判所役人 茂又主税　同 小川茂左衛門　同 川尻半三郎　同 石井武右衛門
同 渡部五右衛門　御臺所奉行 深谷藤左衛門　同上 野尻德兵衛　同 金澤七左衛門
御臺所奉行 島田惣左衛門　御評定所建奉行 石井孫兵衛　同 平澤伊左衛門　御徒目付 西野與兵衛
御膳奉 江橋善兵衛　同 江橋三左衛門　同 井上多左衛門　同 嘉藤味右衛門
同 内藤六右衛門　御茶道 永在　同上 永閑　御掃除坊主 五人
使番 弐人　御小人 三人　御中屋 廿一人

右之通御振舞被下候。御老中役人共十三人は黒家具、其外次はつはめ膳椀一汁九菜。

【補】出羽國山本郡(當時仙北郡と云)大澤村より同郡北野目村幷寺館尻引村藪臺之山谷地論之事穿鑿之上裁斷申付之覺。

一右之論所爲檢使中山茂兵衛、御手洗傳左衛門被差遣見分處、大澤村、北野目村幷寺館尻引村入合無紛。然は北は峯切、東は三條河原塩塚より程中島迄道通、南は峯切、西は藪臺沼之大堤を限り此内可爲入合。但、入合之地内東方田の澤に在之、北野目村之古田は其儘差置之。向後入合之村々新林新發不可致之事。

一大澤之内野田、高浦田、藪臺沼之漏水堤を築立、用水溜置候。然所、三年以前北野目村より藪臺沼之溜池之間を堀切新溝致之新田を發候に付野田、高浦田本田亡所に成候條、北野目村非義之至也。依之、北野目村名主壹人、百姓二人同籠舍。其上過料申付之候。藪臺堤下に有之北野目村古田、是又其儘差置、新田は荒之新溝之井取立候。新在家可毀之、野田高浦亡所之本田百壹石餘り如前に可仕付之。但北野目村本田え水つかさる程に可致之事。

一藪臺沼より寺館尻引并北野目、堰を致、用水取來候寺館尻引用水之上三ヶ所橋の儀は寺館尻引より可掛之、四ツ谷堰上之橋は北野目村可掛之。村境之儀、四ツ谷堰を限り又北野目村より高城え往行之道切道より南は寺館尻引村可爲支配事。

右條々評定之面々相談之上、繪圖之面入合之場所境筋を引廻し名加印判大澤村、北野目村え下置之條永不可違失者也。仍爲後鑑如件。

寛文十二壬子歳十一月十二日

喜右衛門(印判)　五兵衛(同)　内藏允(同)　伊右衛門(病氣無判)　出雲(印判)　大隅(同)　長門(印判)　伊賀(同)　山城(在所御暇無判)　内膳(印判)　但馬(同)　大和(同)　美濃(同)。

羽陰史略　卷之三

○延寶元 癸丑　　九月廿一日丁亥改元 秋田にて十月十五日より

一正月二日　御登營、年始の御賀儀として御太刀馬代を被獻、御時服二領御拜領。

○御臺所日記之內。　正月元日御祝の御膳御二人前、御膳番信太九郎右衛門、岡藏人主、前澤主水罷出相濟。其後御家老左兵衛、半右衛門罷出御雜煮出る。二日三日元朝之通、御家老御膳番不罷出。同四日、男鹿納り物每年五日に候得共、御精進日に成候故今日に相成候。宇右衛門代官一人罷出二□振同申候。

【補】正月三日　多賀谷左兵衛、赤坂忠兵衛江戶へ登。

【補】○去子春中、横手城代須田主膳代に戶村十太夫被仰付候。主膳、窪田え被罷越候て横手給人にぶさほうゆへ給人御訴訟申上候共。十大夫同秋の頃御越御城受取、留主居被差置。今年の春下に迄引越。

一三月十九日　天德寺新住德峯、關東より下り到着。前の天德寺鐵磨閑居に依てなり。

一同月　龜田領百姓、御當領百姓と境を論す。因て黑澤甚兵衛、生田目隼人を遣し論所を檢せしめ、四月上旬甚兵衛江戶え被差登。

一同月　御城の東南、長野新町楢山新町之間田地を諸士の宅地に賜ふ。

ある人の日記に。三月廿二日　多賀谷左兵衛隆長宅にて楢山築地新町な諸士屋敷に割渡さると云々。

一四月十四日　川口源兵衛殿爲上使御鷹之梅首鷄五御拜領。則爲御禮御登營。

一同十八日　板倉内膳正重知殿を爲上使御歸國御暇御拜領、銀五百枚御袷五十領御拜領。即爲御禮御登營

一同廿日　玄蕃義慰君東都にて御逝去。義處公御同母弟、義長君之御兄。御幼名松之助と奉稱曾て御多病にして仕へす。御法名德正院殿。御位牌、闡信寺に居置かる。

一五月五日　內裏炎上。

一同十六日　江戶御發駕、六月三日御着城。御歸國爲御禮茂木儀右衛門知恒發足七月廿八日登營　蠟燭千挺、白鳥二御獻上。同廿九日登營御奉書被相渡、御時服三拜領〇五月朔日、横手御城常燈御用荏油壹石七斗七升七合、十太夫屋鋪番え渡。

一六月廿一日　山本郡野代御遊獵、七月三日御歸城。

一七月九日　岩城權之助樣亀田より御出此度初て御暇御拜領御在邑え御下りに付則梅津半右衛門、梅津與左衛門御見舞。即日權之助樣御登城、御太刀目錄、銀馬代、御單物二、御帷子三被進、御奏者眞崎兵庫。御逗留之內、爲御馳走九日御膳過長野にて番乗御覽。同十日、義處公御宿え御立寄箱岡え御同道、同十一日御座之間にて御振回在之候。三原正家七十五兩折紙御腰物被進、同十二日御歸是景隆公也。

一同十二日　澁江宇右衛門隆光、御家老職御直々被仰出。同十九日武茂源五郎出仕〇七月廿四日、手形

御休にて侍鐵炮上覧、御膳被召上、侍鐵炮に強飯被下。

一七月廿七日　御切紙到來、御老中、若年寄衆えは御箱肴一種御樽代千匹充、御側衆えは御箱肴御樽代五百匹充御進物。

一八月朔日　八朔御使者伊達外記隆宗登營、御太刀馬代御獻上。

一同九日　小川九右衛門江戸え被差登。土屋但馬守様え南部御境御論所繪圖を以被仰達趣被仰含と成り。

一九月十三日　淺舞え御遊獵、十月十七日大曲より御歸城。

一十月廿五日　以來當番之者父母妻子兄弟及末期、且火災洪水之砌御暇可被下旨被仰渡。淨運日記に。御番頭何も御訴訟の趣は組の物當番の節父母妻子兄弟及死期且火事洪水の砌、從御城御暇被下置度旨達披露候處其通被仰出候。仍て申渡之。

【補】〇十月廿七日　瀧江宇右衛門え御成。

一十一月二日　相馬長門守様御卒去。仍て爲御使者相馬え瀧江十兵衛を被遣。

【補】〇十一月七日　來年頭御代官として宇都宮帶刀江戸え被差登。

〇十一月十二日　向源左衛門え御成、同廿二日佐藤忠左衛門、十二月十三日小場勘解由、同十六日山城。

一同十五日　德壽丸様御髮置（于時御三歳、義林公之御弟）北左衛門義明介副、太田九郎左衛門「赤坂久六とあり」乾番勉之。淨運日記に。御曹司様於江戸御髮置御祝儀當十五日相濟候段廿八日申來候。佐竹左衛門より御腦着獻上、從御曹司様御腰物御馬代銀三十枚被下候と云々。

【補】左衛門え知行五百石被下。

【補】〇十一月十五日　東主殿奧方、上より下ち。

【補】秋中、穴門橋行當り裏判所かこへの内に御評定所被建置、霜月廿八日御寄合始被成。三日、十三日、廿六日御評定日に被定置。御城より御畫食參候。

一十二月五日　於天德寺先君大祥忌之御法事御執行。岩城權之助量隆昨四日龜田より御出、於天德寺御燒香即日御歸府。

一同六日　御家老梅津與左衛門忠雄、願之通閑居御暇被下、長男茂右衛門忠眞御家老被仰付。

淨運日記に。　主計、山城、宇右衛門、拙者御前え被召出御意には與左衛門兼て願之通茂右衛門に跡式無御相違被下、茂右衛門五百石之知行與左衛門に被下、茂右衛門には與左衛門跡役御家老職被仰付候。與左衛門儀は御幼少之時分より御奉公致候間緩々休息可致候、何そ御用の折柄被召出御相談可被遊候。左兵衛、宇右衛門、半右衛門跡々之儀承候はゝ□致相談、御前えも度々罷出御相手仕候樣可被仰付候旨主計、山城に御相談之所、何も御尤之思食之由被仰上候に付て、與左衛門病氣に候間宇右衛門、拙者兩人被仰付與左衛門宅え參候。則茂右衛門召にて登城御役儀被仰付候。與左衛門も登城御禮申上候。七日、茂右衛門、與左衛門に不相替御步行指南御代官所被仰付、其上乘物今日御免被下候。

一同日記に。　同月八日　大山金太夫、眞崎兵庫、小瀨縫殿助、宇留野源兵衛、小田野刑部、今宮織部、前小屋市右衛門、右七人御紋之幕先祖より打來候處、天英樣御代大坂御陣之時分廻座は御紋無用可仕旨被仰出候。戶村十太夫義國、須田伯耆盛秀、鑑照院樣え申上候に付、猶右七人は御紋之幕可爲無用と被仰付候。然とも右七人之先祖より御紋之幕打來候間、御免可被下由鑑照院樣え申上候得とも替紋可被下と被仰出候處、無程御逝去被遊候故相止申候。依之、此度御代替故御訴訟書を以猶申上候に付今日入御披見候へは、追て可被仰付由被仰出。

一十二月十日　佐竹左衛門儀部屋住にて此度罷登、御曹司樣御髮置御祝儀首尾能相勤候に付御料理被下、御知行五百石部屋住分に被下置候。但、御藏出高にて被下候。

一同十三日　梅津茂右衛門繼目御禮、御太刀馬代を獻す。梅津與左衛門箱肴を獻し御禮申上、披露澁江

宇右衛門。

一同十九日　大山金太夫季親本名酒出に相成旨、願之通本名に被仰渡。

一同日　澁江十兵衛、黒澤甚兵衛、信太内藏之助、大塚九郎兵衛廻座被仰付。

○十二月朔日　中島之畠高之御茶園共に御中屋之屋敷に被割下。同十八日野代より役鮭上納覺。一生鮭八十四尺、一鹽引三百四十尺、一子籠二百十四尺、一鹽鮭五尺入九桶、一大切鮭五尺入九「一本十二」桶、一小切鮭五尺入十桶、一粕入すし五尺入八十三桶、一鮭子一斗五升入四桶、一なわた小桶四、一せわた同二。

淨運日記に。甚兵衛、内藏之助、九郎兵衛於大坂台德院様より御感狀拜領仕候。依之御物頭並を正月御召出之節被脊置被下度旨鑑照院様御代戸村十太夫義國に御訴訟申候由頼候得は十太夫相果、鑑照院様にも御逝去被遊空しく延引、此度猶依訴訟右三人者とも來正月より廻座御呼被成置候由今日被仰出候。

一同日記に。大山因幡子共十郎今日出仕、太刀目錄小馬代山方民部披露、御吸物にて御上壇にて御盃被下、先例にて御脇差拜領。拙者後見、屋形様御上下、御宮仕之もの上下、拙者も上下着、義之御一字拜領。宇留野源兵衛御相手番被仰付候。同廿五日、渡部前之七郎右衛門事屋形様え御兵法御指南仕候付、子共七郎右衛門え御加増三十石被下置候。同廿八日御知行廿九人、御加増御加扶持御加給等被下候。

【補】今泉曾右衛門、和田藤右衛門、大山文右衛門、左兵衛御用人古宇田半左衛門、鯨岡文右衛門、御用筆上松新之丞、折内奥右衛門、湊金左衛門、裏判御用人茂又主税、小川茂左衛門、物書二人、是は四十石、殘は五十石つゝ、大小性二人五十石つゝ、川尻舍人、小貫治助三十石つゝ、櫻田采女、石橋杢、御大工金右衛門ニ十石つゝ、其外百五十石百石計之衆惣て三十四人とあり。

○延寶二甲寅

一正月二日　歳首之爲御賀儀御太刀馬代を獻せらる。御使者宇都宮帶刀亮綱登營。

淨運日記に。延寶二年寅正月七日　戸村十太夫與力向源左衞門組下之者とも舊冬より御訴訟申候は、古常陸にては御籏本にて被召使候御國替以後横手え被遣候ものとも子孫に御座候處、與力被仰付候儀他の御家中の與力とは相違候間、名を被改置被下度由に付佐竹主計、佐竹淡路、戸村十太夫、今宮攝津守、矢田野四郎左衞門、鹽谷民部、今宮織部、松野次郎左衞門、向源左衞門被爲召御意には今度戸村十太夫、向源左衞門與力の者とも御訴訟申候處御聽屆被遊候。他の與力とは相違候儀に候間組と可被仰付被思召候。何も如何存候哉之旨、梅津與左衞門、澁江宇右衞門、梅津茂右衞門罷出右之段申渡候處、主計申上候は御意之趣畏入候。併し組と斗被仰付候ては如何に候間、組下と被仰付可然由被申候に付て其通被仰候。

一同十六日　檢地致候者二十八、普請奉行十五人、郡奉行支配に被仰付。

【補】正月十六日　渡部彌平左衞門を稻葉美濃守様え、仙臺陸奥守様より御娵御緣組御喜之御使者。

一同十七日　侍御目附御用之儀御前にて御直に可申上由、仍て今日誓紙を改む。

一同廿六日　虻川え御遊獵、二月十六日御歸城。

一同日　眞崎兵庫隆紀宇留野源兵衞勝明小田野刑部正興酒出金太夫季永小瀨縫殿之助伊方前小屋市右衞門忠寄今宮織部隆久幕紋三ツ頭丁字巴を賜ふ。

淨運日記を按るに。正月廿三日　梅津與左衞門、澁江宇右衞門、拙者罷出、酒出、小瀨、眞崎、小田野、今宮、前小屋、右六人先祖にて

拜領之御證文奉入上覽、且此度被下候御證文も御用候間今日御前え被召上候。宇留野源兵衛儀は先祖拜領之御證文紛失によつて不入上覽、此度被下候御證文御前え指上候。同廿六日酒出金太夫、小瀨縫殿助、宇留野源兵衛、眞崎兵庫、小田野刑部、前小屋市右衛門、今宮織部、右之者とも先達桐の御紋被下候處に思召被爲當候儀有之候間、三ッ頭丁字巴墓紋被下、御證文に右之通被遊加被下候。御書判にて今朝何も御城え被召拙者を以被下候。但、右は扇之御紋打來候由。

一二月八日　舊臘歲暮之御祝儀御獻上に付て御内書被相渡、御使者に御時服二領を賜ふ。

一同廿八日　大曲、淺舞邊御遊獵、三月十三日御歸城。

一三月廿日　今宮攝津守継目御禮、御太刀馬代を獻す。

淨運日記に。今宮琮松院閑居に付て跡式無御相違實子攝津守に被仰付、三月廿日繼目御禮、小馬代太刀目錄、長いろりの間にて御吸物被下、於上壇御盃被下拙者披露。

一同廿一日　黑澤多左衛門惣金山奉行被仰付、同日同心六十人之内沼井四郎兵衛組鐵炮之同心三十人被召上、今井三郎右衛門組鑓同心三十人、十人被相增四十人にて兩町奉行支配被仰付。

【補】同日　黑澤甚兵衛は江戸に居候故追て可被仰付と也。裏判奉行田中三左衛門、物頭中村八左衛門、太繩市之進、井口織部、岡本之丞、大和田源兵衛隱居、御勘定奉行桐澤久右衛門病氣御訴訟に付根田四郎右衛門被仰付候。郡奉行用人相手に茂呂喜右衛門。

一同日より廿三日迄諸士に御料理被下。此節出御被仰出趣は、仙臺にて寄子附と云儀有之處先年公方樣達御聽、餘國に無之儀に候間無用に可致之旨松平陸奥守樣え臺命有、御當方指南も又同事に候條可改置思食候得とも、未た鑑照院樣御三回忌過不申内被仰出儀御延引被成候。今度御參勤之上御老中え御内意被成、來年御下向之上可被仰渡大目之儀に候間、前廣何もえ被仰知之旨御諚有り。廿一日廿二日朝夕廿三

日朝迄御料理被下之。

【補】〇三月廿一日より御家中御振廻有り。

一三月廿六日　御發駕、四月十一日野州日光山御參詣御太刀馬代御進獻、新宮え御參拜銀五枚御進獻。

同十四日、草荷え佐竹義長君爲御迎御出、同日御上着。

一同十六日　爲上使稻葉美濃守正則樣御出。同廿三日御登營、御參府御禮御太刀馬一疋栗毛綿二百把銀百枚、御簾中え銀二十枚御獻上。

一同廿八日　御鷹之梅首鷄五御拜領、上使佐々又兵衞殿。即爲御禮御登營。

淨運日記五月六日之條下に。去月廿八日寅下刻、廿九日未下刻まで久保田町四丁目廣島屋仁右衛門火本にて類燒。稻葉美濃守樣え被仰達候御書付左之通。

領内秋田城下町屋四月廿八日寅刻より同廿九日未刻迄燒失

一町數三十一町。此屋敷九百八十三軒、此家數千九百六十六軒、外土藏四十五。

一寺屋敷四軒。此家數二十六軒。

一中間屋敷三軒。

同人日記に。七月十三日　久保田二丁目新橋御掛候に付、從公儀被相渡候御奉書寫秋田え相下候。

秋田城外曲輪從侍屋敷町屋え出候處新規切土居掛橋事繪圖之通及高聞候處普請可申付之旨被仰出候可得其意候恐惶謹言。

六月廿五日　　久世大和守

阿部播摩守

土屋但馬守

稲葉美濃守

佐竹右京太夫殿。

一同月廿日　猿太夫當春京都え爲官途罷登、吉田殿にて淺野若狹守に罷成、風折烏帽子かりきぬ御免に候。最前吉田殿より京都御屋敷番山邊仁左衛門方まて御尋には、猿太夫いたり之類にてはなく候哉と被仰遣候。返答にはいたりの類に無之候。依之、累年極月には御城其外諸給人ゑひす之綸引候由申候得は、吉田殿是にて被聞召届、今度相濟申候。若狹守物頭は攝津國西宮の神官久保田仕配たる由。是は蛭兒の神主に候幸若なとの類舞太夫には無之候間、御前え罷出押まとひに罷成候樣に被仰付候。且白銀三枚拜領。

一同廿三日　萱橋藥師寺村十一村惣高之覺。

高五千五百八十八石四斗二升五合

内千九百七十五石五斗二升、當毛引三割五歩三四に當る。

殘高三千六百十二石九斗。

【補】〇火事の節茶町具足屋左近男筑前に御具足六七十兩御拵にて在之、奉行佐藤傳之丞働にて無難取出、同役太縄伊右衛門は口く賜付。

一五月七日　御旗本土屋忠兵衛知定殿孫土屋五郎八八歳之時、乾德公御三歳之時、土屋を名乘二男家にして御相手に被差上、知道成長の上德雲公采地三百石を賜ふ。御右筆支配書簡方を兼しむ。乾德公御入部之節御供、藏人主に改、紀州え御國使者等被仰付實は小野寺道奥嫡子也。

【補】〇五月廿四日　保戸野町羽生太郎右衛門火元にて助川杢右衛門、高宮九左衛門、同新之丞、土屋彌惣左衛門、井上强左衛門燒失

〇同頃、ほとの眞崎掃部火事。

〇五月廿四日　多賀谷左兵衛下る。

一七月十九日　御鷹之雲雀三十御拜領、上使蒔田八郎左衛門殿。則爲御禮御登營。

一八朔之爲御賀儀御太刀馬代御獻上。

淨雲日記八月廿三日。昨日參候御初鷹鷲尾御城え持參致。

一今年御財用御不足に依り御封内之税を增し、定めの外本田は一免新田は半免之米を出さしむ。

或人の記錄に。七月廿四日　和田藤右衛門江戸え登、九月四日江戸より下着。御領内本田一免を增し可收納、開は半免可增之旨十四日諸士に被仰渡。

一十月十日　宇留野源兵衛勝明をして德壽丸君之御傅被仰付。依て此度罷下、來年四月罷登直々永詰可致之旨命せられ御加增二百石被下置。

淨運日記に。寅十月十七日未刻、領内久保田城下寺川より出火、風烈類燒左之通。

一寺屋鋪十軒　一町屋十一丁。此家數三百廿五軒

一扶持方米藏二。但米五百石餘　一町屋土藏十九

一侍屋敷四軒　一死人四人。但町人

一材木薪。但燒失之町屋川端に積置候通不殘燒失

十月廿五日　御　名。

或人の記錄に。侍屋敷とは寺崎源左衛門、同助之丞、野上又左衛門、神保玄說。是を寺川火事と云。

【補】十月十七日　寺町より火出、町數多燒失。

一十一月十二日　御鷹之鶴御拜領、上使溝口孫左衛門殿、則爲御禮御登營。御鷹之鶴御當代初て御拜領なり。

淨運日記に。十二月十日　子籠鮭二十尺御獻上、谷田部強左衛門登城。同廿一日歲暮御時服同人を以御獻上。

一此年御當家御軍割金光主水に命し勘考之上差上候帳面別冊有り。古より御軍割帳有之といへとも御家中之盛衰其御時勢に寄候事ゆへ命せらるゝと云傳ふ。

○延寶三 乙卯

一正月二日　御登營、爲歲首御賀儀御太刀馬代御獻上、御時服二領御拜領。

出宴日記に。正月八日　三日市太夫次郎使者古杉七郎右衛門今日御前え被召出、御祓は獻上不申候。音信物品々有之候得とも熨斗鮑十把御受納、其外は御返進、三日市所より書狀差上候。拙者方へも書狀進物有之候得とも返し申候。御祓差上不申儀は久保倉太夫事は常州よりの太夫にて屋形樣其外侍中之御祓指上候。三日市太夫次郎儀出羽奥州の太夫にて町之者に斗御祓引候筈之處、屋形樣えも御祓指上侍中えも引候に付久保倉太夫と出入に相成、春太夫扱にて今年より屋形樣を始侍中之御祓引候儀無用に罷成候由、久保倉太夫より拙者方へ申遣候。

一同十一日　御二女鶴姫樣御逝去。御六歲、江戸天眞寺に御葬。常照院樣と號す。

【補】或十九日。

一同廿二日　御女子樣御誕生。なヽ姫樣と稱す。假に梅津半右衛門忠宴養女となさる。

淨運日記に。正月廿一日　御曹司樣より先年鎌倉鶴岡八幡宮え御吉例にて神馬被指上候に付、相永院と申寺え御賴被成候付、此度爲年始御禮御守持參。仍て銀子二枚爲御初穗被下候。

一同日記に。二月三日　御勘定奉行より被仰越候に付目錄納候。下野國河内郡、都賀郡之内知行所藥師寺村も高内に成候覺。

一高五千八百拾八石　　御朱印高御判物高なるへし

一高百五拾壹石九斗貳升五合　　新田畑屋敷等之斗代付有之略之

一外一金壹兩三步、錢壹貫五百貳拾匁　　所々野役每年取之

右之外小物成浮役一切無之候。

一同日記に。同四日御運上金納候。

一灰吹銀壹貫百五匁六分五厘　院内山

一同拾匁　新庄山

一同百匁六分五厘　畑山

一壹歩判壹ツ　愛内澤山

一壹歩判七ツ　大葛山

一壹歩判壹ツ　房澤山

一二月廿二日　久保田麟勝院におゐて保徳院樣十三回御忌御法事御執行。

一三月十八日より廿日迄、久保田天德寺におゐて大猷君廿五回忌之御追福を修せらる。東叡山より元光院、今月二日江戸御發し十五日下着。同廿一日御立、江戸へおもむく。

一四月十三日　東叡山御參詣今月廿日大猷君御法事、八日より萬部之讀經に付。同十七日紅葉山御參詣御東帶。同廿日、上野にて御豫參今月嚴有君御參堂之時御束帶にて供奉。

一閏四月朔日　土屋但馬守直數樣爲上使御歸國御暇及御袷五十、銀五百枚御拜領。則爲御禮御登營。

【補】閏四月朔日　松平出羽守樣卒去。御代香として眞崎兵庫江戸にて被仰付。

忠宴日記に。閏四月廿二日　小笠原山城守樣え御振廻に御出、御咄に、御領分郡分山本郡仙北郡に成、檜山郡は山本郡之部に成戸島郡は川邊郡に直り候事大繪圖とは相違之段、小笠原山城守樣え御直に御尋被遊候得は、少しも不苦儀に御座候。御判物直り候時より所々之郡大方直り候處多く御座候。先年此方より被指上候御領分之下書も御藏に納り有之候得は、大繪圖と相違も無之旨被仰候由。

一五月二日　江戸御發駕、同十九日御着城、御歸國爲御禮東山城義寛被差登。同月廿八日登營、蠟燭千挺

白鳥二御獻上。義寛、自分之太刀を獻御目見、翌日時服三拜領。

【補】五月十一日出立。

【補】〇五月十五日　横手にて茂木儀右衛門え御成。

一六月十三日　熊皮五枚、箱肴御獻上。御使者瀬谷源五兵衛憲勝。

ある人の日記に。六月五日　正洞院中絶の處寺領百石にて被建置と云々。

〇七月廿一日　岩城權之助様男鹿え御湯治に付御振廻在り、金之間にて御相伴山城、主殿、左兵衛、御前にも御同處にて出る。御湯治中御肴青物度々被遣候。八月二日御歸、新古書院にて御振廻有之候。

八月十二日、御人御番所通り板判七十枚、今日深谷藤左衛門請取候。御膳奉、御中屋、御草履取、夫丸共に明日より板判を以通用可致被仰此度始之。

一八朔之御使者小場勘解由隆久登營、御太刀馬代御獻上。同四日箱肴御獻上、御使者小瀬縫殿之助伊方。

淨運日記に。九月十六日　今宮攝津守、先達個條を以御訴訟之通寺社奉行衆之支配に不罷成儀は、攝津守先祖永義に修驗社人之儀御家來之者同然に從月光様被仰付候故、天徳寺寶鏡院なとの出家支配被致とは相違候由攝津守此方え被參、書付を以黑澤多左衛門、山方助右衛門を以被申候。御城局にて左兵衛、宇右衛門、拙者書付之通承屆候。如跡々攝津守は支配被致候。御前えも可申上由昨日申候て角館え返し申候。

一同廿七日　梅津五郎右衛門御役儀御訴訟御免、大越甚右衛門に寺社奉行被仰付候。井口織部事小川九右衛門同役被仰付候。

一同廿八日　信太内藏之助、大塚九郎兵衛、黑澤甚兵衛御足輕被召立候。

一桐澤又兵衛御目付御免、勘定奉行黑澤味右衛門町奉行被仰付候。

一十月二日　英國東堂事相濟候。右欠第左之通。

差上申一札

一羽州秋田正洞院は佐竹先祖義宣公内室、法名正洞院殿明室珠公大姉開基也。牌所則義宣公建立、六十年來之院家に御座候。
一正洞院開山呑虎二代喜察兩長共に常陸耕山寺先師也。義宣公代に右兩人共に正洞院住持に被申付候故、耕山寺直末寺に御座候。從三代鑑手四代銀宗迄、段々住持之儀大檀那方より申付候。
一四代銀宗不屆之儀有之に付、大檀那義宣公代に被致追放候。自夫只今迄廿五年法斷絶仕候。此度右京太夫、右之正洞院再興被申候に付住持慇僧被申付候得共、右之通法斷に御座候間、開山二代三代迄之任先例於常州耕山寺に傳授仕度候。此旨於御領承は被仰付可被下候。右之條々少も僞無之候。爲其一札如斯申上候以上。

延寶三年卯八月十三日　英　關　判

總　寧　寺
御役舍中。

江戸三ヶ寺證文左之通。

其方書付を以申上候通、秋田正洞院開山常陸國耕山寺先師に候得は耕山寺之直末寺紛無之條、先例之通法斷絶之時は於耕山寺傳法可有之者也。爲後日仍如件。

延寶三年卯八月十七日

總寧寺　一　間　印判
大中寺　妙　覺　印判
龍穩寺　大　了　印判

秋田正洞院
英　關　長　老。

一八月七日　眞壁是齊幸幹卒七十六。
一九月廿二日　朝夕諸士に御料理被下。廿三日朝夕、廿四日朝、都合人數千三百九拾八人。

【補】御出座あり。
【補】九月廿八日　梅津五郎右衞門御相手番、寺社奉行大越甚右衞門、御町奉行今井三郎右衞門閑居代黑澤味右衞門、御勘定奉行小野崎籐馬閑居代桐澤又兵衞、黑澤甚兵衞、大塚九郎兵衞、信太內藏介物頭御免、甚兵衞指南御足輕小川九右衞門、上舍市兵衞、田代新右衞門、今井傳兵衞物頭被仰付、岡藏人主閑居御境目奉行小川九右衞門、井口縫部。
【補】〇十月始御馬買衆横手え御下、御名代向源左衞門申遣、御馳走役笈川南右衞門、滑川八右衞門、御臺所赤尾閑喜右衞門、片岡權右衞門。

一今年も又加免之稅を被仰渡。
一十月十七日　須田主膳を奥州仙臺え御入部爲御賀儀御使者に被遣。
一同廿六日　大越甚右衞門秋田を發江戶え赴く。是十一月廿六日禁裏御徙移に付京都え御使者被仰付
一十一月廿日　諸士知行之內九ヶ一可被貸置旨被仰渡。
一同廿六日　以御條目御儉約を被仰出。

御條目左之通

一從已前如被仰出之常々奢たる儀不仕萬可用儉約事。
一屋作之儀自今以後分限に應し可爲簡略事。
一嫁娶之儀祝儀之遣物取かはし依其分限肴二種、或は一種常之鯣柳樽可用之、白木具並盃臺堅可停止之。但し塗臺は可格別事。
附、刀脇差引出物千石以下之面々可爲無用事。

一振舞之事一切可爲無用、出仕婚姻纔目之節は一汁五菜酒不可過三通、自然他國晴之客來有之は二汁六菜此外堅可停止之。惣て振舞之刻又は常々にも杉重之菓子可爲無用、萬輕く致し不可及亂酔事。

附、佛事葬禮等輕可致之事。

一音信贈答類傍輩仲伴一切可停止、出仕纔目禮儀分限に隨ひ或は太刀馬代銀子壹枚以此内可減少之、或青銅二百疋禮物百疋に至るまて可用之、此上之結構不可仕事。

一火事若令出來は役人並免許之輩之外不驅集、於其場火をも不消顏を深く包不審なるものゝ類有之は搦捕之、達奉行所可受差圖事。

一衣裝之儀兼て雖被仰出之猶以輕可仕之、於當地絹紬布木綿可着之、但拜領ものは可爲格別。又は年十二三之面々裝束小袖可着之、於江戸は表方相勤者斗は龜谷地可着用之。惣して公儀御法事等之節は可爲制外、家中又内之士准之事。

附、又内之女房乘物にて徘徊可爲無用事。

一徒並鷹師茶屋者又は弓鐵炮鑓之者中間小者衣類萬布木綿可着用之、其外披官之諸職人可准之、又内之若黨何方にをいても布木綿可着之。但、草履取並下人は衣裏帶等にも絹類可爲無用。

一女房之衣類小袖は表銀百目、帷子は五十目是より高直なるは於當地不可着用之、此積を以成ほと輕可致之事。

附、使女之衣類布木綿、其外持來分は不苦事。

一年寄並番頭組頭其外役人之支配之面々申渡儀於違有は可爲曲事事。

一兼て預置組下之士其頭之仕置可相守之、萬組頭之可令相談、又頭たるもの不寄何事依怙贔負之沙汰於在之は達奉行所可請其旨事。

一知行處務非法を不仕百姓不困窮樣に可致事。

一家業無油斷可相勤之長刀長脇差可爲無用、惣て士に不似合儀仕間敷事。

十一月廿六日。

一十一月廿七日　禁裏御徙移に付遷幸也。仍御太刀馬代黃金三枚を獻せらる。女御え銀二十枚被獻、御使者大越甚右衛門。

淨運日記に。十月十四日　梅津內匠閑居致候に付添川むら御代官所差上之處、多賀谷左兵衛に被仰付候。小田野刑部四番御番頭致閑居候に付澁江十兵衛御番頭被仰付候。

一霜月朔日　御城御禮過御引渡、御廻座、其外給人衆壹町より兩人充御廣間に詰候樣に申渡候。左兵衛、宇右衛門、拙者罷出申渡は屋形樣御進退御不如意にて剩來年御參勤可被遊樣も不被爲成御事に候得は、御家中何れも潰申候。依之、知行三ケ一積り不被差上候ては不罷成、屋形樣にも隨分御簡略被遊、御馬御鷹等可被爲放由御意に候間左樣可被相心得候。尤拙者共も鷹等放候間何も鷹遣候衆え御放し可然由申渡候處何も被申候は御參覲さへ不罷成儀に候得はたとひ知行皆々被召上候迚も是非を申上へく儀無御座候。女中樣にも御意次第之由、則右之趣御前え申上候得は屋形樣御廣間え被爲出、佐竹山城、梅津與右衛門罷出着座、何も近年致困窮候。然とも御了簡可被遊樣依無之、御知行御借可被成候處何も差上可申由申上候段御滿悅被思召候由御懇之御意有之候。

一同三日　今度諸給人之知行御借被遊候に付、河村庄右衛門と申御町之者に相談致今日御注進申上候。御借銀たは無殘御町之者御取替いたし相濟可申由申上候。

一貳拾參萬四千百七拾七石六斗　但、百石に付御役銀貳百目は卯年斗御取替可被遊事

此銀合四百六拾八貫三百五十五目貳分

内參百六拾六貫貳百四拾目當御町中より御借銀元利共御返濟

引殘百貳貫百拾五目貳分餘り銀

一六百九拾貫目　先年より京都御長借分

一貳百六拾參貫五百目　京都御納崩之分

一六百九貫目　金子壹萬五千兩江戸御借金、但五拾八匁かへ

三口合千五百六拾貳貫五百目　江戸京都御借銀之分

此借銀五年に本銀にて御納崩に可被仰分候。

此出銀

一千貫目　御町中上方より差下候商物銀高商人中間より割賦五年之間に右之銀相調御注進指上申候

一六百貫目　米湊沖え銀壹石に付壹匁宛增御役、五年之間右之銀取差上可申候

二口合千六百貫目

右京江戸御借銀。御公儀様にて無御構五ヶ年に御町中より上方へ直々爲相登候濟切可申候以上。

辰年出銀覺

一九百九拾壹貫目　三百石御請米渡分

一千貫目　御國中より萬出銀

一千貫目　御國中御取替可申上分

三口出銀合二千九百九拾壹貫目

同年御拂銀之覺

一三百貫目　内百五拾貫目、當暮御拂方不足

同百五拾貫目辰春御參勤御入目
一三百貫目　卯年江戸御借銀內濟殘
一千貳百貫目　辰年江戸萬御入目
一四百貫目　同年御國にて萬御入目
一五拾四貫目　江戸御買屋敷代銀濟殘辰六月濟分
右辰年出銀之內引殘て百七拾六貫目御餘り銀。

巳年出銀之覺

一百七拾六貫目　辰年餘り銀
一千貳百貫目　御國より萬壹年之出銀
一九百九拾貫目　御米參百石御請米渡御代
三口合貳千參百六拾六貫目。

同年御入目之積

一千貳百貫目　巳年江戸御入目
一四百貫目　御國にて萬御入目
一六拾貫目　京都御買物代、山下に渡候分
一百貳拾貫目　千貫目御國中より御取替利足
四口合千七百八拾貫目。
引殘五百八拾六貫目餘り銀。

卯十一月三日　　河村庄右衛門。

一十日　宇右衛門宅え參、拙者兩人にて諸給人え申渡候は御進退不罷成に付諸給人之知行可被借置之旨先達て被仰出候處、御町之者共御注進申上候。依之諸給人之知行彌差上可申由申上候段遂披露候處、何も御普代之者ともに候故氣となる申上様に被思召候。乍去、諸給人知行莫大に被借置候ては何も迷惑に可存候間四五年も少分に知行可被借置旨今日久保田諸給人壹町より兩人充呼出し申渡候。河村庄右衛門には御注進之旨披露とけ候處無比類被思召候。先達書き差上候沖口出米役六百貫目は御延引

被成置、諸給人は輕く御役銀被仰付御借銀可被濟置申渡候。

一或之説に。河村庄右衛門右之積に考御注進仕候處に御家中知行之内御借高を被相止、高百石に付役銀貳百目充一ケ年御借、沖口出米役其頃壹石に付銀壹匁に候を壹匁充増、御當領え入候商買物銀高商人仲併五ケ年之内取立、御國中より千貫目御取替差上、惣御借銀年賦納崩御返濟之積之由。此節御家中差上高□無之哉に候處、御受米三萬石之御積有之候。延寶三卯年より同八申年まて六ケ年之間差て不作は無之と相見得、御藏入毛引百石に付壹石内外之高に候處、其内辰年は六石八斗六升餘、未年七石壹斗六升に候故是等之引高にて御廻米不足に候歟。又は收納御掛り出銀行違不時之御入用等も有之、御出物と御入用と取合せ不申御積之通には難相成年數成就無之哉、其程不相知候。延寶八年申に至り猶以御簡略之儀被仰出御家中より御借高被仰付候。委末に記。

一淨運日記に。十一月廿日　御疊刺之者共御盃不被下置候。依之此度御訴訟申上候に付來春より御盃可被下置由被仰出候。

一十二月十七日　先達て御振廻被下候節公用に參候面々今日御振廻被下候。人數九拾五人。

○延寶四 丙辰

一正月二日　年始爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者大山因幡義武登營。

一同十九日　御家老多賀谷左兵衛隆家卒四十七歳。是、幡靈院と號。

【補】或は四十六歳。

【補】檜山多寶院え葬。

一同廿日　多賀谷彦太郎隆經門前迄御弔臨。彦太郎暨親戚門前え出て拜謝す。

【補】正月下旬　伊井掃部様卒去に付信太内蔵助御使者に被差登。
一淨運日記に。二月八日　多賀谷左兵衛殘命之内書付を以跡式之儀如申上候、知行七千石無御相違彦太郎に被下候。且檜山、野代組下御代官所小阿仁、二館、小掛、麻生、神田、添川、八森、露形、切石、母體、一日市、蒲根、押切、右之所々無御相違左兵衛同然に被仰付候。神田、添川之儀は彦太郎御暇申上檜山え参候時分は余人に可被仰付旨御意に候。指南之儀は何之被仰出も無之候。

一二月廿二日　諸士に御書付を以左之通被仰出。

淨運日記に。二月廿二日　向源左衛門、大越甚右衛門病氣、佐藤忠左衛門、黒澤味右衛門出、御座之間え被召被仰渡、諸給人壹町より貳人充御廣間にて被仰渡。畢て屋形様御出座被爲成候。

先年、公方様御前え松平陸奥守殿被召出、家中寄子付さ申儀有之旨被及聞召候。御當家に無之儀に候間可相改旨被仰出候。依之、御家中指南と申儀は仙臺同然之事に候間、此以前鑑照院様世間並に可被仰付さ被思召候處御逝去、就夫去々年中御参覲前右之段面々え被仰渡候。於江戸土屋但馬守殿え被相窺候處に指南と申儀被相改、番頭之支配被仰付可然之由就被仰付候、指南寄騎と申事無用に被思召候。大番小性之者迄番頭之支配、其外役人之面々は其頭之支配被仰付候。出仕繼目之御禮申上時分は老共月番次第取次可遂披露、其外訴訟之儀有之節は從番頭壹人訴訟人方よりも使賴、奉行所に可訴之右之被仰付萬一迷惑に存者於有之は無氣遣御暇可申上候。無御相違可被下之旨被仰出候以上。

辰二月　日

【補】二月廿九日　彦太郎繼目出仕、左兵衛に改。十七歳にて前髪取御相手番。
一淨運日記。二月廿七日　於御廣間諸役支配之儀被仰出候。繁多ゆへ略之。

一同廿八日　澁江宇右衛門指南拙者横手給人此方え呼候て今日申渡候旨、御旗本之指南無殘被召上候間、兩人指南十太夫組下に被仰付候間左樣相意得可申候。山縣清右衛門儀は久保田御旗本物頭並に候間何そ用所候はゝ月番老共方え可申達旨申渡候。

一同廿九日　多賀谷彥太郎(忌中御免)今日繼目御禮申上、左兵衛に名改、披露山方民部。御吸物にて御盃被下、太刀目錄栗毛馬獻上之、親左兵衛爲遺物國光之御腰物獻上。家來多賀谷八右衛門、窪谷市郎右衛門御前え被召出候拙者披露。小野崎伊織名代小野崎藤太郎繼目御禮、太刀目錄銀馬代獻上、御吸物にて御盃被下置拙者披露。

一同三月四日　大番御番頭、大小性頭、兩番頭之組頭、且平番之組之者三人充御廣間え被召出被仰付候。兩番之番頭え御番帳被仰付候口上書相渡。

一番之頭　早川治太夫　組頭　今村喜兵衛　岡　半兵衛　江間主典
二同　小野寺桂之助　同　山邊仁左衛門　眞宮三右衛門　國安五郎兵衛
三同　福原彥太夫　同　岡　助太夫　北村新之丞　石井孫兵衛
四同　澁江十兵衛　同　石井三郎兵衛　鈴木與一左衛門　益戸十兵衛
五同　茂木監物　同　大山與一左衛門　赤須市郎兵衛　石井監物
六同　梅津藤太夫　同　羽石又右衛門　吉成文左衛門　片庭久左衛門
七同　舟尾淸兵衛　同　淺原惣右衛門　瀨谷孫右衛門　古宇田半左衛門
八同　大越甚右衛門　同　矢野平右衛門　山口縫殿之丞　小田内六右衛門
九同　小野崎大藏　同　水野庄兵衛　宮村又兵衛　神澤七右衛門
十同　山方民部　同　八嶋嘉右衛門　渡部彌平左衛門　小野崎五右衛門

○右之面々申渡候口上書覺

一此度番頭支配被仰付候上は御留守中之御番調每晚御番頭相調可申、又は御番頭相煩候はゝ加番に御番頭可罷出候。當番之組頭は公用病氣にて不罷出候はゝ他番より組頭之加番可罷出候。番組之組頭有合不申時何そ老共方え相達度用事有之候はゝ組頭を以可申達候。

一他番之御番頭加番出候節必本番之頭萬申付候儀相背間敷事。

一番組之者繼目出仕之御禮申上候者有之時分前廣月番之老とも方え相達、御目見之節は組頭を相添御茶屋迄可罷出事。

一番組之者用處有之御暇申上候節は組頭を以御小性頭には御詰番衆まて可申出事。

一一の御門、御裏門之鍵は御番頭受取、二の御門之鍵は御物頭之者に相渡可申事。

一御裏御門に侍番所可被立置候間侍六人充出可申事。

一前廣より知候御公用之者、老共より御番頭え申遣書出を取可申溜候。急なる御公用候はゝ老共方より直々可申付候。御番頭えも爲知可申事。

一訴訟等其外諸事之用處之儀番組之方より申候はゝ惣御番頭寄合遂吟味、老ともえ相達候節訴訟人方えも其旨爲知、組頭を以老共方え可申入候。組頭も寄合相談御番頭え可申入事。

一御番頭之局も立替被下、夜も局に到着も局に居候て度々御番所え罷出候て御番之儀可申付事。

一番組之者當番之節御座之間之御目見に可罷出事。

大小性番頭幷組頭

一番	大塚九郎兵衛	組頭	田中六兵衛　高橋源太左衛門
二番	信太内藏之助	同	江尻運藏　大越孫右衛門
三番	梅津内藏之丞	同	眞崎市郎兵衛　大山重之丞
四番	西田齋之助	同	横田小兵衛　川井内記
五番	小野崎伊織	同	太田金右衛門　増田治右衛門

一御在國之節は當番之番頭壹の内は御城に相詰可申候。夜番之分は追て可被仰付候事。

一組頭御公用病氣に候はゝ他番之組頭加番に可罷出事。

一他番之御番頭なりとも本番之如く番頭萬申付候儀相背申間敷事。

一前廣より知候御公用に候はゝ老共方より御番頭え可申遣、急成る御公用有之候はゝ老共方より直々可申付候。御公用老共申付候共御番頭え爲知可申事。

一番組之者繼目出仕之御禮申上候者有之時分前廣月番之老共方え相達、御目見之節は組頭指添御茶屋まて可罷出事。

一番組之組頭は公用病氣にて有合不申時は、老共方へ用所有之節は他番之組頭を以可相達事。

一訴訟等其外諸事用所之儀番頭之者申候はゝ惣番頭寄合遂吟味、訴訟人方えも其旨を爲知、組頭を以可相達事。

一御留守中大塚九郎兵衛、信太内藏之助兩人之間御番御免被成、晝は毎日壹人充罷出御番無調法無之樣に可申付候。此度之御留守より御番調被仰付間敷候間、暮より壹人登城御番調可申事。

○

今度御城下之面々指南被召上番頭之支配被仰付、依之、手前横手指南被召上戸村十太夫殿組下に被仰付。御自分事此以前より出仕繼目之節は於久保田御前え被召出御盃頂戴、年始之御召出し御盃御物頭並に被下候。且江戸御下向之砌も久保田え參、御目見被申之例無紛候。爲後日如此に候恐々。

三月四日　梅津半右衛門

前澤靱負殿

○

今度御城下之面々指南被召上番頭之支配被仰付候。依之、手前横手指南被召上戸村十太夫殿組下に被仰付候。御自分事、此以前より出仕繼目之節は於久保田御前え被召出御盃頂戴被申候例無紛、爲後日如此に候恐々。

三月四日　梅津半右衛門

小室九郎右衛門殿
國谷又右衛門殿
國谷八郎左衛門殿
前澤彌一左衛門殿
山縣源助殿

一或之日記に。此度御小性頭鈴木平藏、清水四兵衛、牛丸六郎兵衛、御納戸御道具役大嶋小助、大山吉兵衛、佐伯喜右衛門、大嶋助兵衛、御鷹方支配後藤理左衛門、武川治左衛門、御作事奉行長山八郎兵衛、根本庄右衛門、惣山奉行黑澤多左衛門、小助川庄左衛門、御步行頭原田三左衛門、小野又左衛門、桐澤伊右衛門、瀧作右衛門、鵜沼伊兵衛、大山重右衛門、佐藤五郎左衛門、熊谷三左衛門、御膳番根岸武左衛門、川井左太夫事御物頭被仰付、小助川正左衛門本組被預置。

一御本丸二の御門御物頭壹人、御足輕六人晝夜勤番被仰付、後藤新左衛門、小野清左衛門、寺崎彌左衛門御目附被仰付。

一三月廿日　岡半之丞裏判奉行被仰付、信太九郎右衛門御物頭被仰付。半之丞組御足輕被預置。

【補】兒小性頭鈴木平藏、清水四兵衛、牛丸六郎兵衛、御納戸御道具役大嶋小與、大山吉兵衛、佐伯善右衛門、大嶋勘兵衛、御鷹師支配後藤理左衛門、武川治左衛門、御作事奉行長山八郎兵衛、根本正右衛門。御物頭二の御門壹人にて同心六人つゝ右壹日壹夜相勤可申事。惣山奉行黑澤多左衛門、小介川正左衛門。御歩行頭原田三左衛門、小貫又左衛門、桐澤伊右衛門、濱作右衛門、鵜沼伊兵衛、大山十右衛門、佐藤五郎左衛門、熊谷小左衛門、御膳番根岸武左衛門。小介川正左衛門指南御足輕は川井左太夫に被仰付候。

一義處公より義長公え此節被定置候役々被仰遣候寫或人之記錄に左之通。

一引渡古より　一囘座同　一大番頭新規
一大小性頭同　一郡奉行古より　一町奉行同
一勘定奉行同　一惣山奉行中絶此度起　一裏判奉行古より
一作事奉行新規　一兵具奉行古より　一物頭同
一兒小性頭新規　一膳番古より　一歩行頭新規
一鷹方支配同　一侍目附古より　一醫師古より
一臺所役古より　一切支丹調役古より　一老中付用人古より
一番外之面々古より　一厩別當同　一中間頭古より
一鷹役古より　一金藏役二の丸　一唐船番古より、人は本番之支配

右之面々用所有之節は月番之老方え可訴之。

一大番頭拾人一侍鐵炮（人は本番之支配）支配、大番頭梅津藤太
一大筒打（右同斷）支配、同　大越甚右衛門

一郡奉行支配鄉廻、檢地役、普請小奉行、糖葉役（人は本番支配）山川役（同）新田役（同）

一大小性頭五人内にて右筆之支配梅津內藏丞、疋田齋

一惣山奉行支配金山奉行之支配人は本番　天秤屋

一裏判奉行支配裏判吟味役、米藏役人（人は本番之支配）雜用役（同）諍馬役（同）湊沖口役（同）金役（同）米拂役（同）籾藏役（同）搗屋役（同）舟越材木役（同）岩見三内十步一役（同）豐卷十步一役（同）舟役、染屋、鑄師

一作事奉行支配木屋奉行（人は本番之支配）板塀奉行（同）塗物奉行（同）奧奉行（同）材木奉行（同）小橋掛奉行（同）葭萱役（同）古物役（同）掃除役（同）大工頭、張付師、繪師、塗師、壁塗、疊刺、萱手

一兵具奉行支配兵具手傳、金具屋、具足屋、弓屋、鐵炮屋、研屋、石火矢屋、鍛冶、鑓屋、鞘師

一武頭貳拾八人内幟頭壹人、鐵炮頭拾八人、長柄頭九人。右武頭大番を拔、物頭壹人に組之同心六人充召連中番所勤之

一兒小性頭支配役者、茶道、茶屋坊主、鐘突坊主、掃除坊主。但、馬乘伯樂は鈴木平藏支配

一膳番支配鐵炮隊、料理人、茶屋之者

一步行頭八人但、壹組廿五人充

一細工皮屋支配大嶋小助

一臺取役支配炭調役人（人は本番之支配）草履取、中屋之者、駕籠之者

一厩別當支配馬屋之者

右之小役人諸職人は月番老中にて申渡。

一町奉行支配闕所手判役、川口番人は何も本番支配、未進受取役人は同斷

一鷹方支配鷹匠、餌刺、犬役

一小間頭貳人但、百貳拾五人充

一野代奉行支配（鷹形番所（人は本番之支配）米藏役（同）沖口調役（同））

一大番免許以來日見斗出仕可在之候（御番頭被仰付に付也）

酒出金太夫　小野寺長太夫　玉生八兵衞　田代隼人　和田重三郎

小貫彈右衞門　小田野刑部　小野崎藤太郞　八木作助

一大番一番より十番に到て組頭三人充有之

一大小性一番より五番に至て組頭貳人つゝ有之

一武頭廿八組は久保田旗本之分也。此人數八百六拾人

一町奉行兩人に同心貳拾人充

一兵具奉行同心鐵炮三拾人。

但是迄は義長公え被遣候御書付寫也。在々所預之歷々支配御足輕は古より可在之右之內湯澤、横手、角館、刈和野等之御足輕は久保田並に江戶詰被仰付、仙北にては院內一組に有之、且御境目故か江戶え不登、下筋も不登事古より右之通り歟未考。且萱橋御足輕貳拾六人、內小頭三人充六人、定式江戶御屋敷え別段に交替表御門を勤、外に江戶御屋敷にて新組御足輕拾四人、內二人小頭、是は下座見等片付勤、江戶在番御物頭、同支配事いつの頃よりと云事未考。

一此節御相手番寺社奉行有之筈に候得共不相見得儀御相手番に支配無之、寺社奉行に御奉公之物支配無之故、御引渡、御廻座之內に籠候て役目は不顯候歟。又御刀番は此節迄御廻座之內にも有之歟、且在々給人組下之名此節より始候歟。傳說有り。

一前段諸役之內、郡奉行新規被仰付內に有之候得とも寛文十二子年評定所始て被建置、十一月廿八日寄合始之節御料理被下人數之內、郡奉行宇留野源兵衞、中川宮內有之候故新規と有之儀難意得處に、梅津半右衞門忠宴日記寛文十二子八月之條下に「鑑照院樣御代より郡奉行宇留野源兵衞、中川宮內被仰付候。依之、御用之儀とも今日於局令相談、秋田、仙北在々廻候に付當六日出足、段

段巡見致候よふに被仰付候。」同九月廿一日「右兩人に大野半左衞門、小澤五左衞門并物書三人被附置。」同十一月廿八日「評定所寄合始に付多賀谷左兵衞、拙者、郡奉行宇留野源兵衞、中川宮內、寺社奉行山方民部、町奉行今井三郎右衞門、沼井四郎兵衞、勘定奉行桐澤久右衞門、裏判役黑澤甚兵衞、生田目隼人、大越靱負、御膳番岡藏人主、信太九郎右衞門參候。其外御用人共不殘裏判所之役人共罷出候。御臺所より御料理被下候。」又延寶元丑年六月十三日「郡奉行、勘定奉行、町奉行、裏判役、右之役人共壹ヶ月に九日、十九日、廿九日定て相立御用共相談致候樣に申付候。」同七月十二日「於部屋御金積御用、郡奉行、裏判役人罷出相談申候。」同十二月廿四日「宇留野源兵衞御相手番被仰付」同二寅年「檢地致候者貳拾人、普請奉行拾五人、郡奉行支配に被仰付候。」同三月廿一日「中川宮內、郡奉行爲役料百石被下置候。」同四月廿五日「黑澤甚兵衞郡奉行被仰付、源兵衞支配之御代官所被仰付候。」郡奉行は御境目も進退向之儀に付ては老中、郡奉行、町奉行、裏判奉行、老中附御用人評定所出席、如內談評議之事間々有之候。惣て御預候と見得寬文十二子年十二月八日「今度藪臺御論處之繪圖并江戶御老中樣御役人衆中より御裏書之御證文、郡奉行中川宮內、宇留野源兵衞え被相渡候。」又延寶二寅年御簡略之儀に付十一月黑澤甚兵衞江戶え被指登候。同廿六日「今度御簡略に付御壁書被仰出、於宇右衞門宅諸給人え申渡百姓町人えも被仰出候故郡奉行、町奉行にも相渡候」とあり。此趣に候得は新規被仰付候とは肩書之誤歟。

一延寶四辰年二月廿七日指南附被相止、諸支配付被仰付候。此節郡奉行中川宮內、黑澤甚兵衞相勤候。別段郡奉行支配付と有之候六ヶ役之外に割役、仁別鈍判調役(人は本番之支配)蠟染鉛役(同上)右三役合九役郡奉行支配に忠宴日記に有之、同三月廿九日大番頭、同組頭、大小性番頭、同組頭、郡奉行、町奉行、勘定奉行、裏判奉行、作事奉行、小性頭、膳番、鷹方支配、步行頭、道具役(惣山奉行落筆か)、右面々於御廣間致誓紙候。宇右衞門拙者致檢役候と有之。

一御藏入之惣御高は古より大身之歷々え村高被相分御代官被仰付、下代として附役も有之、大身之內にも老中えは高多分被預置候樣に相見得候。尤御藏高給分高惣して地形付て之儀、大旨老中之指揮有之儀は勿論に候。然るに御政事御財用とも次第に繁多に相成候哉、御先代寬文六年午春町奉行、勘定奉行之外裏判役初て被立之、又御代末に至て郡奉行之役目被仰付、右勤方は當御代始段々被定之。同十二年子十一月評定所を新に被建置、延寶四辰年指南附被止之諸頭支配附被仰付候。且前段に見得候通にて郡奉行、町奉行、勘定奉行、惣山奉行、裏判奉行、作事奉行、野代奉行等老中に隨て御政事御財用ともに御執行被成置候次第は云傳も雖有之、委き事不相意得候へとも忠宴日記之內、其御時勢御執行之儀相見得候事多けれは玆に略す。

○三月六日御振廻有之御相手、御一門、御家老、御相手衆外に御側廻り御料理被下候。江戶より罷下候大倉彌五郎御座之間にて狂

青八番仕候。彌五郎に御廣間にて御料理被下候。相伴御臺所役野尻儀兵衛。同八日晩、一乘院、寳鏡院、東門院、天德寺、關信寺、正洞院、鱗勝院、永源院御料理被下候。御相手衆之外寺社奉行、御側廻罷出候。此時も大倉源五郎狂言七番致候。同十六日出し御書院にて山城與同息女、字右衛門内同人娘妙定おさし御振廻被下候。

【補】○三月十六日　梅津與左衛門隱居家え御成。

一三月廿日　先年戸村十太夫義國爲御檢使、於一乘院鑑照公御代御仕立御家之御幡二旒、於御座之間上覽。

忠寛日記に。同日、留牛之丞裏判奉行被仰付、牛之丞指上候御足輕信太九郎右衛門に被仰付。廿一日、今宮攝津守、古内藏人、大山内蔵、茂木儀右衛門今日乘物御免、小瀬緑殿之助、赤坂忠兵衛横手御番御免。同廿二日、御相手番衆無殘鴻被下候。且當年より御番訓御免被下候由御相手衆伊達外記御禮申上候と有り。

【補】同日、長野に一騎御番乘上覽。

一同廿三日　御發駕。御供瀧江字右衛門、眞崎兵庫、疋田齋之助。

一四月十三日　江戸御上着。翌十四日爲上使久世大和守樣御出。同十五日御參覲爲御禮御登營、御太刀銀百枚、綿貳百把、御馬一匹御獻上。御臺樣え銀貳拾枚、女中え銀五枚、三枚、二枚充被進。

忠寛日記。三月十五日　松平出羽守樣御老母、當與樣之御母堂養源院樣御逝去。仍て鳴物四五日無物用之由町奉行え申渡候。

一同十九日　上使山崎四郎左衛門殿を以御鷹之梅首鷄「ばん鳥の事か」御拜領、則爲御禮御登營。

○六月十六日　湯澤古淡路法事に付白銀貳拾枚被遣候。白木付臺桐澤久右衛門に渡こ有り。

一七月九日　上使久留嶋左兵衛殿を以御鷹之雲雀御拜領。

忠寛日記に。七月朔日　秋田大雨に付御城土手數ケ處崩。依て御普請之御願有、同廿六日左之通以御奉書相濟。

秋田本丸土手六ヶ所、二の丸土手壹ヶ處、同處外侍屋敷之前壹ヶ所、北丸土手貳ヶ所、押方侍屋敷構之土手貳ヶ處、東之方外曲輪土手壹ヶ處、以上拾三ヶ處崩れ候に付て築立候事幷堀え崩入候丈浚之事繪圖之通得其意候如元可有普請候。恐々謹言。

延寶四

辰七月廿六日　稻葉美濃守

久世大和守

土屋但馬守

佐竹右京太夫殿。

一八朔御太刀馬代恒例之通御獻上。

一嚴有君御臺樣御所勞によつて四日、五日御登營。五日夜御逝去に依て六日、七日御登營。八月十八日御法事に付爲御香奠銀五枚東叡山え獻せらる。廿日東叡山え御佛詣。

或之記錄に。十月上旬公儀御馬買橫手え參着、慰勞のため向源左衞門橫手え被遣。

一十月十六日　鮭鮓二桶御獻上御使者谷田部强左衞門。

一同十八日　御三女奈邊姬樣御夭死御二歲。

忠實日記に。十月十九日　御役米當年御奉公致候者は去年之半分指上、悴病人之分は九ヶ一之積差上候樣にと今日茂右衞門殿にて御家中へ相觸候。

一同日記に。十二月八日　酉刻天德寺庫裡中間之居候局より出火、本堂、御影堂、草堂、米藏壹つ共無殘燒失。當住德峯和尙なり。拙者則走付乞下知、茂右衞門殿も御越、亥下刻鎭。御靈屋無恙、江湖寮、風呂屋同心居候處雜藏二ッ、大門、裏門、鎭守、惣曲輪板塀殘る。

一御影堂に有之闡信樣、天英樣御位牌、御厨子を御繪師津村傳兵衞走付取出之、鑑照院樣御位牌をも傳兵衞取出候。天德寺出家衆え相渡候由申候。然所彼御位牌火事鎭り北之方天德寺前寺之石塔立候所塀之際雪之下に埋候を御武頭淸水八兵衞尋出候。其外御

影堂に有之御先祖御位牌十八體出申候。御臺樣方御位牌不殘燒失。御靈屋の御木塔な御步行御鷹匠高橋伊兵衛、堀尾八郎右衛門組之御中間角之水、同北條又右衛門組御中間善兵衛、圓兵衛無殘取出候由。其外御佛具等も出申候。

一御靈屋に有之天英樣、鑑照院樣御木塔なは水口村肝煎正兵衛百姓召連參柔物に奉入水口村え御供仕、火事鎮御靈屋之奉入。

一方丈、御影堂に有之御本尊貳體共無恙指出候。

一山門下之方半分程燒失。雲隱之方廊下少殘る。

一天德寺開山之位牌、法衣、天英樣よりの御證文、義處樣御自筆紺地金泥之金剛經、其外什物共無殘燒失申候。德峯和尙自分之諸道具は無殘取出候。此儀彼て欲深き出家之由、火事場之樣子無首尾にて候。御位牌等出し不被申、德峯被致方不宜候。仍て寺社奉行大越甚右衛門を以申斷候。

一今度御靈屋御番御武頭清水八兵衛、川井平左衛門、笈川南右衛門、同心之者共差添御番爲致候。八兵衛組は燒跡爲見廻候樣に申付候。瀬谷源五兵衛も今晩罷在度由申に付指置候。

一御位牌無恙御靈屋え納置候間拙者儀罷歸候。

一十一月廿二日　上使千本兵左衛門殿を以御鷹之鶴御拜領、則爲御禮御登營。

一十二月十六日　左近樣御事、壹岐守樣と御名改。義長樣御事也。甲府樣御息樣、此度御官位左近將監樣と被相成候に付御名被改候。

一同廿六日　御□旗帳仕立被仰付。

一同廿九日　東山城義寛卒五十二歲。

【補】江戸より上使に阿久津三之丞被差下。翌正月下旬、御悔御名代として宇都宮帶刀、御香てんの御使として小貫彈右衛門。

○延寶五丁巳

一正月二日　御登營、恒例之通御太刀馬代御獻上。御時服二領御拜領。

淨蓮日記五月四日(マヽ)の條下に。舊臘廿二日屋形樣御登城、御願之通相馬出羽守樣御妹、壹岐守樣え御緣邊被仰出候由申來。(是聖相院樣なり)

一或之日記に。正月上旬南部御境御論地御檢使御下に付、御迎として小川九右衛門、井口織部發足江戶え登。

一淨蓮日記に。舊臘廿六日丑刻、京都仙洞樣御殿破風より出火、女院御殿も燒失之由。

一正月廿三日　江戶より被仰出候は、佐竹山城死去に付、息主殿方え爲御名代宇都宮帶刀遣候樣被仰出御口上之趣申含候處、主殿并山城後室照壽院、主殿妻何も難有よし被申上候。小貫彈右衛門御使者にて銀五拾枚主殿に被下。御名代、御香奠持參御使者之儀先例御勘定所相尋候處、古佐竹淡路死去之節、爲御香奠銀五拾枚被下候と斗有之持參御使者不相知候。明日、淡路死去之樣子石塚市正え相尋候得は故淡路死去之節御名代小野右衛門、芦名主計死去には御名代石塚市正、御香奠小貫宇右衛門御使者にて被下候由市正被申越候。明日芦名之樣子市正正敷覺候故其例尤に存、此度帶刀、圓右衛門申付遣候。

一主殿方より御名代之御禮宇垣庄太夫、御香奠御禮大繩理右衛門を以難有旨、照壽院主殿女共所よりも拙者共迄御禮被申越候。忌中に候故不及御請拙者心得申上候樣にと申越候。

一二月七日　就御吉辰御龍印(マトヘ)御截初在。

淨蓮日記に。二月七日　御龍印小旗御截初。拙者辰刻登城御截初調之、御吸物にて御祝儀有之、奉行出市郎右衛門、大野重右衛門、三村正右衛門、爲指圖今村庄兵衛罷出候。先年御截初之役は戶村重太夫義國相勤候由、此度拙者被仰付候。

御龍印　內壹本無地之白地、同壹本紺地六掾扇御紋壹白、同壹本紺地三掾扇御紋付壹ツ

一同廿三日　於東都德壽丸樣御袴着、北左衛門義明勤之、介副太田九郎左衛門乾香。

一三月九日　東山城家督、嫡子主殿え上使梅津茂右衛門を以被仰渡。

一同十三日夜、同十五日大地震。

淨運日記に。三月廿七日　御番乘、茂右衞門、拙者出見候と有り。

一四月四日　御二男樣御誕生。仁壽丸樣と稱、後相馬彈正少弼昌胤樣御養子、香雲院樣之御事也。

淨運日記に。四月七日　拙者儀江戶御留守居被仰付今日久保田出足、當四日御前樣御男子御誕生之御飛脚岩崎村にて逢申候。

佐竹主殿家督拜領爲御禮家來大窪庄太夫江戶え爲差登、罷下新庄にて逢申候。十九日江戶上着。

一同十七日　御檢使設樂（シタラ）市左衞門殿、中山茂兵衞殿、設樂源右衞門殿南部御領御當領御領民御境目爭論に付御訴に依て被指下、長木澤御境御見分南部之方より御出。廿七日秋田を御通、江戶え御登。

【補】久保田、五月朔日共、御馳走御請不被成爲に日を違御泊と云。

一同十九日　稻葉美濃守正則樣爲上使御歸國御暇御拜領。銀五百枚、御袷五十領御拜領、則爲御禮御登營。

或之日記に。五月十二日　酒井雅樂頭樣御招請あり。

一五月十六日　江戶御發駕。此節御供御家老澁江宇右衞門。

淨運日記に。五月十八日　壹岐守樣御登城之處、御願之通本庄御屋敷御拜領之旨御老中御列座にて酒井雅樂頭樣被仰渡。

一六月四日　久保田御着城。御歸國爲御禮佐竹淡路義敞發足、白鳥二、蠟燭千挺御獻上。同月廿八日義敞登營御目見、自分之太刀御馬代獻上。翌廿九日登營、御奉書被相渡、御時服三拜領。

〇六月六日　出にて原田平入、松村鐵齋御料理被下私云。兩人御下之節被召連候歟。同十日平入、鐵齋男鹿、野代見物に被遣候。同道大嶋小助御中屋壹人色々持參申候。同十二日、御境目相濟候に付爲御祝儀御家老、御相

手衆大勢獻上物在り。同十三日、此度御下御祝儀御相手衆、表役人、御側役人、大番、大小性頭大勢御料理被下。同廿六日、原田平入龍登候に付銀二十枚、鹽引、御菓子被下之、院內迄御中屋壹人參候。

一、忠宴日記に。六月四日　據人共江戶御評定所え罷出候處、久世大和守樣其外御役人中被爲出、御國繪圖を以御檢使設樂市左衛門殿へ御渡被成候。繪圖え出羽、奧州之境墨筋を被爲引幷御裏書御老中、御奉行中御印判被成双方百姓共に被相渡、頂戴罷歸。大館分は此方百姓共申上候通に嶺限水落次第に御當領え被附置、十二所は南部之百姓申立候通に境筋被爲引、三ケ二南部領え被附置三ケ一御當領え被附置候。

秋田領十二所南部領花輪之論處

一前代より之國境ははつかひ澤流を挾、鹿角森、比內森兩國の境塚はつかひ澤之澤頭より十文字野、比內沼山、鹿角沼山、長坂之峯續境と秋田より申立候。

一南部領花輪より境と申所とふかい川原館、高梨館、大場ケ平、笹長根、猿田澤、駒峯長根、龍ケ森、大高場山、捨神、しはり合、樋割源菱山、胃石煩惱山迄申立候處、今度國境御立被成候はとふかい渡、高梨館、大場ケ平、朴木峠、長持長根、龍ケ森、高場山、すはり合、立妻山、馬立場、栗木平、ふなの木坂峯通境目相立、此內南部領に相極候。右論處、南部より申掛候內笹長根、猿田澤、駒峯長根、捨神山、樋割澤秋田領に相濟候。ふなの木澤之內一返り澤、胃石煩惱山まて秋田領に罷成候。右之論所三ツ之もの二ツ南部領に付壹ツは秋田え付壹里四方無之地形。

秋田領大館と南部領毛馬內之論處

南部より境と申立候處々

一館ケ澤、橫長根、大森、二ツ石、慈々澤、三森、峯限、橫瀧、於柏、杉の澤、山の神林、長木の峯返り、淸水ケ峠まて堺と申立候。

秋田より堺と申立候は

一境澤より橫長根、大森、赤澤山、松森、札立場、日暮山、水澤頭、袈裟掛坂、境森、長木の峯返り、淸水ケ峠まてと申立候通秋田領に相濟候。長さ四里餘、拾一里餘、或は一里之內御座候所も有之何も差渡候積り。

一六月十九日　佐竹主殿家督御禮、家來七人被召出御目見。

一同廿一日　岩城權之助樣御出、於長野爲御馳走番乘被仰付。

淨運日記に。六月十九日　佐竹淡路殿上着。同廿八日登城、公方樣御前へ被召出御獻上恒例之通。淡路自分之御禮太刀目錄獻上首尾好相濟、從御前御獻上物稻葉美濃守樣御披露、淡路自分之御禮は土井兵庫殿御披露。翌廿九日登城、美濃守樣御奉書被相渡候。時服三、內證御單物拜領。

一七月三日　熊皮五枚、箱肴一種御獻上、御使者佐藤五郎左衛門秀信登營。

○同六日　本阿彌光受御料理被下候、相伴淸水四兵衛、土岐其好（御座敷無之。光受何頃此地に參候哉不見。）同九日御圓印上覽御料理被下候。梅津茂右衛門、宇垣庄太夫其外役人罷出候。同十七日、御町踊御臺所前にて上覽。同廿二日手形御休にて侍鐵炮上覽。同廿五日、光受男鹿え被遣候に付御料理道具爲持御中屋壹人遣候。御賄御判紙長澤又兵衛請取。

一七月廿三日　秋田郡鶉木、山本郡野代え御遊獵。

一八朔御太刀馬代御獻上、御使者玉生八兵衛舜宗登營。

一同廿一日　野代より御歸城。

戒之日記に。九月十日　南部御境論之節心力相盡し無御滯相濟候に付小川九右衛門に御加增百石、井口織部に五拾石、據人四人に參拾石充、百姓之據人形部に高八拾石、外三人に四拾石充、小場石見家來小山縫殿、山田藤左衛門え銀拾枚、御時服貳ッ充を被下置。十二日、澁江宇右衛門南部御境まて巡視として發足、于時小川九右衛門、井口織部、御用人中川與左衛門、樋口市左衛門隨ふ。十月下旬御馬買衆橫手之着、直に南部え移る。

一九月十三日　御境目相濟申候御祝儀御一門、御家老、御相手衆、引渡、廻座、諸役人、御側役人大勢、御目附御廣間にて御料理被下。同十八日、佐竹石見家來小山縫殿、山田七右衞門、前小屋傳右衞門御臺所御取次之間にて御料理被下。同日光受登申候に付仙北え御賄に御中屋一人被遣候。幷白銀三拾枚時服三被下候、長澤又兵衞に渡。同十九日、手形御休にて侍鐵炮上覽。同廿九日御母衣御立物御祝儀有之、安樂寺にて色々遣候。同十四日、主計御暇之御料理被下候。

一十月十一日　女院御所御普請出來、御移徙爲御祝儀銀貳拾枚、二種一荷御獻上。御使者京都在番棚谷平右衞門勤之。

一同十六日　平鹿郡淺舞御遊獵、同廿八日御歸城。

【補】〇十月中旬　江戸より御馬貫衆横手え御下。

一十一月十五日　禁裏御築地御料として江戸におひて銀三拾壹貫六百五拾五匁壹分八厘壹毛御獻上。

或記錄に。廿一貫貳百五拾目餘と云々。

〇十一月廿六日　子籠御獻上。每度は年內被指上候得共、年內は鹽引、子籠は年明候て被指上由被仰付。

一十二月五日　於闐信寺先公七回御忌之御法事御執行去年燒失後天德寺未御造營に不至。〇十二月朔日、高野金光院罷下候に付金之間にて御吸物被下、白木具白三方。閏十二月十四日、節分御祝儀前々之通。

【補】〇十二月七日　多賀谷左兵衞え御成。

〇同十三日　東圭殿え同。

淨運日記。十二月十三日　拙者乘物御免之御願先日相濟、今日小目付小出甚左衞門殿神文持參血判相調申候。

起證文前書之事

拙者儀持病に疝氣御座候て痛差發申候時分は馬上不自由に御座候。依之、乘物來年六月迄御免被下候樣に御訴訟申上候。其内に成共右之煩本復仕馬上不自由無之時分御斷申上、此誓紙申受乘輿仕間敷事。

右之趣於相背は神文云々。小目付拾人之宛所。

一十二月廿九日　信太內藏之助嫡子喜四郎、黑澤甚兵衞嫡子嘉兵衞、梅津內藏丞忠廣、匹田齋定盛、岡谷伊織を廻座に被仰付。

【補】閏十二月四日　宇都宮帶刀、來御年始之御禮御代官に被差登、午二月十七日下着。

〇延寶六 戊午

一正月二日　歲首爲御祝儀御太刀馬代御獻上、御使者宇都宮帶刀亮綱登營。

〇正月四日　御初野御用如每年鳥毛三拾本堀尾八郎右衞門相渡例年鳥毛御鑓被指出。同日目長崎え御出、梅津半右衞門強飯差上候。同晚、御步行目附三人、御鷹匠六十三人、御馬役十七人御料理被下。同廿八日御渡野より御歸、御相手番、御番頭迄十八人、其外御法度書之間にて諸役人、御兵具奉行等御料理被下候。

同晦日、御年重に御年縄八木納る。

一同十七日　秋田郡虻川御遊獵、同廿八日御歸城。同十六日御渡野御出之筈にて御相手十三人、御側廻り廿四人御料理被下候處天氣惡敷相止今日に成候に付昨日之通御料理被下候事年始御出故と有り。

○二月朔日　右之御祝儀御相手衆六人、御側衆は七人御料理被下候。

一二月廿七日　「十七日共」平鹿郡淺舞御遊獵、三月七日御歸城、御相手番、番頭、諸役人御料理被下。

一三月九日朝夕より十日朝夕諸士に御料理被下。

○三月十八日　松壽院始女中出しにて御料理被下、御側衆廿人御料理被下候。同十二日又四郎元服出仕御料理被下。同晩左兵衞處に御成。同廿七日、今日御發駕に付御相手五人、御側廻十八人御料理被下前に前日被下候得共此度御當日被下、併役人不見得。

【補】○物頭前々町並に被下候得共此度は別て被下候。

一同十九日　渡邊久助殿爲上使御鷹之梅首鷄御拜領、即爲御禮御登營。

一同廿七日　御發駕、四月十四日御上着。翌十五日土屋但馬守數直様爲上使御出。同十八日御登城、御參勤御禮、御太刀、御馬栗毛銀百枚、綿貳百把御獻上。

忠實日記に。三月晦日　佐竹左衞門殿御嫡子福松殿出仕。先規之如く於御城御元服、又四郎と名改、御腰物拜領。明日爲御禮家來矢野八兵衞爲差登、江戸表上々樣え御禮被申上候。

按るに。三月廿七日御發駕之所忠實日記右之通に有之儀不審。同日記に「四月十四日屋形樣御上着、梅津茂右衞門秋代り大

將監右衛門御使ニ有。然尚忠富在江之事故有日限書誤歟。

一四月三日　佐藤忠左衛門願之通閑居被仰付、家督文七え無御相違被下。忠左衛門法體、無及と改。爲御禮家來川嶋逸平使者に差登。

一四月六日　御家中御料理被下候節御公用に參候者九十一人、今日御料理被下。

一五月十七日　拙者江戸御留守御番無恙相勤、今日江戸發足、晦日秋田下着。

一六月五日之條下に。拙者在江中乘物御免神文、小出甚左衛門殿より矢田部强左衛門受取候由下り候。甚左衛門殿、强左衛門に牛右衛門知行高御尋候故、壹萬石歟と覺候由申候へは壹萬石以上は神文に及不申と御咄之由。

一或人之日記に。六月十五日　女院崩御之段廿六日秋田え達、明日三日鳴物御停止。

一七月十九日　溝口孫左衛門殿爲上使御鷹之雲雀三十御拜領、即爲御禮御登營。七月十九日秋田大風。八月廿七日同地震。

一九月廿七日　石塚市正里義卒。

淨蓮日記に。十月廿八日　大越甚右衛門下り被申候に石塚市正跡職嫡子孫太夫に無御相違被仰付幷御陣割、火消番頭、御番乘頭市正に不相替被仰付候。市正殿は九月廿七日辰刻死去。

一或之日記に。十月初旬將軍家御馬買横手え來る。十三日南部え赴く。

〇十月廿五日　石塚市正死去に付孫太夫に御香奠銀三拾枚被下候。玉生八兵衛に相渡候。

一十一月晦日　大番處え火鉢貳ッ冬中被貸下之由、宇右衛門申渡。但炭之儀御臺所え申渡し此年より初て被貸下歟。

一十二月三日　高木忠右衛門殿爲上使御鷹之鶴御拜領。

一同十三日　壹岐守義長君御婚禮、相馬長門守信胤女。同廿八日御婚禮相濟爲御禮御登營、御時服三御獻上。

忠實日記に。相馬出羽守樣御妹おなめ樣、兼て御約束之如く光聚院樣御養子に御上屋敷え御引取被成候。

一或之日記に。九月十四日　甲府綱重公御逝去。是、家綱公御舍弟館林宰相綱吉公御兄なり。

○延寶七 己未

一正月二日　御登營、御太刀馬代を獻せらる。御盃酒及御時服御拜領。○正月元日、御家老澁江宇右衞門、梅津半右衞門、梅津與左衞門、御小性頭鈴木平藏、牛丸六郎兵衞、御膳番登城、御祝儀相濟御雜煮出る。

一二月廿一日　鱗勝院に於て保德院樣十七回御忌御法事御執行。

一四月朔日　宇都宮帶刀綱亮卒。

一同十二日　設樂市左衞門殿爲上使御鷹梅首鷄御拜領。同十五日、久世大和守廣之樣爲上使御歸國御暇御拜領、銀五百枚、御袷五十領御拜領。

一同廿六日　幾世姬樣御誕生。

淨運日記に。四月十七日　早川治太夫御番組北條長左衞門事、古田理右衞門に被討留候意趣之事は知不申候。右に付段々遂詮議候處、密通之儀相顯れ北條長左衞門を討留候儀、長左衞門不屆前代未聞に候。理右衞門始終致方神妙に被思召候。先例有之候間、理右衞門儀は無御相違候間御番相勤候樣可申渡候。長左衞門妻子には御構無之候間、好身共勝手に可仕由被仰出。

一四月廿七日　岩城伊豫守殿御領大正寺にて川役御取候儀、黒澤甚兵衛、生田目隼人を以兩度迄伊豫守樣え被仰遣御聽届、下り舟之川役向後一切御取被成間敷に相濟候由江戶より申來。

一六月十日　江戶御發駕、同廿八日御着城。御歸國爲御禮佐竹主殿義秀發足、蠟燭千挺、二種一荷御獻上七月廿八日義秀登營。

○六月廿九日　御着城と在り。御相手之外に大番頭、大小性頭、諸役人、御側廻大勢御料理被下。

一七月六日　御下國御祝儀御料理被下面々御座間にて老中、御相手番、外老中御相手番嫡子、大番、大小性、郡奉行御廣間にて町奉行、勘定奉行、惣山奉行、裏判奉行、八木作助、作事奉行、兵具奉行、御目附當番大番ノ小性組頭、能代役人、御醫者、御側役人　萶より御拍子御座候。同日御臺所役人局にてたはこ御免被仰出御取次小貫又左衛門。

按るに。御歸國御暇にて御着城卽日御禮御使者之節、御定例蠟燭白鳥御獻上之處二種一荷御獻上之儀、此年に限り定て故あらん、未考。

忠宣日記。七月朔日　石塚孫太夫繼目御禮、太刀目錄御馬獻上。御吸物にて御盃被下、家來藤井新左衛門、川井藤右衛門、山田新右衛門、館淸左衛門、右四人被召出。

一同月十八日　黑谷伯耆え桐澤又兵衛、井口織部を以被仰渡候は去年出羽、奧州御境目相濟、南部領より初て狀付致候處に久保田え不申上、去年中半右衛門、宇右衛門方より穿鑿之上申上候儀無調法に被思召候。依之、所替被仰付角館え移さる。右代として梅津五郎右衛門忠定を十二所え被遣、其組下を預置。

一八月朔日　梅津茂右衛門忠眞卒年四十七。

政之日記に。八月五日　梅津五郎右衛門伯耆に代り十二所え引越。

一八月廿二日　幾世姬樣御夭死。

一九月　山方民部病氣、寺社奉行、大御番頭御訴訟によつて御免、小野崎大藏寺社奉行被仰付、舟尾源右衛門十番之御番頭被仰付。

【補】〇八月十八日　眞崎兵庫、江戶御留守居番被仰付候。九月末に登。

〇同日大越甚右衛門、横手御馬買衆御名代被仰付、矢野平右衛門、滑川八右衛門、今村喜兵衛、嘉藤五左衛門物頭。

〇九月　山方民部寺社奉行番頭御免、出仕取次子共喜三郎に被仰付。寺社奉行小野崎大藏、番頭舟尾源右衛門。

一淨運日記に。九月廿三日　梅津藤十郎忌明登城、富之助同道、亡父茂右衛門跡式無御相違并茂右衛門に被仰付候御代官所直々藤十郎に被仰付候。是は藤十郎幼少に候得とも與左衛門諸事可申付候間被仰付候由。與左衛門にも登城、茂右衛門殿八月朔日死去同晦日藤十郎繼目御禮、茂右衛門遺物青江直次之刀獻上、黃金廿三枚之札物。

一十月朔日　御亥子之餅を賜ふ。是より先き諸士え都て御手自是を被下置候處、今年より御物頭まて御手自被下、其以下壹人充出て各自ら是を取らしむ。

淨運日記に。十月朔日　御亥子御祝儀金御書院にて引渡より武頭まて、御座之間にて老中より當番御茶屋組頭まて御手移被下、金御書院御座敷之内え御祝儀之餅鉢え入二ッ差置、面々頂戴之退出當年より初て個樣被仰付。

〇十月六日　御馬買衆諏訪部文九郎殿、中山勘兵衛殿今日横手え御着。

一同六日　申刻、身延山久遠寺先住僧日莚を被預置、九日江戶を發す。廿四日久保田え着、梅津半右衛門忠宴宅東之地に幽す。本、梅津五郎右衛門忠定屋敷也。

或記錄。大番六人充當番より勤之と云々。

或之日記に。十月　諸士差上米去年之通九ヶ一の半を十一月以前に上納被仰出。

一來年頭之御使者須田主膳被仰付、十二月發足。

一十二月九日　諸支配頭を以御廣間え被召出、御當用御不足左之通に候間勘辨可仕旨御書付被相渡。

一銀子八百貫目　　御領内より壹ヶ年出目

一同四千百四拾六貫八百九拾貳匁八分貳厘九毛　　午年江戶、京、秋田御入用

一同貳千四百七拾七貫參百四拾目　　申の正月より御借銀本に成る

一同貳千貳拾八貫四匁壹分壹厘　未暮江戸、秋田御不足

當暮貳千貫目餘之御不足銀は京にて御借銀可被成積り、來年御參勤可被成御用意之銀子一圓無之候以上

未十一月廿一日。

一十月廿四日　日筵上人今日八ッ時安樂寺着、御料理二汁六菜。相伴大越甚右衛門、小野崎大藏。御夜食には御臺處役人兩人御相伴仕候。日筵上下三八にて御下り不斷一汁三菜より五菜まで五節句二汁七菜、下人不斷一汁二菜五節句は三菜に可仕候。下人共え木綿縞夜着貳ッ、同綿入貳ッ被下候同廿五日、脇さし封印にて一包、右下人之分之田岡田理兵衛御臺處え納。十二月十三日、日筵新宅え移さる。私云。此新宅は梅津牛右衛門後之御用地之事也、正德年中岡本字五郎に被下岡谷伊織と引替ふ。

一十一月十一日　御評定所にて深谷藤左衛門に被仰付候。向後老中え五節共被下候事無用に仕、年頭に斗可仕被仰渡候。

一同廿二日　津輕越中守樣御使者渡邊彌五左衛門金之間にて御料理被下。

【補】來年頭爲御代官須田主膳被仰付、十二月四日御登。

○十二月　相馬出羽守樣卒去に付鳴物三日停止、七日より。

○十二月九日　御城にて施餓鬼あり。

一十二月十四日　御下り以後御たはこ刻申候に付小野崎正左衛門組之御足輕御褒美銀壹枚被下候。

○延寶八　庚申

一正月二日　年頭爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者須田主膳盛品登營○正月元日、二日、三日例之通。

同七日、去る二日御用立候梅之臺、佐竹主殿に鹽白鳥一羽被添下、上使根岸與市。此事前々之日記に無之、此度初て歟不審。

一同四日　御箇條を以御家中え御簡略之御制禁を被仰渡。

或之日記に。右被仰渡之次第左之通。

一從此以前簡略之儀雖被仰出、自今以後彌相守其旨隨分可致簡略事。

一衣裝之儀跡々より雖仰出猶以今度御簡略被遊、上は御一門其外大身小身によらす持來分は可着之、新敷仕立候衣服隨分輕可致之候。御前え致着用候衣服も麁相成分は不苦候。木綿成とも可着之、支配有之者は其頭之遂吟味無頭ものは傍輩仲間にて互に可致吟味事。

一於江戶表服は先年從公儀雖被仰出之、自今巳後毛織卷物之類堅く可爲無用候。龜屋地、羽二重は不苦、陪臣之士は絹布にても可着之、若黨如巳前絹紬布木綿此内を以勝手次第可致着用事。

一屋作之普跡々雖被仰出、自今以大身小身たり共分限に應し輕可致之事。

一家財等不可致美麗、內證之奢無之樣簡略可致事。

一振舞之儀出仕、繼目、婚姻或は佛事等にも一汁三菜に過へからす。親類仲間たりと云ふとも常之振舞一切可爲無用。但用所有之寄合之節は右に應し輕く可致事。

一土產物獻上之儀可爲無用、惣して音信、贈答等出仕、繼目、婚姻等之節親類、仲間は其分限よりも輕く可用之、此外遣物取替し堅く停止之事。

一女房小袖百目、帷子五拾目より高直なるは大身小身によらす堅可爲無用、若持來分は不苦。但召使之下女は布木綿之外不可着之上帶に斗絹布にても可用之事。

一知行高四百石以下之者常立之乘馬相止之、物頭役人たり共向後小荷馱を立置へし。縱公事たり共小荷馱にて不苦時分は可相勤、江戶御領內共に小荷馱不成公用之節は御貸馬にて可相勤事。

右之條々堅可相守候也。

申正月　日。

一二月五日　秋田郡虻川及山本郡野代御遊獵、三月七日御歸城御出之砌御歸城之節共前々通御料理被下候面々在り。

一當月より評定所之式日二日、十二日、廿二日に被定。

或之記錄に。二月十八日　諸士に左之通以御書付被仰渡。

御借銀之覺

一銀四千九百四拾四貫七百四十參匁六分壹厘

内四百四拾貫目　京都之分

同貳千四百壹貫貳百九拾八匁六分壹厘　江戸之分

同千百貳貫四百四拾五匁　秋田之分

同千貫目　是は酉の春より壹ヶ年米壹萬石充被遣五ヶ年にて納切之筈。

殘る參千九百四拾四貫七百四拾參匁六分壹厘　中十二月御借銀元利共、右之御借銀共納切之積り。

一久保田給人當分御奉公勤候者は知行高百石に付貳拾石充、五ヶ一之割。

一同給人病人悴知行高百石に付高貳拾五石充、四ヶ一之割。

一同給人知行高五拾石以下參拾石迄、高拾石に付壹石四斗貳升八合五勺充、七ヶ一之割。

一同斷五拾石以下參拾石迄病人世悴、高拾石に付高壹石六斗六升六勺充、六ヶ一之割。

一同斷五拾石以上江戸詰之者は高百石に付拾壹石壹斗壹升壹合ッ、、九ヶ一之割。

一同斷五拾石以下參拾石迄江戸詰之者、高拾石に付壹石充、十ヶ一之割。

一同斷子共江戸詰之者親之知行高五拾石以上之者、高百石に付高拾貳石五斗充、八ヶ一之割。

一同斷親子江戸詰之者は一圓差上間敷候。但、父子共に江戸定詰之者は親壹人江戸詰之割可爲同然候。

一在鄕給人知行高五拾石以上之者高百石に付貳拾五石充、四ヶ一之割。

一同給人知行高五拾石以下參拾石迄、高拾石に付二石宛、五ヶ一之割。

一同給人跡々御役米差上候時久保田並之者は此度も久保田給人可爲同然。

一久保田在々共に遠路之御公用高五拾石以上之者は日數百八十日を越勤候はゝ九ヶ一、九十日を越勤候はゝ七ヶ一、高五拾石以上六拾石迄之者日數百八十日を越勤候はゝ十ヶ一、九十日を越勤候はゝ八ヶ一、右之割にて久保田在々給人共に米指上候積り

一米二萬九千石餘、此代銀八百七拾貫目。但壹石に付三十目直、以此銀右之御借銀六ヶ年には濟切候積りに候間申の暮より六ヶ年米可差上候。

一米差上候儀は面々知行所之内何方を可差上と割合候高程之積書付致、郡奉行所え上納可申候。在々給人は其所々之頭え書付被納可被申候。其物成米役人え百姓方より直々可爲受取候。各差上候高之内水損旱損等有之物成米不足候はゝ殘知行高物成足し候て可被指上候事。

申二月十二日

○

一三十石以上知行米差上候年數之内拜借物被延下候。併以前御無沙汰差上不申分は可被召上事。

一御役米懸り之事。

一添川御拂新代銀掛之事。

一諍馬代銀掛り之事。

一野代、舟越、院内山御拂代銀掛り之事。

一江戸より罷下拜借金錢掛り之事。

一江戸雁屋買掛り。從公儀御濟替返上不申金子之事。

一知行差上口米政所免御貸銀拜借之事。

附、先年百石に付百目被貸置候外品により被貸置候銀子之事。

右個條之掛り銀は知行持は富高差上候知行え差加年數にて被貸候銀子之事。御扶持方之者は御切府御扶持方にて年々御差引可被召上候以上。

申二月十三日

定　　二月十日に被仰出左之通

一知行高三百九十石迄は乘馬無用乘掛にて御供仕。御扶持方江戸道中共上下七人。

一同四百石より六百九拾石迄は御扶持方上下拾壹人。

一同七百石より九百九拾石迄御扶持方上下拾三人。

一同千石より千四百九拾石迄は御扶持方上下拾五人。

一同千五百石より千九百九拾石迄は御扶持方上下二十人。

一同二千石より二千九百九十石迄御扶持方上下二十五人。
一同五千石より九千九百石迄は御扶持方上下四十人。
一同百五十石より何百石迄も駄賃にて江戸え罷登候はゝ御扶持方上下五人。
一同四百石より二千九百石迄は乗馬一匹。
一同三千石より乗馬二匹。
一同三百九十石迄は御公用品により御貸馬口取共に可被貸下置候。
一同六百九十石迄は江戸登之節は小者四人可被貸置候。
一同七百石より九百九十石迄は江戸登之節は小者三人可被貸置候。
一御領内御公用之時上下五人之者は四人、上下四人之者は三人、上下三人之者は二人御扶持賄可被下候。江戸登之節は可爲如此之候。
一御城下火事調之者、今度御定之人數小荷駄にて可相勤候。
右之通江戸、御領内共に御簡略之内以此趣可相勤候也。
二月　日

○

武之記錄に。三月十六日　佐竹主計に被仰付候は、角館邊公用に組下不足之時は今宮攝津守組下なりとも可申付、并攝津守にも此旨を被仰渡處に攝津守申上候趣は、組下公用之儀は私え被仰付可被下、若其趣に不被成下候はゝ平鹿郡增田え組下私以前之采邑え可被移旨訴所に、三月十八日攝津守久保田え移る樣に被仰渡。

一三月　天德寺住持德峯閑居之暇を賜、鱗勝院住持を天德寺に被移置。四月十五日、德峯久保田を發して野州藥師寺え移、仍石井重右衞門、片岡權右衞門御足輕四人被附置。

○三月十八日　黑澤多左衞門郡奉行被仰付、中川宮內同役。同十九日、院內所司代矢田野四郎左衞門依病氣御訴訟、右代大山因幡義武被仰付。同日作事奉行山邊甚左衞門、惣山奉行根本庄右衞門被仰付。

【補】三月　院内矢田野四郎左衞門代に大山内膳被仰付、同夏角館より引越。四郎左衞門は久保田染地え御移被成候。

〇三月廿二日　惣山奉行根本正右衞門、物頭岡半左衞門、半田佐左衞門、桐澤久右衞門、大山與一左衞門、作事奉行山邊仁左衞門被仰付。

一同廿三日　屋形樣江戸え御登。

一四月十三日　御參府。同十四日上使大久保加賀守樣御出。同十五日御登城。同廿六日鷂御拜領、上使三枝備前守殿。

【補】御鐵炮三十、御弓御鑓十つヽ。今年半分に被減と。

一同十二日　向後御步行、御鷹匠、御茶屋、御料理被下候時御酒被下候はヽ御中屋に酌取候樣被仰付候。

一同十六日　御荷物三十六貫目に候得とも、向後三十九貫目に可仕候。此度御步行目附被附置候。（於は御參府に付候てか。）

一同廿三日　御發駕御料理被下面々在。佐竹主計處え御立寄。（編者云。廿三日の項或は三月か）

一五月六日より將軍嚴有君御不例に付七日御登營之處、酒井雅樂頭殿を以被仰渡候は、若君樣無之に付館林樣（館林宰相綱吉公）御養子被成置候由、今日館林樣大納言樣に被爲成候。（德松樣館林樣御相續に仍て守り立可申由御家司え被仰渡。）

一同九日　爲御機嫌窺御登營之處、公方樣昨八日晚薨御之旨被仰渡。仍て、十日より十六日迄每日二之丸え御登營。

御日記。

一五月十二日　索麪一桶大納言樣え被獻、御使者鷲尾權右衞門。

同

一同十六日　酒井雅樂頭忠世殿、堀田備中守正俊殿御宅え御出、御代替に付御誓紙之御願被仰上。同十八日雅樂頭殿御宅にて御誓紙を獻せらる。右は酒井雅樂頭殿、稻葉美濃守正利殿、大久保加賀守忠朝殿、土井能登守利房殿、堀田備中守殿、右五人之御究所なり。

一同廿一日　二之丸え御登營。廿七日同斷。廿九日東叡山御佛詣。一昨廿七日より御法事に付御束帶。

一六月九日　瓜一籠御獻上、御使者鷲尾權右衞門。同十七日吉野葛粉一箱御獻上、御使者同斷。同廿四日補一箱卄袋入御獻上、御使者同斷。

一同十八日　二の丸え御登營。同日一說、六月三日東叡山え御香奠銀二十枚御進獻、御使者小瀨縫殿助。

一家綱卿御法諡本稱嚴有院樣贈正一位大相國。

一六月十八日　御月額御取。十九日御登營。

一同廿七日一說、廿五日廿九日御登營。今日御精進揚に依て鯛二御獻上、御使者谷田部强左衞門。

一七月七日　御登營。同十日、今日大納言樣綱吉卿御本丸え御移に付御登營。同十一日御本丸え御移徙爲御祝儀鮮肴御樽二荷被獻。

或之記錄に。七月廿三日　德松樣え干鯛一箱、昆布一箱、御樽二荷進せらる。御使者根岸惣內。

一同廿二日　御直垂にて御登營、御繼嗣之爲御賀儀別儀御太刀遠近代金五枚御馬金馬代代を被獻、御簾中え銀貳拾

枚御肴一種、姫君様え銀拾枚鮮肴一種被獻。

一同廿七日　來月將軍宣下之節高倉大納言殿御馳走之儀台命あり。

或之日記に。將軍宣下勅使來月下旬御裝束之爲高倉大納言殿御下向、御外緣あるを以廿七日右御馳走被仰家、明日廿九日傳奏屋敷之内高倉屋敷を御請取、御假屋等之御拵有り。根岸惣内、井口織部御馳走役被仰付、御番人寺崎彌左衞門、原田三左衞門、波多野多助、大山文右衞門、大山市之助、物書吉成九八郎、今村喜兵衞、御留守居瀧田源太夫、御臺所役嘉藤多右衞門、神澤八郎左衞門、同物書橋谷市之丞、御賄方吉成平左衞門(平治右衞門か)八代六兵衞被仰渡。

一八月十八日　高倉大納言殿御參着。

或之日記に。八月六日　朝、秋田領峯吉川村名主作左衞門、百姓三郎兵衞、寺館尻引村百姓半三郎、右三人を評定所え御呼出し。右は矢嶋領百姓と御境論に因て今四月より江戸え被差登に仍て也。右論地御檢使として羽州山方御領主奥平小二郎昌章之臣田山與治兵衞(物頭)瀧川喜左衞門(郡代)高橋與兵衞(手代)右三人を被遣山、據人三人引合さる。依之右御用として今四月より在江、同七日御境檢使を命せらるゝに付奥平小二郎殿、松平清三郎殿え矢田部強左衞門を御使者に被遣、八代六兵衞、吉成平治右衞門矢嶋御境目爲御用近日久保田發足に付各銀三枚充被下、且矢嶋御領奔走り之士郷民御當領に居住之者を選し爾後御當領に留置間敷旨を命せらる。

一或之日記に。八月廿一日　大久保加賀守忠朝様より御奉書到來、明後廿三日將軍勅使院使御對顏に付束帶にて同姓壹岐守同道可有登城由。

一同廿三日　將軍宣下に因て御登營。宣下之次第、征夷大將軍右近衞大將右馬寮御監淳和奨學兩院別當源氏長者。

【補】八月廿三日　當公方様將軍に被爲任候覺。

將軍宣下の日は何も御登城、束帶之御裝束にてしやくを持、白木綿足袋、陽の御太刀御帶御出仕の事。

一將軍宣下の日は御祝儀上り不申候。重て右之御能在之節持參太刀にて候。

一御倉様其外えも御祝儀上り不申候。

傳奏屋敷
一勅使　花山院大納言　千種大納言　脇坂中務

同
一法皇使　池尾中納言　伊達宮内

同
一本院使　河野中納言

同
一新院使　平野中納言　堀周防守

玄勝屋敷
一女院御使　留小路三位　細川豐前守

天德寺
一近衛内大臣　相馬彈正

清正寺
一鷹司左大臣　仙石越前守

一高倉大納言　土御門極□別候二人

外、記官務告夫一人

右分所不知候

家老松山右近、小性侍藤田權丞、渡部德兵衛、山口安兵衛、深川多兵衛、瀧勘右衛門、井尻伊右衛門、木村權右衛門、步行山口淸兵衛、吉田忠兵衛、今井源左衛門、岡本一郎左衛門、谷口正左衛門下部二十人。

【補】一正二位内大臣征夷大將軍源氏長者淳和弉學兩院別當右馬寮隨身兵杖

右は八月廿三日勅使にて被仰渡寫。

一同廿七日　高倉大納言殿東都御發駕に付銀三拾枚被進、御使者梅津内藏丞。

一同廿八日　御登營、今月十九日　法皇樣崩御に依て也。右に付京都え爲御使者上曾市兵衛を被差登。

御國許え閏八月九日達す。同日より七日之間遊興鳴物等な禁せらる。

一閏八月十一日　土井能登守利房様より御奉書到來、明後十三日裝束にて登城將軍宣下之御賀儀可申上、且同氏壹岐守可有同道旨。仍之十三日御登營、御太刀馬代を被獻。

一同廿二日　第御四女幾世姫様御夭死御二歲。

御法名一空知電。曾て勢州久居之城主藤堂佐渡守高通侯に養はる、因其御菩提所武州南禪寺に葬る。

ある人の日記に。閏八月六日　江戸大風雨洪水、上中下御屋敷御破損多し。淺草邊街道、船にて往來。深川所化丸様御屋敷え急に水揚、御道具無殘人水、隆淸院様、長老院様、所化丸様御藏之内船にて御乘入危き場所御遁。翌七日諏訪町御屋敷え御引移。

一御日記に。閏八月十七日　嚴有院様御靈屋御造營に付槻木割木材木無節一本長四間一尺、捨二尺六寸、厚一尺四寸、同木割木無節二本長二間一尺、大さ壹尺四寸四方な被獻。御使谷田部强左衛門、御材木奉行依田小隼人、川勝平左衛門、小林甚五左衛門え引渡す。

一淨運日記に。公方様八日晚薨御之御告に候得とも、實は午刻薨御之由。五月十六日上野え御葬之由増上寺え被仰渡候に付、増上寺方丈な初關東の淨土宗十八ケ寺之檀林所、其外諸化物て僧數四千程寄合公儀え御訴訟申候は、權現様台德院様より之御書付も有之御代々淨土御宗旨に候處、此度上野え御葬致迷惑候由にて餘程騷候由。然る處松平陸奥守様え大納言様被仰付候は、増上寺坊主共致騷動候陸奥守人數被召連罷出押可申由被仰付候。寺社奉行板倉石見守殿、松平山城守殿な以從大納言様増上寺え被仰渡候は公方様御遺言にて上野え御葬に候。御當家御代々淨土御宗旨之段は紛無之、依て此度御位牌なも増上寺え被立置御法事なも被仰付候。其旨可相意得旨兩使な以被仰遣候處先達てよりの騷動鎭候由。六月廿四日より同廿七日迄増上寺に於て嚴有院様御法事被仰付候。御役人御法事奉行永井信濃守殿、土屋相模守殿、三浦志摩守殿、山門番永井伊賀守殿、方丈內藤和泉守殿、御門番遠藤主殿殿、片桐主膳殿、御勘定奉行德山五兵衛殿、御目附日根權十郎殿、御步行頭中西圖書殿。廿六日晚七ツ頃御法事濟候時分、和泉守殿亂心にて信濃守殿な脇指にて御討留候之由。

一ある人の日記に。九月朔日　御境論に付御檢使三人龜田領北野目村え下着、三日より十日迄御境監檢、十一日御歸上。御檢使御逗留之間中川宮內、小川九右衛門（御物頭、御境目奉行）八代六兵衛、吉成平治右衛門、右御用にて御當領寺館村邊在留。

一九月六日　重陽之御時服及御初鳥を被獻。

一同十七日　御登營。明十八日御能御見物被仰出爲御謝禮なり。九月十六日、堀田備中守正俊樣より明後十八日御能御與行に付御登城御奉書に仍てなり。

一同十八日　將軍宣下爲御祝儀營中にて御能御與行御料理有之、仍て折御菓子一合御獻上。翌十九日爲御謝禮御登營。

○九月十一日　八幡宮稻荷御遷宮御料理之次第在り。

【補】○十月中旬　江戸より被仰遣候御饗應御方福原彦太夫、梅津藤太、壹騎八人、馱背十五人、小性三十人、前行廿人、追て日限相知候はゝ早速可罷登。

一十月廿一日　寅刻江戸新小田原町より出火、神田御上屋鋪御類燒。

一十一月廿七日　德松樣西御丸え御移に因て御登營。

御日記に。十一月廿七日　德松樣西御丸え御移徙に付爲御歡御登營。同廿八日右爲御祝儀鶴、串鮑、昆布、御樽二荷充公方樣、御臺樣、德松樣え御獻上、御使者鷲尾權右衞門。

○十一月廿日　淺草筋出火之節公儀火消不出合間御人數被指出可被防旨被蒙仰。

【補】御火消場は西は泉殿橋限、東は淺草橋限り北は屛風坂限り觀音後。

【補】此春江戸上御屋敷御番に小瀨縫殿助罷登の處、病氣代に澁江十兵衞十一月登。

【補】十一月　下御屋敷に大書院小書院其外御家二ッ御舞臺御作事御取立。

一十二月廿二日　第五御女辨姫樣御誕生。御母堂、法明院樣也。辨姫樣貞享四年御夭死靈苗院樣と稱す。

一同廿六日　所化丸樣式部義眞樣御嫡子。後、式部少輔義柾と稱す四郎三郎と御名改。

按ろに。義都君、寛文五年乙巳九月廿四日深川御屋敷にて御誕生、御母佐竹河内義隣女「長孝院様と號」。天和二壬戌年十二月廿一日始て大樹綱吉公え御目見、元祿元年辰年三月朔日綱吉公御側居従被蒙仰、其後御免。同十四巳年三月、義處公御高二千石を増被進一萬石御開足にて御受領。寶永六己丑三月七日敍従五位下任式部少輔。享保五庚子年十一月致仕。是、慈雲院義堅公之御父、源照院様御事也。

淨運日記に。十二月廿二日　御當領峯吉川村同寺館尻引村との御境論之儀、當秋中御檢使奥平小治郎殿御家來田山與次兵衛、瀧川喜左衛門、松平清三郎殿下、代高橋與兵衛論所御檢使相勤被罷歸候。今日據人御評定所え罷出候處、双方之御筋引之御繪圖被相渡候。今日之御式日に土井能登守様御出、其外御役人衆中被爲出候由。

○天和元 辛酉　九月廿五日改元 秋田にて十月廿二日より被用

一正月二日　御登營御裝束御直垂大廣間におゐて大樹綱吉公卿え拜謁、御太刀馬代黄金を被獻。御座左之方御着座御引渡出御盃暨時服三領御拜領。

一同廿四日　於增上寺將軍家御參堂にて御豫參御束帶。

一同廿八日　御預之僧日莚秋田城下に寂す。

私に言。江戸え被仰上候處、御檢使御下に不及城下他家之出家、寺社奉行罷出見屆一宗之葬に可仕被仰渡候て鱗勝院、當福寺、大越甚右衛門、小野崎大藏見分、久城寺え葬、八橋御塚と申處にて二月廿八日葬禮相調候。病死に無紛よし右兩人兩寺江戸え書付差上候。

一二月廿三日　德壽丸君御十一歳御元服、次郎義林君と奉稱。御加冠佐竹左衛門義明「苗」、御理髮太田九郎左衛門

乾香。

一四月朔日　淺草邊御火消御免之旨命せらる。

或之日記に。去年十一月、淺草邊若出火あらは可消すへき之旨命せらる。因て、御物頭岡半左衛門、桐澤久右衛門、御目付共一騎四人、御歩行十五人、御足輕御中間(廿人と云)小者五十人、去十二月十八日秋田を發し江戸え赴く。御火消場西は和泉橋を限、東は淺草橋、北は屛風坂きり、南は「或の按ろに自今定式三町四方之御手當と、此時より始るか、未考」。

一同四日　東叡山嚴有君御佛殿え金燈籠(兩臺)被獻。

淨蓮日記に。三月十七日　上野御寶塔酒井左衛門尉殿御手傳爲御引被成候。

一御寶塔石。大壹丈壹尺五寸四分、中高さ六尺五寸はうきやう也、ふち高三尺。右石、箱に入白布にて袋をかけ。

一本綱四筋。長七十五間、淺草橋より壹町程前。

一左之綱貳筋。長六十間。

一引手貳千四百人。紺袷無地、黒きやはん、紺白布帶、□手拭。

右一組限小旗一本充。

一手子之者五十人。紺袷黒餅紋、淺き手拭、淺黃股引。

一きやり四十人。立付面々羽織釆幣持。

一足輕左右に立、黒羽織一組限紋所替る。

一武頭、右之同心之間に立。

一酒井小五郎樣常之御供廻、但御歩にて御袴御羽織めし御駕籠爲御持御跡より、御寶塔は先え御通り。

【補】四月八日　江戸上野にて御法事、御香てん納御代官に石塚孫太夫殿を被登。去年御供の小貫彈右衛門殿御殘置調被成候とて孫太夫殿須ケ川より御歸り。

一同九日　御二男仁壽丸樣御袴着、梅津半右衛門忠宴務之。

御日記に。四月十日　板倉内膳重通公より御奉書到來、明十一日同氏次郎御目見被仰付旨。同十一日御父子御登營初て御目見公方樣え御太刀金馬代御袷三重、御臺樣え銀十枚被獻。義處君御禮就被仰上公方樣え御太刀金馬代、御臺樣え綿百把、若君樣え御太刀馬代、縮綿三十卷、御臺樣え縮綿拾卷御獻上。

○四月十一日　若殿樣始て御目見。

【補】二郎樣と稱。

【補】○四月十二日　大越甚右衛門江戸御留主御番に登。

○同十三日　壹岐守樣御番衆登。

一同十三日　淺草御屋敷にて（御上屋敷御類燒にて去冬より淺草に被成御座）將軍宣下爲御祝儀御老中御饗應に付、板倉内膳正（重通、御執老）樣、阿部豐後守（正武同）樣、松平因幡守（信興、若御老中）樣を始め御奉行（略之）中御出。

ある人の日記に。右若御老中之外杉浦内藏丞殿、戸田備後守殿、大久保甚右衛門殿、前田安藝守殿、岡部筑後守殿御出。御同朋佐野福阿彌、御勝手詰松平出羽守樣、同美作守樣、藤堂佐渡守樣、小笠原備後守樣、黒田甲斐守樣、岩城伊豫守樣、同權之助樣、能勢市三郎殿、神尾若狹守殿、同市左衛門殿、同伊右衛門殿御出と有り。

【補】御能　翁三番三　養老　ゑひら　よふきひ　天鞁　祝言くれは　狂言三番。

御老中晝九ツ半に御出、七ッ過に御能過御歸。

【補】野村□□、小嶋順益、半非呂□是まて醫者、中立立甫、山本道勺、郡司利清、筒井休□、同休貞、田中茂□是迄御茶道。

一同十四日　大久保加賀守（忠朝）樣爲上使御歸國御暇御拜領、御袷五十領、銀五百枚御拜領。則爲御禮御登營、御刀（粟田口國清代金三十枚）御拜領（御代替初て之御暇に付て也。）

一同十五日十六日　將軍宣下御祝儀御能御興行。十五日、去年より御勤被遊淺草通り火消御免被蒙仰。

【補】同十五日十八日　御目見の御登城御能あり。御客四百人程御能役者四百人程之由。

一五月二日　御發駕「義處公」。

一同八日　東叡山におゐて嚴有君小祥忌御追福に付御香奠を被獻。御使者小貫彈右衛門某。

或之日記に。右御使者石塚孫太夫被仰付道中え出候得共御間に不合、園右衛門去年より逗留に付被仰付と云々。

○五月十八日　御下國に付御料理被下候面々例之通。

一同十八日　御着城、御歸國爲御禮戸村重太夫義連を被差登。七月朔日義連登營、蠟燭千挺、白鳥二御獻上、十太夫自分之太刀銀馬代を獻御目見。翌日御奉書被相渡節御時服三ッ拜領。

○六月六日　向後御菓子まんちよ丸く可仕被仰付。

一六月六日　若殿樣當四月御目見被遊候御祝儀御料理、金之間にて御膳被召上、御相伴老中之外大廣間にて御一門、御所預、引渡、廻座、諸役人被下、御拍子在。

一同七日、主計、淡路御暇之御料理被下。

一同十日　眞崎兵庫隆起御家老職被仰付。

一同十一日　御代替に付奥羽御巡檢使保田甚兵衛殿上下五十八人、佐々喜三郎殿上下三十人、飯川傳右衛門殿上下廿八人、久保田御城下に御到着。今月七日由理境大澤口より雄勝郡西馬音内村に御一宿、八日岩崎村御一宿、九日仙北六鄕に御一宿、十日境むら御一宿、十一日久保田御城下御一宿、十二日秋田郡一日市村御一宿、十三日森岡村御一宿、十四日十五日山本郡野代御逗留、十六日比井野村御一宿、十七日扇田村御一宿、十八日大舘金山御一見扇田村に御歸り御一宿、十九日白澤口を出て奥州津輕え御移り。御領中中川宮内、小川九右衛門御馳走被仰付相

ふ。

一同十五日　土用伺御機嫌御使者眞壁右衞門被仰付、出足。

一同廿二日　兵庫初て評定所え罷出候に付御料理被下。

或之日記に。六月、松平越後守樣御嫡參河守樣故在て水野美作樣え御預けに付御途中御守護として黑田甲斐守樣え被仰渡。仍て御步行五人、御足輕二十人被遣。

一六月十五日　土用御機嫌窺爲御使者眞壁右衞門出足。

【補】〇六月　棚谷平右衞門裏判被仰付、井口織部と物書石井武右衞門御添京都え被差登。十月末。

一七月十日　今宮攝津守義敎を佐竹石見に被預置旨中川宮内、梅津藤太、井口織部、白土助兵衞を以被仰渡大館え被移。義敎弟勘解由隆利を多賀谷左兵衞に被預置之旨澁江重兵衞、黑澤多左衞門、桐澤又兵衞、長山小右衞門を以被仰渡、檜山え被遣。

忠實日記に。七月十日　梅津半右衞門宅え今宮攝津守同氏勘解由催促、攝津守え中川宮内、梅津藤太、井口織部、白土助兵衞を以左之趣御書付を以被仰渡。

一去年被仰付候上意を相背又候哉、今度御訴訟申上候段一々不屆に被思食候事。

一組下之儀、先祖より代々支配仕來候に付て一所に差置其身一分之支配に致度旨、無謂儀に候。此段我儘成申分不屆に被思召候事。

一組下之者共之儀は於角館主計申付儀相勤候樣去年中被仰付候處、主計申付儀聢と不相守、且又禮日其外にも常々爲見舞候樣被仰付候に、組下之者共禮日には少々見舞、常々は組頭斗一兩度見舞候由被爲聽召候。旁以其方申付樣不宜故と被思召候事。

右之通故其方儀今度佐竹石見え預置候。其旨可相意得候也。

〇

今宮勘解由に澁江十兵衛、黑澤多左衛門、桐澤久兵衛、長山小右衛門を以被仰渡候御口上書、澁江宇右衛門宅え催促左之通被仰渡

一今度同姓攝津守御訴訟之段々不言儀共に思召、第一對公儀不義成申立之所に一通り之異見を不加之、攝津守同意之段不屆に被思召候事。

一去年中攝津守於御城被仰渡候時分、其方儀召にも無之に攝津守同道にて登城、剩何之御訴訟も無之に攝津守同然に老中まて廻候事不屆に思召候事。

一佐竹主計え不通仕候段、攝津守は假令樣子有之迚も御仕置之爲に被差置候。主計に自分之意趣を致不通之段不屆に被思召候事。

右之通故其方儀今度多賀谷左兵衛に御預被成候。其旨可相意得候也。

○

攝津守組下十七人評定所え被爲呼、沼井四郎兵衛、生田目隼人、岡半之丞、根田四郎右衛門、小野淸左衛門を以被仰渡趣左之通。

一今度攝津守儀御訴訟申上候に付、組下之者一所に被差登被下候樣こと申立候段、近頃我儘成る申分に候。攝津守御訴訟之段は去年中も被仰付候儀を相背又候哉、今度御訴訟之段不屆に被思召候に付て攝津守儀佐竹石見え御預被成候。組下之儀箭田野四郎左衛門に被仰付候間、自今以後可受支配候。萬一此上不義成事於在之は急度可被仰付候也。

攝津守嫡子半之助十九并攝津守下人三人、七月十七日大館へ被遣、攝津守と一所に被差置候。同道大山六左衛門。

○

今宮攝津守より生田目隼人、根田四郎右衛門を以差上候訴狀。

今度組下一所に何方えも被越置被下度旨御訴訟申上候仔細は、組下之者先祖小身に御座候故、御先祖樣より御厚恩を以威勢に被成下候組下に御座候。御國許は不及申、御當國え御下向御供仕候時分、組下之者共同然罷下私先祖光義、道義父子增田に被指置候にも組下之者とも附添罷在候。其後角館え罷歸候得とも組下之者共尤付添參候。私一偏之仕配にて御公用專相勤申候。私小身には御座候得共、萬一之御用之時又常々も自余之大身に罷劣不申候。永義威光相殘申儀此組下被預下候故難有奉存候。然所去三月被仰付候儀に御座候得とも、右之由緒御座候故御請申上候ては却て上意を相欺き申に罷成申儀に、乍憚何共迷惑千萬に奉存□成申上候て、則組下一所に何方えも被越置被下度由御訴訟申上候處に、私には御城下え罷移申樣こと被仰付候。江戶御登も指掛申候間、御下國之上御訴訟可申上と存先つ任上意御城下え罷越申候。兎角御下國之時分御訴訟可申上趣其節各迄

申達候。彌此度御訴訟申上候。右之由緒御座候處私事は御城下え被越置、組下之者角館え被差置御公用主計の處より申付候得は、先規に事相更私代に先祖より之儀を取失申事、先祖之不孝に罷成候儀何共迷惑至極奉存候。其上子孫まて私不調法に罷成申事御座候間御訴訟申上候。一旦不調法御座候者も由緒御座候儀は御訴訟申上候事御座候。私先祖永義は義篤樣御庶兄、私迄五代不義をも不申候故唯今に至首尾好相勤罷有候。此組下は私代に被預下組下にも無御座候。從御先祖樣私先祖に被預下候組下にて、代々不相更私代迄自余之構無之私一偏之仕配にて相勤罷有候事に御座候間、組下同然に先祖一通罷在候所に御座候間、増田え被返付被下置候樣に御訴訟奉存候。若増田不罷成仔細も御座候はゝ所を替申に無御座候間、何方成共組下一所に被越置、從先祖致來候通に私一偏之支配にて御公用等相勤候樣被仰付被下置候樣に以御機嫌達高聞願入存候。仍而訴訟如件誠恐誠惶謹言。

延寶九年六月十一日　　今宮攝津守判

梅津半右衛門殿
澁江宇右衛門殿
眞崎兵庫殿

勘解由方よりも根田四郎右衛門、生田目隼人を以口上にて申遣候は「私儀攝津守方より分地を以相勤候儀に候間攝津守一所に被差置被下度」と申立候。

○

攝津守組下之内十七人、當春中より角館より久保田え相詰、桐澤又兵衛、井口織部を以申立候口上書。

御訴訟申上候御事

今度御訴訟申上候儀は、於御國許攝津守先祖え私共被附置、慶長七年に御國替之時も攝津守先祖同然に私共曾祖父祖父御供仕罷下、攝津守増田に被指置候にも私共先祖附添罷在御公用等攝津守下知を以相勤申候。其後角館え攝津守先祖被越置候にも尤私共先祖付添攝津守下知一偏を以御公用等相勤申候間、他の綺も無御座候て罷在候。主計殿角館え被移置申候ても廿五六年之間、尤何之御綺も無御座、攝津守一偏にて御公用等其外諸事被申付相勤申候。主計殿えは年始之御禮計致候て罷在申候處、此

四年已前主計殿より被御渡候事御座候て攝津守御出合に罷成、去年中攝津守事御城下え被越置私共角館に被指置攝津守に引放罷在、先規事皆御公用之儀主計殿より御申付に御座候得は何共迷惑至極奉存候。御國許は不及申御國替以來も八十年におよひ、攝津守先祖より唯今に至まて代々不相變附隨他之綺も無御座攝津守下知一偏にて御公用等無恙相勤申候。右之趣に御座候。餘に類も無御座寄親組下之儀に御座候處個樣之由緒取失申候。先規に事相替相勤申儀何共迷惑至極奉存御訴訟申上候。何方え成共攝津守被指置其在處に私共付添罷在、古より被致來候如く不相變攝津守一偏之下知を以御奉公仕候樣に被仰付被下度奉存候。去作御訴訟可申上と奉存候得共、江戸御登前餘日無御座候間延引仕此度御訴訟申上候。右之通乍憚急被仰上被下度奉存候以上。

延寶九年六月七日

今宮攝津守

惣組下

○

佐竹主計殿より參候口上書之覺

一去年今宮攝津守久保田え移候時、攝津守組下何方え參候とも拙者に相伺候樣にと、宇右衞門より小田內六右衞門を以被申渡候得共合點無之、組頭之者相意得何方えも自由に參候。此外にも御申越候事有之候得共聢と合點不申樣に及承候。

一公用之儀拙者所より申付候跡々にも不相定事は、大方攝津守相尋申候と相見得十日計延引申候。其上何角六ケ敷申候得は急成御用にはは遲々可仕存候。

一右組下、拙者え禮日之外にも見廻可申由去春被仰付候得共、重陽より禮日に計二三十人充參候。節句には四十人之內外、年頭には五十人餘參候。舊冬組頭一人充禮日之日に二三度見舞候外不參候。

一右組下九十人餘も有之樣に及承候。公用申付候爲に候間分限帳寫遣候樣に組頭西宮治右衞門、糸井掃部右衞門申付候處、攝津守致相談差て御用も有之間敷由申候て遣不申候。

一若殿樣御元服其上御目見、久屋形樣此度之御暇は公方樣御代替一入御首尾能御座候故、拙者用所申付候もの共より彼組下に爲知候得と申付候處に兩度拙者えは不參候。鹽谷始何も參御珍重之段拙者方え被申候。今宮勘解由は不通故拙者處えは不參候。然共御法度之事は拙者よりは被遣候。勘解由、久保田え參候時は使者にて拙者處へ爲知申候。

一自分事には候得共跡々拙者左衛門江戸上下致候には半途え通迎に右組下も罷出候。當春左衛門江戸上下には半途えは不及申拙者えも不參候以上。

酉六月

○

攝津守一儀に付三寶院御門跡吉田殿え神生庄兵衛御使者に被遣候御書御口上書

一筆致啓上候。今宮攝津守不屆有之去月十日領内大館に罷有候家來佐竹石見に預之押込差置候。就夫修驗之儀寺社奉行小野崎大藏、大越甚右衛門、梅津藤太三人之者共申付候。向後何か御用之儀候はゝ右之者共方え可被仰下候。仍て初て以使者申上候驗迄白銀貳百兩、箱肴一種致進獻之候。是等之趣宜預御披露候。委細は申含口上候恐惶謹言。

八月十日　佐竹右京太夫

平井兵部卿御房

○

一筆致啓達候。今宮攝津守不屆有之去月十日領内大館に罷有候家來佐竹石見に預之押込差置候。就夫社人之儀寺社奉行小野崎大藏、大越甚右衛門、梅津藤太三人之者共支配申付候。向後何か御用之儀候はゝ右之者とも方え可被仰下候。仍て初て以使者申入候驗迄御太刀一腰、御馬代黃金十兩令進覽候。委細申含口上候恐惶謹言。

八月十日　佐竹右京太夫

吉田侍從殿

人々御中

一十一月廿一日　小田野刑部、舟尾源右衛門、梅津喜太夫、右三人閉門被仰付口上之事桐澤又兵衛、平元小一郎を以申渡候。
今宮攝津守家來黑羽彌兵衛、京都え罷登下候儀申上候て被爲聞候。彌兵衛儀攝津守、勘解由御判紙、且攝津守組下御黑印等迄上方え持參候。攝津守被預置候節刑部、源右衛門、喜太夫に跡々之儀は亂に無之樣に仕廻可申旨被仰付候處、申付候樣麁相成致方故彌兵衛色々上方え持參候段無調法に被思召候。依之右三人閉門被仰付候由在處え兩人を以申遣候。

七月廿三日　小鹿、野代御遊獵、八月廿三日御歸城○同日、御歸城例之通御料理被下候。七月廿一日大

風吹く。

一八朔爲御賀儀御太刀馬代を被獻、御使者岡本又太郎元朝登營。

【補】〇八月　岡藏人主、原田三左衞門、羽石又右衞門、寺崎彌左衞門物頭被仰付、後藤新左衞門裏判役、中村八左衞門作事奉行。

一九月七日　北主計義隣致仕御日記に。九月八日、依願佐竹主計閑居御暇御禮、温江宇右衞門披露。同十四日北左衞門義明繼目御禮。

淨運日記に。九月三日　佐竹主計殿角館より御出之由にて黑澤味右衞門、田代新右衞門を以拙者共方へ被仰越には、天英樣御代より御本公相勤候年寄相勤罷申候間、閑居之御訴訟申上候由被仰聞候。同十四日、佐竹左衞門殿家督之御禮被仰上候。家來衆七人御目見致候。小野崎七左衞門子同平兵衞、矢野八兵衞、山方庄右衞門、太田喜兵衞、植木孫右衞門、矢野三郎兵衞、同隼人。

忠寔日記に。九月十八日　行人頭五人御扶持、行福院同、不動院修驗頭五人御扶持、大光院同、淸光院社人頭五人御扶持、志摩守保呂羽神主丹後守今日申付候。

一同廿一日　於闐信寺御庶兄本源院樣式部少輔義寘十七回御忌御法事御執行。

一同廿六日　仙北邊御遊獵、十一月十七日御歸城〇九月廿七日、諏訪御遷宮御料理之次第在り。

一十一月十五日　御家老梅津與左衞門忠雄卒。

【補】牛右衞門、子共元服の振廻に參候て頓外。

忠寔日記に。十二月廿九日　來正月之肴座初て被仰付候故小瀨長三郎、前小屋辰之助、小野寺重一郎、石塚弟太郎、今日御前え被罷出御禮申上候。

或之日記に。今年小川九右衞門、三森嘉右衞門、豐田又左衞門に命して御領内道程調被仰付候處左之通。

御領内道程

一下院内より新庄御領金山迄　六里二丁三十九間

内二里二丁三十九間　　下院内より御境杉峠まて
内四里　　杉峠より新庄御領金山まて
一下院内札場より湯澤札場迄　　三里三十丁四十間
一湯澤札場より横手札場迄　　四里三十二丁三十二間
一横手札場より金澤札場迄　　一里三十二丁三十二間
一金澤札場より六郷札場迄　　一里十五丁二間
一六郷札場より大曲札場迄　　二里十三丁八間
一大曲札場より花立札場迄　　十九丁三十二間
一花立札場より神宮寺札場迄　　一里七丁二十間
一神宮寺札場より楢岡札場迄　　二十四丁四十間
一楢岡札場より刈和野札場迄　　一里二十丁十一間
一刈和野札場より淀川札場迄　　二里九丁三十六間
一淀川札場より境札場迄　　八丁三十二間
一境札場より和田札場迄　　三里二丁十一間
一和田札場より戸嶋札場迄　　廿三丁十一間
一戸嶋札場より久保田馬喰労町札場迄　　三里七丁十一間
一久保田札場より土崎湊札場迄　　二里四十九間
一土崎湊札場より大久保札場迄　　三里廿二丁十五間
一大久保札場より虻川札場迄　　十六丁五拾二間
一虻川札場より大川札場迄　　一里三十丁四十間
一大川札場より一日市札場迄　　七丁六間
一一日市札場より鹿渡札場迄　　二里二十五丁五十五間
一鹿渡札場より森岡札場迄　　二里二十八丁三十間

一豊岡札場より檜山札場迄　二里廿六丁四十間
一檜山札場より鶴形札場迄　一里十六丁廿六間
一鶴形札場より飛根札場迄　一里十六丁二十間
一飛根札場より荷上場札場迄　一里三十三丁十三間
　飛根札場より比井野名主前まて一里二十五丁
一荷上場札場より畜生坂通小繋札場まて　三十五丁三十一間
　荷上場より小繋札場まて川邊通十七丁二十三間、内十二丁四十三間川道
一小繋札場より今泉札場迄　三十一丁五間
一今泉札場より坊澤札場迄　一里二丁十七間
　坊澤より前山まて十六丁、前山より小繋まて一里十七丁二十二間、但發之時
一坊澤札場より綴子札場迄　三十四丁五十二間
一綴子札場より川口札場迄　二里三十三丁四間
一川口札場より大館札場迄　一里二十三丁四十間
一大館札場より釋迦内札場迄　一里五丁六間
一釋迦内札場より奥州津輕領碇ヶ關迄　五里四丁五十一間
　内三里二十二丁五十一間は釋迦内より境目矢立杉まて
　内一里半は境目矢立杉より津輕領碇ヶ關まて
院内境目杉峠より長走境目矢立杉まて　六拾三里十四丁二十三間
　〇湯澤町より大澤境安臺長根八人塚まて
一湯澤町より前郷まて　二里十八丁十間
一西馬音内前郷より　二里二十五丁十間
一大澤より矢嶋領老杉村迄　二里七丁
右合六里二十七丁二十間

外二十三丁、境目八人塚より矢嶋領老形村まて

〇六鄕村より生保内村境目的形まて

一六鄕札場より角館町札場迄　五里七丁四十三間

一角館札場より生保内札場迄　四里二十八丁二十二間

一生保内札場より南部領橋場迄　五里

合十五里五間。内二里十丁四十九間境目的形より南部領橋場迄

一六鄕札場より白岩通生保内札場迄　九里二丁四十五間

〇

一久保田馬口勞町より荒屋町札場迄　三十三丁五十六間

一新屋札場より龜田領長濱迄　二里

一久保田馬口勞町札場より龜田領長濱迄　二里二十一丁十六間

内二里二十五丁六間、馬口勞町より龜田境目堺川迄

同十八丁二十間、境川より長濱迄

〇森岡村札場より八森之内岩館村御境目明神まて

森岳札場より能代札場まて　四里八丁四十五間

能代札場より湯澤札場まて　三里二十九丁二十六間

八森湯澤札場より岩館札場迄　二里二十四丁十三間

岩館札場より境目明神迄　一里三丁二十二間

境目明神より津輕領大間越まて一里三十二丁

合十一里二十九丁四十六間

外一里三十二丁境明神より大間越まて

〇綴子村札場より澤尻村境目土深井川まて

綴子札場より板澤札場まて　三里一丁五十間

板澤札場より新田札場まて　一里二十二丁三十四間
新田札場より關田札場迄　二十一丁四十六間
十二所札場より澤尻札場迄　二十二丁三十間
澤尻札場よりどふかゝい川渡南部領松山村まて　三十一丁五十四間
合八里十三丁四十間

東山通所々境目道程

一下院内札場より横堀切支丹御改札場迄　二十四丁五十六間
一横堀より役内之内湯之臺村關守留物札場迄　三里二十九丁廿間
一湯臺村より水境目迄　三里八丁二十間
山坂難所牛馬不通、仙臺領尾ヶ澤村え出
一下院内札場より役内之内湯臺境目迄　七里二十六丁三十六間
一湯澤札場より増田村切支丹御改札場迄　二里十六丁四十間
一増田村より小安村關守留物札場迄　五里二十九丁四十五間
一小安村より境目四段長根迄　三里三十二丁四十五間
山坂難所牛馬不通、仙臺領寒湯村え出る
一湯澤札場より四段長根まて　十二里十丁十間
一増田村切支丹御改札場より手倉關守留物札場迄　四里十五丁四十間
一手倉村より境目畑松峠まて　一里五丁三十四間
山坂難所牛馬不通、仙臺領下嵐口村え出る
一増田村より手倉境目畑松峠まて　五里二十一丁十四間
一横手町札場より小松川關所番所留物札場迄　二里三十一丁三十六間
一小松川境七曲まて一里十五丁、南部領越中畑むらえ出る

右小松川より水御境まて一里二十四丁十四間、南部領菅生村え出る

一横手町札場より小松川境目七曲迄　四里十丁九十間

一六郷札場より善知鳥村關守留物札場まて　二里四丁四十間

一善知鳥村より境目松坂峠まて　一里二十丁二十二間

山坂難所牛馬不通、南部領太田村え出る

一六郷村札場より松坂峠まて　三里廿六丁五十二間

一大館札場より扇田札場迄　一里十九丁四十五間

一大館札場より袈裟掛坂境目塚まて　四里十七丁四十間、南部御領大地え出る

一大館札場より札立場境目まて　四里十九丁、南部領瀬田石（セイタイシ）村え出る

一十二所札場より別所村境目□（スリ）合まて　一里四丁四十五間

西山通所々境目道程

一下院内札場より大澤峠境目迄　二里三丁五十一間、矢嶋領篠根子村え出る

一西馬音内前郷札場より上仙道境目落合長根まて　三里三十五丁四十五間、右同領田むらえ出る

一右同前札場より境目豐前長根迄　三里十七丁五十八間、八嶋領杉の澤え出る

一右同所札場より下仙道村境目國見峠迄　三里二十八丁、右同領小川村え出る

一右同所札場より輕井澤境目障子長根迄　四里六丁三十五間、右同領平根村え出る

一右同所札場より輕井澤境目八鹽峠迄　五里四丁二十間

内一里三丁二十間及位野より八鹽峠迄、山坂難所牛馬不通八嶋領大栗澤村え出る

一輕井澤村之内及位野より落合境目まて　十二丁四十四間、八嶋領小鶴村へ出る

一西馬音内前郷札場より到米村境目高森迄　四里二十丁五十間、八嶋領雄澤え出る

一到米村名主前より境目妻夫坂迄　十一丁四十間、右同領新場村え出る

一北楢岡村札場より八澤木村境目一本木迄　五里十四丁二十二間、右同領法内村え出る

一八澤木村名主前より境目高杉板橋迄　一里四十四（マヽ）丁二十四間、龜田領羽廣村え出る

所々小道

一下院内より銀山奉行札場まで　一里十九丁十一間
一増田村札場より淺舞札場迄　一里二十四丁二間
一淺舞札場より大澤札場迄　二里二十二丁四十八間
一大曲札場より角間川札場迄　一里二十五丁十間
一角間川札場より沼館名主前迄　三里二十八丁八間（一本に二里十二丁五十五間）
一沼館名主前より大澤札場迄　一里二十四丁二十間
一角間川札場より横手札場迄　三里七丁三十間（一本、十七丁）
一有同村札場より淺舞札場迄　四里十七丁五十間（一本、十二丁）
一湯澤札場より高松名主前まで　三里八丁二十間
一高松名主前より川原毛湯本迄　三里十四丁二十間
一湯澤札場より金打澤通り稲庭迄　三里一丁二十間
一稲庭より小安湯本迄　三里二十八丁三十間
一増田札場より稲庭迄　二里三十二丁
一刈和野より角館迄　五里二十一丁二十九間
一角館札場より長野札場切支丹御改札場迄　一里二十六丁五十八間
一生保内札場より田澤湯本まで　三里三十三丁二十間
一刈和野札場より北の目渡場迄　十一丁二十四間
一淀川札場より下荒川札場迄　二十一丁十一間
一下荒川札場より畑銀山奉行札場迄　十四丁三十三間
一淀川札場より畑銀山奉行札場迄　三十五丁四十四間

一塙村札場より下荒川札場迄　二十六丁四十四間
一右同村札場より綱木通角館札場迄　六里十丁二十五間
一淀川札場より角館札場迄　六里四丁五十二間
一大川札場より五十目市川札場迄　一里五丁二十七間
一一日市札場より五十目村迄　一里四丁四十八間
一小繋札場より米内澤切支丹御改札場迄　四里十五丁
一米内澤札場より大坂屋前迄　五里十七丁二十八間
一小繋札場より大阿仁銀山大坂屋前迄　九里二丁二十間
一右同村札場より麻生名主前迄川通　十九丁四十六間川通水之内、三丁四十間陸地
一木戸石名主前より小阿仁沖田表切支丹御改札場迄　四里二十二丁二十四間
一小阿仁之内釜之澤名主前より米内澤え　一里二十五丁四間
一扇田札場より大葛村金山奉行札場迄　四里十二丁
一八森岩館村札場より銀山奉行札場迄　十二丁十四間
一野代札場より駒形札場迄　三里一丁四十六間
一十狐名主前より十二所札場迄　一里三十五丁二十四間
一湊札場より南磯通拂川橋迄　十里二十六丁一間
一脇本より北の浦迄　三里二十二丁
一北の浦名主前より能代まで　九里十六丁
一右同断湯本迄　一里五丁
一舟越より宮澤之内淺原塚迄　五里
一淺原塚より能代札場迄　五里一丁四十間

以上

天和元年辛酉十一月　小川九右衛門

三森嘉右衛門
豐田又左衛門。

御領內郡境左之通

一雄勝郡　岩崎川より上は西馬音內まて、増田川まて
一平鹿郡　岩崎川より横手川限、同増田より横手三內まて
一仙北郡　横手より北浦限、淀川まて
一河邊郡　舟岡佐手子村より桝山川限、荒屋まて
一秋田郡　桝山川より男鹿野石まて、三倉鼻阿仁比內限
一山本郡　天瀬川より西は大口村より下は街上場まて

御領內御境目御關所之事

御關所番いつの頃より被居置候事未考。道程郡境記し候に付茲に記す。

寛政四壬子年春公儀御普請役御小人目付津輕え通行之節、岩館村御關所通行之儀に付御留守居大嶋助兵衛御添役今泉三右衛門御役被召放、是御指控被仰立候に依る也。公儀御關所之外は關所とは不申唱境目口留番所と可唱之旨公儀被仰渡有之候。

東　南部境

一生保內　角館佐竹主計支配、關守高百五十石高階因獄
　久保田より生保內國見峠南部雫石村境目まて二十一里五丁四十六間
一善知鳥口　同人支配。但大塚九郎兵衛百姓專右衛門。右專右衛門調致候に付五合二人御扶持被下、其後一人御扶持被増下。
　久保田より善知鳥村南部太田村境目まて十八里三十一丁
一小松川口　横手戸村十太夫支配。横手給人番御足輕添
一葛原口　十二所茂木筑後支配。十二所給人番、御足輕不添置

北　津輕境

一白澤口　大館佐竹石見支配。大館給人番十日代に勤、御足輕不添置。但長走に有り
久保田より白澤口津輕境矢立杉まで三十一里二十丁

一八森口　檜山多賀谷將監支配。檜山給人番十日代に勤、石塚支配御足輕添、今は松野支配なり
久保田より八森岩舘村津輕大間越むら境明神まで二十一里二十二丁二十間

西　八嶋境

一篠根子口　湯澤佐竹淡路支配。湯澤給人番、久保田より

一西馬音内口　戸村十太夫支配。横手給人番十日代に勤、御足輕添

一大澤口　梅津半右衛門支配(久保田住居)。角間川給人番
久保田より大澤安臺長根由利郡矢嶋境迄三十一里

東南　仙臺境

一手倉口　戸村十太夫支配。手倉川原村重右衛門、但羽黒嶋崎より御扶持方給人二人充御足輕添
久保田より岩井川仙臺下嵐境目迄二十七里二十丁

一湯野臺口　佐竹淡路支配。所に住居百姓太郎兵衛、石見、右兩人調之、御扶持は不被下

一小安口　右同人支配。湯澤給人番御扶持方十五日代に勤

南　最上境

一院内口　大山十郎支配。院内給人番、御足輕不添
久保田より院内杉峠最上新庄領境まで三十里七丁三十間

南西　龜田境

一北野目口　澁江内膳支配。刈和野御足輕番、但寶暦五亥十二月十三日給人番に被仰渡

西南　由利境

一久保田川口　町奉行支配。久保田大番御扶持方四人、二日二夜一人番

但、關所手判役と唱手判出候役人二人、上下十五日充所々御關所え差出、女之通用には町奉行より切手出る。

右御境目十五口え中羽立(津輕境)豐巻(由利境)湊(土崎)沖口を入て十八口と云。

一十一月晦日　江戸より御飛脚來る。去る十五日、高倉大納言樣京都御宿所にて明半之頃廣間え御出候處、御家司瀧勘右衞門と申者亂心にて御右之肩一刀、御左之頰先き一刀切申候。深手にて同晩御逝去の由申來候。仍て御精進被遊候。

○天和二壬戌

一正月二日　年始爲御賀儀御太刀馬代を被獻、御使者佐藤忠左衞門爲信。

○同九日二日三日例之通。同十四日酉刻より出御書院え御出被遊候。御側廻其他大勢御料理被下。

同廿三日佐竹主計出仕、御手掛熨斗鮑白方三御酌生田日喜内のしめ半上下御加御小性。

淨運日記。正月五日　鑑照院樣御代より寶鏡院を始め六供年始御禮今日有之處、當年より明六日に可致由寺社奉行衆え被仰渡候。

一同十八日　梅津與左衞門拜領之五百石之知行、先達て梅津藤十郎に三百石、同内藏之丞に二百石被分下候處藤十郎申上候は、與左衞門存命之内五百石之高内藏之丞に被下置度と兼て願申候。依之、手前に被分下候新田三百石内藏之丞被下度由申上候處、勝手次第に可仕之由今日被仰付候。

一同廿五日　小田野刑部、船尾源右衞門、梅津喜太夫、此度御法事に付閉門御免、大黑佐左衞門右同斷。

一同廿九日　同名松千代出仕、澁江宇右衞門殿披露、御太刀目錄五歲之青黑毛獻上。名小二郞に相改候。御相手衆居被申候御敷居之内え入候て御吸物御相伴致、御長爐之御座敷無目敷居之内にて御盃頂戴之處宇右衞門殿脇差持參頂戴、則差候て御禮申上候。御盃加、本之座席え復座御吸物下り候て退出。御脇差は法城寺但馬守橋國安作。

一二月九日　山方民部久々病氣にて罷有閑居御訴訟申上候。依之願之通被仰付、跡目實子喜三郎に無御相違被下、御代官所民部不相替喜三郎被仰付。

一同十一日　小野重右衛門嫡子源四郎出仕、字兵衛に成る。御腰物國行代金貳枚被下之御一字拜領、披露喜三郎後見眞崎兵庫。

一三月六日　戸村十太夫殿子息伊勢千代出仕、如先規義之御一字幷御腰物來海部代金貳枚拜領、名を八郎と改む。山方民部披露、後見拙者、御上壇下無目敷居之内にて御吸物被下、於御上壇御盃被下候。八郎拜領之刀拙者持罷出候。

一同十四日　屋形樣秋田御發駕、御供石塚孫太夫、澁江宇右衛門。

一同廿五日　於闐信寺、天英公五十回御忌御法事御執行天德寺燒失に付。

或之日記に。二月十三日　小野崎大藏に高二百石、疋田齋同斷、清水三郎四郎、茂木強右衛門、國安傳八、石川勘左衛門え各百石宛、宇佐見三十郎、瀧作右衛門、大嶋小助、樋口市右衛門、中川兵左衛門、白土庄兵衛、富岡忠右衛門、小川與右衛門、清水忠兵衛、上松三右衛門、辻所左衛門、野内佐五右衛門、渡部五右衛門、深谷藤左衛門、川尻長右衛門、神保元治、高畑庄喜、渡部杢兵衛、富澤市之丞各五十石充、小澤五左衛門、折内作右衛門、豐田角兵衛、茂呂喜左衛門各四十石充、滑川與一左衛門、野内十右衛門、小嶋理左衛門、大野淸右衛門、仁平三左衛門、平元茂左衛門、黑澤忠兵衛、山本五左衛門、坂伊左衛門、八代惣左衛門、安達十郎左衛門、石井武右衛門、赤尾關織部、高橋七右衛門、渡部義兵衛、小野十之丞、石川與之丞、豐間伊兵衛各三十石充、皆川惣右衛門、田口德右衛門吉成平治右衛門各二十石充、川野彌兵衛え十石、右之通被下之。

〇正月廿八日　主計、左衛門其外御暇之御料理被下候。

一二月十五日　山本郡秋田郡御遊獵。三月二日御歸城例之通御料理被下。

一同十六日　主計、左衛門、淡路え鹽白鳥一羽充被下、以町送宇右衛門處より遣す此事前々日記に不見得、此時初歟未考。

【補】〇三月七日　多賀谷左兵衛宅え被爲成御門出を兼。

一三月十四日　御發駕、四月十三日江戸御上着。十五日常憲君御執老阿部豐後守正武樣爲上使御出。同十

八日御登營、綿貳百把、銀貳百枚、御馬一匹御獻上。御簾中樣え銀貳拾枚被獻。

○三月八日　寶鏡院、天德寺、一乘院、遍照寺、闐信寺、正洞院、鱗勝院御料理被下前々此事不見得。御登御祝儀なり、同十三日、明日御登に付前々之通御料理被下。

攻之記錄に。修驗訴に依て和光院（一應院舍弟也）竊に江戸え赴き訴ふ儀相顯る。仍て三月初寺社奉行小野崎大藏、修驗頭大光院清營院を江戸え被遣。鈴木宗因（和光院と名を改）御當領を出る時商人名を假て御關所割符を取、御國禁を犯。仍て江戸公儀え御訴之趣在。

一淨運日記に。六月廿三日　江戸より申來候。當十六日寺社御奉行酒井大和守樣え谷田部強左衞門被爲呼、和光院事國法を背き候者に候間明日御屋敷え御引取可被成由被仰渡、因て翌十七日、御物頭笈川南右衞門、原田與右衞門、御足輕十五人召連候て和光院鮫ヶ橋菊屋小右衞門と申者に借屋致居候を召取、御屋敷え引取候由申來。

一同廿三日　御武頭川井左太夫申付一應院所え遣座敷籠え押込候。鈴木宗允子共圓兵衞、今日久野平右衞門申付遣し爲召捕籠舍申付候。宗允妻娘は彌無油斷樣にと小貫喜兵衞に申付候。

一田代助左衞門、滑川八右衞門え御足輕十五人被差添和光院儀當廿日江戸出足、下着候はゝ直々保戸野籠え入置急度番をも申付可差置由申來候。一應院儀樣子與數候間自然横合有之末々如何敷氣遣候由梅津藤太申に付、御武頭中村重兵衞を以一應院方え和光院當十七日御屋敷え御引取、同廿日江戸被相立被指下候段申渡、今日穢多町之籠え入置候。一應院妻は只今まて山伏ともに預置候處、今日兄高橋勘右衞門に預置候。

一七月四日　宗允下着、繩下には不致乘物に入錠をおろし參候。直々保戸野籠え入置候。

一十月十一日　江戸より申來候。去月廿七日寺社御奉行衆御内寄合にも宗允儀被仰立候に付御老中えも被仰上候處、宗允儀國法を相背、其上僞を構候者之儀に候得は重科之者に候間、思食次第之由申來候。

一同十九日　和光院國法を背き其上僞を構領内關所罷通候得は重科之者に候間、御仕置に被仰付候樣にと御老中御申之段寺社御奉行酒井大和守樣被仰渡候間、今日より三日さらし成敗可申付由被仰遣候に付、田代助左衞門を以書付にて和光院え申渡候。

一同廿三日　和光院、一應院、鈴木圓兵衞、釘屋九兵衞於草生津御成敗申付候。和光院三日獄門にかけ候樣に申付候。御檢使川井主

水、寺崎彌左衛門、御目附白土嘉兵衛（此外略す）。

一或之日記に。五月十二日　澁江宇右衛門隆光居宅燒失、土橋御門類燒。

一六月十一日　大越甚右衛門則國御家老職被仰付。七月十二日初て評定所え罷出候、御料理被下。

【補】江戸にて被仰付と云。小野崎大藏も此時下る。

一同十三日　宇留野源兵衛勝明若君樣御家老被仰付。

一七月　大澤彌五兵衛、宇佐見三十郎、瀧作右衛門を被差下、後藤理左衛門祐壽竹川半兵衛、佐藤五郎左衛門、小野崎七右衛門、平元小市郎共に八人四組と成御領中巡見被仰付。但御察事ゆへ知るものなし。

【補】不肖給人四人、算用御用の由。
御步行四人、御物書之由。
御目附四人。
在々にて百姓一人つゝ被召出、其者にも堅く口を留め相尋候故外に知る者なし。老中前にて誓紙。
地頭に非分にても在之かとの事の由沙汰すと云々。

一八朔御賀儀御太刀馬代を被獻。

一今年朝鮮人來聘。八月廿一日江戸淺草本願寺え着、同廿七日登城に付御登營御衣冠。

或之日記に。此節朝鮮人御出し馬七匹三州吉田迄被差遣。右附添本使松平甚左衛門、副使大山又右衛門、賄方茅根靫負。

按るに朝鮮人來聘に付ての御出し馬一樣ならす。正德元卯年信太又左衛門、鈴木與一左衛門、賄方八代六兵衛三嶋迄往來被差出、享保四亥年大山六左衛門、小野崎五右衛門、賄方安達唯之丞遠州舞坂迄被指出、寛延元辰年岡見織部、佐伯善右衛門舞坂迄被遣次第末に詳なり。

一十月十五日　佐久間宇右衞門殿爲上使御鷹之鶴御拜領、即爲御禮御登營。

一十二月廿八日　江戸本鄕火本にて神田御屋敷先年燒失殘御長屋不殘燒失、淺草西御屋敷、深川御屋敷共に燒失。

或之記錄に。十二月廿一日　四郎三郎義都君（義眞公御長子）將軍家え初て御目見。

○天和三　癸亥

一正月二日　御登營、御盃酒御獻上御時服御拜領御先例之通○元日、御家老半右衞門、兵庫、甚右衞門登城前之通。

或之記錄に。今年正月三日、若君樣（次郎義林公、御十三歲）御登營、御白書院にて御目見御太刀馬代被獻。

一同六日　御前樣御平產（御出生之御男子樣十五日御夭。）廿日夜五つ時御逝去（雲州松江之城主松平出羽守源直政公之御女、御年三十五。）廿一日總泉寺にて御草燒、二月七日御柩江戸御立、同廿五日天德寺え被爲入。廿七日御葬禮、御名代北左衞門義明、若殿樣御名代東主殿義秀、仁壽丸樣御代香中川宮內。同日より二月二日まで於天德寺御法事御執行、御法諡實明院殿仙巖宗鶴大姉。（久保田諸士惣代として助川勘右衞門江戸え登。）

【補】○正月十六日　瀨谷孫右衞門京都御屋敷御番代に登。

一二月廿六日　神田御上屋敷御用地に被差上。

〇二月二日　御使者留新屋え八島嘉右衛門、椎名六郎左衛門、院内へ小野崎助之進、平塚惣兵衛被遣。

浄運日記に。三月七日　去月廿六日御上屋敷被指上御普請奉行大久保甚右衛門殿、田中源十郎殿御出御請取。御替地何方共相知不申候。

一同十四日　寶明院様天徳寺御發駕、高屋え御登。

一三月廿日　一乘院におひて大猷君三十三回御忌之御追福を被修。十八日より今日に至る。四月、御忌月に候得共元光院今月十五日着。右は於江戸元光院御法事御用に付廿一日發足江戸え登。

〇三月二日　御忌中祓御祈禱、御廣間上段下にて寶鏡院登城勤行、主殿御玄關にて色衣ぬき被申候。

【補】〇四月上旬　澁江十兵衛死。

一四月廿三日　戸田山城守忠昌様爲上使御歸國御暇、御拜領物恒例之通、即爲御禮御登營。

眞崎兵庫隆紀日記。四月廿日　公方様上野御參堂に付御豫參。

【補】三月廿六日登、御用人小野崎伊左衛門、物書村山正五郎同道。

或之日記に。三月十四日　久保田に於て江戸にて被仰渡候御條目を被仰渡。

條目

一祭禮法事輕可執行、惣て寺社山伏、法衣、裝束萬端輕可仕事。

一町人舞之猿樂假令雖御扶持人不可着事(絹布か)。

一百姓町人之衣服絹紬、木綿、麻布、此内を以應分限妻子共可着之事。

一惣て下女はしたは布木綿可着之、帶同然之事。

一小者仲間衣類は襟、袖縁、帶、頭巾に絹布仕候者相見得候樣御聽及候間、明日より御步行目付廻し若左樣成者有之は補させ可申候。先頃御書付を以被仰渡候下女端下衣類之儀も右同然之由。惣て小者中間目に立候風俗は可相改候也。

右之通今日若年寄衆猶豫中御目附衆え被仰渡候以上。

二月廿三日

口上

茶屋より下絹布停止と御法度書に有之故自然茶屋より上は不苦樣に相聞得候儀可有之候。此方にては先年より下女之衣裳惣して木綿、帶は絹布にても不苦由被仰出候。上は茶屋より下は帶にても絹布御法度候間左樣に可被相意得候。兎に角夏中御下國の上委細可被仰付候旨從江戶表申來候。

一五月十五日　江戶御發駕、閏五月朔日御着城。同三日御歸國爲御禮多賀谷左兵衞隆經發足。六月廿八日登營、蠟燭千挺、白鳥二御獻上。御奉書被相渡、隆經御目見拜領物共に恒例之通。

一五月廿四日　於秋田公儀より請取物手形判形之儀御名字衆石塚、大山、小野、古內、多賀谷御家老所持御相手番向後家來判にて裏判出、受取物致候樣被相定。

【補】閏五月二日登、七月廿一日下着。

一閏五月朔日　主殿處え被爲入、夫より多賀谷左兵衞處え御立寄被遊候て御着城、御料理例之通。今日表御門御幕取替候由有之候。同廿三日左衞門、又四郞、淡路御暇之御料理被下候。

【補】〇閏五月十二日より評定所え大目附二人宛評定日被差出。

〇同廿二日　黑澤多左衞門病氣に付御役御免。

〇江戶詰之諸士直々二ケ年罷在度と望申者在之候共向後被指置間敷、六月二日極。

一六月五日　去月「閏五月」廿八日於東都德松君薨去之訃秋田え來。仍爲使者須田主膳盛品を江戶え被差登同月九日發足。

一同十三日　茂木儀右衛門知恒に命て秋田郡十二所之諸司梅津五郞右衛門忠定に代らしむ。

淨運日記。閏五月廿四日　從公儀受取物之儀佐竹左衛門、同主殿、同淡路、同石見、右四人如跡々家來之者判にて年寄共月番幷裏判所より所々役所より諸色受取申筈に御意に候。其外は何も直判にて諸品受取候樣に被仰渡候。

一同廿七日　引渡眞壁長四郞、廻座大越源十郞出仕、長四郞、源十郞御脇差被下候。

一同廿八日　澁江重兵衛及末期、仍て申上候。十兵衛拜領知行千三百石之內本田四百石被召上、九百石にて梅津富之助跡名跡被仰付候。但此四百石宗家宇右衛門に被返下。

一同七月四日　梅津喜太夫織目御禮、同名藤太嫡子桃之助出仕。同廿一日長山小右衛門、田中忠兵衛、大越靫負、森川權右衛門、大和田淸兵衛御物頭被仰付。同廿二日於御城役人被仰付、郡奉行黑澤味右衛門、御步行頭江田久米之丞、川井七左衛門。

【補】〇七月廿二日　黑澤味右衛門郡奉行被仰付候。多左衛門代。

一七月廿三日　初鴻を被獻、八月朔日東都に到着御獻上相濟。

一八朔爲御賀儀御太刀馬代を被獻、御使者梅津藤十郞忠經登營。

【補】七月八日出立。

一同廿七日　從御先代御一族を始面々え被預置候處之御代官所を御取上、以後御代官役を被仰付候旨被仰渡。

淨運日記に。廿七日　於御城佐竹主殿、小野宇兵衛、向源左衛門、須田主膳、佐藤忠左衛門に銘々被預置候御代官所被召上、御代官方之者可仰付候間左樣に相意得候樣に被仰渡候。

一同廿八日　私宅え呼候て被預置候御代官所被召上、御代官方之者可被仰付候間左樣相意得候樣にと被仰渡候。眞壁兵庫、梅津藤

十郎、早川治太夫、梅津宮太夫、山方民部、中川宮内、生田目隼人、井口織部、桐澤久右衞門、眞崎彦十郎、牛丸治右衞門、中田庄兵衞

一同日　從公儀請取物先達ては直判にて受取候樣にと被仰渡候處、自今以後如最前家來之者判にて受取候樣にと被仰付候。石塚孫太夫、大山四郎、戶村十太夫、古內伊之助、小野宇兵衞、多賀谷佐兵衞、澁江宇右衞門、眞崎兵庫、大越甚右衞門、梅津半右衞門。

一同廿九日　山本郡能代御遊獵、九月廿三日御歸城御出御歸り御料理前之通。

○九月廿五日　湯殿山注蓮寺御出、金之間にて御振廻在り。

一十一月十三日　郡奉行、惣山奉行、作事奉行を罷らる。

淨蓮日記に。先達御簡略相談之通御前え申上候得は何も御聽屆郡奉行被止置候。

一同廿七日　仁壽丸樣御元服御二男樣なり。

淨蓮日記に。當廿七日仁壽丸樣御帶解御中挾被遊候間、御祝儀眞崎兵庫相勤候樣光聚院樣被仰付候由申來候と、十一月九日の條下に在。

一十一月十四日之條下に、黑澤味右衞門儀年頃にて諸事之儀存候間、此末老とも呼出し相談申事候はゝ存當之通無遠慮相談可仕候内々御心付可被遊候得とも時分柄之事故御延引被成置候。末々御積可被遊候間左樣相心得可申由御意之通申付候。中川宮内も御役儀御免之段申渡、且町奉行に付定役人も御免被成御番に可被入置候由被仰付候。

一惣山奉行被止置小助川庄左衞門、根本庄右衞門に付罷在候山手代、同物書御扶持召放候樣にと被仰付候。正左衞門は裏判奉行被仰付、正右衞門は町奉行被仰付候。

一御作事奉行被止置、山邊仁左衞門儀年寄候間御番なりとも御免被成置候。仁左衞門に付候役人御物書共に御免被成御番え可被入置由被仰付。

一十二月十七日　今度初て公方樣御靈屋を天德寺え御造營。依之今日正遷宮御人佛有之候。

一十二月五日　於天德寺先君十三回御忌之御法事御執行。

淨運日記り　十二月廿九日　宇都宮帶刀家督候得とも幼少故來正月初て引渡着座被仰付候。戸村八郎、小野源四郎、眞壁長四郎來正月局住引渡被仰付、小野崎藤太郎御改易御免(藤太郎十二月六日御改易御免、本知千三百石之内被減七百石被下置)にて來正月廻座如前座被仰付候。梅津小太郎、大越源十郎、梅津孫六、同桃之助來正月局住廻座着座被仰付候。澁江十兵衛、黒澤八太郎、岡谷長兵衛家督にて來正月廻座着座初て被仰付。

一十月三日　横手御馬取衆御兩人え左之通被爲進。

一時服六　一干菓子二箱　一鹽引十尺
一銀四十枚　一杉重三組物二組　一小切鮭二桶
一樽四ッ　一御太刀二振　一燒せんへい百入二箱

一同十二日　津輕越中守御使者大井彦右衛門、金之間にて御料理被下。

一同廿四日　御臺所御入目書付差上候覺。

亥四月より子三月迄平均(年號無之)
鑑照院樣御代一日御入目四拾八匁六分五厘七毛

當八月よりの平均
御當代樣一日御入目六拾三匁七分六厘五毛

一十一月二日　裁判所、評定所數年御中食被下候得共向後相止、明三日より遣不申筈。

一同廿一日　毎度之納り鮭御尋に付申上候書付。

○寛文十年戌年分

一生鮭千五百七十尺　湊御役
一同千三百八拾五尺　野代御役
一同百七十尺　畑に買立
三口合三千百二十五尺
内六百九十九尺　鹽引江戸え爲被登候分
同百三尺　拔き鮭右同斷
同二百三十尺　大切小切鮓、粕漬共此桶四十四

殘二千九十三尺　御不斷被下物御用共

○天和二戌年分

一鹽引七百四十尺　野代御役

一畑鹽引貳百尺　御買立

一鹽引九百二尺　野代湊にて御買立

合千八百四十二尺

内千五百五十五尺　江戸え被遣候

同鮓鮭百六十五尺　此桶三十三、江戸へ被遣候

殘る百二十二尺　御臺所に在り。

○貞享元 甲子

二月廿一日改元、御國許にては三月十五日より

一正月二日　東都にをひて年始爲御賀儀御太刀馬代を被獻、御使者眞壁甚太夫充幹登營。同三日、御謠初に付御臺押御榊代御獻上恒例之通。充幹、舊臘二日秋田を發。田崎氏藏書に眞壁右衛門と在り。

一同廿日　久保田於天德寺寶明院樣小祥忌御法事御執行。

○同廿三日　松平出羽守樣御使者川瀨角兵衞金之間にて御料理被下。是廿日之御法事に付被遣候か不審。

一二月十一日　去る六日十日白鳥御捉飼被遊候に付今日御料理被下候。御側廻幷御鷹野御供之面々。

一同廿一日　貞享改元被仰出。

一同廿九日　秋田郡虻川御遊獵、三月七日御歸城御出御歸、例之通御料理被下。

一三月十六日　久保田御發駕、御供御家老石塚孫太夫義據梅津半右衛門忠實。當日境村御止宿、十七日刈和野御泊、十八日大曲、十九日角館え被爲入北左衛門義明宅に御止宿饗し奉る。右は左衛門家督爲御祝儀御料理指上候に付左衛門に銀三十枚、時服五、主計に御召料御小袖三、御羽織二、又四郎に御小袖三、左衛門妻に銀十枚、雁一、左衛門妹に銀五枚、雁一被下之。左衛門御太刀馬代外青毛三才一匹獻上。家來小野崎七左衛門、矢野八兵衛、山方正右衛門、太田喜兵衛、績木孫右衛門、矢野三郎兵衛、延生彌兵衛、矢野隼人、吉原道雄、小田野貞庵御目見被仰付。卒て奥え被爲入妻御目見、御餅菓子御吸物御酒等差上之。同廿一日御發駕御遊獵、四月朔日御山越。三月十五日十六日共例之通御料理被下。

私言。本書、孫太夫元祿三年御家老被仰付と在、此節御相手番歟。

【補】(久保田御發駕)或は十三日とす。御門出須田主膳え被爲成御拍子三番有と云々。

一四月十二日　御上着。同十四日爲上使戸田山城守忠昌樣御出。同廿六日御登營、御參府御禮御太刀馬鹿毛鮫四才一匹銀百枚、綿二百把御獻上、御臺樣え銀廿枚被獻。

忠寔日記左之通。

天和四年子二月七日　去月廿五日申上刻江戸出足御飛脚着、兵庫とのより連狀。先月廿三日阿部豐後守殿より御用之由にて鷲尾權右衛門罷出候處、御感狀或は御書或は御褒美先祖え被下候趣家來にも於有之は、其品委細書付可差上由御口上書を以被仰渡候由、御受之段御飛脚に御書付被差上候時分は御使者を以被指上候よし申來候。

右御本書御文左之通

口上覺

御感狀或御書或御褒美先祖え被下趣幷家來之者にも於在之は其品委書付可被指出候以上。

正月廿二日

堀田下總守

阿部豐後守

佐竹右京太夫殿

江戸より被御渡候に權現樣、台德院樣、大猷院樣より之御證文候はゝ指上可申由申來候。三公方樣より關信樣、天英樣え之御書幷御證文等有之候はゝ差上可申由。右に付

一權現樣より佐竹中務太輔に被下候御內書二通

一台德院樣より中務太輔え被下候御內書四通

右は三月十二日小川九右衛門出足、右之外大坂御陣之書付御感狀等持參申候。

右寫左之通

權現樣御內書

爲端午之祝儀帷子二送給祝着之至候。猶城織部佐可申候条令省略候恐々謹言。

五月二日家康御居判也

佐竹中務太輔殿。

同斷

爲端午之祝儀帷子三內生絹二到來祝着之至候。猶榊原式部太輔可申候恐々謹々。

五月三日家康御居判也

佐竹中務太輔殿。

右は奉書折紙御上包美濃紙にて佐竹中務太輔と有之候。

台德院樣御內書左之通

先度侍從殿發元御川之處品々御歸路御殘多候。然は爲御見舞以嶋田治兵衛申入候。可然樣御心得可爲本望候。猶期後音候恐々。

九月五日秀忠御居判

佐竹中務太輔殿。

同斷

爲陽春之佳□太刀一腰馬一匹祝着之至候。猶使者可爲演說候恐々。

二月十五日秀忠御居判

佐竹中務太輔殿。

同斷

爲歳暮之祝儀小袖一重給候。被入御念段祝着之至候。猶大久保治部少輔本多佐渡守可申候條省略候恐々謹言。

十二月廿五日中納言御居判

佐竹中務太輔殿。

同斷

爲端午祝儀帷子三之內生絹二令祝着候。猶使者可爲演說候恐々謹言。

五月四日秀忠御居判

佐竹中務太輔殿。

右は奉書折紙、御上包前條之通。

御感狀寫は前に出、仍茲に不記。

一忠宴日記。五月四日　神尾若狹守殿御出に依て拙者罷出、先年巖有院樣より鑑照院樣御判物御拜領之節御目錄六郡之內河邊郡平鹿郡二郡之高違に付今度御判物直候故被仰立候。且、本田之過も御座候故御高なも被上置度御公儀え可被仰上歟と御相談に候。相模守樣え御內々御咄可被成由若狹守殿御挨拶にて候。同廿六日御判物御改に付御奉行土屋相模守樣、本多淡路守樣え拙者持參仕候。

覺

一高二十萬石　出羽國之內六郡、下野國之內

同五千八百十八石

都合二十萬五千八百十八石

右は巖有院樣御判物被成下候。

外

一高九萬九千四百六十六石　出羽國之内六郡古田之過
一同六萬三百八十一石　同國之内六郡新田
一同百二十八石　下野國二郡之内新田
都合十一萬九千九百七十五石
内五萬九千四百六十六石　古田之過
同六萬五百九石　新　田
右古田之過新田寛文四年御判物之内拜領之節小笠原山城守樣、永井伊賀守樣之高辻帳并目錄相認差上候。
○寛文四年御改以後之新田
一高二萬三百四十三石　出羽國之内六郡新田
一同四十五石　下野國之内二郡新田
都合二萬三百八十八石
右古田過新田合十四萬三百六十三石
合五萬九千四百六十六石　古田過
同八萬八百九十七石　新　田。
一同日記に。五月十三日　傾城町御日附可被仰付置候間御奉公之者下々共に傾城町にて見當候はゝ急度相斷御披露候者曲事に可被仰付候事。
【補】六月二日　眞崎兵庫下る。
一六月十六日　嘉祥之爲御祝儀御登營。
一同十九日　去月廿九日より大雨にて晦日八ッ時大洪水、中島御中屋家四拾七軒大破、内四軒流家荻萱十五把充被貸下。同廿日に打切六十本、一人に十五本充、小羽千枚宛被貸下候。殘四十三人小羽三百枚充被貸下。

一七月八日　久保田於天德寺桂雲院様廿五回御忌御法事御執行是相馬長門守義胤之御女にて岩城忠次郎貞隆公の御室、鑑照公之御母堂御名代東主殿義秀。

一八朔之爲御賀儀御太刀馬代御獻上。同三日御馬栗毛四才、星尾白栗毛三才二匹を被獻。

一同七日　秋田より達る所之初鴻御獻上。

一同九日　小笠原壹岐守長治公之御室逝去黑田甲斐守長興御女、義處君御姪。

一同十一日　黑田甲斐守長重公御母堂法流院様義處君御庶姉御逝去。

忠宴日記に。八月廿八日　朝五ツ過於御城堀田筑前守様を若御老中稲葉石見守様脇差にて御突被成候處に、御老中御出合にて石見守様をは御討留被成候。筑前守様には御退出、晝過御死去。石見守様御屋敷は永井日向守様え被仰渡御請取被成御屋敷を卷候由。大目附衆も多出御道具御改候處御書置有之、則御城え上候由申候。石見守様筑前守様御意趣有之御討留被成候由申唱候。石見守様御屋敷御家中今晩より明朝迄立退候由。

【補】八月廿九日に江戸御旗元衆喧嘩相手の家え御越候て討留、宿え歸途中にて弟家老追かけ被參候。其兩人も討留御披露被成候得共筑前殿射ころされ、夫に御取紛事延討留候衆之親兄弟共に六人口御闕被成候て屋形様え御預相成候故、孫太夫、半右衛門、内藏之丞、齋助、大島小助、原田三左衛門なと小屋口の預番被付置、御評定所え被召出候節は物頭侍かこの者まて此方より被遣候故三百人計之由十一月初に御穿鑿極る。

一九月三日　御忌明重陽之御時服御獻上。

一同十八日　初黃鷹御獻上。

一十月十一日　御旗本衆兒島助左衛門殿御舟手頭之組不調法之儀有之御詮議之間御預け、子息兒島傳兵衛殿、同源八郎殿、鳥井六右衛門殿、兒島市之丞殿、村田源四郎殿、右合六人御預之儀被蒙仰。

淨運日記に。

梅津半右衛門宅え
御舟手頭瀧川長門守組　兒嶋助左衛門殿（年五十五）
石塚孫太夫宅え
同　傳兵衛殿（年三十四）
疋田齋宮宅え
同　遠山主殿頭組　同　孫八郎殿（年三十）
梅津内藏丞宅え
村田　源四郎殿（年二十四）
大嶋小助宅え
鳥井六右衛門殿（年二十四）
甲府様衆　原田與右衛門宅え
兒嶋　市之丞殿（年十六）

按ろに宅と有之は江戸小屋之事と見得候。田崎氏之藏書には御長屋六間に被指置と有。

一同十八日　上使柴田七左衛門殿を以御鷹之鶴御拜領、則爲御禮御登營。

一同廿六日　鮭鹽引二十尺御獻上。

一十一月八日　小場石見義房大館に卒。

一同十三日　御登營、御代替に付御判物御拜領。御判物之御文寬文四年之趣にて御末之文に「任寬文四年四月五日先判之旨充行之證全可領知之狀如件」とあつて「貞享元九月廿一日秋田侍從とのへ」と御充所御居判也。同日牧野因幡守富成殿、本多淡路守忠豐殿奉りにて御添目錄被相渡。

但、此節被指出候郷村高辻帳も寛文四年郷村高辻帳之通相認む。寛文四年御改以後新田と改出分二萬三百四十三石出羽之内六郡新田と被書添、都合三十四萬百九十石之御高にて被差出候。

一十一月十八日　兒島助左衛門八丈島に流罪、子息兒島傳兵衛同源八郎同島に流罪、右三人は御舟手役佐野與八郎某に被相渡。村田源四郎、鳥居六右衛門、兒島市之丞は三宅島に流罪、右三人は御舟手役小笠原彦太夫某に被相渡。

一同日　御母堂光聚院樣御逝去（南左衛門義章之御女也。御法名光聚院殿正覺宗圓大姉と奉稱。御年六十五。）廿二日橋場總泉寺におゐて御草焼。十二月十三日御遺骨總泉寺御出棺、石塚孫太夫義據供奉（光聚院樣は佐竹山城殿奥方、松壽院殿之御姉なり。）

【補】○御遺骨十二月十三日に江戸御立湯澤に御越年、正月四日に天德寺御着。同月御葬式に付丁々門松等立候事を禁せらる。御家中惣名代として神澤八郎左衛門罷登路銀歩判五十粒渡。

一十二月三日　御使者留新屋、院内え川井勘兵衛、長山八郎兵衛、小野崎助之進、太田九郎左衛門被遣候

一同廿五日　義林公御登營、被叙四品。同廿七日御名修理大夫樣に御改（于時御十四歲。）

○貞享二（乙丑）

屋形樣御在江。

一正月四日　光聚院樣御遺骨天德寺え御着。同六日御葬禮、御名代北左衛門義明。

一同十六日　歲暮之御服を被獻。故及茲。（長冬御忌中）

一同廿日　於天德寺寶明院樣三回御忌御法事御執行。

或之記錄に。正月廿二日　光聚院樣御遺骨高野え御發駕、大和新助、村上八右衛門、高橋縫殿之丞、御步行四人、同御目附一人、長老組晉御供、久保田諸士惣代神澤八郎左衛門十二月上旬江戶え發。

一同廿七日　大久保加賀守忠朝樣より以御奉書明廿八日年頭之御禮可被申上由、仍て廿八日御登營。

或之日記に。正月廿一日　御書棚被獻、右は鶴姫樣紀伊中將綱敎卿え來月御婚禮に付。（本ノマヽ）

一二月十日　秋田御領御運上灰吹銀拾目二分院內銀山、同百六十一匁八分畑銀山、金一步判四粒大葛金山、右之通御上納。

一二月廿三日　御登營。右は昨日鶴姫樣紀伊中將綱敎卿え御婚禮爲御歡也。同日、矢田野强左衛門を爲御使者金千匹、御肴二種御簾中え金千匹、御肴一種被獻。

一佐竹石見去冬卒去に付同月爲御名代眞壁甚大夫充幹、御香奠大越靫負（御物頭）を以嫡子右膳え被下之。

一同月廿二日　新院崩御之訃到る。依之御登營。

一三月三日　御登營。同四日河井權兵衛吏忠を京都え被差登。右は去月廿二日新院（後西院）崩御、依之御香奠銀拾枚被獻。

一同廿六日　御馬貳匹（白川原毛、鹿毛共に四才）被獻。

一四月六日　先頃常憲君之姬君御婚禮爲御祝儀今日營中にて御能御興行。仍昨日御執老より奉書到來に付御登營、折御菓子一合御獻上。翌七日爲御謝禮御登營。

一同十八日　大久保加賀守忠朝様爲上使御歸國之御暇御拜領、銀五百枚、御給五十領御拜領、即爲御禮御登營。

一同廿日　於總泉寺御亡弟德正院殿玄蕃義慰公十三回御忌之御追福を修せらる。

一同廿五日　義林公御登營。先頃神田之屋敷御用地に被召上候に付下谷におひて替地を被下之旨義處公御歸國御暇によつてなり義林君え臺命在。本、太田備中守資貞之屋敷、東面百七間、西面八十五間、南面五十九間、北面六十間半、坪數合五千六百五十四坪。

一五月廿三日　江戸御發駕、六月九日御着城、十一日御歸國御暇爲御禮南淡路義倣發足。

〇六月九日　松壽院殿え御立寄、須田主膳所にて御晝食被召上御着城、例之通御料理被下。同廿八日在鄉衆御暇御料理被下、七月四日寺内より新米百姓持參、生田目喜内を以指上候。同廿三日北國屋吉右衞門御料理被下川尻長右衞門相伴。同廿四日手形御休にて侍鐵炮上覽、同廿五日鳥海山別當御料理被下候。

【補】〇御藏御肝煎御役材木、當高百石より以下之村え被下間敷候。御藏入御本田開共に當高百石以上には藏材木可被下と七月二日御評定所にて相濟。

一八朔爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者澁江重兵衞光重登營。

〇八月二日　湊にて侍鐵炮上覽御料理之事在。能代、淺舞御渡野、御出御歸とも例之通御料理被下。

一同廿九日　山本郡野代御遊獵、九月廿七日御歸城。

一十月十日　平鹿郡淺舞御遊獵、十一月十一日御歸城。

一十一月十八日　於天徳寺光聚院様小祥忌御法事御執行。

一同廿一日　佐竹淡路、茂木儀右衛門御暇被下是去る十八日御法事に付出府か。

一同晦日　年頭爲御使者眞壁甚太夫被差登甚太夫十月三日乗物御免。

一十二月廿三日　今宮文四郎永敎を宥免せられ父義敎か祿四百石を收め三百石を賜て其家を繼しめ班一等を降して御廻座に列らる。

忠宣日記に。十二月廿三日　今宮攝津守子共文四郎被召出今日廻座並出仕被仰付候。親攝津守儀引渡にて義之御一字被下候得共今度被召出候故廻座並に出仕被仰付候。

一同日記に。九月三日　大館出入之品は去年佐竹石見殿家督六郎に被仰付、去年御下向之上石見に不相替御城代被仰付候。依之、家督爲御祝儀去秋組下に振廻致候處部垂給人御番帳並に罷出度由、六郎、家老前古屋傳右衛門、原野淸右衛門に申候。兩人覺には先年より個様之振廻之節は長倉給人、赤館給人、部垂給人と出來候由左様には相成間敷と申候。小組頭青柳喜兵衛、中村角助にも傳右衛門、淸右衛門相談申候處右之通家老共同然に致候故左様には相成間敷と色々申付候。大館御目附川井權兵衛罷在候故權兵衛處え訴訟申候得共、權兵衛は御目附に參候故取上不申返置候。仍て御下向以後部垂給人佐竹主殿殿へ御呼候て色々被仰聞候得共不致合點及披露候。依之根本正右衛門、寺崎彌左衛門を以澁江宇右衛門、眞崎兵庫、大越甚右衛門御留守居被申候遂詮儀今度蔀付参候。翌四年九月二日、部垂給人關作兵衛、石塚小右衛門、石井彌五兵衛、山下杢右衛門切腹被仰付候。長山六右衛門御追放、六郎殿家來前小屋傳右衛門、原野淸右衛門御改易被仰付候。青柳喜兵衛、中村角助其外閉門被仰付候。

一十一月廿三日　上使安藤九郎左衛門殿を以若殿様初て御鷹之雁ニ羽御拜領內壹羽屋形様え被爲進十二月朔日相達す。

一十二月廿九日　御本方役處え御祝儀來年より被下候筈極。

○貞享三丙寅

一正月二日　年頭之爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者眞壁甚太夫充幹登營。

○元日二日三日御例之通。二日晩舊冬若殿樣御拜領雁御披き。同七日十五日御料理之事在、同十日在鄕衆御暇之御料理被下。二月七日、御勘定所、裏判所、本方御兵具藏御金役人、去年之通明日より御料理被下候筈に成る。同十三日每月寶鏡院御祈禱登城之節たはこ可被下由原田與右衛門を以被仰付。

一二月廿二日　秋田郡蚖川御遊獵、閏三月二日御歸城御出御歸御料理例之通。

一閏三月九日　於御城御能御興行、諸士拜見被仰付。十日出し御書院にて松壽院殿始女中御料理被下、四家衆、老中、御相手番、兩番頭、諸役人御料理被下於御廣間御能有之。

一同十三日　御發駕仙北に御逗留、四月十二日御上着。同十三日大久保加賀守忠朝樣爲上使御出。同廿三日御登營、御參覲御禮被仰上、御太刀一腰、御馬一匹鹿毛四才纊二百把、銀百枚御獻上、御臺樣え銀二十枚被獻御發駕之日御料理例之通。

一同十六日　御本方之火防安樂寺被勤候。今日御普請出來に付廿二人前御料理被下。同十九日下筋御代官拾壹人御臺所にて御料理被下候。何故と云事不見得、右御用佐藤五郞左衛門も罷出候。

或之日記に。此節御供御家老梅津半右衛門、御相手番一人、御番頭一人、大小性頭一人、御近所御小性頭三人、御時番一人、御物頭

三人、御步行頭三人、御目附二人、御納戶役御側勤廿六人都合廿二騎、大小性組頭共十三人、御小性御側表共廿人、大番組頭共十一人、御醫者本道外科共三人、御右筆四人、老中用達二人、中間頭一人、御膳奉五人、御馬乘五人、御使役四人。

一四月廿七日　來月八日嚴有院樣七回御忌御法事、東叡山におひて今日より御執行に付御參詣。

一五月八日　東叡山え御束帶にて御參詣、將軍御參堂之供奉。同日、御香奠銀十枚御進獻、御使者福原彥太夫資直。

一同九日　御法事相濟候に付爲御機嫌御窺御登營。

一六月七日　去子年京師東宮御所御築地料として銀一貫八百二十二目六分五厘九毛、出羽下野國之御領地高二十萬五千八百石餘之分。高一萬石より白銀八十八匁五分六厘四毛餘之御積也御上納。

一同十六日　嘉祥之爲御祝儀御登營。

一同廿五日　御登營義林君、義長公義都公從ふ　御老中御列座にて今月廿七日御能拜見之旨御側御用人牧野備後守成貞殿を以被仰渡。仍て廿七日御登營義林君、義長公義都公從ふ　折御菓子一合御獻上。

一八朔爲御賀御太刀馬代御獻上。同三日初鴻御獻上。同廿八日御馬一匹御獻上。

一九月三日　重陽之御小袖三御獻上御使者龍田源太夫御簾中樣え銀拾枚御獻上。

一十月十七日　御用處にて大越甚右衞門申渡候由、向後御春屋えは御前米計可遣候。其外は荒川吉左衞門と申者被仰付候。十二月廿三日御手酒とうし貳人、壹人銀三百目充被下。

一十一月十日　御鷹之鶴御拜領、上使庄田小左衛門殿。即爲御謝禮御登營。

一同十八日　於天德寺光聚院様大祥忌之御法事御執行、御名代東主殿義秀。

一同廿三日　御鷹之雁二義林君御拜領、上使齋藤左源太殿。因て義處公、義林公ともに御禮御登營。

或之日記に。九月十日　御初種御鷹御獻上。十月廿六日鮭鮓二桶御獻上、細辛一箱十斤入御獻上。同十八日歳暮之御小袖三御獻上。御簾中様え銀拾枚御獻上。同廿三日鮭鹽引二十尺御獻上。

○貞享四丁卯

今年正月於江戸熨斗目着用被相止。

一正月二日　御登營、御太刀馬代御獻上、盃酒を賜ふ。御時服御拜領。同三日御佳例之御奈良臺松竹鶴龜御樽代銀壹枚御獻上、御使者鷲尾權右衛門。

一同十八日　御馬一匹、鴇毛鮫四才御獻上。

一二月十八日　秋田御領御運上金銀被納金壹歩判二大葛山、灰吹銀七十九文目院内銀山、灰吹銀二百十一文目畑銀山。御日記に、二月十四日鮭子籠廿尺御獻上。

一四月七日　今月廿八日　當今御即位、御賀儀二種一荷爲御名代北左衛門義明を京都え被差登。

一四月十九日　御女子御誕生。御名岩姫様。御母は御妾谷氏、靈性院と稱。

一同廿一日　第五御女子辨姫様御逝去。御歳八、靈苗院様と稱す、總泉寺に御葬なり。

一五月二日　端午爲御祝儀御帷子御單物御獻上、御簾中え銀五枚御獻上。

一同四日　先月廿八日御即位相濟候に付爲御賀儀御登營、同六日右爲御賀儀二種一荷御獻上。

一同九日　戸田山城守忠昌爲上使御出、御歸國御暇御拜領、御帷子御單衣五十領、銀五百枚御拜領。御禮御登營。同日御馬二匹（紅梅鴇毛四才　鹿粕毛四才）御獻上。

一同廿四日　大久保加賀守忠朝様より御奉書到來、明廿五日朝登城あるへき由之台命によつて翌廿五日御登營之處に、於御黑書院大久保加賀守殿、阿部豐後守正武殿御列座御側御用人牧野備後守成貞をして紀伊中納言光貞卿之女を修理太夫義林に妻すへしとの台命を傳。

淨光日記に。五月廿五日　屋形様昨日御奉書に付御登城、御黑書院溜にて大久保加賀守様、阿部豐後守様御列座にて牧野備後守様を以、紀伊中納言殿息女同姓同氏修理太夫え緣組被仰付候由被仰出候。屋形様御受には不存寄同氏修理太夫え結構成緣組被仰出難有仕合之由御請被仰上候。若殿様御同道にて右之爲御禮御老中へ御出、紀州様え御父子様共に被爲出之處被爲逢御吸物、御酒、御盃事有之御家老中も被罷出候由。右爲御祝儀御家中惣代坂本九郎左衛門罷登、七月十九日下着。

一六月三日　紀州様え御結納御祝儀御使者宇留野源兵衛勝明。

一同廿七日　江戸御發駕、七月十日松壽院殿え御立寄御着城。御歸國御暇爲御禮戸村十太夫義連被差登御肴日例之通御料理被下。

一七月四日　遊行上人聲躰寺え下着。

一同廿二日　御下り以後初評定日御料理被下。

一同廿三日　若殿樣御結納御祝儀四家、老中、引渡、廻座は御座之間、諸役人御廣間、御側廻り御法度書之間、御拍子も在之候。

一八朔爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者酒出金太夫季親。

一同四日　遊行上人え御料理被進。今年回國、擧鉢寺に滯留に付金之間におひて御料理被下。

【補】荒屋豐卷え通候判村々え被渡置候。向後取落紛失致候はゝ高持之不依高下錢三百文つゝ差上候樣に卯八月十日極。

一同十五日　近年御家中之遺跡其子八歲以下之者世祿之內を被減。自今以後假八歲未滿たり共其父祖勤仕之功勞あるものは遺跡被減間敷之旨被仰出。

一同十六日　佐竹主殿義秀嫡子榮長於御城元服、御一字被下源六郎義旨と改。或之日記に。戸村十太夫九月朔日下着。於江戸去登營之節將軍家御目見、自分之太刀馬代を獻、御奉書を被差出候時御時服三拜領先例之通

一八月廿三日　手形於御休侍鐵炮上覽。

一同廿五日　遊行上人於金之間御料理、去る四日之通。同廿七日遊行上人え銀三十枚、晒五匹被遣、さらし蕎麥粉壹斗被進、御使者山方民部。同日、上人明日御立に付御見廻在。

一九月十八日　天德寺にて東禪寺御振廻被下、御料理御臺處より被遣候。十二月九日、御小袖二ッ東禪院、同第一弟子に被下候。御使者武石案左衛門。

一十月六日　淺舞御遊獵、十二月三日御歸城御料理例之通。

一十二月二日　安藤九郎右衛門殿爲上使御鷹之雁二、義林君御拜領之由同廿三日御飛脚到着。仍て爲御謝禮梅津藤十郎忠經被差登。

一同五日　天德寺に於て先君十七回御忌之御法事御執行。

一同六日　年頭之爲御使者岡本又太郎元朝登。

城之日記に。今年二月廿二日小野宇兵衛義當卒と在り。

一貞享四卯年七月十九日　梅津半右衛門忠實、去々年御進退伺之役被仰付達て御訴訟申上候得共、再應被仰付候故少も勤不申御訴訟仕候儀遠慮、去年罷登前にて此方にて相勤江戸表にても勤見申候處に、拙者式相勤候儀罷成御役儀に無之候間御免被下候樣に宇右衛門、兵庫、甚右衛門、生田日隼人、山口縫殿丞なと以口上書指出候に付達御聽候處被爲聞召屆願之通御免被仰出、御本方御用は月番支配に被仰付候。追て來年御留守中大越甚右衛門御本方役勤候樣被仰付候。

一今年卯九月六日　御家中御役米當年御免被遊候儀被仰出之趣於半右衛門宅申渡候。

覺

去年不作致何も迷惑可仕被思召指上米當年は被遊御免候。併去年四ヶ年に御割付之差上米は可被召上候。七十石以上遠路之御奉公不相勤者、六十石以下御領内御奉公不相勤者、且病人悴幷在々給人は十ヶ一之指上米可被仰付候以上。

九月六日

一私に曰、和漢歷代備考云。正月東宮行二啓禁裡一。同月廿三日御元服。三月朔日御受禪。四月廿八日御卽位。五月朔日從大樹爲御賀儀保科肥後守正信入洛。

【補】貞享四年卯十二月晦日或日記。若殿樣御前髮被爲執候節座□配□被下候覺

一銀五枚　御髮置延寶元丑年

一同拾枚　御元服延寶九年

一同五枚　御任官貞享元子年

一同三枚　御前髪爲取候に付。

羽陰史略　巻之四

○元祿元 戊辰　九月晦日改元江戸表は十月六日、御國許は十月廿一日より

一正月二日　歳首之爲御賀儀御太刀馬代を被獻。御使者岡元又太郎元朝登營舊臘六日秋田出立。

一元日、二日御佳例之通。二日晩、御相手御所持之面々御座之間にて御料理被下。前々御廣間にて引渡廻座御料理被下候得共、當分御機嫌御不快に付御座之間にて被下、御拍子も有之候。

一同十一日　金之間にて東禪院御振舞被下。二月廿五日又御振廻あり。

一同廿九日　御年重に付舊冬之通御年繩納松立候儀八木勤之、作助御膳番、熨斗目長上下被下。

一二月朔日　御年五十二之御年重御祝儀御祝、御膳元日之通八木差上候。御相手之外本方御側廻御料理被下候。同晩、出御書院にて御側廻御料理被下候。同二日、御年繩引。

一同廿八日　秋田郡蚯川御遊獵、三月四日御歸城御料理無之。

一同日　白羽二重二疋、綿二把、白銀三拾枚、弟子に銀拾枚被下、御使者中川宮內。三月五日又御振舞被下、右東禪院也。

一三月十二日　若殿様雁御拝領之御披、御廣間にて御振舞被下候。金之間にて引渡、廻り座。御廣間にて御能有之候。出しにては松壽院始女中、御座之間にては諸役人、御側廻、御法度書之間にては御宮仕諸役者、御宮仕に被下候。

一同十三日　今日も御能御座候。出家衆松壽院始女中、其外役人、御側廻御料理被下候。

一四月十五日　御登營、御參府御禮。銀百枚、纐三百把、御馬一疋、鹿毛尾二ツ、白四才被獻。

忠寔日記に。四月十五日　御參勤御禮。屋形様是迄御紋、丸之内に五本骨扇御附被遊候處今日より丸を御取り、丸無しに扇御紋之御小袖御上下にて御登城被成候。

一五月三日　端午之御時服五、御簾中え銀五枚御獻上。

一同六日　土崎湊出火、家九十五軒、倉三十三、米壹萬九千九百八十石餘燒失。七月十二日同所又失火、家貳百五軒、倉六燒失、外裏屋六十六軒、合貳百七拾壹軒と有。

一八朔爲御祝儀御太刀馬代御獻上。

一同七日　四郎三郎様御役御免。以後、今日遠慮御免之旨、阿部豐後守様より被仰渡。

一同廿七日　初鴻御獻上、御使者松本甚左衛門忠勝。

一九月四日　重陽之御服三御獻上、御簾中様え銀拾枚御獻上。

一同五日　隆清院様御卒去。鑑照公御妾、式部少輔義寘之御母、多羅尾氏。法名妙詔日昌。御年齢八十二。

忠宣日記に、九月四日　下野御知行所鍋掛村と越堀村との野論御評議相済、今日御評定所え双方百姓共被召出御繪圖え酒井河内守様、土屋相模守様、戸田能登守様、甲斐庄飛驒守様、北條安房守様、小菅遠江守様、松平孫太夫様御裏書被書置候。

一同八日　土崎湊失火、家五十六軒燒失。

一同廿一日　御馬二匹（鹿毛　鴾四才／栗毛五才）御獻上。

一十月五日　土屋相模守政直様より御奉書到來。翌六日御登營、年號元祿と改元被仰出。

一十一月三日　鮭鮓二桶御獻上。（向後御獻上物は書以て御可被指登今日被仰渡候。）

一十二月十四日　御鷹之鶴御拜領、上使永見甲斐守樣。卽爲御禮御登營。

一同廿一日　歲暮之御小袖三御獻上、御簾中樣え銀拾枚御獻上。同廿二日鮭鹽引二十尺御獻上。

一同廿七日　義林樣御鷹之雁御拜領、上使藤掛采女殿。卽爲御禮御登營。

戌之日記に。此年、下谷上御屋敷前三味線堀湊御普請在。十二月七日、宇留野源兵衛勝明御家老職被仰付。天和二戌六月中御局御家老之處、此度猶御役替、本御家老に被移とあり。

○元祿二　己巳

一正月元日　朝御祝相濟以後老中御小性頭登城、御雜煮出る。

一同二日　義處君義林君御登營、御太刀馬代を被獻。御盃酒、御時服御拜領御先例之通。同三日御謠初

に付御奈良臺押、御樽代御獻上。

一同廿日　於天德寺寶明院樣七回御忌之御法事御執行。

一同廿九日　淺草御屋敷未御普請成就無之といへとも吉日に付御移徙。

一閏正月廿七日　子籠鮭鹽引二十尺御獻上。

一二月十一日　吉辰に因て義林君御婚禮（紀伊中納言光貞卿御女育姫君）御取持蒔田權佐殿、水野藤右衞門殿。

一同十四日　御登營、御婚禮御禮被仰上、御太刀黃金御馬代御時服十領御獻上。同日紀州樣にて御招請有之、義處公、義林君暨義長公にも御出。

【補】田崎氏、三月九日と在。

一同十五日　紀州黃門光貞卿、同中將樣淺草御屋敷にて御饗應。此節、松平左京大夫（賴純）樣、同御嫡豐後守（賴路）樣、上杉彈正大弼（綱憲）樣、松平壹岐守（仲澄）樣御出、御能御興行。（一說に。三月六日紀州樣御饗應。此節同中將綱教卿松平左京大夫樣（光貞卿之御弟也）同御嫡豐後守樣御招請と在。）

一五月三日　端午之御時服（御帷子、御單物五）御獻上、御簾中え銀五枚御獻上。

一同十日　大久保加賀守忠朝樣爲上使御歸國御暇、銀五百枚、御單衣五十領御拜領。則爲御禮御登營。

一同廿日　向後、白鳥御獻上相止候。

一六月四日　御馬二疋（黑毛五才黑栗毛四才）　同十二日土用爲御機嫌伺熊皮五枚、鰹節一箱御獻上。

一同廿日　御女子樣御誕生。御母、御玄各氏。ひさ當樣、是、筑前秋月之城主黑田長門守樣え御嫁、後養眞院樣と奉稱。

一同廿五日　出し御臺所爐之上銅蓋今日爲釣申候。拾三貫五百目有之候。銅屋八郎兵衛拵差上候。

御亀日記に。七月十日秋田より申來候。津輕兵庫殿上下男女八十人程にて津輕を御立退、當朔日朝御當領を御越山田村え被參候て右京殿え御賴被成度儀有之御當領え參候由、佐竹六郎方へ被申越候之由。依之、山田村え御引越候樣にと六郎方より兵庫殿え申越候。山田村え御移候由樣子委細書付を以て申來候。同七月廿三日、兵庫殿儀に付依御催促戶田山城守樣え鷲尾權右衛門罷出候。山城守樣より御口上には、兵庫殿より之書狀見申候。御城中にて各牧野備後守殿え致相談、何そ對公儀申分無之候間津輕越中守殿え御返可被成候。越中守殿えも右之通申渡候由被仰越候。同八月七日秋田より申來候。津輕兵庫殿去月晦日久保田え着被成候由。同廿日秋田より申來候。兵庫殿、同酒之丞殿、同左内殿、當十四日於土崎湊越中守樣御家來大道寺隼人、添田儀左衛門其外侍多參候て受取可申由申に付、此方より福原彥太夫、田中三左衛門、小川九右衛門出會、隼人、儀左衛門對談、兵庫殿、酒之丞殿手廻下々迄首尾能引渡、兵庫殿家中は田中忠兵衛、川井七右衛門、越中守樣武頭今井惣右衛門と申者に相渡候由申來候。

一津輕兵庫殿は越中守樣御弟也。越中守樣と不和之由。湊御番にて久保田中嶋え八月晦日着、賄方田名部八之丞、登坂彌兵衛津輕え被相歸候砌は御中屋三人申付候と有。

一ある人之說に、津輕兵庫殿事に付牧野備後守成貞樣、戶田山城守樣え御內意有之、大嶋小助を以津輕信政樣に御內々被仰達と云。

一又或之記錄に。津輕兵庫殿御上下共に七月廿八日鷹巢むらを御立、同晦日、久保田御城下中嶋諸士之宅に被指置。兵庫殿及御妻女は上松長左衛門宅、御次男左內殿幼少故同居、御嫡酒之丞殿は嘉藤彌右衛門殿、侍分は江橋東之丞宅、步行之者は生澤十郎左衛門宅、中間は鎌田伊左衛門宅、乘馬及小荷駄は御中屋之者宅。右家內人數は追て御他領え退。

一八月十四日土崎湊にて兵庫殿御妻子下々に至迄御引渡に付、同九日兵庫殿を大越甚右衛門宅え、酒之丞殿を眞崎兵庫宅え招き御父子及從者之佩刀を脫しめ兵庫殿御父子は福原彥太夫資直、田中三左衛門定賴、小川九右衛門家續を被相添、湊にて大道寺隼人添田儀左衛門え相渡、下々は田中忠兵衛定英、川井七右衛門忠易被相添、同處にて今井惣右衛門え相渡。

一忠宣日記に。六月十日　去辰年分出羽國秋田領御運上金銀、灰吹銀四十三匁七分院內銀山、灰吹銀五十七匁三分畑銀山、壹步判二大葛金山之分御上納。

一八朔爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者細井傳右衛門光豊登營。

一八月三日　戸田山城守様より御切紙到來に付四郎三郎様山城守様宅え御出之處、四郎三郎様遠慮御免之後御禮日組之列にて御目見候處、以來は壹萬石以上之御座付にて御目見可有之由被蒙仰。

一同九日　初鴻御獻上、御使者鷲尾權右衛門。

或之記録に。八月十三日　壹岐守義長様御嫡千代松様御二歳にて御夭死。

一同廿九日　江戸御發駕、九月十六日澁江宇右衛門處え御立寄御着城。御着御當日御熨斗塗三方、御相手衆之外諸役人當番物頭御目附等御料理被下候。同十九日、御歸國御暇爲御謝禮佐竹主殿義秀被差登。江戸表登著之次第先例之通十一月十二日秋田え着。

一九月九日　此度御下り以後白木御膳遣申間敷由被仰出候。但、前々正月五節句幷引渡、廻座出仕等都て白木具、白三方、白椢に候得共此時より相止。

一同十五日　御阿彌陀堂入佛、誓願寺幷僧中共七人登城、寺社奉行登城。何も御餅菓子被下候。

一同廿日　御時齋御料理之節春慶相止、黒塗御膳に成。

一同廿一日　闐信寺に於て御庶兄義眞様廿五回忌御法事御執行。

一同廿三日　育姫様より御使者、御太刀馬代銀二種一荷。御使者石橋市左衛門、金之間にて御料理被下。

同晦日湊にて御料理、十月十五日出御書院にて御料理被下。

一十月十八日　戸村一學處風を被差登。右は初冬之爲御使者也。

一十一月十七日　小野寺内匠道宴を江戸え被差登、佐竹義秀御目見之御禮を被謝。

一同廿六日　黒澤八太郎道富を江戸え被差登、寒中之爲御使者也。同日添川村溫泉え御入湯、同廿九日御歸城。

一同晦日　御寢之間今晩御移初。御相手老中御料理被下、嶋臺押も出る。

一十二月三日　來年頭爲御使者佐藤忠左衛門盛信を江戸え被指登。

一同六日　大越甚右衛門則國御家老御免、梅津藤太御改易被仰付。甚右衛門嫡子川井七右衛門忠易妻は藤太敬忠女なり。夫妻之事に付及訴、仍て川井七右衛門御追放に付此二人及鼓。

忠實日記。十二月廿六日　兒小性頭佐藤五郎左衛門、金銀銅鉛山支配根本庄右衛門山口縫殿丞小川九右衛門同役信太小右衛門大越靫負御日附田中六兵衛被仰付候。

一同廿二日　義林君御鷹之雁御拜領、上使堀小四郎殿。

一同廿八日　秋中段々差上候白うを貳石五斗三升五合、御町相場承合壹升四分五厘つゝ、合八十六匁被下候。

○元祿三　庚午

一正月元日　御膳塗木具御料理、并二日、三日共御佳例之通。

一同二日　歳首之爲御賀儀御太刀馬代を被獻、御使者佐藤忠左衛門盛信登營。

一同三日　御獻上恒例之通。同七日、舊臘義林君御鷹之雁御拜領爲御禮向庄九郎被指登。

一同九日　育姫様より參候御飛脚に根本庄右衛門所にて御料理被下候。

一同十日　在鄕衆御暇之御料理被下。

或之日記に。正月十六日　伊達市十郎處時を江戸え被差登。右は將軍家爲御機嫌窺也。

一同廿二日　添川え御入湯、同廿四日御歸城。又廿六日同所え御入湯、二月四日御歸城。同六日同所御入湯、十二日御歸城。廿八日虻川御遊獵、三月二日御歸城御料理無之。

一二月十七日　向後江戸え板札御無用被仰付。

但、是迄御獻上物等御差札有之か、不審。

一三月三日　御相手衆之外諸役人、惣樣五拾壹人御料理被下。

一同九日　去春義林君御婚禮爲御祝儀御城におゐて御能御興行。同十日同斷、諸士拜見被仰付。

一同日　若殿樣雁御拜領之御祝儀御能在之。金之間引渡、廻座八拾貳人、御座之間御側廻り廿人、御武頭廿人、大番組頭廿人、大小性組頭十人、御目付五人、御鷹方役、町奉行、勘定奉行、御兵具役人一御醫者共百人前、御法度書之間役者なと百七十人前、出にて上女中二十人御料理被下。

一同十日　昨日之通御能有之候。出家衆幷御側廻り役人、役者、御臺所廻り共五百人。

一同十五日　今宮攝津守義敎今日御寬宥之儀被仰出。嘗て天和年中大館え被預置所久保田え被相返、嫡子文四郎永敎宅に蟄居被仰付。此旨佐竹六郎えも被仰渡、嫡子文四郎えも被召出被仰付と、淨蓮日記に在。

一同十六日　御發駕、四月十三日御上着。同十五日土屋相模守政直樣爲上使御出。同廿二日御登營、御參府御禮被仰上綿百把、銀百枚、御馬栗毛四才を被獻、御簾中え銀貳拾枚被獻。此節御供、石塚孫太夫、梅津半右衛門。

一四月十八日　正洞樣百ヶ年御忌に付正洞院にて江湖あり。

一五月七日　義林君御疱瘡御發見。

一六月十六日　嘉定之爲御賀儀御登營。

一同廿七日　野州日光山御造營、御遷宮爲御歡御登營。

一七月朔日　於江戶以御條目御家中差上米上方御借金方へ年府に被差登御氣之毒被思召。依之何も申合勵略仕御奉公相續相勤候樣被仰出。

一同三日　大嶋小助、子籠鹽引獻上仕候。風味宜候に付拵候者御尋候處、奈良屋淸左衛門拵候に付當年は淸左衛門所へ御中屋遣爲拵候樣被仰付候。八月十一日、淸左衛門に子籠三十尺被仰付候。御入目委く有り。

一七月七日　義林公、御疱瘡御平癒に付御登營。

一同八日　晒、天德寺え斗被下候。外三ヶ寺えは當年より不被下候。

一八朔爲御賀御進獻恒例之通。
一同七日　昨日土屋相模守政直戸田山城守忠昌阿部豐後守正武大久保加賀守忠朝御奉書に因て今日義林君、義長君御同伴御登營、日光御遷宮爲御祝儀御能御拜見之命有。同十二日、御能爲御見物御登營、義林君、義長君御同道。御折菓子一合鮮肴二鱸魚御獻上。同十三日御登營、御能御見物を被謝。
一同十八日　初鴻御獻上。
一九月三日　重陽之御服三御獻上。
一同廿四日　松前殿御宿鈴木喜左衞門、松前殿より生き鶴一羽拜領。差上申候御鳥屋え入。
一同晦日　澁江宇右衞門隆光卒。依之、從江戸上使田崎左內被差下。
一十月十三日　石塚孫太夫義據御家老職被仰付於江戸被仰付。
一同廿五日　御馬貳匹青毛四才鹿毛四才御獻上。
一同廿九日　鮭鮓御獻上、御使者武藤七大夫。
一十一月四日　匹田齋定盛御家老職於江戸被仰付。
一同十八日　天德寺に於て光聚院樣七回御忌御法事御執行。
一十二月七日　庄田小左衞門殿爲上使御鷹之鶴御拜領。
一同廿二日　荒屋より大龜上り申候。同村八右衞門と申者拾申候。

長さ三尺五寸、頭共に、中二尺六寸、裾二尺六寸、前ひれ一尺四寸、後ひれ一尺。

淨通日記。元祿三年午二月十四日　御本方役に岡半之丞、裏判奉行に岡半左衛門、高瀬治部左衛門被仰付候。同廿三日同姓與藤治儀梅津小左衛門名代に願之儀、今日字右衛門殿兵庫殿被遂披露候處、願之通小左衛門名代に可仕由被仰出候。則御前え御禮申上候。此節御意被成候は小左衛門惣領式讓可申とは辭退、惣領家斷絶故與藤治名代に遣可申由尤に被思召候由御意被成候。

一三月四日　大越甚右衛門、同源十郎今日遠慮御免。

一三月十二日　御進退御不如意に付御家中差上米被増置、當秋より地形を以御借可被成由被仰出（御條目末に記。）

一七月廿六日　四郎三郎様え御扶持等被止置、御知行二千石被進候。

一九月十三日　壹岐守様奥様今午刻御平産、御男子御誕生。是、圓明院様也。仙壽丸様と奉稱、後求馬様と御名改。

一十月十一日　瀧江字右衛門跡目同源藏に無御相違被仰付、且支配等不相替被仰付候。

一同十三日　石塚孫太夫、御前え被召出御直に執政被仰付候。御意被成候は、多賀谷左兵衛御家老被仰付候節御訴訟申上候は岩城觀信様思召も如何に候間、御存命之内斗も札之判御免被下候様に鑑照院様御代申上候に付御免被成候處、觀心様御長久にて左兵衛相果候。一年前に死去に候。左兵衛札之判御免被遊候。孫太夫儀は札之判形なりとも致候様にと被仰付候。同日小田部六左衛門信太又左衛門御改易被仰付候。右は御暇にて亥刻過罷歸候不調法に付て也。

一十一月四日　西田齋御家老職被仰付御加増三百石被下置、爲御役料玄米五百石被下候。同十五日、江戸出足秋田え罷下候。右は兵庫一人勤にて大目之御留守居難相勤旨申來候に付拙者御下し被成候。

○

成之記錄に。元祿三年四月廿六日　於江戸岩城伊豫守殿、神尾市左衛門殿御出、今度御簡略被仰立候に付書付之通被仰聞候。右衛門、源兵衛御物語申候。

覺

一借銀十六萬兩余有之事。

一在江戸之入用四萬兩程之積。此内五六千兩借金利上等に入申候事。

一去年之普請覗儀に付物入有之、不足金二萬五千兩余之事。

一家中之知行當暮より借不申候得は不相成候事。

一大坂にては高岡重政、同吉右衛門、江戸にては三谷勘四郎、福田善兵衛用所申付候故知行爲取候事。

但、此趣に候得は前段に相見得候延寳三年河村庄右衛門書付見得候。其頃江戸御入用高に借し候。然る間御借金幷御不足金如此可在之事に候。

四月廿六日

一同年御國元より生田目隼人（御町奉行）罷登御用相濟罷下候に付、七月三日於江戸被仰含被差下候御書付之趣左之通。

家中面々え口上之覺

就勝手不如意家中より數年知行用立、其上近年不作旁にて諸士困窮之段及聞候間何卒返置度願候へ共、打續大分之物入旁故猶以當年より増借候より外有之間敷由年寄共申聞候に付、無是非當春家中え無心之段申渡候。然所に大分之借銀之儀何も及承苦勞存、右之借銀不殘家中へ受負可申由諸士相談之上申出候段今度年寄共方より生田目隼人を以委細申越、譜代之面々と乍申何も不顧一分渇命個様之時節右之通之存寄寔感入祝着不斜候。自今以後急度簡略相立候間家中之面々も成程簡略相守、何卒進退相續奉公無懈怠相意得候はゝ此上之可爲忠義候以上。

七月朔日

右之外此節御家中御仕置筋之儀御口上御掟書等分相渡被指下候。但、此年より差上高四ヶ一割合相成候。

一備考云。今年正月十三日近衛基熈公任關白。

一今年、水戸中納言光圀卿御隱居。

○元祿四 辛未

一正月元日　御佳例之通老中登城。

一同二日　義處公、義林公御登營、御太刀馬代御獻上。御酒及御時服御拜領恒例之通。

一二月廿四日　宿澤村長者森と中山より同村久七と申者當十六日に瓶一ッ掘出候。御臺所へ納。

一四月二日　二之御門釘貫御紋御幕新規に一張御拵仕候。

一同廿七日　土屋但馬守政直様爲上使御歸國御暇及御袷五十領、銀五百枚御拜領。則爲御禮御登營。

一五月四日　御妾谷氏卒と號す。覺性院

淨運日記。五月四日　御袋様御病死之由江戸より申來候。六月十八日、御遺骨天德寺え御着。

一同廿八日　江戸御發駕、六月十五日御着城。同十八日御歸國爲御禮多賀谷將監隆經を江戸え被差登。

但、御着日御料理例之通。

一七月九日　手形御休にて侍鐵炮上覽、御相手衆、御側廻り御料理被下候。

一同十三日　天德寺え斗瞞被下候。

淨運日記。同六月廿六日　山方民部儀如御家例御一門出仕繼目之節致披露候様にと被仰出候。御一門之外引渡、廻座出仕、月番之老後見に可罷出由被仰出候。

一七月十日　石塚孫太夫息富之助出仕、太刀目錄獻上之、義之御一字被下、名改源一郎に被罷成候。披露山方民部。御吸物出、御盃被下候。代金貳拾五兩御腰物被下之、拙者幷澁江源藏御相手番被仰付薬物御免。小野寺桂之助大小性四番之頭被仰付、梅津多右衛門、小元小一郎、山方茂左衛門奥列役被仰付、佐藤忠左衛門、須田主膳御相手番被仰付。

一八朔爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者戸村一學處風。

一同九日　御中屋七郎左衛門、角之丞、奥右衛門開三十石にて大番え被入置、向後は御免被成間敷被仰付候。閏八月四日、右御中屋瀧澤七郎左衛門、筑和角之丞、鈴木奥右衛門三人え御判紙被下候。

一同廿日　初鴻御獻上。

一同廿九日　添川御入湯、閏八月廿二日御歸城。

淨運日記に。八月三日　岡本又太郎御相手番被仰付、來物御免。同七日、小野源四郎織日御禮、市大夫に名改。

一九月八日　御用番梅津半右衛門申渡、向後新田廿石以下之者被名出間敷由也。

一同日夜九ツ時久保田町出火。三丁目火本、町數廿丁餘、家數八百廿五軒、土藏五十八燒失。此時始て屋形樣穴門え御出馬、保戸野侍屋敷危に付通町にて御下知被成。鎭火、明六過御歸城。

但、八日夜御町出火。遠山理助火本、大町、茶町、寺町迄燒失。御出馬被遊。

一同十二日　疋田齋御家老被仰付始て評定所へ罷出候に付御料理被下候。

一同十四日　仙北、平鹿御遊獵、十一月二日御歸城。

淨運日記。十月十一日　申下刻小田野刑部宅出火、本屋不殘燒失、長屋斗殘。

一同十一月九日　梅津内藏丞寺社奉行被仰付、中川宮内御加增百石被下、後見民部本方役被仰付候。

一十一月十五日　久姫樣御髮置御祝儀、新御書院にて御料理被下。御拍子在但人數無之。

一同十六日　昨日之通御料理被下候。御次五十八人と斗在。

一十二月三日　明年歲首之爲御使者澁江源藏處光を東都え被差登。

一同十日　添川御入湯、同十八日御歸城。

一同廿三日　同所御入湯、同廿七日御歸城。

一同廿八日　御中屋喜助書佐前々御草履取より數年無懈怠勤候に付御膳奉に被召遣候。御駕籠頭喜兵衛四十九年勤候に付御膳奉並に被召立候。

一同廿九日　御初野來年より六日可被遊被仰出候。是、五月四日昌性院死去に仍てか。

一同日　御肴役御中屋例年之通御上下被下候。

一備考云、春、江戸神田の學校成る。名二昌平山一孔子堂號二大成殿一。

一三月二日　阿部豐後守正武入洛。

一八月　禁裡の南中御門傍ニ館舍ニ始而被レ置二火消役一毎年自二九月一限二翌三月一可二相勤一之旨御定也。依レ之丹州園部領主小出伊勢守英利爲二火消役一入洛。

一此年十二月　諸士繼目出仕申上御座次、御一門は山方氏、外御引渡廻座は御役人勤之、近進は御家老披露之所向後大番頭披露被仰出。

一同廿九日　上使淺見伊左衛門殿を以若殿様御鷹之鶴御拜領。

○元祿五　壬申

一正月元日、二日、三日例年之通。

一同二日　年始爲御賀儀御太刀馬代御獻上、御使者澁江源藏處光登營。

淨運日記に。當月三日　町醫者每度は御座間にて座奉行披露御目見被仰付候處、今年より拙者共御披露にて今日より始て御廣間にて御目見被仰付候。御町庄屋其外御用達之者共前度は御座之間にて御目見被仰付候處、今日より始て御法度書之間進物差置拜禮被仰付候。披露座奉行、拙者月番後見。

一同七日　二之丸にて御料理被召上候。御馬役御厩之者御料理被下候。

一同八日　舊臘若殿樣御拜領之雁相達候。

一舊臘廿九日義林公御鷹之雁御拜領爲御禮、正月十二日伊達市十郎處時被差登。

一正月廿二日　土崎湊御遊獵、同廿四日御歸城御料理無之。

淨運日記に。正月十七日　梅津藤太御改易御免。藤太儀御目見致延引桃之助御目見可仕候。藤太儀桃之助一所に何方に成共罷在候儀不苦由孫太夫殿被仰候。十八日桃之助御目見、二月八日藤太百人御扶持拜領申候。

一同廿二日　小川九右衛門御改易被仰渡候御書付

佐竹六郎組下泉杢左衛門內々願之旨有之久保田之樣子承合度由願候處、年寄共方え罷越何之品を以願候樣申紛奸數致方前代未聞不屆に被思召候。九右衛門儀個樣之御大方年存令違犯候間急度雖可被仰付候。先年より似合數御奉公相勤候に付御改易被仰付候也。

一同廿六日　小川九右衛門迹役御旗奉行信太小右衛門被仰付候。岡三郎兵衛は小右衛門組御足輕預從御武頭被仰付候。

一三月十日　向源左衛門隱居御暇被下跡目無御相違庄九郎被仰付、橫手組下御陣割局頭不相替被仰付候。

一同十一日　大山因幡跡目無御相違十郎に被仰付、院內御關所組下共に不相替被仰付候由以町送申遣候。

被仰渡御書付

在々諸給人十歲以下は跡目御訴訟之節御差引可被遊由先年被仰出候へ共、十歲以上にても當座より御奉公不罷成者は御差引可被成由在々へ申遣候。

一同十二日　武茂源五郎、向庄九郎、小野寺主水繼目御禮。源五郎銀馬代太刀目錄獻上、正九郎金馬代太刀目錄、主水銀馬代獻上。

一二月十二日　湯川御入湯、三月二日御歸城。

一同十七日　大山因幡義武卒。

一三月十一日　荒橋御勘定、物書、御歩行罷出候へは御中屋宮仕可仕由被仰出候。

一同十四日　御發駕、四月十三日御上着。同十五日、加賀守忠朝樣爲上使御出。

一同廿二日　二之丸馬場にて佐竹主殿始御相手衆役人、御側廻、花見に可罷出被仰付御料理被下候。

一四月廿一日　御參勤爲御禮御登營、御獻上恒例之通。同日、端午之御時服御獻上、御使者龍田源太夫。

或之日記に。四月廿二日　淺草火消被仰付。

一四月廿七日　上野御法事に付御參詣、若殿樣、四郎三郎樣御同道。五月九日御登營。御法事相濟候に付今朝鯛五ッ御獻上、御使武藤七太夫。六月十一日聖堂御參詣、御太刀金馬代御持參、若殿樣壹岐守樣御同道。

一六月廿七日　一乘院八幡御遷宮御料理遣候。

一七月八日　天德寺におゐて桂雲院樣御母堂鑑照公三十三回御忌御法事御執行御名代、北左衞門義明。

一同十三日　天德寺えさらし被下候。

一同日　大八幡之獅子、此年より上り申筈にて同廿日初て上り申候。

一八朔爲御賀御獻上恒例之通。

一同三日　諏訪御遷宮御料理遣。

一同十五日　金乘院より例年之通差上候。

一九月十七日　火事御用太繩御屋根へ付候事在。

一同十八日　御初鷹御獻上。同廿六日御馬貳疋月毛鹿毛御獻上。

一十一月二日　仁壽丸樣、義仁と御改、求馬と御名改。

【補】義珍公と本稱。

一同廿一日　嶋彌左衞門殿爲上使御鷹之鶴御拜領、即爲御禮御登營。

一十二月十四日　大久保加賀守樣より御奉書到來、明十五日求馬登城可在之由被蒙仰。

一同十五日　御登營、御次男求馬樣始て御同道御目見。御太刀、金馬代、御時服五領御獻上。

元祿九子七月廿五日、台命によつて相馬彈正少弼昌胤公へ御養子也。

淨運日記に。九月五日　武石安左衞門御改易被仰付候。右は、組御足輕與右衞門江戶にて缺落、其後米屋長左衞門處へ相越不分明之儀申候段承御國許え相越隱れ候て妻子可致扶助之由内證組頭迄申遣候段不屆に付て也。

一十二月廿七日　義林公御鷹之雁御拜領、上使本多彌兵衞殿、即爲御禮御登營。義處公爲御禮御執老迄御出。

一此年三月十四日御發駕御供、御家老眞崎兵庫隆紀、四田齋、御番頭二人、御小性頭三人、御膳番一人、御物頭三人、御步行頭三人、御納戶役二人、御腰物番八人、御目附大小性組頭二人、平十二人、御小性十八人、内兩人寢番勤、大番組頭一人、平十二人、御用達役四人、御右筆六人、御茶道五人、其外略之。

一四月三日　於大館六郞義母儀瑞雲院先頃就死去、爲御悔大館え上使田崎善助勤之。

○元祿六 癸酉

一正月元日、二日、三日例之通半右衛門、孫大夫罷出候。

一同二日　義處君、義林君、義長公御登營。御太刀馬代御獻上、盃酒及御時服二御拜領。翌三日就御謠初御獻上恒例之通。

一同三日　義珍公、義都公御登營。

一同七日　子籠御風味に老中え壹尺充遣申候。

一二月十八日　出羽國秋田領金銀山、去申年分御運上之分を被收。

一同日　御老中御奉書に依て翌十九日御登營。義林君、義長公にも御登營之處、今月廿二日常憲君御講釋拜聽之臺命を被告。依て廿二日御登營。義林君、義長公御隨ひ御登營之處に將軍親ら中庸の首章を被講、列國之諸侯拜聽す。翌廿三日爲御禮御登營。義林君、義長公にも御登營、昨日拜聽之爲御禮也。

一四月十七日　湊え瀨戸物求に御膳番御臺所役、川口より舟にて參候。（去年以來、川口より湊へ參候節町奉行所より手判出候と有り。）

一同廿一日　戸田山城守忠昌樣爲上使御歸國之御暇及銀五百枚、御時服（御袷五十領）御拜領。翌廿二日右爲御禮御登營。

一六月二日　江戸御發駕。或之日記に。六月十二日前岡より小野崎藤太郎被指登土用御機嫌被相窺。同十九日御着城。御歸爲御禮南淡路義敞を被指登。

一同晦日　名越御祝儀毎度之通。

一七月十三日　天德寺え晒被下候。

一同十六日　二之丸にて川尻さゝら四組、花立さゝら三組上覽被遊候。干飯眞瓜被下候。同十八日、同所にて□田之さゝら上覽被遊候。

一同廿八日　山本郡能代御遊獵、八月十五日御歸城。七月廿八日八月十五日例之通御料理被下候、

一八月十四日　義林君御室育姬樣御逝去之旨、同十九日申來。因て同廿三日爲御名代東主殿義秀を江戸え被指登。八月廿二日、此節より御一門、御家老、御相手衆段々御伽食差上候事日記に有り。主殿え金二百兩被下。

淨運日記に。七月朔日　於御城小野岡市太夫、向庄九郎御相手番被仰付、乘物御免。大山十郎名改彌太夫に成、織日御禮申上候。同十九日、田中三左衞門馬場目薪支配、高瀨治部左衞門御勘定奉行、椎名六郎左衞門裏判奉行、益子助左衞門御目附、梅津藤太隱居被仰付、桃之助御知行千石被下候。

一八月十九日　育姬樣御煩に付御參願被遊候に付、淺舞迄御詰可被成御座今日御城御立、牛嶋にて於江戸育姬樣當月十四日午刻御逝去之由御飛脚申來候。依之御歸城被遊候。同廿四日江戸より申來候は、育姬樣御尊骸、安宮樣御願にて池上本門寺にて御葬之筈にて去十六日暮以後御尊骸淺草御屋敷被爲出、其夜御葬禮之由。御年齡御十九、靈岳院樣と奉稱。公方吉宗公御姉樣也。御名代東主殿。依之紀州樣へ爲御悔御使者福原彥太夫被仰付、金八十兩被下。

一九月十三日　御前え申上相改候書付。
佐竹左衞門　同主殿　同六郎　同淡路　石塚孫大夫　戸村十大夫　多賀谷將監　茂木備右衞門

右は家來之者行出、何御用之儀在之候は可申渡候。

梅津半右衛門　岩崎兵庫　宇留野源兵衛　戸田靱之介

右は御家老職相勤候故右同斷。

向庄九郎　須田主膳　佐藤惣左衛門

右は御相手番相勤故右同斷。

一同十四日　温飩り、五節句、朔日、十五日納申候者御免被成候段被仰付候。正月御規式に納は格別。

一同廿一日　御具足之餅、正月は若殿様御忌中故に相延申候て今日被下候。

一同廿四日　育姫様御法事に付在寺人共御免。

一十月五日　系子御祝儀に付登城、御作法當年申渡候書付。御系子御祝儀之餅引渡、廻座無殘、町奉行、勘定奉行、本方役、裏判奉行兵具奉行、惣物頭無殘、勘方支配、日附役無殘、側膳有次第、大番組頭共當番、大小性組頭右同、兒小性當番斗、祐筆當番斗、鷹役同斷、臺所役無殘、茶道組頭共有次第、料理人有次第、中間頭同斷。此書付之外不召出候由申渡候以上。

一十月九日　仙北郡、平鹿郡、淺舞邊御遊獵、十一月十七日御歸城御料理例之通被下候。

一同廿日　淺舞にて御捉飼白鳥御披き御料理被下候。

一同廿五日　疋田齋移徙に付白鳥二、菱喰一、雉子二被下候。

一十二月二日　來年頭爲御使者向庄九郎守政を江戸え被差登。

一同六日　湯川御入湯、十日御歸城。十三日同所御入湯、廿七日御歸城。

淨蓮日記。十二月　佐竹主殿二男謹言出仕、家名改酒出、九郎三郎に成被申候。酒出之名字は東主殿先祖にて二男は右之通之名字之由被申立酒出に致候。出仕之樣子は廻座並太刀目錄獻上、栗毛三才九郎三郎獻上。後見眞崎兵庫、太刀目錄披露山方茂左衛門、御脇差並國物無銘十枚之添狀有之を被下引渡、二男は毎度御名乘下字被下候に付處之御一字被下候。

一同十日　佐竹新發意在所にて元服致出仕、以前は乘物にて候へ共御免無之に付轎にて登城、半上下にて陰之御座敷之被爲召孫太

夫、拙者、兵庫着座、屋形様御上壇に被成御座、御側え被爲呼髪はけ先御剪、御相手藤井勘之丞相勤候。夫より御茶屋え被罷出候。名改三郎に罷成候。大小性居候脇口より長袴にて罷出太刀目録、金馬代、時服三獻上、山方民部披露、熨斗目長袴眞崎兵庫後見、御腰物備前長船住清光兵庫持出拜領、義之御一字被下。淡路家來四田六左衛門、荒巻重藏、中村治太夫、山方市之丞、田中造酒御目見、大小性御番居候脇口より罷出兵庫披露、淡路御禮申上候。

一此年三月十七日、津輕越中守殿御參府に付久保田御通之所に洪水に付久保田町に御一宿。

一十一月五日　六郎義方若年に付大館え御目附被遣、翌年六月九日被相止。

○元禄七 甲戌

一元日、二日、三日御佳例之通。

一正月二日　年始爲御賀儀御太刀馬代を被獻、御使者向庄九郎守政登營。

忠宴日記に。正月元日二日、當年より初て長坂下にて篝火焚申上候と在。同十日、梅津與左衛門大番頭御免、御相手番被仰付候。乘物御免。與左衛門支配侍鐵炮小筒方梅津喜太夫に被仰付候。同十八日、正洞院樣御忌日に付御佛參。正洞院へ爲御寄進御知行百石御加増被下置候。先年は二百石寺領之所中絶、其以後正洞院被建置候節寺領百石被附置、右御加増にて二百石に被成置候。

一正月十五日　菊地病氣に付御祝儀加藤味右衛門勤申候。依之新左衛門通に味右衛門に御祝儀被下候。

一同晦日　御鷹籠組頭梅田喜兵衛實子御膳奉被成下候。

一二月二日　添川御入湯、八日御歸城。十二日山本郡野代御遊獵、三月二日御歸城。御出之節老中御相手番御料理、御歸には無之候。

一同廿七日　罷出候面々御酒、御吸物、引肴、まんちよ御膳番迄被下、其以後御吸物被下候。

一三月十六日　御發駕。御供、御家老梅津半右衛門、匹田齋。

忠實日記。二月廿七日　御兵具奉行矢野平右衛門、沼井織部罷出候。御龍印地三端白練裁初、御廣間御上壇にて梅津半右衛門忠實勤之、掛尺田佐左衛門、仕立奉行三村庄右衛門、田佐左衛門、御兵具手傳村上八右衛門、小助川嘉兵衛、御細工人中村所左衛門。

一三月十五日　佐竹左衛門、同主殿、同六郎、同淡路、石塚孫太夫、大山彌太夫、戸村十太夫、小野岡市太夫、古内茂右衛門、從先年陪臣之筆子仕間敷由被仰出候得共、右九人之面々先祖えは從公儀家來被附置候其者之子孫は筆子に仕候儀不苦候間、其旨御番頭之者共に可申渡由被仰出候以上。

一四月廿一日　阿部豐後守樣へ被仰立候御書付。

私家老梅津半右衛門と申者當戌年五十二歳に罷成候。此度御當地に差置用所申付候。痔煩馬上斗にて勤成兼申候間乘物御免被成可被下候以上。

廿三日御願之通被仰渡、五月二日御目附衆へ參致誓紙候。

一四月十三日　御上着、翌十四日爲上使土屋相模守樣御出。同十五日、御參府爲御禮御登營、銀百枚、綿三百把、御馬一疋御獻上。

一同十九日　御馬四歳才御獻上。

一同廿一日　淺草御倉火消被蒙仰。

一同廿七日　秋田地震、山本郡野代甚し。野代家數千百廿軒、倉百六十貳軒潰燒。米凡一萬五千九百石程。男女死人三百人餘と云。

一同廿八日　御登營之處義林君御入部之御暇、御時服三十領御拜領。

忠實日記に。閏五月十九日　來月二日若殿樣御發駕、同十九日御着城可被成筈由秋田え申遣候。御入部御願被仰立候に付同五月廿八日若殿樣にも御登城之處に内々被遊御願候に付御入部御暇被仰出、御時服三十御拜領。屋形樣如例月御登城御禮被仰出候。

同廿七日拙者儀御本方惣頭被仰付候。平元小一郎御本方役被仰付候。

一六月二日　義林君江戶御發駕、同十九日御着城今年御入部也。
一同十九日　御座入御熨斗塗三方夕御料理、主殿、老中、御相手衆、御側廻御料理被下候。同日、此以後定式支度被仰付候面々左之通。
信太彌右衞門、福田平右衞門內壹人、御納戶小性三人、御膳番貳人、御臺所役壹人合七人朝支度、御小性壹人、御膳番貳人、御鷹方壹人、御步行頭壹人、信太彌右衞門、福田平右衞門內壹人、御納戶小性三人、御臺所役壹人合十人夕支度。
一同廿二日　相馬彈正樣より御使者森谷圖書、金之間にて御料理被下候。
一同廿六日　諏訪八幡え御參詣。
一同日　壹岐守樣より御使者青柳安右衞門、求馬樣より川井團六、四郎三郎樣より小野崎九郎左衞門。
一同日　澁江宇右衞門處光、梅津與左衞門忠經御家老職被仰付。
一同廿七日　此度御入部に付、昨廿六日御目見被仰付候面々御料理被下候。御廣間引渡、廻座七十人、大般若間、御法度書之間諸役人、御側廻、御武頭、兩所へ人數八拾貳人、御夕飯後に御廣間にて御拍子有、臺之物出る。金之間にても御拍子有之、臺之物出る。
一同廿八日　諸寺院御目見。
一同日　岩城伊豫守樣御使者町田內藏介、本田兵右衞門御料理被下。

一同廿九日　所持衆御料理被下御暇。

一七月朔日　小野崎權大夫、宇都宮帶刀毎晩御夜食被下筈。

一同六日　御下國以後初て御鷹野、御所野に御出被成候。御拳鶉三、雲雀四ッ。

一同九日　松壽院様始女中出にて御振舞被下、御側之者去る朔日惣様七十貳人御振舞被下候。

一同十一日　御町之者御目見仕候に付獻上物仕候。

二種一荷、大町茶町。二種一荷、脇町惣丁。同、湊町惣丁。熨斗三把樽一荷、高岡治右衞門。子籠一尺、ならや清左衞門。

一同十三日　天德寺え晒被下候。

一同日　前々鮭鮓御獻上に候得共今年より糟漬鮭御獻上之筈相改申候。

一同十四日　鱗勝院、正洞院え御代參。

一同十六日　松平大和守様より御使者勾坂長左衞門金之間にて御料理、御進物御太刀馬代、時服十、二種一荷。

一同十七日　兩八幡宮にて國家安全之御祈禱有之候。同日、二之丸にて牛嶋、川尻之さゝら上覽。

一同十九日　町踊上覽。大町おどり斗上覽被成候。雨降、脇町之おとりは罷歸候。

一同廿三日　町踊上覽。茶町脇町二組、湊町大町右之通罷出候。大町は相濟候へとも御所替にて罷出。

一同廿六日　湊え御泊野に御出被成候。八月二日御歸御料理在ﾘ

一八月二日　津輕越中守殿御使者杉山勘左衞門、同十六日湊え川口より御舟にて御出被成候。夜九ツ時御歸。

一同十四日　於天德寺靈岳院樣御一周忌之御法事御執行。

一同廿六日　屋形樣より御使者原田翁助金之間にて御料理。御進物御太刀、金馬代、八丈嶋貳反、白羽二重三匹、貳種一荷。

一同廿九日　御廣間にて御能有之候。引渡、廻座金之間、外諸役人、御側廻、大番組頭十人、大小性組頭十人、御目付七人、外、出にて女中五人御能拜見之者强飯御酒被下候。人數五百三拾壹人。同晦日、昨日之通御能有之候。御座之間、老中、御相手衆十五人、金之間にて寺院方、御法度書之間にて諸役人御料理被下、松壽院昨日之通出にて被下候。

一九月二日　黑田甲斐守樣より御使者一井宅右衞門御料理被下候。

一同八日　古四王山王え御參詣、御歸山王にて番樂舞上覽。

一同十二日　江戶下り役者六人え新菱喰一羽充被下候。笹井忠治郞、山崎伊兵衞、山下吉兵衞、森村長左衞門、山崎淸兵衞、中西八右衞門。

一同十三日　右之役者、湊にて御料理被下。

一同十五日　松平陸奥守様御使者津田文治郎御料理。

一同日　仙北御渡野、十月廿二日御歸、御料理例之通。

一十一月十七日　御家老眞崎兵庫隆紀卒。

一十二月六日　添川御入湯被遊候。追鳥被仰付候。御武頭兩人、御足輕百人罷出候。廿一日御歸。

一同十一日　於東都御男子様御誕生。千代介様と稱奉る。後、靭負、義格公と奉稱。御母御妾、布施氏之女、後智清院様と稱奉る。

一同廿九日　若殿様、御具足餅差上候。御相手衆外御側廻り、大番、御膳奉迄被下候。

○元祿八　乙亥

一正月元日　義林公御國許始て御規式。同晩御香會。二日晩、引渡廻座役人御料理被下、如例御拍子有。

一同二日　御登營、御獻上御拜領、三日之御獻上共に恒例之通。若殿様御在國、元日は嘉例之通。二日、三日同斷。

一同六日　若殿様、添川え御初野に御出。御歸二之丸え御立寄、御熨斗出る。今晩、御夜食當番之面々え被下。

一同七日　岩城伊豫守様御使者御料理被下。

一同九日　在鄉衆御暇之御料理被下。

一同十日　二之丸御馬場にて山方掃部、星野元道、平野久治婚禮調候。祝儀之水被下候。

一同十一日　兩殿樣御具足餅四膳御備立る。

一同十五日　小野崎權太夫通貞御家老職被仰付。

淨蓮日記に。右は從江戶被御遣候に付若殿樣御直に被仰付、御役料五百石被下候。若殿樣より信太彌右衛門上使被成下、權太夫儀久々被召使此度御家老職被仰付、其上御役料被下置御喜悅被思召候。御禮之儀相意得、江戶え可申上之由、同廿七日、舊冬御誕生之御男子樣、千代之助樣と申候由根岸惣內所より申遣候。

一同廿日　於天德寺寶明院樣十三回御忌御法事御執行。

一同廿二日　小野崎權太夫初て評定所え能出候に付十二日之通品々被下候。

一同晦日　御歲重に付御年繩八木作助納。

一二月朔日　若殿樣御二十五之御年重御祝儀元朝之通。二日御年繩八木取之、江戶にて大殿樣御用は子共淸之丞勤之。

一同六日　下筋御渡野、同十三日御歸。御歸御出共御料理なし。

一同十五日　御首途松壽院え御成、御肴鳥被下候。

一同廿三日　義林君御發駕。松壽院え御立寄、御供御家老小野崎權太夫、御相手番宇都宮帶刀、兩番頭御物頭三人、御足輕百二十四人。仙北御鷹野、三月十五日御田越、同廿六日江戶淺草御屋敷え御上着。

一四月朔日　御登營、御參府御禮被仰上。

一同廿一日　大久保加賀守忠朝樣爲上使御歸國御暇及銀五百枚、御時服五十領御拜領。

忠實日記に。六月廿二日　采馬様御元服被遊候由廿八日申來候。

一七月十三日　當六日右殿様御登城、御老中御列座にて岩瀬様御縁邊松平備前守様え被仰出候由。

私に云。備前守様、美作津山之御城主備前守長知、後に越後守宣政と改。

一八月十四日　於天德寺靈岳院三回御忌之御法事御執行。

一同十六日　八幡稻荷御遷宮、御料理被遣。

一同廿二日　江戸御發駕。御歸國御暇被蒙仰處、就御所勞御養療之爲御逗留有。

一九月十日　御着城、御歸國御暇爲御禮戸村十太夫義連を被差登。

忠實日記。九月十三日　私宅之屋形様被爲成私病氣之様子御懇々御覽被成下。同廿六日、御役儀御訴訟申上候處苦勞不仕養生可仕由御意之旨右衛門殿見舞に被參被仰候。跡目之儀申立候。

一忠實嫡子外記忠照日記に。九月廿八日　酉刻半右衛門忠實年五十三卒去。同廿九日、屋形様爲御悔門前迄被爲成候。三ケ日御城下町共に鳴物御停止。同晦日萬雄寺にて葬。十一月十九日忠明登城致候處御前へ被召出家督無御相違被下置、角間川組下御陣割組頭不刈替被仰付候、唯今迄御預け被差置候明き屋敷勝手次第家成共建可申候。併末々御預け者も有之候はゝ被指置候御用之爲めに候間預り可申由被仰出候。同晦日、家督御禮申上候。御太刀黄金馬代獻上、寺崎彌左衛門披露御吸物御盃被下置候。翌年正月十五日御相手番被仰付候。

一九月十二日　夜る拍子木向後時鐘に合候て爲打可申被仰出候。

【補】侍鐵炮御歩行御鷹匠御茶屋、自今以後三十石致役儀御訴訟申上候はゝ御扶持御給銀被召上役儀御免可被成、未九月十五日相濟

一同廿日　京都日蓮宗本備寺御振廻、三汁七菜、相伴主殿。伴僧七人御廣間にて貳汁五菜御料理被下。翌廿一日杉御重被下候、御使者中川宮内。十月十四日、又御料理廿日之通被下候。法讀有之候。

一同廿二日　御下以後初て評定日に付御料理被下。

一同廿五日　朝支度之書付、御取次田代新右衞門を以被仰付。

一十月三日　大越甚右衞門則國卒。元祿二年十二月御家老御免。

ある人之日記に。今年初冬御使者小瀨縫殿助伊信、寒中御使者大塚九郎兵衞賚名被仰付。

一同十日　添川村御入湯、翌十一日御歸城。

一十一月六日　宇留野源兵衞下着、御料理被下。

一十二月二日　來年頭御使者梅津藤馬公忠を被差登。

一同五日　鑑照公廿五回御忌御法事御執行。

一同六日　添川御入湯、同十四日御歸城。同十九日御入湯、同廿五日御歸城。

一同十七日　御能御稽古有之御側廻、御役者共に四拾人夕御料理御廣間にて被下。同廿六日御能有之、

日記紙破、次第不見得。

ある人の記錄に。慶長金銀御吹改之儀元祿八亥年九月三日、於御城蘇鐵之間大御目付前田安藝守殿、神尾備前守殿在合候留守居え左之通被仰渡候。

一金銀極印古く成候て可吹直之旨被仰出之候。且又近年出候金銀も多く無之、世間之金銀も次第に減可申に付、金銀之位を直し金銀多く成候ため此度被仰付候事。

一金銀吹直候に付世間之人々所持之金銀公儀え御取上被成候ては無之候。公儀之金銀吹直し候上にて世間え可出之候、至其時諸事可申渡事。

右御書付今度申渡にては無之爲意得爲御見被成候由。

○

今年亥九月十八日町御奉行より町々え被仰渡候由之趣。

一此度金銀吹直被仰付吹直候金銀段々世間え可被相渡候間、有來金銀と新金銀と同事に相心得、右金銀入交遣方請取渡之両替共に無滯用可申候。上納金銀も可爲右同前事。

一新金銀、金座銀座より出之、世間古金銀と可引替候。其節金銀共に員數增可相渡事。

一金銀町人手前より引替被成候間武家方其外金銀勝手次第町人相對にて引渡取替遣可申事。

附、古金銀貯不申段々引替可申事。

右之條々國々所々に至迄可拜其旨候也。

○

ある人之云。右に付ての事に候哉秋田銀を丁銀小玉銀に被直置候に付、元祿八亥年十一月中御國許より此節江戸在番御家老小野崎權太夫え被仰出、戸田山城守樣え可被相達に付稻生下野守殿え御内意を伺候て以後之事に可致と、權太夫思慮之趣まて□故左之覺書にも相見得候。其以後如何程に被相達候哉翌子春より御國極印銀、元祿銀に御引替被成候得とも其次第不相意得候。此儀人々數ケ鋪存申唱候哉、御國極印銀と慶長銀に引替損銀は有之間敷候得は況元祿之今吹銀御勝手宜御引替之歩合可有之候。元祿八亥年御領内飢饉にて御勝手御不如意之上金銀御吹改を幸ひに御引替被成候と申者も有之由、今考候ても是等之儀にては有之まじく候。世上之金銀減候に付多く被成置度旨を以御吹改被仰出候處、御領内金銀山々衰候て御運上も纔に被指上、他に曾て無之御一國通用銀最早難相立不及御伺候はゝ、從公儀御雜當も難斗殊には次第に御領中通用銀高も不相增候ては相成ましく候間、吹屋え元銀追々可被相渡所銀山は猶以衰ひ、以前には格別出銀も少く可有之候得とも灰吹銀極印ともに江戸上方え爲御登、御引替又は江戸御入用御仕送之内にも可相成處に、町人共は商賣之代もの米穀之外御國產物爲替斗にて難弁可在之候。勿論灰吹銀極印銀は御留物に候得共手を廻し他え出し候處も年來不少事に可有之哉、彼是御國通用之極印銀減候にて可有之候得は、此節御一國通用銀纔被相立時に至り候て御吹改を幸に丁銀小玉被直置度御伺に候哉と、粗左も可有之哉と候。

一右御引替之仕方其時代專に相勤候御用聞町人中村太兵衛、福田平兵衛、能登屋平右衛門なとえ御本方にて尋有之節、元祿九年子春より翌丑夏頃まて引替相濟候。併右月數慥に覺不申候。銀座より金谷喜左衛門、林九左衛門と申もの罷下河村庄右衛門處に逗

有元祿銀持參金本致候に付、中村三右衛門、能登屋喜右衛門、福田七兵衛被仰付、右之金元より元祿銀受取御領中極印銀引替次第相渡申候。在々えは御檢使兩人被遣、福田手代平兵衛、のとや手代治部右衛門、御金掛壹人被遣候。三人之方にて引替之極印銀受取候節も御金掛壹人被指出候。惡銀出候得とも三人之者差替相渡候。惡銀は少分之由共に引替之銀高凡五千貫目には及不申候由、御領中は步合なしに御引替候得とも銀座より步合出候て御得用に相成候とは不相意候由申事に候。

但、此一件は享保元申年慶長金銀之位にて今吹新銀段々通用に付、御引替可被成哉之事にて被相尋候御答之趣、取合茲に附す。

○

一備考云。今年改二古金銀一被レ命レ鑄二直新金銀一。

此年四月六日　從江戸根津半右衛門、澁江宇右衛門御不審之儀秋田え被仰出、兩人遠慮、同十六日御免。

一七月十二日　佐藤忠左衛門爲信卒。嫡子文七郎先達死去。依之梅津半右衛門忠宴末男半藏爲養子知行高二千五百石之内被減千八百石被下。

一七月　小野市太夫、爲八朔御使者江戸え被指登。

一九月廿二日　中川宮內重賴閑居。同廿六日、須田主膳盛品閑居。

一十月朔日　眞崎清兵衛家督御禮、改兵庫。中川淺之丞同斷、改宮內。

一十二月　眞崎甚太夫閑居。同廿八日、眞壁長四郎安幹家督御禮、改圖書、家來一人被召出。茂木三郎知量同斷、改彌三郎。眞崎圖書弟卯之助分知百三十石、廻座御免、名改造酒。

○元祿九 丙子

一正月二日　江戸に於て年始御使者梅津藤馬公忠登營、御太刀馬代御獻上。翌三日御獻上御臺、御樽代恒例之通。

一屋形樣御在國、元日、二日、三日御嘉例之通。同廿二日御賀之御祝儀、於御廣間御能有り。主殿始御一門、引渡、廻座三拾貳人御座之間、松壽院始女中九人小書院、八木作助始諸役人、御側廻り、大目附とも七拾貳人御茶屋にて、御役者五拾人御法度書之間、寺院方金之間其外大勢支度有之候。若殿樣より被爲進候肴物出る。御能過御廣間にて役人、御側廻り御酒被下候。同廿三日御物頭拾七人、大番組頭拾六人、大小性同四人御法度書之間にて御料理被下、昨日之御祝儀なり。

一三月十六日　御發駕、四月十一日江戸御着。翌十二日戸田山城守忠昌樣爲上使御出。同十五日御登營御參府御禮御獻上恒例之通。（或之日記に。今年御供御家老瀧江宇右衛門處光、疋田齋定盛。十六日、松壽院之御立寄。）

一六月　瀧江宇右衛門、内膳と名改。

一七月五日　御町油屋惣十郎火本にて夜七半より明過迄柳町、八日町燒失。家數三十軒。

一同廿五日　御奉書到來、求馬義珍樣御同道御登營之處、求馬樣御事相馬彈正少弼昌胤侯之御養子被仰出。

一十月四日　小場六郎義武、大館に卒。

一十一月　東義秀末子亥之助をして小場六郎嗣とす。于時采地四千石を減して九千石を賜。

一同十八日　於天德寺光聚院樣十三回御忌御法事御執行。御名代東主殿。

一同廿七日　千代之助樣（義格公）之御事御髮置、御袴着御祝儀有之に付義苗公より御名千代丸君と被進（于時御三歲。）

私云。義林公、今年御實名義苗公に御改と云。一說に、元祿十年御下字御改といへとも年月未考。

千代之助樣今日御髮置、御袴着兩樣之御祝儀有之、御規式大嶋助兵衛被仰付、後見宇佐美三十郎被仰付。

御小袖五
御帶二筋
御上下二具
昆布一折
白鳥一羽
御樽一荷

從屋形樣爲御祝儀御目錄を以被進之。

御刀一腰
御脇差一腰

從若殿樣被進之。

御斑髮　松橘造花折形包之
御鬢具
御末廣
} 白臺に載大嶋助兵衛獻之。
二種一荷
御肴一折　宇佐美三十郎獻之。

一千代之助樣、今日就良辰御髮置御規式大嶋助兵衛、宇佐美三十郎熨斗目半上下着勤之。若殿樣、壹岐守樣、四郎三郎樣御出御祝儀在。右之次第左之通。

一千代之助樣御出座（玉女に御向、臺盤出る）助兵衛、三十郎、御髮御左三、御前三、御右三、三々九度奉挾之御斑髮奉爲被之終る。
棊盤に御上り奉爲着之御脇差奉爲帶之（若殿樣被進）御着座。
義處樣、義苗樣、上々樣御對面畢て御祝之餅出、御引渡三獻（御小性淸水雲八熨斗目半上下着）。

御盃臺　御酌　大嶋新六のしめ半上下
御押　御加　高山巳之八同斷。

一上々樣御祝儀之御盃有之候。于時御名從若殿樣千代丸樣と御改被進。助兵衛、三十郎被召出之、千代丸樣御盃被下候。今日之御祝儀相勤に仍て也。畢て老中え御盃被下之。

一十二月廿一日　御奉書到來、翌廿二日求馬樣御登營之處朝散大夫に被敍、同廿三日圖書頭敍胤と御更
按に。敍胤樣御養子以後御養父昌胤樣に御實子御誕生、敍胤樣之御養子に被爲成讃岐守宗胤と稱す。後、彈正少弼と御改、敍胤公之御實子內膳樣胤公之御養子に被爲成、因幡守と御改被成候。

一備考云。正月　嵯峨大井川の大橋成る○自二六月十九日一至二同廿一日一江戶大地震○十一月十日本院御所崩御、御壽七十四○同廿五日奉𦵔于泉涌寺、御諡明正院○今年津輕大飢饉、人民多死。

一此年三月廿八日　秋田通用之灰吹銀此度御引替、從江戶丁銀小玉銀爲御取寄通用可被仰付旨、月番梅津與左衛門申渡町觸有。四月十七日江戶より銀座罷下候間引替候樣被相觸。

一六月朔日　月番梅津與左衛門申渡、當年より指上高地形にて可被召上由。

一十月廿二日　於江戶、若殿樣御歸國年に候得共紀伊國樣御簾中樣御懷妊に付御逗留。

一本院御所崩御に付、十一月、御物頭眞崎長左衛門御使者禁裡え御香奠銀百枚、若殿樣より銀三十枚被獻之。

○元祿十丁丑

一正月二日　御登營、御太刀馬代御獻上、盃酒曁御時服二領御拜領。三日、御奈良臺御押御樽代として銀壹枚御獻上。

○元日　孫太夫、與左衛門登城御例之通。二日、三日前毎之通。去年は若殿樣御在國之筈に候得共御下不被成候此節蕙姫樣御懐姙有之御詰由所有之ゆへ御留御在江戶と覺候と、或之留書有。

一同十五日　圖書頭敍胤樣御婚禮昌胤之御女也。

今日、求馬樣、相馬樣え御引越ともに相濟候。仍て義苗公、義長公、義都公御招請。

一同廿六日　御女子御誕生。御母布施氏、源姫樣。元祿十六年御夭死なり。

一二月六日　眞崎兵庫處純京都え被差登、今月廿五日女御御入内を被賀。

備考、大成に云。二月廿五日　有栖川兵部卿幸仁親王之御姫君幸子御入內。依之同廿七日爲上使本多中務太輔政武入洛。

一同廿五日　於御城御舞臺屋形樣海士御能被成。

一四月廿日　德正院御同母弟玄蕃義慰廿五回忌之御法事、於闡信寺修せらる。

一同廿一日　戶村山城守忠昌樣爲上使御歸國御暇、暨御拜領物恒例之通。

一五月廿九日　江戶御發駕、六月十六日御着城。同十九日茂木彌三郎知量を御歸國御暇爲御禮被指登。

御下國御供疋田齋、澁江十兵衛。六月廿三日晒一反、白鳥一鷹包佐竹淡路え、菱喰一羽鷹包同主計、同斷左右衛門に被下、宇佐美久太夫所より手紙屋敷番迄遣候。

一七月六日　佐竹亥之助家督御禮、六郎に改む。廿二日、六郎御暇御料理被下。

一同九日　須田主膳內記盛康八朔爲御使者江戶え被指登。

一同十三日　天徳寺、鱗勝院、闡信寺、正洞院えさらし壹疋充被下。天徳寺之斗近年さらし被下三ヶ寺えは被相止候處、今年より又々被仰出被下候。同廿三日手形御休にて侍鐵炮上覽。

一八月十日　於江戸御城御舞臺若殿樣融御能被遊。右從秋田梅津外記名改、半右衛門忠照被爲登置。

一同十五日　大八幡宮御神幸始御先道具出。同日御月見、出にて御側廻諸役人御料理被下、當番御物頭御目附、兩組頭も罷出候。

一同十六日　若殿樣於江戸當十日御城にて御能被遊候。御拜領之御菓子被遣、御飛脚今未刻參候。仍て主殿、老中、御相手番、寺社奉行、兩番頭、諸役人御座之間にて御熨斗被下、御吸物出る。夫より出にて七十人前御料理被仰付御祝儀有之、御拍子有之候。

一同廿五日　添川御入湯、同廿七日御歸城。

一九月十四日　吉田山一乘院寺内大八幡社内にて神前假屋建御旗を製さる。御截初御名代石塚孫太夫義據、御墓目梅津與左衛門忠經于時、御家老。

按るに。義隆公御幡御仕立は寬文九己酉九月廿一日始、同廿七日丁巳之日畢。御當家樣御幡之儀は從御先代樣御代々一箔充御仕立被遊、依之此度義處公御代九月十四日辰刻吉辰一乘院(義堂法印)於大八幡宮神前御假屋被建置、御仕立被成置候。仍て七月廿八日、石塚孫太夫義據に此度御幡御截初御名代其外諸事相調候樣に被仰渡、同日梅津與左衛門忠經御墓目相勉候樣にと被仰出候。八月朔日出佐左衛門、三村庄右衛門、此度の御旗令指圖御規式共に相勤候樣孫太夫申渡之、庄右衛門嫡子庄助手傳被仰渡。

一八月十一日　御墓目役見今村小隼人、箭使大野今右衛門、御旗差役萩庭市内、御家御吉例御祝儀御獻立菊地新左衛門勉之。

一同廿一日　此度御旗御仕立相濟候に付御料理被下人數大勢有り。同廿二日、右御祝儀於金之間一乘院御振廻。十月朔日、此度之御用に御舞臺被建置、八月廿三日御棟上御祝儀あり。出來に付今明日御能有り。引渡、廻座より御茶道、組頭迄貳百四拾人御料理被下。御能明六ッ時より初り七ッ過まて。

一十月朔日、二日　秋田御城え御舞臺被建置御能被遊。取持之面々御家中幷陪臣、町人、百姓迄拜見被仰付。十月朔日御能七番有り。御能過、小折一合充兩八幡、天德寺御佛殿、金砂正洞院御佛殿、諏訪、稻荷え被爲進候。御廣間御能拜見之諸士九百八餘被下、芝居拜見町人八百六拾五人但長坂下篝火爲焚候。同二日、御舞臺にて御能八番有之、大概昨日之通。諸士閑居十人迄於金之間御料理被下、御能過諸役人まて御土器被下。同十四日、天德寺にて御能有り。

一同三日　鹽谷民部方綱に被命寒中爲御使者被指登、十一月十六日發足。

一來年始爲御使者向庄九郎守政被仰付。依之十二月二日發足。

一十一月六日　宇留野源兵衞不調法之儀就有之御家老職被召上、蟄居被仰付上使、大嶋小助宇佐見久太夫。

【補】〇御物頭在々え捕もの御用御足輕召連參候時、雨具持參申候に付御足輕十人に別夫壹人ッ、被貸下候旨、霜月十九日孫太夫殿齋殿、與左衞門殿、內膳殿御吟味相濟。

一十二月十九日　東主殿、名を中務に更、同源六郞、將監に更。此年冬岡本又太郞元朝御家譜調之儀被仰付。

一十二月　八木作助一代廻座被仰付翌年始て着座す。此年總泉寺脇寺松吟庵罷下、御法度書之間御料理被下候事有り。

一同廿六日　御能有り、諸役人までに御料理。同日御中屋川和田多兵衛、石川金兵衛、溝口傳兵衛、岩崎太郎左衛門、進藤平助、右五人御中屋に被召立（本のまゝ。御膳奉に被召立るゝや。）

右、明暦二より今年まて扱書を以寫、御發駕前日御當日、御着城日御料理被下事毎年有り。

一備考云。今正月十八日勅ニ智恩院ニ謚ニ法然上人於圓光大師ニ於ニ淨土之諸本寺ニ有ニ法事ニ〇十一月廿一日造酒之運上極る〇武州東叡山中堂會播部頭眞治武家御執政〇水野飛騨守御側御用。

〇元祿十一　戊寅

一正月　屋形様御在國。

一同二日　御料理御儉約に付止、幕前より引渡、廻座、役人召にて罷出、御拍子有り。

一二月二日　年始爲御賀儀御太刀馬代を被獻、御使者向庄九郎守政。

一當年頭御召出より老中に副置用達役を大番組頭之先きに出へき旨被仰渡。（御舊規は正月二日諸役人之内に出。）

一同十二日　添川御入湯、同十四日御歸城。

一同十六日　大塚九郎兵衛春之御機嫌窺として江戸え被差登。

一同廿一日　添川御入湯、同廿五日御飯城。

一同廿六日　御城御舞臺御能有、諸士拜見被仰付。

一三月十五日　江戸え御發駕。仙北御逗留、四月朔日院內御山越、四月十二日御上着。同十三日爲上使土屋相模守政直樣淺草御屋敷え御出。同廿日、御執老御連名之御奉書到來。翌廿一日御登營、御參府御禮、御太刀生馬（鴇毛四才壹匹）銀百枚、綿三百把御獻上。（御日記に。御臺樣、二の丸樣へ銀二十枚充御獻上とあり。）

一同廿七日　御硯箱、御文臺御獻上。因て晩來御奉書戸田山城守忠昌樣より到來（八重姫樣御婚禮に付て也。）

一同日、御執老御連名御奉書到來、明廿八日紀伊大納言光貞卿閑居御禮有之によつて登營に及はさるの告有り。

〇三月七日　大嶋小助重爲宅え御成、中務、將監、老中御相伴。

或書。四月二日　東叡山寛永寺の中堂御造營、公家衆關東御參向。同五日、東叡山中堂唐門の間にて樂を奏す。御府內近國の貴賤拜見群集す。同六日、瑠璃之勅額江戸え到る。品川よりの門々毀て通すと云々。

一五月三日　端午之御帷子三御獻上。

一同十四日　義苗君え御奉書によつて翌十五日御登營之處、御下國之御暇、御時服三十領（御帷子十五御單物十五）御拜領。

一六月十二日　御登營、明十三日八重姫君樣水戸少將吉孚卿え御入輿を被爲賀。

一同十四日　御登營、昨日之爲御祝儀干鯛一箱、昆布一箱、御樽代千匹御獻上。

一七月十二日　義苗君江戸御發駕、八月二日御着城御供御家老小野崎權太夫　御歸國御禮御使者梅津喜太夫八月三日出足。

一同日、東叡山御火消を被蒙仰。

一九月六日　江戸淺草御屋鋪幷西御長屋、下谷御屋敷御類燒。仍、同十日爲上使中山勘解由殿を以台命あり。三御屋鋪燒失に付六日より東叡山塔中元光院に御住居、九日より橋場總泉寺え御移在。

田崎氏。九月六日　江戸大火、上野坊中燒失。屋形樣上野火之御番に付御出馬、御防方宜中堂無別儀御屋鋪悉々無殘燒失。依之同十日上使於元光院被爲請と有。

十月十一日　御登營之處、池端屋鋪指上候に付淺艸寺町屋布左右に御替地被下之候、以上十月十一日。十一月二日稻葉大學殿御替地爲引渡御越候に付御證文左之通り。

此度上野池端屋布替地に淺艸寺町屋布北南之屋敷にて七千二百十七坪内千三百八坪は增坪にて佐竹右京太夫拜領地請取申候。爲向後證文如件。

元祿十一年寅十一月二日　　大嶋小助

稻葉大學樣

御役人中

一十月十一日　御執老阿部豐後守正武戸田山城守忠昌土屋相模守政直小笠原佐渡守長重御連名之御奉書到來御登營之處、前々御願に仍て池之端御屋敷被召上、下谷御屋敷中屋敷といふ東西之地を被增下下谷七軒町にて御拜領。

一十二月四日　御執老御連名之御奉書到來翌五日御登營之處、イハ姬樣松平備前守長知公え御緣組之儀、御願之通於御白書院御老中御列座にて被仰渡。

一同八日　御執老御連名之御奉書にて翌九日御登營之處、少將御轉任之台命、御執老暨柳澤出羽守保明　松平右京太夫輝貞、此二人は御側御用人　御列座、小笠原佐渡守殿被仰渡之。

一備考に云。今年九月江戸上野中堂御普請出來、松平薩摩守吉貴公奉之。同月六日、瑠璃殿之勅額著二江都一〇同日江戸大火。巳刻自二新橋南鍋町一火出、横四十町、長三里餘燒亡。於二千手鴨居宿一止〇十一月十日江戸大火。巳刻自二石町二丁目一火出、於二佃嶋一燒止。横二十町、長二里餘、死人不レ知二其數一〇今年江戸中逢二二度燒一者拜二借米二萬俵一〇内二千俵は町之年寄に被貸下之、餘者殘者拜借之間口一間十五俵也。町數三十餘町。

〇

一此年四月五日、同十五日、八幡稻荷御神幸始。御鐵炮拾挺、御弓十張、御鑓拾本、御物頭二人供奉被仰付。

一同廿八日　秋田御城内え仙臺者亂心にて御長坂に入候處、御足輕捕之町宿被仰付仙臺え申越候處、五月十四日仙臺より輕目付兩人、足輕五人參、右之者被相渡。

〇元祿十二乙卯

一正月二日　御登營。御式三日御獻上物ともに恒例之通。

一同六日　山方民部、太郎左衞門に改名。同七日御登營、御昇進御禮被仰上。

一同十六日　北左衞門義明卒年五十七、法名無三常光。二月十日爲上使小野岡市太夫角館え被遣、御香奠銀五十枚大越十郎兵衞を以被下之。

一三月十日　義苗君御發駕。御供小野崎權太夫、御相手番宇都宮帶刀。

一四月廿二日　土屋相模守樣爲上使義處公御歸國御暇、御拜領物恒例之通。

戒之日記に。四月廿六日夜川口石倉出火御藏二ッ燒失、御米百八十石、造俵四千俵燒失。

一五月十二日　義苗君御不例之由註來。御太病に付同十三日御家中より御祈禱之儀申上、院家え賴御守札爲登置獻上。

一同廿二日　江戶下谷七軒町御殿出來、義處君御移徙之由申來。

一六月十八日　義苗君御養療無御叶御逝去。淺草御屋敷に御住居、御年齡二十九。御法諡乾德院殿天巖明公。同廿日、爲御悔上使戶田能登守樣御上屋鋪え御出。同廿四日御逝去之段秋田え達。

一七月十七日　御遺骨、天德寺え御着館、小野市太夫院內まて御出迎被差遣。同廿三日御葬式在。同廿九日大御法事。

一閏九月廿一日　義處君御着城。御歸國御禮として多賀谷將監被指登。

一同廿八日　北又四郎義命家督御禮、左衛門に改。御取次山方太郎左衛門、家來七人被召出。

一十一月十一日　梅津與左衛門御家老忠經宅燒失。

一同十五日　於江戶千代丸樣御宮參、神田、鳥越兩所え御參詣。淺草觀音えも御參詣、御供大番頭酒出金太夫。

一十二月廿七日　梅津半右衛門忠昭御家老被仰付。

ある人の日記に。今年夏、手形正洞院門前侍屋敷のために田地被潰置屋敷割あり。

一備考に云。今年四月四日　自二日本橋釘店一火出、至二神田見附一燒止。横十五丁、長廿七町許〇於二同月洛の七條河原一新錢鑄〇八月、江州多賀社造營〇戸田山城守忠昌逝。大久保加賀守忠朝御執老御免〇今年秋元但馬守利朝御老中被仰渡。

〇

一三月十五日　向源左衛門廣政卒、年七十。

一七月廿七日　小場勘解由據房卒、年二十五。知行二千五百石。弟忠藏三百石分地にて勤居候ヵ跡目養子願之通被仰付、知行高被減千九百石被下。

一閏九月三日　閑居眞壁安藝光幹卒、年五十六。

一十月十七日　石塚源一郎部屋住にて御相手番被仰付。

〇元祿十三庚辰

一屋形樣御在國。正月二日、如恒例御太刀馬代御獻上。三日、御獻上恒例之通。

一二月廿八日　戸村八郎義辰家督御禮、十太夫に改（後義覺に更む。十太夫義連隱居して攝津守義輔に改む。）

〇二月十六日　於江戸四郎三郎樣御長子福壽丸樣御元服、御加冠就御賴澁江內膳處光（在番御家老、）

一三月二日　宇留野源兵衛知行千石之內被減養子九助え五百石被下置、長野屋敷被召上手形御堀端小野崎權太夫本屋敷え被移。（源兵衛勝明元祿十年十一月御役被召上蟄居被仰付候處、此度如是被仰付、）

一同十七日　義處公御發駕（御供梅津半右衛門、疋田齋）四月二日御參府。翌三日爲上使小笠原佐渡守樣御出、同四日御登

等、御参府御禮被仰上、御獻上恒例之通。

一同十八日　於湯澤南淡路義儆卒五十二。御城下三日鳴物停止。

或之記錄に。此年小野岡市太夫、岡之字を入吏と在。

一同十九日　須田山入主膳盛末卒、年六十六。

一九月　平鹿郡八澤木山臨田百姓と論所及御訴、爲御檢使久保田長五郎殿、須田三郎右衛門殿御下り。仍て石塚孫太夫八澤木え被遣、椎名六郎左衛門御勘定奉行（岡三郎兵衛御境目奉行）十一月右論所於江戸御裁許、御利運御裏書出。

一同十五日　千代丸樣御紐解御祝儀、御曹司樣と可奉稱由被仰渡。江戸御屋敷御家中え被仰渡。去年中義苗君御逝去に付て也。

或人之說に。義處公御下國前に千代丸樣御嫡子に被遊候儀公儀之被仰立候に付て也。

十一月廿六日水谷寄左衛門、小野崎三之丞（兩人共御用達）江戸より罷下候節佐竹左衛門、同中務、同三郎、同六郎并御家老石塚孫太夫、溢江内膳、小野崎權太夫方え御書付を以被仰付之、且御家中えも被仰渡。但、岡本又太郎元朝御記錄方擔に付御文書所より被仰渡賦。其文左之通。

一此度御家中之諸士系圖文書等被相改に付て段々被書出之通遂披見候處、其先不知として近代或は五六代、六七代被書出分大概無付細相見ゆるヽ之間猶以遂吟味御記錄えも被載置之へし。數代書綴り候系圖寫被差出候面々は先頃催促之上本書被指出といへとも、自然相殘においては其家の分は勿論他家に傳はる所といふとも古き書ものヽ類、其外古來持傳る系圖證文等不殘差出さるへし。眞僞吟味被載之へし。但古來之系圖等紛失持傳へさるものは、其數代書綴り候系圖引證之書もの并出所等委細書付被指出へし。引證之書物出所等正しからさる新調之系圖は、吟味を遂らるへき之條左樣相意得らるへし。

一寫にて被指出處之數代之系圖粗遂吟味之處に多は不正相見ゆる所なり。此段急度面々に申斷可相尋といへとも大勢之儀にて

家毎には中達かたし。數代之系圖差出され候面々は其覺悟可有之もの也。相知れたる事は相知る樣正直に有之度事なり。不相知儀を相知たる樣に書出さるゝ事は其家の爲に益なく却て害に成事も又相見ゆる所也。

一近年好て系圖證文等を僞作れる者あり。たとへは系圖なきもの彼者に對し系圖をもとめて我祖父何某或は曾祖父何某と云者までは詳に相知るといへとも、是より以前申傳ふる所なし。其姓氏も又未詳といへは彼系圖いつわり作なるもの則曰く、汝先祖は我是を知れり、或は我か祕る書に有といふて、或は何之天皇より何代何の姓なりと系圖を作るに諸家大系圖等にもとつき大系圖等にあらわるゝ處の系圖既に懸る所より祖父に至つて數代闕る處あれは、假名實名官位稱號兄弟之分派妻妾之所緣等筆に任せて昔日實に有る人の如くに僞り記し、粗舊記等に所見之古戰等其頃に應するとおもふを能程につもり、其戰に出て討死其城を攻て高名すなとゝ委細傳記等を僞り記し、系圖所望之人にあたふ。系圖の品により其僞作れる事一樣にあらすといへとも大抵先如此し。系圖をもとむる人誠と心得、信用して其僞り作れる事を不知却て彼者を神の如くにおもひ敬ふ。又彼者に對し古來所持する所の系圖古たるを以書改ん事を乞へは、其系圖虫喰すりきへて假名實名官位等不分明所あれは私にいつわり作れる處之系圖之爲に其事を又茲に書加へて無量の僞りをなし、剩其古來所持する處の系圖は今の僞り作れる系圖の爲に後來害ありと欺き、惜哉傳來の古き系圖等を燒失なさしむと云々。此度は其事を訴ふるもの有るによつて始て此事を知る所なり。是實に御家中系圖文書の罪人にして系圖文書を相改むる寇となれり。此度さし出さるゝ處の系圖彼手より出たると覺しきものすくなからす。是等の類は引證出所等も正しかるへからさるの間强てもとむるにおよばす。

一日本の姓氏神皇蕃の三別ありとやらんいへとも各鳥獸のたれにはあらす、皆人倫のたれならん。世の治亂盛衰によつて昔日大名高家たる人も或は陪臣郎從となり或は士民商家の賤に下り、又其姓氏等不詳者も大名高家となり官祿職位の高きにのほり、皆是幸不幸と功德無功德とのなせる處ならん。たとへ士民商賈の賤に下れる人、系圖證文傳來すといふとも今には士民商賈たる事をまぬかれんや。又大名高家の尊きに登れる人、系圖證文なしといふとも今其大名高家たる事を廢せんや。何事も强て系圖を僞りかさり證文をもとめんとするや、强てもとむるかゆへに正道を失し邪義を立て、後人の爲に笑はれ其祖をはつかしめ其子孫をまとはし禍を生する端となれり。誠に恐るへし。個樣之儀得心せられは不正數代の系圖を捨て、或は二三代三四代、或は五六七代といふとも其先之何某と何家にも云傳、其身も聞傳へ親類緣者又人も知たる慥成者よりして系圖に書つられ、御記錄にものせ其家の系圖ともせられんは誠に士の本道にして、後代の龜鑑ともいふへき歟。

一本國大姓有二皇王族神臣族蕃外國之姓之別一而源平藤橘四姓最盛なりと云々。出引謬正俗。

一系圖證文其家々に必相傳する道理あらん、又相傳せさる道理あらん。如何と云に其分流數百年の間其所領俸祿全く其子孫悉なく、其間火災紛失の類なき時は相傳する道理ならん。相傳するものは我祖を知る、是實に幸なり。相傳せさるものはすくなく失ふものは甚多し。是世の盛衰によつてなり。今是如何せんや。系圖證文持傳へすといへとも士の恥辱にはあらす。强て僞り作り或は請ひ需て其姓にもあらさるを姓とし、其祖にもあらさるものを祖とする事士の道に背けり。個樣の儀に付其心の邪正眞僞をのつから相顯はるゝ時は恥へきの甚しき也。能得心して唯ありのまゝに書出さるへし。

一寛文年中御家中諸士系圖幕の紋を其より〳〵に問て記錄する事あり。其事故有によつてなり。强に上意を以せさるゆへか廣く諸士に不相達、手よりに書出す者あり書出さゝる者ありて滿足せさる故か事を記するは我意に任て僞作するもの多し。今度上意を以ひろく彼家々に因て寛文年中指出す處の系圖文書を考るに、其家に書傳へさる事唱ひ來さる事を記し混亂して更にとり用ゆへきなし。此書當春御參府前に燒失せしめん事を上聞に達する處なり。又幕の紋の事、其頃一家同姓の者其家の嫡庶を論し庶子といへとも其俸祿重きを以嫡子の微少なるを輕んして事を他によせて僞の惣領に立幕の紋をかさらんと欲す。仍て一家同姓悉く不和となり、親族離て別家となるの類すくなからす。又系圖傳來するものありと聞く。其由緖にもあらすして次男三男の契約をなし其家の下風に立ん事をもとめて系圖幕の紋かさらんとする。一旦の邪私を以て上をあさむき先祖を誣り兄弟の次第を亂し、其僞子孫に傳ふ。且は無知無道且は不義不孝何事か如之哉。今以其風儀殘れるもの有之、系圖幕紋をかされるものまたすくなからす。今といふとも前非を改唯有るのまゝに書出されん事誠に本意たるへし。假令最初に差出處の系圖に相違するといふとも少も其過をとがむへからさるの間、無氣遣速に書改最前被指出處の系圖を引替るへし。如此申渡上にも猶不知細ならん輩は、遂吟味の上品により急度相斷においては當人は不及申其筆者まて可爲越度事。

右委細念を入申渡上にも猶水引無之においては出所引證等不正新調の系圖をは古來之儀悉相止之、たとへ其祖父曾祖父といふとも正しかるへき者よりして御記錄に被載置へし。其時一言の仔細を申さるへからす。各存寄の通り於有之は早々申出らるへきもの也。

元祿十三年辰九月　日

○元祿十四辛巳

一正月二日　御登營、御獻上御拜領共に恒例之通。三日、御獻上同斷。

一二月十一日　御願によつて壹岐守義長樣え御開新田を以御倉出御高貳萬石、四郎三郎義都樣式部少輔え御名改同壹萬石御分地之儀相濟。式部樣御名改、二月十八日也。

或之云。此節新田を以分け可被進やの御評議も有之處に、後世御二所樣御首尾にて御所替等有之においては御國に御代領はさみ、或は御他領交りては御障不少趣によつて御藏出に被決と云々。

一四月十一日　去る寅年被任少將候爲御祝儀御饗應有、御上客松平備前守樣津山少將榊原式部太輔樣之外略同廿四日、二度目御饗應あり但御能御興行。

一同廿六日　義處公御歸國御暇爲上使小笠原佐渡守樣御出、御拜領物恒例之通。五月御發駕、同廿七日御着城。御歸國御暇爲御禮戸村十太夫義覺被差登。

一六月九日　南三郎義安家督御禮、淡路に改。大山彌太夫義次養子實、戸村十太夫次男源之助出仕、御一字被下義連。彌太夫、因幡に名改。

○六月九日　武茂右馬之丞出仕繼目御禮、名改源五郎。廻座酒出金太夫季方養子弟茂木彌三郎實弟藏名改一學

宇留野九助家督御禮、小野寺早之助名改桂之助。

一同廿七日　雄勝郡院内山中より洪水、同所御休幷大山因幡居宅侍屋敷若干大破流失。

一七月十五日　故宇留野源兵衛勝明卒年七十三。

一八月九日　此度院内山中洪水街道崩等之御普請爲御用御家老梅津與左衛門忠經被差遣、及奉行小役人等随ふ。九月十九日、右御用相濟歸府。

一同廿三日　須田主膳盛庸卒年四十二。九月廿八日向右近守政卒年三十六。

一於江戸式部少輔樣え御旗本福富兵部殿御預に付九月廿三日戸村十太夫宅え下着。右に付八月十四日御物頭貳人、大番組拾貳人、御歩行拾六人、御足輕貳拾人被差登同道にて下る。九月廿三日より大番參拾人三組勤番被仰付、旅籠方役人其他火消番等まて被仰付。

一十月二日　石塚孫太夫義據、匹田齋定盛御役儀依御訴訟即御免。同六日、岡本又太郎元朝御家老被仰渡、五百石御加増千石之高、外に御役料五百石都合千五百石被下之。

一同廿八日　御家中之諸士御城え被召出、此度御政務所として御會所被建置每日御用決斷被仰付。裏判奉行被相止本方奉行表方勤被仰付、町奉行勘定奉行本方奉行を三奉行と可唱由被仰渡。次第左之通。

○

一十月廿六日　御家老岡本又太郎、澁江內膳、梅津與左衛門、梅津半右衛門小野崎權太夫在江戸登城、諸奉行幷老

中付之御用達（古来御用人と唱近年改）被爲召被仰出。上意之趣は裏判奉行森川權右衞門、細井兵右衞門、石川縫殿之允（山口宮内之丞在京、追て下り、後勤方之儀に付役儀被召放閉門）裏判所被止置に付役儀御免被成候。唯今迄勤勞を被思食御吸物御酒被下致退出候。御町奉行山口縫殿丞、樋口市右衞門、御勘定奉行山方茂左衞門、右三人御役儀御免之旨被仰渡退出。右代りとして御町奉行岡半之允（御本方奉行より）野尻德兵衞（梅津與左衞門御用達より）御勘定奉行平元小一郎（御本方奉行より）其外、御本方奉行見習清水忠兵衞（梅津半右衞門御用達より）村上九左衞門（御本方吟味役より）右五人御役替被仰付之、杉村又左衞門（澁江内膳御用達）澤畑市郎右衞門（梅津與左衞門御用達）酒寄彌兵衞（梅津半右衞門御用達）武石案左衞門（岡本又太郎御用達）右四人、御用達之名向後副役と被改置（但御家老面々付役）之旨被仰渡之。（小野崎權太夫所御用達熊谷德左衞門在江戸、追て副役に改。澁江内膳所御用達水谷喜左衞門、權太夫所御用達小野崎三之丞、右兩人御役儀御免被成候。）右之外御本方奉行寺崎源左衞門、梅津多右衞門（後藤理左衞門在京、信太彌右衞門在江戸）御勘定奉行椎名六郎左衞門も被爲召、右惣役人御帳之間におゐて御目見之上、此度御改御會所被立置思食之御旨趣御懇に被成下御意、御夜食御酒被下之各退出仕候。

但唯今迄裏判所にて取扱候御用は御本方え被加置候。

一此度御會所被建置に付今月廿八日於御城左之兩通之趣御家中え被仰渡候。

覺

近年家中之諸士風儀及緩怠、且は勝手向依爲不如意料簡を加樣子相改、城内え出座政務令決斷候間自今以後公私之諸用彼會所え可訴之、家中之諸士惣て領内之貴賤可存此趣候也。

十月廿八日

覺

唯今迄役儀之次第町奉行、勘定奉行、本方奉行と有之候得共自今以後一列に被仰付三奉行と被爲稱候。御用達は三奉行に被指副候に付副役と被相改候間向後右之通可被相意得候以上。

十月廿七日

一御會所御城内え可被建置被仰出候得共差障有之、評定所を御用意、御本方吟味役所も被纏置。今年巳十一月十二日、御會所御用始に付屋形樣被爲成候。當日出座之面々御物書迄御前にをひて御熨斗鮑頂戴之、爲御祝儀御家老幷三奉行添役吟味役御物書まて御目錄被下之、及宮仕坊主使番にも被下之。出座之面々御料理御酒迄被下之。

但、割役人は唯今まて月番之御家老宅にて御用相勤候處追て御會所え被纏置候。且、御雜用所御物置長町横町に有之御用之諸役人出候て相辨、馬場目薪方役人役所無之に付、右御雜用所薪方役人ともに追々御會所地形之内に役所被建置候。

御會所え被出置候御條目左之通

一會所出座之面々一和之志を勵し廉直を專にし嚴密に可令沙汰事。

一政務之儀江戸之御法度に本つき、淨光院殿、鑑照院殿之舊例に因て時宜に隨ふ樣益々奢侈を禁し儉約を專とすへき事。

附、公私之諸法度家中幷在々處々不令違犯樣に堅可申付事。

一奉行役人相定る刻限を守り毎朝出座せしめ老中に隨て可退出事。
一縱雖爲老中思慮相違之儀於有之は不殘心底可申談事。
一公事訴訟之裁許不可及緩怠事。
一賦稅收納之儀公儀御政道之趣に隨ひ非分不可有之事。
一他領私領之役人訴訟等によつて當地に集來る者永々滯留不令勞煩樣可吟味事。
一諸役所用之輩第一に其人を撰ひ勤方之次第急度可申渡事。
一諸役所用之輩利欲に溺れ賄賂に耽らさる樣に堅誓紙を申付可遂糺明事。
一奉行役人於會所集來る輩に對し詮議問答之節、色を和らけ調を柔にし、聊以權威に募るへからさる事。

右條々堅可相守候也。

元祿十四年十一月　日

出座之面々え被仰出候御書付前後五通

一内證向次第に不勝手に成候に付唯今之通にては彌續兼可申候間、了簡を以樣子をも替可然之由役人共申上候段尤之事に候。段々如斯に成候儀に候間樣子替候ても急に直候儀は有之間敷候得共、其通に致置候ては彌手たても有之間敷候間今度遂相談樣子相改候。從御先代の御式法直置候儀遠

慮も有之候得共、昔とは家中の諸士風儀も相變勤方も次第に懈候樣に相見得候に付、脇々之樣子も聞合此方之次第に引合數年心懸候て今丁簡相談之上今度相改候。御先代より勤來候儀今度相改不致付事にて行當り候儀も有之、又先々之事を氣遣候儀も可有之候得共數年思寄申出候事に候間、何も今までの心入を改候て唯今まて用達共相勤候用之事共役人共請取相勤可申候。當役之上に個樣之用多役を申付候儀は非分の樣に候得共、此節之事に候間乍大儀相勤可申候。此以後勤難成候はゝ人數を增候共其段は樣子次第に可申渡候。

一今度如此改候儀は、今まて役人大勢にて諸事遂相談候得とも評議揃兼候樣に相見得候。第一年寄とも五人にて致月番三四ヶ月間置候得は、跡を忘候事共も數多可在之候。其上五ヶ處に十人之用達一同之心入に揃候儀は有之間敷候。五ヶ處之用達五樣にては何に事も一樣に難成可有之候。左候得はしまりも無之繩兼可申候間、仕置之儀は不及申取まとひ之爲にも成間敷歟之事。

一何事も諸奉行諸頭有之致吟味、就中地形勝手向之事は諸役人之吟味之筈に候間、此吟味穿鑿を直に月番之年寄共役人之中に立候て遠く候故間違も有之、存寄屆兼候事も可有之候。役人直に月番之用を達候得は、昔よりの大法家中仕置領內之次第まて能存候故勝手向之振替繰廻し旁以致能可有之候。唯今之通面々役之儀斗にては外より綺候儀も成兼內々之次第も不存候故、心に及候ても其通に仕候儀も可在之候。城之會所壹ヶ所にて諸用萬端押出吟味之上にて年寄とも相極候得は、何事

も明白に相知候て自他之私有之間敷様之事。

一近年役人共諸事一和仕候て御勝手向之事相談仕候様に數度申付候得共、面々心々に納得不仕哉終に續之手立申上候事も無之候。剰、寄合之節は我等噂なとに成、又は雜言程之儀申候者なとも有之様に相聞得候。個様にても手たての有之候て之事に候得は尤に候得共、替る了簡も不申候へは勤方能とは被申間敷候。如此改め候上は常々心を付少にても我等身之上に不入儀と存候事は度々可申上候。少も心には懸間敷候。乍去次第に年も寄候故不殘申上候通に計は成間敷候。其段は何も心得も可有之候。然とも成候程は心得可申候。此上御爲を致心懸候はゝ一分斗と不致、相互に救合候て萬端無底意相談仕候様堅相心得可申候。此會所之儀は勝手向之儀は扨置、少之了簡違候ても品に寄家中之迷惑民百姓之痛に成候根本に候。今程之事にて候得は少之非分と存候ても續兼候上候得は、申付候事なとも可有之候へとも左様之時一事兩様之事なと有之諸人恨無之様に仕可然候。

一此上は會所之儀我等も毎日聞候様にと心得候得共、公職之勤次第に多成毎日之様に江戸え之書状なと有之、其上年も寄候故氣根も續兼候間一日限之用處書付にて出させ見分申候。役所之吟味之儀側之内より壹人充出し見せ可申候。此通に申付候上は年寄共は不及申役人にも疑心にて近所より人を置候わけと申事には無之候。何事も我等方え遠く候と存候故諸人之油斷も出候て色々之惡事共も其所より起り候。近所之内より人を付置又は目付等を出し一日切に我等聞候と致候はゝ、在所

え公用に參候者又は仕舞候て歸候ものも少々氣遣に可存候。氣遣候はゝ心も直り可申候。勤候役人も潔白を心掛候は歡可申候。陰之勤之善惡も不相知と存候故能者もかくれ述懐仕、惡きものも不苦と存日增にかたましき心斗出候て惡事絶兼候。

一我等さ年寄共役人共勤候にては成間敷候。我等に內證にて爲知心得に成候事は無遠慮可申候。何と心を付候ても知兼候事多候。知兼候て諸事之障に成候事共も有之候。表面一通斗にては了簡難成事とも多候。尤も會所の爲に內證を承置候て能事は內々にて可申聞候。

一此上は何事も有樣に不申候得は不埒明候。役人共內寄合之時分惣て忠進事重て取上候事不入物に候。出方之詮議斗仕候故簡略も立兼候。當障無之事は有之間敷付申出候者有之其上に尤と落合候者も有之由及聞候。尤之樣には候得共簡略斗にて成候にも續候樣子に候はゝ不入事に候へとも、當分は左樣之處迄は參間敷候間、少斗之障に成候共先つ致相談是非不成事は相止候樣に可申時分にて候。其上今程公儀にてさへ第一此所を役人衆も被致吟味候得は、此方にては個樣之致方を吟味穿鑿仕候筈にて候。此段御役人之專一之心掛に候。差當り非分成事諸人之痛に成候事は尤仕事に無之候へとも、幾重にも吟味穿鑿仕少斗之儀に御座候はゝ何とも取立、先此節之續を了簡致し其上には少充も家中を惠其已後百姓町人之處を心掛可然候。只今之通りにては家中さもに我等同然に潰れ候外は有之間敷候。一同に潰候よりは如何樣にも續候了簡可然候。

一我等數年心懸候て個樣に樣子も替候事に候得とも、何卒何も情を入、此事成就致末々までも破不申樣に致度願念に候。

巳十月廿七日

一副役人勤方之事三奉行を本人に押立差添候て相勤候爲申付候間、何事も三奉行古法之次第爲申聞、吟味穿鑿之上三奉行呑込申候て年寄共に爲申聞可然候。惣て年寄共に爲申聞候儀副役人心々に不申聞、三奉行に致相談差圖次第に申聞候樣に可仕候。

一副役之者ども唯今之用達之勤方之心持を離候て別之役儀に成候と心得相勤可然候。個樣に樣子をも替候事に候得は、昔より之例形に斗取付不申當障を致吟味候て、何事も三奉行と心を合能々爲呑込候樣可仕事。

一三奉行に用之儀爲聞候事我等物すきにて申付候事には無之候。兼て何も申候通仕置は勝手向之取斗意勝手向之事は仕置にて候得は、三奉行仕置之事不致候て勝手向之取計意仕候事は當り障り之樣子も不存事有之、手さくりの樣なる事も可有之候。三奉行共仕置之事を手にかけ致吟味年寄共に申達候得は、事々を能知り諸事之繰廻しにも能可有之候。兎角手前之役儀と不致相談一通と致斗にては身に入不申候故惣體之樣子を合點仕置可申候間、時々輕き事迄も次第に呑込致樣に三奉行副役ともに能々可申含候。

一用之書付、證文帳、目錄個樣之事迄三奉行取扱候ては外之役儀も有之ゆへ成間敷候間、副役人左樣之事は請取爲書之、用所等は三奉行に致相談吟味之上副役人仕候て可然候。
一年寄共え申達又は窺之事は三奉行に添役人差添罷出申達可然候。
一吟味穿鑿有之儀は惣樣も罷出年寄共え申達可然候。
一判形など取候儀は、三奉行副役之吟味相濟候はゝ前度之通添役人共之内判形爲致候樣に可然候。
一役儀公用之者申付候事輕き儀にても三奉行副役能々人を致吟味、年寄とも申付遣ひ候樣に可仕候。
一役儀公用之者彌番頭より書出取可申候。其内にて吟味仕候て五人も三人も書付年寄ともに爲見候て爲致了簡相談も可仕候以上。

巳十一月十一日

覺

一會所え此方より出し候者唯今まで評定日之通歩行頭壹人目付壹人出し、三奉行添役人場所之樣子相見候て一日切之用所三奉行方より書付取參候樣可申付候。
一泊番は物書共之内可申付歟と致相談候由其通可然候。
一三奉行之内より壹人、副役之内壹人、物書は入候程、本方之吟味役壹人早朝より罷出候て會所にて朝支度仕候て年寄共出座前より用所吟味仕滯無之樣に仕可然候。

一泊番は此外にも入可申候。相談可仕候。
一地形支配之事近年年寄共郡分にて預り申候得共、唯今はまとひ可然候間惣様會所之支配可然候。
尤面々之存寄にて申付候事には有之間敷候へとも、一同に成候はゝ間違も有之間敷候以上。

巳十一月十一日

一年寄共居候座敷尤にて可有之候。
一三奉行居候座敷尤にて可有之候。
三奉行居候次之間には副役人共御用相調候事。是は二分け之樣に相聞得御合點不參候。思召とは相違之樣に被思召候。添役人は三奉行付添候て御用致吟味候得は、御用之儀に罷成候ては同然に不罷成候はゝ成間敷候。三奉行本人にたて候て指續き御用相調存寄候儀は面々に申出し相談仕候筈に被思召候歟。此書之通は副役人御用相調、三奉行は相談一通之樣に相聞得候。尤間之戶明候へは一面には候得共、副役人御用調共上にて三奉行相談申候樣に相聞得候。左樣に候へは前方之思召とは相違に御座候。此段御合點不被成候。
一朝、副役人壹人物書貳人吟味役壹人物書壹人罷出、朝支度會所にて可致候哉之事尤に候。三奉行何も支度致能出候はゝ朝之相談は不罷成、其内老とも罷出候得は相談之間も有之間敷候。三奉行之內壹人罷出、役所にて朝支度致候はゝ能可有之と思召候。如何樣之儀にて朝は副役人物書斗罷出候哉

右之外之儀は尤に被思召候。其外掟と御存無之候間能樣に指斗意可然候。

一當座には何も合點仕可罷在候。其上被仰出候儀に候間先被仰出候通に可罷成候得共、末々に成候ははは物事當座と相違候て品違ひ申候はゝ右之御用達之譯之違候樣に成儀に可罷成候。左樣に候得は何もは如何程に存候哉御前にには御疑心參間敷物にては無之と唯今差當り思召候間、右之通彌左衞門に御不審被成候。御前にて御疑心參候ては諸事當り可申歟と被思召候。

一三奉行壹人充罷出役所にて支度致候樣にと爲御書被成候。此方にても町奉行勘定奉行は本役に抱罷在旨代々之事に候へ共、毎日朝支度前出候事は罷成間敷と被思召候。彌左衞門も申上尤に被思召候間、本方より朝支度前壹人充可罷出候。

一本方奉行病氣指合等有之人少之節は町奉行勘定奉行見合致相談壹人充可罷出候。但此書付御日付なし此前段御書付と同日に被出置候歟。

右出勤極候次第は月番之御家老五ツ時過、其外は五半時出席、内壹人は登城御目見以後御會所出勤（但樣子により月番共に登城）朝番三奉行之内壹人、副役人壹人、吟味役壹人、御物書三人、内壹人は御本方、右朝番五ツ時前出勤於御會所支度仕候。其外惣て出勤五半時相揃候。三奉行之内御町奉行壹人は在宅本役御用相勤候。勘定奉行壹人は役所え致出勤候。但奉行副役四五日替代るゝゝ登城、御目見以後御會所出勤仕候。

一兼て御用達共相勤候時分諸人え大へひかましき挨拶之由數年及御聞被遊候。是も此度三奉行申合改可然候。其者之恰好より律儀に取扱申候方能可有之候。公儀御用と存候故此方は其筈と存候ても

承候者はひかみの心大へいの様に可存候得は、諸人ふくれ候之心御座候ては悦申間敷候。其者恰好より律儀に取扱言葉も能申候ては腹立候事有之間敷候間、惣て之致方まても諸人え能様に挨拶等も可仕候。此段は何も能々申合候て副役人共にも此段可申合候。依之先頃御條目にも被仰出候間何も右之様子をは替此度より諸事吟味可仕候得共、兎角古より之ならはし惡敷候間何も油斷も可有之と被思召此度は御了簡にて被仰付候事に候間、彌以仲間吟味可仕候。兎角相應より言葉も能申候様に可仕候。江戸之役人衆なと被咄御聞被成候に此段を第一に心懸被申候。此儀不嗜成衆むかしより度々怪我に逢又は越度有之候。惡名を取候儀も此處より出候。御役儀無之時分之出合よりは言葉をも能申候得は少斗之申誤なと有之候ても聞直し申候。大へいに申候得は無理成る者に出合候時分不入事に問答なと仕候事有之候故、輕き衆ほと態に言葉つきも能申候様に可心懸候。律儀に仕候て公儀御爲に惡事は少しも無御座候。其上面々之身爲に不用心之由何も被申候は尤之事と被思召旨被思召出、何もに被仰聞候。此御心持にて御條目にも誓紙にも御出し被成候得共、副役人なとは唯今まて致付候ならはし忘兼候て此筈之様に存候ては如何に候。此折節個様之儀改可然候。兎角諸人悅候は念頃に取扱言葉つき能申候て惡敷存候ものは有之間敷候。能々可申合候。

此御書付年寄共にも爲見、三奉行副役人能々見申候て致了簡可然候。吟味役にも見せ可申候。外えは見せ候事無用に候。爲心得と被思召御内々にて被仰聞候以上。

右之通被仰出候。御基本を以御政事御財用共に御執行被成置御家中え被仰渡候旨も段々有之內、別て諸公用賄賂に耽らさる樣に愼候儀御條目を以被仰渡、尙更御吟味之次第も有之、且馱輩以下四人三人貳人等之賄被下、在々相勤候諸細工人に至迄有人にて御判紙被下之、被召連下扶持之分は御藏より被下置候事等此節より初り候。翌十五年以來御開御代官三人は被相止、御本田御代官え御開共に御加置四ヶ一御割合差上、高地形御代官共に惣て收納方唯今迄滯候分は追々御沙汰可被成趣にて當收納專らに取立、諸役運上等之納物も是に准し野代御材木之出方等相應に差量り、江戶御上屋敷にも御會所（只今之御用所歟）被立置之、京都山下惣左衛門御買物代二割被下來候を被相止御買方吟味被改之、阿仁銅山近年大坂屋久左衛門受山御取立被成此節迄に御取替金壹萬兩有之を十ヶ年賦御斷被成、當午年より御直山に御取立候に付梅津半右衛門忠昭惣山方支配被仰付、當時山方勘定奉行擔を被止村山九左衛門、武石案左衛門（安左衛門副役より無程御本方奉行御役替、九左衛門同然惣山奉行兼務）惣山奉行兼務被仰付、惣して金銀銅鉛山共に段々取立阿仁御直山銅鉛運上年來役銀幷御藏米被相渡候。代銀又は銅鉛爲御登下積保太木共に御仕入被差向表方納り被相除、末々御得分有之節御本丸御藏え可被相納旨被定、惣て諸御入用尙以御儉約被成置候。然る所同年二月六日御不例不輕御樣躰にて御醫者御願被仰上井關正伯老

御下、此節御國許江戶表共に不少御物入有之候得共無御差支被相辨、御快然之上五月中被遊御參府候以後は江戶表え及御伺被仰出候旨も段々有之由。御會所、向後朔日十五日廿八日毎月休日被定之旨江戶表より被仰出候。且御會所は元來之評定所を其儘にて御用ひ候處に古き御家にて破損有之、追て御立替可被成にて當午四月廿六日より繕御普請取付、當分之御補理致出來六月廿一日御徙移有之に付、江戶より被仰出八月六日爲御祝儀御會所出勤之面々御料理被下之。左候得は、近年不作打續候上又午年も不作にて、御藏高百石に付貳拾六石貳斗之引高有之程之事に候得は、種作食御救等も被指出候上翌十六未年沖口出米被指留候に付、出米役先納御取候分沖出有之外過分之役銀納り無之、殊に運上銀百貫目も被捨下彼是御失墜莫大に候處、銅御直山に被成候に付米代運上下積材木代等大凡壹萬貳三千兩之出合は御進退之一方にて年來御差繰候處、去年より表方上納被相省候得共今年不時之御物入共無之事故被辨候儀去々年中御會所被建置候。付ては御地盤之御差繰前方至極御勘辨有之事と相見得、御會所全く相備御政事御財用共無御滯御領中益御靜謐に候。然は未五月十六日江戶御發駕御下國被成候處、御道中本宮驛より御不例にて御領內え被爲入橫手御旅館に御滯留之內御差重、此節井關正伯老御下り壹岐守樣にも爲御看病御下向、段々御養生被遊候得共不被爲叶六月廿三日被遊御逝去候。此節御病中より之御入日御不幸以後尙以之御入用有之候得共格別之御借銀等御調と申儀も無之被相辨儀、畢竟御在世中年來御思慮被爲盡候御驗故此時に至候

御事と何も本歟也。

但、古來御政事御財用に拘り候重役之名目は傳來る所之書面等を考候に、御家老に不限大身之面々え御藏入之村高被預置、是を御代官と稱し町奉行以前御家老之内町御代官被仰付候と也勘定奉行、能代奉行は淨光院樣御治世被立置之役目にて候。漸々以御事繁多に成候哉鑑照院樣御治世寛文六午年裏判奉行被立置、御代末に至て郡奉行之役目相始り、徳雲樣御代始同十二子年勤方之次第相極り、同年評定所新に被立置之、延寶四辰年指南附被改之支配付に被仰付候節、惣山奉行中絕を再興被成作事奉行等被立置候といへとも、天和三亥年郡奉行、惣山奉行、作事奉行大身之面々御代官之名目共に被止之、御代官役不有進退並より廿六人被仰付候。郡奉行止候付ては地形え拘り候役々老中支配に相復し、惣山奉行は町奉行勘定奉行之兼役に成、作事奉行擔方は裏判奉行え相復し、又貞享二丑年本方奉行被立置候以後裏判奉行擔相分り能代奉行も御本方兼役に成り、元祿十四巳年に至て御會所被立置之際裏判奉行も相止、其頃まて御勘定奉行之兼役元惣山奉行共に御本方え纏ひ御會所に被改置候に付ては、相殘處之町奉行、勘定奉行、本方奉行一列にして三奉行と被稱、老中附御用達を副役と被改之三奉行にさし被添各老中え被附屬、統て御政事御財用共御會所一手之御指揮に被改置之趣は前に段々相記候通にて、御會所被立置之前後御財用御指揮之大旨は天祥院樣御治世之所に相見得候に付此處には略之、在々え拘り候諸役漸々以省略被成候次第は最後雜入て左に荒增を追加す。

一御開御代官三人并御家中御借高地形御代官壹ヶ年役にて拾貳人有之をも追々被相止御藏入之御代官え被附置、或は御會所立候年近頃始り候五斗米役納方爲吟味廻郷いたし候處、久保田におゐて代銀受取方一通之勤に被改之、在々え參候儀被相止、都て收納同然是又御藏入之御代官え被附置候。或は寒雉子御用に付ては仙北下筋え追鳥之御檢使組被遣、御手前も被指越、大勢之列卒ともに村々より相詰勞費に成候に付檢使被遣候儀を被相止、百姓勝手に雉子取候儀御免被成、員數を被減御代官扱切御用之雉子少分之割合にて例年指上候儀に相成、分野等に被遣候儀も御斟酌有之樣に相見得候。或は、切支丹宗門御調へ御檢使被差遣在々給人も加り御調有之に付、村々入目として內々入別錢等不少失墜有之ゆへ御檢使被遣候儀を被相止、御代官直々御檢使相勤扱切調へ相濟候儀に相成、川筋道橋諸普請に付人足高に寄り大奉行等も被仰付、一ヶ處にも多人數入込候に付惣て普請方之儀連々格別之御吟味有之、且五斗米上納に付ては人足を始材木諸道具等御入目にて被辨候儀に相成、或は虻川村境村淺舞村三ヶ處之御休處等は往古より之事に候得共被毀置、横手御休處も燒失以後御作事御延行に相成、或は鍛冶役藍役は運上御免被成候に付鍛冶頭、御染物師廻郷も相止、或は室等役運上は受役に被成候に付早春より役取立候役人數組廻郷も相止、或は仙北には山林之役方差て無之處增田之小原藏人、金澤之川村武左衞門、小友之三浦治部等有來候林預り御會所以後被仰付候をも御免被成、久保田在々共に惣漆役え林役兼被仰付山林取立之次第格別に被定之。

右之通在々え諸役被遣往來逗留に付夫傳馬賄諸色之勞煩を御厭被成、此外にも品々御左略有之、別て地形之儀は精細御勘辨有之儀に付御代官御檢地役等無間斷被仰渡候事等は當時に至るまて相見得候通に候。

〇十月十六日　岡本又太郎嫡子掃部出仕、御太刀、折紙本方奉行岡半之丞披露之。須田主膳跡目嫡子源治盛富家督出仕。

一十二月廿六日　多賀谷將監隆經檜山より被爲召中川宮內、岡半之丞爲上使被仰渡趣は、將監不行跡によつて八千石之祿被召上、五千石を隱居萬鏡院に被下之、戶村十太夫二男酉之助隱居之相續被仰付、檜山支配共に被仰付。

一備考に云。今年正月六日勢州桑名城炎上〇六月十九日丑刻より至二翌巳刻一洛中洪水。雷落九十八ヶ所、人民多死〇今年洛南大通寺六孫王宮御建立、勅號二六孫王權現一、以レ爲二六孫王御廟所一也。

一或書に。月日不知、新左衞門江戶在番之由也。

一大貫新左衞門子、孫之丞母を弑したるを親類大貫理右衞門、同七右衞門、今村平左衞門相談之上孫之丞を殺害す。御詮議之節一人限告を稱り逆相談候とは不申上一人にて殺害致候旨銘々申上候處、三人共に閉門被仰付。

〇元祿十五　壬午

一正月二日　年頭之爲御賀儀御太刀馬代御獻上。

一年始之引渡座列御書付被指出。

元祿十五年正月元日
引渡列座定格

北
南
石塚
戸村
小野岡
古内
宇都宮
茂木
武茂
鹽谷

關座
芦名
東
小場
大山
今宮
岡本
眞壁
多賀谷
伊達
箭田野

（義敦公明和三年丙戌三月十五日何も御呼出にて被仰渡雖有奉存候旨御家老を以御禮被申上）

一二月二日　石塚孫太夫願之通閑居被仰付。

一同六日　義處公就御不例御家中每日登城本寛御機嫌。

一同七日　江戸表え御醫者御願爲御使者御刀番八嶋小右衛門被指登。御家中御祈禱、願之通御守札差上候。

一同十七日　御不例御快被成御座候間、從壹町兩人充可罷出被仰出。廿七日、御快氣に付御家中不及登城旨被仰渡。

一同廿三日　從江戸表御老中御連名宿次御奉書、當十八日御日付にて達す。就御不例爲御尋也。右爲御禮同晚宇津宮帶刀被指登。

一同廿九日　御願によつて御醫者井關正伯老御下着、町宿被仰付。右爲御禮御使者眞崎五郎左衛門被指登、廿九日夜中出足。正伯老御使者宿止宿にて登城、右御馳走大和作左衛門、大久保民部被仰付。

一三月朔日　式部少輔樣御暇相濟爲御不病御下着佐竹左衛門屋敷に被成御座。二月十七日江戸御出駕、御用之爲御物頭眞崎長右衛門季光御刀番松塚角右衛門、御小性八人、大番拾人被附置。右爲御禮江戸え大番組頭石橋兵右衛門御使者に被指登。

一同三日　御參勤御延引之儀御願御使者として澁江十兵衛被指登金三十兩被下。

一同十四日　御不例御快然に付井關正伯老江戸え御登。此節爲御禮銀貳百枚被進。

一同十九日　北左衛門義命、此度之惣御禮として江戸え可被指登旨被仰渡。

一同廿二日　義處公御病氣御快然に付御座之間え出御、御家中廝上下着登城、於御廣間老中出席上意之趣は御不例に付每日登城御機嫌相寛御祈禱仕指上御滿悅被思召旨申渡之。畢て何も御目見被仰付。

一同廿九日　石塚源一郎義行家督御禮、名主殿に改、家來御目見等之式先規之通○三月廿九日、梅津半右衛門養弟、實同氏主馬利忠妾腹之子雲八、千石分地を進之出仕。
一四月六日　御不例御快全御祝儀として御能有之、諸士及御歩行並まて御能拜見被仰付。
一同十三日　義處公御發駕。御供御家老梅津與左衛門、御先道具御鐵炮五十挺、御弓十張、御長柄二十筋。五月朔日御山越。
一五月七日　龜田領八澤木山之儀再ひ論訴によつて江戸より御檢使として濱野重右衛門殿、高室平十郎殿御下に付岡本又太郎御家老大越靱負、岡三郎兵衛等右御用被仰渡○岡本又太郎院内まて罷越。但御供にて罷越、院内に逗留御檢使衆同所にて待請、御境目奉行大越靱負、岡三郎兵衛、御勘定奉行椎名六郎左衛門其外小役人參候。
一同十一日　長孝院樣御卒去。式部少輔義都公御實母北主計義隣之御娘也。
一五月十二日　義處公御上着。同十四日爲上使阿部豐後守樣御出。同十五日御登營、御參府御禮被仰上御獻上先規之通。
一閏八月廿二日　福富兵部殿角館え被移置、道中御物頭兩人被附置。
一十月十五日　於江戸壹岐守樣義長公御嫡子求馬樣義泰公式部少輔樣義都公御嫡子主膳樣義堅公、大樹綱吉君え始て御目見。
一同廿七日　於角館北主計義隣卒八十四。○十月廿四日、横手戸村攝津守義連卒年六十五。

一十一月廿一日　北左衞門え主計卒去に付爲上使眞崎甚太夫被指遣、山方多郎左衞門を以御香奠五拾枚被下之。

一十二月朔日　御老中御奉書到來、同月五日松平美濃守宅え公方樣常憲君御成に付義處公、細川越中守樣、松平伊豫守樣右御三方御先詰被蒙仰、御詰被遊候處御能御拜見。義處公御輿に因て三輪之御能遊候處純子二十卷御拜領御首尾之段小野崎權太夫罷下、同廿八日同人宅におゐて頭役以上被仰知、御家中え申渡之。

此節後藤理左衞門詰番御本方奉行にて在京致候處御書付を以左之通被仰知候。

御口上書

此御地本始屋形樣上々樣益々御機嫌能被遊御座候。然は去月六日松平美濃守殿御逢可被成由にて御出被成候處、御內證にて色々御懇成上意之儀被仰聞、當月五日松平美濃守殿え屋形樣えも御成之節御詰被遊候處御講釋御拜聽御能御拜見、屋形樣にも御能御所望にて三輪被遊候。其上御休息之間え被爲召殊之外御懇成上意共有之、純子廿卷被遊御拜領無殘處御首尾共に御座候。春中御病氣之儀も兩度まて上意有之候故、其節御奉書井關正伯被遣候御禮、其外近年段々御首尾能御座候儀共之御禮も不殘御直に被仰上、其上御近く御機嫌能御容躰奉拜一入奉安堵、萬々年も不相替御機嫌よく御容躰可奉拜由被仰上候處、御機嫌能御樣躰にて上意とも有之候。於御前も難有被思召御家中一同之安堵不過之儀と被思召候。其許えは委細相知申間敷候。承候て大慶可仕と被思召候。萬端御懇成御容子委細には書面に不罷成候間來年罷下候節可承候。此段清水忠兵衞、益子助左衞門も同然に可申聞候。定て其元にても何かと取沙汰可有之候。於御前御禮被仰上候段之御口上も無殘所御城奧之衆取沙汰之由被爲聞候。彌大慶可致候以上。

十二月廿三日

後藤理左衞門。

右御首尾之儀に付尊壽院大僧正え參可申上之旨外以御書付被仰出趣在略之。

一同十五日　戸村重太夫え攝津守卒去に付爲上使大塚九郎兵衛壹人被仰付、御香奠銀拾枚被下之。

備考云。

一此年二月　江戸大火自₂四谷大木門₁火出至₂品川₁。

一此年十一月十五日　江戸にて淺野内匠殿御家來大石内藏之助を始人數四拾七人、吉良上野助殿本庄屋敷え押込、主之讐として夜討有る（次第義臣傳等に詳也。翌年二月四日、右四十七人之者共死科に被仰付）。

○

【補】編者云。以下二十一日まで一本により補之。

一正月元日　屋形樣御在國。年頭御規式在々所持之面々舊臘より相詰御引渡古來之通出席。同晩御香會。所持幷御家老御相手番當番、兩番頭、三奉行、御側廻、八木淸之丞、御醫者（御側當番）以上六十五人。今日諸士召出幷二日三日召出御記錄三奉行、兵具奉行、物頭、鷹方頭、目付副役、切支丹改、大番組頭、大小性組頭、大番（一番より三番迄）大小性（一番より三番迄）刈和野給人、右筆、醫師、鷹役●二日、大番組（四番より十番迄）大小性（四番より五番迄）諸役人、番外厩別當、茶道、料理人組頭、茶屋坊主、中間頭、料理人、馬乘、馬醫●三日、步行組頭、茶屋組頭、步行茶屋之者、鷹匠、掃除坊主、諸細工人。同二日晩御引渡廻座御料理、衆より御拍子左衛門、淡路、六郎返盃、其外御流右畢る。金之間、中務、將監、又太郎、內膳、與左衛門、半右衛門御盃返盃、權太夫江戸詰其外御流、三奉行御側廻兩方より罷出御臺之御土器頂戴御拍子有之、當番兩組頭迄御流。

一同六日　御初野。同十三日、御能十一番有。同十五日、年始御規式無御滯相濟候御祝儀、出御書院にて御料理被下中務、老中、御相手番、三奉行、御兵具奉行列座。

一同七日　御用始。院内銀山灰吹銀一貫三百目、畠銀山同銀百十匁目錄相調之。

一院內銀山奉行三森甚左衛門、灰吹銀山日十二貫二百三十三匁一分七厘、金一步判二粒上納致候。

一今未下刻被爲成御熨斗老中拜領。畢て三奉行、副役被召出御自身御熨斗被下之。

一老中一人限り御肴御菓子獻上。三奉行御菓子致獻上御吸物被仰付。老中幷御供寺社奉行信太保身、大小性頭、兒小性頭、御步行頭御鷹方支配、御道具役、御腰物役、御小性迄御酒御吸物被下御土器出。老中御盃御肴頂戴菅原左太夫、深見兵七罷出御謠有之。三

奉行、副役、吟味役迄被召出御土器頂戴御目錄被下。御物書不殘被召出御土器にて御酒肴被下御目錄被下。
一御會所使番、御會所守共御目錄にて鳥目十貫匁拜領被仰付。同所宮仕坊主五人御目錄被下之。
一中下刻被遊御歸城御會所御門前まて老中并副役まて罷出ろ。吟味役御物書不殘被召出被成下御意候。
一御臺所より御料理御酒被下何も頂戴。
一御運上初に付罷出候役人も御料理被下之。
一暮以後二の丸より上使根岸武左衛門を以鱈五本鮑被下何も頂戴。夜四ツ頃まて御祝儀相濟退出致候。
一同九日　大嶋小助を以被仰出候。御前御目附を大目附と唱候、向後御目附と唱可申、老中支配目附は支配御目附と唱候様に被仰出。仍て御會所何も被仰渡候。
一同廿一日　石塚孫太夫閑居願檜山與下御陣割帳差上之。二月二日願之通被仰出。

○元祿十六 癸未

一正月二日　御登營、御太刀馬代御獻上、三日之御臺御樽代御獻上之御規式恒例之通○或書に。二月廿九日、御老中秋元但馬守様裔朝御持御道具御願書被指出候とあつて左之通。

一、古來江戸御府内勤之節持道具松笠對鑓、片鎌、柄袋鑓、長刀、金紋先挾箱。但、古修理太夫部屋住中先道具、白鳥小ほんほり、十文字二本爲持、家督以後直々其通りにて唯今に右之通に御座候。且唯今も江戸參府着之日は金紋挾箱直々爲持候て御老中方始爲御知、翌日より常之挾箱に相改候。

一三月朔日　源姫様御逝去。御母布施氏、御七歳。橋場總泉寺に御葬、圓覺院様と稱し奉る。

【補】江戸提寫。

采雲院開基州甫和尙、右淨光院樣御遠行之時御かうそり被致候信太兵部親類之由。此御出家は廣德寺之隱居所にて御座候。其以後段々采雲院え御出家移候に付御隱居所共相知不申候。淨光院樣御位牌采雲院に御立被成候譯知兼候處に、右之通に有之候間、御會所に此通書付可差置旨元祿十六未三月梅津與左衞門被申渡候。

一四月朔日　千代丸樣御名改源次郞義格公と奉稱、今日大樹綱吉公え始て御目見爾時御十歲。

一同十一日　伊達外記隆宗卒年七十三。

一五月十六日　義處公御歸國御暇爲上使稻葉丹後守樣御出、銀五百枚、御時服五十例年之通御拜領。

一同十六日　義處公江戶御發駕。

同廿二日奧州本宮之驛に御止宿之處、夜中より御不例にて翌廿三日御快段々御旅行被遊處に、同廿八日院內え被爲入湯澤に御止宿、廿九日橫手え御移被遊處御不例被爲重御滯留之儀久保田え申來、六月朔日夜東中務、岡本又太郞久保田出足橫手に至る。

仍て御家中より御祈禱仕指上度奉願、町々より御守札御會所え指上る。

御家老梅津半右衞門宅え御家中之諸士每日相越御機嫌を奉窺、昨日之御樣躰書を翌日拜見仕、且半右衞門壹人勤に付宇都宮帶刀御會所え出席被仰付。

一六月六日　江戶表え御醫者御願として松塚角右衞門被指登處井關正伯老御下り、同廿日御着。

同十三日或十四日江戶え御跡目爲御願澁江內膳被指登。

一同十七日　當十四日之御奉書橫手え相達、爲御禮小瀨縫殿之助橫手に仕す江戶え被指登。

一同廿二日　壹岐守様御下國之御暇相濟横手え御着。

一同廿三日　義處公御養生不被爲叶横手にて御逝去。（酉刻御休所にて御逝去、御年齢六十七。德雲院殿不山宗見大居士と奉稱。）

一同日　井關正伯老被仰分即日御歸府。

一同廿四日　壹岐守様（義長）江戸え御登。

一御逝去爲御知として石塚主殿江戸え登。

一同廿四日被仰渡左之通。

屋形様御氣色御養生不被爲叶昨廿三日酉刻御逝去之由、以御飛脚申來候。依之於横手壹岐守様、中務、又七郎、與左衞門被指添被仰渡候は、御養生御盡御逝去之上は無是非御事に候。此上御跡之御事御大切之儀に候。兼て御公儀御大法有之儀に候間御家中何も覺悟可仕事に候得共、萬一殉死等有之候ては御跡目之御爲に不罷成候間堅く停止可仕候旨、被仰渡候由申來候。爰許にても何も其旨相意得可申候。殊に此砌自分之意趣等有之候共尤致延行仔細於有之は追て可申立候。自然御家中出入有之候ては大目御代繼之御爲不罷成事に候間何れも此旨を可致候。支配有之面々支配えも可被申渡候。

一同廿六日　御尊骸天德寺え御着館、御附添北主計。當日より御家老壹人、御相手番壹人、寺社奉行壹人宛代る／＼天德寺え詰る。御側廻り表御小性共相詰候。

一同廿七日　御茶毘御導師普鑑和尚第十七世。

一七月二日　於江戸爲御悔上使本多彈正少弼様御奏者御出、御香奠として銀三百枚御拜領。

一同十八日　御葬式、色衣着之面々は重役之面々、御側廻り、大小性、御小性までは祿之高下によらす着之、大番組は高百五拾石以上は着之、其以下役輿より面々えは被下置之。

一同十九日　大御法事。

一同月　爲御悔御家中惣代中谷舍人罷登。

一八月二日　義格様御用として役々江戸え被差登。

一同十一日　御老中御連名之御奉書到來に付翌十二日壹岐守様義長公式部少輔様義都公御同道土屋相模守様御宅え被爲出候處、阿部豊後守様、土屋相模守様、小笠原佐渡守様、秋元但馬守様、稲葉丹後守様各御執老御列座、大御目附近藤備中守様にも出席、相模守殿御用番左之通被仰渡。

同氏右京大夫遺領無御相違被仰出候。

一御遺領無御相違被蒙仰之趣同十八日秋田え達、御家中え被仰知。

一八月十九日　義格公御忌明に付御老中御側御用人若御老中御囘勤被成候。今日より可奉稱屋形様と之旨被仰渡。御國許えは八月廿六日御飛脚着御家中え被仰渡。

一同廿七日　御老中御連名之御奉書到來、明廿八日五ッ時御登城御家督御禮可被仰上候由、且家來七人

御日見被仰付候間被召連候樣御別紙達す。

一同廿八日　佐竹淡路儀昨日より病氣に付今朝御屆左之通。

今日被召出候家來七人之內佐竹淡路儀昨晚より相煩至今朝彌聢と不仕候に付不罷出候。依之御斷申上候以上。

八月廿八日　佐竹源治郎

右御書附秋元但馬守殿え下山田新五郎を以被遣候處、直々御用番え可被指出之由御指圖に付、土屋相模守殿え被差出之。

一今朝御家督爲御禮義格公（子時御十歳）御登營（淺黃御帷子御長袴）佐竹左衞門、佐竹六郎、戸村十太夫、澁江內膳、梅津半右衞門（各淺黃帷子長袴着之）御先え登城、御留守居武藤七太夫同道間之御間に詰、義格公御禮相濟右之面々壹人充罷出公方樣え御目見、御披露御奏者衆。

此節御獻上左之通

公方樣え

眞御太刀　恒弘　代金五枚

御馬代　黃金五拾枚　白木臺三

御簾中樣え

白かね　五拾枚　包熨斗鮑　附臺　目錄臺

一位様え

白かね　五拾枚　包熨斗鮑　附臺　目錄臺

鶴姫君様え

縮緬　二十卷　包熨斗鮑　白木臺

干肴一箱

一白銀拾枚　臺包熨斗　右衞門佐殿

一同五枚　大典侍殿

一同五枚　新典侍殿

一白かね五枚充　包のし臺　山の井との　高瀬との　松江との

一同三枚充　同　豊小路との
　　　　　　　　おつうとの

一同三枚充　同　御表使衆四

一御目見之節御一門御家老左之通獻上之。

御太刀一腰
御馬代銀一枚
御時服二　一門　佐竹左衛門義命

同　同　佐竹六郎義方

同　同　戸村十太夫義般（初義覺、般に更）

御太刀一腰
御馬代銀一枚　家老　澁江内膳處光

同　同　梅津半右衛門忠昭

一御家督爲御祝儀脇御進物左之通。

一御太刀、金馬代
　甲府中納言樣え
　德川封山樣え
　紀井中納言樣え

一縮綿拾卷、干鯛一箱
　安宮樣え

一御太刀、金馬代、綿百把
　御大老
　阿部豐後守樣
　土屋相模守樣
　小笠原佐渡守樣
　稻葉丹後守樣

一同
　御側御用人
　松平右京太夫樣

一御太刀、金馬代、綿百把、包熨斗、箱肴
二種、御樽代千疋
　御大老
　松平美濃守樣
　秋元但馬守樣

一御太刀、金馬代、紗綾五卷
　御奏者
　久世出雲守樣
　田村右京太夫樣
　三浦壹岐守樣

一御太刀、縮綿二十卷つゝ
　黑田甲斐守樣
　松平彈正樣
　三宅備前守樣
　青山播磨守樣
　松平兵庫守樣
　池田丹後守樣
　若御老中
　井上大和守樣
　加藤越中守樣
　本多伯耆守樣
　稻垣對馬守樣

一御太刀、金馬代、蠟燭廿目掛三百挺
　御側衆
　藤堂伊豫守樣
　水野肥前守樣
　青山伊賀守樣
　安藤信濃守樣
　嶋田丹波守樣
　水野飛驒守樣
　大久保長門守樣

一御太刀、金馬代、鰹節百入一箱

大目附
仙石伯耆守樣
安藤筑後守樣
近藤備中守樣
柳井淡路守樣

一右同

御町奉行
松平伊豆守樣
保田越前守樣
丹羽遠江守樣

一右同

寺社奉行
永井伊賀守樣
阿部飛驒守樣
本多彈正少弼樣

一御太刀、金馬代、鰹節二百入二箱

御留守居年寄
大久保玄蕃頭樣
溝口攝津守樣
松平主計頭樣
一柳土佐守樣
井戸對馬守樣

一御太刀、金馬代、鰹節百入一箱

御普請奉行
奥田八郎右衛門樣
甲斐庄喜右衛門樣
水野權十郎樣

一右同

御勘定奉行
荻原近江守樣
久貝因幡守樣
戸川備前守樣
中山出雲守樣

一右同

御作事奉行
小幡上總介樣
松平傳兵衛樣
大島伊豫守樣

一御太刀、金馬代

百人組頭
安藤彥四郎樣
横田甚右衛門樣
杉浦內藏丞樣
神保主膳樣

一二種代二百疋、御樽代五百疋

道御奉行
小宮山庄九郎様
米澤梅之助様
美濃部權之助様
松下權兵衛様

一御太刀、金馬代

御目附衆
久留嶋十左衛門様
布施源兵衛様
鈴木源五右衛門様
多門津八郎様
長田喜左衛門様
大久保勘兵衛様
阿部式部様
淺野伊左衛門様
堀田源右衛門様
長田勘左衛門様
久松忠治郎様
杉田五左衛門様
鈴木治郎左衛門様
桑山三郎左衛門様
前島太郎左衛門様
榊原八兵衛様

駒木根長三郎様
柳澤八郎右衛門様
伊勢彦八郎様
山崎半左衛門様

一二種代二百疋、御樽代千疋
御右筆頭　飯高七左衛門様

一御太刀、金馬代、箱肴一種
御儒者　林大學様

一銀五枚、箱肴一種
御代官　伊奈半左衛門様

一御太刀、金馬代
御馬方　諏訪部文九郎様

一銀五枚、干肴一折
御臺所役　坂入半平様

一右同
御賄方頭　小川杢左衛門様

一銀三枚、干鯛一折

表坊主與頭
江間永味
吉田傳悅
關本宗覺
鈴木又齋
寺町官三
田嶋宗榮

一銀貳枚
小人與頭
作與惣兵衛
猪貝治兵衛

一御肴代百疋、御樽代五百疋
御金奉行
都筑小三郎樣
小泉市太夫樣
諸星清左衛門樣
久保七郎左衛門樣

一銀三枚
御臺所
小林定右衛門樣

一銀五枚、干鯛一箱
御數寄屋頭
野村休盛
鈴木林碩
鈴木宗清

一右同
御同朋衆
原田順阿彌樣
伊藤道阿彌樣
長倉珍阿彌樣

一銀貳枚
表御坊主
十七人

一銀三枚、干鯛一折
御徒目附與頭
十一人

一銀三枚、干鯛一折
御數寄屋與頭
後藤正喜
大沼休齋
熊谷宗仲
岡田貞俊
鈴木一齋
横中松伯

一金三百疋
小人目附
前田金左衛門
鈴木傳十郎
齋藤作十郎

一金貳百疋

御玄關番 御小人三十人
同御出入十貳人
一右同 御中口番 御小人廿六人
一御太刀一腰、御馬代黃金十兩
上野 御宮え御進獻
一同斷 御佛殿え
一同斷 同廿日八日
一同 同 增上寺方丈え
一銀五枚 上野執番 仕心院
一同 同 願王院
一同 同 慈雲院
一同三枚 護法院
一同 東漸院
一同 津梁院
一御太刀、金馬代、紗綾拾卷 東叡山 御門主樣え
一銀五枚 護國寺え
一同拾枚 增上寺え
一同 護持院え
一銀五枚 上野御宿坊 元光院
一同三枚 增上寺御佛殿別當 惠眼院
一同 同所御宿坊 寶松院
一銀貳枚充 評定所 甲斐庄三平
佐藤小右衞門
一同

町與頭 磯貝藤兵衛
同 治太夫
吉田十郎兵衛
樋口治郎右衛門
吉川新兵衛

一金三百匹 町本行所留書 美川庄右衛門

一銀貳枚 御書院番方 淺井平右衛門

一銀貳枚充 百人與頭 石田新左衛門
大澤長兵衛
久保田新之丞
藤田七兵衛
梶川甚五左衛門
山岡太郎右衛門
荻原三郎左衛門
内田八郎兵衛
榊原友左衛門

一同貳枚宛 大御番與頭 天野九郎兵衛

前田源左衛門

一同 火消與力 和田文藏

一同 御馬責 齋藤兵右衛門

一同 同 市川七郎兵衛

一金五百匹 同 小田所左衛門

一同五百匹 同 金子助左衛門
岡崎半兵衛
太田平四郎
長瀬小左衛門

○諸國御役人

一御太刀、金馬代、紗綾廿卷 京都御諸司代 松平紀伊守様え

一御太刀、金馬代充　同所御町奉行　安藤駿河守様
　水谷信濃守様

一御太刀、金馬代、紗綾十巻　大坂御城代　土岐伊豫守様

一御太刀、金馬代　同所御町奉行　牧野河内守様

一同　太田善太夫様

一御太刀、金馬代、鯣一箱、昆布一箱　松平出羽守様え

一干鯛一箱、昆布一箱、御樽代千疋　松平出羽守様
　奥様え

一右同断　天称院様え

一御太刀、金馬代　松平越後守様え

一御太刀、金馬代、昆布一箱、御樽一荷　松平備前守様え

一干鯛一箱、昆布一箱、御樽代千疋　相馬弾正少弼様え

一同　同　奥様え

一御太刀、金馬代　同　菊千代様え

一御太刀、金馬代、干鯛一箱、昆布一箱、御樽一荷　黒田甲斐守様え

一右同断、御樽代五百疋　同　隠岐守様え

一右同断　岩城伊豫守様え

一御太刀、金馬代　同　釆女様え

一御太刀、金馬代、鯣一折、昆布、御樽一荷　藤堂佐渡守様

一干鯛一箱、昆布一箱、御樽代千疋　松平上野介様

一御太刀、金馬代、干鯛一箱、昆布一箱　松平隼人正様

一右同断　同　志摩守様

一御太刀、金馬代　松平民部少輔樣
一御太刀、金馬代、鰑一折、昆布、御樽一荷　松平大和守樣
御太刀、金馬代　小笠原備中守樣
一御太刀、金馬代、鯛一折、昆布、御樽一荷　津輕越中守樣
鰑一打、昆布一箱、御樽代千匹　喜連川左兵衞樣
一同斷、御樽代五百疋　松平志摩守樣
奧樣え
一御太刀、金馬代、干鯛一折、昆布　藤堂正助樣
一御太刀、金馬代　久留島出雲守樣
一御太刀、馬代　同　數馬樣
一右同　牧野備前守樣
一右同　戸田能登守樣
一右同　同　土佐守樣

一右同　大澤越中守樣
一御太刀、金馬代、干鯛一折、三階五十掛、御樽一荷　松平大膳太夫樣
一御太刀、金馬代、鰑一折、昆布、御樽代千疋　松平左兵衞樣
一御太刀、金馬代　同　內膳樣
一干鯛一折、昆布一箱、御樽代千疋　小笠原長門守樣
蜂屋七兵衞樣
天野長三郎樣
小笠原十右衞門樣
大岡治右衞門樣
加賀爪治郎右衞門樣
小野治郎右衞門樣
梶川三之丞樣
石尾織部樣
一御太刀、金馬代　三枝日向守樣
能勢市十郎樣
荒木十左衞門樣
神尾左兵衞樣

同　備前守様
同　五郎兵衛様
細井左次右衛門様
土屋忠兵衛様
西尾小左衛門様
井出太左衛門様
松平甚三郎様

一干鯛一折、こんふ一箱、御樽代千疋
三枝日向守様
奥　様え

一銀五枚、干鯛一折
今大路道三老
井關正伯老
小島正意老
吉田一庵老
同　宗三老

一銀三枚、干鯛一折
三島検校
高島瑞庵老
原田玄與老

一干鯛一折、御樽代千匹
川崎權之助様
本多市左衛門様
大關主税様

一銀三枚
小野助九郎様
稲生下野守様
村越頼母様
布施長門守様

一銀貳様
深川　彌動寺
本庄　東江寺
同　與樂寺
下谷　白泉寺
日光　實教院
金杉　世尊寺
鳥越明神別當
長樂寺
護持院之内
壽命院
館林　龍泉寺
増上寺内
慈圓
鳥越別當
鏑木對馬
神田明神々主
芝崎宮内

一金五百疋

同　月岡主計

一鰑一箱、こんぶ、御樽代銀五枚　西本願寺

一銀三枚、包昆布　東　暦

一同拾枚

一同五枚

一同三枚

淺草　覺玄院

上野　三蹄院

橋場　總泉寺

下谷　宋雲院

谷中　西光寺

○德雲院樣御遺物

公方樣え

御刀　來國光　代金百五十枚

松前肩衝御茶入　代金百五十枚極有

御簾中樣え

古今集　御花園院御宸筆　代金五十枚

一位樣え

和漢朗詠集　御軸物　二條爲重卿筆　代金三十枚

鶴姬樣え

御屛風一双　永德筆　代金五十枚

右之通御獻上。

日光御門主様え

三幅對　左　文珠
　　　　中　釋迦　張思恭筆　代金廿五枚
　　　　右　普賢

徳川封山様え

二幅對　龍
　　　　虎　因山筆　代金十五枚

一御刀　備前兼光　代金二十五枚　　紀伊中納言様え

一御刀　大和志津　同十五枚
一飛鳥川御茶入　袋共　代金十三枚
一八景手鑑　容書記筆　代金二十枚
　　　　御老中　秋元但馬守様

一御刀
一朝日春慶　御茶入、袋共　代金不詳
一御屏風一双　雲舟筆
　　　　同　土屋相模守様

一御刀　高綱　代金三十枚　　土谷釆女様

一同　吉岡一文字　同七枚五両　　土屋左京様

一同　尻懸　同十五枚　　御老中　阿部豊後守様

一同　行光　同断　　同　稲葉丹後守様

一同　末左文字　同断　　同　小笠原佐渡守様

一同　後の助宗　同十枚　　御同人御子息　同　津八郎様

一同　中島來　同十枚　　木庄安藝守様

一同　清景　同断　　但馬守様御息　秋元伊賀守様

一同　尻懸　　若御老中　稲垣對馬守様

一同 了戒　　同 加藤越中守様

一同 信清　　本多伯耆守様

一同 延壽 代金二十五枚　　御側御用人 松平美濃守様え

一歌書 榮花物語 代金廿五枚　　御同人 奥様え

一御刀 實次 代金十五枚　　御同人御子息 松平伊勢守様

一同 一文字 代金十枚　　同 同 伊織様

一同 國行 同拾枚　　同 同 左門様

一同 了戒　　若御老中 井上大和守様

一同 兼光 代金廿枚　　松平肥前守様

一同 長光 同七枚五兩　　黑田甲斐守様

一同 備前兼光 同拾枚　　黑田隱岐守様

一同 相州包永、代金十五枚 黄拳肩衝　　岩城伊豫守様

一御脇差 行光 代金七枚五兩　　同 采女様

一御刀 左弘安 代金三十枚　　相馬圖書頭様

一御脇差 則重 代金十枚　　同 菊千代様

一御刀 備前兼長、代金三十枚 柳燕繪一幅　　壹岐守様

一御中脇差 備前助實 代金七枚五兩　　求馬様

一御刀左弘安、代十三枚 二幅對、紅白川筆草花虫、代廿枚　　式部様

一御脇指 三原 代五枚　　主膳様

一御刀 志津 代三枚　　神尾左兵衛様

一同 平安城永吉 同斷　　細井左治右衛門様

一同 守家 同斷　　西尾小左衛門様

一同 千壽院 同斷　　土屋忠兵衛様

一同 宇津國宗 代三枚　　井出太左衛門様

一同 波平 同斷　　能勢市十郎様

一同 青江 同斷　　荒木重左衛門様

一同 辰房 同斷　　三枝日向守様

一同　島田助宗　同斷　　松平甚三郎樣

一同　繼定　同斷　　甲斐庄喜右衞門樣

一三幅對　山水、太公望、山水　代金三枚　　久留島數馬樣

一人丸繪一幅、土佐筆　後撰集、河内人道宗節筆　　松平上野介樣え

一御刀　法城寺　代六枚　　荻原近江守樣え

一同　一文字　代卅五枚　　金井源四郎樣え

一同　代三枚　推朱船人形香合、代五枚　　神尾備前守樣え

一唐物大花入、代金貳枚　御硯箱唐子青貝、代壹枚　　松平越後守樣え

一住吉御花入、代五枚　推朱伽羅箱　　酒井雅樂頭樣え

一中かふら四角花入　推朱香合　　戸田能登守樣

一二幅對　惠宗繪　　津輕越中守樣え

一養田繪　李安忠筆　一幅　　牧野備後守樣え

一二幅對　紅白川筆　草花　　松平備前守樣え

一達摩繪　雲卅筆　一幅　　松平右衞門佐樣え

一唐官女繪一幅　陽成御花入　　小笠原備中守樣え

一四幅對、琴棊書畫、仇英筆　伊勢物語兼裁筆、代貳枚　　松平彈正少弼樣え

一觀音繪　明兆筆　同十枚　　松浦壹岐守樣え

一鳳凰繪　金臺兒筆　　松平志摩守樣え

一二幅對　惠宗筆　鴨繪　　藤堂備前守樣

一林良筆鶴繪一幅　　松平民部少輔樣

一鯉繪一幅　呂記筆　代卅五兩　　神尾五郎兵衞樣

一松竹梅一幅　林良筆　代五枚　　松平隼人正樣

一周之晃筆一幅、てうしゆん小鳥繪　古今和歌集、連歌師兼純筆　　天野長三郎樣

一二幅對　呂記筆　花鳥　　松平出羽守樣

一三幅對龍達摩虎、探幽筆　唐物沉金食籠　　藤堂正助樣

一一幅梅に小鳥、探幽筆　十六夜御茶入、袋共　　小林佐太右衞門樣

一破風手御茶入、袋とも、代貳枚　推朱岩人形香合、代五枚　　安藤筑後守樣

一青貝伽羅箱　破風手御茶入、金五兩　熊川御茶碗、銀貳枚　　井關正伯樣

一青磁御花入すかし 代壹枚　稲生下野守様
一新古今集、古昭、代三枚 御硯箱永蒔繪、代貳百兩　相馬圖書頭様
奥様
一伊勢物語近衞尚通筆 代五枚　松平出羽守様
奥様
一堆朱御香合、代五枚 青磁御香爐　天祥院様え
一御硯箱青貝　松浦慎信様え
一御茶入、音羽山、袋共、代三枚 御茶碗、高麗、代貳枚　小島昌祐老
一一幅物古銅瓶岩倍かたゞ、代五枚 御花入、唐物ひしがた　横田甚左衛門様え
一唐物重文庫、代貳枚 一幅物後陽成院御筆 いつしかに代五枚　仙國伯耆守様
一唐繪子昂筆 かんひ御香爐、代五枚　今大路道三老
一文殊繪雪舟筆 代十五枚　三蹄院
一羅漢繪張思恭筆 代十枚　弘經寺
一芋子釣籠御茶入、袋共 唐物蓮葉花入 青磁御香爐　元光院

一御茶入袋共 代貳枚　小笠原長門守様
一鳳凰繪、王若水筆代百五十貫 砂張御香爐獅子　尊壽院様
一御香爐、唐物牡丹獅子 同　青磁ひしがた　中院大納言様
一堆朱御硯箱、代壹枚 青貝御香合、同貳枚　高倉宰相様
一御刀志津 代金五枚　久留島出雲守様
一銀十枚　西光寺
一歌書小倉名筆 代十五枚　おりうとの
一金貳枚　今井源四郎殿
御內儀
一金貳枚　式部少輔様
奥様
一御刀成景 代五枚　松平美濃守殿御下 藪田五郎右衛門
一同宇津 同三枚　同 平野源左衛門
一同實壽 同三枚　同 川口十太夫

一御茶入（朝日出春慶袋共）　黒田甲斐守様
一金弐枚　今井源四郎殿御母儀
一銀十枚　東江寺

〰〰〰〰〰〰〰

一金子　栄雲院
一御硯箱（牡丹蒔絵内梨地）　おてゐ
一金弐枚　壹岐守様奥様

以上。

右は元祿十六未十一月と有。

一九月二日　阿部豊後守様（御用番御老中）御呼出に付小川刑部右衛門罷出候處被仰渡候は、屋形様御幼少に付秋田に御目付齋藤治左衛門（于時御使番）戸田三郎兵衛（御書院番）被指下旨也。仍て十月朔日於江戸御両人御招請御饗應之次第上使之通。

一九月三日　従秋田德雲院様御遺骸高野山え被爲送。御供根岸武左衛門、正洞院閑居燈外和尚、大番御扶持方両人、支配御目附壹人、歩行三人被指添。（根岸武左衛門剃髪被仰付正洞院閑居の德齋也。）

一十月七日　治左衛門殿（上下五十一人。内一人御家老、同一人御用人、同一人右筆、同五人侍（内一人目附）同五人歩行、同一人坊主、同一人賄方、同一人料理人、同四人足軽、同十八人中間又下とも）三郎兵衛殿（上下四十四人。内一人御家老、同二人御用人、同一人賄方、同五人侍、同一人右筆、同三人足軽、同十五人中間又下共）江戸御發駕に付御道中爲御附添石井嘉左衛門（御目附、去年中より在番之内）小田部縫殿右衛門（切支丹改役、頬族御本帳御用に立帰罷登此度罷下）御醫者神吉道啓（本道）笈部省我（外科）被仰付、同日江戸出足。右に付鈴木勘解由（御小性頭）御山駕籠弐挺、駕籠舁召連金山まて御出迎、平元小一郎（御本方奉行、御旅宿御普請御用、院内迄段々相越候）院内杉峠御茶屋迄御出迎、笈川南右衛門、大窪民部（御馳走御物頭四人之内）院内迄御迎に被指越、久保田迄御供致候。

一同廿二日　久保田御着、東中務、梅津半右衛門、御相手番、寺社奉行、大番頭、大小性頭、三奉行、御小性頭、御膳番、御兵具奉行、物頭、副役牛島迄御出迎に付石井嘉左衛門御引合致候。岡本又太郎、月番御小屋近處え能出小田部縫殿右衛門御引合致候。御兩殿御逗留中御宿所、六郎、淡路在府屋御小屋と號兼て御拵有之屋敷前四ヶ處え辻番所被建之、御小屋えは小一郎、勘解由、岡勘右衛門（御境目奉行）御附添御用承治左衛門殿えは白土嘉右衛門、民部、三郎兵衛えは南右衛門、森川權右衛門四人之御物頭御馳走被仰付、大番御小性及御膳夫御中屋其外町宮仕人等相詰、兩御門えは御手判番被指出出入相改、御足輕番所も被相居候。御着則岡勘右衛門御使者にて御太刀黄金馬代二種一荷被爲進。

一同日江戸え信太又左衛門御使者被指登、兩御目附衆無滯御着之旨爲御知被仰達。

一同廿六日　山城始頭役之面々兩御目附衆御對面有之に付前日山城、御家老、御相手番、寺社奉行、大番頭、大小性、三奉行、御小性頭、御膳番銘々進上物有り、御兵具奉行、御物頭、副役進上物無之。

一十一月四日　兩御目附衆久保田御發駕下筋御巡見。梅津半右衛門始御用懸之面々御供、大館御城十二所迄御見分。同十五日御歸。

一同九日　岩姫樣、松平備前守樣え御婚禮相濟。

一同廿一日　御城において兩御目付衆御饗應、御小性迄熨斗目半上下。

一同廿五日　兩御目附衆御城御見分、御座敷は陰之間まて御座之間より襖外し御見通被成候。

一同廿六日　兩御目付衆え屋形樣御使者大番組頭川井七左衞門被指下候。御口上申達。
一兩御目付、毎月天德寺公儀御魂屋え御參詣、毎度御城下內町外町御巡見。
一十一月廿九日　石塚孫太夫義據卒、年五十二。
一十二月朔日　屋形樣御家督爲御祝儀御所持、御引渡、廻座時服二充於御廣間以御目錄被下之、在々住居之面々は同列名代を以拜領。
一同五日　鑑照院樣三十三回御忌於天德寺御執行。
一今年十一月廿二日江戶大地震、御城石垣所々崩。同廿九日江戶大火。
一今年八月廿三日天德寺普鑑和尙死去、依て如先例萬雄寺白馬寺看住勤。天德寺什物前々住職之僧調候迄に候處、此度より御物頭え御目附被指副相調、判形帳面を以後住え可引渡被仰渡。

昭和三年四月　　深澤多市　校訂
　　　　　　　　國本善治　校字

羽陰史略前編終

柞山峯之嵐

解題

本書の原本は、秋田縣沼館町小澤秀靖氏の藏する所にして、縣内に於ける此の種善本の一なり。本書は之を底本として、舊横手城代戸村氏舊藏本、及び大館栗盛文庫本(眞崎醉月翁舊藏本)を以て考較參訂したり。

本書は、一に六郡舊記と稱せられ久しく好事家の愛賞する所となり、而して轉寫の際に於ける誤字脫字も尠からず認めらるゝが、是等は其の正確にして疑なきものは便宜之を訂正し、又疑はしきものは「マヽ」の二字を傍註して私擅の訂正をなさざることを明かにしたり。

本書は東京帝國大學史料編纂掛に採訪せられ、其の編纂に成れる大日本史料には、「作山誌」の名を以て引用せられあるは人の知る所である。

本書の著者岡見知愛は、博聞彊記にして文藻に長ぜるは人の知る處である。秋田縣史に云

> 岡見知愛の作山峯之嵐二卷を著はし又六郡總村附をつくるもの、皆この境目奉行を以て土形調成のため各地を巡回したるによる。知愛、織部と稱す、世々物頭たり。父を藤次右衞門知周と云ふ。初の名は森準、田澤紀行を著はす。知愛の六郡總村附は、抄傳して或は享保郡邑記と名く。後之を

增訂し享保村高家員に代ふるに文化以後の數を以てし、且、道里の沿革を記するに多く無稽の語を以てするものあり、本藩の章故に於て一も知曉するところなきもの丶妄改にして、後人を誤ること甚し、之を久保田領郡邑記、又は單に郡邑記と名く云々。

菅江眞澄の遊覽記、村里の地名戶數を引用する、多く享保郡邑記を以てす。岡見氏の調査の世に信用ある一朝一夕の故にあらざるを知るべきである。

知愛の裔孫岡見德平より、文化二年八月秋田藩廳に提出する岡見氏系圖抄を左に揭錄して參考とする。

○岡見氏系圖

文化二年八月　岡見德平提出

某（藤治右衞門　其先常州河內郡岡見村の城主某の後裔、後闕信公に仕ふ）―某―盛秋―盛治―知周―知愛

知愛　初、友直　專之助　左平治　織部

元文四年己未六月奧州仙臺の海濱權船漂着す。闕明公命して仙臺に使して其の動靜を聞せしむ。事竟て歸る。同年七月大屆從隊長となる。同七年庚申十二月卒將を命せらる。同六年（マヽ）辛酉堺目奉行を兼ねしむ。寬延元年戊辰朝鮮の三使來聘に因て鞍馬（九匹）を出して途に迎ふへき台命あり。知愛其事を督して遠州舞阪に到る。同二年己巳二月轉して勘定方財用奉行となる。同年六月十四日歿す、享年四十九。法名天容石麟。母大窪權兵衞康光女。妻根岸半左衞門秀邦女。

―知敬　八九　藤治　藤治右衞門

元文二年乙巳五月廿六日生

（以下畧）

柞山峯の嵐序

今年は甲子なれは震の卦なり。子は萬物を嗣き萬物を藏するとかや、甲は萬物天地の氣に處せられ甲を破り震ひ生するとかや。誠に天地の間に形あるもの丶目出度歲暦といふへし。僕、此年のめくみまて歲霜を迭りけれ共腹に壹卷の貯る物もなく、誠に虛生なれは已往の過ちを償る事能はす、多年を誤るのみ。爰に、羽陰東西南北の端、山野幽谷の土地へも旅行なす任職なれは、責て在昔の舊き事もあらんと足下かしこに心を寄せ、或は村老に尋ね、又は古き書物を見、其實を考る處、長の夜の寢覺がちなる儘に眞僞の說を撰すしてそこはかとなく反古の裏に書捨て、貫之朝臣の詞を思ひ出して柞山峯の嵐と號け、一部の册子に綴りて獨り燈火のもとに興じ侍りぬ。

延享甲子年九月　日

岡見知愛謹誌

後撰集　　　紀貫之

柞山峯の嵐の風をいたみ
ふる言の葉をかきそ集むる

柞山はたふのき　山城の國相樂郡にあり柞の森

出羽は、本朝元明天皇和銅五年九月、陸奥、越後三國を割て出羽の國となし玉へり。(延喜式和名抄にも並に十郡となす。)同年十月、由利郡、置賜郡を加增して十二郡となす。

羽州は日本國東北面の一巨州也(木村松軒信常が云、昔此國より始めて鷹羽を献す、其羽出る所を以て號とす。)領郡十二、南を羽陽、北を羽陰といふ。所謂最上郡、村山郡、置賜郡、飽海郡、田川郡、由利郡の六郡は羽陽の地なり。秋田郡、川邊郡、山本郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡は羽陰の地にして秋田六郡と云(日本卅二代用明天皇の御宇五畿七道定り、四十二代文武天皇より六十六ケ國にわかり、五畿七道二島と分るなり、一國郡定り、凡日本は六百二十七郡と定る。)羽陰秋田の地、西京を去る事千五百里(三百六十歩を里といふ)北の方韎鞨を距ること遠からす(韎鞨は奥州松前蝦夷國へつゞく國なり。唐の宋國戰に八寸の矢の根あり。是を孔夫子に問ふ。韎鞨國の矢の根なりと。)地僻にして寒多焉。

秋田の地南北六十一里二十七丁三十歩餘なり(南北の地數は雄勝郡院内杉峠境山本郡比内矢立杉の麓の雪澤村との地數なり)東西は二十三里五丁四十六歩餘也(仙北郡生保内村國見峠山中より、秋田郡土浦湊を限る所の地數なり。)秋田の地雄勝郡、平鹿郡、仙乏郡を仙北郡と云ふ。四方を顧みるに皆山なり。南方に一道あり、院内關と云。則ち最上へ出るなり。其途草木蓊鬱として日色も晦冥也。欹石如レ升、階、臨二不測之谿一、無究の崖を踏む。危橋消魂の地なり。川邊、山本、秋田を秋田三郡といふ。北の方奥州津輕に出つる一道あり、比内矢立關と云。四塞みな險峯横たわり飛鳥も過き難く、走獸も攀

る事を苦むの地なり。西の方大海濱にして逆浪淩天の國なり焉。

陸奥話記に云。安東太郎賴時と云ふ者、自ら安倍將軍と稱して奥州を押領し二州を治む。四男一女あり。嫡子盲目なり、二男は安東太郎良宗（よしむね）、三男は厨川次郎貞任（厨川の古城は奥州南部厨川と森岡との間にあり）四男は鳥海彌三郎宗任なり。天喜五年九月、源賴義將軍勅を奉して賴時を攻る。太郎賴時矢に中て死す。貞任力戰して賴義、義家兩將軍敗軍、康平五年復征伐、遂に貞任を討て宗任を虜にす。宗任是より義家將軍の臣となり、鳥海彌三郎宗任と云ふ。貞任が二男名高星と云（亦貞季とあり）歲三ッ乳母是を懷にして奥州津輕に走り藤崎に遁れ居る。年長して藤崎の邑を領す。其子安東太郎堯恒（たかつね）と云ふ。其子安東太郎と云。正和年中に安東氏平高時に背き楠正成の時討手に下る。元弘の頃義貞に組たるも、彼か裔安東太郎堯恒が勢と云。其子太郎貞季（一本に秀）と云、北畠顯家卿の息女を娶る。安東の字、やすはるとよみて祖の名なり。

寛治四年午義家將軍陸奥守に任す。清原三郎武衡、四郎家衡、義家朝臣に逆り、是によつて仙北郡金澤の館を攻。雌雄未た決せさるに義家將軍々旅に疲る。同五未年九月十六日金澤の館を攻む。月を越えて糧食既に盡く。武衡、家衡降を乞ふに許さす。十一月十四日金澤城陷る。武衡は斬罪す。家衡は縣小次郎次任と組て梟首せらる。賊黨を誅戮し一國平均になる。昔王靈の降也秋田、雄勝二城を築き以て東北の管領とす。其後是を廢す。寶龜十一年復秋田に城す。羽州を知者爲城介、或時は鎮守府將軍を兼、又は奥羽按察使を兼、方面の重撰、分憂の要職也（本朝城凡百四十八城なり。城を以て名あるもの秋田のみ。故に州郡の任甚た重也）昌泰二年これを罷

永承五年九月平重成を以て爲城介、後また廢す。建保六年三月藤原景盛任せられ藤原九郎盛長の子なり其子義景、孫泰元相繼也一本に、義景の下に其子泰盛代々秋田に任す、非常を守る弘安八年罪有つて誅せらる。其子泰元相繼なり、とあり織田信忠是を兼ぬるなり。

秋田押領司秋田城介實季始東太郎といふは安倍貞任が末裔、安倍東太郎愛季の子なり。先祖兼季までは奥州津輕十三湊に住す。康永の始め、足利尊氏卿より秋田比内三郡を賜り、實季まで二百餘年山本郡檜山城主也。實季、秋田郡土崎湊の湊九郎友季が居城を攻拔て檜山城より移り、土崎の城に居住す。檜山には弟忠次郎實泰を置き、城介實季は關ヶ原戰陣に參らすして名代を將として兵卒を赴かしむ。其故にや、慶長七年常州佐竹君の家臣城へ封を遷す。實季は勢州朝熊に至り名を凍蚓と改め、嫡子河内守俊季相續す。正保二年俊季は奥州三春へ封を遷す。領地五萬石を賜る。按するに、城介實季は今定り有る處の羽陰秋田三郡を領する時、仙北小野寺氏の押に野田高屋村豐島と云ふの城主畠山甚十郎重氏を置豐巻安藤備中守季重を始め豐成和田氏等は重氏に屬す太平城には大江廣治を置河邊郡を守らしむ。仙北、由利の押也。其の支城の救には、湊城に湊九郎友季海上に兼置、八柳兵次郎、新庄三郎もみな由利口、北國路の押へ、男鹿の島には秋田五郎脩季を涌本故城に置き、幕下淺利頼則は扇田に置、米内澤には嘉成氏、阿仁には一本嘉成播磨守、五十目には藤原季盛、岡本には安藤季村、馬場の目には安藤五郎季宗、浦村には三浦兵庫頭義豐等の者共處々に城廓を構へて奥州、南部、津輕の押として置。羽陰仙北三郡は小野寺氏の領地なり。小野寺氏は、大織冠鎌足の末葉秀郷八代の後胤道義か子を義實と云、其子を小野寺前司太郎道綱と云て下野國古河の城主也一本に『城主

（也一の下『道綱、鎌倉右大將賴朝公に仕へて勳功を盡し勇名四方に轟き、其の四男重道君に仕へて忠有り、賴朝公平氏追討の時軍功により羽陰雄勝を賜はり稻庭の城に居住す。重道十六代の孫小野寺中書、稻庭より同州沼館城に移り邑賞す。將軍義晴公の時世上洛す。』）

元曆元年二月右大將賴朝公平家を追討の時、蒲生冠者範賴に屬す。一谷に發向軍効を盡し、文治五年七月奧州秀衡の子國衡、泰衡誅伐に下向の時武勇の譽れ有り勇名四方に轟き、其軍功に感し仙北稻庭に城を築恩賞に賜ふ。其男四郎重道家を嗣、代々稻庭に居住す。其後、胤刑部左衞門家道建武の大亂に奧州の國司北畠顯家卿の手に屬し上洛し、延元元年正月軍功を勵み、新田義貞北畠家より感狀を賜ふ。其後胤中書植道代大永五年、足利義晴將軍より下知によつて平鹿郡沼館城に移り、上洛す。八幡神主か娘に契りて男子を設く。其子、弘治元年義輝將軍の時左右に召されて輝の字を賜はり、小野寺中宮介輝道と號す。「父は先年京にて卒す」（一本なし）本國出羽に下て武威を振ひ、同國大山、刈和野、神宮寺、角館等の要害を攻落し、平鹿郡增田城主小笠原信濃次郎光冬を討、松岡の城主柴田平九郎を討、由利十二黨、最上置賜郡間室の庄をも攻從へ、家臣湯澤の城主三春信濃を誅し沼館城より湯澤城へ移り、天文二十一年六月平鹿郡横手佐渡守か城を攻め、輝道の軍破れ討死す。其子遠江守景道、天文廿三年横手佐渡守を滅し横手城主となる。其子孫十郎義道（遠江守になる）其子、孫十郎光郎なり。義道、神君に背き内に陰謀を含み、會津陣に參らすして代將をして兵卒を赴しむるの罪により、慶長七年義道、光道兄弟五人石見國坂崎出羽守に預れ、其後龜井能登守預る（按するに、小野寺氏仙北三郡を領すること、處々の古城誌を考合て知るへし。輝道の時世甚た土地を切廣め、最上、由利の內迄從へしと見ゆ。戰國の習はし盛衰は常なり。地を最上、由利より狹めらる。然れとも仙北三郡を領せしこと全き也。）故實の傳を考る時は、秋田と唱ふるときは秋田城介實季の舊地の檜山郡（今は山本郡なり）豐島（としま）郡

（今の[illegible]）秋田郡を云なり。又考ふるに、仙北と唱ふるときは小野寺中宮介輝道の舊地、則ち、雄勝郡、平鹿郡、山本郡（今の仙北なり）を云ふなり。右の謂により、秋田仙北と唱ふる時は六郡全の唱焉。慶長七年壬寅の年常侯左中將義宣公同月上洛、五月八日東照神君台命を降して榊原式部太輔康政、花房助兵衛道乗をして公及ひ蘆名盛重君、岩城貞隆君、相馬義胤君所領常州、野州、奥州等の地を沒收せらる。義宣公は羽州に於て替地を賜り、同廿二日羽州へ遷封の事水戸へ告來る。六月九日花房道乗と嶋田利政、水戸へ到る。常陸介義重公は、常州太田の城を開て秋田へ赴き玉ふ。七月廿七日神君台命出羽の内秋田、仙北を賜るの告到り、同廿九日義宣公伏見の旅所より秋田へ赴き玉ふ。義宣公、九月十七日秋田郡土崎港へ至り玉ふ。秋田宣季の臣渡兵右衛門、岩倉左近を殘し置城を渡す。義重公は仙北郡六郷高屋村の故城、六郷兵庫頭正乗か居城へ至り玉ふ。正乗は關ケ原參陣上京なり（或說に前田野安房守義正、川井伊勢守忠當、六月廿三日秋田へ先立て着、横手より上仙北には御手に入り兼ぬると云ふ。）湯澤の城は楢岡豊前守滿茂居住す。多賀谷左兵衛宣家を置る。後佐竹左衛門義種を移さるゝなり（義章とも有り）増田城には長瀬内膳居住す。前澤筑後入道藝珠請取て佐竹左衛門義種を置（城破却の後湯澤に代々居住す。）淺舞城には小野寺義道の嫡子左京進光道住す、茂木監物治貞請取。大森城は伊良子將監番城なり、鹿子畑玄蕃受取る。横手城は小野寺義道の居城、松野上總介、和田安房守、川井伊勢守、白土大隅守、桐澤久右衛門受取る。伊達三河守盛重を置り。六郷城には六郷正乗か弟金澤權太郎居城、佐竹將監義堅又梶原美濃守政景受取る。大曲の城には梶原美濃守置る也。角館には蘆名主計頭義勝と佐竹又七郎を置る。檜山の城

には秋田實季の臣大高相模居て、今宮攝津守道義受取る。小場六郎義成を置。比内をは赤坂下總守朝光受取り、阿仁米内澤に住す。○傳に曰、小野寺義道、同光道父子流罪の時、仙北小野寺氏拘城は庄内領主清水大藏太輔義之受取て御當家へ渡さると云。○仙北にて山田、西馬音內、松岡、深堀、今泉、西野、鍋倉、川連、稻庭、三梨、黑澤、楢岡、本堂、堀田、梅澤。○秋田にて豐島、豐成、豐卷、太平、八柳、新庄、岩木、五十目、馬場目、山內浦受取の式なきなり。仙北三郡は慶長五年戰爭止む。大森故城に誌すごとく、五年十月二十三日清水大藏太輔義之、楯岡豐前守滿茂、鮭登典膳正綱、台命により大森城攻の時、人數を解て其領地々々へ軍兵を引揚る。同六年戰爭の事不見也。同七年常侯左中將義宣公常州より遷封、秋田六郡小野寺義道を始め一族流罪、或は家臣邑食の輩落魄す。最上臣楯岡滿茂等は邑を遷し、由利の內秋田實季の領中を沒收有て常州佐竹(侯)公舊臣の宍戸の地を實季に賜るなり。○〈考るに、天文以前の兵革は誠に亂戰止時なし。天文年中に至りては羽州に最上、天童、大梵字、武藤、小國（一本に細川）の一黨、仙北に小野寺、六鄉、楯岡、角館。秋田に城介、淺利、太平、由利十二黨舊好の交りを結ひ或は怨敵の恨みを構へ、壞亂既に極る。士民に至る迄鋤鍬を抛て干戈を動かし爭はさるの地なし。武威盛んなる將も忽ち衰へ、兩領の內に子孫長く斷絶の族も多し、盛衰轉變すること怪きなり。萬兒傾き慶長五年爭戰止み、同七年神君の政務により義宣公封を遷て靜謐となる。六郡此年までの騷動いふへからす〉。同八年八月、比內押へ赤坂下總守朝光を秋田殘士二千人程の責來るを討捕これを退く。秋田郡米內澤故城に誌す。

同年十月大阿仁一揆起る。明光馳向て退治す。同十月、仙北郡六鄕義重公の館に仙北殘黨の者千餘人押寄る、是を退く。六鄕故城の所に誌す。同年雄勝郡役内村有屋峠の街道を止らる。院内杉峠の道になるよし。湯澤給人故實書有、御國移の時關東より家臣下り召出さる。三年過て來る者は召抱へすと、院内雄勝に於て御札を立てらると云。

秋田城

慶長八年癸卯土崎湊故城壞地褊小にして不レ足ニ以容セ衆、且要害の地にあらす、五月地をトして南東久保田の鄕神明山に新城を築く。

或說に曰、久保田と唱ふることは、秋田郡久保田保音(ほと)の村に久保田と云ふ字の田地ありて、其の田地並ふ所なき上田にして其米六郡に勝るなり。此田地の字の唱なるへし。神明山は神明の社あり、本體石にして今は上野權現の社内に遷る。

同九年甲辰八月廿八日、久保田丙午新城經營既に成て移り玉ふ。秋田城といふ。本朝百四十八城の内なり。義宣公、若狭の祖にして御世系は鎮守府將軍源賴義公より出て、第三子刑部甲斐守新羅義光は公に廿一世の祖なり。秋田城は、山城にして平地より高きこと八丈餘なり、流を引て池となし、河を隔てゝ市と爲す。其繩張規矩準繩にして暴を禦き民を安んす。誠に武備のゆるくすへからさることを知らす。且

先時戰爭の餘を承て民人流散、土地曠蕪する所の流民を招て水利を興し、開レ田數萬頃將士を指揮し群盗を驅夷け、民に兵器を挾む事を禁す。山に坑して金銀銅鉛の利を獲、海に貧りて魚蝦鹽石の饒、材木勝て用ゆへからす。禽獸勝て食ふへからす。仕ふる者は祿を世々にす。卒伍以上には采地を賜はり、官冗員なし。而して政事治り國用足りぬ。

秋田城道程方角

武州江戸へ百四十三里餘、奥州津輕領子の方弘前に至つて四十九里、奥州南部寅の方盛岡は廿七里、同仙臺は辰の方國分郡へ九十里、羽州新庄領は巳の方、同由利郡龜田は午の方九里五丁、同矢島は巳午の方、右の方位にて隣國と境するなり。

凡本城は東西六十五歩、南北百二十歩。卯辰に表門あり、卯寅に裏門あり、北に帶曲輪門あり、西兵庫に出る切戸口あり、戌方埋門。二の丸本城より三丈六尺程低し。東を東門といふ、上中城追手へ出る虎の口なり。北門と云あり、山の手に出る。同帶曲輪兵庫へ出る路あり。帶曲輪門より下中城へ出る、北に別廓八幡宮稻荷の社あり。東西六十四間、南北三十四歩。治承四年十月十二日、兵衞佐源賴朝祖宗を崇せんかために小林郷の北山に宮廟を構へ、鶴岡祠を此に遷す。佐竹中祖右京大夫（一本中將）義仁公圖畫を能す。私に鶴岡八幡大神の神像を寫して常州太田の城裏神宮を建、小八幡奉祀す。義盛公城外馬場の邊

神殿を建立祀するは大八幡、義宣公秋田へ遷請して此の郭には小八幡の社を建、城の外に大八幡の社を建る。北の丸と云曲輪あり。西に兵庫の曲輪あり。北南百二間、西東四十二間、寇賊を防く處の兵器を貯、國民を守護する所なり。上中城、二の丸東門より出る郭慶長年中に一族諸將の輩の屋敷となる。南の方は追手の門と云、北は追手北の門と云。下中城は二の郭帶郭門より出る、慶長の屋敷わり南を搦手の門と云、西を穴門と云。此門は湊故城門を造營のよし巴の門あり。手形山の手二の丸北門より出て、八幡社郭の取續き切通し長橋坂下り北の丸に至り、八幡坂と云虎の口の坂あり。追手北の門より出て此郭に至り、南に手形數町に至る虎口あり。北は手形虎口と云て六供(ろくく)町へ出るなり(右三郭を以て本城二の郭の東南北包める所の郭なり、故に三の郭とも云ふへきか。)

外郭の内、長野の町追手門より出る。西は土手谷地町と云、東北は手形堀端へ出る。東は富士山口と云ふて長野町より赤沼へ出る同坂あり。同郭谷地町(土手谷地町中谷地町)元和六年庚申四月八日に屋敷割有り。北は廣小路、南は長野町より至る。此町より古川町、土手長町まて同郭にして通路移り(マヽ)にあり。同郭根小屋町三町、昔は藏の根を堀りし小屋かけ土民居を以て唱ふ。元和六年四月廿三日屋敷割になる。同郭長町四町、同郭穴門古川堀端、東根小屋町、南に虎口あり。追手二の門と云(虎の口門とも云ふ)長町末丁、龜の町に移る。虎口古川町口と云。穴門より五十手違にて鷹匠町へ出る。土手長町西に土居あり、川を隔てゝ商家の町を出。古川は寛永八年七月朔日より同十日の間に、仁別奧山の流れ添川より古川町へ流るゝを

堀替功なるよし也。人は商家に課て、表口四間の家より一人宛出さしめて是を掘しむると云へり。外四郭龜町四町（追手二の門古川口より移る、追手三虎の口）東土手町追手二の門移り、北の方東の口を川尻口と云。南の方東へ出る口を椙山口と云、南に追手三虎口、西土手町は古川口より移り、西は商家町川土居隔〇手形數町土居堀の要害もあり。手形と唱ふる事は、往古土民住居の故なるや手形村と云ふ處あり。寛文六年八月廿二日新屋敷え出るなり。同本町に互土居口を大澤口と云、添川口と云あり。手形一圓は城の東北を包む所の地形なり。添原、中島、北の丸、臺所町、御鷹匠町等の數町は城の北と西へ少しかゝり、北の丸或は兵庫郭を包み、土居川を限て繩張なり。保戸野數町は久保田と保戸野村と土民の住居、是を割て士屋敷とするより唱ふるか。中嶋、鷹匠町等を包み大所なり。但郭繩張の外なり。長野下數町は長野町、南谷地町より根小屋の南土居堀にて隔、郭の外なり。同下新町は、延寳元年丑三月廿三日士屋敷となる。築地數町は長野下より續き郭の外なり。延寳元丑年屋敷わり、同四年卯四月移る。椙山數町は椙山村と云ふ士民住居の村あり。築地、龜の町につゝき、愛宕下新屋敷は椙山のつゝきにして川邊郡なり。保戸野、椙山足輕町は寛永六年八月十月とわり渡さる。

商家町、士屋敷と川土居を隔つ。大町三丁、茶町三丁、龜町上下二丁、米町同二丁、田中町、柳町五町目、刺物町、鍛治町上下二町、酒田町、戸嶋町、城町、鐵炮町、十八衆町、四十間堀町、新城町、馬口勞町上下二丁、川口町上中下、米澤町、十軒町、通町、五丁目横町、上肴町、下肴町、一丁目より六丁目まて川端軒を並

へて住居す。其西は諸寺院なり、是を寺町と云ふ。
慶長九年辰二月、東海道及越後、奥州等の諸國に一里塚を築かしむ。一里三十六丁と定め五月下旬に功終る。同十二未年、雄勝郡院内蓮上銀駿河へ納む、使者信太兵部少輔。同十四酉の年國老澁江内膳政光、比内十二所境沼山金山、大館境赤澤山札立場巡見、沼山にて南部より金堀葛原表南部者入込み徒をなす。十年に南部家の相樫庭安房政光と贈答の文狀あり。同十八年丑四月、澁江政光秋田六郡を檢地せしむ。同十九年寅四月台命により越後國に赴き、高田城をきつかしむ。豊臣秀頼攝州大坂に據り恢復を謀る。大祖大宗諸國の兵を以て是を圍む、義宣公是に從ふ。攝の今福表へ十一月十七日着陣して、同しく廿六日城の部將矢野和泉守正倫を殺して持口今福の柵を破り是を守り、日晩に及て士卒飢氣撓めり。城の部將木村長門守重成衆を勵し突撃す。味方の部將澁江政光及穢士九人、家臣六人討死す。其柵を破る。戸村義國、大塚九郎兵衞資郷、信太久勝が力戰して城兵を退しむ。城主和談有て圍を解き惣軍を曳揚る。元和元卯年再ひ大坂の城を諸國の兵を以て圍み、四月落城す。

或說に。御領内何年の惣人數其眞僞知らされとも之を記す。
千六百十九人邑食月俸の侍　二百人歩行　二十五人同　二百八十人鷹匠馬乘茶道の類　三百三人鎗の者　千百十八人足輕　二千四十五人在郷給人　五百四十五人在郷足輕
合六千百三十五人。
十九萬八千人　是は家中の男女幷城下町人坐當の類男女共
十七萬三千五百五十三人　仙北、平鹿、雄勝三郡の男女

十四萬千五百十二人　秋田、山本、川邊三郡の男女
二萬三千七百七十一人　秋田、久保田男女
千五百人　土崎湊男女
總人數合五十五萬二百五十六人（マヽ）　六郡人數、寺住僧共に。

同八戌年最上源五郎家信公領地沒收せられ、本庄領支城を受取の台命あり。同將隊士卒共に三千餘人由利郡に赴き、百三段の地城下境に近きを以て引替の願濟、十月十二日仙北郡川邊郡の內引替の代地に向らる。同九亥年台室家光公上洛、義宣公上京騎馬五十騎雜兵千五百人寛永元子の年四月本多上野介正純、同出羽守預る。五月一日大澤口より二日横手へ着、須田美濃盛秀所司代に預らる。九月廿日廿一日、卒九百人足輕三百餘人太平山の下獄あり。二月十五日秋田城破損普請の事江戸老中永井尙政、井上正就、土井利勝、酒井忠世に訟て此日奉書至る。同三寅年五月廿二日、台室上洛に付義宣公、義隆公上洛。同六年巳年江戸御城の石垣普請台命あり、小場義成、梅津憲忠、菅谷隼人、岡三郎兵衞是を勤む。同七午年五月十日、預人本多出羽守卒す。同九申年六月廿五日久保田大洪水白髮水と云ふ同十酉年六月巡國使分部左京、松田善右衞門、大奥寺平十郎來る。七月義隆公檜山、比內、八森境巡見ある。同十一戌年三月十四日、預り人竹中筑後卒す大悲寺に葬る九月廿一日秋田城炎上、同十二亥年十二月十五日秋田城普請終りて移る。又三月、預り人本多上野介正純卒す。同十三年子年江戸堀普請手傳の台命あり。同十四年丑二月、切支丹一揆三萬七千餘人燒殺す。嶋原落城其地へ使者田代十右衞門行、同十六卯年、山中切支丹山狩の檢使大館士

中田又右衛門、安上三左衛門、杉山彌右衛門、足輕廿人、十二月籠谷村一軒家あり居る。南部檢使大地村に居、十四日山狩の事示合、十三日の夜南部より三百餘人押掛、秋田檢使鎗をして袈裟掛坂にて追返す。此事十七年江戸へ達す。青山大藏、朝倉石見、嶋田迷也、神尾備前取扱南部家老令して秋田檢使にて其類死罪す。四月黒澤角右衛門、大澤彌五兵衛南部森岡へ至り、七日切腹島田玄蕃、和田五郎左衛門、相馬嘉兵衛檢使をなす士民成敗五人同十八年巳年大館三十切腹鎗にて向へるの罰を以て江戸申扱方より強て切腹の事を云へりと云寛文九酉年八月七日奥州松前へ夷蜂起、加勢軍勢士卒令二百六十八人催さる。其地尋問に小川九右衛門行。同十戌年五月廿三日遊行上人龍泉寺到著八月十九日庄内へ移る同十二子年矢嶋領寺館尻引村と仙北郡强首村、龜田領江原田村、北野目村と南所に境論あり。江戸より檢使御手洗傳右衛門、中山茂兵衛八月十三日到著。延寶元年丑八月十三日、天下姥と云女久保田町宿へ來る。同五巳年南部御境十二所大館と公事、檢使設樂市左衛門、同源右衛門、中山茂兵衛四月十六日論所に到着、同廿八一本廿九日出立。同八申年仙北郡峯吉川村と矢嶋領寺館尻引村地堺論、檢使松平清三郎手代眞平小次郎家來到著。天和元酉年十月朔日、巡國使保田甚兵衛、佐々喜三郎、飯川傳右衛門久保田へ到著。元祿二巳年七月朔日、津輕一門津輕兵庫、同源之丞一本、造酒之丞妻子とも家臣六七十人にて境を越て來る。八月十五日返さる。同十三年辰九月、龜田御境目八澤木論所檢使久保田長五郎、須田三郎左衛門到著。同十五午年公事再ひ起り、五月六日檢使瀧野十右衛門到著。同十六年未年、義格公幼君に依て江戸より御目附齋藤治左衛門、戸田三郎兵衛十月廿一日到著。同八亥年、南部八戸の主南部遠江守家臣山本

郡鶴形村にて人を殺害す、是を武頭那珂庄兵衛、目付金澤茂太夫をして境出士深井にて渡す。右の者切腹す。檢使には信太小右衛門（境目奉行）樋口市右衛門（前に詮義役なり）四月廿六日南部へ行。寶永元年申十月廿一日江戸刀根川普請手傳を蒙る。同三戌年四月遊行上人來る。同七寅年六月三日、巡國使細井佐治右衛門、新見七兵衛、北條新右衛門久保田到著。享保二酉年五月廿八日、義峯公國治により巡國使有馬内膳、小笠原三右衛門、高城孫四郎（一本に三）大澤口より來る、六月三日久保田町一宿、當君旅宿へ入らせられ對面。同六年丑丹羽正伯藥艸見分の爲江戸を出、七月五日大澤口より久保田へ到著（仙臺へ移る同八日）南部大地村甚十郎（士民新澤村邊鐵砲うち捕らるゝなり）國見知周、大和衛士物（頭）をして南部へ返す。川島杢左衛門、宮田瀬兵衛（南部武頭）札立場境にて渡す。同十三申年五月二日遊行上人來る。同十八丑年、江戸御堀浚御普請の御手傳の台命あり。元文四未年五月、奥州仙臺領海面異國船漂泊の聞えあり、尋問の爲岡見知愛、同十五日仙臺へ赴く。

六郡處々守護

雄勝郡院内　秋田城より三十里七町三十歩、新庄領最上郡及位村へ三里、湯澤へ三里三十町四十間、慶長七年遷封の時箭田野安房守義正關所を守る（義正は奥州岩瀬郡須賀川領主二階堂遠江守の一族なり）其子四郎左衛門行貞代故有て久保田に移る。眞壁右衛門幸幹是に替る。寛文十二年子十二月、其子行正眞壁に替り院内に移る。延寶八申年三月廿一日行正院内を去り、大山因幡義武（一本考）を替らしむるなり（大山氏は佐竹十一世右馬頭義篤三男義孝と云ふ）休みの本陣あり、

南北五十間東西三十間、侍屋敷、内町、田町、新町。**同郡湯澤**　秋田より二十二里四十丁、横手へ四里卅二丁卅二歩、慶長七年遷封の時より南左衞門義種を置しむ（祖は佐竹十七世義舜三男三郎左衞門義里と云、南家の祖なり）其子義章の姫君、義隆公の室となり玉ふ。屋敷南北百歩、東西百三歩。侍屋敷、南館新町、同上町、同下町、同荒町、内館町、荒町、根小屋町、金池町、大工町、新町。**平鹿郡横手城**　秋田城より十八里七丁三十六歩、金澤へ一里三十二丁三十二歩（一本、三十歩）角間川へ三里十七丁三十歩、慶長七年に伊達三河守盛重を居らしむ（伊達左京大夫輝宗の弟なり）同八年九月三日川井伊勢守忠遠（國老）澁江内膳政光を、徒黨を結んで害するの聞へあり。横手の城へ使を赴かしめ人見通國、弟通貞に命して誅さしむ。梅津政景側より刺殺すと云ふ。同十四酉年大塚權之助某、須田大藏（美濃守盛秀の子なり）を殺害して自殺す。元和八戌年切支丹宗七左衞門を捕ふるにより、徒類六人横手城へ來て七左衞門取返す。相爭ふて疵を蒙る給士あり。其類二三十人横手町へ來る、捕て殺す。八月四日所司代伊達左門宣宗（東中務義久二男盛重養子なり）右の致方あしきにより改易、須田美濃守盛秀の子八兵衞盛久をして横手城代に居らしむ（佐々木氏なり。奥州須賀川二階堂遠江守盛義長臣士岐佐々木兩家の執政なり）寛永元子年五月、預人本多上野介正純を盛秀、盛久父子に預けらる。正純居る處上野臺と云ふ。同十二年三月正純卒す。寛文十二年子の七月十九日戸村十太夫義連、須田主膳盛次に替らせ横手城代とや（戸村氏は佐竹十四代中祖義仁公の第三男義倭なり）元祿十六年未六月廿三日、義處公（六十七、徳雲院殿）横手城に於て逝去。横手城は山城にして横矢掛桝形櫓は地形に備、要害の地なり。下根岸、上根岸、羽黑、同新町、嶋崎、足輕町、表町、川端町、厩町、御免町等に戸村氏向氏組下の侍屋敷あり。慶長年中より向

清兵衛政次より代々久保田城下に住居して横手羽黒町給士を預る向氏祖は飛驒國三木氏二男小鷹狩飛驒守と云。同郡角間川　城下へ十四里廿五丁、大曲へ一里二十五丁十間、梅津氏代々給士を預る梅津氏の祖憲忠は攝州大坂の合戰に軍功あり、台家より感狀並信國の腰物を賜ゝ、比類なき働粉骨の至りとの感狀なり○上村町、四ッ村町、大館町、裏町、中村町、同裏町、下村町、新町給士、梅津氏は城下居支配す。仙北郡刈和野　城下へは九里、澁江氏城下に居住にして預る祖は野州小山一族荒川秀景の子澁江を嗣內膳政光、國老也。攝州大坂にて討死。給士三町に住す。休み所あり、南北五十七間餘、東西四十六間三十九步。同郡角館　城下へ十五里三丁廿九步、境村へ六里十一丁廿五步。慶長七年蘆名主計頭盛重か守護す祖は奧州會津城主佐竹義重公か二男なり。孫千鶴丸、承應二年壬六月十三日四歲卒、跡斷絕なり明曆二申年、北河內義隣諸司代に移さる北家祖は佐竹十六代義治公の第三男北左衞門義信と云居住の地北南五十八一本四間東西五十間、侍屋敷表町、裏町、勝樂町、步町、小人町、谷地町、山根町、河原町、菅原町、下田町、新町、竹原町、藏屋敷、鹽谷氏組下士を預る。慶長七年に鹽谷伯耆義綱、秋田郡十二所の諸司代なり。延寶七年七月南部境論聊故有つて伯耆重綱眞綱ともあり角館に移されて組下を預る。天和元年今宮攝津守義都故あり大館佐竹義房に預らる、其節重綱支配す。北家義隣、義親と改、其子義明代元祿年中式部少輔義都家來廿四人組下に成。秋田郡大館城　秋田城へ卅二里四十四丁十間、釋迦內へ一里五丁六間、奧州津輕領碇ヶ關へ六里九丁五十七間、扇田へ一里十九丁四十五間。慶長七年九月小場式部義成を置しむ祖は佐竹第五世秀義公の庶子南酒出義久と云。中祖佐竹十一代義篤公の庶子大炊介義躬小場氏の嗣となり、萬治年中六郎義房佐竹石見と改なり。寶永五、二男に準して扇の紋幕、義の一字を賜ふなり。侍屋敷、三の丸、上町、長倉町、久保町、部無町、赤館町、片町、向町、櫻町、近藤町、下町、金坂町、裏町、八幡町、谷地町、新金町、坂町。同郡十二所　城下へ廿四里、扇田へ

二里四丁、土深井十三丁五十間。慶長七年瀬谷伯耆義綱を置く。延寶七未年奥羽境論決而以後、南部へ自分として交通の事により伯耆眞綱を仙北角館へ移され、同七月十一日梅津五郎右一本左衛門忠貞諸司代に來る。天和三亥年六月十三日、茂木筑後知恒をして代らしむ祖は小田筑後守知家三男茂木三郎知基、下野茂木城主の後胤なり。居住東西百四十九間南北四十間。侍屋敷、本町、片町、中町、上町、恚町すゝき二丁あり。一本に、芒町。 山本郡檜山 城下へ十二里廿八丁五十三間、慶長七年九月小場式部を置く式部は義成後松野丹後守綱高を置く。其孫彌五郎綱利再住後、多賀谷佐兵衛宣家を置祖は下總國下妻城主多賀谷修理大夫金子重經養子、佐竹十代義重公六男なり。一本四男。岩但馬守貞隆公なり松野茂右衛門綱武代り組下預り、久保田に住居。 土屋敷、新町、御堂町、赤館町、田町、足輕町。

秋田郡土崎湊古城 土浦に湊あり

土浦湊の古城は秋田九郎友季の居城なり。城介愛季の舍弟友親が子なり。幼年にして父に後れ、伯父涌本五郎脩季後見して成長す。脩季屢々城介實季を亡して秋田を押領なすへき叛逆を企ることを勸む。友季之を聞入れ、俄に湊城邊三ヶ所に要害を構へ、堀を深くし、柵鹿垣を二重三重に付て櫓掻上け、軍兵を集め、粮秣を運び入る。此の企、押領司東太郎實季へ聞へける故に征伐の兵を催す。其輩には比内忠四郎實泰、岩倉右一本左近、秋田兵右衛門、同三郎五郎、同與市、安藤備前守季治、馬場目五郎季宗、浦村五郎義包、同九郎義親、比内の城主淺利兵部少輔則頼、同與市則祐、片山駿河守、山田山十郎、松橋刑部、十狐

次郎、阿仁の住人嘉成播磨守、同多兵衞、同十兵衞、同右馬頭員淸、五十目の住人藤原內記秀盛、同七郎、大高甚助、船川仁兵衞、鵜濟長右衞門、上杉半左衞門、堤五右衞門、工藤十藏、鎌田河內、瀨下安藝守、佐々孫右衞門實定、安東傳七、度會助右衞門、砂越勝兵衞、間兵右衞門旗本に備へ、軍師には秋田九郞、同乙兵衞、同久五郎、武田十右衞門、同勝五郎、常葉下總守、都合三千八百人土浦の城へ押寄、斥候を以て敵を窺ふに下刈、新關の近邊まて出張の備見ゆるの由。實泰の將新山將監、大川左衞門鐵砲弓を以て迫合、湊勢同しく輕卒を迫合ふて後鎗合せ、太刀打となり時移る迄戰ひける。男鹿の住人岩倉左近か臣兒玉勘解由護虎、强弓なるか要害二丁隔て火矢を射、役所々々に火かゝり煙り天に上る。湊方此手の軍將湊貞心齋、蛭川舍人、船川猪右衞門等三十餘騎悉く討死す。實季、軍に勝利を得翌日は湊本城近く陣を張り、鬨を上け玉箭を飛はして責め戰ふ。城中より岩城半治、神宮寺掃部介、濱田久左衞門、佐澤小三郎鎗を以て突戰し、寄手を追崩して城中へ兵を引入る。岩倉左近、秋田與市三百餘人湊勢を橫合に旗を進め、城主友季大勢をして突て出る。寄手戰負て本陣を引退く。豐島勘甚一本十郎重氏、實季へ味方の援兵をなし、明日南の砦を攻落さんと示し合せ、其翌日東雲の頃に西北の寄手一同に攻付く。互に鐵砲、弓にて迫合すること嚴しくして討死手負尤多し。故に攻口窄たり。涌本五郎脩季、寄手の後より玉矢を飛はして切てかゝり濱手を固む。五十目秀盛、安東五郎季宗、浦村義包か備へ五郎に追立てられ崩れけるが、城中より大將九郎を初め步卒騎馬武者突出、實季人數討崩、新庄藏人、秋田與市は殿して敗る。勢を引

する城介實季敗軍して大川に騎馬卒を百六十人殘し、檜山に人數を引取納めるなり。南の寄手豊嶋勘十郎重氏、同玄蕃豊巻、安藤備中守季林、近藤豊前將として五百餘人、八柳兵治郎、岩谷十次郎等寺内山に押寄矢玉を飛して攻合、湊勢北なる山の半より横合に打込、豊島敗北す。故に人勢を引取る。湊にて南攻口の敵を討退、首實檢の式嚴重に取行ひける。其翌日城介實季再ひ兵を催し湊を責らる。大久保表へ比内忠治郎等と實季八百餘人の勢、北野表へは館岡、船川の輩天神社前に陣を張る。湊の南表へは太平、豊嶋、豊巻等寺内山に陣を取る。土崎の北表追手の寄手鬨を作て玉矢を飛はし互に攻合、北野の陣へは涌本五郎出合矢玉卒の迫合、實季旗本より嘉成右馬頭を援兵となす。劒鎗をして合戰なしける處に扇田の城主淺利兵部少輔、去年脇本攻の頃より實季と不和の事有て湊の味方ならんとして今北野檜山陣へ押來り、陣の後を討事急なり。忽ち檜山勢敗軍す。涌本、淺利勝軍をまとめ湊の後詰をなさんと人勢を押す。城介實季は前後に敵を受て勝利踏止りかたしとて、大久保に人數を引取ける。湊城主九郎友季、淺利、涌本に合して大久保の敵勢屯を追拂へしと、其兵猿ヵ鼻を前に當て陣を取る。檜山勢三日是を攻て破れす。嘉成右馬頭貞清年十八、敵の中へ乘出し勝負を望む。武者一騎湊方より出て疵を得て退く。次に武者五騎出けるを、檜山方より大川左衞門佐一騎出て五騎の者と突戰して勇を振ひ、大川氏は辻橋太と云鐵砲上手に討る。夫より互に陣血芝流戰相引く。城介は檜山城、淺利、涌本は湊城に兵を納む。寺内の砦には湊より神宮寺掃部之介、濱田久左衞門、岩城半治千餘人、後詰に太平、豊島、

八柳、高岡、泉、藤倉等千八百餘人なり。兩陣五日間屯張戰ふこと甚し。風烈しく吹て砂を吹立、火煙の如し。竟に湊勢敗れて退くを追かけゝる。岩城半治南の山に鐵砲を置、玉を飛はすこと阜螽の如し。是を痛て寺内の砦へ人數を納る。年曆を經て城介實季、土崎城を攻るといへとも軍に利を失ひ味方討せし故、由利、仙北へ加勢を乞、實季都合人勢四千餘人大久保に陣を取り、仙北、由利の輩海陸より其勢二千人、湊には陣取ける。三方の寄手城郭を圍み、鬨を作り、天地も崩るゝはかりなり。一日の内に三ヶ處の要害を攻落し、湊町の郭へ攻付ける。實季の先手新庄内藏助、岩城半治、大川佐七郎五百人攻入れは、湊方馬行（やらい）の中より弓、鐵砲雨の降る如くうち出せは、寄手死人多き處へ涌本脩季大手門より突て出戰ひけれは、寄手崩れて逃走る。涌本是を追はすして城中へ引かへす。夫より砦等に於て迫合戰ひ、互に勇を顯すなり。然る處に由利郡矢島五郎、大江滿安加勢として實季に加る。而後段々攻口定て城へ詰寄せたり。矢島五郎先手を望攻戰、城中よりも涌本五郎を始として蒐出。矢嶋兄弟鑓の穗短く三角に太く、柄の長さ一丈に筋金を渡し、鐵の棒にも劣らす具足も突通る。湊勢も戰負て退んとするを付入城へ乘込むなり。太平もやかて續て入り處々に火をかけ燒立けれは、術盡て方々へ落行ける。大將湊九郎友季、涌本五郎脩季僅の從者にて涌本の城へ入にける。城介實季は、檜山城には舍弟比内忠二郎實泰を居置て湊の城に移り住城となし玉ふ。

天正十六年、城介實季を小野寺遠江守義道の攻ることは、太平の城主永井左近將監大江廣治、實季の幕

下なる處に湊城に從はす、却て仙北の義道に語て攻さする故、義道兵を向るに於ては廣治も兵を以て實季を伐んと示し合、其の日限に及て仙北の兵刈和野迄發向す。時に、八口内尾張守平定冬俄に飛脚を以て、最上の臣鮭登典膳大將として大勢仙北へ攻入らんとすと告たりける。義道嫡子藤太郎光道、八柏大和守軍奉行として多勢を分て向らる。義道は刈和野を出立秋田境に押寄る、其勢三千人、白瀧長峯に陣とる。城介實季も三郡の勢を催し、境まで出張す。閏五（一本二）月三日、仙北勢船岡川を渡り唐松の野に張陣す。義道の先手西野修理之介道俊と秋田の先手と巳の刻より鐵炮の迫合ひ、秋田勢左右より淀川を渡し仙北勢を三方より取卷て討んとす。仙北勢は弓手馬手に山を構へて開き合せん便りなく、先に進みし者大勢入戰て討死す。跡の者すこし退き定場取んと山の手へ引上くる處、秋田先手岩倉、堤、佐々、楢岡短兵急に討、仙北勢混曳になす。白瀧峯迄崩れ曳す。太平廣治は援兵に趣けるか、由利の軍將に擊れて大敗して戸嶋の山路に入にける。義道は高寺、刈和野の間に陣をそ取られける。城介實季は白瀧長峯に備玉ふ、互に戰ふこと度々なり。爰に仙北方六郷長五郎正乘兩陣に和を入和睦をなさしめ、小野寺義道の勢大森萬五郎を城介實季の養子になさしめ、大江廣治二男仙鶴を實季人質に出さしむ。慶長五年關ヶ原の合戰、秋田城介實季陣代に一族を登せ湊居城に居る。其故にや常州宍戸へ封移され、如何なる故にや勢州朝熊へ流人となる。嫡子河内守俊季、奥州三春へ國替（傳前に記す故に畧す。）慶長七壬寅年常侯左中將義宣公常州より遷封の時、九月十七日此の土浦湊城へ至り、實季の臣湊兵右衞門、岩倉左近城を渡

すと云。同八年九年と此城に居玉ふ。九年八月廿八日秋田新城へ移り玉ふ、後湊城廢す。凡城地を見るに甚た海邊に近くして數步隔ニ海陸一西より東に平地、故城跡堀のかたち見ゆるなり。或傳說に云、湊城に兵右衞門、左近上下四十人程にて居り、八月二日巳の刻和田安房、川井伊勢、白土大隅午刻に城受取り、九月十七日義宣公著城迄赤館の士二十五人、長倉衆と代り合々々五日五夜つゝ、城番を勤むと云ふ。

秋田郡太平故城

太平故城は太平左近將監大江廣忠なり。初め八郎五郎廣治と云、其子源八、仙鶴二男あり。仙鶴は城介實季の側に仕ふるなり。廣忠の父播磨守と云。廣忠邪欲深く生れて亂世の間に有て親族と戰ひ睦しからす、城介實季の指揮も度々背き、六鄕氏の計ひに仙鶴をして實季に仕へしめて後背かさる也。廣忠は豊嶋勘十郞重氏には一族なれとも、羽川小太郞義植奸賊の進めにより重氏か戶島の城攻落す。重氏兄をして軍將とし、自ら先手となり廣忠を攻めんと兵を催す。大江廣忠境を破れては利あらすと、兵を率ゐ境へ陣を居る。豊嶋氏軍評に大手攻口川尻を打通り手形山に陣取、一手は太平の搦手へ廻り攻へしとて豊成、豊卷の兵卒手形山櫻山に向ひ陣を取、大手の攻口破られんとす。大將廣忠を始め嫡男八郎廣保、櫻田小柳二分一分各務、栗飯原の兵卒大に防き戰ふ。且、豊島新內精兵を撰んて茂呂井の奧山より

難所を打越攻入る處に、太平氏一門柳田兵衛尉、同林清庵等砦をかまへ待ける折節、風烈しく怠りて居たる處に鬨を作り鎗先を揃へて突戰す。柳田氏は豊嶋新内と推子（すゝこ）（一本椎）山にて鎗を合せ討れけり。互に惣軍血戰して豊島は勝軍して人數を引取、以後新庄八柳は豊嶋太平か鉾楯のことを扱ひ、和睦をなさせける。慶長七年此城破却す。黒澤村支郷臺萱野村黒印高、外に太平若宮八幡の寄進の高四斗。

秋田郡涌本故城　脇本村にあり

涌本城は涌本五郎脩季住城にして、城地山城にして嶮岨なり。陸には八郎瀉を前にして後には男鹿島高山つゝき、一方は海上屛風の如く嶮岨なり。又一方は寒風山の岨中々矢玉も屆き難く、馬蹄も立かたく、足場のかゝりもなき要地なり。實季、湊九郎を攻討の間に淺利氏に令して船越の民家を燒立働くことを謀りけれとも、涌本氏忍の者を入れ是を察し、淺利氏を始め半途にして悉く討崩す。城介實季も大に敗れ、上杉半左衛門實定、武田重右衛門、同勝五郎、嘉成右馬頭踏止て殿し漸く引取ける。慶長七年城破却、故城北は寒風山つゝき、東は八里瀉なり。涌本村より故城の路に纔の庵室ありて五郎脩季の位牌を守る。賤しき僧住居す。

秋田郡男鹿の内北野浦村

私に云。浦大町の浦横町なるへし。雨村本一ト村にして高岳山社の邊に故城の跡あり。麓村雨村屋敷わり士屋舗のやうなり（一本に、男鹿の内北野浦村か又秋田郡の浦大町か之にも古城跡あり。）

浦村の城主は、三浦五郎義包と云て秋田實季の幕下なり。義包か叔父三浦九郎、秋田實季に浦村義包五十日氏の進めにより南部と一味して實季を討んとするの聞えありて、浦の領中を下し賜はるに於ては義包を討んことを望む。實季是を許す。士三十騎、鐵砲卒三十人、九郎に賜る。義包、浦本に行き北野の社へ參詣せんとて小具足の上に麻の羽織を著し、菅笠を冠り、若黨三十人中間共に五十人許りにて通りけるを、北野の邊にて九郎前後を取卷義包を攻討、終に討殺す。從者の輩一人も殘らす討る。浦の城に殘り居たる人數も大半九郎に一味多ければ、皆々遂に從ひける。九郎翌日浦の城へ入り、一日過て湊の實季の城に行き謝禮せんと鐵砲、弓、長柄、騎馬六七騎打せ夜叉袋村の邊に至りけるに、俄に風雨强く雷の鳴ること山の崩るゝか如く、雷落て士二騎身打さかれ死す。九郎在家に入、天晴けれは出てゝ湊にそ急きける。扨、五郎義包に弓、鐵炮をうちかけ、鎗を付し、者共子を失ひ、妻を失ひ、或はけしからぬ病を得て叫ひ死するあり。北野邊にては日の暮れる頃ひには鬨の聲冷しく、やれ口惜しやと喚ふ聲あり。依て義包を明神に祀る。一日市村の清原寺に社を建立す。遺恨や盡さりけん、九郎の妻子も死し、九郎も身に十四五ヶ處腫れ物を出し終に死するなり。義包か手を負ひたる所の如く、九郎腫物にて身破れ死にけり。城介か讐怨の靈甚しきによつて、一日市村に、義包の法名花嶽山心信公と云ふを山號になし

て花嶽山石頭寺を建る。三浦兵庫盛永は湊九郎に一味して城介に逆はり、石岡主典、松田、小野寺三將に命して討しけ。竟に盛永自害す。義包（千代若盛季九郎）父盛家討死して年二つ也。臣左衞門之助享祿二年歲七つ、坂田湊へ落て後秋田愛季公罪を謝し恩免を蒙り、男鹿の內浦の城舊地三百町賜はる。押切と云所に住し玉ふ。後舊臣の小內田甲斐守、主君五郎に逆ひ勘當を蒙り、謀叛を企て城介愛季へ義包謀逆を企ると讒言す。城介も實と思ひ、則小內田をして義包を討へしと命せらる。義包も使者と同しく元文九年十二月廿七日湊へ來る。路に小內田兵を陰して永樂寺（一本に永覺町）の邊にて鐵砲を以て討取なり。則首を城介實檢して、其賞として浦の城を賜はる。安東兵部には岡本村を賜ふ。小內田甲斐守、同喜四郎浦へ行かんと下刈村の邊を通りけるに、五郎か怨讐に殺さる。

慶長七年城破却、寺中に社堂を建若宮權現と祭る。今に十二月二十七日祭日なり。予是を拜するに、御長二尺程の座像なり。位官(ママ)の石服にして御年若に見ゆる。常侯義宣公治國の時、鷹野晝食處となし玉ふ。日、石頭院の住僧光山和尚に寺號を尋ね玉ふ、公曰く、清原頭と云本(ママ)東あり、今より花嶽山清原寺と唱ふへしと云ふ。

秋田郡米内澤故城 米内澤村にあり

米内澤の故館は、嘉成常陸介資清嫡子右馬頭貞清住城にて、貞清は大館を南部左衛門尉攻取て之を領し攻戰討死す。資清は南部勢を追敗り、竟に大館を攻取なり。慶長七年常侯義宣公秋田へ遷封のとき、赤坂下總守朝光受取て城を守護する。同年八月秋田氏の舊士共赤坂朝光を攻伐んとす。一揆の輩には淺利伯耆、同法及入道、同く東馬允、花岡因幡、三屋民部、曲淵源助、澤尻久太郎、別所三郎、佐々木五郎、十二所與右衛門、輕井源五右衛門、中山平内兵衛、本宮小五郎、武田民部、同與兵衛、佐藤大學、同宮内允、十狐五郎左衛門、同喜右衛門都合二千餘人。米内澤赤坂氏を攻ると雖も、赤坂方には近藤内藏之允、同六郎兵衛、同杢、赤坂伯耆、忍大隅、川井若狹等常州にて武名を顯す處の勇士なれは、一揆の輩多く敗れ戰に利なきを知りて栖岡主馬降人に出、其の外齋藤和泉は池田五郎左衛門を討其首を携て降り、佐藤大學は同氏宮内を討取、杉淵數馬は杉花彈兵衛、飛塚久兵衛、芹田彌二郎三人を討取り降人に出つ。佐藤信濃、嘉成專右衛門、同美作、同四郎兵衛、碓石嘉太夫、大淵久兵衛、六人を生捕て首を刎、山崎と云ふ所に梟す。

同十月大阿仁の庄に一揆起り、朝光向て退治す。夏、新田へ朝光遷て居城す。後城廢す。

秋田郡比内庄扇田故城　扇田にあり

扇田の城主淺利兵部少輔則頼は清和源氏淺利與市義成が末孫なり。城介實季の幕下にて數代此處を領す。先に湊九郎友季が逆心に一味し、城介大勢を以て淺利が居城長岡を圍み責働といへとも落城せす、其内淺利か家人片山駿河守、今井安藝守、佐藤大學、齋藤、高橋杯といふ者を郎黨の堤五左衞門實宗を以て秋田に降り、長岡を討亡ほすへき旨を密に語らひければ、五人の者とも曾て其意に從はす。然るに志賀氏、大貫氏と云牢人を淺利則頼寵愛殊に甚しく、彼の者主君に邪慾好色を勸め悉く惡をなさしむ。是によつて譜代の者共諫言すれとも用す、故に皆々心離れ恨を含む。よつて片山、今井、佐藤、齋藤、高橋五人の士、堤氏へ内通して主君淺利を討たんと云事中迯りて軍術並に時刻を示し合す。淺利か良臣多くは逐電す。殘る所の人數を集め涌本へ落行て脩季を頼むへしと、嫡男則祐と長岡の城を出る。今井、片山等は則祐の徒なれは則ち檜山へ注進し、忠二郎實泰時刻移さす上杉半左衞門尉實定、堤五郎左衞門、三村九右衞門、笠原内記等を軍將として、淺利か落行半途綴子村に待居たり。則祐に從ふ者次第に落て纔なる故、佐藤新助宅へ入、日の暮るゝを待玉ふ。兎角根城へ歸り討死せんと馬を呼ひ乘らんとする所を、佐藤新助鎗を以て突き殺す。片山勘五郎、佐藤左六は是に於て戰死す。綴子の軍將共長岡の城

を卷、城主與市則赫出て突戰て自害する所を夜叉袋弟太郎討取ると云。慶長七年に城廢す。淺利氏範頼（與市、天文十九年庚戌六月十八日十狐村にて卒す）勝頼民部少輔（天正十壬午の年五月十七日に本城扇田長岡にて卒す。位牌、玉林寺と云寺に在）頼平（慶長三戊戌年正月八日卒す。三代玉林寺に位牌あり。）家老片山（本名江戸）傳彌、同横山（本名[illegible]）新左衞門、同新田（本名寺野）大學、納戸役武田（本名寺野）彌助、同大藤（本名伊東なり）新助、同妹尾（本名三上）嘉左衞門、膳番野呂（本名秦野）六兵衞、高橋（本名那珂）九左衞門、小性野呂（本名秦野）喜八、大小性工藤（本名根氏）三左衞門、小性横山（本名那珂）六助、同芳賀（本名中島）東八、同大藤（本名山内）新之丞、同芳賀（本名中島）東太、同杉澤數馬、同野呂（本名秦野）八十郎、同中村（本名野村）平太、同杉澤（本名小笠原）喜六。

秋田郡大館城

大館城は、秋田六郡三城の内なり。先には秋田城介實季の舍弟比内忠次郎實泰、比内の庄を領とし檜山城より移り食邑とす。實泰は奧州南部大膳大夫信直の婿なり。實泰の妻共日湯殿に入り沐浴せられけるに、冷ましき鬼形のもの窓よりさし覗くこと度々に及ふ、故に實泰に語る。實泰、則妻の如く沐浴しけるに何つもの化物出來る。國俊の短刀を拔、眞眉間を討つ。則ち倒れけるに古狸のわざなり。實泰つひに其年病死す。比内には城介實泰、五城目兵庫實乘、和田内膳を郡代として置き、忠次郎に南部信直婿引出物として鹿角郡三百町を贈られける。忠次郎實泰夫婦共に病死後、鹿角の地面を送り返すへきに一旦の理もなく南部信直取返したる遺恨にや、城介實季軍兵を催して信直を攻討んとするの刻、小

野寺義道、城介實季を攻らつべしと既に仙北境へ出るの聞あり。依て、城介は先つ信直を攻ることを止て仙北口へ出陣す。南部信直は實季に遺恨を含み人數を揃ふるの聞へ有により、幸ひ比内を始め人勢微ならん、此内に比内を攻取らんと先手は櫻庭兵庫、稗貫帶刀鹿角口より攻入なり。城介は比内の部將に命して防かしむ。秋田兵卒、赤坂に陣取敵を待つ。南部勢は白根西道を經て押來り互に鐵砲を迫合、而て武者の鎗となり、芝居へは血を流して憤戰し、秋田勢はついに敗れて大明神まて引退く。勝に乘て追來る處に秋田勢六十騎催し返突戰する故、南部勢は一ノ關まて引退く。米内澤常陸介血芝(マヽ)兵を以て追入らんと、阿仁播磨守、今は殘兵勞倦して玉矢もなく戟折し甚た勞兵なり、只引揚大館の城を守護せんと人數を集む。南部信直は赤澤大明神一ノ關まて切取て處々に要害を構へ、關を居へ人勢を置、南部にぞ歸陣しける。

大館城代五城目兵庫主君城介實季を恨むるのとき、南部の臣大光寺專右衞門、聊故有て住居なしかたく比内へ來て住す。則兵庫に逆意を勸む、兵庫も之に傾く。大光寺、舊主南部へ訴へける。南部の總軍、天正十六年九月三日三の戶を出陣して、鹿角郡を經て西道山を打越、赤澤大明神にそ陣を取る。大館一方の城代和田內膳は、五十目內心に逆心の企を知らす快く軍の評定を爲す。惣勢を荅み籠城す。南部勢攻寄すると城兵突出互に憤戰す。此間に五十目、大光寺は敵兵を城中へ引入、和田も軍慮盡て討死す。是に於て比內は則南部の手に入るなり。大館城には北左衞門信愛に與力百騎、輕卒百人を添置、信

直に三の戸へ歸陣す。年暦過て南部の拘、津輕二郡大に戰により南部より加勢を趣しむ。城介實季、南部は津輕動亂によりて其勢微ならん、其虛に乘して比内を取返さんと兵を催す。時に北左衞門佐か臣、民に課役を命し民皆愁恨み逆之折からなれは、嘉成常陸介館へ訟へ出味方せんことをいふ。實季へ是を告け出陣す。實季も軍兵を催し湊城を出陣す。北左衞門之を聞き、人勢を集め大館の城に楯籠り、寄手は阿仁の城主嘉成播磨守、同重藏、同運助、米内澤の城主同く右馬頭、檜山作兵衞尉、野代傳右衞門、船川仁兵衞を先手として押寄る。敵間近くなれは鐵砲迫合、兩陣武者奮戰す。信愛横合より鐵砲五十挺連ねかけ、其騷立噸合に北彈正か與力百騎横合に馬を入れぬ。是に於て秋田勢敗れて追崩さるゝを播磨守、右馬頭は敗兵を集め、右馬頭自ら大刀打して敵の鎗に中りて死す。猶追崩され阿仁境まてくつれかゝる。是に於て亦奮戰す。兩陣勢飢に及ひ互にさゝへ合居たる處に、阿仁常陸之介子、右馬頭討死を聞機の新手を以て馳來り突戰す。南部勢は大に戰ひ敗れ、大館は此隙に士民とも攻落し、能代城代大高傳左(右一本)衞門旗を押立防くゆへ南部勢は白根西道へ引退く。北彈正は殿し、播磨守と鎗を合せて討死す。此時城介實季の大勢押つゝき堂々たり。信愛は鹿角にそ引取ける。實季は比内に一族老臣を置湊の城へ歸陣す。秋田勝藏を置、彼邑を食すと云。慶長七年左中將君遷封の時、大館城を秋田勝藏より赤坂朝光受取る。同年九月、小場義成山本郡檜山城より移さるゝの時士民數輩一揆す。時に、義成に一向宗淨應寺味方をなす。則、其僧一揆士民へ説盡て義成の下知に從はしむ。侍町は前に記す、故に略しぬ。商

家馬口勞町、中町、大町（一本新町）柳町、同新町、鍛冶町、田町、大工町。寺院禪宗宗福寺、同玉林寺、淨土宗一心院、一向宗淨應寺、日蓮宗蓮正寺、眞言宗遍乘院、六供行人法泉寺。

山本郡檜山故城　霧山の城と云

檜山古城は、秋田押領司秋田城介安部實季の居城なり。安部貞任の二男貞季か苗裔にして、城介愛季か子なり。曩祖兼季は奥州津輕十三湊へ居住、康永の始足利尊氏卿より秋田比内三郡を賜り、實季迄二百餘年此處に居城して處々に要害を構へ、境目支城へは門葉の家臣を籠置き國を守民を治む。實季は性本六義を嗜、詩は李杜に追逐し、歌は藤原氏の傳に本つき、身は武林に生るといへとも思を花鳥風月に寄する。書を能くす。世上今に至て貴重す（或云右大將頼朝の時、元久元子年城介康信を秋田檜山の城代と爲し玉ふ）天正の間に、土浦湊秋田九郎友季は逆意を企る事あり。湊の城を攻拔、城介實季は湊の城へ移り居城し給ふ。檜山城には舍弟比内忠二郎實泰を置れ、同勝藏を比内に置れ若年なればとて岩倉左近を後見とす。慶長七年左中將君遷封の時、檜山城には秋田實季の臣大高相模居けるを今宮攝津守受取り、小場式部少輔義成を居しむ。後大館の城へ移り、多賀谷左兵衞宣家を守護に任せらる。元和六年四月檜山城破却、故城檜山町北西の古茶臼山と云ふ所にあり。大高相模守居城なり。

山本郡能代浦

日本紀齊明天皇四年五年の間、齶田淳代又飽田淳代とあり。續日本紀光仁天皇の御宇寶龜二年、能代とあり。慶長年中記錄には、羽州合浦郡米代古川湊とあり。天正十六年の時は秋田城介實季の臣大高傳右衛門城代として領す。慶長の始め大窪三河守光久此浦の奉行となし、子丹後守まで務る（寺を建て大窪山光久寺と云）元祿七戊年五月廿七日大地震、家千百二十二軒、藏百六十二戸潰、燒失米大豆一萬五千九百石餘、男女三百餘人燒死す。

處々故城

一八柳故城　八柳平次郎　城介實季の軍將也
一藤倉　藤倉將監　右に同し
一泉の古館　泉玄蕃入道源齋　右に同し
一川尻　川尻靱負　右に同し
一新城　新城三郎　內藏之助
一岩城古城（寺澤町、御休町、柳町より岩城といふ）　岩城半治　祖は右衛門太夫康信と云

一岡本　安東備前守季村

一馬場の目　安東九郎季宗

一五十目　秋田右近太夫秀盛　五十目邊屋式館なり

一中野　中野源太夫、同源治

一十狐　十狐次郎五郎

一吉田　吉田嘉平治

一船川　船川仁兵衛

一大川　大川左衛門

一鵜瀞　鵜瀞長右衛門

一岩倉　岩倉左近

一飯岡　佐々孫左衛門景連

一上杉　上杉半左衛門實定

一堤　堤五郎左衛門實義（一本敬）

此外戸島城主重氏、豊卷季重、豊成、和田等は秋田實季の麾下の旗本の兵には此外なり。

秋田城介實季公領地分限牒

湊久五郎代官所

一高八百十八石七斗六升六合　道川村
一同九百十七石七升八合　岩城村
一同七百六十一石一升　五十丁村
一同二百五十一石六斗　笹岡村
一同十九石九斗二升七合　小保村

合二千七百六十八石三斗八升一合

鍋倉右近代官所

一高三百十五石八斗九升四合　十二丁村
一同二百五十二石五斗九升　關場村
一同二百四十石　山内村
一同二百七十八石七斗五升　藤倉村
一同千二十三石一斗四升　泉村

合二千百十石三斗七升四合
外ニ六百十一石九斗六升　荒地の分

館岡半兵衛代官所

一高四百八十九石四斗六升　寺内村
一同百三十八石六斗　寺庭村
一同五百八十三石六斗　黒澤村
一同百四十七石八斗七升四合　岩見村
一同五百五十二石五斗八升九合　八面村
一同百九石八斗九升　二部村
一同五十九石五斗二合　關口村
一同九十六石一斗八升　苗代田村の内
一同四百七石八斗九合　石保目長崎村
一同百七十七石七斗五升二合　石神村
一同三百十八石五斗四升　中津村
一同九百九十四石四斗四升四合　馬場廣面村

一高三十三石九斗二升一合　赤沼村

一同二百五十石六升八合　堀ノ内村

一同五百三十九石七升三合　樋口村

一同八百二十四石二斗七升三合　本宿村

合五千七百二十三石五斗七升五合

瀬下安藝代官所

一高三百六十二石五斗六升二合　角間崎村

一同百九十四石八斗一升八合　今川村・石神村

一同三百五十一石一斗二升　樋川村・鵜巣村

一同百三十石　谷地村・山谷村

一同三十三石三斗八合　箱井村

一同一石二斗一升二合　庭ヶ村

一同三石一斗一合　濱中村

一同一石六斗二升四合　鹽澤村

一同二石一斗六升八合　加茂村

合千十石三升五合

門間(かどま)兵左衛門代官所

一高四百四十八石三斗八升四合　和田妹川村
一同三百五石五斗七升二合　虻川村
一同六十二石八斗六合　砂草村
一同百十石四斗九升三合　まう見村
一同五百三十石六斗二升一合　飯塚村
一同四百七十七石七斗五升　{大今戸村／小今戸村}

合千九百三十五石六斗二升六合

木村小助代官所

一高二百八十六石九斗二升一合　大川村
一同八十八石八斗七升八合　漆原村
一同二百四石六斗七升五合　石崎村

合五百八十石四斗七升四合

半田彌左衛門代官所

一高二百七十石六斗二升四合　梅澤村本館村坂本村
一同百六十一石四斗五升七合　北川尻村
一同九十三石六斗二升　濱井川村
一同八十石　釜淵村
合六百五石七斗一合
鵜瀧七右衛門、山村勘助代官所
一高千三百四十石三斗二升二合　馬場目村
鎌田河内代官所
一高百十二石七斗四升　眞坂村
一同二十六石八斗二升四合　原添村
一同八十一石九升六合　一向堂村
一同百二十石　鹿渡村
一同百十六石四升　森岡村
一同百石　鵜川村
一同五十三石二斗九升　針ノ澤村

一高二十六石九斗　筑法師村
一同四十三石七斗一升　朴木瀬村
一同百六十八石六斗五升四合　石かう村
一同五十石六斗七升六合　栗山村
一同百六石八斗七升六合　日(ひ)八(にっ)田(た)村
一同三百七十七石八斗九升　花輪村
一同七十石四斗七升　荒屋敷村
一同六十六石一斗六升　鳥形村
一同二百二十七石五斗二升四合　八森村
一同四十石九斗五升七合　市野村
一同三百三十石八升八合　外割田村
一同八十石五斗九升二合　黒土村
一同二十石七斗三升七合　安(あん)躰(たい)村

合二千二百二十一石二斗二升四合

上坂半左衛門代官所

一高四百七十五石三斗　後山いつかり村

大高甚之助代官所

一高百八十八石一斗三升　志戸橋村

一同百八十一石九斗六升　町之内

一同五十七石四斗五升二合　川尻の内、扇田村

一同四十五石七斗五升　大釜谷地村

一同十三石一斗八升九合　道地村

一同九十六石四斗五升五合　鵜島村

一同二百二石七升　鶴形村

一同二百七十五石斗六三合　飛根村

一同百六十七石八斗九升　駒形村

一同五十石三斗四升　仁鮒村

一同四十八石二斗九升　小懸村

一同三百四十六石三斗五合　糠野村

一同六十一石九斗九升　大渡村

一高百二十四石一斗四升九合　梅内村
一同五百九十九石一升九合　床岩村
一同四十七石六斗六升八合　小手萩村
一同二百四十石六斗六升八合　白屋村
一同四百四十六石五斗六升六合　林崎村
合三千百九十四石八斗二升六合

野代城代大高傳右衛門代官所

一高百八十二石四斗一升七合　新田村
一同百十八石五斗三升六合　鹽辛田村
一同八十五石七斗六升　長崎村
合三百八十六石七斗一升三合

岩川惣村名目

一高九十石四斗六升五合　長面村
一同四十五石二斗六升五合　まさて村
一同五十石三斗五升六合　砂澤村

一高十九石二斗五升五合　小右村

一同十六石五斗二升六合　小町村

一同百四石三斗九升一合　田子村

一同十八合五斗九升九合　布澤村

一同一斗四升三合　廣面村

一同三升三合　町屋敷

一同一斗六升五合　不動田村

一同十三石九斗三升　大谷村

合三百五十九石二斗二升八合

一高百五十石六升八合　川尻村

一同二百五十二石二升三合　鄉坂村

合四百二石九升一合

右都合二萬九十二百八十三石五斗九升二合

三ヶ一御代官所

一高二千百九石四斗四升五合　忠治

一高千五百九十三石八斗六升　勝　藏
一同八百六十九石七斗五升　湊次郎五郎
一同千九百七石一升　同　彌十郎
一同二百五十八石七斗三升　同　勘解由左衛門
一同二百四石三斗一升　同　典膳
一同百六十六石六斗六升六合　同　彌左衛門
一同三百石　新山將監
一同二百八十七石八升　長沼勘助
一同百石　嘉成三七
一同三百六石七斗四升二合　安東不傳齋
一同百八石三斗二升五合　武田重左衛門
一同七十四石二斗二升　武田勝三郎
一同八十五石六斗五合　矢島將監
一同七十石九斗八升九合　湊兵左衛門
一同百九十八石三斗三升　吉田嘉平治

一高八百七十六石二斗一合　嘉成重郎兵衛
一同七十石　八島出雲
一同八十一石六斗四升四合　堀田權左衞門
一同八十四石二斗六升　太田太右衞門
一同百五十六石三斗二升　大高四郎左衞門
一同百二十二石九斗二升九合　工藤六藏

合一萬七百五十四石四斗一升一合

諸家中知行高

一高四千二百十八石八斗九升二合　忠治
一同三千百八十七石七斗四升　勝藏
一同二千六百九石二斗八升三合　湊次郎五郎
一同三千八百十四石二升　同久五郎
一同四百八石六斗一升五合　同典膳
一同六百九十石二斗二升六合　吉田嘉平治
一同五百七十四石一斗六升三合　長沼勘助

一高千七百五十二石四斗二升九合　嘉成重郎兵衞
一同九百二十石二斗三升五合　安東不傳齋
一同百六十三石二斗八升八合　堀權左衞門
一同百四十八石四斗五升　武田勝五郎
一同三百十二石六斗四升七合　大高四郎右衞門
一同七百五十三石四斗八合　湊彌十郎
一同五百十七石四斗六升一合　同勘解由左衞門
一同四百三十三石七升四合　同彌左衞門
一同二百三十四石八升　同久兵衞
一同千八十一石八斗二升　同兵右衞門
一同三百九十六石二斗五升三合　新山將監
一同百四石一斗九升四合　八島出雲
一同百九十二石三斗二合　嘉成三七
一同二百十六石六斗五升　武田十右衞門
一同百六十九石三升七合　太田太右衞門

一高百七十一石二斗一升一合　矢島將監
一同二百九石四合　工藤六藏
合二萬二千二百七十九石五斗八升一合

三ケ一代官是なき輩

一高八百四十二石二斗一升　安東傳七
一同四千五百八十二石二斗八升三合　豊嶋新助
一同二千四十三石五斗六升九合　館岡半兵衛
一同二百石　同　某
一同八百五十六石一斗九升四合　五十目內記
一同四百二十七石三斗九升六合　大高傳右衛門
一同四百十四石三斗二升二合　同　勘助
一同二百七十八石　鎌田河內
一同三百一石六斗八升七合　船川仁兵衛
一同二百二十一石四斗九升　佐藤五兵衛
一同三百石　砂越勝兵衛

一高三百十八石五斗四升四合　三木根三良兵衛
一同千二十石九斗三合　佐々孫右衛門
一同三百五十二石五升六合　山村兵助
一同千十一石三升二合　境五郎右衛門
一同三百五十石　川原治左衛門
一同三百石　杉山小右衛門
一同二百五十五石八斗二升　竹内角左衛門
一同二百四石　澤田勘十郎
一同二百四十七石四斗八升　鈴木圓兵衛
一同百七十六石一斗二升八合　同掃部
一同百石　境田忠善
一同百八石八斗五升六合　板垣久助
一同七十石　木村小助
一同七十石　川崎彦助
一同七十四石一斗六升四合　金田勘助

一高七十石　湊右馬之丞
一同十三石　宗　久
一同百三十六石六斗三升三合　高野左馬之助
一同百石　若竹東膳
一同百石　袴田小左衛門
一同百石　水間喜左衛門
一同百二石一斗五升　石岡杢之助
一同百石　臼井彌十郎
一同七十石　須田內半助
一同六十六石五斗　大山左馬允
一同五十七石二斗九升六合　一澤彥助
一同二百石　安東三十郎
一同百二十五石九斗二升　湊庄八
一同百三十五石一斗七升八合　瀨下喜三郎
一同百三十六石六斗八升　馬場目勘十郎

一高二百三十九石四斗九升三合　嘉成彌十郎
一同四百四十六石九斗六升八合　大浦傳内
一同百七石六斗七升二合　渡部作内
一同百石　小田澤勘兵衛
一同百石　高井喜四郎
一同百七十石三斗七升六合　八原喜平重
一同百石　湊信濃入道
一同八百十三石九斗四升四合　鍋倉右近
一同三百九石四斗九升二合　湊重内
一同三百五十石　館岡九兵衛
一同三百石　太平仙鶴
一同七百二石三升九合　檜山治兵衛
一同百二十八石八斗一升六合　嘉成播磨
一同二百十三石六斗七升三合　工藤重藏（一本作）
一同二百石　瀬下安藝

一高二百五十石　渡部助右衛門
一同百六十四石一斗二升　門間兵右衛門
一同三百四石五斗三升二合　鵜瀞七右衛門
一同二百五十四石一斗六升　小介川又四郎
一同千二十二石八斗九升四合　上坂半左衛門
一同三百五十一石八斗五合　山内傳八
一同三百五十七石五斗九升　川原六右衛門
一同三百六石二斗　三村五右衛門
一同三百石九斗　中野三左衛門
一同二百五十石　松村彌兵衛
一同二百五十五石五斗六升　笠原内記
一同六百五十石　田村作左衛門
一同百石　一ノ部七郎
一同百石　鎌田勝右衛門
一同八十石　齋藤惣右衛門

一高七十四石六斗二升　半田彌左衛門
一同七十石　鈴木助三郎
一同七十石　佐々木喜右衛門
一同七十石八斗九升二合　山畑越中
一同五十石　鳥形與三二郎
一同百七十四石七斗六升五合　森山三七
一同百三十七石五斗七升　大高孫四郎
一同百石　神馬太郎兵衛
一同百石　小林孫四郎
一同六十八石四斗三升八合　須田武者
一同六十七石四升三合　三木惣右衛門
一同五十九石九斗四升　清水善兵衛
一同二百八石五斗二升七合　五十目新三郎
一同百五十石　湊清十郎
一同百石　大高清八

一高八十三石五斗五升四合　船川小太郎
一同百十三石三斗一升　館岡久内
一同百石　矢島清三郎
一同二百六十七石四斗三升五合　大高孫兵衛
一同八十石八斗四升　小館又右衛門
一同六十石　岩屋源兵衛
一同百石　西島又次郎
一同百五十石　湊越前入道
一同百石　受座
一同百石　新山權助
一同百五十石　平賀日向

合三萬百四十九石七斗四升

寺社領

一高二百八石四斗六升五合　眞照寺
一同三十四石二斗　東光坊

一高十四石　吉祥坊

一同三十二石　白岩別當

一同二十二石　淨光院

一同二十六石　海慶庵

一同十七石九升六合　淨乘坊

一同百六十三石六斗四升　（眞山）光飯寺

一同三百二十四石二斗五升二合　（蝸江山着茂寺）清階寺

一同二十七石四斗八升六合　眞照寺隱居

一同十八石　玉藏坊

一同九石四斗三升三合　（飛根）石働院

一同百三石二斗五升三合　國清寺

一同二十六石　掃敎院

一同七百二十二石三斗五升二合　（本山赤神山）日精寺

一同二百九石二斗七升六合　（日吉山）延命寺

一同五十石　永壽寺

一高二十三石　新田神主

一同十八石七斗七升九合　光藏坊

一同二十三石　道地村　八幡神主

一同十七石　民部卿

一同九十三石五斗一升二合　秋田郡松原　龜像山補陀寺

開山能登國總持寺二世峩山弟子月泉良卵和尚なり。開基安部良任二男安東太郎貞季後胤、安東下總太郎守季の造營なり。貞和五年己丑七月建立無等良雄延文の頃なり。

合二千百八十二石七斗四升四合

鐵砲衆大高四郎右衛門指南

一高五十石　飛根村　大高與惣右衛門

一同五十石　同　岩苔市之助

一同三十石　同　館岡惣右衛門

一同三十石　同　大地田四郎三郎

一同三十石　同　西村藤五郎

一同三十石　鶴形村　小山田有右衛門

一同三十石　同　石井助右衛門

一高三十石　同　箱井平兵衛
一同三十石　同　小山田左京助
一同三十石　同　矢澤右馬助
一同三十石　同　蛸油彌右衛門
一同三十石　同　夏井主計
一同三十八石九斗　川尻扇田の内　越山兵部
一同二十石　同　大高右馬介
一同三十石　同　越山市助
一同二十石　檜山町　原田孫十郎
一同二十石　同　道地孫六
一同二十石　同　高橋掃部
一同二十石五斗　同　渡部與三郎
一同十八石　同　小熊甚四郎
一同二十四石四斗九升　同　大高藤十郎

一高二十五石　針の澤の内　相場惣右衛門
一同二十五石　八森の内　武田與七
一同二十五石　朴木澗　秦四郎三郎
一同二十五石　八森の内　關市兵衛
一同二十五石　同　石崎彌三郎
一同二十石　朴木澗　鳥形惣右衛門
一同二十五石　鵜川の内　兒玉六右衛門
一同二十五石　金甚右衛門
一同二十五石　金與次郎
一同二十五石　近藤彌左衛門
一同二十五石　金彦治郎
一同二十五石　森岡の内　小山田新右衛門
一同二十五石　同　工藤源右衛門
一同三十石　同　池田孫六
一同二十石　同　佐藤三助

一高二十石　森岡の内　關澤又八
一同二十石　同　村岸久內
一同二十石　同　石川右京助
一同二十五石　新田の內　武田彥助
一同二十石　同　大沼八郎右衞門
一同二十石　同　同小五郎

湊兵右衞門指南

一高三十石　檜井午之助
一同三十石　同彥助
一同三十石　渡邊文六

三口合千二百五十石七斗六升五合　鐵砲人數四十五人

鎗の者大高勘助預分

一高五十四石五斗　鵜形の內　甚助
一同二十石　同　四郎兵衞
一同二十石　同　四郎右衞門

一高二十石　同　平内五郎
一同二十石　同　平三郎
一同二十石　森岩の内　源右衛門
一同二十石　同　彦左衛門
一同八十石　同　左京介
一同二十石　同　民部
一同二十石　同　志摩助
一同二十石　同　新左衛門
一同二十石　同　右衛門次郎
一同二十石　同　惣左衛門
一同二十石　同　彦右衛門
一同二十石　同　五郎左衛門
一同二十石　道地村　内藏之丞
一同二十石　扇田の内　六郎三郎
一同二十石　同　勘解由左衛門

一高二十石 床岩の内 隼人
一同二十石 同 左近二郎
一同二十石 同 六内藏
一同二十石 同 左六
一同二十石 築法師 右京
一同二十石 同 隼人

飛脚の者

一高十石 鶴形村 六郎二郎
一同十石 同 介右衞門
一同十石 同 太郎左衞門
一同十石 同 三郎右衞門
一同十石 同 右京進
一同十石 同 善左衞門
一同二十石 檜山町 五郎左衞門
一同二十石 同 治郎右衞門

一高二十石　　同　雲助

一同二十石　　同染屋　辨助

一同十五石　　同　市兵衛

一同十四石五斗　　同　とふや

合百六十九石五斗

惣高合九萬八千五百八石六斗七升九合

文祿元年壬辰八月廿二日

小田瀨山の變地

秋田郡沖田面村の支郷小田瀨邑の小田瀨山、延享二年丑二月中旬に鳴り渡り甚しく、山中洪水にて徑の往來止む。考るに黑森越と云あり、阿仁より淺見内越なり。四五日、土民其變を見屆兼るといへり。此趣を代官平井治右衛門に訴る。平井氏公儀へ訴ふ。よつて檢地役丹内藤右衛門組に命して是を檢するに、小田瀨二つにわかれ、頂の二つに分る所は樹木生たり。頂上の樹木流れ倒れて雨の水流を止め、殘土は土手に自然となる。故に天然と三百八十間餘の瀉となり、深さは知れす水蒼く水底見へすと云々。

秋田郡男鹿天王村船越村湖水

天王村と船越村の湖水は、八里瀉と云ふ。其村の老の云く、一年一度春の雪白水に南の瀉岸海と十歩程もあり、是れを水乘り通り海上汐と分て鳥海山の麓へ打付る、其勢盛なり。又或時は海の汐水湖水に入る、其鳴ること夥し。然れとも、往古より十歩程の海隔の地はわるゝことなきは不思議なりと云ふ。又曰、昔は湖のなかりしとき此處山なれは、近き里人三人樵に來り、三人の内八郎と云者一人澤の邊りに下り魚を三つ取り幸ひなり。三人して食はんと思ひ是を燒に、其匂香はしく堪がたし。兩人未た來らさるに魚一つ食ふ、其味ひ並ふものなし。堪忍ならす殘り二つも食するに、咽の渇くこと限りなし。八郎澤水に臥浸りて呑に流に放れかたく、一滴も漏さす呑干さんと呑臥たり。二人の樵夫來りて八郎か姿を見るに其さま替り、可成早く里へ歸れと云しか、見る内に姿替て二十尋の大蛇と成て峯々谷々を崩し此湖水と成りしと云り。八郎が住所と云ふて天王村社堂の邊湖水に淵あり。往來船漁船共に此淵を乘事能はす。仙北田澤村山中の湖水は此八郎か妻神なりと云。年毎十一月の頃に八郎田澤の瀉に來り來陽二月の頃歸り給ふ。此時瀉こわしとて寒氷解け、瀉より多く魚を取る。

男鹿島

本山新山の兩山は古迹にて、本山は漢の武帝を崇祀すると云。大岩階なとは人力の及ふことに非す。誠に絶たる古迹なり。西海の方戸賀村に間（マヽ）あり。商舟入る石垣にして並ふ所なき、此の內に水島と云島あり。青砂村に山橋の景掛橋數十丈を如レ見、孔雀窟と云あり。行に小舟を入る。又歩行にて先へ行屆事なき蝙蝠窟、あちか嶋、龍頭帆掛の風景は門前村の方にあり。小舟に乘て景を詠す。男鹿島の月は誠に並ひなき眺なり。

寒風山

高山にして涌本邑は麓なり。此山石にして後山材木の如き石なり。躑躅生茂りて、花の盛りは紅を以て山を包むか如きなり。

秋田郡獨鈷村　十二所

牛ころばし山と云あり。淺利氏の館、其時代の松二本あり。大日堂あり。比內一の社にして浮島あり。其池正月十六日火災を告るに、池の水赤き方角には火災あり。故に、比內中是を試みて愼むなり。大日堂の建立は應永二戊戌の年なり。

同郡森吉山

森吉山は阿仁府中の高山なり。麓の中村と云邑村の地に笠冠り石、まさかり石、駒の爪石（立六尺より二尺迄、幅三尺餘、當歳駒の爪あとあまたあり）ゆるき石（高五尺より三尺まて、根一坪ほとなり。二尺ほとの處に水あり、一人して動かすにゆるぐなり。十人二十人して動すに一人して動す如くなり）中村より森吉の近きに鳥木のうつき生せす。山中、獅子鼻石（獅子の如き大石なり）岩戸三ッ合（石堂共云ふ、長三尺餘り、まわり五尺ほと、石二つ並て胎内くゞりと云。往古の卷錢とて鳥目の輪斗り尋ねあたる也）御殿山雲中ふくより田形あり。花園大石もろひ萱艸洵に靈山にして、藥師尊二體あり。夏も谷々雪多し。

田代村　秋田郡

田代山は靈山にして花畑田（耕作、人力のなす如くと云）烏帽子山、雷山と云あり。雷山へは人迹絶え、山靈の嚴しきか故登る事能はぬ山地なり。

大館釋迦內村古戰場

昔、最明寺時賴公此村に釋迦佛を納む、故に寺を建はしめ七日山と號あり。最明寺、奥州津輕へ通り給ふ。白澤村の邊に鎌倉街道と云ふて古き道形あり。釋迦內村南に古館あり。母衣絹御前の住所と云。同村に亂川と云有り。津輕と比內との故戰場なり。津輕の勢は陣場臺村を陣營になし、寄合澤（右村の詰近く也）

路より合、軍評議す。比内勢は萩長森へ物見勢より後を隔て切れ、猶々敗れ長く敗兵の走る處を今長走村と云ふ。陣場臺の邊に劔ヶ臺と云あり。津輕勢鍔を割、切羽を碎き、刀鎗を打落されて悉く死亡したる所なり。今に刀鎗の折朽たるなと出ると云ふ。

同　長走村

産神を尻合と云、奥羽の大娚を祭る。乃尻合石となる。今は、多茂木大明神祭別當成就院。

同　白澤村

慶長元年羽立高一石七八斗（觀音堂より移る）同八年澁江政光、梅津政景檢地なすと云。百五十年（延享甲子）先より松樹、七兵十助と云者始て植る。近山城ヶ倉山頂に三ッ倉あり、杉少し見る。此山の杉を伐る者悉く疵を得ろと、天狗の住と云々。男神女神と云山あり。昔大嶽かけ難き修驗は城倉男神女神に登山すと云々。

大館館

鳳凰山。昔、鳳凰の降るを以て名く。鬼ヶ城。淺利氏の居城なりと云、或はひとり澤と云ふ處に鬼が住む、是を以て云。是より兒を制すにもつこと云ふなりと。岩神權現の社あり。鳳凰、鬼ヶ城、立石（川中の大石）

小留ケ間（マヽ）長き材木に て留したり天皷に小瀧大明神村、大明神社岩山にあり。その風景見るに絶えたり。

秋田郡大森山　奥羽の境

大森山の頂より南部領を見るに、古歌あり。

紀の國をあかりて見れは錦き塚心靜に雨は古川　（紀井國坂）。

三倉鼻

三倉鼻、山本郡秋田郡境瀉端石山乙殿穴と云ふて十丈四方の穴、同所に髮水と云て大旱魃にも乾かすと云ふ。

雄勝郡院內松根故城

松根の故城は、小野寺幕下眞崎五郎成方と云者、院內の奥松根と云處に要害を構へ數年爰に楯籠るに、此の城西は巖石屛風の如く岨ちて獸も容易く走り難く、南は一里餘の長峯續き是又巖壁數十丈、麓に一河流れ廻つて人馬の蒐引自由ならす。北は深山幽谷につゝき人倫の通路絕へたり。只東一方に道あれ共登り一里餘り九折の難所なり。城は松杉に隱れて常に見へす、雲霧に埋もれ晴るゝこと稀なり。如斯き要害の城なる故、遂に攻められたることもなし。其上此處の土民共志不敵にして、常には領主の令に從ひ戰場にても身命を惜ます働けり。然るに、件の土民の內富家の者七八人密謀を企、或日家相の松根吉左衞門を近付て何卒領主を山中にて饗應せんことを請ふ。領主成方其志を感し、或時四方山霧も晴て長閑なれは花見の輿に出でにける。折節花の盛りにして、吉野、初瀨は未た見され共是に增したる眺めやあらんと、興に乘して假屋に入り酒宴數刻に及ひける。時に、兼て示し合せたる土民共峯々谷々より閧を作りて蒐出つ領主を取卷攻けるにそ、元來不意の事といひ、多勢土民に力盡て成方年三十三、遂に土民の手にかゝりて滅亡す。一揆の者共夫より松根の城に攻上るに、成方の舍弟鶴若丸年十七歲、

去年由利の合戰に鮎川孫三郎親成か臣西澤左門に弓手の膝を箆深に射させ、片足不利なるにより今日の花見にも出てさりけるが、一揆共の寄せ來るを見て近習の士十四五人と拔合て防きけれ共、多勢の一揆に莵立られ遂に亂軍の中に討死しけり。其屍、松根川に落ちて半丁斗水上へ倒れ流る。城中の士卒共悉く出討死しけれは、一揆の土民勝鬨を作て住居々々へ引取ける。夫より後打つゝきて雷の鳴ること夥く、年を追て一揆の張本貝澤外記と云土民父子兄弟に雷落たり、つた〳〵に裂れて死す。其外雷に蹴殺され、或は大木に打殺され、又は物狂ひして死する者、十年はかりの内に一揆の輩一人も殘らす子々孫々迄絶果てける、怨靈の程こそ恐しけれ。

院内法領館

最上仙北和睦の後、仙北の備として法領館に山田の主小野寺民部少輔か弟山田次郎、奥山玄蕃をして守らしむ。慶長五年、神君義道を罰して（横手城に記す）最上義光に楯岡滿茂、鮭登典膳等の大軍を添て征せしむ。共勢十月十三日最上を出足、同十九日有屋峠を打越て亂入す。城主山田半途に出て防戰すれ共、大軍に莵立られ遂に本城へ引退く。寄手勝に乘り續ひて攻上らんとするに、元來要害の城地にして大木大石を投落し、丹四郎、同二郎を始として不運の輩微塵となる。是に因て、同二十七日人數を曳て湯澤に着陣すと云々。歴應年中には、桓武天皇の末葉三浦大助義明十八代の後胤三浦治兵衞義末、院内を領すと

云々、此城、南は杉畔にして則秋田領と最上新庄領の境、西は同領及位村境南に村山郡朴木澤村峯境其道深山幽谷鬱々として巖石さなから階を升るか如く、危橋消魂要害の地なり。羽林左中將遷封の後箭田野安房を居らしむ。寛文十二年子八月矢田野四郎左衞門を居らしむ。延寶八申年三月廿一日大山因幡義武を移居らしむ。

藤倉故城 在川向村藤倉

藤倉の故城は、奥州和賀勢の押として小田嶋大力、黒澤長門守を籠め置き守らしむ。此處は、奥羽兩國の境にして深山峯を重ね、巖石苔滑にして荆棘道を塞き、拾餘町か間人馬の自由ならさる要地なり。爰に奥州和賀の領主多田薩摩守義忠、毎度仙北と戰て利を失ひ、憤りに耐へす多勢を催し押來るの聞え有り。小田島、黒澤横手へ加勢を請けれは、即ち旗下の勢を分て指向らる。和賀の先手筒井縫殿助谷を隔て陣をとり、雨降て雲發り東西も見分難きに兩陣互に入亂れ攻戰ふに、小田島か弟猿橋小平治年十五にて和賀勢に生捕らる。小田島か臣も筒井縫殿之助か一子次郎を生捕けれは、小田嶋軍使として取替へんことを言送りけるに、和賀方も評議し、互の領境なれは此以後和睦して攻侵す事なからんと答へけるにそ、則ち互に和睦調ひ、兩陣の大將分五人つゝ半途に出て對面式代して相引ける。夫より後は、互に書札音物を送り永く心替らすと云々。

八口内要害

八口內は、最上境目鮭登城主佐々木典膳、金山城主丹與三左衞門か押として仙北より八口內尾張守に境の要害を守らしむ。時に丹佐々木等、小野寺義道一族幕下不和の趣を聞傳へ、此時仙北を攻るならは一擧にして大利あるへしと最上義光に注進す。是によつて、義光三男淸水大藏義之を大將として一千餘騎八月十一日金山に陣を取る。八口內尾張守則ち橫手へ訴へけるに、折節義道も領中不和の事故根城より出陣も成かたく、小野小五郎を將として指向けられ湯澤の城にて味方勢を揃へけれとも、僅の兵卒を引ひて八口內に着陣す。尾張守、味方小勢なるを見て自ら討死と決し、少しも氣を屈せす有屋峠の道を堀切要害堅固に守りける。去程に、互の先手皷を鳴らして入亂れて攻戰ふに、元來仙北小勢なれは遂にうち負け敗走す。最上勢勝に乘して一里程追討するに、樹木の茂りたる處より鐵砲三挺一度に放し武者三騎蒐出つゝ勇を振ふて戰ひけるが、遂に大勢に取こめられ潔よく討死をなす。何者なると是を見れは、赤地に繫馬を付たる旗の本に、相馬親王將門の末葉八口內尾張守平定冬主從三騎討死と書たり最上の先手佐々木典膳、泪を流して其勇猛を感しけり。爰に於て八口內の要害も破れけるとそ。當時は役內村と文字を改る。西は新庄領村山郡有屋村との境、南は仙臺栗原郡鬼首村との境なり。右有屋峠の街道は慶長八卯年停止せられ、今の院內街道開る。役內村內城と云處に平城あり、慶長年中由利久

八と云者爰に住す、最上より來ると云。子孫土民にて久左衞門と云。

草井崎故城　中村にあり

草井崎の砦は中村の郷にあり。南西は大澤越に新庄領村山郡及位村との境、小野寺の臣菅内記、同勘四郎、同勘助等之を守る。旣に最上義光の先手佐々木典膳八口内の要害を攻破り、尾張守を討取て後直に草井崎の要害に攻かゝるに、菅氏志大にして大敵を引請、鐵砲を以て二三騎打取といへとも、元來十八計の小勢なれは最上の先手三百人に攻上られ、終に九折の坂にて悉く討死しけれは、要害も又破られける。

小野故城

小野故城は、小野寺の臣町田長右衞門土民を集めて栖籠るに、鮭登か先手草井崎城を攻破り此の城に取かゝるに、元來無双の要害にして院内川を前に帶、岩石屏風の如くに峙て登るに十餘丁古木茂生して案内知れす。其上、鐵砲大石を打落すこと雨の降る如くなれは寄手更に進む事を得す、小勢なれ共侮り難し。軍は明日と相決して引取つゝ、翌日又々最上勢曳々聲を出して攻登るに、昨日討取る首を川端に掛置城に一人も居らさりけれは、處々を燒立引取ける。

御返事川故城

御返事川故城は、當時桑崎村の支郷御返事川村家數三十軒程ありに在り。小野寺の臣御返事三郎貞久、草井崎の味方破れたると聞防戰せんと待居たり。最上の先將延澤遠江守千餘人にて當城を責圍むに、城兵僅二十一人悉く討死すれは、城を破却して過行ける。

合川故城 合川村にあり

合川故城は合川村に在り。小野寺の臣小笠原能登守高恒栖籠る所の兵は、高松、宇留、院内の人數を合て八百餘人栖籠るに、元來要害の山城にして攻落に容易ならす。最上の先手御返事川を攻破る大軍、稻麻竹葦の如く當城を取圍む。城兵佐藤八乙女、佐藤讃岐三百人を卒して防戰す。其兵稍く疲れければ、又々城兵小笠原彌之助寄手の行澤式部に後詰兩陣互に曳々聲を出して攻戰ふに、彌之助終に蒐負敗軍す。翌日、最上の寄手鮭登、坂上、飯田の諸將大軍を以て攻拔んと七重八重に取圍めは、城兵も手段を改め大石大木を投をとして防戰す。其翌日寄手密に謀事を示し合、城の後より兵卒を忍せて俄に火の手を揚げるを相圖に總軍一度に攻登れは、城兵は火煙に度を失ひ四方の敵に攻立られ、高恒を始として終に悉く討死しけれは城を破却して、是より先は地理を知らす、其上城々要害を恃んで栖籠る故一先人數

を引へしと、總軍最上へこそは引取ける。

湯澤故城

湯澤城には三春信濃住居しけるを、主君小野寺中宮之介輝道、信濃を己か居城沼館に移し易んことを下知す。信濃敢て從はす。是に依て輝道、三春を討亡し湯澤を自身の居城とす。然るに、是等の邪政により仙北金澤の住役氏金乘坊と云ふ者忽に逆意を企、密かに横手の城主佐渡守を語らひ湯澤を討んとす。輝道之を聞て大に怒り、天文二十一年六月大軍を率ひて横手を攻るに、城强くして輝道却て敗走す。其臣八柏大和守僅三十餘人を從へ主君の旗を押立、進藤ヶ原に差控へて横手勢を防戰ふ。其隙に輝道は危き命を免れ、湯澤の城へ逃歸る。嗚呼臣としては忠に死すと云古人の教を守て八柏遂に亂軍に討死す、義心の程感すへし。其後佐渡守金乘坊心を合せ、金澤、六鄕、楢岡、角館、本堂等を語らひ大軍を以て湯澤の城を攻るに、七月六日輝道自ら討て出手繁く防き戰ひけるが、流矢に中て遂に亂軍に討死す。其子四郎丸は密かに稻庭の方小野の里より八口内へ忍出、有屋、金山を打越、合海津より船に乘りて羽黑山に入り、三ヶ年の春秋を送りけるとそ。扨又、佐渡守は輝道をは討亡しけれ共人和を得す、諸人從ふ者なしとなり。其後小野寺四郎丸羽黑山より立歸り、密かに同志の者を語らひ父の仇佐渡守を横手城にて討亡し、舊臣八柏孫七（八柏太郎湯澤落城の時四郎丸に御供して羽黑山に入り再ひ領主に復せしむと云々）をして湯澤の城を守らせ、小野寺の家名を名

乘らせけるとそ。

按するに、湯澤の城主小野寺孫七郎か一門にして平鹿郡八柏を領するか、其の食邑を假名として孫七郎の先祖八柏大和守の姓名を許すか、八柏氏は文武兼備の將にして胸中智謀逞し、義道軍奉行に任す。彼か在りし内は敵仙北に入ること能はす。象は齒有を以て其身を焚く、人は財多けれは禍を招くと左傳にあり。誠なる哉、八柏氏武勇に勝るを以て鮭登典膳計策を廻らし、義道舍弟吉田孫七方へ密に八柏逆心の狀を送りける。義道愚昧にして實證を糺さす、則八柏を招き寄せ橫手大手口にて樫內淡路、黑澤甚兵衞の兩士に命して終に斬罪せしむとなり。

文祿四年最上義光、鮭登典膳等に命して仙北を討しむ。是より先、典膳か智謀にて八柏は亡るなり。其上關口城主佐々木喜介を語らひ、其外西馬音內、山田、柳田等に仙北を拔かせ、最上の味方として後總大將楯岡豐前守、先手は鮭登典膳、八百餘騎九月二十一日湯澤の城を三方より攻圍む。此城は、東は深山數十里につゝき松柏生茂り人跡を絕ち、北は澤深くして通路なし。南は山つゝきにして是又人馬の蒐引自由ならす。只西一方は平陸なれは堀を深くして柵鹿垣透間なく、要害堅固に守りける。斯て寄手の大軍北の湯本を廻って鬨を作るに、城主孫七郎舍弟孫作に兵三百人を附け北の取出に向ける。孫七郎、精兵五百餘騎を率て東館より討て出、勇を振ふて防戰しけるが、最上の大軍持口を攻破り城に火の手揚りけれは孫七郎今は叶はすと一と先城に引上、自ら妻子を刺殺して後再ひ鮭登か陣に突入し敵數

人を討取けれは、其身も數ヶ處に疵を蒙り遂に亂軍に討死しけり。城も悉く燒亡しけれは總軍最上へ引取ける。其内原九郎左衛門、楯原藤兵衛を町屋に殘し、前森城には原田大膳（最上の臣原田大膳この後岩崎の城を攻取り住すと也）に與力を加へて守らせける。扨又、原田大膳仙北勢に討勝旨最上へ注進致しけれは、義光、楯岡豊前守滿茂に命して湯澤守護すへき由、十月中旬より新城修理、滿茂も十月下旬則湯澤へ移るとなり。

文祿五年三月小野寺義道、湯澤城主楯岡豊前守滿茂を討んとして大軍を率ゐて發向。是より先、最上より湯澤へ加勢を入けれは、楯岡則ち軍配して彼等か敵の押へとして、我か身は精兵七百餘騎を具して城の北八丁程に埋伏して待かけたり。扨又、岩崎は湯澤境目要害なれは、原田大膳水瀨川原に亂杭を打備へ堅固に待居たり。斯くて義道、原田に後を討れん事を恐れ馬倉、黒澤、雄勝を將として葛西牢人及川、嶋森を差副へて岩崎へと向はせける。自身は淺舞、今泉を經て湯澤の城へと押寄つゝ、森山にて都合五千餘人を七手に配り、敵味方十餘丁を隔大島を中にして進み寄るに、湯澤の先手楯岡近江守小泉彦八郎三百餘騎、小野寺か先手淺舞四百餘騎に蒐合せ面もふらす戰ひけるが、其勢互に疲れけれは横手より大森、高寺入替り、湯澤よりも長瀞、小國新手を替々突戰するに、大森五郎に突立てられ湯澤勢敗走すれは湯澤の武頭踏止て崩るゝ味方を引揚けゝる。三番に、湯澤より伊良子長左衛門、一ッ栗兵部等三百餘騎、横手より吉田孫市、西野修理か五百人と憤戰す。一ッ栗大長刀を以て戰ひけるが、其勢互に疲れて相引にす。四番に横手方高田右馬之助、山形の秋山有明介と鎗を合せ互に猛威を振ふて戰ひけるが、秋山終

に討れける。五番に湯澤より佐竹兵庫頭横手の本陣に蒐合すに、岩崎にも合戰最中と見え頻りに鐵砲の音聞へける。爰に、湯澤の總大將楯岡豊前守七百餘騎、時分を見濟し横手勢の左より無二無三に鎗を入れは、横手勢騒き立て不意の新手に途を失ひ右往左往に敗走す。漸く森山の麓にて本陣を立直せは、楯岡は十分に打勝て湯澤の城に引取ける。是によつて小野寺父子も危き命を助りつゝ、細砂川を打渡し植田へ勢を引揚ける。斯て又、岩崎は横手勢攻戰城兵大に敗軍し、堅く守りて出てさりければ横手も勢を引揚ける。其後、慶長元年の頃は湯澤城主楯岡豊前守滿茂、雄勝、平鹿兩郡の内百八十餘郷の領主と成り、湯澤の城を堅固に築き、其外十餘ヶ所の支城を構へ武威近國に振ひける。翌慶長二年、小野寺一門五六ヶ所を隨ふといへ共違變多く、湯澤と數度合戰に及ふに諸山の神主和を入て一兩年は靜謐なり。同三年八月、秀吉公逝去の後神君出羽の國中政務の爲大谷刑部少輔吉繼を下し給ふに、大谷刑部則ち越後に至り、先手馬淵五郎左衛門上下六七十人を具して庄内、由利より仙北へ入り、湯澤豊前守か城に逗留し、其内代官與力士三人を仙北へ廻し内府公の制法を觸させけるに、其者共私欲の事多かりければ柳田治兵衛處々の味方と示し合、三人三手に廻るなれは何方にても一宿せし處にて討取へし、其證には狼煙を揚へしと密謀しぬ。是に依て、淺舞にて一人を殺し則ち狼煙を揚く。一人は柳田治兵衛刺殺しぬ。殘る一人は増田土肥三郎(マヽ)か館に入りしに、忽ち心變りの情によつて命を助り、則事露顯しければは馬淵大に驚き則大谷方へ訴ける。十月下旬大谷義繼所々に檄文を飛はしければは、上杉より本庄彌三郎

を將として與力二百騎雜兵二百人、最上義光の三男淸水大藏太輔義安三百餘騎、其外由利十二黨馳集ら大谷の先手大澤に陣を取りけれは、敵は高寺城主小野寺甲斐道親、西馬音內式部少輔等に處々の者共馳加はりて大澤、高寺、八反田邊にて合戰に及ふ。大谷方大に討れぬ。敵は玉米、高寺、下村（玉前式部少輔、小笠原義次、下村藏人）の要害に楯籠るに、最上、上杉の總勢是を攻圍む。仙北三將も大に防戰して終に悉く討死しけれは、三城落て殘兵は大森城へ籠るとなり（大森城の記に之を記す。）

慶長五年十月二十四日、大森住小野寺五郎康道か城攻を台命にて圍を解、寄手を楯岡か湯澤の城へ引揚ける。凡奧羽の合戰止むへしとて義光、政宗等に台命あり。此年より奧羽は兵革起らす、劔鉾を收め四民業を樂むとそ。同七年、羽林左中將常陸より秋田六郡へ封を移の時、由利領仁賀保氏打越氏は常州へ封を移し、瀧澤は本領を賜はる。最上義光の臣楯岡豐前守滿茂か湯澤の城召上けられ、由利の內赤尾津、打越、鶴の保、羽川、石澤、下村、玉米の數ヶ所四萬八千石を楯岡に賜りけれは、扈從の輩原田大膳、前森近江、小泉讃岐、岡彥四郎、山家因幡、熊澤隼人、須藤、齋藤、遠藤、加藤、三浦、小國、鈴木、安倍、高橋、戶嶋青柳、柴田を始め與力手勢合五百餘騎、雜兵都合五千餘人赤尾津の城に移る（元和八年主人最上源五郎改易の時楯岡等も殘らす所領沒收せらるとなり）當代國替の後、多賀谷左兵衞宣家を湯澤へ住せしめ給ふ。其後、平鹿郡增田城預る所の佐竹左衞門義種を所司代ならしむ。

元和六年秋田支城破却の時、湯澤城も破却となる。今所司代住所八百歩四方の屋敷なり。侍町は南館

町、同上町、同下町、同荒町、内舘町、荒町、根小屋町、金池町等にて數町あり。

岩崎故城

岩崎の故城は小野寺の臣岩崎河内守居住するに、湯澤既に落城すれは岩崎城危き事旦夕にあり。是に依て横手へ加勢を乞けれ共是より前、義道も河熊、植田、南部倉、新田目、今泉の五城へも加勢を入れ置ける。共境々合戰の絶ゆる事なし。横手には尺々しき兵士もなく、吉田、樋口の輩少々遣しける。斯くて湯澤落城の後前森の要害に有し最上の臣原田大膳、敵の油斷もあらは一城も攻取らんと考る内、兼て忍を廻しける者共馳歸り、岩崎加勢吉田、樋口の者水瀨川を渡して引歸れは岩城は空城にして、只虎の口二三ヶ所に通す、内には兒孫嬰子の乳を乞泣音するよし告けたりけれは、大膳大に悅ひ其守りなきを幸ひとして急に夜討をそしたりける。先大手口は原九郎左衞門櫓に火矢を射かけ、鐵砲を打かけつゝ喚き叫んて攻寄せける。西の方よりは楫原藤兵衞攻寄ぬ。大膳は東の山より不意に本丸を目かけて攻入れは、河内守は本より無勢と云ひ殊に火攻に度を失ひ處々の持口防き兼ぬるに、城中の女童とも何某か妻又は娘と名乘り、鎗長刀を打振り城兵に付て同く防き戰ふといへ共、終に本丸を陷され河内守討死しけれは、夫より後大膳は岩崎に移り住しける。爰に於て、小野寺義道急に軍兵を率ひ岩崎に發向すれは、大膳も兵を進藤野に出張し兩陣入亂れて力戰しけるか、大膳終に敗走しける。爰に大膳か妻年二十

一歲、敗軍の味方を城内に引入れ、自ら小具足に身を堅め長刀を杖につき、大なる櫓を廣庭に掻出させ、自身酌して諸卒に呑ましめ申けるは、古より勝負は兵家の常といへり、一擧に盛衰を定むへからす。且横手勢勝ほこりて油斷すへからん、我其備なきを討んとす、志あらん者は再ひ戰はんやと問ければ、敗卒是に勵まされ願くは從はんと云けるにそ。女、則馬に跨り左右に二十許りの物の具したる女二人を從へ、敗卒と共に水瀨川を打渡して横手勢に突入けるに、女か言るに違はす勝ほこつて備も立てす大に油斷の處なれは、敵の加勢ならんと裏崩れして敗走す。横手勢の內黑澤和泉返し合せて防き戰ひ、大膳か妻に渡り合ひ遂に女に突き倒され、六郷兵庫頭は元來横手幕下にして後陣に扣えたるが、此時俄かに心變り裏切して横手の郭にかけ入所々に放火しければ、義道も六郷正則か逆心を見て急に横手へ引返し、大に力戰して雨降丘に引揚ける。

岩崎村と云あり。民家百六十八軒、水瀨川と云ふは雄勝郡岩崎村、平鹿郡古内村の間、卽兩郡境川にして少し洪水には百歩余りの舟渡川なり。

稻庭、川連、三梨三ケ處故城

稻庭故城は、小野寺中將稙道か二男彌三郎晴道、大永五年義晴將軍より稻庭家を嗣事を命せらる。其子二郎太夫道繩、其子上野介道勝、十一代の祖小野寺刑部左衞門家道、建武の亂に奧州の國司北畠顯家卿

の幕下に屬して上洛し、軍功に仍て新田義貞、北畠顯家大將の感狀を賜ふ。其孫甲斐守經道と云。長祿年中には小野寺彌三郎道忠居住す。天文年中には同上野介道勝、同所廣澤寺大旦那なり。家臣は小野寺豊前守、土民勘左衞門、藤原勘解由、早坂村又兵衞。

川連故城は、景道三男飛驒守經道の子内藏人道基なり。天正の始は相模守道高（後に藤原藏人道介と號す）住す。文祿の始より高田右馬介住す。家臣は栗林大和、土民又左衞門、西成兵衞、同仁藏。

三梨故城は仙北三股の住、小笠原信濃二郎義久か末葉光冬か子、太郎左衞門尉道英なり。

右三城を攻めんとて、湯澤楯岡豊前守總大將とし鮭登を先將として兵卒を率ひて攻寄けるに、敵三城共に各々要害に楯籠り、寄手の勢を討んと待かけたり。先稻庭城へは、淸水大藏太輔義之大將として四月二十八日曉天に押寄せて鬨を揚くれは、城兵は弓鐵砲にて防き戰ひ、兩陣互に汗馬の息をも休めす血戰す。城主も自身に討て出、爰を先途と防きけるが、元來小勢叶ひ難く兵卒多く討れけれは、再ひ戰ひに利なきを以て自ら陣屋に火をかけ城の後ろ深山絶足の處より心靜に落行ける。川連城へは湯澤豊前守滿茂大將として押寄けるに、城主道基手ひとく防き戰ふといへ共寄手の大軍十重二十重に攻圍み、川連家老高田右馬介湯澤の太郎丸内膳と鎗を合せ兩士共に討死しける。其間に處々の持口攻破られ黑瀧の本丸はかり殘りけれは、道基今は叶ひ難しとや思ひけん、役所々々を自燒して密に城の後深山より落行つゝ、兼て示し合せける稻庭の道勝に落逢たり。三梨城へは鮭登典膳大將として押寄ける。新田新十

郎早くも城の後へ廻り火矢を射かけて燒立つゝ、寄手一同に攻登れは、忽ち四方の持口破れ沼田の本丸計りにて拒み戰ひけるに、稻庭、川連の寄手も一同に集りけれは、文祿五年五月朔日城主小笠原太郎左衛門、同傳七殘兵を率ひて突出して悉く討死すれは、城も則煙燒しける。寄手一萬餘人、勝鬨を作りて歸陣す。

三梨村民家十七軒、支郷十九ヶ村あり。稻庭村民家百三軒、支郷十九ヶ村あり。川連村民家二十九軒、支郷八ヶ村。

田子内、手倉、岩井川の要害

岩井川には兵部太輔、手倉には手倉國平、戸波平八、田子内には田子内治郎、小峯三河守等楯籠る。慶長五年十月、最上方丹與三左衛門右三城を攻めんとて三百餘騎を率ひて向ひけるに、元來山城にして石壁青苔百丈もあるらん、中々以て攻寄難く戰ふて利なきを思ひ、田子内要害より悉く人勢を曳揚ける。

西馬音内故城　堀廻村前郷村二村にあり

西馬音内の故城は、西馬音内肥前守昵(ちか)道邑食す。嫡子式部少輔熟々思慮を廻らすに、最上へ降參するも急難を遁れん爲なり。横手義道を背くに非すと父に云て、庄内の人質を取返して湯澤を攻取らんとす。

山田、深堀、柳田の城主密談して精兵を撰み、數兵庄内に近き山中にて日暮を待、忍の者十四五人町内に入東西南北に火を放ち、悉く周る事夥し。此刻に追手の方より鐵砲を打込鬨を作る。此間に、兼て忍の者人質を盜み取て仙北路へ趣きける。殘兵は處々へ火を放ち鬨を作り戰すして揚貝にそき人數を引取ける。在々處々の火の手有共方を庄内勢は追行、人質は火の光を炬として仙北に引取ける。

平鹿郡橫手城

橫手城は佐渡守居城なり。湯澤城主小野寺中宮之介輝道を討ち、其子四郎丸を退け、威を振ふといへ共領内從ふ者一人もなし。輝道の舊臣共、羽黑山に有ける小野寺四郎丸に寄り父の讎を討ん事を勸む。四郎丸時至ると悅ひ、庄内大山の城主を始め多勢の助を得て、軍兵を率て最上路を經て八口内表より押寄る。一手は由利を廻り、石澤玉前の切所を經て大澤表より押寄る。國中の民、四郎丸來らんことを望みたり。かくて兩陣血戰するに、はや所々の攻口破れ、金乘坊を始め橫手の本陣へつぼむ。此時前田薩摩守、楢岡三郎、六郷父子、堀田治部之丞、本堂六郎等多人數を以て四郎丸に加はり、金澤の城を攻拔く。橫手源正坂に陣を張り、四郎丸は多勢を以て吉田、赤坂、八幡の間に陣を取り、先手馬倉、增田、山田、關口、岩崎、深堀等の勢は川を渡し橫手町構に攻入、關町に放火すれは石町、本町、荒町數百軒煙天を焦して燒失す。是に於て佐渡守、金乘坊を始め皆切死しける。四郎丸、其名を小野寺遠江守景道と云て、先

組四郎重道か業を繼き、羽陰雄勝を始處々を領す。織田信長征夷大將軍の宣旨を賜るの聞へあれば、遠江守景道嫡子孫十郎義道に領内を預け上洛す。義道、由利を始め處々の幕下より人質を取り、堅く領中を守りける。近年仙北秋田と中惡しくなり、由利の輩人質を出しけれとも秋田に從ふことを望みける。由利石川氏の母人質に成けるに、此由を聞き自害をなし快く仙北を討せんとす。依て、由利老若の人質自害をす。由利の輩此狀を見るより多くは泪を流し、誠に讐なりとて赤尾津、仁賀保、芹田、岩屋、瀧澤、矢島、潤名、小介川、玉前、杏澤、平澤、瀉保、根井、羽川を始め兵を擧て決戰せんと、天正十年（文化四年までに二百二十六年となる）八月二十八日大澤山へ陣を取る。小野寺義道防戰なさんと一族幕下の兵を催し、敵陣へ取懸り鬨を揚て大に戰ふ。由利勢大に崩れ虛走りなし、程を計ひ惣勢大返しをなし、左右の山より射手を揃へて散々に射る。義道危き處に吉田源藏、荒田目内膳、鍋倉左近、今泉、黑川踏止て討死す。義道を川連藏人綱道大に諫て二段許りは引退く。猶由利勢追來る處に、院内五郎が弟鶴若丸、金彌右衞門殿りをなし敵を防ぎ留め首級の功あり。鶴若丸は年十六、由利勢の內西澤左門に膝射通され、郎等の肩にかけられて陣に引退く。夫より互に二丁隔てゝ共に歸陣す。天正十年、小野寺義道か思ひけるは小野寺中宮介輝道鉾先を以て最上、置賜を切捕り、間室の庄鮭登の城に佐々木を居置、遠江守景道迄佐々木典膳仙北に從ひける今、最上義光是を攻臣と爲し、間室の庄數ヶ所奪れぬ。今度義光庄內表の加勢を催すの聞あるに依て、五月二日一族幕下の軍兵を催し、同四日最上境八口內諸軍勢を揃へ著到、一千騎、歩卒合せて五千

入なり。最上金山城主丹與三左衞門、山形の義光へ飛札を以て告る。則義光、義安始千五百騎歩卒一萬人はせ向、五月八日兩軍戰始る。義道の軍奉行八柏大和守の武略にて山形勢を追ひ立て、討取る首千級なり。仙北討死三十八人。同八日、義光庄內戰危きを聞人數を引分彼に至る。義安、義道と有屋峠に戰ふに（同十二日大合戰）仙北敗軍して引取り、互に境へ人數を殘し歸陣す。慶長四年、吉繼巡國使馬淵か臣を義道の臣柳田増田にて刺殺したるを以て、大谷吉繼惣大將となり大兵を率ひて下村の要害を破り、大森城を攻圍けるが聊故有て此戰先止む。神君の味方として、子藤太郎光道を最上山形迄參陣す。其後、達變の時石田三成に一味して上杉黃門に牒し合、最上を攻んとす。石田敗軍して軍慮空敷なる。同五年最上義光、仙北義道を攻んと兵を向け（院內法領館に記す）十月二十四日仙之戰止む。最上義光、仙臺政宗に奧羽の戰を止むへきの台命を下す。是より兵戰止んて民家業を樂む。小野寺遠江守義道は、石田三成に與するの逆意既に顯れ會津を攻めらるゝ時、子藤太郎光道名代に出陣なさしむるの故を以て義道、光道父子兄弟五人岩見國に流罪し、其國の住人坂崎出羽守に預けらる。後、龜井能登守に預けらる。義道一門一族家臣、皆牢人となりて處々に漂泊を爲す。慶長七年左中將義宣公遷封の時、横手城は松野上總介、和田安房守、川井伊勢守、白土大隅守、桐澤久右衞門請取、伊達盛重を諸司代に任す。伊達左門宣宗、父盛重後住す。聊罪有て祿沒收せらる。寛永元（文化四卯年まで百八十四年に成）甲子年五月二日、須田美濃守盛秀、同八兵衞盛久諸司代に任せられて移る。寛文十二年（文化四年まで、百三十六年になる）七月十九日、戸村十太夫義連を須田主膳盛次に代らせ諸司

代に移らしむ。慶長年中向清兵衛、久保田城下に住して横手羽黒丁給士指揮を命せらる。元和五未年四月向庄九郎に命すると云。其身城下に在りて横手羽黒士卒を指揮すへしと命せらる。

大森故城 平鹿郡

大森故城は、小野寺義道連枝の孫小野寺五郎康道の邑城なり。義道に從つて處々の戰に勇戰武功ある處の勇將なり。慶長五年大谷吉繼の命使を仙之一味して殺んとせし內也、大谷の大兵、大澤の要害を破りて大森城を攻拔んとす。所謂清水義之(最上の將なり)本庄彌三郎(上杉の將)山利仁賀保兵庫頭、芹田、子吉、斉澤、根井、潟保の諸將なり。又一手は大谷吉繼、赤尾津、打越、岩谷、鮎川、小介川、石澤、瀧澤なり。又一手は角館、六鄉、堀田、楢岡、本堂、秋田城介なり。三手に分て布陣、木の下、河隅川を登り寄するも有り。大森康道按するに時候を得たり、敵を時雨霜雪にをかさせ人馬を勞せんと。城四五里の內自燒して、西は八澤木十一鄉味方して高山なれは敵入り難き地なり。東は城郭大川の要害地なり。北は劔鼻の岨なり。防戰支度調ひ、十八日三方の寄手近付けば城將康道三百人を率ひて城より二里出張り、瓜の紋の幕を打ち扣たり。大手石澤、瀧澤小勢と侮りて玉箭の迫合もなく突戰す。康道鐵砲の卒をして敵三十餘騎を討落しむ。兩陣鎗合する處に、大森方より小鹿兵部を將として弓手の森より二百餘人横鎗を入れ、同佐貫越前馬手の方より二百餘の横鎗を入る。寄手大に破れさんざんに崩れける。大森方追行けるに清水義之備

を替へんとするに、大森則柵中へ人數を引揚る。石澤、瀧澤附入んと進寄ける處を柵より鐵砲を以て二三十騎打落す。其汐に城兵突戰、石澤、瀧澤再ひ破る。城中より大將五郎、福正院を始め憤戰して敵の備を崩す。寄手本陣引取り、翌日より持口定め備を固む。時に寒天雨雪いたく降り、兵卒凍蝶の如く手足寒冷して其働成かたし。大森の勢は柵の中に役所を設け、焼火に手足を暖め替る々々に玉矢を射ける。西の嶮しき處を歩立にて城堀に至りけるに、城中の女二三百人出て柴礫を打事小石を打つか如し（福正院か功なり。）石井右近惟通兩眼を打つぶさる。由利の將、女の礫に中ると云は末代迄の武士の名折なりとて元の攻口に歸るに、惣將大谷指揮して玉矢を飛す。兵共柵へ近寄れは城將五郎、福正院憤出して敵の備を突崩し、城兵本陣へ引取る。その頃天曇り雪降る事夥し。敵陣帷幕斗りにて（大森自燒せし故、陣營の具なきこと見ゆるなり）雪に埋れ何共陣宿もなし難きに付、明日總勢を可曳取と陣々へ令す。城將五郎に福正院陳へて云、今は天下の敵なり、敵寒營に苦しむ、僞て和を乞ひ鹽に付て引取るへしとて本海法師をして敵陣に和を乞はしむるに、則ち是を許し、大谷惣軍十月廿二日引取りたり。慶長五年十月十三日、清水大藏太輔義之酒田を發し、同十六日大澤へ着陣す。秋田城介陣代湊二郎五郎、其外由利十二黨同十七日大森城へ押し寄せ關を作る。城主康道守りの人數を配り迫り合ひ、大手持口の將齋藤相模玉に中りて死す。此口より破るる。康道大長刀を振り福正院と共に馬に打乘り大に戰ふ。日も西に落る故互に陣を退ける。楯岡、鮭登等は柳田の城を拔き馬倉城を攻む。大森城甚强くして攻難きをりから、台命ありて政宗、義光へ出羽

奥州合戰止むへき旨を命せらる。是に依て十月廿三日迄戰ひ、同廿四日清水大藏大森城の圍を解き、大澤の山路を越て由利郡中に出て庄内に歸陣す。鮭登、八口内、金山を越て歸陣す。

沼館故城 同郡

沼館の故城は沼館庄司次郎の居城なり。後小野寺中宮介輝道住城の處、要害の城に非すとて湯澤城に移りて庶子某を置き、其後其孫大築地織部此邑を居城とす。戸澤九郎盛安の角館城を、小野寺孫十郎義道兵を率ゐて攻〆の間へあり。戸澤盛安、即ち小野寺の支城より攻拔かんと沼館城へ趣かんとす。城主織部、要地に出て戰んとその臣小清水藏人に七百人相副へ先手として、自ら千人を率て後軍となり阿氣野廣地に陣を張る。戸澤盛安は六郷を過大栖のわたりを越、布晒を經て阿氣野前に陣を取る。敵味方其間五丁程隔て鬨を作り、鐵砲、弓にて迫合ける。戸澤の先手楢岡氏手を負て退く。戸澤盛安新手を以東方にて織部と戰ひ、西は小清水と楢岡と戰ふ。小清水は戸澤に太刀にて討留められ、沼館勢は大に敗れ走る。沼館へ加勢の來る聞へ有に依て、戸澤も人數を引拂角館へ馬を入るゝ也。慶長五年大谷刑部少輔吉繼、三作、最上、由利勢を以仙北を攻む（湯澤故城に記す。）沼館城の大築地織部は小勢にて大敵へ向ひ難きを知り、人數を集めて横手根城に楯籠る。

凡、此城は清原家衡籠城の處なり。叔父武衡奥州より來りて軍略をなし、此城を出て金澤の柵に移りけ

るなり。この沼館城は城廻り村にあり、故城の跡に眞言宗藏光院と云寺あり。

吉田故城

吉田の故城は、小野寺義道の臣吉田孫一郎陳道が邑城なり。慶長五年十月二十日大森城攻の時、城堅固なるにより最上惣將義之軍評を問ふ。六郷兵庫頭關ヶ原參陣に付、名代大曲越中、片犀門司か云、城要地にして急に攻て利あらす、勢を分て吉田を攻べしと。義之、延澤遠江守光信を大將として五備を向けらる。孫一郎處々の味方を指揮し、大勢を以て是を拒ぎ大に戰ふ。最上勢は大森へ引揚る。

柳田故城

柳田故城は、小野寺義道か臣柳田治兵衞尉が邑城なり。慶長五年十月二十二日大森の城攻の時、延澤遠江守、鮭登等軍將にて備を五段に立て押寄する。柳田の地形南は大川、北は深田、東は堀柵なり。城兵の圓通院强弓にして及位右兵衞、高橋十郎兵衞を射落す。此矢先に中り多くは死す。互に玉箭の迫合烈敷き事云ふへからず。大將突き出て大に戰ひける處に手を負ひ、原田大膳か臣古内太左衞門と組、遂に頭をそとられける。一向宗圓通院憤戰して疵を得、大男を引寄脇はさみて川へ飛入、水底にて死す。其處を圓通院淵と云。箕浦三郎眞先に城中へ走り入女童を切捨けるに、三十歳許の女天井より飛び降り、許

し給へと武士に抱付懐劔を以て具足の透間より刺し、吾も自害す。

馬倉故城

馬倉故城は、小野寺臣馬倉能登守、同右兵衞か邑城なり。湯澤の住楯岡滿茂は小野寺義道に戰勝ち、所々の支城河熊、植田、今泉、鍋倉、寛田日五城を攻拔き、滿茂三千の兵を率ゐて岩崎、增田、古內の間に陣を取る。四月十九日馬倉へ寄する。此城大山にして後は深山へつゝき誠に絕地也。馬倉も防戰の支度をして扣へたり。寄手堺重に取付き一同に乘入らんとする時、城中より玉矢を飛はし敵多く討れける。この時合城兵出てゝ憤戰す。寄手大に敗れて岩崎まて崩れ走る。扨、原田大膳始め明日一番に戰はんと宵より拔懸しける。馬倉の城主は、敵は遠引す幸に横手の城へつぼみ一所に成て戰はんと、女童を先へ落し十六騎殿して引けるに、拔懸の湯澤勢に出合大に戰ふ。馬倉兵十二騎討れ、四騎引退くを追來る。馬倉の士民部太郎、長柄に三尺身ありける槍を以て敵を三人迄突落す。山崎藤十郎は弟太郎と組打して首を取る。大將右兵衞も一栗宮內に討取らる。滿茂兵を率ゐて來れ共、落城により伊良子將監を籠置けり。翌年植田、河熊、新田目、鍋倉、八柏城を攻拔き、義道一族馬倉城を攻返さんと、大森、西馬音內等を始諸將兵を率て攻ける。湯澤滿茂は敵に行方を遮られて出る事成かたく、城主伊良子氏は大敗し、近習十二人を從へ岩崎の方へ走りける。半途にて田子內の臣磯野五右衞門、菅瀨八郎に討れけ

る。先の城主關口（馬倉氏とも云）能登守再ひ居城となす。城は馬鞍村にあり、或は三島とも云（民家は四十二軒あり。）村中に正八幡の社あり、神躰鞍のよし。其故に馬鞍村と云。湯澤豊前守、鮭登典膳、柳田城を攻拔けども大森城は強くして攻あぐむ。其間に馬倉城を攻んと、鮭登大將として伊良子式部、同新藏を副て慶長五年十月二十三日に向ひける。城主關口能登守再住の城なれは衆一味して城を持、互に玉箭を飛はし攻合ひたり。伊良子春熊、同新藏、先に兄和州此城にて討れ誠に敵なれば、今宵城の後へ廻て火を懸けんとて忍んてから堀にひそみける。城方關口九助卒を連て要心に廻りけるか、是を見て鐵砲を打たせ槍合をなし、遂に春熊、新藏は討れける。城主城の後へ火の手を上げたれば、寄手は伊良子氏の火の手の功ならんと備を亂して乘入らんとす。城兵巧みし事なれば三方より玉箭を打かけ、山の腰を廻て敵の後を遮り戰しかは、大に敗れて最上勢は増田、岩崎にそ引取りける。

鍋倉、植田、新田目、河熊四故城

植田故城は植田村にあり。土民古館傳へて大石與九郎住所と云ふ。齋藤氏邑食（左衛門四郎）城主一族なり（城主與九郎と云なり。）新田目故城は住吉新田目村にあり。城主新田目小八郎、同隼人、同惣助なり。河熊故城は川熊與五郎の邑城なり。

右三城、共に小野寺義道領中支城なり。慶長の始義道湯澤城を攻取らる。攻返さんとして楯岡滿

茂と戰ひ敗れて横手根城へ楯籠り、支城々々を數攻拔といへ共救はす。最上勢勝に乘て川熊、植田新田目、鍋倉城を攻落し今泉城を燒捨て、湯澤方より人數を入置けり。

鍋倉故城は鍋倉相模の邑城なり（今城跡に土民住居し、堀の跡は前代なり。金鑵寄藏とてあり。）西馬音內、山田、松岡、深堀、柳田、庄內の人質を取返し、其年最上に攻取られける四ヶ城を取返んと城將へ告げければ、喜びて各支度す。川熊へは山田民部少輔、同二郎、深堀左馬介、柳田治兵衛、川熊與九郎人數を率て向ふ。鍋倉の城へは西馬音內式部少輔、同孫六、松岡越前守、鍋倉相模兵卒を率ゐて向ふ。植田城へは高寺、沼館、植田か兄弟、齋藤左衛門四郎、同內匠、同甚左衛門、同半助兵卒を率て是に向ふ。新田目城へは大森五郎康道、淺舞左京、新田目小八郎、同隼人兵を率て向ふ。右四ヶ城の最上勢勝に乘り怠るにぞ、玉箭を飛はし攻けれは則落城す。横手義道は旗本勢を加へ、先の城主を入替へ移しける。

增田故城

增田故城は增田村にあり。東西百五十歩、南北百三十歩、土居堀跡あり。往古は土肥相模守道近の邑城なり。小野寺氏の臣土肥次郎住居す。慶長の間最上義光より長瀞內膳を城代に置き、同七年に前澤筑後守入道蘇球受取、東將監義堅を置かしむ。增田一萬石は岩城忠次郎貞隆公領し給ふ。元和の初信州川中島一萬石を台命により拜領する故かへさるなり。城は元和八年破却す（文化四年迄は百八十六歳になる。）

淺舞故城

淺舞故城は淺舞村にあり。小野寺義道の子左京進光道の住城なり（淺舞荊部と云ふは誤歟。）慶長七年茂木監物此城を受取り、元和八年に破却す。

八澤木神社

八澤木神社は八澤木村にあり。八澤木と唱ふることは澤八ヶ處にあるを以て云ひ、或は八木、又は木澤山なる故名付共云ひ、或は夜叉鬼とも云ふ。其緣起に曰、天平寶字元丁酉八月十五日、平鹿郡夜叉鬼城主大友右衞門、藤原吉親夢の告あるにより西の方の嶽に分入るに、山中にて一人の獵師に逢ふ。其名を問へば、由利の住人遠藤々治太郎と答ふ。吉親、我嶽に上らんとするに道なし御邊案内せよと云ふ。遠藤心得たりと、兩人嶽に行かんとするに道なし。大木茂りて巖峙ち、谷深くして空さへ見へず。元の麓に歸らんとするに叶はず。詮方盡きたる處に黑衣を着たる老僧一人忽然と現はれ、あの金色の光ある處こそ汝が尋ぬる嶽なりと。至れば木中に佛像あり。即世界の獨尊釋迦如來、末世の衆生を濟度せん爲天竺佛生國より飛降り、日本和州吉野郡に金峯山藏王權現と顯じ玉ふ。今又、此山東方は虛空蒼々として明星の光指出、下居坂峙て罪障懺悔の汗を流し、南方は峨々と聳え梢を吹く風索々として五衰三熱

の眠を覺し、西方は蒼海漫々として夕日の影長閑にて法水の流天を浸し、北方は谷深ふして水の聲一切衆生の塵埃を洗ふ。此峯に社壇を創し尊崇せよ、一度參詣の輩は七難三毒を消滅し利生を蒙らん事疑有るべからず。汝等此谷を下らば必麓の山路に行くべし。我は此山鎮護の地藏𦬇と忽ち消失せ玉ひぬ。兩人不思議の思をなし、敎に從ひて麓の路に下れは即里にそ出にける。其後、兩人彼峯に大伽藍を建立す。山號如何と僉議するに、彼靈地に鷲の羽多く飛來れば保呂羽山と號す。又兩人始めて山に通夜せし時、藤治太郎丸き器に飯を入れて來り、大友は角なる器に飯を入れて來り互に疲を凌ければ、其時御鉢と名付て權現の寶前に備る。其例今に殘て圓器は由利の洗米入、角器は秋田の洗米入る。慶長五年大森合戰に大友、遠藤兩別當加勢に來る。御殿山社堂の額、堂の內にあり。岩城權介公の筆にて金峯山と云ふ鞍石あり。秋田の別當は大友治部少輔、守屋遠江守、龜田由利の別當は遠藤孫太夫なり。六郡國社三神は此の御嶽山、添川神社なり。龜田領由利羽廣村坂部村と境にして地論ありしが、元祿十三辰、同十五年年台家より檢使兩度まて來て境を極るに、官庫地圖に保呂羽山全く平鹿郡八澤木村の內に是ありと云々。

劔鼻（つるぎはな）　同郡

劔鼻は大森合戰の要地なり。十日町村の支鄕劔鼻村にあり。右の山に正八幡宮の祉あり。天平十五未

年に開闢し、時の代官山城と云ふ者、五穀成就の爲大森の高五石是につくると云々。

阿氣村　同郡

阿氣村は勝軍山甲臺と云ふあり。康平五年將軍義家朝臣、阿部貞任退治の時此地へ軍勢を引揚陣取りし謂れにより、擧の里と云。其後、義家卿八幡宮社殿へ片鐙を納め給ふ。傳て寶物とす（康平元年より文化まで七百六十二年になる。）

大曲故城 仙北郡

大曲故城は前田又左衞門尉道信の住城にして、小野寺氏の幕下の將なり。道信、天文元年由利赤尾津羽川の戰に流れ矢に中りて死す。道信、男五人あり。嫡子又太郎寬仁の器、勝敗に泥ます時を得ては進み時を得されは退き、軍を知り武略有りて常に忿怒の氣なく、士民其の德風に懷く。赤上方牢人軍法者五十棲六十郎を師範として兵道を學ふ。六十郎か諫により舍弟四人に家を預け、纔に從者四五人率て上京して將軍義輝公に仕へんと上洛す。二男前田薩摩守、父の仇を討んと檜岡六郎、六鄉、荒川、刈和野等を語らひ由利赤尾津、羽川か館へ押寄戰ふ。夫より戰度々に及ぶ。元龜三年に赤尾津左衞門を討、天正二年に羽川二郎を討、父の讐を討ちて欝憤を散す。天正十年、信長將軍へ謁せんと仙北小野寺景道、比内の住人淺利與次郎義貫、前田薩摩守利信、秋田名代檜山忠次郎打列て上洛す。由利勢其跡を計て赤尾津次郎、羽川金剛丸を大將として堅甲利兵大曲城を取卷く。城の大手は神宮寺掃部助、搦手は前田又四郎是を防く。大曲戰敗れ、金剛丸、打越孫二郎城內に乘入り火の手を擧く。城殘りなく煙火となる。前田兄弟は神宮寺城に引取ける。由利勢は勝軍して歸陣す。前田薩摩守は大曲落城の翌日下國しけるが

神宮寺の城に住ける。舍弟掃部介は土崎五郎の逆心に與し、秋田城介の爲に討らる。薩摩守は年六十にして卒す。子左兵衞、神宮寺より度々兵を起し由利を討けるに、天正十四年赤尾津か爲に生捕らる。慶長七年常侯遷封の後梶原美濃守を置かる。

六鄕故城　同郡

六鄕故城は六鄕高屋村にあり。城主は六鄕兵庫頭朝臣正乘、小野寺義道に從ひ勇智の將なり。大谷吉繼、大森城攻にも台命に屬す。神君の奧羽兩國の陣觸に、六鄕正乘三百人にて山形へ馳參す。慶長五年九月朔日、神君、石田三成等か逆心により江戸御進發東海道より上方へ趣き玉ふ。六鄕正乘と戸澤盛安と交り睦しき故、山形より仙北に歸て兩將上京をなし神君の御味方をなさんとて、正乘、盛安八月十五日仙北出立す。九月八日、神君は大井川の向へなる金屋の宿に御陣なさる。御供陣は島田なり。戸澤、六鄕幕の時刻に至て大井川の岸に臨んて川面を見るに、水增し逆浪高く流る。今宵川を渡して本陣に至り神君に謁せんと評決して、盛安、正乘腰指に挑灯を高く付て眞先にさつと乘入る。戸澤勘兵衞、鈴木、佐々木、傳菅、毛利、神尾町、太田、小田島、田口、長山、遠藤、鷲野を始め、金屋の篝火を目當に浮つ沈みつ渡りける。神君も曲者なるへしと仰せけれは、貴賤大勢見物す。眞一文字に押渡り波を蹴立て一度に陸に上る處に、若武者二騎立寄て是を問ふ。兩將は下馬して出羽國仙北の住人戸澤治部太輔盛安、

同六郷兵庫頭正乘と答へたり。後神君に謁し御味方に加られ、陣屋を渡さる。慶長七年六郷正乘關ヶ原戰功に由て常州府中を賜る。『寛永の初本多上野介正純、秋田へ預人となる。後羽州由利郡本莊へ移され、預地二萬石を賜ふ。』慶長七年、佐竹義重公は常州より來て六郷高屋の兵庫頭正乘か故城へ住し給ふ。同六月廿三日川井伊勢守、箭田野安房守先立にて秋田へ來る時、横手より上仙乏は御手に不入也と云へりとぞ。此時此館を受取るか。同八年十月、仙北先の殘士共一揆を企て義重公の御館を攻る。其勢秋田兵庫介、眞壁久右衛門、茂木左衛門、岩谷甚九郎、猪野岡小太郎、大御堂彌五郎、鳥海彌八郎、同市五郎、同西之助、大築地又次郎、戸波惣右衛門、照井八郎、境喜太郎を始めとして千餘人、二手に成て寄來る。城中には中川宮内弓に箭つかひ防き、上遠野隱岐鐵砲卒廿人に烈しく連ね打せて是を拒ぐ。田崎相模を始めことごとく敵兵を防く。搦手の方へは田中越中が戰令をなし、赤羽、根石、信太、太田か父子敵を拒き、太田丹波か二男討死す。傳に云、此者神參の事あり。母より鳥目百銅乞て朝より懷中する處に、急に事起り至りける時、兩度迄鳥目の上敵の鎗先突走りけると。此騷動により、金澤より佐竹將監義賢、大塚權之助、隨兵には酒出主水、關豐前、大窪亦市、國安縫殿介、高部孫兵衛、柏肥前等の人數救兵急き押來り、大曲より梶原美濃守救兵三百人程短兵急に押來りて賊を悉く追退けしむ。同十七年子四月十九日義重公逝去、關信公と謚せり。後御館廢す。今に田の中に舊館の土地あるなり。

角館故城　同郡

角館故城は、戸澤九郎平朝臣盛安の居城なり。先祖より父能登守忠直迄は奥州に居住して南部家の幕下に屬しけるが、子細有て今は角館へ赴きて城郭を築き、小野寺景道にも從はず仙北一方の旗頭にてありける。近邊の諸將戸澤に從はすと云ふことなし。慶長五年神君關ヶ原の戰に、六郷正乘と神君の御味方に登りて扈從す（六郷正乘の傳に記す。）關ヶ原に於て、津輕右京大夫爲信と戸澤盛安、六郷正乘談して云、强敵と戰ひ死生を決せんと、僅の小勢を以て嶋津家の大隅と戰ふ。大隅破れて三丁程退きける。盛安は太刀を以て崩るゝ敵を追かけ餘り深入やしたりけん、大勢に取籠られ討れける。神君も津輕、六郷を召出され戸澤か討死を惜み給ふ。元和八年、戸澤盛安か子右京亮政盛に台命有て、出羽新庄高六萬八千二百石の領地を賜る。先には最上義光家親の領地なり。源五郎罪ありて國を沒收せらる、其領地の內なり。初は常州松岡の城を賜る。小野寺義道、戸澤氏か角館を攻る聞へあれば、戸澤政盛の臣戸澤長兵衛、茂木因幡、鷲野伊賀、長山小十郎、佐々木氏從て上り、神君に謁して義道の政事を訟る。神君、盛安討死を感し松岡を賜ふ。慶長七年（文化四年まで二百七十年になる）常侯左中將義宣公秋田六郡に遷封以後、蘆名主計頭盛重を守護になし給ふ（長野紫島城とも云。東將監義賢住すとも云。）元和六年城は破却となる（三月二十四日梅津憲忠檢使と云。）明暦二年丙申（文化四年迄百五十二年）佐竹河內義隣をおき所司代移る。延寶七未年十二所所司代鹽谷伯耆角館へ移て給士を預らる。

神宮寺嶽 同郡

神宮寺嶽は神宮寺村より川を隔てあり。往古、阿部貞任、宗任か籠る處の地なりと云ふ。其山平地より數十丈高き嶽にして、頂には八幡の社あり。南西は山續、籠兵出現し又は隱るゝ事の自由なる山谷の地形なり。誠に要害の山と見ゆるなり。

金澤故城

金澤故城は金澤本町村の山にあり、八幡の社あり。寛治四年義家將軍陸奥守に任せられし時、三郎清原武衡、四郎家衡、義家朝臣に逆ふ。是に於て金澤の館を攻る。戰利あらす、將軍しば〳〵軍慮に疲る。同五年未九月十六日、金澤館を攻む。月を越えて城中糧食既に盡く。武衡、家衡降を乞へども許さす、十一月十四日に城陷る。武衡は斬罪す。家衡は縣小治郎次任と組て梟首せらる。賊黨を誅戮して一國平均になる。慶長七年に東將監、梶原美濃守當城を受取、元和八年に破却す。

杉宮神社

杉宮大明神は、昔、仙北に七黨有り、其旗頭山北左衞門九郎吉定といふもの智仁勇の者にして、父母に孝

行政道邪ならす、百餘歳にして承平元年（文化四年まで九百八十五年）十二月十七日卒す。三輪大明神の化身なりとて杉宮大明神と崇尊す。上杉謙信の臣甘糟近江守、此神を崇信するに神靈甚驗あり。謙信より、由利郡にて三十貫の社領寄進を別當吉定院に賜る。

川邊郡百三段村山王

山王の社は日吉山八王寺、由利忠八郎是を建て、後赤尾津治部少輔光政附屬す。後最上義光の領する時其臣鮭登豊前守附屬す。後本多上野介正純謫せらるゝの間附屬の事あり、地面引替て後御領より社地の田を賜る。別當藥王院。

戸島故城

戸島故城は、畠山庄司二郎重村居城なり。由利の仁賀保前大和守重譽か壻なれは、今の宮内少輔と親戚なり。出羽國羽黒別當は、國中の諸將の處へ守札を使僧を以て送りけり。秋田、比内兩郡に行きけるに法師智賢坊は仁加保宮内少輔か叔父なりし故豊島に來る。重村對面し言けるは、我先年城介愛季鉾楯の事有し時、仁加保我を救はん爲加勢の人數を催し半途迄出勢なし給ふ。然るに此地事故なく相濟、其後城介に何の野心もなく數年を送りしに、何者の讒言にや、我々貴僧を賴み羽黒の衆徒を語ひ、秋田の

城を攻んとする巧あるの由。是全く我心底になき故、一門豊巻備中守を以身に於て誤りなき旨を云送りけるに、城介用ひず我館を攻めんとて人數を配り有の由承りたり。貴僧秋田へ行は必定討れん、と云ふにより、僧七日の内に大館淺利か方へ行て羽黑にそ歸りける。城介、豊嶋を討んと用意をなす。重村小勢にて戰ひ利あらさるを知り、仁加保へ落行く。城介は軍兵を催し來りけれ共敵將は落ち行き、本丸に兵百餘騎殘り討死と決しけるが城介は是を攻ず、支城の高岡但馬が居城を攻む。高岡も野心なきの由を以降る。但馬に令して本丸の守兵を高岡に引取ける。且戶島重村をは、仁加保氏か館の近きに要害を構へ其處に置けり。戶島重村四五年の間由利に有りしか、仁加保、赤尾津心を合せ秋田實季に訴訟しけるにより、竟に實季心解け免許あり。故に重村豊島へ歸ることを得たり。豊島城を太平大江廣治と由利羽川九郎か攻し謂れは、羽川、太平廣治の所へ使者を送りけるに、豊島士喧嘩に及ふ。城中の侍共出逢ふて羽川の士を討留めしにより、羽川、太平共遺恨として戶島を攻討んとす。大江廣治か兵小柳、櫻田、二分、佐藤、嘉藤、內藤、嵯峨、各務、松崎、石上、柳田、八反、關口、黑澤、寺中、馬庭の者共を率て出陣す。豊島方、川尻の者小勢なれは戰ふて利あらすとて戶島へ人數をつぼみける。羽川九郎も兵卒を率て太平と川尻に出合たり。夫より城の西大野に陣を張り、大皷を打、鯨波を作り、鐵砲、弓を以て攻にけり。城中より豊島石見、進藤豊前二百人にて突て出、羽川軍士と鎗を合す。太平か臣安倍勝右衞門、同梶右衞門城中近き峯に上り火矢を射かけ、後所々を燒立て惣軍より矢玉を打かく。城兵追手より突

出て戰ふといへ共はや本丸は落けれは、重村を中に包み兵卒和田の方に落行ける。敵追詰ける處に、重村の臣進藤豊前、中野左兵衞、宮崎大學、同兵右衞門、畠山玄蕃、同石見討死す。小林外記は疵を得るも敵を拒ぎ、大將を落延す。重村は舍弟新内と神内城へ移り給ふ。太平、羽川は兵を引取りたり。豊島神内、重村と兵を起して太平廣治を討ち（太平故城に記するゆへこゝに畧すものなり）勝負決せす、互に陣拂す。其後新城、柳田城主和睦の扱を入れ兩家和睦す。重村の祖は武州の住人畠山重忠の末葉なり。畠山庄司二郎重村、入道して休心と云、秋田實季一族なりし故仙北の押に豊島城に置く。豊島郡は仙北、秋田の境にして地理の厚き故を以て唱へけるか、寛文四辰年川邊郡に改る。一村（マヽ）野田、高屋村と云、戸嶋と唱ふる事は城下の邑名か。城を戸島城と云て山城なり。和田村を式田宮崎村と曰ふ。

出羽新庄

江戸より百十里二十五丁、元和八年九月金山、眞室、清水城破却、十月八日永井直勝地形見分今日定る。

高六萬石　　戸澤右京領分

村山の郡高二萬四千四百七十一石二斗五升八合、十九ヶ村

最上郡高三萬六千百五十八石七斗四升二合、五十一ヶ村

外新田六千五百五十六石七斗七升一合

正保二年調。

戸澤氏は、出羽仙北郡角館城主（角館故墟の處に註す故に略す）慶長の始、關ヶ原の戰に神君へ御味方に馳せ登戰功をなし、島津の大勢と戰て討死す。其子政盛右京亮に、慶長の頃常州松岡の城を賜り領地す。元和八年、最上氏沒收の領地の内羽州新庄六萬石の領地を政盛に賜る。其子正職中務太輔、其子正康上總介、其子正成筑前守。

最上舊主

最上出羽守義光は、清和天皇七代義家の三男義國の子義康、子義兼、子義氏、子泰氏、子家氏、子家眞、子越前國足利尾張守高經弟左京大夫家兼二男修理大夫兼頼、出羽按察使、延文元丙申八月十五日（或は六日ともあり）最上郡（或は村山郡ともあり）山形城（先上斯波出羽守義盛）に入部なし玉ふ。兼頼、直家、子道直、子滿家、子義春、子義秋、子滿氏、子義淳、子義定、子修理大夫義守、子出羽守義光なり。寛柔にして勇敢の良將也。凡そ最上出羽の内處々攻取、領地五十萬石也。慶長十二年四月子日、天童ヶ原にて家臣乘馬の輩着到、本城豐前守を始め境目の城主並に鶴岡の番手の城代百五十騎、龜崎城主寺内近江守預りの百騎、寒河江三十騎、先番の騎馬三十

騎、以上二百八十騎着到を免る。其外、三十七萬七百石藏入寺領とあり。社領、陪臣は是を除く。義光は慶長十九年正月十八日、年六十九にて逝去す。法謚玉山白公居士。一生戰て敗れす。神君に仕へて二心なく、出羽の旗頭となり諸侯諸臣を司る。諸書に其委を顯す、故に今爰に是を略す。其子駿河守家親、其子源五郎家信（或は義俊共云）幼年にして國位を嗣き、家老上を犯し甚た不和なり。家老松根備前守、同職の山野邊右衛門太夫と鮭延越前守非義をして私をなす事ある謂れを江戸公義へ訴狀奉り、悉く是を糺明あると雖共指証とする所なきを以て、備前は立花飛驒守へ預けられ、義光並に家信親の舊功に依て本領相違なく台命を嶋田彈正、前澤勘兵衛に下して家老共一味して家信を守護すへきと既に三ヶ度迄あるといへ共、最上家の衰亡にや鮭延、山野邊兩士心を合せて御受をせす。依て、家信の所領出羽の內沒收せられ、家信公江州の內にて所領一萬石賜る。武鑑に、交替寄合向表御禮の內最上監物五千石江州大森父は刑部、元和八年九月最上城受取の令、御檢使本多上野介正純、永井右近直勝は最上山形下向、城受取には上杉景勝、伊達政宗、松平忠郷の人數を以て山形庄內の城を受取らしむ。由利領の御檢使水野河內守、石川八左衛門下向、同城受取人數は佐竹義宣に命せらる。酒田城は、相馬大膳亮義胤受取へしと令せらる。御當家由利領へ九月十一日より到着の輩、小場式部義成惣人數五百二十五人、戶村十太夫義國惣人數六百八十二人、小場小傳治宣忠六百九十六人、須田八兵衛武宗四百人、惣騎馬二百七騎、鐵砲三百四十挺、鑓百六十二本、都合二千三百三人。此人數の外、梅津半右衛門憲忠八百人程にて九月十一日に

山形へ到着。九月二十九日、鳥井左京大夫忠政山形へ封せられ今日入府。最上所領山形分三十五萬九千石、十月本多上野介正純検使草て天童に趣く。山形より、永井直勝等台命を正純に下す。佐野、宇都宮召上られ由利へ遣はさるの命をくたさる（本多公祿沒收の事は福島左衛門大夫宇津宮拝領、城普請せらるゝ事三ヶ條の罪有。）本庄受取の人數は本多氏到城の刻、君か野、みやうが澤、葛根三ヶ所へ除き、餘る處は豊巻に居るへしと。十月八日、本庄、瀧澤の兩城を破却すへき命あり。同十二日百三段地引替の事濟み、同十四日由利領破却濟のよし、同十七日注進す。永井直勝、今日山形を立江戸へ趣く。御當家の人數は十六日に引取る。

由利十二頭傳記

羽陽由利郡は、鳥海山の北五十里にあり。此處は昔年、奥州の秀衡代には由利忠八郎維久と云ふ者の領なりしが、秀衡か男泰衡滅亡の時維久生捕られしを、頼朝公此者を御助二度由利を賜ふ。故に子孫相續て由利を領す。中世、鳥海彌三郎と云者由利の内を邑食す。後冷泉院の御宇朝敵たりし安倍貞任か從類に、奥州の鳥海彌三郎と云しものゝ嫡孫なるへし。同し頃、由利の領主は忠八郎維貫と云ける。正中元年（文化四年迄四百八十四年なり）三月二十三日、鳥海孫三郎兵を發して不意に由利か城を攻め、維貫を討取て由利を押領す。鳥海卒して後、建武四年其男出家と成て常滿律師と號し、由利を領す。其臣近藤長門守、渡邊隼人二人逆心して觀應元年（文化四年迄四百五十八年也）四月律師を害す。是より近藤、渡邊由利の地頭と成て有けるが、程

なく兩士中惡敷成て近藤は仁加保小出柵に籠城す。康安元年三月より合戰始り、貞治二年文化四年迄四百四十六年なり五月二十一日進藤、渡邊二人共に滅せり。夫より以來百餘年の間郡司定まらす、亂世なれは最上の爲に攻られ、或は秋田、仙北に攻められ、郡中の人民安き心なく自ら耕作も捨り、路頭に徘徊して往來の老若男女を剝取、僅の身命を扶かる。農人なけれは徒に田畠も荒果、狐兎の跡のみしけかりける。昔は二百三百の民屋軒を連るといへとも漸く三四軒殘り、多くは名のみ有て在家一宇もなき處のみ余多有れは、山野の街もなしとそ聞へける。日本百四主後土御門天皇應仁元丁亥年、足利第六世義政公鎌倉第五代總州古河成氏なりの時、由利の土民鎌倉へ登て時の執相太田持資を賴て郡主なきことを訴る。即ち十二人の地頭を下國し玉ふ。仁賀保の城へは小笠原大和守重譽、矢島の城へは大江大膳大夫義久、赤尾津城へは赤尾津九郎、子吉邑には兵部少輔、芹田邑には芹田伊豫守、打越村には打越左近、石澤邑には石澤治郎、岩屋邑には岩屋右兵衞尉朝繁、潟の保には潟保双記齋、鮎川村には鮎川筑前守、下村には下村彥次郎、玉前村には小笠原信濃守、右の地頭天正年中には專ら邑食す。由利忠八郎維貫生害の時、幼稚の男子乳母抱き出て山の奥に忍ひ養育しけるが、三四代牢浪の身となつて在りしが、應仁の頃鎌倉へ訴狀を捧て由利の內瀧澤一ケ所賜り、瀧澤忠八郎と號す。信濃源氏の家臣根井式部少輔、矢島義久を賴み矢島の領內に居館を築き住居す。十二黨諸將、或時は婚姻を結ひ水魚の思をなし、又或時は遺恨を結ひ敵と成り弓矢に及ふことは、年々每々に轉變せすと云ふことなき也。仁賀保氏と矢島氏と確執の事有て、年久敷合戰止事なし。

矢島大膳大夫義滿卒して後、嫡子五郎滿安を討んと仁賀保大和守明重、天正四年四月二十八日の夜玉前村の主小笠原信濃守を搦手の將として押寄る處に、滿安に明重却て討捕る。仁賀保氏家臣菊地五郎兵衞、布施、小松、土門の四人の者明重の嫡子二郎丸を取立、仁賀保大和守安重と云に怨の敵矢島滿安を討んと竟に戰を交ふ。天正五年八月十九日、滿安の旗本まて安重働き戰死す。仁賀保氏宮內少輔治重嗣、矢島と舊怨あるを以て子吉治郎、芹田伊勢守を一手の大將として矢島表に相戰ふといへ共、竟に雌雄を決せす相引に人數を引揚る。滿安の謀計にて仁賀保の臣土門兵部、小川重左衞門、同孫勝左衞門に賄を與へて返り忠をなさしめ、天正九年七月六日矢島の軍勢仁賀保表へ火急に押寄、三氏の逆意より治重竟に滿安に討取らる。仁賀保氏八郎嗣立す、矢島と三代の怨敵なる故天正十四年兵を起して矢島表へ出張す。矢島五郎と組討して竟に矢島五郎に首を搔落さる。仁賀保兵庫頭勝俊、矢島と四代の敵となるか故加勢には赤尾津刑部少輔、芹田伊豫守、家臣には蚶潟、平澤、野澤、院內、吹浦、菊地、布施、横岡を始め、都合三千八百人矢島表へ出張す。矢島も出陣互に對陣の處へ、仁賀保の禪林寺、矢島の高建寺來りて和睦なさしむ。其故は鮎川筑前守、潟保双記齋、岩屋內記、打越左近內談して、由利騷動は仁賀保、矢島の確執より事起り兵亂止むことなし。是非和睦を兩僧に說かしめ、互に軍勢を引揚く。しかるに再ひ約を變して合戰に及ふ。關白より小田原北條退治に付、十二黨は最上義光の下知に從ふへしと御下文にて、由利漸く爭戰を止みける。天正十九年南部九戸攻に御下文にて到着、人數の內には仁賀保兵庫

頭勝俊、岩屋右兵衛朝宗、羽川子吉兵衛尉、瀧澤又五郎、潟保治部太夫、下村彥次郎、沓澤三郎、玉前式部、石澤、芹田與兵衛、根井上總介茂治等と見ゆる。天正年中矢島と仁賀保數度戰に及びしが、小田原陣、南部九戶の戰の間暫く兩家の戰は止みぬ。十二黨の將互に和睦をなさせんと矢島に說くと雖、却て怒り怨をなし合戰に及ふか故に、旗頭最上義光に矢島滿安か不義を訴ふ。故を以て滿安を招き討んと使を以て呼ふ。則最上へ出足して既に至りぬ。義光、滿安に對面して其猛烈を感す。凡、滿安身の長六尺九寸熊の如く、五七人して食ふへき飯を一人して食す。鮭魚丸燒を一本食し、酒は飯椀にて七度まて傾けたり。是に於て滿安を賞して歸らしむ。此隙留主には弟矢島與兵衛を置きけるに、十二黨の將滿安を殺して與兵衛を立んと議す。與兵衛之に從ふ。滿安か子二人を殺し妻を追退く。滿安歸路に是を聞き、仙北西馬音內の城主小野寺肥前守茂道は舅なるか故是を賴み、兵を催し與兵衛父子を殺し、矢島の城に再ひ住す。滿安、太閤相國三韓渡海の時に病氣と號し登らす。十二黨の者或は名代をして登せける。此隙に十二黨の將矢島の城を攻けるに、竟に落城して滿安は舅の小野寺肥前守か居城へ落行。文祿三年の頃、十二黨の者小野寺遠江守に從ひ大森五郎を大將として西馬音內に押寄せ、矢島滿安に腹切らせて退治す。矢島の城には仁賀保より菊地長右衛門を居置なり。慶長七年常侯佐竹義宣公秋田六郡に遷封の時、雄勝郡湯澤の城主最上義光の臣楯岡豐前守滿茂湯澤を召上けられ、由利の內赤尾津、打越、潟保、羽川、石澤、下村、玉前の數ヶ處、凡四萬八千石楯岡滿茂に賜はる。入部の時與力手勢合せて五百騎、惣勢

五千人にて赤尾津の城へ移ると云。

（或說に、此時仁賀保氏、打越氏は常州に封せらる、瀧澤氏は本領を賜ると云。）

元和八年壬戌八月、最上源五郎故有て最上領沒收せらる。此時處々の抱城も沒收せらる。由利郡も此時沒收せらる。本庄城受取へ梅津憲忠人數八百人程にて至る。後詰には小場義成、戸村義國、小場宣忠、須田盛秀惣勢三千人にて出立す。

龜田、岩城氏

先には十二黨の內赤尾津九郎住す、故に赤尾津と云ふ。後岩城氏、龜田に改む。岩城氏は桓武天皇八代の後胤二郎大夫則道、奧州へ左遷の時權太郎秀衡か妹とくあま子と云女を妻として、奧州岩城郡の主となる。後、平と云ふ處にて城を築き住す。則道子忠淸、其子淸隆、子師隆、子隆行、子隆守、子隆平、子義衡、子照衡、子照義、子朝義、子常朝、子淸胤、子隆忠、子親隆、子常隆、子貞隆、子親隆、子左京大夫常隆、天正十八年秀吉公北條氏政退治の時小田原へ參陣、相州星谷と云處にて同年七月二十二日病死す。忠治郎貞隆嗣、實は佐竹義重公三男岩城家相續、白土攝津守、增田右衞門、秀吉公へ嗣君を願ふに貞隆公を以てす。秀吉公會津動座の時、野州宇都宮にて貞隆公初て謁す。童名能化丸。慶長七年神君台命を下して父義重公、兄義宣公常州の領地沒收せられ、貞隆、相馬義胤も領地沒收せらる。義重公、義宣公には羽

州秋田六郡を賜ふ、之に從ひ來る。奥州平城は皆川山城守をして守らしめ、貞隆臣佐藤大隅守是を開渡す。其子光信を質とせしむ。松平伊豆守信一を江戸崎城に、其子安房守信吉を府中城に居らしむ。貞隆公、元和六年十月十九日年三十八にて卒す。法名雲山宗龍徹霄院殿と號す。室は相馬長門守義胤の女。貞隆公子四郎次郎吉隆公と云、元和九癸亥年先領地信州川中島を召上けられ、由利郡の內赤尾津にて二萬石を賜ふ。是を龜田に改る。寛永三丙寅年四月二十五日佐竹義宣公の養子となり、二十七日台室に謁す。修理太夫と號す。同五戊辰年八月、岩城の跡佐竹臣多賀谷左兵衛宣家をして嗣しむることを台命あり。但馬守宣隆、其子伊豫守重隆、其子伊豫守秀隆、養子河內守淸隆（隆韶）と云、實は松平陸奥守吉村の弟伊達肥前守村興二男なり。寛永元年子七月二十四日赤尾津、梅津半右衛門憲忠、佐藤源右衛門光信至り屋舗割をして二十七日に歸る。

正保二年調

岩城河內守領分

高二萬石（仁賀保領九十ケ村）

外に千石　新田

一萬八千八百七十石一斗二升八合　由利郡

六百六石七斗八升　山本郡

百二十石一斗八合　戸島郡。

矢島、生駒氏

先には讃岐高松の城主領地高十七萬石、生駒雅樂頭近世、其の子讃岐守一政、其子左近大夫正俊、其子壹岐守尚俊（高俊とも云二作り）元和の初め台室秀忠公治世、尚俊晴主なれば江戸詰家老前野助左衛門、石崎若狹と云者江戸御老中の令なりとて前野氏僞書をなし、家法を亂し國政を私して四民に勞苦をなさしむること甚しきにより、一門生駒將監江戸へ登り、御老中へ訴狀を奉り前野と對決をなす。皆御老中より令さるゝところの諸書前野か僞書たるにより、前野と石崎は預け人となる。壹岐守公には、父の忠功に依り由利郡にて一萬石を賜ると云。元和八年最上源五郎領地沒收せらる。後生駒壹岐守尚俊、由利の內矢島を賜ふ、高一萬石。考るに、同九年に岩城吉隆公龜田を御拜領なれは此年なるへし。士住居邊は法內村高三百六十石。

或說に曰、明暦二年三月生駒氏十七ヶ條御咎、其上內々國主身持心持不行跡數々あり、十八萬石沒收仰付られ作州津山森美作守長繼公御預り、嫡子は松平土佐守公へ御預共あり。

高八千石　　生駒主殿

交代寄合衆

同二千石　　生駒主稅

仁賀保氏

由利十二黨の内、仁賀保兵庫頭勝俊の子孫なるへし。正保二年台命に依り十二郡郷帳にも、

高三千石　由利郡の内仁賀保内膳領分。

六鄕氏、本庄領主

六鄕兵庫頭正乘は、羽州仙北六鄕の邑を食す。慶長の初、關ケ原に神君の御味方に加はり戰功の賞として、常州佐竹氏の舊地府中邑を二萬石慶長七年に賜はる。後、最上源五郎沒收の領地の內羽州由利郡本庄にて高二萬石の處へ移封せらる。其子正勝伊賀守、其子正信佐渡守、其子政晴阿波守、其子政長丹後守。正保二年調に、

高二萬石　六鄕伊賀守領分

外に新田六百十二石四斗六升八合。

領地の城は日本百四十五城の內にして、本丸二の丸は山城にして三の丸に領主居たまふ。最惣堀なり。南は山續にして沼田村の近きに沼あり。東西十四丁、南北十三丁、北には士屋敷あり、東北は大川抱舟

渡、西は海なり。

古雪湊　廣さ十間深さ五尺、未申風に舟入

飛島湊　廣さ三十間深さ七尺、北西風に舟入。

百三段三ヶ村　御領

左中將義宣公、由利郡との境に城下甚近くして要害に非さる故を以て、元和八年百三段三ヶ村所謂新屋村、濱田村、石田坂村と、河邊郡、仙北郡の內村々向られ換地台家へ願濟、同十月十二日台室使命伊丹喜之助、近藤勘右衛門來て家老梅津憲忠出檢地濟。

新屋村　家員四百六十軒、城下より一里十八丁、龜田長濱へ一里二十三丁二十歩

濱田村　家員四十一軒、城下より一里半。支鄉、中村家員卅七軒、瀧下村家員四十五軒

石田坂村　家員六十二軒

高六百八十九石九斗二升三合

由利郡本田　五萬三千四百十七石九斗二升三合

此村數合　二百五十八ヶ村

同　郡新田　三千七百七十石一斗九升五合

奥州仙臺、伊達松平君侯

正保二年　御書上。文化四年まで百六十三年に成る。

伊達氏は大織冠鎌足公、其子淡海公房前、子河邊左大臣魚名、子鷲取、子藤嗣、子高房、子山蔭中納言政朝、子仲正、子朝正、子春朝、子光朝、子光實、子重光、子光正、子光隆藏人朝宗、文治五年九月三日伊達泰衡征伐の際伊達郡賜ふ。伊達氏と號。其子宗村、子義廣、子政依、子宗綱、子基宗、子行朝、子宗遠、其子大膳大夫正宗と云ふ。歌人と稱す。其和歌二首現る所、

山家霧　　山あひの霧はさなから海に似て波かと聞けは松風の音

山家雪　　中〳〵に九折なる道絶へて雪に隣の近き山里。

正宗子氏宗、子持宗、子成宗、子尙村、子植宗、子晴宗、子輝宗左京大夫、押領は奥州の內伊達、信夫、刈田、柴田、亘利の數郡に、出羽の內置賜郡を領し給ふ。同郡米澤の館山に城を築き住し給ふ。天正十三年十月八日、二本松の畠山右京亮義繼謀て輝宗を擒にす。長子正宗是を逐ひ、終に義繼、輝宗とも鐵砲を放て栖の表に射て命殞さしむ。政宗二郎從三位中納言陸奥守に松平の稱號を賜ふ。天正十七年六月七日、奥州會津若松城主芦名平四郎平盛重を攻落して、政宗若松の城に居す。同く十八年豊臣關白命して、若松城領知百萬石を蒲生飛驒守氏鄕に賜ふ。同國大崎葛西郡總て十二郡を正宗に賜る。玉造郡岩手山の

城に居す。慶長五年左の通、

刈田　柴田　名取　伊具　亘理　宮城　黒川　志太　遠田　加美　玉造　栗原　磐井

膽澤　江刺　氣仙　本吉　登米　牡鹿　桃生　二十郡。

宇多郡の内以上六十萬石、常州信太河内二郡の内一萬石、近江國蒲生野州兩郡の内一萬石、都合六十二萬石神君の御判物高。外に改め出高五萬四千石余、外に開發高十八萬四千石余、惣高都合八十五萬八千石余。慶長六年宮城郡へ新城を築く。これ名取川の境也、邑を國分郡と云ふ。本城の邊を千躰と云（此地に往古千躰地藏佛あるを以て唱ふ也。）正宗卿文字を改め仙臺と書、其新城の地一二三の郭自然の山にして町敷の割五十余町餘なり（日町に國分町の名あり。城下の町内に宿驛の馬つき二ヶ所あり）其時普請奉行、家臣矢野勘解由、茂庭石見、津田民部、古内内匠、鈴木和泉、石母田大膳六人なり。

境口持口諸將

伊達口には　白石城に　片倉備中

相馬口には　駒ヶ峯城に　中島監物　牧野大藏

尻前口には　岩手山城に　伊達三河守

最上口には　門澤城に　中島伊勢

仙北口には　前澤城に　大町備前

南部口には　金ヶ崎城に　金崎左近
同　水澤城に　白石若狹
同遠野口には　人首岩屋城に　石母田越中
海上押　谷地城に　伊達安藝
鹽竈口　亘理城に　伊達安房

右押の城々に配分與力二千餘騎、配分の足輕、弓、鐵砲、長柄の者一萬七千人餘、惣勢人數家中の給人足輕迄十二萬四千余人なり。

寛永年中、江府に於て台德公御尋によつて正宗言上の旨也。正宗公、寛永十三年丙子五月二十四日七十にて江府に於て卒す。仙臺松島瑞巖寺に遷葬す。法名瑞巖寺殿貞山利公大居士。

辭世

一眼を照して閻王に向て我は是奥州の守なり（正宗は半眼也）

曇りなき心の月を先立てゝ浮世の塵を照してそ行。

忠宗 父正宗　從四位少將陸奥守

家督御禮台室へ謁する處の家臣、

石川民部宗昭　伊達安房重實　伊達武藏宗俊　伊達安藝定宗

石母田大膳宗頼　大町備前元頼　中島監物應成　原田甲斐定輔
富塚内藏允重頼　遠藤式部元信　片倉小十郎重長　牧野大藏盛仲
佐々木若狹元綱　津田豐前景康　津田近江頼康　古内主膳重康

右十六人。

萬治元年戊七月十二日薨し玉ふ。

綱宗 父忠宗 從四位少將陸奥守

家督の時台室へ謁する家臣、

石川大和宗弘　伊達土佐宗成　伊達和泉宗直　伊達安藝宗重
柴田内藏介敎意　大條兵庫宗頼　片倉小十郎景長　奥山大學常辰

右八人。

綱村 父綱宗 龜千代 從四位上中將陸奥守

年幼にして家督、家臣謁する輩、

伊達式部宗倫　伊達左兵衞宗規　伊達肥前宗房　伊達彈正宗敏
大條監物宗視　茂庭周防定之　原田甲斐宗輔

右七人。

寛文七丁未年、綱村卿幼少に付德川第四世台室家綱將軍台命を以て東都より御目付に天野彌五右衞門、神尾五郎太夫。仙台在番の時綱村の臣五人の座列尋に付書上る。

一田手肥前相果候刻の實子幼少に付跡式拙者に陸奥守忠宗申付候右肥前は一族に御座候今程は實子に跡式申付候て田手主殿と申候拙者事は忠宗の子に御座候故陸奥守綱宗伊達の苗字申付候因て相傳候座敷御座なく候以上。

九月廿九日　伊達肥前

一飯塚出雲實子御座なく候に付き迹式拙者に陸奥守忠宗申付候出雲は一家に御座候拙者事は忠宗子に御座候故相傳の座敷申付られず候以上。

九月廿九日　飯塚内匠

一拙者親伊達三河事は故正宗の子陸奥守忠宗の弟に御座候參河事は公方様へ御奉公に召出され江戸に相詰病死仕候に付三河迹式拙者忠宗申付候故相傳候座敷御座なく候以上。

九月廿九日　伊達彈正

一先祖石川冠者源有光公より代々故大和昭光代迄奥州石川城に居住仕候處に太閤樣相州小田原御發向の刻遲參仕候内早速小田原落城致候に付罷出ず候是によつて領地召上られ候昭光は故正宗には伯父に御座候に付正宗の旗下に罷成候故大和昭光、同性中務義宗、同民部宗昭拙者迄四代に御座候右先祖

筋目を存られ正宗より引續家中の惣座上に着差置申され民部を崇敬に御座候私は忠宗甥に御座候以上。

九月廿九日　　石川大和宗弘

一俵藤太秀郷より十三代結城七郎朝光同繼子朝廣は頼朝公の御實子に御座候朝廣の末葉祐廣より代々私曾祖父義親まで白川城主に御座候所に太閤様の時相州小田原落城の刻白川城召上られ候故陸奥守家中へ參義親、義綱、義實私まで四代當家に罷在候尤系圖証文等所持仕候右筋目故家中に於て義親上座仕べき者無之候に付譜代新參別座に相分新參の座上に罷有候右義綱息女を正宗の子當伊達安房に嫁し候て一門並に罷成候以上。

十月二日　　白川主殿宗朝。

寛文八戊申年台宰御目付千本兵右衛門、水野與左衛門仙臺在番書上の覺。

一仙臺惣町屋敷千九百廿四町　　此男女廿九萬三千貳百三十四人

一六萬六千三百六拾三人　　山崎平太左衛門郡下

一六萬六千三百六拾三人　　郡山七左衛門郡下

一四萬七千三百三拾人　　鹿又五郎左衛門郡下

一拾貳萬五千六十五人　　川村孫兵衛郡下

都合人數　五十九萬八千三百五十五人

但し伊達兵部少輔宗勝、田村右京太夫建顯領分除之以上。

十月　日

大條監物宗視
茂庭周防定之
原田甲斐宗輔

或説

一一の關高三萬石　正宗末子　伊達兵部少輔

一岩沼高二萬石　忠宗子　田村隱岐守

右兩人綱宗公隱居の刻綱村公の後見せしむる。

玉造郡岩手山高一萬九千石　伊達彈正

栗原郡佐沼同一萬三千石　津田玄蕃

江刺郡岩谷堂同三千石　一門　伊達左兵衞

刈田郡白石高三萬七千石　片倉小十郎

下平同四千石　古内志摩

亘理郡坂本同三千五百石　大條監物

登米郡寺池同二萬石　伊達式部

遠田郡涌谷同二萬五千石　一門家老　伊達安藝

篠尾同四千石　江戸家老　原田甲斐

伊具郡角田同二萬五千石　石川隼人

志田郡松山同一萬二千石　茂庭主水

栗原郡高清水同二千五百石　亘利信濃

膽澤郡水澤同二千五百石　一門　伊達上野

黒川郡吉岡同六千石　奥山大學

亘理郡小堤同二千五百石　伊達安房

膽澤郡前澤同二千石　飯塚出雲

登米郡米谷同三千石　柴田外記

栗原郡三の迫同七千石　古内源太郎

膽澤郡金ヶ崎同千五百石　大町備前

黒川郡宮床同三千石　一門　伊達肥前

福澤同八千石　古内造酒助

以上廿三ヶ城

高合三十萬八千五百石。

寛文十一年、伊達安藝知行所と伊達兵部知行所と、同所大谷地と云處の大堤在の堤袋を新田の論爭になり、安藝江戸へ登老中板倉内膳公へ兵部か惡謀の事を十七ヶ條書付を以て訴るの內、陸奥守公毒害の巧並に其事顯るゝを恐れ醫師道圓を殺し、近江國一萬石の領地自分として借銀代に向け家臣刑罪に殺さるゝこと稠し、是みな兵部か江戸家老原田甲斐と示合せてなす處の巧なりと詳に訴へける。原田甲斐に右の個條板倉公尋らるゝに、云拔きなく退きける。蔭の席へ退き安藝同時に訴へ出ける。柴田外記か居所に至り安藝を討留、外記に手を負せ、猶も相働き島田出雲守公御討留なさるゝなり。

三月廿七日酒井雅樂頭公邸にて原田甲斐に討る　伊達安藝

同深手負廿八日死　柴田外記

右　同　古內志摩

雅樂頭公邸宅にて島田出雲守公に討留らる　原田甲斐

深手負廿八日死、陸奥守公間番頭　蜂谷六左衞門

淺手負、雅樂頭公番頭　太田伊兵衞

雅樂頭取次、淺手負　石田彌右衞門

四月三日四國土佐へ流人、子共市正は九州小倉へ流人　　伊達兵部少輔
子息右京同前　　田村隱岐守
閉門、仙臺目付役兩人　　今村善太夫
　　横山彌次右衛門
成　敗　　志賀右衛門
論處境目見分　　須田仲兵衛

外に兵部、甲斐贔負の輩六人、陸奥守下屋敷にて成敗。

甲斐一門片倉小十郎へ預る、奉書到る、國元閉門　　茂庭主水

四月六日陸奥守公登營、伊井掃部頭を以て傳台命には、此度の儀に付領分殘りなく召上らるへく思召されれ候得共、陸奥守幼年故後見家來共に諸事任置樣子存不中候間、相違なき條前々の如く登城仕へしと云々。酒井雅樂頭台命を傳へ、陸奥守元服をも致候事に候間出仕の節は後見も入らす、以來家來の者相談致し若滯之儀候はゝ伊達遠江守、立花左近將監兩人に相談すへし、並兵部三萬石知行陸奥守に返し下さるゝと云々。仙臺國中にては大に騷きけれとも、片倉小十郎智略を廻らし城々も人數を入替治りける。

伊達安藝死骸は四月四日に仙臺に到る。

元祿三庚午年野州日光山處々修覆手傳の命を蒙る。右家臣役掛り時服六、銀五十枚。

時服二、銀二十枚つゝ

家老　伊達安藝　同　大條監物　遠藤帶刀
　　和田織部　　佐藤杢　　中池靱負
　　但木主馬

時服二、銀十枚つゝ
　青木彥右衞門　瀨上又兵衞　本名九右衞門　矢野伊右衞門
　望月給右衞門　吉田忠兵衞　中村八郞右衞門　橫田善兵衞
　細谷治兵衞　高場彥兵衞　岡本少內　田竈八郞兵衞
　小島長六　右二十八登城頂戴。

吉村綱村養子、從四位上中將　實は伊達肥前守宗房長男、陸奥守
元文五丁未年五月廿三日、牡鹿郡長渡の內根組濱中に異國船三二一本艘漂泊に付、郡司平治兵衞二十四
日甲冑を携へ右の浦へ趣く。同廿七日出立の輩、
　手勢三十八人或は八十八　若年寄此手大將　鮎貝志摩
　目付使役　手廻十五人　河村甚藏
　近習目付　同　松本辨五市一本郞
　武頭　十一人　本名七三三一本七郞

同　　　　十一人　　濱田平十郎

足輕六十人或百二十人　旗本足輕三十人或六十人　大筒（百目より五十目まで）五十挺　鐵炮玉目品々百挺　波

羅漢二挺　三つ道具三組　小人十人或十五人　大筒打（小木權之助 熊谷與惣右衛門）

儒者　　高橋與右衛門

登米郡登米邑（自分足輕百五十程にて海邊を守る）　伊達近江

栗原郡佐沼邑地、同斷　津田民部

遠田郡涌谷邑地　伊達因幡

志田郡松山邑地　茂庭筑後

五月廿六日亘理郡磯濱沖に大中小異國船三艘、田代濱三つ石沖に異國舟三艘かかりある。

此浦の手配り　手配計りにて人數は出さず

軍將　奉行職　亘理郡坂本邑地　大條監物

右手勢、武頭三騎出張す

一門亘理郡小堤邑同　伊達安房

武頭二騎　輕卒百二十人　磯濱守る

同　二騎　同六十人　宇田郡新地の番城籠

一門柴田郡舟岡邑同　柴田中務
同　刈田郡白石邑同　片倉小十郎

同六月十五日岡見織部知愛、仙臺家老大條監物、亘理石見、黒澤要人等へ秋田國老より異國船漂泊を尋問のことを令され出立、同廿七日仙臺國分町に至り尋問、畢て同二十八日歸宅。其事別錄になす故是に略す。

陸奥國宮城郡仙臺

東山道八ヶ國を始め日本東北の隅なり。古は六丁を以一里とす、今まだ奥地の土民謂ふ。六里は一里ばかりなり。

坤至江戸九十一里　寅卯至松島七里　東至鹽釜五里
酉戌至出羽秋田九十里　坤至會津若松五十里　申酉至出羽最上二十里
午未至常州水戸六十里　卯辰至金花山三十里半、海上十七里　午未至相馬二十里
北至南部森岡五十二里　亥子至津輕弘前百二里。

鹽釜浦

竈釜六所大明神あり。則、千賀の浦と云。往昔當社の明神始めて鹽を焼玉ふ、今に至て士民多くは鹽を焼く。此浦風景好くして社頭の美實に無双の地なり。

陸奥はいつくはあれと鹽釜の浦漕舟のつなて悲しさ。

松島

海中に島數百あり。曲洲環浦、奇峯異石、實に是天下の絶景。雄島、大雛島、千賀島、松島は島の惣名とす。貴賤小舟に乗り巡囘遊晏、十餘日を經れとも見盡されす。

松島や雄しまの海士の袖たにも濡にそぬれし色はかわらじ。

漁舟離の島のかゝり火に色みへまかふ床夏の花。

末の松山

松島の次に海邊あり。又本松山、中松山あり。相傳、昔夫婦契りて云ふ、此山を浪越すことあらは則二人の中離るへし。然して遠く望めは、恰海波松山を越えすくるに似たり。

契りきなかたみに袖を絞りつゝ末の松山波越さしとは。

金花山

小田郡牡鹿郡とも云ふ仙臺卯辰の方陸十三里半、海上十七里、海島なり。寺あり、大仰寺と名く。聖武帝天平二十年當山より始て黄金出つ。國司是を献、京師其島の傍に出る處の海鼠背に金色を帶ふ。稻金海鼠又奇なり。山上に三社あり。權現山奥に水晶の大石と云あり、高五丈はかり、六稜ありて三圍はかり色水晶の如し。

すべらぎの御代榮へんと東なる陸奥山にこかね花咲。

膽澤城

延暦年中坂上田村丸是を築、衣川九戸合戰終て氏郷川を渡んとなす時鮭魚多く水上に登る。糠部より來りし人夫狂歌を詠す。

きのふたちけふ來て見れは衣川襴の綻ひ鮭登るらん。

平泉の櫻川、昔秀衡住居の時川岸へ櫻を植、落花風景蜀紅の錦を洗ふか如し。高館先には民部少輔基成の居所、源義經下り給ひて是に住す。伽羅御所、猫間が淵、泰衡屋敷、龜井が墓、辨慶櫻、手掛松、關山中尊寺は慈覺大師の草創なり。

杵山峯之嵐巻之五

奥州南部

糠部領主南部氏は、先祖清和天皇七代の後胤新羅三郎義光の子義清、子加賀美次郎遠光の三男南部三郎光行と云、甲斐國南部と云處に住居す。後鳥羽院御宇文治五年秋八月、鎌倉頼朝將軍、陸奥出羽の押領使伊達次郎泰衡御征伐なし玉ふ時光行其人數に加はり、阿津樫山、國見澤處々の合戰に軍功を勵し忠節を抽んてしかは、將軍其勳功を重して糠部、階上の數郡を下し賜はる。光行、上下七十三人にて建久二年十二月二十八日入部、小の月故自ら大に作る。故に私大と云て今用る。春雪消て平ヶ崎に居城を築、本國甲斐南部の庄より奥州南部に遷封して平ヶ崎を居住に定む。家の紋割菱。光行男子六人あり、第一は庶兄にて一ノ戸彦太郎行朝なり。二男彦次郎實光、南部家を續ぐ。三男七ノ戸太郎三郎朝清、四男四ノ戸孫四郎宗朝、五男九ノ戸五郎行連、六男破切居六郎實長なり（甲斐にて破切居の郷を領し身延山の開基なり。是八ノ戸家の元祖なり。）彦次郎實光、嘉禎四年頼經君上洛に隨兵、其外鶴岡御參詣にも隨兵なり。其子彦二郎時實は、征夷將軍宗尊親王に仕へて鎌倉に勤候す。其子政光（孫三郎）其子宗經（彦三郎）其子祐行（彦次郎）其子政連（彌三郎）其子祐政（彦六郎）其子右馬頭茂時は勝圓寺貞時の外孫にして、北條相模入道崇鑑の一族なり。正慶二年五月廿二日鎌倉沒落のとき、

北條一門と共に鎌倉にて生害す。藤澤に墓あり、法名敎淨寺殿正阿淸空天心大居士。其子信長伊豫守其子守行左馬政行遠江守足利尊氏の味方をなし數度軍忠、足利將軍より本領安堵の御敎書兩度まて給はる。其子守行大勢にて味方に加はり、忠戰頭。入道して禪高と云大膳太夫と云共あり鎌倉の管領持氏逆臣に襲はれ生害に及んとする時、守行大勢にて味方に加はり、忠戰をなして逆徒を退け之を守護す。其賞に應永十八年六月一日陸奥國司職を下し賜はる。同廿三年持氏公、鎌倉、大懸の前管領上杉氏實に惱まさる。公方義持公、諸國の兵を集め催し上杉を退治し玉ふ。此時も守行軍忠を抽る。持氏是を賞すること他に異なりしかば、奥羽の諸士其威風に歸して糠部に拜趨す。家の紋、割菱を双舞鶴の紋に改む。其子義政南部庄司の世、鎌倉持氏叛逆に及ふ。將軍義敎公、東山東海道の諸將に命して是を平定す。南部庄司義政は、公を助け鎌倉の大手を攻崩す。御感狀を賜り黑母衣を許さる。其子政盛大膳大夫其子助政與治郎其子光政彦三郎其子時政彦二郎其子通繼彦二郎其子信時左衞門佐其子信義修理大夫數代の中先例に違はす葛西、大崎、江刺、柏山、和賀、稗貫、志和、横田、秋田、仙北、由利、庄内も南部の指呼に屬すといへ共、應仁より天下大に亂れ、面々威勢を爭ひ南部に從ふ者纔なり。其子政康右馬頭。兄信義早世、二男より家嗣其子安信右馬頭其子晴政彦三郎天文八年居城炎燒す。悉く家譜の類燒失す。同五年、家臣一條左衞門を甲陽に使者として、武田晴信より諱を乞ひ得て晴政と名乘る。女子五人あり、皆一族に娶す。六男晴繼彦三郎幼少にて家督を嗣、年十六にして疱瘡を煩らひ死す。晴繼彦三郎死して遺跡の評議區々たり。南部一族九戸左近將監政實猛威を振ひしが、舍弟九戸實親は晴繼の姉壻なれば是を家督に立んと云へり。然

るに北左衛門信愛は、南部遺跡は一姉の壻なる九戶信直然るべし、其妻男子にて有ならは誰か之を爭はんと、東朝政、南秀氏に談して信直を迎へ請す。

南部大膳大夫信直

彥三郞晴繼の遺跡を北信愛始め頻に勸けれは、默する事能はす三ノ戶城に入南部二十六代の家督を繼けり。晴繼の死骸は禪宗聖壽寺に送り葬る、法名高源寺殿と號す。信直歸らんとする時九戶方の一揆百四五十騎起りしが、之と戰ひつゝ川森田館へ入る。川森田常陸、其子久兵衛と共に賊徒を退けければ翌日三戶へ歸城あり、一族家臣皆出仕す。九戶九郞實親内に野心を含み、七戶彥三郞と示合せ天正十五年三月三日、七ノ戶信直を勸め馬場野館に遊興を設け、信直を始め的射し詩を詠し酒を酌、風流の遊を催したり。折から木村又助と云者、九ノ戶兵を趣け信直を討たんとするの密謀を告ければ、信直三戶へ歸城す。九戶實親は强兵を卒し馬場野館へ急きけるに、三戶の城下を過る處に信直自ら塀の内より鐵炮を以て待かける。一番に坂本美濃守、二番に長内雅樂允、三番に大將九ノ戶實親なり。信直鐵砲にて實親を打落し、則城兵一同に突出す。九ノ戶の軍兵大に敗北す。事終て一門の者馳集るに、七ノ戶もさあらぬ躰にて馳集る。九ノ戶左近將監も陳謝せらるを信直悉く許さる。天正十五年二月、北左衛門佐信愛を使者として將軍秀吉公へ趣しむ。四月二日加州金澤の城に至り、前田中納言利家卿まて信直献する處の鷹を献じ、口上を具に述る。是に逗留の内種々饗應に預り（秀吉公島津退治に付九州に趣く故に前田家に至る）七月中信愛

加州を發して歸國す。加州より多田左京亮返禮に添らる。秀吉公八月歸陣、前田利家より南部へ使者を以て領地閉伊、磐手、鹿角、稗繼、津輕の數郡を賜る所の朱印を賜る。南部信直、中野修理が智略にて、奥州高清水の住斯波氏の衰を察し大軍を率て安藝守を打亡しければ、斯波六十六鄕南部の領となる。是中野氏が智略によるか故に、片寄に於て過分の所領を賜る。秋田領大館城代五十目兵庫を、元南部の臣大光寺左衛門尉比内にありけるが、逆意を兵庫に進め秋田に逆はしむ。天正十六年九月八ノ戸彈正少弼、北左衛門佐信愛、九戸左近將監政實、東中務、南遠江守、七ノ戸彦三郎、四戸中務、櫻庭安房、小笠原安藝、一條但馬、淨德寺修理、大湯四郎左衛門、同五兵衛尉、湯瀨宮内等西山道を打越、赤澤大明神に陣を取大館城を攻ける。城中には兵庫と左衛門裏切をなす故則落城す。北左衛門佐信愛を大館城に籠、五十目を比内に置、與力百騎卒百人指添へ、信直は三戸へ人數を引取ける。天正十八年二月津輕三郡を大浦右京亮爲信攻取、津輕右京亮爲信と云て三郡を領す。詳に津輕の部に記す。同年秋田郡比内大館共に城介實季に攻返され、大に破れ北信愛南部へ崩走る。詳に大館城の下に記す（天正十八年より文化四年迄二百十八年になる。）

南部信直の女を秋田忠治郎實泰に嫁せしめ、埒引出物に鹿角郡にて三百町を送られけるが、實泰夫婦死して後信直征兵をして鹿角郡比内攻取ることは、秋田大館城に記す。

天正十八年豐臣秀吉公相州北條の一族征伐の時、南部信直箱根石垣山の本陣へ謁し、逸物の馬數々献上する。秀吉公盃酒を賜り、來國次の太刀、唐織の道服を賜る。以後前田利家により津輕右京押領なす所

のいはれをのへ、是を討んことを訟る。利家是を聞き、右京亮は足下より早く馳登り累代より津輕三郡の押領主右京太夫爲信と名乗りければ、秀吉公、御朱印を賜る故訟止られよと言ひ、其上信直をは暇を給り本國へ返し給ふ。天正十九年、九戸左近將監政實内々逆心を含て（南部遺跡の事に依り弟九郎實親か討たれ憤るなり）一戸、苫米地、傳法寺三ヶ城を夜討せんとて、一戸の城は政實臣坂本雅樂頭、晴山治部少輔を將として兵卒七百附け、苫米地へは櫛引河内守を將として五百の兵を屬し、傳法寺城へは七ノ戸彦三郎を將として五百兵を屬す。三月十三日夜、坂本、晴山の兩將一戸城へ押寄る。城主北左衞門は三ノ戸に在勤中なれば、留守居二男秀愛夜討の兵と戰を勵む。その勇猛なる事凡人の業にあらす。夜討兵勢弱み進み兼る處に、東雲も漸々明けれは東中務を始め近邊より後詰來れは、夜討の勢利あらすして引取ける。櫛引河内守、其夜苫米地の城に取懸り散々に戰ひける。城主苫米地因幡守、要心嚴しく四方の櫓に物見兵を置けるは、則是に應して夜討の兵を追除く。傳法寺城へは七戸彦三郎家國同時に押寄る。傳法寺傳右衞門弓鐵砲を飛はして防きけれは、利あらすして悉く退く。國主信直聞、夜討變て九戸政實を退治せんと軍兵を催し一戸日館に陣を張り、九戸政實波打の切所へ出張して互に對陣をなして空しく數日を送ける。かゝる處に、吉田兵部、福田掃部、信直の陣の後を切取り逆心をなす。三戸通路ふさかり信直の兵次第に勢減す。此時久慈備前守兄弟、大里修理、大湯四郎左衞門、鹿角の淨法寺修理、閉伊郡の、横田城主遠野孫三郎、大槌孫八、宮森外記、達曾部某、大迫右近、龜ヶ森玄蕃等、狐疑の心を出し九戸へ心を通しける。南部信

直、甚勢ひ微になり衰へたり。北信愛云ひけるは、關白殿へ訴へ征伐の兵を請はんと、信直嫡子彥三郎利直、淺野左衞門を使として四月十七日に三ノ戶を打立、彥內峠を越て羽州角館に出、金澤の麓を過雄勝有屋峠より最上に出、五月十八日洛陽に着し加州利家卿により訴ける。秀吉公、急き征伐の兵を被下へしとて兩人に歸國の暇を賜はる。南部にては、東北國の兵大勢下る聞へあれは、元來兩端を含んて九戶に志しける者共忽ち變して待受る。南部勢も加勢を待受戰んと互に對陣を爲す。此度の征伐の大將軍には猶子三好治兵衞尉秀次公、德川大納言家康公相從ふ。將には淺野彈正少弼長政、石田治部少輔三成なり。三好の先手は堀尾帶刀、德川の先手は井伊兵部少輔直政なり。奥羽の人々には蒲生氏郷、南部信直、津輕爲信、最上出羽守義光、小野寺義道、秋田實季、太平廣忠、由利十二黨、都合十萬程の人數なり。先陣、會津宰相氏郷江刺郡に着陣、會津、井伊、堀尾の三將は九戶表へ人數を押し、淺野、最上は引別れ鬼柳より打入二子の城をそ卷攻ける。九戶方、和賀薩摩守義忠を始として須々孫上野介義村父子三人、鬼柳伊賀守等都合八百人にて楯籠る。寄手三萬人鬨を作りて攻入ける。互に戰ひ血を流すこと川　の如く城自然と勢衰へ城主義忠後の山路より忍ひ出落行、大雨なる故敵落人もあらんかと待受くる。義忠の子又次郎十八歲、又四郎十三歲、返し合て合戰す。義忠、大雨を考へ弓を多く持すれども敵は鐵砲を持てり。されば火繩消て用立ず。故に、留箭射て追來る敵を拒ぎ留落行ける。大鐘邊の士民、兼て政に困められし怨とて五百人程にて義忠を討取る。兄弟の者後れて來り土民と大に憤戰して父の屍を取返し、

羽州仙北の方へ立越ける。
稗貫大和守藤原照忠か養子廣忠、九ノ戸へ心を合せ、鳥屋ヶ崎城に百三十騎にて必死と楯籠る。寄手先陣最上内膳光陰三千餘人町構近く陣を取り、二陣三陣雲霞の如く陣を取る。三千餘人の城兵は必死と突戰す。內膳諸頭に令して曰はく、敵懸らは輕く引取れ、退かは追攻め、左右の鐵砲釣瓶を備を亂すこと勿れと。其如くに戰へは城兵殘り少なに討れ、はや二ノ丸も破れたり。先城主淺野庄左衞門重吉、本丸を乘取る。城主廣忠自害せんとする處に、舅大崎左衞門義隆五十餘騎にて馳來り北上川の向に扣へたり。廣忠水練黒と云ふ馬にて大川を一文字に涉り、大崎か救兵と南の方へ落行ける。姉帶大學兼興舍弟五郎兼信と云ふ者あり。九ノ戸か加勢合せて百餘騎と姉帶の城に楯籠る。寄手の先陣會津氏郷一萬人平攻になす。兩度迄城兵に追立られ互に憤戰す。城主兼信と蒲生氏成か甥石黒喜助、互に組合差違て死にける。城落、九ノ戸の砦に禰曾利の城に楯籠りし彌左衞門、姉帶に後詰せんと二百餘騎半途迄出けるか戰敗れ、敵押來るを見て我館にそ引籠りける。
會津勢、田丸中務少輔將として三千人にて攻寄せ、城中よりも兩度出て憤戰す。竟に城主を始め郭破れて討死す。右二城共に落城するを見て、一戸は自ら城を燒て九ノ戸の根城に集り籠る。同八月廿三日、蒲生氏郷、淺野長政諸軍に觸れ九戸へ押寄る。九戸政實、舍弟隼人正、久慈備前守、大里修理等を始め一千餘騎、波打峠を堀切り逆茂木を引、大石を集め弓鐵砲を揃て敵を待つ。波打長嶺の地は白雲峯を埋て

谷深く、萬仭の碧巖空に峙ち九折登ること數十丁、絶險の地にして一騎打の難所なり。依て南部信直一族北左衛門信愛、中野修理を案内として別徑より此の難所十八里の山路を打越へ、南の山尾崎に寄手の大勢陣を張る。氏郷の先手蒲生左文郷可小倉北川に軍兵を山の麓に打をろさんとする所、九戸勢矢玉を飛はして先に進みたる兵を打倒す。九戸の先手久慈備前守、大里修理亮五百餘騎の兵突戰す。寄手の先手竟に崩る。二陣蒲生四郎兵衛、町野左近、二千五百餘騎にて急に決戰せんと進み戰ふ。九ノ戸方より久慈備前守二百餘の若武者をかつて憤戰す。忽ち氏郷の先備崩れ、後ろの山に引退く。此の刻に秀次公の先手堀尾帶刀吉晴、神君の先手井伊直政妻手の方より遙の谷を東に廻りて突出す。之を見て、蒲生の新手三千餘人山上より突出る。九戸勢は三町余引退き、寄手を前に請けて堅く陣を布きて敵を待つ。堀尾吉晴の人數三千餘堂々と衝て出る。九戸勢二千五百、兩度の戰に人馬勞倦す。政實自驅出る（政實の岩切と云長刀、武田菱鐔の白旗は家傳の重寶なり）數輩の强兵敵陣を打崩せば、堀尾先備より二三備まて崩れ敗る。此時井伊直政入替て突いてかゝれば九戸さん〳〵に崩れ走る。美濃玄蕃三千騎にて殿するを衝崩し、蒲生、堀尾、南部の勢加はり政實を追蒐るに、既に危き處九ノ戸隼人正七百余の勢にて堂々として追來り突かけ、井伊直政か五千餘と戰ひけるに、直政が備は崩されたれば討死手負多し。九戸勢は安々と城へ引取る。寄手の惣勢も殘らす山より下て、則五六里の間に陣營をしきける。出羽の國より寄する處の精兵は鹿角郡に衝入、狹布里、錦木塚を經て花輪の鄕に備へ、小野寺孫十郎義道令して淨法寺より九戸に攻入ら

んとす。先手戸澤九郎盛安五百騎、二陣は六郷勝五郎正乘、本堂彌六郎、白岩善左衞門七百騎、三陣は梅澤、增田、土井次郎道近七百騎、四陣は西馬音内茂道、山田、關口等七百餘騎、五陣は由利十二黨、仁賀保兵庫頭勝俊、矢島五郎、大江滿安、赤尾津治部少輔光政、羽川小太郎義植、芹田伊豫守重淸、打越民部少輔石澤右兵衞尉、岩谷右衞門尉朝繁、潟保治部太夫、鮎川筑前守、下村彥二郎、玉前小笠原信濃守都合二千餘騎、一日引下て秋田城介實季三千騎九戶に陣し憤戰するに、仙北勢押崩さる。由利勢入替て九戶勢を突崩す。仁賀保の臣菊地五郎兵衞九戶方の尻拂なる兵の馬を突く。乘所の武者下り立ち菊地か臣に突倒され、首を取らる。玆に於て九戶の總將櫛引河內守敗北して崩れ走り、惣將政實と同時に根城へ栖籠る。九戶の寄手城を卷詰る。先、蒲生忠三郎氏鄕は城より四丁隔て村松に陣取ける。淺野長政は本丸より北の方六丁隔て八幡の社前に陣取り、井伊直政は城北上野と云ふに陣取り、堀尾吉晴は長政と相陣也。秋田實季、津輕爲信本城より辰巳の方若狹館に向て穴うちと云ふ處に陣取り、小野寺義道、松前志摩守同く並んで陣取る。由利十二黨は搦手に陣取り、最上內膳義正三百騎にて會津勢と同陣す。南部信直は、城の東猫淵澤を隔て陣を取る。凡十五萬騎の寄手城の四方を圍みて陣をとる。九戶城は三方に猫淵、白鳥、馬別と云三つの大川流れ、切岸高く石壁數十丈屛風を立たる如く、後は峨々たる高山つらなり、其間堀を深く掘切り土居を高く築き、所々へ櫓をかけならべ、本丸の外に相館外館若狹館とて三の丸を構へ要害を堅くす。賊將九戶左近將監政實、弟隼人正を始め一族家臣五千餘騎栖籠る。八月廿

五日辰の刻、四方の寄手相詰め鬨を三度作る。城中にては竹束を突寄防戰す。互に日西に落て止む。其翌日大に攻め戰へど、寄手多くは討れ退く。此以後合戰をやめ、晝夜鐵砲を以て迫り合ける。寄手の軍勢兵粮次第に盡れば如何せんと諸將評議ある、井伊直政大扱をなしては如何と云ふに、皆之に同したり。中野修理か元に居る長光寺と云僧をして、和談文章を持たして扱ひさする。城將衆口區々にして一決せす、九戸隼人正は特に一同せざれども、政實降人と成り出るにより部將殘らす出にけり。晴山支蕃、工藤右馬介、小笠原與一郞は政實に扈從す。櫛引河内守兄弟、七戸彥三郞、久慈備前守、大湯四郞左衞門、大里修理も降人に出にける。其外の人數は本丸を明て二三の丸へ移るへし、本丸は淺野長政受取らんとするに、隼人正命をきかず二十騎斗にて淺野三千餘の兵と戰ひ死す。而して城兵三の丸へ移るに、寄手十五萬の兵鐵砲を打懸火を以て燒立て、一人も殘らす討取り、九戸の城忽ち落ちたり。惣大將軍三好秀次公同國栗原郡三迫に居陣し、德川家康公は岩手山に在陣ある。氏鄉は、九戸政實を始め降人の者の首を刎ねて兩大將の實檢に入る。九戸城は蒲生氏鄉普請し、鳥屋城には北主馬介秀愛を置かる。九戸平定により、奧州の内志和、横田、稗貫、和賀を南部信直に加增せらる。慶長五年七月神君御陣觸より山形迄南部信直馳來る處に、留主居北左衞門か處より領内一揆起り、大迫城を攻落し、城主田中藤四郞を始め討死と云送りける。故に國元へ退く。文祿元年秀吉公高麗征伐の時に、肥前名護屋に在陣す。慶長四年十月四日五十四にて逝去、法謚江山心公大居士。聖壽寺に葬る。

南部信濃守利直

父信直、母は晴政か女なり。文祿四年敍從五位下（文化四巳年まで二百四十三年になる）慶長三年秀吉公より雲次の太刀賜る。同六年羽州岩崎一揆退治に往き、冬に成て退き（考るに大森合戦のことなり）同く七年再岩崎に進て長陣すとぞ（考るに平鹿郡大森合戦は慶長四年は冬陣、五年は春陣、年暦の違あるなり。兩陣共に征將の内なり。）同年、伊達正宗の臣白石左衛門佐一揆の時正宗を助る。同十七年十二月廿日將軍秀忠公御成、寛永三年九月秀忠公上洛に從ふ。利直四品に補任、同九年八月十八日年五十七にて逝去、法名南宗院、遠野の東善寺に葬る。

同　山城守重直

父は利直、母は蒲生飛騨守氏郷の妹なり。元和四年二月二十三日敍從五位下、寛文四年九月十日死、弟を政直と云（彦四郎。和賀、稗貫二郡を領す。）妹三女北左衛門直愛妻、東彦七郎に（マヽ）嫁す、早世、毛馬内左京亮再縁、始め最上源五郎に緣約し、後中野吉兵衛に嫁す。第五子（マヽ）主水正利長、直房、左馬介（マヽ）。

同　大膳大夫重信

重直の子、慶長元年二月七日主水正子なき故を以て嗣し、台室家綱公より八萬石を賜る。二萬石は主水正に賜り次家となる。

同　信濃守行信

父は重信なり。官四品、弟を主税政信、主計勝信と云。

南部備後守信恩(あつ)

父は行信なり。兄を隼人正實信と云、妹四女あり。

同　大膳大夫利幹(もと)

實は行信の三男なり。信恩子なき故嗣。

同　修理大夫信規(のり)

父は利幹なり。信規の室は榊原政邦の女なり。奥州南部森岡居城高十萬石。

『次家』　南部左衛門尉直房　始め左衛門太夫

主水正利長の子にして、嫡家山城守重直の甥なり。大膳大夫重信に八萬石、左衛門太夫に二萬石家綱將軍より賜る。直房の子遠江守直政、其子遠江守道信(實は大膳大夫の四男なり)其子甲斐守廣信、朝散太夫なり。奥州八戸居城高二萬石。

南部國地

南部は日本丑寅の隅地廣(奥州の内にして同州仙臺、同州津輕、羽州秋田と境なり。)披杉大木多、平地少く、穀微く、牧駒蕃生す。

鹿角郡(三百町)　岩手(一本井)郡(五十四ヶ村)　和賀郡(四十八ヶ村)　閉伊郡(九十二ヶ村)　阿内郡(五十ヶ村)

稗貫郡其外九戸(五十四ヶ村)　三戸(九十四ヶ村)

花輪　給士百二十二人　高三千二百六石一斗。與力十三人　米八百八十五駄、金六兩。

三戸　給士五十六人　高九百五十九石。與力十一人　高二百四十石、米百六十四駄。

福岡　給士八人　高百十石、米五十五駄。與力五人　高八十三石。

郡山　給士五人　高三十石、米三十九駄。

五ノ戸　給士十四人　高七百十七石、米三十九駄。與力十四人　高二百三十九石。

宮古　給士八人　高三十石、米四十三駄。

七ノ戸　給士六十一人　高四百五十二石七斗八升、米三十三駄。

野邊地　給士十四人　高百六十四石七斗。

田名邊　給士十七人　高二百十二石、米七駄。與力十五人　高二百九十一石。

澤内　給士廿九人　米二百五十駄。

鹿角　給士五人　米三十九駄半。

鹿角據人　米三十石つゝ　黒澤七右衛門、町田左平治、赤坂源之助。二十石　乳井杢左衛門。

毛馬内據人　三十石　馬淵金兵衛、同義左衛門。二十石　田口左兵衛。

淨法寺　與力七人　高三百六石。

七戸　無身帯四十九人　高八百三十九石。

森岡城

本丸東西四十間餘土居塀の構へ、南北三十間虎口二ヶ所、二の丸北に續きて東西五十間、南北三十間、西の方構へ北の方虎の口、本丸二郭にて包み虎口二ヶ所、二の丸二郭にて包虎口二ヶ所、其外は大川を流して堀となす。南北東三ヶ所虎口あり、外郭へ出る多は掛橋なり。西に虎口なし。北の方郭の外に城主の居所と云あり、四方土居堀四角の屋舗にして、虎口一ヶ所なり。武州江戸へ百二十九里、出羽大館へ二十七里、同久保田へ四十九里、南は仙臺領金ヶ崎より入南部領鬼柳へ至り、野邊地の馬門より津輕領へ出る。同方南部新屋より仙臺領大道へ（出仙臺石卷浦へ南部の東廻し米を積む船廻にす）西の方越中畑より秋田領小松川へ出る。同方橋場村より秋田領生保内村に出る。同方花輪より秋田領土深井へ出る。同方馬門關所より津輕領北の方海、東の方海、釜谷湊口十町、深さ五尺船掛よし、東風に惡しく多は西の方。久慈湊無掛船、宮古湊廣十六町、深さ一丈五尺、北風惡しく舟入なし。

家臣　森岡

一族高知の輩より小祿月俸の士迄千二百三十七人。

醫師四十六人　高千四百六十五石、米七百二十駄。料理人三十七人　米三百駄。馬方三十四人　米四百八十五駄。鷹匠十九人　米三百駄。鳥見二十六人　米二百四十二駄。森岡與力十三人　高三百

五十三石。走者百五人　米千二百六十駄。鐵砲足輕五百四十人　二人五駄三駄、二人扶持三十人、十七與。弓足輕三百人　十組。處々足輕百十八人。町奉行　花輪、野邊地、郡山、七戶。武具方。掃除坊主　三十人。水主　五十人　森岡宮古の水主。小使扶持人　百七十三人。同心並　四十三人。細工諸扶持人　二百人程。

合二千九百五十七人程

處々手配　四百四十八人。

都合三千四百五人程。

產物、水精琥珀薰陸。

岩鷲山

山の形富士山にさも似たり。洵に突兀たる山なり。

陸奥の岩手の森の岩躑躅(下なし)。

忘れては富士かと斗り陸奥の雲さへまかふ岩鷲の山。

山中に社あり、田村權現と云。

磐提山

闕門、岡次里あり。森あり。

陸奥の磐提の森の岩手のみ思ひつめたる人やあらなん。

栗谷川

栗谷川柵は森岡と厨川の間にあり、安倍貞任か栖籠る處の柵なり。

高清水

比爪の里にあり、稱德天皇奥陽に丈六の觀音を建らるゝ處なり。凡、日本六十六躰立らるゝ内なり。

錦塚

鹿角郡の內に在り。昔此處の風俗男女を慕ふとき、尺計木ㇾ彩色をなす。之を錦木と云ふ、女の家の門に立つ。心得れは是をとり收む、否らされは數千を積といへとも收めすと云々。

錦木は立てなからこそ朽にけれけふの細布むねあはぬとや　能因

狹布里

鹿角郡の內に狹布の里と云て細布を織出すあり。今は絕てなし。

燒山

河內郡田名部邑に近き恐山か、しかけ山の邊の右の山を云か。大畑より登る事三里半、此山不時に燒る。竹內與治兵衞と云商人、唐銅を以て大日藥師を鑄て安置す。山頂悉く鳴動す。山の頂上に三途川及ひ賽河原あり、小石を層て塔の形をなす。又一百三十六地獄あり、修羅と名つくるものは地面皆石にして凡そ長二十五六丈、幅五六丈、其石面は血色の如く又チラシを染るありて異怪なり。劍の山と名つ

くるものは、滿山の石悉く劍の如く尖りて刀鋒を並べたるが如し。其余酒造家、藍染屋、麹造屋等の地獄皆其色狀をあらはす。凡、硫黃山あれは必す火出て温泉涌き自ら地獄と云とぞ。殊に、當山と肥前の温泉嶽を見る人驚歎せすと云ふことなし。慈覺、護摩執行の時莚席なく、槲の葉を取て石上へ敷く。今に其石あり、方二丈許り、薄片にして幅一寸、長さ二尺半計にして形槲の葉の如くにして文理あり。又當山に異鳥あり、鳴聲佛法僧と云ふか如し。日光山及高野山にも亦此鳥ありと云ふ。

銅山

白根銅山　秋田領赤澤銅山裏。尾去澤銅山　秋田領大葛山近く。槇銅山　同領大葛山も近く。長澤銅山、駒山銅山、時當銅山　津輕領近く十和田の方。をいぬ倉。四角嶽。

右銅山は毛馬内大湯川隔。

奥州津輕領

津輕三郡は南部の獨牧の地なり。中頃に至り陸谷の變有て南部の指揮に屬せす、其頃は南部右馬頭安信の治世なり。安信弟左衞門高信を將として津輕平定せんと兵を催し、征伐の軍兵を津輕に入る。津輕の將要地へ備を立て戰ひけるに、閉伊武者精兵强弓數百人敵陣を射るに津輕の備崩立ち、竟に大將も討死す。是に於て一日の內に三郡の兵破らる。天文の始より南部右馬頭安信の命により津輕三郡を治

め、左衛門尉高信を石川城に置けり。高信の嫡子田子九郎信直は、南部の家督を嗣しむ。高信は石川城に於て病死す。信直の舍弟彦三郎政信を津輕郡代として波岡城に据置けり。彦三郎政信の後見として大浦右京亮を西根城に、大光寺左衛門佐を上浦城に置く。兩雄必爭ふの習ひなれは中不睦、大光寺は蟄居して居けるに、逆心疑ひなきとて大浦右京亮大勢を催して上浦城を攻拔く。大光寺は妻子と共に秋田の方へ落る南部信直援兵す。信直、半途より落城を聞き歸陣す。政信も波岡城へ引取ける。其後、右京亮津輕三郡を成敗す。信直より汗石淸四郞を右京亮か同司に添られける。天正十六年四月、津輕邑主彦三郎政信病死す。是に於て信直、楢山劔帶と南左衛門を右京亮か同職に津輕へそ置れける。彼二人と右京亮と中惡しく互に憤を含む。

津輕右京亮爲信

大浦右京亮爲信は淸和源氏の後胤にして、先祖より津輕郡に住居す。然れ共、身不肖なるか故勢ひ微なり。南部の祖時運にや、威勢日々に盛んに人に勝るか故近郡の者是に從ふ。大浦氏も父祖の代より家臣の内に加へらる。右京亮爲信は政道正敷鰥寡孤獨を憐みしかば、津々浦々迄懷かずと云ふことなし。則、南、楢山の兩士を討ち南部に背き、津輕三郡を押領せんと內心に含み秋田城介實季に加勢を乞ふ。軍兵二百騎を津輕へそ加勢し來る。最上義光か使者志村九郎兵衛來て、爲信津輕を押領するに於ては義光力を合せんと云送れり。天正十八年二月、右京亮四千の兵を卒して波岡城を攻む。城の守護楢山

劔帶、南左衞門堅く栖籠り三戶へ援兵を乞ふといへ共、九戶左近將監野心の企あるにより援兵の事も止みにける。劔帶、南左衞門佐は籠城の勢つほみ、一方の明たる土地より走り三戶へ至りければ、兵卒は我先にと落行ける。大浦爲信は三郡諸境の要害を掘切り守兵を居置、三郡の領主となる。仍て名を津輕氏と改むるなり。

同年秀吉將軍小田原征伐の時、爲信參陣して津輕三郡の領主の朱印を頂戴す。其上勇武の兵なる故、侯へ仕へてその方の部將を勤む。國元へ歸陣の後も三將軍九戶征伐を始め、處々の兵戰に加はるも右京亮爲信なり。

東照神君關ヶ原合戰に八月廿九日江戶へ着、翌九月朔日神君御進發の時爲信扈從して關ヶ原の戰ひに趣き、戶澤盛安、六鄕正乘と寡兵を以て島津氏の大軍に馳向て憤戰し、戶澤盛安は討死す。慶長の始、神君津輕爲信に三郡を賜るの命あり。爲信の子越中守信牧、其子土佐守信義、其子越中守信政、其子土佐守信壽、其子越中守信興、其子出羽守信著。貞享四卯年十一月十三日、津輕越中守信興（考ふるに此時世か）家老津輕大學を傳奏へ召て尋らるゝ趣、

一、第一奈須遠江守へ越中守次男養子に遣す、遠江守實子有て之を知らさるよし、御不審。

一、諸牢人數多抱置の義御合點これなし。

一、碇ヶ關普請仕義御不審。

一、手平山遊山所の樣に普請致候城構と見申樣に思召候御不審。
一、百澤普請の義丸の內なとの樣に相見へる御不審。
一、時鐘三ッ鑄させ碇ヶ關、手平山遊山所、百澤石三ヶ所に指置、相圖の鐘に是あるへき御不審。
一、公方樣御代津輕四萬五千石の處下置れ候國中檢使至り候儀合點これなき御不審。
一、江戶上下に數鎗に投さや持せ候段何方より御免被下候哉御不審。

右御不審を蒙り御答なきにより閉門に仰さる。

元祿二巳年津輕一門津輕兵庫、同造酒之丞男女四五十人境を越て秋田へ遁れ來り、七月晦日秋田城下へ着、八月十五日國へ歸る。

奧州津輕三郡

出羽秋田と南境、東は奧州の海邊の境、北は同州松前つゝき、西は海なり。南出羽と奧州の街道の境は三本杉と云大杉を限る（秋田にては比內矢立杉と云。）右杉より碇ヶ關村へ二里二丁餘なり。此地數の問番二ヶ所あり（秋田街道と南部街道なり。）碇ヶ關村入口は大川橋にて亘り、村の入口大門あり。左右は柵木構へ民家百姓百程、領主の旅館あり。村の入口關守の番所あり、往來の旅人何國より來て此處何と云者宿すと云、旅宿の亭主をして其所の役人達より書付を取り先々へ行、歸る時は其書付を出し家老の判の書付を取、關所へ納て國を出る也。碇ヶ關村より弘前の城下へ五里、此間に宿川原村と云有り、其邑の邊にあをは山と云有り。大山に

して古館あり。其内に祠あり、少し歩みて碇閣と云有り、夫より九十九森村、小掛村、下長峯村、倉立村、大鰐村、さはせ村、宿川原村、石川村（大川有）、弘前城下。（古道と云有り、石川村、堀越村、門外村、大清水村、取上村、弘前て。

弘前城

本城にして本丸東南北と虎口あり。櫓四ヶ所、西は高陽にして花畑續、其外は柵なり。南は大手と見え東北南引包みたる二郭あり。本丸四方堀分て花畑の堀幅ひろし。南の二の丸を備前町と云て士屋敷あり。寶永二酉年より外郭へ出へしと令さる。北の二の丸母衣町と云上同、東二の丸右同、三方共に一郭也。本城追手虎口馬出あり。外の三郭北東と一郭北は小郭別郭、花畑の後ろ大川にして構へ、南方秋田道二路あり。三の郭南大手虎口に見付の二階門、右堀土橋にして夫より出る町南白銀町と云。其並南の方を元親方町、今親方町、鍛冶町數町士屋敷ありて、さから町片側町にて大門となる。三郭南虎口一ヶ所二階櫓門、其外は東白銀町士屋敷數丁重る。和徳町通りと云は商家町なり。東南隅秋田街道あり。三郭北虎口あり、出れはかうや町、龜の子町、商家又士町あり。禰宜町と云あり、八幡、明神、山王、稲荷三ヶ所に社あり。西花畑の外は士町或は商家厩町と云あり。北によりて誓願寺あり、其門前より北の方に當りて、三里餘隔りて岩城山あり。麓に百澤寺あり、日光の社を移して甚美を盡せり。其山富士山に

似たり。

いつ見ても富士とや云はん陸奥の岩城の山の雪のあけほの

岩城山委敷事は末に出す。

南さから町、大川の外は新寺町大參寺（大寺内なり）念佛寺、永明寺、法立寺、本行寺、貞正寺、心經寺、泉德寺、長正寺（領主の寺なり耕春院と云。）新寺町後南の道は村居有る所新町と云、領主の藏屋敷あり。千年山百年山の兩古跡も此處にあり。弘前城下より一里半津輕野（舟渡あり四里也）浪岡（四里）新城（一里半）大濱（一里半）靑森、海上にて松前へ二十五里、靑森の港（長さ一里町四通あり）安方町八百軒は魚師なり。善知鳥坂、同所也橋と云て大橋あり。惣家員凡三千軒、此の邊を外の濱といふ。是より國なし。大濱（是より外の濱夷賊住所多し三里半）蓬田（二里）蟹田（二里半）平館（六里）今別（一里）三廐まて海なり。松前海上三里餘、海の方街道羽州秋田岩館村より津輕深浦へ三里なり。奥羽境に二社の明神あり。廣戸へ二里、小瀨浦へ二里計り。浦呂木（二里）西の關（一里半）鯵ケ澤（八里）十三湊（八里）小泊（三里）而して國の限りなり。松前へ十里海上也。〇碇ケ關三本杉境より三馬屋迄三十四里二丁。

弘前より武州江戸まで百八十四里

八幡宮	六百石		弘前にあり
東照宮	五百石		藥王院
愛宕權現	百五十石	眞言	橋雲寺

岩城山權現　　津輕弘前の南にあり社領四百石

祭神未詳 寺の境内にも亦勸請の社あり　　眞言　百澤寺

本社は百澤寺山の上にあり。登ること凡そ三里半、八朔より重陽の中に至て七日の潔齋にて登るへし。其他は許さすと、しかして女人結界の山なり。俗に云、志津王丸の姉安壽姫を祭るの社なりと。今に於て丹後の人登山を許さす、若犯して參詣する者は必す神の祟りに逢と云へり。元祿年中修覆あり、諸堂最華美なり。凡當山と南部の岩鷹山は共に富士の形に似たり、故に奧の富士と稱す。

富士みずばふしとや云はん陸奧の岩城の嶽をそれと詠めん

傳に云、昔當國の領主岩城判官正氏と云者あり。永保元年の冬京師にあり、讒者の爲に西海に謫せらる。本國に二子あり、姉を安壽と名け弟を志津王丸と名く。母と共に吟ひ出羽を過越後に至る。直江の浦に山角太夫と云者あり。常に人を勾引して賣るを以て業とす。彼母子等之に逢ひ、使(マヽ)橋に遇ふ。則ち是を僞して母をは婢女に宇和竹と名く佐渡に賣り、二子をは丹後に賣る。由良の湊の山椒太夫、是を買取て奴婢とす。負戴芻牧の勉め甚た分にすぐ。姉頻りに勸めて弟をして遁れ去らしめんとす。此事山椒太夫風に聞て鐵を灼きて額に印す。然るに懷中の地藏若しみに代て痕なし。然して弟遁去る。是に於て姉を拷問す、堅く行く所を知らすと云ひ終に責殺さる。既にして志津王丸は國分寺に走り入り、匿し給はん事を乞ふ。菴主諾して古籠の中に藏し、梁の上に繫て讀經他なし。太夫父子等追來て是を尋る

に、僧盟て知らすと云ふと雖も聽かす、寺内を探して彼紙籠に及ふ。梯折れて三郎か腰を折り、遂けすして歸去る。寺主、豫め其來由を聞て白紙籠を負て洛に至り、七條朱雀權現堂に卸し兒を出して別れ去る。志津王丸攝州天王寺に往ければ、阿闍梨憐み是を養ふ。時に、洛西梅津某養子を淸水の觀音に祈る。夢想に因て阿闍梨の許に來り、志津王丸を請ふて養子とす。而して系圖の書を出して讒言滅家の行狀を訴る。洛に上り是を奏するに、帝是非を糺し、正氏か流刑を赦し本領を賜ふ。且讒者の領地を志津王丸に賜ふ。志津王丸奏して丹後、越後、佐渡の中若干郷を賜りて是に代へんと請ふ。帝是を許し給ふ。因て自丹後に赴き國分寺を旅館となす。住僧は領主の不意に入來るを怖れて出奔す（永保二年正月十六日安壽命か殞す。時に年十六、志津王年十三、未た半年を過す出世すればなり。）是を搜し求めて懇に厚恩を謝す。而して山椒太夫の首を鋸にし、同三郎か首も同刑す。夫より佐渡に往て盲目の母にたつねあへり。母涕泣して命を失ふ。又越後に至て山角太夫か親族を殺す。安壽の靈を祭て神となしにける。按するに、再家を起す事偏に安壽か慮より出つ。神に祭るも亦宜なり。俗に以て五十四郡の國主とする者は非なり、唯信夫郡岩城郡の領主なるへし。名付て岩城の判官と云ふ（秦の川勝か後裔なり。）又安壽丹後にありし時、呼名を信夫と云て故郷の郡名に準すとなり。永保は白河院の年號にして、源頼義父子、安倍頼時及貞任宗任等を誅戮しての後二十年に當り、源義家、淸原ノ武衡等を攻滅すの前十年に當る。然して、岩城と津輕の岩城山とは南北百餘里を隔て是を祭ること未詳、若津輕も亦是を兼領するや否や。

卒觀濱

津輕海邊の惣名なり。青森の近所の濱に村あり、安潟と名く。然るに安潟を以て其聲とする事は不審し。善知鳥多し、鴫の屬にして三才圖會水禽の部に詳なり。

陸奧の外の濱なる呼子鳥鳴なる聲はうとふやすかた。

保呂豆木　玉石

津輕卒觀濱、今野邊地の内の海濱の名なり。此處に多く美しき小石を出す、其大なる者は拳の如し。玉人磨て以て玉とす。略瑪瑙に似たり。小き者は豆の如く潤白舍利に似たり、以て津輕舍利とす。詳なる事は石の類にて三才圖會に見ゆ。

昭和三年六月

細谷則理　校訂
大山順造　校訂
國本善治　校字

柞山峯之嵐全終

昭和三年八月廿五日印刷
昭和三年九月一日發行

秋田叢書第一卷

不許複製（非賣品）

編纂兼發行人　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市

印刷者　林英一郎
東京市牛込區築地町六番地

發行所　秋田縣横手町
秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八、二五二番

發賣元　東京市麻布區宮村町十番地
史誌出版社
振替東京三四、六八五番

深澤